

## ■ 総則

### 第1章 計画の基本方針

#### 1. 計画の目的

神戸市地域防災計画（以下、「本計画」という。）は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、神戸市の地域における震災に係わる神戸市の処理すべき事務又は業務に関し、地域内の関係機関の協力業務を含めて、総合的かつ計画的な対策を定め、市民の生命、身体、財産を災害から守るための対策を実施することを目的とする。

#### 2. 作成機関等

##### (1) 作成機関

神戸市防災会議

##### (2) 神戸市防災会議の目的

神戸市防災会議は、災害対策基本法第16条及び神戸市防災会議条例に基づき設置された神戸市の附属機関であって、神戸市の地域に係る防災に関する基本方針の決定並びに神戸市地域防災計画の作成及びその実施の推進を図ることを目的とする。

##### (3) 神戸市防災会議の庶務担当機関

神戸市危機管理室

#### 3. 計画の位置づけと構成

本計画は、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災の実態及び教訓をふまえた計画とし、以下の4編から構成される。

##### (1) 地域防災計画（地震対策編、東南海・南海地震防災対策推進計画、風水害等対策編）、水防計画

地震対策、風水害等対策に係わる行政対応や防災関係機関の対応を総括的に網羅する。

##### (2) 防災対応マニュアル

災害対策を実行する担当部局別・災害事象別に、具体的行動指針や行動内容を時系列的に、わかりやすく、使いやすい形態でマニュアル化する。

##### (3) 防災事業計画(安全都市づくり推進計画)

安全都市づくりに関係する5箇年の事業計画を示した「安全都市づくり推進計画」を神戸市地域防災計画の防災事業計画に位置づけ、都市における災害の発生を出来るだけ未然に防止し、また災害が発生した場合にも、その被害を可能な限り軽減する目的で定めるものであり、中長期的視点にたって各種防災関連事業の推進を図る。

なお、東南海・南海地震に関する予防計画については、本計画の「東南海・南海地震防災対策推進計画」による。

##### (4) 防災データベース

防災対策を実施するうえで必要な各種データを一元的に構築・整備し、各種防災施策を実施するための基本的なデータベースとして活用を図る。

## ■ 地震対策編

### [総則] 1. 計画の基本方針

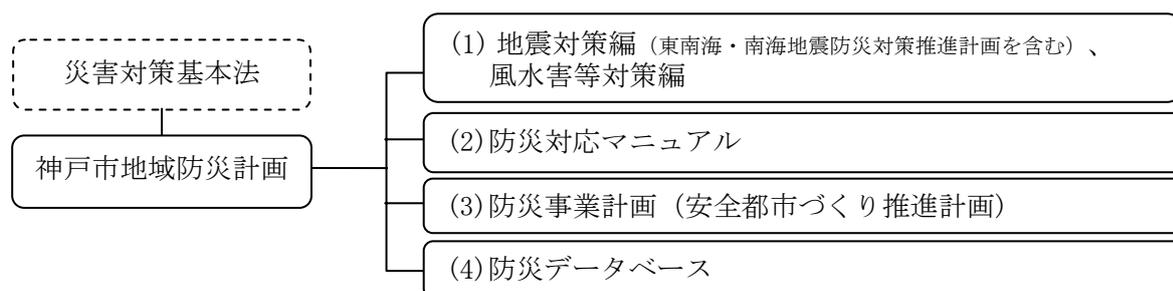


図 1 神戸市地域防災計画の構成

## 4. 地震対策編の内容

本計画は、阪神・淡路大震災級の地震災害が発生した時の災害対応を基本とする。さらに、地震発生時刻や季節等、阪神・淡路大震災とは異なった条件で検討した「災害想定」結果を踏まえ、地震発生条件が異なった場合に配慮すべき災害対策事項を定める。

本計画は、総則、予防計画、応急対応計画、災害復旧計画から構成される。

### (1) 総則

本計画の目的、前提条件、防災関係機関の処理すべき業務大綱等、神戸市が行う震災対策の基本方針を定める。

### (2) 予防計画

「安全・安心なまちづくりの推進」という視点で都市における災害の発生をできるだけ未然に防止し、また、災害が発生した場合にもその被害を可能な限り軽減するための計画である。その実施計画として「ライフライン機関の施設の強化」を定めるほか、防災事業計画（安全都市づくり推進計画）を別冊に定める。

なお、津波に関する予防計画については、地震対策編（東南海・南海地震防災対策推進計画）を参照すること。

### (3) 応急対応計画

災害が発生し、また発生する恐れがある場合に、災害の発生を防御し、または応急的対応を行う等災害の拡大を防止するため応急的に実施する対策の基本的な計画を定める。

### (4) 災害復旧計画

災害復旧の実施にあたっての基本方針を定める。

また、本計画の内容については、「区安全まちづくり計画」や地域での「コミュニティ安全計画」の作成など、市民の主体的な参加のもとに、生活圏の広がりに応じた防災計画を作成することにより、その充実を図る。

## 5. 計画の修正と習熟

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年定期的に検討を行い、必要があると認められる時は、速やかに修正を行うこととする。また、本計画は、神戸市の職員及び防災関係施設の管理者、その他防災関係機関に周知し、市民にも理解を得ることとする。

## 第2章 計画の前提条件

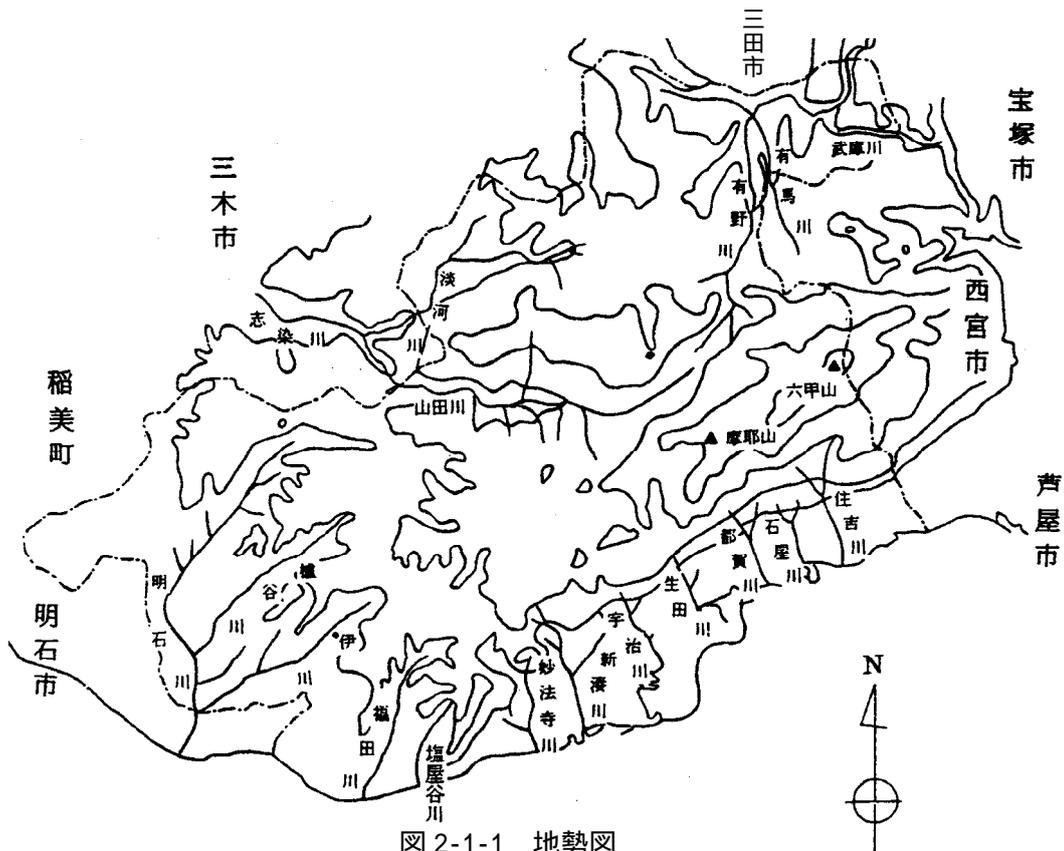
### 2 - 1 神戸市の自然・社会的条件

#### 1. 神戸市の地勢

神戸市は、兵庫県の南部に位置し、東端は東灘区深江南町1丁目（東経 135° 18' 23"）、西端は西区岩岡町古郷（東経 134° 54' 46"）、南端は垂水区平機3丁目福田川口（北緯 34° 37' 24"）、北端は北区長尾町上津（北緯 34° 53' 46"）であり、東は芦屋市、西宮市、宝塚市、北は三田市、三木市、西は稲美町、明石市と市境を接している。

市域は、東西に連なる六甲山地により南北に二分されており、大阪湾に面する南側は、六甲山地に端を発する住吉川、石屋川、新湊川、妙法寺川等の表六甲河川の運んだ土砂によってつくられた東西に細長い山麓台地や海岸低地からなっている。この六甲山地の南側は、幾つもの谷を含む急斜面となって市街地に接し、山麓部の諏訪山断層を境として沖積地に連なっている。市の人口の約7割が住む市街地はここに展開している。

一方、六甲山地の北側は、流紋岩や第三紀層の地質からなる標高300m以上の丘陵地が波状に展開し、西部一帯は、伊川、櫛谷川、明石川により造られた第四紀層からなる低い台地になって、播州平野に続いている。



#### 2. 神戸市域の地質

神戸市街地は、六甲変動と呼ばれる地殻変動によって隆起しつつある六甲山地と、第四紀と呼ばれる約200万年前以降の地質時代から沈降している大阪湾との境界部分に位置する。その

[総則] 2. 計画の前提条件

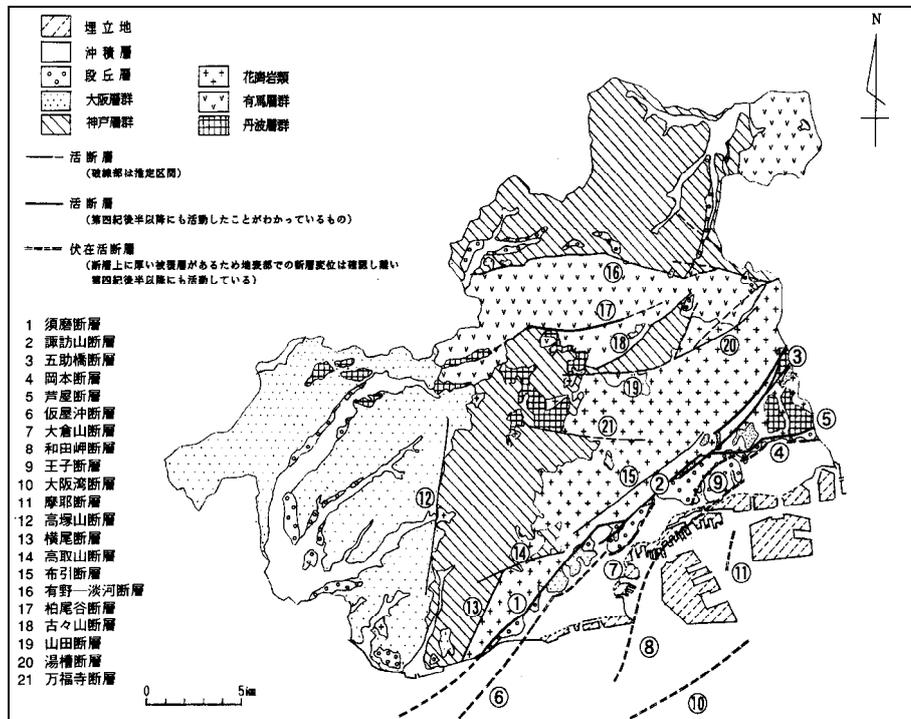
ため、市街地の表層地盤は山地より供給される扇状地堆積物と、気候変動で起こった海水面の上下作用によって形成された海浜性の堆積物が混じり合って複雑な構成となっている。

神戸周辺の地質は神戸地域の地質年代表に示されるように、六甲山地に露出する花崗岩類などの中生代白亜紀以前(約7000万年前)に形成された基盤岩類と、新生代第三紀以降(約3000万年前)に基盤岩類を覆って堆積した被覆層に大別される。基盤岩類は、主に六甲花崗岩、布引花崗閃緑岩などの花崗岩類などより成り、一部の地域には、流紋岩質凝灰岩類や変成岩などが分布している。

一方、被覆層は形成時期の古い方から、約3000万年前の神戸層群、約300万～20万年前の大阪層群、約20万～2万年前の上部洪積層(段丘層および段丘相当層)、そして2万年前以降に堆積した沖積層に区分される。被覆層のうち、神戸層群は神戸市域西部から西側におもに分布し、また、市域中部より東側の丘陵地や平野の地下には、大阪層群より新しい地層が分布している。基盤岩を覆って分布する大阪層群は、砂礫、砂、粘土などのような固結していない土砂より成り、50枚以上の火山灰や、粘土のうちでも海に堆積した12枚の海成粘土層が挟まれている。大阪層群の上位には、段丘面を形成する地層として段丘層、さらに沖積低地から河川沿いの低地を構成する地層として沖積層などが分布する。

地質構造的には、概観すると、須磨断層や諏訪山断層などの活断層と、そのすぐ南東側に位置する仮屋沖断層・大倉山断層などの伏在活断層を含む“淡路-六甲活断層系”と、この断層系からおよそ5km南側に位置する“大阪湾断層系”に分けられる。大阪湾断層は、大阪湾の中西部を北北東から南南西方向に延びており、その北側はポートアイランド沖付近まで確認されているが、それより北東側では断層は不明瞭になる。また、和田岬の東端付近には、大阪湾断層から北北西に分岐すると考えられる和田岬断層があり、この断層はさらに北東方向に延び、神戸市灘区から東灘区付近で“淡路-六甲活断層系”と合流するようである。

その他、六甲西部には高塚山断層、六甲山地北部や帝釈山地周辺にも“有馬-高槻構造線”の西方延長にあたる六甲断層や柏尾谷断層などが存在する。しかし、全般的には六甲山地北部や西部の活断層は、第四紀後半以降において六甲山地南麓のものに比べて活動性は低く、顕著な動きの認められないものが多い。



東灘区から須磨区までの市街地部及び表六甲部は、神戸市地域活断層調査の成果による。その他は、「兵庫の地質」(1996)をもとに作成した。

図 2-1-2 神戸市の地質図

表 2-1-1 主な活断層の第四紀後半以降の平均上下変位速度

断層名	変位速度を求めた場所	平均上下変位速度	備考
飯屋沖断層 - 大倉山断層	須磨区東部 ～ 長田区南西部	0.2～0.3m / 1000年	今回調査による
大倉山断層	湊川神社付近	0.1～0.2m / 1000年	今回調査と兵庫県(1996)による
和田岬断層	神戸・兵庫港	0.3m / 1000年	兵庫県(1996)による
摩耶断層	ポートアイランドと 六甲アイランドの間	0.3m / 1000年	兵庫県(1996)による
和田岬断層 延長部	灘区都賀川下流	0.2m / 1000年	今回調査と兵庫県(1996)による
岡本断層 (仮称)	東灘区岡本	0.5m / 1000年	今回調査による

表 2-1-2 神戸地域の地質年代表

年代	地質時代	地質種類	主な出来事
0.01	第四紀 更新世	完新世 沖積層	沖積平野の形成 段丘の形成
		後期 低位段丘 中期 中位段丘 前期 高位段丘	
1.64	新生代 新第三紀	大阪層群 上部垂層群 中部垂層群 下部垂層群	被覆層 第二瀬戸内時代 人類の誕生 第一瀬戸内時代
23.3	古第三紀	神戸層群	層 古神戸湖の時代
65.0	中生代	六甲花崗岩 有馬層群 布引花崗閃緑岩 丹波層群	基盤岩類 花崗岩、火山岩の生成
146 百万年前			

### 3. 神戸市の気象

神戸市は、全般的には瀬戸内海型の気候に区分される。このため六甲山系の南側は、瀬戸内海の影響を受けて比較的温暖な気候であるが、北側は海拔高度もあり、これに比べてやや寒冷である。

六甲山地は市民の憩いの場であるが、気象学的には低気圧や前線の前面で上昇気流を助長させ、時として豪雨をもたらす場合がある。

風向は、9月から3月までは北ないし西北西が多く、これは冬期の季節風によるものであり、4月から8月は東北東が主で、これは六甲山地に平行して吹く風である。

風速は年平均3.2m/s(1981～2010年の平均値)である。これは、地震時に予想される同時炎上火災の延焼に関し、重要な条件となる。

表 2-1-3 気象要素の月別平年値

観測地点：神戸海洋気象台

統計期間：1981～2010年

要素	降水量	気温			風速	日照時間
	(mm)	( )			(m/s)	(時間)
	合計	平均	最高	最低	平均	合計
統計期間	1981 ～2010	1981 ～2010	1981 ～2010	1981 ～2010	1981 ～2010	1981 ～2010
資料年数	30	30	30	30	30	30
1月	37.8	5.8	9.0	2.7	3.7	145.8
2月	56.9	6.1	9.6	3.0	3.2	137.0
3月	98.5	9.3	12.8	6.0	3.2	159.9
4月	101.6	14.9	18.7	11.3	3.1	189.8
5月	149.7	19.4	23.2	16.2	3.1	193.7
6月	181.6	23.2	26.6	20.4	3.1	154.2
7月	152.1	26.8	30.0	24.4	3.1	174.5
8月	90.9	28.3	31.8	25.8	3.1	215.5
9月	144.6	25.2	28.5	22.5	3.2	153.2
10月	98.3	19.3	22.7	16.1	3.1	167.1
11月	63.4	13.9	17.3	10.6	3.2	150.5
12月	40.9	8.7	11.9	5.4	3.3	154.0
年	1216.2	16.7	20.2	13.7	3.2	1995.1

表 2-1-4 気象要素の月別極値

観測地点：神戸海洋気象台

統計期間：最高・最低気温 1897～2010年

要素名/月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
最高気温( )	19.2	20.8	23.7	28.5	31.9	34.2	37.7	38.8	35.8	31.4	26.2	23.7	38.8
最低気温( )	-6.4	-7.2	-5.0	-0.6	3.9	10.0	14.5	16.1	10.5	5.3	-0.2	-4.3	-7.2
月最深積雪(cm)	10.0	17.0	14.0	-	-	-	-	-	-	-	-	9.0	17.0

(注) 1897～1999年8月31日の観測地点：神戸市中央区中山手通 7-14-1

(注) 月最深積雪 1914～2010年

表 2-1-5 気象要素の極値・順位表

観測地点：神戸海洋気象台

要素名/順位	1位	2位	3位	4位	5位
日最低海面気圧(hPa)	945.9 (1961/9/16)	954.6 (1934/9/21)	957.0 (1912/9/23)	962.7 (1959/9/26)	964.0 (1950/9/3)
日降水量(mm)	319.4 (1967/7/9)	270.4 (1938/7/5)	262.8 (1945/10/9)	219.4 (1965/9/14)	199.4 (1910/9/7)
日最大10分間降水量 (mm)	36.5 (2012/4/3)	28.0 (1958/9/11)	24.5 (2006/8/14)	23.5 (1972/8/2)	23.4 (1967/7/9)
日最大1時間降水量 (mm)	87.7 (1939/8/1)	75.8 (1967/7/9)	61.5 (1998/9/24)	60.8 (1938/7/5)	56.5 (1925/9/18)
日最高気温の高い方から ( )	38.8 (1994/8/8)	38.0 (1994/8/7)	38.0 (1994/8/6)	37.7 (2002/7/24)	37.6 (1914/8/6)
日最低気温の低い方から ( )	-7.2 (1981/2/27)	-6.8 (1981/2/26)	-6.4 (1936/1/18)	-6.2 (1977/2/16)	-6.0 (1963/1/24)
日最小相対湿度(%)	6(2012/4/2)	7(1950/5/14)	8(1950/3/24)	10(2012/3/29)	10(2007/4/28)
日最大風速・風向(m/s)	北東 33.4 (1950/9/3)	南 30.0 (1965/9/10)	北北東 29.3 (1959/9/26)	南南西 27.4 (1945/9/18)	北東 27.0 (1961/9/16)
日最大瞬間風速・風向(m/s)	南南東 48.5 (1965/9/10)	北東 47.6 (1950/9/3)	南南西 41.6 (1998/10/18)	西北西 41.5 (2004/10/20)	南南西 41.3 (1964/9/25)
月最深積雪(cm)	17(1945/2/25)	16(1931/2/10)	14(1946/3/10)	11(1920/2/23)	10(1984/1/31)

#### 4 . 社会的条件

##### (1) 人口・世帯

平成 24 年 4 月現在の本市の推定人口は 1,541,596 人、世帯数は 690,647 世帯となっている。

##### (2) 建物

平成 21 年 1 月現在の本市の建物棟数は 625,091 棟で、このうち木造家屋は、全体の約 40% にあたる 249,362 棟である。

##### (3) 危険物

平成 19 年 4 月 1 日現在、指定数量以上の危険物を製造、貯蔵及び取扱う施設は、製造所が 27 施設、貯蔵所が 2,517 施設、取扱所（給油、第一種販売、第二種販売、移送、一般）が 979 施設、製造所等保有事業所が、1,533 施設である。

また、少量危険物取扱所が、7,415 施設、指定可燃物取扱所が 1,331 施設にのぼっている。

さらに、石油コンビナート等特別防災区域には、東部第 1・2 工区、西部第 1 工区の一部が指定されており、そのなかに、石油コンビナート等災害防止法の適用をうける事業所として第一種事業所が 6 事業所、第二種事業所が 3 事業所含まれている。

## 2 - 2 阪神・淡路大震災の被害状況

### 1. 兵庫県南部地震の特徴

神戸市を含む阪神地域で発生した大都市直下型地震であった（マグニチュード7.3）。

深さ 16km という比較的浅い部分で発生し、長さ 50km ほどで、上下方向に地表近くから深さ 15km 程度の鉛直な長方形に近い破壊面ができ、大きなエネルギーが一挙に開放されるタイプで、地震の継続時間が短い反面、揺れの振幅が 18cm と観測史上最大になるという強い地震であった。このため、過去に経験したことのない大災害となった。（防災データベース（以下防災 DB という）総則資料 2-1 過去の地震）

### 2. 被害の特徴

平成 17 年 12 月 22 日現在で、市内の死者 4,571 人、行方不明者 2 人、負傷者 14,678 人、家屋の全・半壊 122,566 棟、全・半焼 7,045 棟となるなど、関東大震災以来の大きな被害をもたらした。

大都市を直撃した地震のため、電気、上・下水道、ガス、電話などの被害が広範囲になるとともに、道路や鉄道も途絶されるなどライフラインに壊滅的な打撃を与えた。

古い木造住宅の密集した地域において、地震による広範囲な倒壊、火災が発生し、兵庫区、長田区などでは火災が同時多発した。

設計上、想定していた地震をはるかに上回る揺れのため、大規模構造物にも甚大な被害が発生した。

市役所（2号館）や病院、消防署等の施設が被害を受けたほか、市場、商店街、工場、事務所等の倒壊・焼失により、経済基盤に大きな影響を与えた。

### 3. 神戸市の主な被害状況一覧

(H17.12.22 現在)

被害区分	単位	被害状況	備考	
人	死者	人	4,571	
	行方不明者	人	2	
	負傷者	人	14,678	
建物	全壊	棟	67,421	
	半壊	棟	55,145	
	全焼	棟	6,965	
	半焼	棟	80	
その他の被害	がけくずれ	カ所	68	
	市立学校等	カ所	296	市立幼・小・中(分校舎を含む)・高・高専・外大
	病院	カ所	103	
	道路	カ所	960	
	橋梁	カ所	74	
	河川	河川	53	
	公園	カ所	419	
	港湾	パース	239	大型岸壁のみ

被害区分	単位	被害状況	備考
漁港	カ所	2	漁港数
クリーンセンター	カ所	5	クリーンセンター数
鉄道	カ所	9	鉄道数
水道	戸	650,000	
工業用水	カ所	82	工場数
下水道		汚水管渠：約 63.5km、雨水幹線：約 9.5km、 処理場：東灘(機能停止)、中部(機能 50%以下)、西部(80%低下)	
電話	回線	121,950	市内回線数 517,000 回線
電気	軒	1,000,000	関西電力(株)管内、一時の停電は除く
ガス	軒	493,050	市内供給軒数 626,370 軒

(市災害対策本部調べ)

#### 4. 被害の概要

避難者数：236,899 人(599 避難所、平成 7 年 1 月 24 日最多)

火災発生件数：175 件(1 月 17 日～27 日)

焼損延べ面積：約 82ha

宅地の被害、擁壁の損壊等：約 3,000 件

ライフラインの被害

	地震発生時の状況	復旧状況
水道	地震発生と同時に市街地を中心に断水	4/17 応急復旧完了
工業用水	地震発生と同時に臨海部の工場を中心に断水	4/10 応急復旧完了
下水道	地震発生と同時に市街地を中心に管路一部破損、 処理場一部機能停止、一部機能低下	5/31 応急復旧完了東灘処理場を除 き平成 8 年度末で復旧完了
電気	地震発生と同時に市街地を中心に停電	1/23 応急復旧完了
ガス	地震発生と同時に供給停止	4/11 復旧宣言
電話	地震発生と同時に市街地を中心に不通、約 12 万回線	1/31 復旧宣言
道路	長田楠日尾線等の道路災害 960 件、東魚崎橋等の橋 梁災害 74 件、道路への倒壊家屋約 8,000 件	
鉄道	地震発生と同時に 全鉄道途絶	(全線復旧)北神急行電鉄：1/18、市営地下鉄：2/16、 JR・在来線：4/1、新幹線：4/8、阪急電鉄：6/12、山陽電鉄：6/18、神戸 電鉄：6/22、阪神電鉄：6/26、神戸高速鉄道：8/13、ポートライナー：7/31、 六甲ライナー：8/23

#### 社会福祉施設等の被害

ア 福祉事務所：灘福祉事務所、外壁及び柱等の主要構造部の亀裂により使用不能  
その他の 7 福祉事務所、一部損壊

イ 保護施設等：7 施設中、全壊 2、一部損壊 5

ウ 保育所：158 施設中、全壊 5、半壊 4、一部損壊 123

[総則] 2. 計画の前提条件

工 養 護 施 設	: 13 施設中、	半壊 2、一部損壊	11
才 母 子 寮	: 9 施設中、全壊 1、	一部損壊	8
力 児 童 館	: 102 館 中、全壊 1、半壊 1、	一部損壊	94
キ 障害児・者施設	: 41 施設中、全壊 1、	一部損壊	25
ク 老人ホーム	: 34 施設中、全壊 1、	一部損壊	31
ケ 生活文化会館	: 8 館 中、全壊 1、	一部損壊	7
コ 地域福祉センター	: 119 施設中、全壊 1、	一部損壊	77
サ 在宅福祉センター	: 19 施設中、	一部損壊	16
シ 老人いこいの家	: 98 施設中、全壊 3、半壊 6、	一部損壊	40

医療機関の被害

ア 市立病院

西市民病院：本館 5 階部分完全損壊、使用不能

中央市民病院：建物・設備大規模改修必要、医療機器被害大

イ 保健所：建物・外壁・柱亀裂、機器破損等

ウ 民間医療施設等

病院：112 病院のうち、全壊・全焼 4、半壊・半焼 8、被害軽微及び被害なし 100

診療所：1,363 機関のうち、全・半壊、全・半焼 259、被害軽微 926

歯科診療所：807 機関のうち、全・半壊、全・半焼 188、被害軽微 229

公衆浴場の被害：194 施設のうち、全壊・全焼 56、半壊 60、一部損壊 43

中央卸売市場及び公設市場の被害

ア 中央卸売市場

本場：一部損壊、一部建替必要

東部市場：一部使用不能、一部建替必要

イ 公設市場

長田は倒壊、使用不能

宇治川は被害甚大、補強工事必要

月見山及び西須磨は一部使用不能

灘及び鈴蘭台は被害なし

産業界の被害

ア 大手企業等

神戸製鋼所：設備被害総額約 740 億円、4 月 2 日に高炉に火入れ、8、9 月に本格稼働

川崎製鉄：神戸工場のカラー鋼板製造ラインに被害、復旧断念、撤退(震災前の計画より 1 年前倒し)

三菱重工：建物・クレーン・岸壁の損壊等被害総額数百億円

住友ゴム：神戸工場半壊、工場閉鎖、跡地は研究所集約の予定

イ 中小製造所

機械金属工業会：407 社のうち、全壊・全焼 72 社

集団化団地：29 団地・352 社のうち、全・半壊 5 団地・35 社、設備破損 3 団地・6 社

ウ 地場産業

ケミカル：日本ケミカルシューズ工業組合加盟 192 社のうち、全・半焼 158 社、長田・須磨区内関連企業約 1,600 社のうち全・半焼は約 80%

清酒：灘五郷酒造組合加盟 31 社のうち約 60%が、全・半壊、その他も設備被害甚大 14 社、約 1 割の企業が業務再開困難

洋菓子：中堅・大手は本社、工場、店舗等のいずれかが全・半壊

紳士服：神戸洋服商工業協同組合加盟 70 名のうち全・半壊 47 名

靴：神戸靴メーカー協同組合加盟 6 社のうち全・半壊 5 社

アパレル：K F A加盟 49 社のうち全・半壊 4 社  
真珠：日本真珠輸出組合加盟 97 社のうち全・半壊 5 社

エ 農漁業

塩屋漁港・垂水漁港等で護岸の滑動・陥没、道路の亀裂・陥没等の被害  
水産業共同利用施設(のり加工場、採苗施設、給油施設)の損壊  
農業用ため池堤体亀裂等、北区 87 件、西区 146 件  
水路・パイプラインの一部破損 330 カ所、農道亀裂 25 件

オ 百貨店

そごう神戸店：本館 2 階北側部分圧壊、2 階以上を撤去し復旧(9 階建)。被害甚大

大丸神戸店：本館の半分は建替必要・本館西側及び新館は被害小

三宮阪急：被害甚大、建物撤去し撤退

神戸デパート：被害甚大、建物撤去し撤退

カ 市場・商店街：東灘・灘・中央・兵庫・長田・須磨の 6 区では、商店街に属する店舗の 33%、市場に属する店舗の 45%が全壊・半壊、一部損壊を加えるとほとんどの店舗が被害

キ 貿易業界：市内に拠点のある神戸貿易協会会員 489 社のうち全壊 57 社、半壊 50 社。

神戸港での荷揚げ・船積みや交通網に支障、営業に大きな影響

ク 港湾運送・倉庫業界：神戸市内に拠点のある港湾運送事業者 135 社のうち、101 社において何らかの被害。また倉庫業者 145 社のうち、76 社 248 棟において何らかの被害。神戸港での荷揚げ、船積みや交通網に支障をきたしているため、営業に大きな影響

ケ ホテル・旅館：主要ホテル内部損傷甚大

市営住宅の被害

ア 解体：34 棟・2,308 戸

イ 大規模補修：166 棟・6,664 戸

ウ 補修：452 棟・16,144 戸

港湾施設の被害

ア 岸壁：岸壁本体の滑動・傾斜、エプロン舗装の沈下・陥没

イ 埠頭用地：ヤード舗装の沈下・陥没、クレーン基礎の破損

ウ 防波堤・護岸：本体の沈下・傾斜・破損

エ 橋梁・高架道路：下部工の変位に伴う支承の損傷、橋脚の破損・鉄筋の露出

オ 上屋：沈下・傾斜・破損

カ 荷役機械：クレーン本体の脱輪・破損

キ 緑地：緑地護岸の滑動・傾斜、舗装の沈下・陥没

ク 海岸保全施設：防潮護岸の沈下、防潮堤の沈下・破損、水門・鉄扉損傷

下水道施設の被害

ア 下水処理場

東灘処理場：導水管路の破断、水処理施設の漏水等により処理不能

中部処理場・西部処理場：機能低下

イ 汚水管渠：一部損傷 約 63.5km(シールドの軽微なクラックは除く)

ウ 雨水幹線：一部損傷 約 9.5km

教育施設等の被害

ア 学校園：建替要 21 校園 27 棟、大規模改修要 10 校園 10 棟、中規模改修要 35 校園 47 棟、計 50 校園(延 66 校園)84 棟、小規模改修要・設備備品損傷等 245 校園 2 分校

イ 博物館等：博物館は被害大、小磯記念美術館及び青少年科学館は一部損傷

ウ 図書館：中央・旧館、長田は被害大

エ 公民館：一部損傷

オ 体育館

中央体育館：内外壁亀裂、天井吹音パネル落下等

ポートアイランドスポーツセンター：外周部陥没、競技場部分の沈下、水槽破損等

ポートアイランドホール：アリーナセンタースピーカー落下、床面損傷

東灘体育館等地区体育館：内外壁クラック及び外溝破損

市営球場：野球場ブロックべい倒壊、プールサイド亀裂

カ 文化財

国宝、国指定重要文化財

・旧神戸居留地十五番館：倒壊

・風見鶏の館(旧トーマス住宅)：煙突落下、屋根損傷、壁面亀裂

県指定重要有形文化財

・清盛塚石造十三重塔：五層以上倒壊

・山邑酒造(株)酒蔵及び山邑家住宅：全壊

市指定伝統的建造物

・旧アメリカ領事館舎：煙突落下・屋根損傷。

・キャセリン邸：煙突落下、屋根大破

歴史的建造物

・徳光院本堂：壁落下、床柱亀裂

市役所・区役所庁舎等市及び関係団体所管施設の被害

ア 市役所：2号館6階圧潰、5階以上を撤去し復旧(5階建)、その他壁面亀裂・窓ガラス破損、倉庫、書庫開閉不能等

イ 区役所：灘区庁舎外壁・柱等亀裂、一部使用不能

ウ 区民センター等：

六甲道勤労市民センター：被害大

勤労会館：外内部損壊

灘区民ホール：南側梁一部損壊・大ホール天井落下、その他24施設一部損壊

エ 廃棄物処理施設

クリーンセンター：地盤沈下及び建物一部損傷

空缶リサイクルセンター：被害大、稼働停止

環境美化機動隊事務所：被害甚大、建物解体

その他事務所等一部損傷多数

オ 消防庁舎：生田・水上署及び青木出張所は建替必要、葺合署は大規模改修

カ 水道庁舎：東部センター：全壊、西部センター：一部類焼、垂水センター：一部損壊

キ 公園施設等

都市公園：1,226公園のうち419公園(34%)で擁壁崩壊、舗装陥没、液状化、地割れ施設損傷等

自然公園：林道2カ所、ハイキングコース48コース等に一部被害

ク 商工貿易センター：給排水・空調設備等損壊、外周部陥没等

ケ 産業貿易展示館：汚水管一部損壊、ガラス破損多数、電気空調設備損壊

コ 産業振興センター：壁面一部落下・亀裂、天井・床一部水損、照明・音響設備一部破損等

サ 国際会館：7階部分圧潰、解体撤去

シ 地下街：交通センタービル5階部分圧潰・4階以上解体撤去、さんちか被害軽微

ス 航空旅客ターミナル：固定橋使用不能、ポンツーン dolphins 損壊、建物外壁亀裂

セ 海上アクセス：ポンツーン dolphins 損壊、コンピュータ使用不能、整備工場破損

ソ フェリーセンター：建物傾斜・外壁亀裂等

タ 航空貨物ターミナル：上屋損傷

- チ 神戸港振興協会：ポートタワーの受水槽破損・渡り廊下亀裂、中突堤中央ビル外壁・柱亀裂等
- ツ 神戸交通振興(株)：北野坂一番館ビルの傾斜、エレベーターシャフトのひずみ等コンビナート等の被害
- ア 屋外タンク：タンク本体の変形・座屈、不等沈下、タンクの基礎・地盤の沈下・亀裂・崩壊
- イ 防油堤：亀裂、破損、開口
- ウ 高圧ガス貯蔵タンク：2万トンLPGタンクからの漏洩(7万人の避難勧告)
- エ 地区護岸：傾斜、沈下、崩壊
- その他

上記の直接的被害にとどまらず、避難所生活の長期化、それに伴う精神的疲労や子ども・高齢者、障害者等への心理的影響、学校等教育機能の低下、ライフラインの復旧の遅れ・交通渋滞などによる不便な生活の長期化や都市機能の低下、雇用の不安定化など市民の生活に対する震災の影響はさまざまな面に現れた。

また、産業面においても、企業の市外への移転や被災による生産量の低下、港湾施設の被害に伴うコンテナ貨物の他港へのシフト、高速道路の寸断や復旧工事による交通容量の不足等により、神戸のみならず日本経済へ深刻な影響を及ぼした。

さらに、大量の災害廃棄物処理の長期化やこれに伴う環境への影響など、震災がもたらした被害は広範囲で多方面にわたる深刻なものとなった。

## 2 - 3 阪神・淡路大震災で生じた課題

### 1. 災害に強いまちづくり

阪神・淡路大震災では、神戸市において最大震度7を記録し、死者・行方不明者4,571人、負傷者14,678人、最多避難者数236,899人、全半壊建物122,566棟、火災発生件数175件等、戦後最大級の激甚災害となった。相当数の市民が圧死及び窒息死となったことから住宅構造の耐震力が問題となり、また延焼火災の多くが老朽木造家屋密集地域・住工混在地域で発生したことから住環境整備上の問題、さらに避難空間の不足、道路交通上の問題、災害情報の収集・伝達の問題等、災害に対する都市構造上の問題点が指摘された。

今回の大震災を踏まえ、災害に強いまちづくりの課題として、防災力の強い都市構造の構築、自然と共生した災害対策の推進、市街地における地震対策の推進、防災空間の確保、都市空間の耐火性の向上、安全な避難路・避難空間の体系的整備、拠点構造物の防災力強化、交通ネットワークの防災性能の強化、災害に強いライフラインシステムの構築、災害に強い情報システムの構築等があげられる。

### 2. 防災訓練・市民啓発

阪神・淡路大震災における犠牲者の多くが家具の下敷きになる等自宅内で死亡していることから、平常時からの家庭内防災の重要さが浮き彫りになった。また、市民レベルの非常用飲料水や食糧等の備蓄の必要性も認識された。

今回の大震災をふまえ、平常時における防災訓練、市民の防災意識の啓発が課題としてあげられる。

### 3. 防災活動

阪神・淡路大震災においては、被災した地方自治体レベルや、政府における初動体制の遅れが問題となった。これは、被災自治体の職員動員基準の一部不徹底がみられた上に、職員自身が被災するという現象が発生したこと、また、市役所庁舎自体が被災し機能に障害が生じたり、交通途絶による職員の登庁の遅れや初期情報の不足による状況把握の遅れ等の要因が重なったことが原因としてあげられる。

また、被災地を目指して大勢のボランティアが駆けつけたが、被災自治体はボランティアの受入れについてはじめての経験であったため、受入れ窓口を急遽設置したが、十分な対応が取れなかった。さらに、他の自治体や関係団体の応援部隊が被災地に入ったが、車両の駐車場や資機材の保管場所等の活動拠点にも不備があり、十分な対応ができなかった。

防災活動の課題として、災害発生時の初動体制の確立と対応内容の明確化、災害対策本部、区役所等のバックアップ機能整備、初動期の情報収集・伝達システムの整備、職員動員システムの確立、職員配備体制の確立、災害対応の役割の明確化と均等化、災害対策の調整機能の整備の検討等があげられる。

また、平常時からの空地の把握と災害時における空地の有効活用のシステム整備と、応援部隊や災害ボランティアの受入れ態勢の整備等が課題としてあげられる。

### 4. 情報収集・伝達・広報

阪神・淡路大震災において、被災自治体は電話の輻輳や無線設備の機能障害等により、情報収集が困難であった。神戸市では、同報無線は設置されていなかったが、広報紙の発行、あじさいネットの活用、FAX通信の実施やマスコミの活用により、市民への広報活動に努めた。

しかし、大量の情報需要への即時対応と時系列に変化する被災者ニーズにあったきめ細かな情報伝達が問題となった。

情報収集・伝達の課題として、同報無線の整備等災害時情報システムの構築、情報収集システムの確立等があげられる。また、災害広報の課題として、マスコミ機関との連携、避難所等救助拠点への情報伝達システムの整備、広報紙の充実、インターネット活用方策の検討等がある。さらに、今回の災害では津波は発生しなかったが、津波情報伝達システムも重要課題として検討する必要がある。

## 5. 広域連携・応援要請

阪神・淡路大震災では、被害状況の把握が遅れたことにより、迅速な応援要請に支障が生じ、また広域応援を受けた他自治体や関係機関の応援部隊の宿舎確保、食料、道案内等の対応に困難が生じた。また、多くの応援部隊が被災地に入ったが、その配備やオペレーションは混乱し、さらに、海外からの救助隊の対応にも混乱と戸惑いが生じた。

広域連携と応援要請の課題として、自衛隊、海上保安庁等関係機関への早期派遣要請システムの改善、各種広域応援要請システム、協定の改善、応援受入れ態勢の整備、国際救助隊等、海外部隊の受入れシステムの改善等があげられる。

## 6. 救助・救急・医療体制

阪神・淡路大震災における救助・救急・医療体制の問題点としては、救助・救急事象の把握や病院情報を的確に収集できずに救急体制に支障が生じたこと、また道路渋滞により、負傷者の搬送や薬品・医療機器の流通等に支障が生じ、さらに病院や診療所自体が被害を受けたことにより、大量の負傷者や病人を受入れる体制を整えることができず、医療拠点としての機能が十分に発揮することができなかつたこと等があげられる。

他都市の医療機関による応援については、全国から急遽応援に入った医療班等の受入れや配備に問題が生じ、混乱を招く結果となった。

また、避難生活を強いられた被災者や家族を亡くされた遺族等のメンタルケア需要が増大し、災害時におけるメンタルケアのあり方が問われた。

救助・救急・医療体制の課題として、消防、医療機関、日赤等の協力体制による災害時医療システムの構築、災害時救急医療情報システムの構築、医薬品・医療機器の備蓄、調達システムの構築、災害時道路規制の徹底、広域医療体制の整備、メンタルケアシステムの整備、市民への応急処置の普及等があげられる。

## 7. 地震火災対策

阪神・淡路大震災において、同時多発火災が発生したが、消火栓が使用不能になったこと、消防署等の施設自体が被害を受けたことや地震直後の情報収集が困難だったこと等から、消火活動は困難を極めた。また、地震発生後、119番の専用線119回線のすべてが受信状態となり、地震の影響による回線異常で通信できないなど震災通報にもトラブルが生じた。

地震火災対策のハード面の課題として、消防署等施設の耐震化、耐震性防火水槽の設置等震災対応の消防水利の整備と総合的な消防力の強化があげられ、ソフト面の課題として、震災時における消防体制の見直し、情報収集システムの改善、災害時交通規制の徹底、広域応援体制の見直し等があげられる。

また、消防団の強化と資機材の備蓄の充実を図る等、地域の防災力強化も重要な課題である。

## 8. 市民・企業の自主的防災活動

今回の災害は甚大な被害が発生したが、行政機関自らも被災するなど行政だけでこの激甚災害に対応するには限界があった。このため市民の協力による初期消火活動や救助・救出活動がなされ、市民や被災者自身が避難所の運営や避難生活の改善活動に携わり活躍した。また、企業においても、人材や物資を提供する等、災害対策活動に貢献した。

市民・企業の自主的防災活動の課題として、災害時の市民、企業の役割の明確化、自主防災組織の育成と強化、備蓄の推進等市民の防災意識向上、企業防災活動の強化等があげられる。

## 9. 避難行動

想像を超える被害が発生し、神戸市内において最大で23万人の被災者が学校や集会所等の避難所に避難した。一瞬に広範囲で被害が発生したこと等により、的確な避難誘導や避難勧告の発令・伝達方法に問題が生じた。併せて従前の地域防災計画における震災時の避難計画も不十分であった。また、避難所の運営・管理計画がなく、多くのトラブルが発生した。

震災時における避難の課題として、地震災害時の避難システムの構築、避難場所・避難所・避難路の整備、避難勧告・指示の発令等情報伝達システムの構築、避難所運営システムの構築等があげられる。また、今回の地震では、津波は発生しなかったが、近い将来発生が予想されている東南海・南海地震に対しては、津波に対する避難システムの検討も重要である。

## 10. 救援・救護対策

救援・救護対策の問題点として、障害者・高齢者等の要援護者及び外国人への対応が遅れたことが指摘できる。また、道路渋滞により物資の輸送に障害が生じた。併せて、物資の受入・配分にも問題が生じたことがあげられる。

また、避難所等に救護所が設置されたが、具体的な運営方法等は構築されていなかったことから、現場において混乱が生じた。

今回の災害は大量の死者を出し、遺体安置所や火葬場の手配等に混乱を招く結果となった。

救援・救護対策の課題としては、災害時要援護者への対応システムの整備、災害時応急物資の備蓄整備、物資の運搬、配給システムの構築、救援物資の受入・配分システムの構築、救護所の設置、運営システムの構築、遺体の搜索・埋火葬システムの構築等があげられる。

## 11. 被災地安全確保対策

被災地では、多数の建物が被害を受け、居住者や沿道の安全性確保のため、建物の危険度を判定する必要が生じ、全国からの応援を受けて被災建物に対する応急危険度判定が行われたが、市民へのPR不足、判定士の絶対数の不足、り災証明の家屋被害判定との混同等問題が指摘された。

地震直後から避難所等へ弁当や食品が搬入され被災者へ配給され、食品の衛生上の問題、避難所の衛生管理の問題が指摘された。

東灘区の高圧ガス製造施設の低温LPGタンクからガスの漏洩事故が発生し7万人に避難勧告が出されたが、こうした危険物・有毒取り扱い施設に対する防災対策の重要性が再認識された。

災害から数日が経過した段階から、崩壊建物の撤去作業がはじまり、ほこりや粉塵が空気中に舞い、さらに自宅が半壊した被災者が家の片付けをはじめ、大量のゴミが道路に散乱し、被災地において環境衛生上の問題が発生した。

被災地の安全確保対策の課題として、被災建物危険度判定システムの確立、被災地の安全確保方策の検討、被災地環境管理システムの検討等があげられる。

## 12. ライフライン対策

地震が発生し、ガス、上下水道、工業用水道、電気、電話等のライフライン施設に甚大な被害が発生し途絶した。この結果、市民の生活や防災対策に大きな影響を与えた。また、復旧に関する情報の伝達にも問題が生じた。

また、ライフライン復旧のために被災地に入った応援部隊の資機材置場、駐車場等が不足し、復旧活動に支障が生じた。

ライフラインの課題として、ライフライン施設の耐震化、早期復旧システムの構築、応急給水システムの再検討、迅速で正確なライフライン情報の提供、空地管理システムなどによる復旧拠点の提供、ライフライン相互間の連携方策の検討等があげられる。

### 1 3 . 交通・輸送対策

地震発生後、鉄道や地下鉄等の公共交通機関が途絶し、橋や高速道路等の施設が崩落した結果、道路渋滞が発生し緊急車両や代替バスの通行に支障が生じた。

空からの緊急輸送手段としてヘリの活用を図ったが、ヘリポートや空路等の確保、災害時の航空管制等に問題が生じた。また、海からの輸送として、旅客船やフェリーを活用したが、港湾施設が設計段階で想定していた地震力をはるかに上回る力が働いたため大きな被害を受け、海上輸送にも障害が発生した。

交通・輸送対策の課題として、交通規制システムの整備、緊急道路啓開、緊急輸送道路の確保、代替交通システムの検討、災害時空路・海路確保方策の検討等があげられる。

### 1 4 . 生活安定対策

住居に被害を受けた多数の避難者の生活安定のために、行政により応急仮設住宅が建設されたが、用地の確保や被災者ニーズへの対応等に問題が生じた。

また、避難生活が長引き、避難所として使われていた学校等の教育施設の再開時期が問題になった。

全国から多くの義援金が寄せられ、被災者に配分された。また、県市の見舞金が支給されたが、対象者が多数であったため、時期や配付方法に問題が生じた。生活安定対策の課題として、応急仮設住宅供給システムの検討、長期化に伴う教育再開方策の検討、義援金配分システムの検討、災害見舞金等の支給システムの検討、被災後の経済秩序安定方策の検討等があげられる。

### 1 5 . ボランティア活動

災害発生直後から、多くのボランティアが被災地に入り活動をはじめた。また、神戸市では、救護ボランティアの要請・登録を行ったが、予想を超える大勢のボランティアが殺到した。しかし、活動調整を行うセンターが区単位で整備されていなかったことなどのため、活動に必要な情報収集・情報提供や、効果的な活動要請を行うことができず混乱が生じた。

今回の災害において、ボランティア活動は、行政の災害対策活動への支援や団体の自律的活動の展開、潜在層の活動参加など高く評価されたが、支援活動のあり方や専門的人材の必要性などが問われた。

成熟した社会でのボランティア活動の課題として、平常時からボランティア教育の推進、ボランティア活動を支援する専門的人材の養成、ボランティア組織のネットワーク、災害時のボランティア活動支援システムや活動条件の整備などを行うことがあげられる。

### 1 6 . 二次災害防止

地震の後、梅雨時期を迎え、土砂崩れや崖崩れの発生、情報伝達や避難の問題等、二次災害防止が重要な問題になった。

地震後に予測される二次災害への対応が課題となり、応急対策や防災工事の促進はもちろん、集中豪雨や余震による二次災害の発生に関する情報の市民への伝達、また二次災害発生予想箇所の情報伝達体制の整備、避難体制の確立と避難所の安全確保が課題としてあげられる。

## 2 - 4 災害想定

### 1. 基本方針

兵庫県南部地震は、1月17日(火)午前5時46分という冬の早朝に発生し、戦後最大級の激甚な被害をもたらした。この大震災をふまえ、神戸市地域防災計画は、安全な都市づくりを目指した復興計画やまちづくりの推進、及び災害発生時に被害を最小限に食い止めるための応急対策の見直し・強化を図ることを目的とする。

しかし、今回の大震災では全ての災害事象が現われたわけではなく、地震発生の時刻、季節、震源域、そして地震の規模等の違いにより、今回の災害とは異なる災害事象が発生する可能性がある。従って、神戸市地域防災計画では、まず今回の大震災による災害事象をふまえた見直しを実施するとともに、今回の大震災では起きなかった様々な災害事象を想定し、計画を策定する。

「災害想定」は、従来の被害想定概念である被害量等の定量的な予測ではなく、今回とは異なる様々な条件下において大地震が発生した場合に、被災前の神戸市でどのような災害事象が考えられるか、また、それぞれの災害事象に対して注意が必要な事項を予測し、これらに対して実施すべき対策の基本方針を検討する。

### 2. 災害想定

#### (1) 地震の諸元

兵庫県南部地震は都市直下型地震であり、短周期の波が卓越する地震であったが、今後発生が予想される東南海・南海地震等の海洋性の大地震では、周期の長い長周期型の地震波が神戸市を襲うことが考えられる。

こうした長周期の大地震が発生すると、場合によっては今回の短周期型の地震では被害が軽微であった超高層建物や歩道橋等の被害、タンクのスロッシング(タンクの共振現象)や地盤の液状化による地下埋設物の浮き上がり現象、津波による浸水等、長周期型地震特有の被害が発生することが考えられる(表2-4-1参照)。

今後、神戸市に影響を与える可能性がある大地震として、7つの地域が現在予測されており、それぞれの地震による神戸市の被害程度を想定すると表2-4-2のようになる。

なお、防災対策の参考とするため、兵庫県地震被害想定調査(平成12年3月)のうち、神戸市に関係する部分について、神戸市地域防災計画防災データベースに掲載する。

東南海・南海地震による津波の災害想定については、後述の東南海・南海地震防災対策推進計画に掲載する。

表2-4-1 地震特性と被害特性

地震特性	被害特性
内直下型地震 (短周期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギーの減衰が少なく、直上の都市構造物に水平方向に加え垂直方向にも大きな速度、加速度が加わり、激甚な被害を与える。</li> <li>局地的に被害が集中する。</li> <li>震源域によっては津波を発生させる可能性がある。</li> <li>地盤の液状化現象が発生する可能性がある。</li> </ul>
海溝性地震 (長周期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害は広範囲に及び、周辺都市からの応援が困難な状況が考えられる。</li> <li>津波を伴うことがあり、浸水被害等が発生する可能性が高い。</li> <li>超高層建築物等、固有周期の長い構造物との共振現象による被害が発生する可能性がある。</li> <li>液状化の可能性のある場所では、地下埋設物等の浮き上がり現象を発生させる可能性がある。</li> </ul>

表 2-4-2 今後神戸市に影響を与える可能性がある大地震

発生場所	震源域	周期	予想される神戸市の被害
内陸直下型地震	山崎断層(兵庫県)	短	東西の断層全体が活動するとM7クラスの地震が予想され、市北西部の北区や西区で被害の発生が予想される。
	有馬高槻構造線(兵庫県)	短	六甲山の北部に被害の集中が予想される。
	中央構造線	やや長	構造線のどの部分が活動するかによるが、いずれにしても大きな被害が予想され、また津波の発生も考えられる。
	花折断層(京都府)	やや長	震源域が京都府になることから軽微な被害が予想される。
	大阪湾(大阪府)	短	震源域にもよるが、直近の地震となることから大きな被害と津波の発生が予想される。
	六甲断層系(兵庫県)	極短い	1995年兵庫県南部地震と同程度の揺れが予想される。
海溝性地震	南海地震 (紀伊半島～高知県沖)	長	最大で震度6弱程度の揺れが予想され、構造物の被害とともに、津波には要注意である。
	東南海地震 (愛知県沖～紀伊半島沖)	長	

(2) 地震発生の季節

兵庫県南部地震は冬期に発生したが、地震発生の季節によって災害事象は変化すると考えられる。冬期の場合と夏期の場合での災害事象、対応等の主な相違点、及び対策の基本方針を表2-4-3に示す。

表 2-4-3 地震発生の季節条件を変えた災害想定

	阪神・淡路大震災(冬期)	災害想定	対策の基本方針
死者の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内の死者は、4,571人。(H12年1月11日現在)</li> <li>死亡原因として、家屋倒壊による圧死・窒息死、焼死、高速道路の倒壊による転落死が多かった。</li> <li>死者の年齢構成は、半数以上を60歳以上の高齢者が占めていた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>死者の発生に季節変動は見られないと考えられる。但し、夏期に地震が発生し、津波が発生した場合は、須磨海岸等の海水浴場客の津波による死者が発生する可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>迅速な情報伝達体制</li> <li>東南海・南海地震防災対策推進計画による津波避難対策の推進</li> </ul>
救急医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>寒さのため老人等の衰弱がみられた。</li> <li>風邪、肺炎等が流行した。</li> <li>伝染病の発生危険度は比較的低かった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>夏期に地震が発生すると老人や病人等は暑さによる体力の消耗が激しくなり、また伝染病の発生も考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時医療システムの整備</li> <li>避難所等の衛生管理</li> <li>避難所や仮設住宅の冷房対策</li> </ul>
火災延焼	<ul style="list-style-type: none"> <li>石油ストーブや電気ストーブ等暖房器具からの出火が見られ、また朝食の準備中のガスコンロの火が可燃物に着火し出火したケースが多くあった。</li> <li>冬期は空気が乾燥状態にあり、延焼危険度が高かった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>冬期に比べ、夏期は暖房器具等の火気使用機会が少ないことから、出火危険度は低いと考えられる。</li> <li>風力、風向等の気象条件によっては延焼危険度が高まり、焼失面積が拡大する。また、市民の避難行動へ大きな影響を与え、人的被害にもつながる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震性貯水槽の整備等震災火災に対する消防力強化</li> <li>交通規制等による緊急車両通行確保</li> <li>市民や地域の初期消火能力の強化</li> <li>延焼遮断帯や大規模公園の整備促進</li> <li>沿道不燃化の促進</li> <li>危険物取扱施設の防災体制の強化</li> </ul>
避難生活	<ul style="list-style-type: none"> <li>冬期であったため、避難生活は寒さとの戦いであった。</li> <li>避難者の暖房機器のニーズや電気、ガスの復旧ニーズが高かった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>夏期に地震が発生すると、暑さとの戦いになることが考えられる。その結果、高齢者や病人等は、暑さによる体力の消耗が激しく、また伝染病等の発生も考えられ、避難後に病人が多く発生する可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所開設・運営システムの整備</li> <li>高齢者・障害者等要援護者の避難対策策定</li> <li>避難所情報システムの整備</li> </ul>
救援物資	<ul style="list-style-type: none"> <li>暖房機器(ストーブ・毛布等)が多く搬入された。</li> <li>冬着(セーター・冬物下着等)が多く搬入された。</li> <li>弁当等腐敗の進行が比較的遅かった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>夏期は高温多湿のため、食中毒の可能性が高く、生鮮食料品、弁当等の取扱が困難となる。</li> <li>梅雨時期での救援物資の野積みに対し、雨対策が必要となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>弁当等主食の調達・配分・保管システムの整備</li> <li>救援物資受入れ・配分システムの整備</li> </ul>

## (3) 地震発生の時間

兵庫県南部地震は早朝に発生したが、地震発生の時間によって発生する災害事象や応急対応が異なってくる。

地震発生の時刻が役所の勤務時間内か勤務時間外かによって、行政の対応に大きく影響する。また昼間か夜間かによって、市民の居場所、都市の活動形態、人的被害の発生場所や発生形態等が異なる。人や物の流れで見ると、朝夕の交通ラッシュ時間か否かによっても人的、物的被害の発生場所、発生量に大きく影響を与える。

行政の災害対応に大きな影響を与えると考えられる地震発生時間について、早朝期(市役所の勤務時間外)、昼間期(市役所の勤務時間内)の場合の災害事象、対応等の相違点を表 2-4-4 に示す。

表 2-4-4 地震発生の時間条件を変えた災害想定

	阪神・淡路大震災(早朝期)	災害想定	対策の基本方針
[1] 人的被害 死傷者の発生	<p>市内の死者は、4,571人(H12年1月11日現在)。 死亡原因は、家屋倒壊による圧死・窒息死、焼死、高速道路の倒壊による転落死が多かった。 死者の年齢構成は、半数以上を60歳以上の高齢者が占めていた。 市内の負傷者は、14,678人(H12年1月11日現在)。 負傷の原因は、家屋倒壊や家具の転倒、室内の落下物等によるものであった。</p>	<p>昼間に地震が発生した場合、都心地区等の非木造建築物(RC造・SRC造)の崩壊倒壊により、事業所等建物内の死者が多数発生する可能性がある。 木造家屋倒壊による死者数は、昼間人口ベースになり、また外出している可能性があることから、今回に比較して減少する可能性はある。しかし、死者の高齢者の割合は依然として高くなると考えられる。 昼食、夕食時の火気使用時間帯に地震が発生した場合、火災発生件数が多くなり、また地震発生後の風速、風力の条件によっては、火災の延焼速度が速くなることが予測され、火災からの逃げ遅れ等による焼死者が発生する可能性がある。 観光客等の死者が、今回より多く発生する可能性がある。 新幹線、地下鉄等交通施設の崩壊による死者が増加する可能性がある。 朝夕の交通ラッシュ時間帯では、高架道路や橋梁の崩壊により車両が落下し、死者が増加することが考えられる。駅構内やコンコース内、地下街等の崩壊による死者が多く発生する可能性がある。 地下街やデパート等集客施設内において、避難に際してパニックが生じ、圧死者が発生する可能性がある。死亡原因としては、圧死、窒息死がほとんどを占め、火災状況によっては焼死が多くなる。 死者の年齢構成は、都市が活動している時間帯であり、死者発生要因や場所が多岐にわたること等から、高齢者に加えて若年層や中高年層の死者の割合も、地域によっては高くなると考えられる。 港湾部において、旅客の乗降中に地震が発生した場合は旅客に、また港湾荷役作業中に発生した場合は作業員に死傷者が多く発生する可能性がある。 さらに、津波が発生した場合、船舶の被害等も発生する可能性がある。また夏期には須磨海岸等の海水浴場客の津波による危険も考えられる。 以上のように、昼間期に地震が発生した場合は、災害要因が多岐にわたることから、阪神・淡路大震災と比較すると圧倒的に死者数は増加し、負傷者数も圧倒的に増加するほか、発生場所も広域にわたると考えられる。 また、負傷の原因は今回に加え、事務所等被害建物内での負傷の他、新幹線・地下鉄等の損壊等交通施設被害によるものやガラス片、看板の落下や自動販売機、ブロックべいの転倒等が考えられる。</p>	<p>○木造家屋の耐震診断と耐震強化 ○木造老朽密集地域の更新 ○木造住宅の不燃化促進(防火地域の指定見直し) ○道路・橋梁・地下街等の土木構造物の耐震強化 ○消防力の強化 ○家具の転倒防止等家庭内防災対策の推進強化 ○人命救助体制の強化 ○高齢者、障害者等要援護者への支援体制の整備 ○災害時救急医療システムの強化 ○トリアージ等の災害時救急システム整備 ○災害時医療情報システムの整備 ○応急手当、心肺蘇生術等の市民習得促進 ○看板等の落下防止、自動販売機・ブロック塀等の転倒防止策の強化</p>
帰宅困難者		<p>地震により交通機関が不通になり、帰宅の手段を失った市外からの就業者や観光客等が帰宅困難者となることが考えられる。</p>	<p>○帰宅困難者の実態把握 ○帰宅困難者の避難対策の検討</p>

	阪神・淡路大震災(早朝期)	災害想定	対策の基本方針
		こうした帰宅困難者は、交通機関の復旧等交通手段が確保できるまでは、市内に残留することになる。	○帰宅困難者への災害時情報システムの整備 ○帰宅困難者の収容施設の確保
[2] 物的被害  建物・土木 構造物 被害	全壊建物 67,421 棟 半壊建物 55,145 棟  阪神高速道路の崩壊、高架橋の倒壊等激甚な被害が発生した。	建物や土木構造物の地震動による被害は、地震発生の時間による変動はないが、地震の特性によって被害の現われ方が異なることが考えられる。	○木造家屋の耐震診断と耐震強化 ○木造住宅の不燃化促進(防火地域の指定見直し)
ライフ ライン被害	電気、ガス、上下水道、工業用水道、通信等のライフライン施設に甚大な被害が発生、災害対応及び市民生活に大きな影響を与えた。	電気、ガス、上下水道、工業用水道、電話等のライフライン施設被害は、地震発生の時間による変動は見られない。しかし、昼間期に地震が発生すると、就業者や観光客等の安否の確認や見舞等の電話需要が被災地内外で高まり、今回以上の電話の輻輳状態が発生するおそれがある。 ライフライン被害の把握や初動対応は、昼間に地震が発生した場合は、各機関とも勤務時間中であり、職員の参集の必要がなく、今回より迅速に対応できるが、各機関の物的・人的被害の状況によっては、被災職員の救出が第一義になることなどから、むしろ今回より情報収集や初動対応に時間がかかる場合も考えられる。	○ライフライン施設の耐震強化、液状化対策 ○被害情報、復旧情報等のライフライン情報システムの整備 ○ライフライン復旧システムの整備 (夜間の対応) ○災害時における市民や企業の防災意識の向上 ○飲料水、食料等の備蓄体制の整備
港湾被害	港湾施設の被害は、186 の公共岸壁のうち 177 施設に及び、このほか周辺道路やエプロン、ふ頭用地の陥没・クレーンや倉庫の倒壊、液状化による土砂流出等による被害が発生し、船舶の接岸が不可能になり、港湾機能が停止した。	港湾機能が活動中の時間帯に地震が発生した場合、接岸している船舶及び荷揚げ作業等の人的・物的被害、乗降中の旅客への被害、また岸壁崩壊等により、車両が港湾内に転落することによって船舶の接岸に支障を及ぼし、応急対応期の港湾活用に影響が出ると考えられる。 さらに津波が発生した場合は、港湾施設及び港湾機能へ与える被害は重大なものとなる可能性がある。	○港湾施設の耐震強化、液状化対策の強化 ○港湾・沿岸地域の津波対策促進 ○港湾区域・沿岸地域・海水浴場等の津波情報伝達システムの整備
道路被害	道路被害は 960 カ所、橋梁被害 74 カ所発生し、阪神高速道路の崩壊等により道路交通機能はマヒした。	道路構造物の被害は、地震発生の時間による変動は見られない。しかし、昼間に地震が発生すると、早朝期とは大きく異なり、道路上の交通量が圧倒的に多いことから、道路渋滞がより深刻化し、また、車両の落下、転倒等により人的被害や火災等の災害が多数発生することが予想される。 この災害事象は、幹線道路の交通規制や復旧活動にも甚大な影響を与えることが考えられる。	○道路施設の耐震強化 ○災害時道路啓開体制の強化 ○災害時交通規制体制の強化 ○災害に強い道路ネットワーク整備 ○交通信号自動起動型発電システムの整備
鉄道施設 被害	各鉄道機関とも始発前、あるいは始発直後に被災したことから、施設や車両被害は甚大なものであったが、乗客等の人的被害は軽微なものであった。 駅施設も無人であったことから、神戸市内では人的被害は出ていない。	昼間に地震が発生すると、各交通機関とも運行中であることから、線路や高架橋、橋梁、トンネル等の構造物被害による脱線、転覆、高架橋からの車両転落等により甚大な被害が発生する可能性がある。 特に、新幹線車両の高架橋からの転落は、乗客のみならず転落した沿線地域への影響も甚大なものがある。 また、地下鉄や新幹線等のトンネル内での車両脱線事故では、救出作業に手間取り、さらに復旧に長時間を要することが考えられる。	○駅舎、高架橋、地下鉄、トンネル等交通施設の耐震強化 ○駅舎、地下鉄、トンネル内での避難救出計画・体制の整備 ○災害時交通利用者への情報伝達システムの整備
医療施設 被害	建物被害・情報機能の被害による障害に加え、早朝であり、医療機関の体制が弱かったところに多数の負傷者が運び込まれ、災害後の医療体制に大きな支障が生じた。	医療施設の被害は、地震発生の時間による変動は見られない。 しかし、地震発生が昼間期であれば、多くの医者や看護師等医療関係者が病院等に勤務中であり、夜間に比べて迅速に応急対応ができる可能性が高い。 反面、手術や各種検査、治療行為中における医療事故発生の可能性が考えられる。	○市立病院等基幹医療施設の耐震強化 ○医療施設の災害時対応マニュアルの整備 ○災害時医療情報システムの整備 ○災害時救急医療システムの整備 ○救急医薬品、医療資機材の備蓄整備
危険物被害	危険物施設の被害は、4,614 施設のうち 715 施設に及んだが、危険物施設からの出火はなかった。	工場、大学、研究所、病院等で、危険物取扱施設が稼働中の時間に地震が発生した場合は、施設からの漏洩、出火、爆発等二次災害の発生危険が増大することが考えられる。	○危険物取扱施設の耐震強化 ○臨海埋立部の液状化対策強化 ○危険物取扱施設の災害時対

地震対策編

[総則] 2. 計画の前提条件

	阪神・淡路大震災(早朝期)	災害想定	対策の基本方針
		この危険物災害によって、避難や消防活動等への影響は甚大なものになる可能性がある。	<p>応マニュアルの整備 特殊化学災害に対する消防力の強化 危険物取扱施設の災害時情報システムの整備</p>
コンピュータ被害	ほとんどのコンピュータが稼働していなかったことから、機器の転倒や落下による被害及び建物倒壊等によるハード面の被害に集中した。	都市活動を支えているコンピュータが稼働している時間帯に地震が発生すると、今回発生したハード面の被害に加え、稼働中のプログラムやデータの破損等ソフト面の被害が起きる。被災したプログラムやデータのバックアップがない場合は、復旧までに長時間を要することになる。	<p>○コンピュータ施設の耐震強化 ○転倒防止対策等コンピュータ機器の耐震強化 ○バックアップ等コンピュータシステムの耐震化 ○データのバックアップ体制の強化</p>
[3] 災害事象と応急対策 火災の発生	<p>まだそれほど火気を使用していない時間であったが、地震直後に59件の同時多発火災が発生。また地震発生から当日の24時まで109件、地震発生から10日間で175件の火災が発生した。</p> <p>消防隊、消防水利の不足、交通渋滞による消防車両走行障害等により、約82haが焼失した。</p>	<p>地震発生時刻が火気使用の昼食時間帯であった場合、出火件数が今回より増加する可能性がある。特に、今回の震災では発生しなかったが三ノ宮駅、神戸駅周辺など飲食店等火気使用施設が多く立地する商業集積地域での出火が考えられる。</p> <p>臨海部の工業地帯では、工場が稼働中であることから、化学薬品火災や危険物火災等の発生危険度も高まる。</p>	<p>○耐震性防火水槽の整備等震災火災に対する消防力強化 ○市民や地域の初期消火体制の強化 ○延焼遮断帯や大規模公園の整備促進 ○沿道不燃化の促進 ○危険物取扱施設の防災体制の強化 ○ライフラインによる火災発生の防止</p>
消防活動	<p>地震直後に発生した同時多発火災に対し、消火栓の使用不能による水不足、渋滞等による交通障害等により、消火活動は困難を極め、消防力を超えた火災発生に対し、消火するのに長時間を要した。</p> <p>多くの一般市民による消火活動が行われた。</p> <p>地震発生と同時に119番受信専用回線は飽和状態となり、その後も火災通報、緊急要請等市民からの119番通報は止むことなく続き、司令課管制室は対応困難な状態になった。</p> <p>地震発生時には、消防職員の23%にあたる305名が消防局、消防署で勤務しており、防災指令第3号の非常招集により消防職員は、地震発生2時間後に50%、5時間後には90%が参集した。</p> <p>消防ヘリコプターは、交通機関の途絶、ポートアイランドの液状化による職員の到着遅れやヘリポートの液状化等により、地震発生から3時間30分後に情報収集に飛び立った。</p> <p>救急活動も交通渋滞による現場到着の遅れ、受入れ病院自身の被災等困難な状況の中で、市民の協力や他都市から</p>	<p>消火栓や防火水槽等の消防水利は、昼間に地震が発生した場合も今回と同様な被害が発生すると考えられる。また交通渋滞等による消防車両の通行障害は今回を上回り、地震発生直後の同時多発火災への消火活動は、より困難な状況になることが予想される。</p> <p>市民による消火活動は、住宅地では昼間であることから地域に男手は少なく、今回のような市民による消火活動は期待しにくい。</p> <p>昼間に地震が発生すると、一般住宅に加え、事業所等からも火災及び救急事案が多く発生することが予想されるため、今回を上回る火災、救急、救助等の通報が地震発生直後から集中し、その対応はより困難な状況になると考えられる。しかし、昼間は、消防局、各署所にはほとんどの職員が勤務中であることから参集を待たずに出勤でき、消防ヘリコプターも夜間に比べ、迅速に初動対応できると考えられる。</p> <p>緊急要請は被害状況が多岐にわたり、件数・規模とも今回を大きく上回ることが予想されることから、消防隊の活動は今回以上に困難な状態になることが予想される。</p>	<p>○耐震性防火水槽の整備等震災火災に対する消防力強化 ○市民や地域の初期消火体制の強化 ○延焼遮断帯や大規模公園の整備促進 ○沿道不燃化の促進 ○危険物取扱施設の防災体制の強化 ○交通規制による緊急車両通行路の確保</p>

	阪神・淡路大震災(早朝期)	災害想定	対策の基本方針
	の応援、警察、自衛隊との連携による活動を行った。		
市職員の参集	ほとんどの職員が自宅におり、また職員自らも被災していることから、職場への参集に時間がかかった。	昼間に地震が発生した場合は、ほとんどの職員が勤務時間帯であることから、地震発生直後に人員の確保ができる。	○市職員災害対応マニュアルの整備 ○災害時動員システムの整備 ○災害時初動体制の整備
市職員の被災状況	住宅の崩壊や火災等により、多くの職員が自宅等で被災した。	昼間に地震が発生すると、勤務時間帯であることから、多くの市職員は勤務先で被災することになる。職員の自宅建物や被災家族の安否調査が必要となる。	○市施設の耐震診断の実施 ○市役所、区役所等市庁舎施設の耐震強化 ○事務家具・機器の転倒防止等職場内防災対策の強化 ○職員家族の安否確認システム(勤務時間内地震発生時)
市職員の初動対応	多くの職員が地震発生時には自宅におり、職員自身も被災したことから参集が遅れ、行政及び防災関係機関の初動対応に遅れが出た。	勤務時間内に地震が発生した場合は、市庁舎や防災関係機関施設の崩壊等に伴う職員や来訪者等の生き埋めや火災等からの救出救護に、多くの職員があたることから、市役所等行政が実施する初動体制は、行政施設の被害状況等により、必ずしも地震発生直後に応急対応が開始されるとは限らない。	○勤務時間内初動対応マニュアルの整備 ○職員に対する応急手当、心肺蘇生等の研修
交通渋滞	交通量は少なかったが、以後被災者の自家用車及び救援救護等の交通量が増大し、また交通規制が遅れたこと、及び道路被害による交通容量の減少等により交通渋滞が発生した。	昼間は早朝と比較して道路交通量、また路上駐車車両も圧倒的に多いことから、地震発生直後から多くの幹線道路で交通渋滞が発生する可能性がある。 また、高架道路からの車両の転落など今回を上回る道路障害物も交通渋滞を加速させる要因となり、緊急車両等の通行障害が多くの道路で発生する可能性がある。	○災害時交通規制の強化 ○市民に対する災害時車両利用自粛に関するPR ○違法駐車取締の強化 ○災害時道路啓開体制の強化
救出救護活動	消防機関や警察、自衛隊等の機関や地域の住民自らも生き埋め者の救出や負傷者の処置、搬送等を行ったが、あまりにも膨大な事案が発生したこと、的確な活動を行うための情報が得られなかったことなどから、救出救護に支障が生じた。	昼間に発生する地震では、交通渋滞や救出救護にあたる機関の人的被害が問題となり、夜間の地震では情報収集や参集、応援部隊や医薬品等の到着遅れ等の問題が発生する可能性がある。	○防災福祉コミュニティの育成強化 ○市民に対する応急手当、心肺蘇生術の普及 ○災害時救急医療システムの強化 ○応援の早期要請
避難所の開設・運営	被災した市民の多くは、近隣の学校施設に避難した。 ほとんどの学校は無入であり、即刻に避難所を開設することができた。	学校が授業を行っている時間帯で地震が発生すると、各学校施設には児童、生徒がいることから、まずこの児童、生徒の安全確保が第一義になり、避難所機能への切替えに混乱を生じる可能性があり、教職員が避難所開設、運営に関われるまでに時間がかかることが考えられる。	○地震時の避難システムの策定 ○避難圏域の設定等指定避難場所の見直し ○地震発生時間別避難所開設・運営システムの整備 ○避難所運営に関する役割分担(市職員・教職員・防災福祉コミュニティ・ボランティア)
避難生活	ほとんどの被災世帯は家族が一緒であった。	昼間に地震が発生すると、多くの家族が離散している状況にあり、この家族の安否確認や避難先の確認等の情報が必要となる。	○地震発生時間別避難所開設・運営システムの整備 ○高齢者・障害者等要援護者の避難対策の策定 ○避難所情報システムの整備

## (4) 特に注意を要する事項

阪神・淡路大震災では発生していない災害事象で、今後考えられる地震災害において特に注意を要する事項を、災害事象ごとに以下に示す。

## 人的被害

## ア 死傷者の発生

死傷者が最も多く発生する可能性があるのは、季節で見ると、冬期の暖房機器の使用時期と、大阪湾の地震等で津波の発生が予測される夏期の海水浴場等と予想される。また、冬期は風が強いことも延焼火災を増幅させることから、死者が増加することが考え

られる。時間帯でみると火気使用時間である昼食または夕食時、そして夕方の交通ラッシュ時間も道路や駅等鉄道施設で多くの死者が発生する可能性がある。

また、都市が活動している昼間の時間帯に地震が発生した場合は支障が多く発生する可能性が高く、建物・施設被害、落下物や転倒により屋内、屋外にわたり死傷者が多く発生し、また発生場所も広範囲にわたることが考えられる。さらに、昼間は交通量が多く、地震直後からの交通渋滞により救急車等緊急車両の通行障害が発生し、救急医療活動に大きな障害が起きる可能性がある。

#### イ 帰宅困難者の発生

就業者の帰宅困難者が多く発生する可能性があるのは、平日の昼間の時間帯に地震が発生した場合であり、三ノ宮や神戸駅周辺等都心業務地区に集中することが考えられる。また観光客が多く発生する夏や秋の観光シーズンには、観光地区やコンベンション施設に集中すると考えられる。

#### 物的被害

##### ア 建物・土木構造物被害

長周期の地震波が襲ってくる海洋性地震が発生すると、今回構造的な被害が軽微であった超高層建築物等建物の固有周期が長い構造物に与える影響など、今回とは異なった建築物や土木構造物の被害が考えられる。また、臨海部では津波による浸水被害が予想される。

##### イ ライフライン被害

長周期の地震波が襲ってくる海洋性地震が発生すると、液状化現象により地下埋設物に影響を与え、埋設管や施設等の浮き上がり等、今回とは異なった被害が考えられる。また、地震後の復旧体制を考えると、夜間に地震が発生した場合の初動対応が問題となる。

##### ウ 港湾施設被害

地震による被害として、港湾施設等の被害や液状化現象と津波による施設被害が考えられる。

港湾機能が作動中の時間帯に地震が発生した場合、着岸している船舶及び港湾施設等への物的被害や車両の海中への転落等が発生する可能性がある。

##### エ 道路の被害

朝夕のラッシュ時間帯に地震が発生し、道路構造物に被害が発生すると、車両の落下、火災等甚大な被害が発生する可能性がある。

また、海洋性地震等長周期の地震波が襲った場合、湾岸部の液状化現象による被害や長スパンの高架橋等への被害が考えられる。

##### オ 交通施設の被害

朝夕のラッシュ時間帯に地震が発生し、鉄道施設構造物や駅舎等に被害が発生すると、乗客に激甚な人的被害が発生することが考えられる。

##### カ 医療施設の被害

医療施設の物理的被害に加え、この被害をカバーする医者や看護師等の人的条件が大きく、医療スタッフが少ない夜間に地震が発生した場合が問題となる。

##### キ 危険物被害

臨海部の工場、大学、研究所、病院等の危険物施設が稼働中の時間帯に地震が発生した場合、液状化現象による施設被害に伴う出火、爆発等の発生が大きな問題となる。

また、海洋性地震等長周期の地震が発生した場合、液状化現象による地下埋設物の浮き上がりや、タンクのスロッシング（水面がうねる現象）等による災害が予想される。

##### ク コンピュータ被害

コンピュータが稼働している昼間に地震が発生すると、転倒や落下等のハード面の被害に加え、プログラムやデータの破壊等のソフト面の被害が発生する可能性があり、情報伝達や応急対応に大きな影響を与えることが考えられる。

## 災害事象と応急対策

### ア 火災の発生

冬期の昼間あるいは夕刻の火気使用時間で、かつ風が強い場合は、地震火災の最もリスクが高い条件となる。

### イ 消防活動

今回の震災のような夜間、早朝に発生した場合は、職員の参集が困難となり初動対応が問題となること、また、昼間に発生した場合は、交通渋滞が夜間に比べ激化することから、緊急車両の通行障害はさらに条件が悪くなり、消防活動のネックになることが考えられる。

さらに、海洋性地震等長周期の地震が発生した場合は、地下に埋設された消火栓や貯水槽等の液状化現象による浮き上がりが予想され、水利の確保に支障が出ることを予想される。

### ウ 市職員の参集

今回のように勤務時間外に発生した場合、職員の参集に時間がかかる可能性がある。

### エ 市職員の被災状況

職員の被災という面では、勤務時間外であれば自宅やその他の場所で被災するため、職員の被災状況の把握に時間がかかる一方、勤務時間内であれば多く職員が職場で被災することから、被災状況の把握は比較的迅速に行うことができる。

### オ 初動対応

勤務時間内であれば被災職員の救出も加わり、必ずしも地震発生直後に応急対応できるとは限らない。

### カ 交通渋滞

朝夕のラッシュ時間帯に地震が発生した場合が最もリスクが高い。

### キ 救出救護活動

昼間に発生する地震では、交通渋滞や救出救護にあたる機関の人的被害が問題となり、夜間の地震では情報収集や参集、応援部隊や医薬品等の到着遅れ等の問題が発生する可能性がある。

### ク 避難所の開設・運営

児童、生徒が学校にいる昼間の時間帯の方が、夜間に発生する場合と比べると問題が多いと考えられる。

### ケ 避難生活

地震発生の季節による条件が大きな影響を与え、今回の冬期の地震では寒さとの戦いになり、夏期の地震では暑さとの戦いになる。

また、梅雨の時期は、寒暖の気候条件に加え湿度が加わることから、食物の腐敗等避難生活上の環境条件は、さらに厳しくなると考えられる。

### コ 救援物資

梅雨時期においては、腐敗等救援物資の管理上の問題が発生することが考えられる。

## 第3章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。

### 1. 神戸市

- 防災会議に関する事務
- 防災に関する組織の整備
- 防災に関する訓練の実施
- 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- 防災に関する施設及び設備の整備、点検
- 災害応急対策
  - ア 消防・水防その他の応急措置
  - イ 避難の勧告、指示または誘導
  - ウ 情報の収集、伝達及び被害調査
  - エ 被災者に対する救助及び救護措置
  - オ 緊急道路及び緊急輸送の確保
  - カ 災害時における応急教育
  - キ 災害時における保健衛生
  - ク その他災害の発生の防御、または拡大の防止措置
- 災害復旧事業
- 防災に関する調査研究の実施
- 関係防災機関との連絡、総合調整

### 2. 指定地方行政機関

#### (1) 近畿財務局神戸財務事務所

- 地方公共団体に対する災害融資
- 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示、調整
- 国有財産の無償貸付等
- 災害査定立会

#### (2) 近畿農政局神戸地域センター

- 災害救助用米穀に関すること

#### (3) 神戸運輸監理部

- 災害時における所管事業に関する情報の収集及び提供
- 緊急海上輸送確保に係る船舶運行事業者に対する協力要請
- 特に必要があると認められる場合の輸送命令

#### (4) 近畿地方整備局

- 国管理の公共土木施設の整備と防災管理に関すること
- 応急復旧資機材の備蓄及び整備に関すること
- 国管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること
- 災害時の道路通行の禁止又は制限及び道路通行の確保に関すること
- 国管理の公共土木施設の二次災害防止に関すること
- 国管理の公共土木施設の復旧に関すること
- 港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導
- 緊急物資及び人員輸送活動に関すること
- 海上の流出油に対する防除処置
- 港湾、海岸保全施設等の応急復旧工法の指導

災害時における技術者、防災ヘリ、各災害対策車両等による支援に関すること

(5) 神戸運輸監理部兵庫陸運部

災害時における所管事業に関する情報の収集及び提供  
 災害時における旅客輸送確保にかかる代替輸送・迂回輸送等実施のための調整  
 災害時における貨物輸送確保にかかる貨物運送事業者に対する協力要請

(6) 第五管区海上保安本部神戸海上保安部

避難の援助、勧告並びに警報等の伝達  
 海難の救助及び危険物等の海上流出に関する保安措置  
 人員及び救援物資の緊急海上輸送  
 海上交通の安全確保及び海上治安の維持

(7) 神戸海洋气象台

災害にかかる気象、地象、水象等に関する観測、予報、警報及び情報の発表並びに伝達に  
 関すること  
 防災気象知識の普及に関すること  
 気象の観測の技術上の指導に関すること

(8) 近畿総合通信局

非常の場合の通信体制の整備  
 災害時における通信の確保

3. 自衛隊 (陸上自衛隊第3特科隊、海上自衛隊阪神基地隊、自衛隊兵庫地方協力本部)

県、市との連絡調整及び県、市その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力

4. 兵庫県

兵庫県防災会議に関する事務  
 防災対策の組織の整備  
 防災施設の整備  
 防災のための教育、訓練  
 防災に必要な資機材等の備蓄、整備  
 水防その他の応急措置  
 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査  
 被災者の救出、救護等の措置  
 避難の指示及び避難所の開設の指示  
 災害時における保健衛生についての指示  
 被災児童、生徒の応急教育  
 災害時における交通規制  
 災害復旧の実施  
 市町及び指定地方公共機関の防災事務または業務の実施についての総合調整

5. 兵庫県警察

被害実態の把握  
 被災者の救出救護  
 危険箇所の実態把握及び警戒  
 気象情報等の収集及び伝達  
 危険区域居住者に対する避難の指示、警告及び誘導  
 行方不明者の捜索及び遺体の見分  
 被災地等における交通の安全と円滑の確保  
 被災地等における犯罪の予防検挙

[ 総則 ] 3. 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

地域安全情報、災害関連情報等の広報活動  
関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動

6. 指定公共機関

(1) 西日本旅客鉄道株式会社(鉄道本部)

鉄道施設の防災管理  
災害時における鉄道車両等による救助物資、避難者等の緊急輸送の協力  
災害時における県、市町村の鉄道通信施設の利用に関する協力  
被災鉄道施設の復旧

(2) 西日本電信電話株式会社(兵庫支店)

電気通信設備の整備と防災管理  
電気通信の疎通確保と設備の応急対策  
災害時における非常緊急通信  
被災電気通信設備の災害復旧

(3) 日本赤十字社(兵庫県支部)

災害時における医療、助産等救護の実施  
赤十字奉仕団の避難所に対する奉仕及び義援金の募集、救援物資の輸送・配分等の協力  
日赤医療施設の保全

(4) 日本放送協会(神戸放送局)

気象予警報、災害情報等の放送  
避難所等への受信機の貸与  
被災放送施設の復旧

(5) 西日本高速道路株式会社(関西支社神戸管理事務所)

所管する道路の防災管理と復旧

(6) 阪神高速道路株式会社(神戸管理部)

所管する道路の防災管理と復旧

(7) 本州四国連絡高速道路株式会社(神戸管理センター)

所管する道路の防災管理と復旧

(8) 日本通運株式会社(神戸支店)

災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力

(9) 関西電力株式会社(神戸支店)

電力施設の防災管理  
災害時における電力供給の確保  
被災電力施設の復旧

(10) 大阪ガス株式会社(導管事業部 兵庫導管部)

ガス施設の防災管理  
災害時における保安措置

## 被災ガス施設の復旧

### 7. 指定地方公共機関及びその他の機関

#### (1) 株式会社ラジオ関西

災害対策本部から依頼する事項の広報  
災害情報の放送

#### (2) 株式会社サンテレビジョン

災害対策本部から依頼する事項の広報  
災害情報の放送

#### (3) 神戸市道路公社

所管する道路の防災管理と復旧

#### (4) 各地方輸送機関

施設の防災管理、復旧  
災害時における緊急陸上輸送

#### (5) 神戸市医師会

災害時における医療救護の実施  
傷病者の収容並びに看護

## 第 4 章 神戸市防災会議組織

### 1 . 神戸市防災会議組織構成

会 長	神戸市長
副 会 長	神戸市副市長 2 名
専門委員	4 名
委 員	56 名
幹 事	64 名

#### (1) 指定地方行政機関の職員

機 関 名	委 員	幹 事
近畿財務局神戸財務事務所	所長	総務課長
近畿農政局神戸地域センター	センター長	統括農政事務管理官 (6次産業化担当)
兵庫森林管理署	署長	首席森林官
神戸運輸監理部	総務企画部長	安全防災危機管理調整官
		企画調整官
近畿地方整備局	局長	総括防災調整官
		事業継続計画官
第五管区海上保安本部神戸海上保安部	部長	警備救難課長
神戸海洋气象台	台長	業務課長
近畿総合通信局	局長	陸上第二課長

#### (2) 兵庫県知事の部内の職員

機 関 名	委 員	幹 事
兵庫県	神戸県民局長	総務室長
		神戸土木事務所長
		神戸農林水産振興事務所 神戸土地改良センター所長
		神戸農林水産振興事務所 六甲治山事務所長

#### (3) 兵庫県警察の警察官

機 関 名	委 員	幹 事
兵庫県警察本部	神戸市警察部長	神戸市警察部庶務課長
		警備部災害対策課長

(4) 市長の部内の職員

機 関 名	委 員	幹 事	
神戸市	危機管理監		
	市長室長	秘書課長	
	危機管理室長	危機管理室長, 担当課長(3)	
	会計室長	会計課長	
	企画調整局長	企画課長	
	行財政局長	庶務課長	
	市民参画推進局長	広聴課長	
		広報課長	
	保健福祉局長	庶務課長	
	こども家庭局長	総務課長	
	環境局長	庶務課長	
	産業振興局長	庶務課長	
	建設局長	庶務課長	
	都市計画総局長	庶務課長	
	みなと総局長	経営企画部担当課長(防災担当)	
	各区長(9)	各区総務課長(9)	
水道局長	庶務課長		
交通局長	総務課長		

(5) 教育長

機 関 名	委 員	幹 事
神戸市	教育長	庶務課長

(6) 消防長及び消防団長

機 関 名	委 員	幹 事
神戸市	消防局長	庶務課長
		警防課長
神戸市消防協会	会長	事務局長

(7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員

機 関 名	委 員	幹 事
西日本旅客鉄道株式会社神戸支社	支社長	総務企画課長
西日本電信電話株式会社兵庫支店	設備部長	災害対策室長代理
日本赤十字社兵庫県支部	事務局長	救護福祉課長
日本放送協会神戸放送局	局長	放送部長
西日本高速道路株式会社関西支社 神戸管理事務所	所長	工務担当課長

機 関 名	委 員	幹 事
阪神高速道路株式会社神戸管理部	部長	総務課長
本州四国連絡高速道路株式会社 神戸管理センター	所長	計画課長
日本通運株式会社神戸支店	支店長	総務課長
関西電力株式会社神戸支店	支店長	総務・広報グループチームマネジャー
神戸電鉄株式会社鉄道事業本部	技術部長	施設課長
大阪ガス株式会社	理事 導管事業部 兵庫地区保安統括	導管事業部兵庫導管部 緊急保安チームマネジャー
社団法人兵庫県トラック協会	会長	輸送事業部長
株式会社ラジオ関西	常務取締役 放送本部長	報道制作部長

## (8) その他市長が必要と認める者

機 関 名	委 員	幹 事
株式会社神戸新聞社	論説委員	社会部長
陸上自衛隊第3特科隊	第3特科隊長	第3特科隊第3科長
社団法人神戸市医師会	会長	副会長
婦人防災安全委員	参与委員	
市政アドバイザー	市政アドバイザー (2)	

## (9) 専門委員

関西学院大学総合政策学部教授

室崎 益輝

神戸大学名誉教授

高田 至郎

立命館大学歴史都市防災研究センター長・教授

土岐 憲三

京都大学防災研究所教授

林 春男

## (10) 要綱

神戸市防災会議条例及び運営要綱

(防災 DB 総則資料 4-1)

神戸市防災会議地震対策部会設置要綱

(防災 DB 総則資料 4-2)

神戸市地震対策連絡会議要綱

(防災 DB 総則資料 4-3)

## 予防計画

### 第 1 章 ライフライン機関の施設の強化

#### 1 - 1 電力施設の強化(関西電力)

##### 1. 電力施設の予防に関する事項

地震発生に関する情報について气象台等との連携を密にし、的確な情報の収集および伝達に努める。

災害発生の予防について、恒久的設備計画に関して次の対策を推進する。

###### (1) 変電設備

主要機器の効果的な耐震構造化  
構造物の耐震設計の採用

###### (2) 送配電設備

地中設備に係る不等沈下発生箇所の調査と改修の推進  
橋梁ならびに建物取付部における耐震性管材料および構造の採用、検討  
鉄塔の巡視・点検の実施  
配電線の地中化に関する総合的な都市整備を協調した計画的な整備の実施

###### (3) 通信設備

主要通信系統の 2 ルート化  
健全回線への切り替えによる応急連絡回線の確保  
通信用電源の確保  
衛星通信システムの配備  
移動無線応援体制の整備  
近畿地方非常通信協議会加入による地方各機関との相互協力

また、電気施設予防点検については、電気設備に関する技術基準の定めるところに適合するように定期的に当社工作物の巡視、点検(災害発生のおそれがある場合には特別巡視)および自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査を行う。

##### 2. 災害対策用資機材等の確保および整備に関する事項

災害対策資機材等の確保及び輸送に関し、次の事項についての的確な運用を行う。

###### (1) 資機材の確保

本店、支店および営業所その他の業務機関等は、地理的条件等を考慮して、災害対策用資機材等の必要数を確保する。

###### (2) 資機材の輸送

本店、支店および営業所その他の業務機関等は、輸送力確保のため、運送業者、航空業者その他と協調して輸送力確保に万全を期する。

###### (3) 資機材の広域運営

災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするために災害対策用資機材の規格の統一を電力

[ 予防 ] 1. ライフライン機関の施設の強化

会社間で進めるほか、他電力会社および電源開発株式会社と災害対策用資機材の相互融通体制を整える。

3. 公衆災害、二次災害防止に関する事項

電気工作物の適正管理を推進するために、次の具体的事項について対策を実施する。

- 樹木接触、看板接触等による漏電の防止措置
- 引込巡視、定期絶縁検査の計画実施
- 不良電気設備(需要家)の改修促進

また、災害時における感電や火災等の公衆災害、二次災害を防止するため、平常時から次の対策を実施し、需要家の防災意識の向上に取り組む。

- テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関およびホームページ、パンフレット、チラシ等の各種広報媒体を活用した電気保安上の注意点についての電気事故予防PR活動の実施
- 自家用、特高需要家との連絡協調体制の確立、保安上の注意喚起の実施

4. 電力会社相互間の体制に関する事項

電力会社相互間の広域運営体制は、全国を東、中、西の3ブロックに分け、それぞれの地域に協議会を設置するとともに、全国組織として中央電力協議会を設置しており、非常災害時(地震、台風、洪水等)における被害に対し、広域運営の趣旨に則り、復旧応援要綱を定め、災害復旧、資材の相互融通、移動無線局の応援、復旧要員の応援ならびにあっせん等を行い、電気工作物を早期に復旧し、社会に対する電気事業本来の責務を遂行できるよう対処する。

なお、関西電力は中央電力協議会に参加するとともに、中部電力、北陸電力、電源開発とともに中地域電力協議会を組織している。

5. 防災訓練に関する事項

防災士気を喚起し、災害対策を円滑に推進するため、次の各種訓練を、時宜に応じて、効果的に実施する。

- 訓練の種類 ... ア 情報連絡訓練 イ 被害復旧訓練
- 訓練の方法 ... ア 全社規模の総合訓練 イ 各級機関における総合または部門別訓練
- ウ 自治体等防災訓練への参加

6. 防災教育に関する事項

関係法令集・各種パンフレットの配布、検討会・講演会の開催および社内報への関連記事掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

## 1 - 2 都市ガス施設の強化(大阪ガス)

地震に対してガス施設の被害を防止するために、耐震性の向上を図るとともに、防災システムの強化、防災体制の整備に努める。

### 1. ガス施設の耐震性向上(ガス導管)

ガス導管は、ガス事業法、並びに日本ガス協会「ガス導管耐震設計指針」に基づいて設計、施工しており、高圧導管はすべて溶接鋼管を使用し、また中圧導管については、溶接鋼管のほか、耐震性にすぐれた機械的接合のダクタイル鋳鉄管を使用している(施工時の作業管理及び検査に十分な注意を払っている)。低圧導管については、新設及び、入れ替え時に、ポリエチレン管、機械的接合のダクタイル鋳鉄管または鋼管を使用している。

### 2. 防災システムの強化

#### (1) 地震計の設置

地震発生時に震度状況を迅速に把握し、応急対策の判断用資料とするために、製造所、地区導管部、供給所、高圧ステーションに地震計を設置しており、この情報は、無線により本社に集約されるようになっている。

#### (2) 保安用通信設備

本社を中心にして、データ伝送、指令電話、移動無線は、全て無線化されており、本社、製造所、地区事業本部、高圧ステーション間は、ループ化された無線通信回線で運用している。通信に用いる無線塔は、十分な耐震強度を有している。さらに、緊急時の通信確保のための衛星通信も使用している。

#### (3) 災害応急復旧用無線電話

災害応急復旧用無線電話は、本社を含めて各府県の事業所に設置されており、有線不通時にも社内の通信連絡はもちろん、各地域の災害対策機関との通信も確保されている。

#### (4) 導管網ブロック化

大規模地震の際にガスの供給を継続することによって、二次災害発生の恐れがある地域についてはガスの供給を一時的に停止し、他地域に対してはガス供給を継続するために、導管網をブロック化するシステムを採用している。

ブロック化には、京阪神を 10 ブロック(神戸市域は神戸ブロック)に分割したスーパーブロックと、さらに局所的対応を容易にするため細分化したミドルブロック 77 ブロック、リトルブロック 148 ブロックがある。

スーパーブロック単位にガスの供給を一時的に停止する場合には、本社から無線による遠隔操作ができるシステムになっている。

#### (5) マイコンメーターの設置

家庭用マイコンメーターについては、平成 8 年度末にほぼ全てのご家庭に設置を完了した。大地震発生時は、メーターで自動的にガスを遮断して、顧客設備の安全を確保する。

### 3. 防災体制の整備

#### (1) 要員の確保

被害状況に応じて社員及び協力会社作業員を必要な作業工程毎に効率的に編成動員するため、職能別に要員を把握し定期的に見直しをしている。

#### (2) 教育訓練

地震発生時の非常体制の確立、情報収集、緊急措置、他機関との協力体制、復旧手順等について必要な教育を定期的に行い、年 1 回全社規模での訓練を実施している。

## 1 - 3 通信施設の強化(NTT西日本)

### 1. 建物及び鉄塔

独自の構造設計指針により耐震設計の実施及び建築基準法で定める基準を満足するよう設計している。また、診断及び補強も実施する。

### 2. 所内設備

#### (1) 機械設備

建物に設備している交換機、伝送設備等は、振動による倒壊、損傷を防止するため、局舎の梁、壁及び床等に支持金物でボルト固定を施すとともに、各装置に搭載している電子部品等も脱落やずれが生じないように固定し耐震補強を実施している。

#### (2) 電力設備

電力設備は、受電装置、整流装置、信号電源装置、蓄電池及び自家発電装置から成る。

これらの装置は、耐震対象に指定され、建物へ支持金物により固定し、また、蓄電池には耐震枠による移動防止等の対策を講じているが、さらに発電装置系の始動用補給水の確保、燃料配管のフレキシブル長尺化、蓄電池及び自家発電装置の耐震強化を実施するとともに、相互応援給電網の実現について検討を行う。

### 3. 所外設備(地下埋設物設置状況(防災DB 予防資料 2-1))

架空ケーブルが家屋倒壊や火災により損傷を受けたのに対し、地下ケーブルはそれらを免れ数倍以上の信頼性の高さが確認できたため、都市部の需要の多い所から計画的に地中化を推進する。

### 4. 災害対策用機材

災害対策用機材として、通信途絶防止用無線網の整備を図るとともに、災害対策用機器の整備・充実を図る。

通信途絶防止用無線網の整備...可搬型無線機 (TZ - 403)

災害対策用機器の整備・充実

ア 応急復旧ケーブル

イ 非常用可搬形デジタル交換装置、衛星車載局、ポータブル衛星局

ウ 移動電源車、可搬型発動発電機、エ 排水ポンプ

### 5. 防災体制

災害発生に備え、災害対策機器の取扱方法の熟知、情報連絡体制の充実と防災意識の高揚を図るため、年間を通じて防災演習等を計画的に実施するとともに地方行政機関が主催する防災訓練に積極的に参加する。

演習の種類 ... ア 災害対策情報連絡演習 イ 災害対策復旧演習 ウ 大規模地震の警戒宣言の情報伝達演習

演習方法 ... ア 全社規模における情報連絡演習 イ 事務所単位での、かけつけ・情報伝達演習 ウ 防災機関における防災総合訓練への参加

## 第 1 章 防災活動計画

本章では、地震が発生し、又は発生する恐れがある場合において、市民の生命、身体、財産を保護するために実施する、災害応急対策を行う組織及び防災活動内容を定める。

### 【 構 成 】

1 - 1	災害対策本部等の設置等
1 - 2	災害救助法の適用
1 - 3	初動活動計画
1 - 4	応急活動計画
1 - 5	職員配備計画
1 - 6	職員動員計画
1 - 7	災害対策要員確保計画
1 - 8	災害用機械器具確保計画
1 - 9	災害時空地管理システム
1 - 10	東海地震にかかる警戒宣言等への対応

実施担当部	担 当 業 務
危機管理部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部及び災害警戒本部の設置・庶務に関すること</li> <li>・各部への防災指令伝達に関すること</li> <li>・県、神戸運輸監理部（兵庫陸運部含む）等を通じて行う機械器具の確保に関すること</li> <li>・東海地震にかかる警戒宣言等への対応に関すること</li> </ul>
調整部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市本部連絡調整会議に関すること</li> </ul>
行財政部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の動員・配備に関すること</li> <li>・市登録業者からの作業員等の確保に関すること</li> <li>・災害応急工事の契約に関すること</li> <li>・物資車両等の調達・確保に関すること</li> <li>・部及び区本部で確保の不可能、または困難な機械器具の調達、確保に関すること</li> <li>・災害時空地管理システムに関すること</li> </ul>
保健福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県知事への被害状況報告に関すること</li> <li>・災害救助法の適用要請に関すること</li> <li>・災害救助法に基づく救助に関する部及び区本部との関連調整及びその指導に関すること</li> <li>・その他災害救助に関し他の所管に属さない事項に関すること</li> </ul>
区本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区本部設置に関すること</li> <li>・災害状況の調査に関すること</li> <li>・本部長(市長)への被害状況報告に関すること</li> </ul>
消防部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務時間外における緊急的な災害対策本部及び災害警戒本部の設置に関すること</li> </ul>

## 1 - 1 災害対策本部等の設置等

### 1 . 災害対策本部等の設置基準

#### (1) 災害対策本部の設置基準

市長は、神戸市域で震度 5 弱以上の地震が発生した場合、兵庫県瀬戸内海沿岸に津波警報が発表された場合、地震による災害が発生し、又は災害が拡大する恐れがある場合、災害対策基本法第23条第 1 項の規定に基づき、神戸市災害対策本部を設置する。

神戸市災害対策本部条例(防災DB 応急資料1-1-1)、神戸市災害対策本部規程(防災DB 応急資料1-1-2)

#### (2) 現地災害対策本部の設置基準

市長は、被災地での応急対応や関係機関との連絡・調整を円滑に進めるため、必要に応じて現地に現地災害対策本部を設置する(災害対策基本法第23条第 5 項)。

#### (3) 災害警戒本部の設置基準

危機管理部長は、神戸市域で震度 4 の地震が発生した場合、震度 3 以下でも兵庫県瀬戸内海沿岸に津波注意報が発表された場合、又は東海地震に関する警戒宣言が発令された場合は、災害警戒本部を設置する。

神戸市域の震度	兵庫県瀬戸内海沿岸の津波警報・注意報	災害対策本部等の設置
震度 5 弱以上	-	災害対策本部
震度 4	津波警報	災害対策本部
	津波警報が発表されない時	災害警戒本部
震度 3 以下	津波警報	災害対策本部
	津波注意報	災害警戒本部
	津波警報、津波注意報が発表されない時	当面の設置なし

### 2 . 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織、運営の方法については、神戸市の各行政組織における平常時の事務及び業務を基準とし、災害に即応できるよう定める。

さらに、防災活動の基本方針を協議決定するため、本部員会議を災害対策本部の下に設置し、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するとともに、区に区本部を設置し、災害対策本部の各部と緊密な連絡を図り、それぞれの区域内における災害の実態に即した応急対策を実施する。

また、災害発生後の応急対策の重点の変化等に対応して、プロジェクトチームを適宜編成する等、柔軟な組織体制の構築に留意する。

(1) 災害対策本部の組織

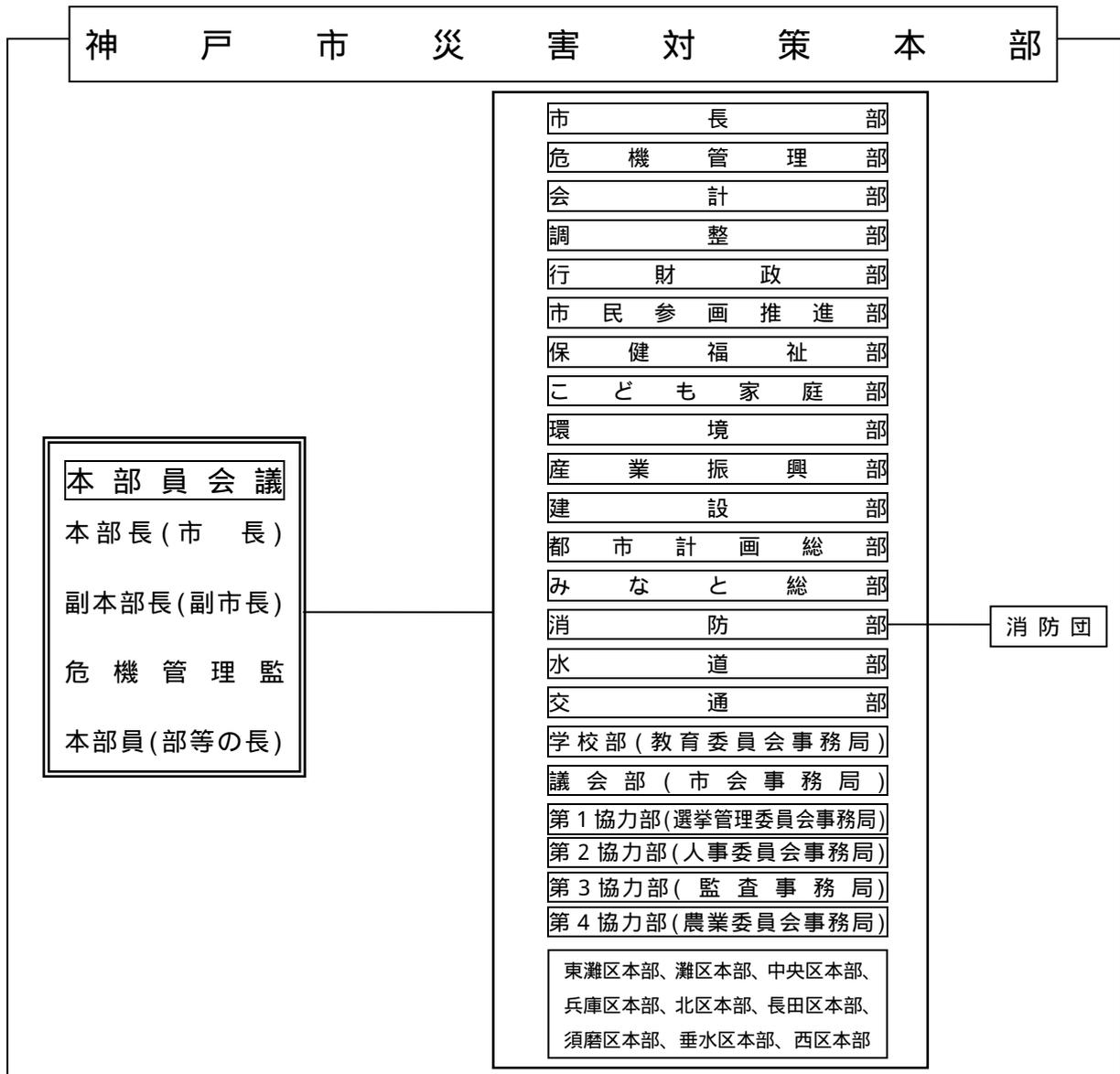


図1-1-1 災害対策本部組織図

(2) 本部員会議

災害対策本部の最高意思決定機関として本部員会議を設置し、本部長、副本部長及び本部員全員をもって構成する。但し、本部長が必要と認める時は、本部長、副本部長及び関係本部員で組織する関係本部員会議を開催する。

開催場所：市役所4号館（危機管理センター）1階本部員会議室

庶務担当：危機管理部

(3) 部及び区本部

神戸市災害対策本部に置く部及び区本部の名称、その長となるもの、部又は区本部となる部局及びその事務分掌を表1-1-1に示す。

なお、各部局の災害時の組織及び対応計画は、各部局で毎年作成する防災組織計画で定める。

表1-1-1 神戸市災害対策本部の部及び区本部

部の名称 (部長となる者) 【部となる局】	事 務 分 掌
市長部 (市長室長) 【市長室】	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本部長及び副本部長の秘書に関する事</li> <li>2. 外国人市民に関する連絡及び調整に関する事</li> <li>3. 国際関係に関する連絡及び調整に関する事</li> </ol>
危機管理部 (危機管理室長) 【危機管理室】	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本部の設置及び閉鎖に関する事</li> <li>2. 本部員会議及び関係本部員会議に関する事</li> <li>3. 防災指令その他本部長命令の傳達に関する事</li> <li>4. 本部の庶務に関する事</li> <li>5. 各部との連絡調整に関する事</li> <li>6. 気象予警報等に関する事</li> <li>7. 被害状況及び応急対策の実施状況の取りまとめ、記録等に関する事</li> <li>8. 兵庫県災害対策本部、兵庫県警察本部、自衛隊等関係機関との連絡に関する事</li> <li>9. 各種協定(他部に関するものを除く)に関する事</li> </ol>
会計部 (会計室長) 【会計室】	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 防災・復旧活動の応援に関する事</li> <li>2. 義援金の受入れに関する事</li> </ol>
調整部 (企画調整局長) 【企画調整局】	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国、県等との連絡調整に関する事</li> <li>2. 市に対する国、地方公共団体等からの災害視察者に関する事</li> <li>3. 地方公共団体その他諸団体等からの災害復旧活動に対する応援の調整に関する事</li> <li>4. 複数の部に関連する事案の調整に関する事</li> </ol>
行財政部 (行財政局長) 【行財政局】	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 職員の動員・配備に関する事</li> <li>2. 本部事務局の協力に関する事</li> <li>3. 災害予算に関する事</li> <li>4. 災害応急工事の契約に関する事</li> <li>5. 物資車両等の調達・確保に関する事</li> <li>6. 被害家屋の判定基準及び家屋被害状況の調査に関する事</li> <li>7. 空地管理システムに関する事</li> <li>8. 部及び区本部での確保の不可能、または困難な機械器具の調達、確保に関する事</li> </ol>
市民参画推進部 (市民参画推進局長) 【市民参画推進局】	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時の広聴及び相談に関する事</li> <li>2. 本部として行う新聞発表、放送等の広報活動及び報道機関との連絡に関する事</li> <li>3. 災害に関する写真、映像等による記録に関する事</li> <li>4. 区本部との連絡調整に関する事</li> <li>5. 物価の安定その他消費生活に関する事</li> <li>6. 女性のための相談室に関する事</li> </ol>

部の名称 (部長となる者) 【部となる局】	事 務 分 掌
保健福祉部 (保健福祉局長) 【保健福祉局】	1. 災害救助法に基づく救助に関する部及び区本部との連絡・調整及び指導に関すること 2. 災害救助の資料その他災害救助の実施状況の取りまとめ及び報告に関すること 3. 神戸市災害弔慰金の支給等に関する条例に関すること 4. 被災者に対する県市見舞金に関すること 5. 義援金の配分に関すること(義援金募集委員会含む) 6. 被災者生活再建支援金に関すること 7. 災害救助法に基づく医療助産に関すること 8. 救護班の編成、救護所の設置その他の医療助産の調整に関すること 9. 被災地の防疫活動の実施に関すること 10. 行方不明者の捜索、遺体の収容、安置、処置、埋・火葬に関すること 11. その他災害救助に関し他の所管に属さないこと 12. 死亡獣畜の処理(衛生措置、埋却場所の指定)に関すること 13. 災害時要援護者対策(高齢者、障害者、難病者等)に関すること 14. 応急仮設住宅入居者の地域での見守り活動に関すること 15. 災害ボランティアに関すること(他部に関するものを除く)
こども家庭部 (こども家庭局長) 【こども家庭局】	1. 青少年電話相談に関すること 2. 災害時要援護者対策(乳幼児等)に関すること
環境部 (環境局長) 【環境局】	1. 一般廃棄物の収集、処理、処分に関すること 2. 災害廃棄物の撤去、処理、処分に関すること 3. 死亡獣畜(犬・猫)の収集、処理に関すること 4. 道路、みぞ、河川等の環境整備に関すること 5. 環境保全対策に関すること
産業振興部 (産業振興局長) 【産業振興局】	1. 中小企業の災害復旧資金の融資に関すること 2. 被災者等への食糧の確保・給与に関すること 3. 農林水産業施設の防災及び復旧に関すること 4. 農林水産業の災害復旧資金の融資に関すること 5. 農産物、家畜等の災害対策に関すること 6. 救援物資に関すること
建設部 (建設局長) 【建設局】	1. 河川、道路、橋梁、公園、市有林、山麓、宅地等の防災及び復旧に関すること 2. 水防計画の実施についての連絡・調整に関すること 3. 災害救助法に基づく障害物の除去に関すること 4. 下水道、排水施設等の防災及び復旧に関すること 5. ライフライン復旧連絡部会に関すること 6. 緊急輸送路の確保に関すること
都市計画総部 (都市計画総局長) 【都市計画総局】	1. 応急仮設住宅に関すること 2. 住宅の応急修理に関すること 3. 災害復興住宅資金の融資に関すること 4. 災害公営住宅に関すること 5. 住宅その他の建築物の防災及び復旧の指導に関すること 6. 市有建物の復旧に関すること 7. 災害ボランティア(住宅関係)に関すること 8. 応急危険度判定に関すること 9. 防災・復旧活動の応援に関すること

部の名称 (部長となる者) 【部となる局】	事 務 分 掌			
みなと総部 (みなと総局長) 【みなと総局】	1. 港湾施設の防災及び復旧に関すること 2. 防潮堤その他の海岸保全施設の防災及び復旧に関すること 3. 海上輸送の確保に関すること 4. 内陸部施設の防災及び復旧に関すること			
消 防 部 (消防局長) 【消防局】	1. 災害に関する諸情報(気象予警報等、被害状況、応急対策の実施状況等)の速報及び連絡に関すること 2. 避難の勧告等及び避難者の誘導に関すること 3. 被災者の救出・救助・救急に関すること 4. 消防活動及び水防活動に関すること 5. 火災証明(火災によるもの)に関すること 6. 勤務時間外における緊急的な災害対策本部の設置に関すること 7. 航空輸送の確保に関すること			
水 道 部 (水道局長) 【水道局】	1. 給水区域への給水の確保に関すること 2. 飲料水の供給に関すること			
交 通 部 (交通局長) 【交通局】	1. 市営交通機関の運行の確保に関すること			
学 校 部 (教育長) 【教育委員会事務局】	1. 児童・生徒等の保護及び応急教育に関すること 2. 教育施設の防災及び復旧に関すること 3. 災害救助法に基づく学用品の給与に関すること			
議 会 部 (市会事務局長) 【市会事務局】	1. 災害に対する議会活動に関すること			
第1協力部 (選挙管理委員会事務局) 【選挙管理委員会事務局】	第2協力部 (人事委員会事務局) 【人事委員会事務局】	第3協力部 (監査事務局) 【監査事務局】	第4協力部 (農業委員会事務局) 【農業委員会事務局】	1. 防災・復旧活動の応援に関すること
区本部 (区長) 【区役所】	1. 区の区域に係る災害対策の総合調整に関すること 2. 区内の関係機関及び団体への要請その他連絡に関すること 3. 区内の被害状況及び応急対策の実施状況その他防災活動に必要な情報の収集及び連絡に関すること 4. 区内の被害状況の調査に関すること 5. 避難所の指定、開閉及び管理運営に関すること 6. 避難者の収容に関すること(自主避難者への対応を含む) 7. 応急仮設住宅等の入居受付に関すること 8. 食品の配給に関すること 9. 救援物資等の配布に関すること 10. 行方不明者の捜索、遺体の収容、安置及び処置に関すること 11. 生活福祉資金等の融資受付に関すること 12. 義援金品の受入れ及び配給に関すること 13. 被災者生活再建支援金に関すること 14. 火災証明(火災によるものを除く)等の災害に関する諸証明の発行に関すること 15. 災害に関する広報広聴に関すること 16. その他区における災害救助の実施に関すること			

部の名称 (部長となる者) 【部となる局】	事 務 分 掌
	17. 災害ボランティアの連絡・調整に関すること 18. 災害救助法に基づく医療助産の実施に関すること 19. 救護班の編成、救護所の設置その他の医療助産の実施に関すること 20. 被災地の保健活動の実施に関すること 21. 死亡獣畜の処理(衛生措置、埋却場所の指定)の相談及び連絡に関すること 22. 災害時要援護者対策(高齢者、障害者、難病者等)の実施に関すること
各部及び各区本部共通事務	1. 各部または各区本部となる局等の所管事項で防災に関すること 2. 各部または各区本部の所管事項に関する被害状況及び応急対策の実施状況その他防災活動に必要な情報の収集及び連絡に関すること 3. 他部の応援に関すること

(4) 班の設置

部及び区本部に、その事務を分掌させるための班(消防部においては班及び隊、以下同じ)を置く。

部(危機管理部を除く)及び区本部には必ず情報連絡班を置くほか、班の設置について必要な事項は部長及び区本部長の定めるところによる。

情報連絡班の所掌事務

部又は区本部の所掌事項に関する被害状況、応急対策の実施状況、その他防災活動に必要な情報の収集及び危機管理部その他関係部との連絡に関する事務を処理する。

情報連絡班の班長の職責

部又は区本部の連絡責任者として部又は区本部に常駐し、災害に関する情報の収集及び連絡にあたる。そのため各部は、市本部設置後は、情報連絡室に班員を派遣する。

(5) 職務・権限の代行

災害対策本部の本部長には市長があたることとし、市長不在時は神戸市長職務代理順序規則の定める順位により副市長が代行する。

市長、副市長ともに不在時の代行順位は、危機管理監を第1順位とし、以下、災害対策本部組織図に定める順により、本部員が代行する。

(6) 災害対策本部情報連絡室の設置場所

災害対策本部情報連絡室をオペレーションセンター(市役所4号館(危機管理センター)2階)に設置する。

但し、勤務時間外に発生した場合は、緊急的に消防局内に設置し、体制が整い次第、防災情報センターに設置する。

なお、市役所4号館(危機管理センター)が被災等により使用不可能と判断される時は、消防学校や職員待機宿舎などで使用可能な場所に設置する。

(7) 本部設置の通知

市長は、災害対策本部を設置した時は、直ちにその旨を以下に通知する。

各局室区

県知事(神戸県民局企画県民部)

県警本部長(警備部災害対策課)

報道機関

市長は、必要があると認めた時は、次の関係機関にも通知する。

隣接市町長

自衛隊各部隊(陸上自衛隊第3特科隊、海上自衛隊阪神基地隊、自衛隊兵庫地方協力本部)の長

指定公共機関又は指定地方公共機関の長又は代表者

(8) 本部表示の掲出

危機管理部長は、市災害対策本部が設置された場合、オペレーションセンター前に「神戸市災害対策本部」看板(危機管理部に保管 防災DB 応急資料1-1-3参照)を掲出する。

(9) 本部の閉鎖

本部長は、災害が発生する恐れがなくなったと認められた時、又は災害応急対策が概ね完了したと認めた時は、市災害対策本部を閉鎖する。閉鎖の通知は、(7)本部設置の通知 に準じて行うものとする。

3 . 災害警戒本部の組織及び運営

(1) 組織

神戸市災害警戒本部の組織は下図のとおりとする。また、災害警戒本部の庶務は、危機管理部が行う。本部長代行は、必要に応じて構成メンバーから互選する。

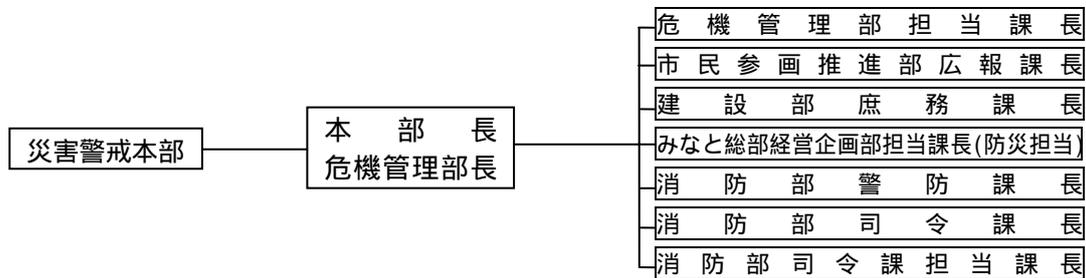


図1-1-2 災害警戒本部組織図

(2) 設置場所

オペレーションセンター(市役所4号館(危機管理センター)2階)に設置する。但し、勤務時間外に発生した場合は、緊急的に消防局内に設置し、体制が整い次第、オペレーションセンターに設置する。

(3) 災害情報等の連絡

危機管理部長は、災害情報等の概況を市長・副市長に伝達する。

(4) 災害警戒本部設置の通知

危機管理部長は、災害警戒本部を設置した時は、原則として直ちにその旨を県知事、マスコミ及び関係機関に通知する。

(5) 災害警戒本部の閉鎖

危機管理部長は、被害情報収集の結果、災害の拡大が認められないと判断した時は、災害警戒本部を閉鎖する。閉鎖の通知は、災害対策本部と同様とする。

4 . 区本部の組織及び運営

(1) 区本部の設置

区長は、市災害対策本部が設置された時、あるいは市本部が設置されない場合においても、区長が必要と認めた時は、区本部を設置する。

区本部は、各区役所内に設置する。

区役所の被災等、区役所内に設置できない場合は、区域内の消防署(または区民センター)に設置する。

(2) 区本部設置の通知

区長は、区本部を設置した時は、速やかに市災害警戒本部又は市災害対策本部に通知する。

(3) 区本部防災連絡調整会議

区本部長は、区の区域に係る災害予防、及び災害応急対策の総合調整と実施を図るため、区本部設置後は定期的に区本部防災連絡調整会議を開く。

区本部防災連絡調整会議の構成メンバーは、区本部長、まちづくり推進部長、保健福祉部長、参事、環境部事業所長、建設部建設事務所長、都市計画総部関係課長、消防署長、水道部センター所長及び区本部長が指名する者とする。区本部長は、区本部防災連絡調整会議での協議の結果、区内の応急対策について緊急を要すると認めた場合は、構成メンバーの長に対し必要な指示を出すことができる。

区本部防災連絡調整会議の組織等については、「神戸市区行政の総合調整に関する規則」(防災DB 応急資料1-1-4)第11条(会議の組織)及び第15条(遵守義務等)の規定を準用する。

なお、災害直後に編成される災害時初動対応チームと区本部防災連絡調整会議は、密接な連絡をとりながら応急対策等を実施していく。

(4) 区本部防災組織及び運営

各区は、区本部防災組織計画を策定し、災害時における区の組織及び運営を定める。

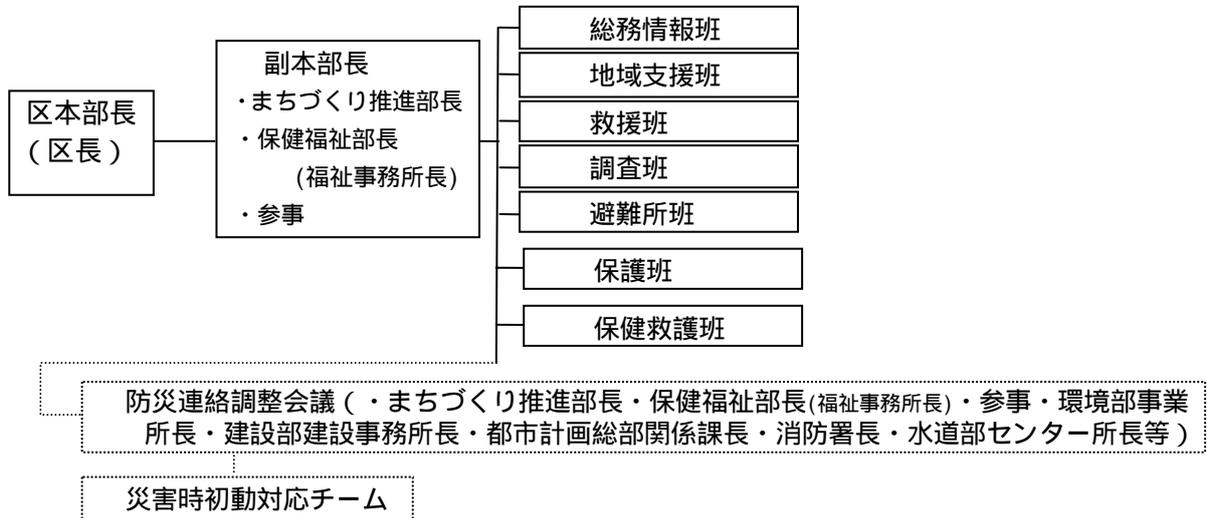


図1-1-3 区本部の組織(例)

その他業務に応じて、区本部長の判断で物資運送班、倒壊家屋班、り災証明・義援金班、県市見舞金班等を随時設ける。

## 1 - 2 災害救助法の適用

神戸市域に一定規模以上の災害が発生し、被災者が現に応急的な救助を必要としている場合において、災害救助法を適用し、応急的、一時的な救助を行うための計画を定める。

### 1 . 救助の目的

災害救助法に基づいて行う救助は、災害に際して、人命の保護及び食糧その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病に悩む被災者に対して応急的、一時的な救助を行うことにより、被災者の基本的生活権の保護と、全体的な社会秩序の保全を図ることを目的とする。

### 2 . 実施機関

災害救助法による救助の実施には、兵庫県知事があたることになっているが、知事からの通知により、救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととされた場合は、その事務を市長が行う。

ただし、災害の事態が急迫して、災害救助法に基づく知事による救助の実施を待つことができない時は、市長が自ら救助に着手する。

### 3 . 救助の種類

災害救助法による救助の種類は、次のとおりである。(防災DB 応急資料1-2-1)

- 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 医療及び助産
- 災害にかかった者の救出
- 災害にかかった住宅の応急修理
- 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 学用品の給与
- 埋葬
- 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

### 4 . 災害救助法適用基準

#### (1) 市全域又は各区の災害救助法適用基準( )

神戸市の全域又は区の地域に、原則として同一原因による災害の被害が、災害救助法施行令第1条第1項各号に定める程度に達した場合で、かつ被災者が現に救助を要する状態にあるときに適用される。

#### (2) 市全域又は各区の災害救助法適用基準( )

被害世帯数が( )の基準には達しないが、兵庫県の被害世帯が2,500世帯以上で、市全域又は各区における被害世帯数が次に示す世帯以上に達したときに適用される。

区 別	人 口 ( 人 )	災害救助法適用被害世帯	
		適用基準( )	適用基準( )
神 戸 市	1,525,393	150 世帯	75 世帯
東 灘 区	206,037	100 "	50 "
灘 区	128,050	100 "	50 "
中 央 区	116,591	100 "	50 "
兵 庫 区	106,985	100 "	50 "
北 区	225,945	100 "	50 "
長 田 区	103,791	100 "	50 "
須 磨 区	171,628	100 "	50 "
垂 水 区	222,729	100 "	50 "
西 区	243,637	100 "	50 "

人口は平成17年国勢調査(確定数)による。

#### 5 . 災害救助法適用手続

市長は、市の全域又は地域に係る被害の程度が、災害救助法施行令に定める基準に達し、又は達する見込みがある場合は、速やかに災害発生の日時及び場所、並びに災害の原因及び被害の概況を知事に報告するとともに、災害救助法の適用を要請する。

## 1 - 3 初動活動計画

地震発生直後から実施する初動活動について、勤務時間内、勤務時間外に発生したケースに分けてその内容を定める。

なお、初動対応の詳細は、各施設別に定められた「初動対応マニュアル」に基づき対応する。

C A S E - 1 : 勤務時間内に地震が発生した場合

C A S E - 2 : 勤務時間外に地震が発生した場合

### 1 . 勤務時間内に地震が発生した場合

#### (1) 地震直後の緊急措置

勤務時間内に地震が発生した場合、地震直後の緊急措置として、各職場で以下の措置を取る。

各庁舎、施設の被害状況の把握と初期消火

市役所、区役所等庁舎、施設の被害状況を把握し、庁舎管理者等へ速やかに報告する。

また、火災が発生した場合は、まず初期消火に努める。

在庁者の安全確保と避難誘導

庁舎内の市民等在庁者の安全を確保し、火災発生等避難が必要と判断される時は、安全な場所へ避難誘導を行う。

被害状況をふまえた庁舎、施設の緊急防護措置

被害の状況により、施設の内外にわたり危険個所の立入り規制や、薬物、危険物等に対する緊急防護措置を行う。

非常用自家発電機能や通信機能の確保

各庁舎管理者は、非常用自家発電設備や通信設備の被害状況を把握し、自家発電機能や通信機能を確保する。

#### (2) 地震・津波情報の収集

各部は、地震発生直後「第2章 情報収集・伝達・広報計画」に定める地震・津波情報収集システムに基づき、大阪管区气象台、神戸海洋气象台、全国瞬時警報システム(J-ALERT)やテレビ・ラジオ等から地震・津波情報を収集する。

その際、津波警報が発表されているか否かに十分注意する。

#### (3) 緊急津波対策の実施

後述の東南海・南海地震防災対策推進計画による。

#### (4) 市災害対策本部の設置

市長は、地震による災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき、市災害対策本部を設置する。

市災害対策本部の設置に関する事項は、「1-1 災害対策本部等の設置等」に定める。

#### (5) 区本部の設置

区長は、市災害対策本部が設置された時、あるいは市災害対策本部が設置されない場合においても、区長が必要と認めた時は、区本部を設置する。

区本部の設置に関する事項は、「1-1 災害対策本部等の設置等」に定める。

#### (6) 初動期災害情報の収集

各部及び各区本部の情報連絡班は、地震直後に 被害情報、人命救出に関する情報、火災鎮圧に関する情報など、各部の初動対応に必要な情報、及び自衛隊災害派遣要請や広域応援要請の判断に必要な情報を初動期災害情報として収集する。

なお、初動期においては、被害の全体像を早期に把握し、迅速な対応に資するため、概括的な情報も併せて収集する。

(7) 自衛隊災害派遣要請

市長（危機管理監）は、初動期災害情報から、自衛隊の災害派遣が必要となると判断した場合は、速やかに県知事へ自衛隊派遣要請を要求するとともに、自衛隊にも通報する。知事への要求ができない事態の場合、その旨と災害の状況を自衛隊に通知する。例外措置として、要請や要望がない場合であっても自衛隊の独自判断で災害派遣が実施されることがある。

なお、自衛隊災害派遣要請に関する事項は、「3-3 自衛隊派遣要請システム」に定める。

(8) 広域応援要請

収集された初動期災害情報により、必要と認められた担当部は、事前に定められている協定等に基づき、初動期対応に必要な広域応援を要請する。

なお、広域応援要請に関する事項は、「3-1 広域応援システム」に定める。

(9) 災害時初動対応調整所の設置(市災害対策本部)

本部長は、各区の災害時初動対応チームの円滑化を図るなど市レベルでの調整が必要となる事項について、協議、調整を行うため、「災害時初動対応調整所」を設置する。災害時初動対応チームの各機関は、災害時初動対応調整所に職員を派遣する。

危機管理部は、災害時初動対応調整所の運営を担当する。

(10) 初動対応現地調整センターの設置(区災害対策本部)

被災地域や二次災害の発生の恐れがある区の区本部長は、区役所内に「初動対応現地調整センター」を設置し、災害時初動対応チームの活動拠点とする。

当該地区で活動する災害時初動対応チームの各機関は、現地調整センターに職員を派遣する。現地調整センターにすべての機関の職員が派遣されるまでは、市本部調整所に派遣された職員を通じて調整する。現地調整センターの運営は、当該区本部が担当する。

(11) 災害時初動対応チームの編成

区本部長は、激甚な災害発生時の初動期に消火、救急・救助活動等、人命救助に係わる活動を実施する機関が相互に情報を共有化し、迅速・的確に合理的な初動期対応を一体的に実施するために、災害時初動対応チームを編成する。

構成メンバー

以下のメンバーで構成される。

ア 神戸市消防部各消防署 イ 兵庫県警察 ウ 自衛隊 エ 海上保安庁  
オ 日本赤十字社兵庫県支部 カ 神戸市災害対策本部(区本部)

災害時初動対応チームの活動

活動内容を図1-3-1に示す。

災害時初動対応チームの解散

活動に目途がつき、初動対応チームの使命を果たし終えたと各機関の合意がとれた段階で解散する。

なお、解散後は各機関で、市、区本部と密接な連携を図りながら、活動を継続する。

激甚災害発生(地震水害等)	地震や風水害が発生
各部隊の活動開始	各初動対応機関の活動が個別に開始される。
情報の共有化	初動期における各機関の情報(被害情報や活動情報等)が危機管理情報システム、防災無線等により共有される。
災害時初動対応調整所の設置 (市災害対策本部)	市長は、「災害時初動対応調整所」を設置する(災害対策本部内)。各機関は職員を派遣する。
初動対応現地調整センターの設置 (被災区本部) 災害時初動対応チームの編成	区本部長は、「初動対応現地調整センター」を設置する(被災区役所内)。各機関は職員を派遣し、「災害時初動対応チーム」を編成する。
初動対応の協議・調整 (共同活動戦略の構築)	収集した被害情報や各機関の情報、初動活動情報等により、初動対応に関する作戦・戦略等の協議調整を行い、共同活動戦略を構築する。
消火・救助救出活動の展開	合意した共同活動戦略により、消火・救助救急等災害時初動対応が展開される。
災害時初動対応チームの解散	初動期の活動に目途がついた段階で、全構成機関の合意によって災害時初動対応チームは解散し、その後は各機関の活動を継続する。

図1-3-1 災害時初動対応チームの活動内容

## 2 . 勤務時間外に地震が発生した場合

### (1) 地震・津波情報の収集

全市職員は、勤務時間外に地震の発生を知った時、各自テレビ、ラジオ等から速やかに地震・津波情報を収集する。

神戸市域で震度5弱以上の地震が発生した場合、又は兵庫県瀬戸内海沿岸に津波警報が発表された場合は、全市防災指令第3号が発令されたものとして、事前に決められた部署へ参集する。

### (2) 地震直後の緊急措置

市役所においては守衛が、区役所においては宿直職員が地震発生直後に実施する緊急措置は、以下のとおりとする。

各庁舎、施設の被害状況の把握

被害状況をふまえた庁舎、施設の緊急防護措置

庁舎内の安全確保(初期消火、飛散ガラス処理等)

なお、庁舎管理担当の職員が登庁した段階で、速やかに非常用発電機能や通信機能の点検、機能確保を行う。

### (3) 神戸市災害対策本部の設置

勤務時間内の場合と同様である。

区本部設置についても同様な対応をとる。

《神戸市災害対策本部設置以降の流れは、勤務時間内と同じ》

表1-3-1 災害時初動対応チームの連携活動基準

	自衛隊	海上保安庁	兵庫県警察	日赤	消防	市、区本部
(1) 初動体制の 確立	・情報収集活動 ヘリコプターによる 航空偵察 車両による地上偵察 連絡幹部派遣 ア 県庁 イ 市役所 ウ 区役所	・対策本部へ調整 員を派遣 ・巡視船艇による 人員輸送	・対策本部へ調整 員を派遣等	・対策本部へ調整 員または連絡員 (ボランティア) を派遣	・情報収集及び提 供 ・対策本部へ調整 員を派遣	・連絡回線の確保 ・部隊投入判断に資する 情報の提供(交換) ・対策本部(調整所及び調 整センター含む)の設置 ・連絡・偵察ヘリ用ヘリ ポート準備 対策本部へ情報を集中 させる
(2) 部隊出動、移 動	・第一次部隊派遣 ヘリコプターによる 移動 車両による移動 ・第二次部隊派遣 ヘリコプターによる 移動 車両による移動 市本部、区本部へ出動隊の派遣、到着状況の通報	・巡視船艇による 人員輸送			・応援隊との合同 活動 〔部隊補強〕	・ヘリポート確保 ・部隊の宿営地確保 ・各関係機関の部隊参集 状況の把握
(3) 消火活動	・消防隊の消火活動の手 助け(補助)を行う	<臨海部火災> ・巡視船艇放水等 による消火 ・巡視船艇乗組員 による派遣消火 ・巡視船艇から消 防車両への海水 供給 ・巡視船艇・航空 機による情報収 集、周知 <船舶火災> ・船舶消防に関す る業務協定によ る消火 ・火災が陸上へ及 ぶ際の住民への 周知活動	・消防活動区から の雑踏の排除等		・中心となって対 応する ・消防団、自衛消 防隊、市民の協 力を得て活動を行 う ・臨海火災に対す る海上保安庁と の連携で消火活 動を実施する	・被害状況等の把握に務 め、各関係機関との調整 及び情報の共有化を図 るための情報の提供
(4) 人命救助活 動	・捜索活動開始 ・救護所開設 ・独自の情報及び消防、 警察の情報により担当 区域を分担あるいは協 力して救助活動を行う	・巡視船艇による 救助 ・航空機による救 助、情報収集 ・潜水士等による 救助	・救出に資する情 報の提供 ・広域緊急援助隊 等による救助活 動等	・救急患者等への 救急救命処置 ・救護所の巡回診 療	・救出に資する情 報の提供 ・負傷者の搬送 ・中心となって対 応する ・消防団、自衛消 防隊、市民の協 力を得て活動を行 う	・患者搬送用ヘリポート の準備 ・遺体搬送後の処置 ・救護所開設の場所の確 保 ・被害状況等の把握に務 め、各関係機関との調整 及び情報の共有化を図 るための情報の提供
(5) 救急活動	・物品輸送 ヘリコプターによる 搬送 車両による搬送	・巡視船艇による 急患等の隣接港 湾への輸送 ・航空機による急 患等の病院への 輸送 ・巡視船の医療施 設の利用 ・医療関係者の巡 視船での宿泊	・ヘリコプターに よる搬送 ・パトカーによる 先導 ・緊急交通路の確 保等	・搬送する医薬品 等の準備 ・消防、警察、自 衛隊からの情報 に基づき、協力し て救急救命処置 及び搬送を行う ・後方病院への転 送及び搬送 ・市内、市外、県 外病院情報の把 握と伝達	・災害現場及び消 防署に仮救護所 を設置し、応急救 護処置を行う ・救急隊出動によ る救命処置及び 搬送	・物品輸送に関する要請 (場所、数量等)
(6) 避難勧告 誘導 火災発生時	・自衛隊法第94条に基づ く避難指示、誘導	・災害対策基本法 第61条に基づく 避難指示 ・巡視船艇等によ る臨海部への避 難勧告誘導伝達 ・航空機による避 難勧告誘導伝達	・災害対策基本法 第61条及び警察 官職務執行法第 4条に基づく避 難指示、命令、誘 導等		・災害対策基本法 第60条に基づく 避難勧告、指示 (市長名で消防署 長が発令) ・火災防御方針と 見込みの発表	・避難所の開設

初動活動CASE - 1 勤務時間内地震発生（震度5弱以上又は津波警報発表）

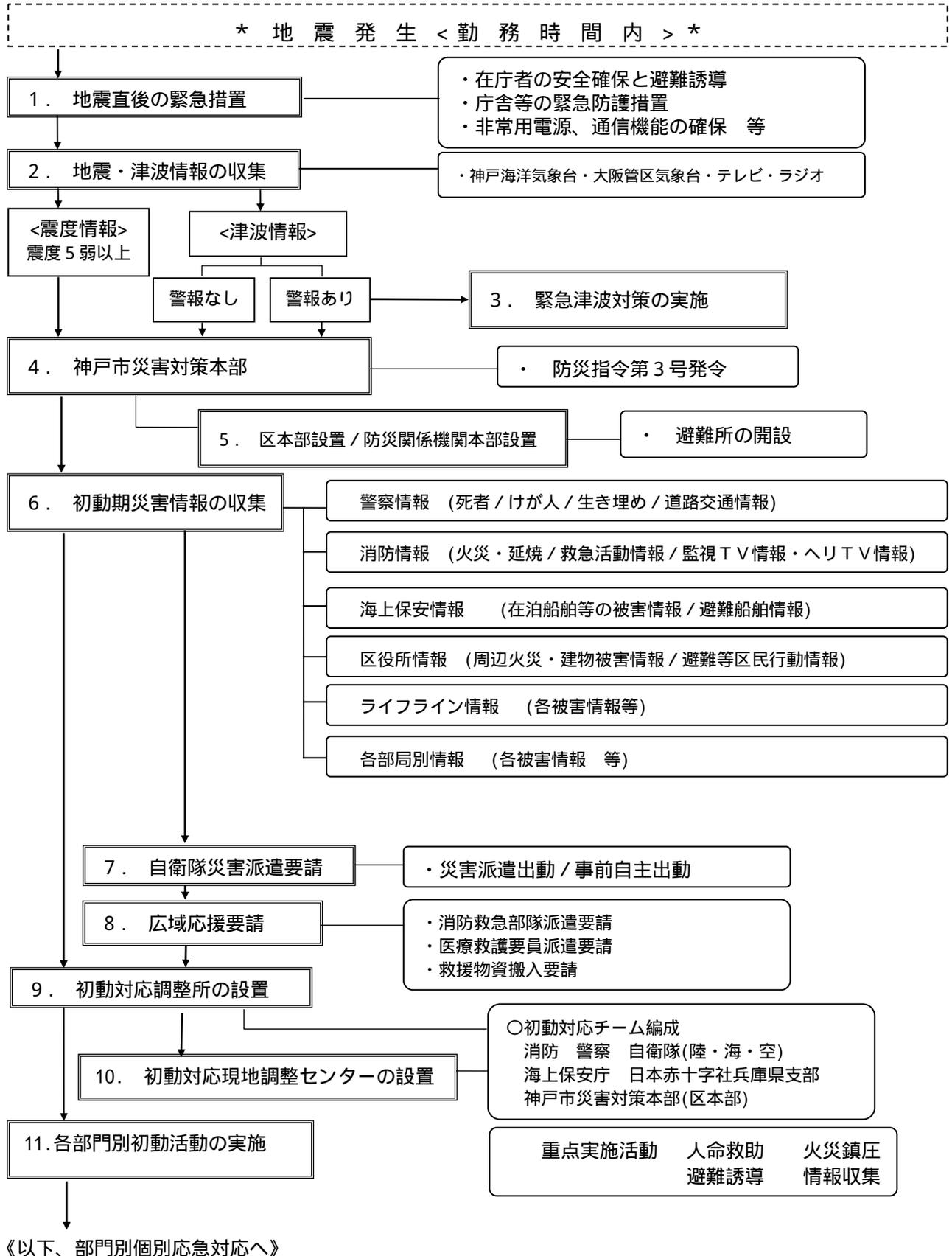


図1-3-2 勤務時間内に地震が発生した場合の初動活動フロー

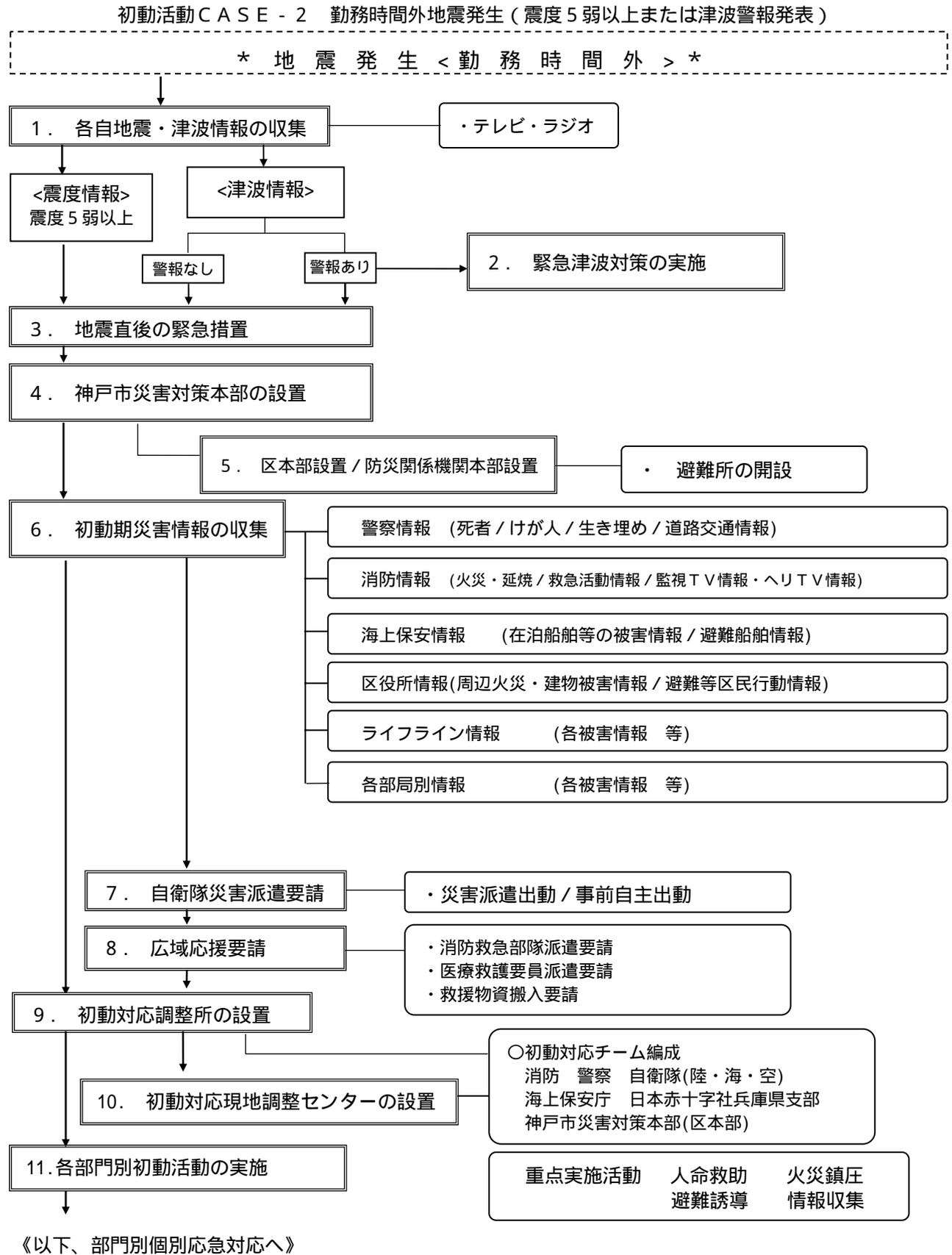


図1-3-3 勤務時間外に地震が発生した場合の初動活動フロー

## 1 - 4 応急活動計画

本節では、初動活動以降に実施する応急活動の内容について定めるとともに、応急活動期に留意すべき点を示す。

### 1 . 応急対策の流れ

初動対応期以降に実施すべき、主な応急対策の流れを以下に示す。

時 間	主な応急対策事項
(1) 初動対応期  発災後 24時間以内	<p>[情報]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況、初動対応状況等情報の収集と伝達</li> <li>・被害全体状況、生命維持に関する情報等の市民への広報 ・安否確認（職員等）</li> </ul> <p>[消火活動]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同時多発火災の消火活動</li> </ul> <p>[救助・救急医療活動]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生き埋め者等の救出活動 ・けが人、病人等の救急医療活動</li> </ul> <p>[避難]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所開設状況の把握 ・避難所の開設、運営 ・広域避難場所の開設</li> </ul> <p>[救援・救護活動]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲料水、食糧の確保、供給 ・生活物資の確保、供給 ・救護所の設置</li> </ul> <p>[災害時要援護者への対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安否確認、緊急介護 ・要介護者の被災状況等の把握 ・避難所での弱者ケア</li> </ul> <p>[広域連携・応援]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域応援の要請、受入れ</li> </ul> <p>[交通規制]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策基本法による交通規制の実施状況の把握 ・緊急交通路の確保</li> </ul> <p>[海上交通安全の確保]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船舶交通の整理・指導 ・船舶交通の制限または禁止</li> <li>・応急措置（危険防止措置、情報提供、応急標識の設置） ・危険物の保安措置</li> </ul> <p>[緊急輸送]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路、橋梁等の被害状況の把握 ・緊急輸送路の確保 ・道路啓開の実施</li> <li>・公共ヘリポートの被害状況の把握及び臨時ヘリポートの設置</li> <li>・港湾施設被害状況の把握</li> </ul> <p>[ボランティア活動の支援]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の提供（ボランティア情報センターの設置）・活動拠点の提供（現地支援センターの設置）</li> </ul> <p>[遺体捜索・埋火葬]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火葬場等施設被害状況の把握 ・棺やドライアイスの確保</li> </ul> <p>[廃棄物処理]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所等への仮設トイレの設置 ・ごみ処理場や終末処理場等施設被害状況の把握</li> <li>・廃棄物処理計画の立案と仮置場の選定</li> </ul> <p>[ライフライン復旧]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各ライフライン被害状況の把握</li> </ul> <p>[被災地安全確保]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県へ被災建物応急危険度判定士の派遣要請</li> </ul> <p>[二次災害防止]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況をふまえ、二次災害防止対策の実施</li> </ul>

時 間	主な応急対策事項
(2) 発災後 24時間～ 72時間以内	<p>[情報] ・被害状況、初動対応状況等情報の収集と伝達 ・被災者の生活情報の収集、伝達 ・災害広報紙の発行、配布 ・災害時要援護者、外国人への広報活動</p> <p>[救助・救急医療活動] ・生き埋め者等の救出活動 ・けが人、病人等の救急医療活動 ・高次医療機関への搬送 ・メンタルケア</p> <p>[避難] ・避難所の運営 ・避難所への医薬品、生活物資の供給 ・避難所の衛生管理、食中毒対策・指導</p> <p>[救援・救護活動] ・飲料水、食糧の供給 ・生活物資の供給 ・救護所での被災者診療活動、健康管理</p> <p>[災害時要援護者への対応] ・安否確認、緊急介護 ・重症、要介護者の施設への収容 ・要援護者支援本部の活動</p> <p>[海上交通安全の確保] ・船舶交通の整理、指導 ・船舶交通の制限または禁止 ・危険物の保安措置 ・応急措置(危険防止措置、情報提供、応急標識の設置)</p> <p>[ボランティア活動の支援] ・ボランティアへの情報提供 ・ボランティアニーズの把握</p> <p>[廃棄物処理] ・し尿処理(ライフライン復旧) ・各ライフライン復旧</p> <p>[生活安定] ・り災証明の発行の準備 ・応急仮設住宅建設の準備 ・被災住宅応急修理対策の準備 ・住宅障害物の除去の準備 ・災害公営住宅建設の準備 ・学校再開の準備</p> <p>[二次災害防止] ・被害状況をふまえた二次災害防止対策の実施</p>
(3) 発災後 1週間以内	<p>[情報] ・被災者の生活情報の収集、伝達 ・市外避難者への情報提供</p> <p>[救助・救急医療活動] ・けが人、病人等の救急医療活動 ・メンタルケア</p> <p>[避難] ・避難所への仮設風呂の設置 ・避難者数等の実態把握</p> <p>[救援・救護活動] ・応急復旧した水道施設による生活用水の供給 ・食糧の供給(炊き出し) ・救援物資の配給</p> <p>[災害時要援護者への対応] ・要援護者に対する組織的な応急福祉サービス ・要援護者支援本部の活動</p> <p>[交通規制] ・道路交通法による交通規制の強化 ・緊急交通路の確保</p> <p>[海上交通安全の確保] ・船舶交通の整理、指導 ・船舶交通の制限または禁止 ・応急措置(危険防止措置、情報提供、応急標識の設置) ・危険物の保安措置</p> <p>[ボランティア活動の支援] ・ボランティアへの情報提供 ・ボランティアニーズの把握</p> <p>[廃棄物処理] ・し尿処理(ライフライン復旧) ・各ライフライン復旧</p> <p>[生活安定] ・り災証明の発行の準備 ・応急仮設住宅建設の準備 ・被災住宅応急修理対策の準備 ・住宅障害物の除去の準備 ・災害公営住宅建設の準備 ・学校再開の準備</p> <p>[二次災害防止] ・被害状況をふまえた二次災害防止対策の実施</p>

## 2 . 応急活動期の留意事項

### (1) 災害対策本部の機能強化

初動活動期は、地震直後に参集できた職員によって災害対策本部機能を維持してきたが、その後参集した職員の配備をもって、災害対策本部機能の強化を図る。

### (2) 応援体制の確立

被害状況や災害の発生状況を的確に把握し、重点対策部署や多くのマンパワーが必要な部署へ、参集職員を適正配備する応援体制を確立する。

そのため、行財政部は以下の対応を行う。

職員の出勤・出務状況の調査

職員の被災状況の調査

応援を必要とする業務の把握等

応援可能な部局への要請

他都市からの応援申し出に対する対応

他都市への応援要請(所管分)

他都市応援職員の受入れについての調整

応援職員、他都市職員の受入れ及び配置の確認

応援体制の全体調整は、調整会議で行う。

### (3) 災害対策要員のローテーション

災害対策が長期化する大規模災害の場合、職員の健康管理に留意し、災害対策要員のローテーションについて、行財政部が基本方針を示し、職務内容を考慮して各部長が決める。

ただし、全国からの応援部隊が活動している場合は、応援部隊のローテーションに支障がないよう、市職員のローテーションを考慮する。

### (4) 災害ボランティア活動の受入れ体制

初動活動の目途がついた段階で、状況に応じて、「第16章 ボランティア活動支援」で定めたボランティア活動の受入れ体制の整備を図る。

行政による応急対応を支援してくれる市内ボランティア団体や区本部と協議・調整を図り、「神戸市災害ボランティア情報センター」及び「区災害ボランティア現地支援センター」を開設する。併せて、必要に応じて各マスコミに対し、ボランティア活動の要請、必要なボランティアの種類・内容、受け付け方法等、災害ボランティア受入れに関する情報を提供する。

### (5) 災害救助法の適用

被害調査結果をふまえ、応急対応期のできるだけ早期に災害救助法の適用を検討する。

災害救助法の適用に関する事項は、「1-2 災害救助法の適用」に定める。

## 1 - 5 職員配備計画

### 1 . 防災指令

#### (1) 防災指令の発令及び解除

##### 発令

市長は、災害が発生し又は発生する恐れがある場合には、発生した災害の規模、又は予想される災害の規模、種類、発生時間等に応じて必要な防災体制を取るため、職員に対し、防災指令を発令する。

##### 解除

市長は、災害の発生、継続又は拡大の危険がなくなると認める時は、防災指令を解除する。  
神戸市防災指令規程(防災DB 応急資料1-5-1)

#### (2) 防災連絡会議

危機管理監は、防災指令の発令及び解除並びに気象情報、被害状況等の収集、伝達等について協議するため、必要に応じて防災連絡会議を開催する。

防災連絡会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- ・危機管理室（室長、担当課長）
- ・市民参画推進局参画推進部広報課長
- ・建設局総務部庶務課長
- ・みなと総局経営企画部担当課長（防災担当）
- ・消防局（警防部警防課長、警防部司令課長、警防部司令課担当課長）
- ・その他危機管理監が必要と認める者

#### (3) 対象職員

対象職員は、本市に常時勤務する職員及び市長が定めるその他の職員とする。

#### (4) 防災指令の種類、発令基準等

種類	発令基準	配備につくべき職員	活動内容
連絡員 待機指令	気象庁の予報又は警報に基づき、いまだ防災指令第1号を発令するには至らないが、今後の連絡を緊密にする必要があると認められるとき。	局等の長があらかじめ定め、又は必要があると認める場合にその都度定める職員(以下「指定職員」という。)	気象庁の予報又は警報、防災指令等の局等への部内伝達
防災指令 第1号	大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第2条第13号に規定する警戒宣言が発せられ、本市の区域内に相当な影響があると予想されるときその他の災害が発生するおそれがあるが発生の時期、災害の規模等の予測が困難なとき。	指定職員	防災のための警戒及び情報の収集
防災指令 第2号	災害が発生するおそれがあるとき又は小規模な災害が発生したとき。	指定職員	予想される災害に対処するための準備処置又は発生した災害に対する応急措置
防災指令 第3号	本市の区域内における震度が5弱以上である地震が発生したとき、兵庫県瀬戸内海沿岸に係る気象庁の津波警報があつたときその他の大規模な災害が発生するおそれがあるとき又は大規模な災害が発生したとき。	全職員	この表の防災指令第2号の項に規定する活動内容

(5) 防災指令発令の様式

全職員に適用される場合

- ・「全市防災指令第〇号」と発令する。
- ・「全市連絡員待機指令」と発令する。

水防関係部局（危機管理室、市民参画推進局、保健福祉局、産業振興局、建設局、みなと総局、消防局及び区役所をいう）の職員に適用される場合

- ・「水防関係部局防災指令第〇号」と発令する。
- ・「水防関係部局連絡員待機指令」と発令する。

そのつど指定する部局の職員のみ適用される場合

- ・「〇〇局防災指令第〇号」と発令する。
- ・「〇〇局連絡員待機指令」と発令する。

(6) 防災指令の伝達

防災指令が発令された場合、予め定められた伝達系統、連絡責任者等を活用して、職員に防災指令の内容を迅速かつ正確に伝達する。

但し、神戸市域で震度5弱以上の地震が発生した場合又は兵庫県瀬戸内海沿岸に津波警報が発表された場合は、通常の電話連絡網による伝達は行わないので、職員はテレビ、ラジオ等で情報を収集し、伝達を待つことなく、直ちに定められた場所に出動する。

各局室区における連絡責任者

庶務担当課長(みなと総局については経営企画部担当課長(防災担当))とする。ただし、時間外の場合は別に各局が定める時間外連絡責任者とする。

伝達の方法

防災指令の各局室区への伝達は、危機管理室が危機管理情報システム電子メール、庁内放送、電話、防災行政無線同報系、FAXのうち、複数の方法により迅速かつ正確に行う。

各局室区における連絡責任者は、防災指令の伝達を受けた時は、所属長及び所属全職員に対し、できる限り迅速にかつ正確に伝達する。

勤務時間外の伝達は、危機管理室が不在の場合、待機当番幹部および待機宿舎寮生が防災情報センターへ出動し、危機管理情報システム電子メール、庁内放送、電話、防災行政無線同報系、FAXにより伝達する。

勤務時間外における市長等幹部職員への連絡は、危機管理室から自宅等へ行う。なお、連絡手段は、一般加入電話・携帯電話等とする。

2 . 初動活動期における職員の配備

防災指令第1号、2号の職員の配備は、各部局で別に定め、防災指令第3号の職員の配備は、以下のとおりとする。

(1) 勤務時間内における配備体制

各部長及び区本部長は、予め定めた防災組織計画に基づき、全職員を配備する。配備についての職員は班長の命令に従い、防災活動を実施する。

ただし、職員の安全のため津波からの避難に配慮する。

(2) 勤務時間外における配備体制

「1-6 職員動員計画」の定めるところによる。

各部長及び区本部長は、職員の出動状況に応じ、予め定めた防災組織計画にかかわらず、順次必要な班編成を行い、防災活動に従事させる。

ただし、職員の安全のため津波からの避難に配慮する。

3 . 職員の配備状況の報告

各部長及び区本部長は、職員の動員、配備状況について、定期的（本部より指示する時間ごと

に、指示がない場合は30分ごと)に災害対策本部長に報告する。

各部局の報告責任者：各部局の時間外連絡責任者である課長

報告先：危機管理室（災害対策本部設置後においては、本部）

報告の方法：危機管理情報システムへの出勤職員入力

ただし、危機管理情報システムが使用できない場合は、電話又はF A Xにより報告する。

#### 4 . 応急対応期における職員の配備

行財政部は、災害の規模、内容に応じて、適切な職員を再配備する。

## 1 - 6 職員動員計画

本節では、勤務時間外において震度5弱以上の地震が発生した場合に、防災活動に必要な職員の動員及び配備についての計画を定める。

### 1 . 動員の原則

本市に所属する全ての職員は、勤務時間外においても、震度5弱以上(本市内に設置されている震度計が一つでも震度5弱以上を記録した場合)の地震が発生した時、又は兵庫県瀬戸内海沿岸に津波警報が発表された時は、通常の電話連絡網による伝達は行われないので、テレビやラジオ等で情報を確認の後、全市防災指令第3号が発令されたものとして、防災指令の伝達を待つことなく、自らや家族等の安全を確保した後、直ちに予め指定された場所へ出勤する。

この際、市役所や職場に登庁するかどうかの電話による問い合わせをしてはならない。

### 2 . 動員の区分

各局室区長は、以下の区分により事前に所属職員の住所地等を勘案して、出勤場所を指定し、その任務分担を明らかにし、職員へ周知を図る。

津波の恐れがある場合は、浸水被害が想定される地域周辺に職員を重点的に配置する必要があるため、津波の恐れのある場合とそれ以外の場合について定める。

なお、津波の恐れのある場合の出勤場所の指定にあたっては、津波来襲予想時間と動員場所までの参集時間を考慮するとともに、参集、活動時における職員の津波に対する安全確保に配慮する。

#### (1) 所属動員

各部長及び区本部長は、発災直後に市本部情報連絡室、各部及び各区本部の緊急対応、情報連絡及び初動対応機能の立ち上げに最低限必要な職員を確保するため、以下の計画により所属職員を事前指名し、発震時には自動的にそれぞれの勤務場所へ出勤させる。

所属動員職員は、可能な限り所属機関に近い場所に居住する職員を指名する。

課長相当以上の職員

区本部に直近動員によって出勤した職員の指揮者として活動することができる職員

防災対策上欠くことができない次の業務を担当する職員

- ・ 情報連絡要員
- ・ 災害対策本部及び区本部要員
- ・ 関係機関等連絡要員
- ・ 避難対策要員
- ・ 業務上、警戒監視及び緊急措置を行う必要がある職員
- ・ 特殊業務を担当する者等、防災対策上所属長が必要と認めた職員

#### (2) 指定動員

市長、各部長及び区本部長は、防災活動要員の適正配置のため必要がある時は、予め指名した職員を各部局又は他部局内の指定した場所へ出勤させる。

なお、職員待機宿舎への入居者については、市・区災害対策本部、消防本部指揮班の立ち上げ等の要員として位置づけ、指定動員職員とする。

#### (3) 応援管理職の配置

災害発生時に、各区本部における適切な初動体制を確保するために、事前に当該区あるいは近隣地域に居住する原則として課長級以上の応援職員を複数名、定めておく。

緊急時は、区本部長、副本部長、各班長が区本部に出勤するまで区本部の責任者として必要な情報連絡、緊急措置を行う。

応急時は、区本部長の特命を受け、区の応急対応を支援する。

(4) 直近動員

所属動員、指定動員以外の職員は、直近動員とし、交通機関が途絶しているか否かに関わらず、住所地を勘案して事前に各局区で指定された区役所に出動する。各部は、事前指定にあたり、各区の人員のバランス調整を行い、各区への動員職員数が均等化するように指定する。従って、必ずしも住所地の区役所に職員が指定されるとは限らない。また、被害の状況に応じて、区間における職員の再配置を行う。

また、直近動員職員の組織化を図るため、各区は事前に各部からの名簿に基づいて班編成を行い、班長、副班長を指名し、各職員に周知を図る。

(5) 動員人数等

以上の動員区分による職員名簿、出動場所、役割分担等は、各局区防災組織計画に定める。

3 . 市長・副市長の出動

市長・副市長は、地震発生直後、災害の状況によっては最寄りの消防署へ出動し、消防署から緊急自動車で市庁舎へ出動する。なお、道路状況等により、自動車による出動が困難な場合は、最寄りの小学校等から消防ヘリコプターによる出動も考慮する。

表1-6-1 市長・副市長出動先消防署

	出 動 先	消 防 署	ヘ リ 搭 乗 場 所
市 長	灘消防署	TEL 882 - 0119	神戸大学六甲台グラウンド
中村副市長	西消防署	TEL 961 - 0119	滝川第二高校グラウンド
小柴副市長	兵庫消防署	TEL 512 - 0119	神戸大学医学部附属病院

4 . 動員時の留意事項

地震発生と同時に職員は、以下の要領で自動的に行動を開始する。

(1) 出動時の服装、携行品

出動時には防災活動に支障のない安全な服装とする。また、職員は速やかに出動するため、手袋、タオル、水筒、食糧、懐中電灯、携帯ラジオ等必要な用具を入れたリュックサックを平常時から準備しておく。

(2) 出動途上の緊急措置

職員は、出動途上において火災あるいは人身事故等緊急事態に遭遇した時は、最寄りの消防機関または警察機関へ通報連絡するとともに、人命救助等適切な措置を取る。

(3) 出動形態

原則として車の使用は避け、徒歩、自転車、オートバイ等により出動する。

(4) 被害状況等の報告

職員は、出動途上に被害状況や災害状況等の情報収集を行い、出動場所の指揮者へ報告する。指揮者は、重要な被害情報について、その内容を危機管理情報システムに入力する。危機管理情報システムが使用できない場合は、電話又はFAXにより災害対策本部に報告する。

被害状況の把握が必要な部局は、予め特定した施設、箇所等の被害状況について情報収集を行った後に出動する職員を定めておく。

## 1 - 7 災害対策要員確保計画

本節では、災害応急対策を迅速、的確に実施するために必要な人員を確保するための計画を定める。

### 1 . 作業員の確保

活動要員が不足し、または特殊作業のための労力が必要な時は、次の方法により作業員を確保する。

#### (1) 市登録業者等への依頼

##### 実施業務

作業員を確保できない時は、要請により行財政部契約監理課において、市登録業者等に依頼し、可能な限り作業員を確保し、応急対策事業を行わせる。

##### 要請方法

就労場所、作業内容、所要人員その他必要事項を行財政部契約監理課へ「作業員確保依頼表」(防災DB 応急資料1-7-1)にて依頼し、契約監理課から登録業者へ要請する。

但し、作業員の監督、賃金支払い等に関することは、各依頼者の責任において行う。

##### 災害時における応急対策業務に関する基本協定

災害時に応急対策業務を円滑に実施するため、防災DB 応急資料 1-7-2に示す団体と協定を締結している。

市登録業者名簿(協定締結団体以外)(個々の業者名については契約監理課まで)

市登録業者名簿	住 所	電話番号( F A X )
(社)兵庫県建設業協会	西区美賀多台1丁目1-2 兵庫建設会館内	TEL 997-2300 FAX 997-2307
神戸市建機リース業協力会	中央区相生町2丁目2-7 ツルビル2階	TEL 361-2481 FAX 361-2487

### 2 . 応急措置への強制従事

各部署は、応急措置を実施するため特に必要があると認める場合は、住民又は応急措置を実施すべき職場にある者等に対し、災害対策基本法第65条、災害救助法第25条、水防法第24条並びに消防法第29条の規定による従事命令または協力命令により、要員の確保を図る。

## 1 - 8 災害用機械器具確保計画

本節では、災害応急対策を実施するために必要な車両、船艇その他の機械器具を確保するための計画を定める。

### 1 . 機械器具の確保方法

災害の発生が予想される場合は、その規模に応じ必要と思われる保有機械器具を使用可能状態にしておくとともに、不足すると考えられる場合は、業者に必要な機械器具の準備を依頼する等の措置を取っておく。

また、必要な機械器具については、事前に各業者あるいは業界、団体等と協定を締結する等により確保する。

応急対策の実施にあたっては、保有機械器具の効果的な活用を図るものとするが、不足が生じた場合は、直ちに次のような方法によってその確保を図る。

業者から借り上げる。

県、神戸運輸監理部等関係機関に調達、提供を依頼する。

また、神戸市域外からの災害用機械器具確保計画を策定しておく。

### 2 . 機械器具市保有状況

#### (1) 保有車両一覧表及び輸送協力機関

防災DB 応急資料1-8-1、1-8-2に示す。

#### (2) 船艇一覧表

所 属	種 類	隻数
消防部	消防艇	2
みなと総部	港務艇	1
	引船兼給水船	1
合	計	4

#### (3) 航空機 : ヘリコプター(消防部) 2機

## 1 - 9 災害時空地管理システム

### 1 . 災害時空地管理システムの目的

地震発生直後から、ライフライン各社や防災関係機関による復旧活動や災害応急対策が実施され、その際復旧資機材置場や駐車場等の空地需要が一斉に発生する。また、現存する空地は、避難空間や応急仮設住宅の建設用地、さらに瓦礫やゴミの集積地として活用され、空地の利用目的や需要が時系列に変化していく。

災害時空地管理システムは、災害後多目的に利用される限られた現存空地をコントロールし、利用者の需要を調整しながら、現存空地を時系列に合理的に活用を図り、復旧・復興活動の迅速化に資することを目的とする。

### 2 . 災害時空地管理システムの構築

行財政部は、災害時に効率的な空地利用が行えるように、現存空地情報を管理する。

### 3 . 災害時空地管理システムの内容

#### (1) 災害発生時の現存空地情報の把握

災害発生時点の現存する空地に関する情報を把握する。

この現存空地情報は、市有地、国有地等の公的空地と私有地の情報(位置、面積、現行土地利用等)を都市計画等の情報を活用し、データベース化する。

#### (2) 災害時空地情報の一括管理

災害時の現存空地の有効利用を図るため、可能な限り私有地を含め現存空地を行財政部が一括把握し、情報を一元化する。

#### (3) 現存空地の現況把握

行財政部は、現存空地データベースを参考に、地震直後にヘリコプターによる航空調査や現地調査等により現存空地の土地利用現況を把握し、既存データベースを防災用の災害時空地管理用データベースに更新する。

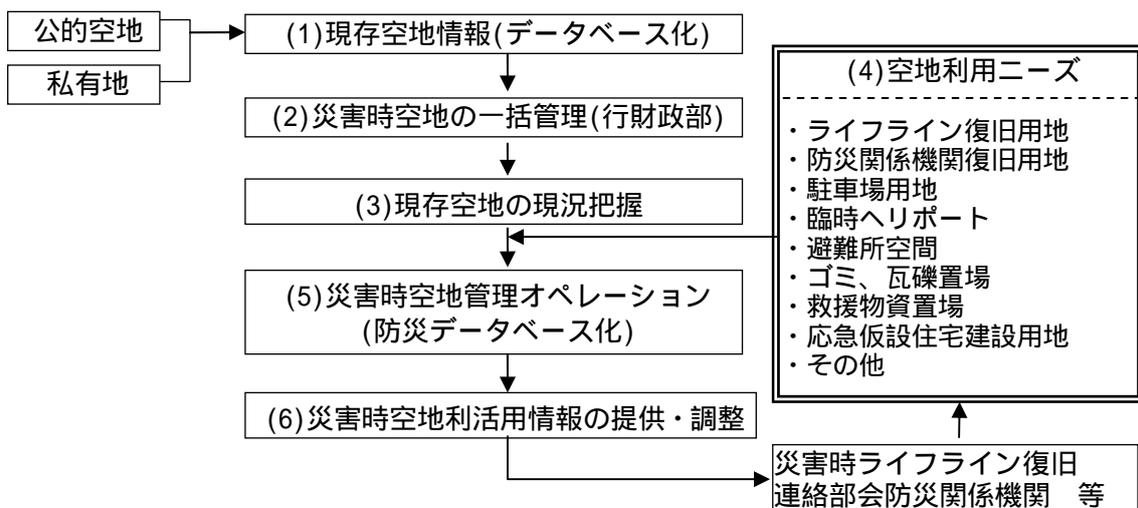


図1-9 災害時空地管理システム

(4) 災害時空地利用ニーズの把握

行財政部は、ライフライン事業者や防災関係機関等から、復旧資機材置場や駐車場、ヘリポート用地、ゴミ・瓦礫置場、救援物資集積場、応急仮設住宅建設用地等、現存空地利用に関するニーズを申し出により把握する。

なお、各機関からの空地利用ニーズの内容は、時間とともに変化することを考慮する。

(5) 災害時空地管理利用の調達

行財政部は、空地の現況及び各機関からの空地ニーズを勘案し、効率的な空地利用を調整・決定する。

(6) 災害時空地利活用情報の提供・調整

災害時空地管理オペレーションの結果、空地利活用に関する情報を整理し、防災関係機関や災害時に開かれるライフライン復旧連絡部会等へ時系列に提供し、相互に調整する。

なお、空地利用した機関は、その利用状況や撤去等の情報を逐一、行財政部へ報告する。

## 1 - 10 東海地震にかかる警戒宣言等への対応

大規模な東海地震発生のおそれが予知された時、国は「地震防災対策強化地域判定会」を召集し、その後、「警戒宣言」を発することとなっている。神戸市は東海地震に係る地震防災対策強化地域には含まれていないが、もし駿河湾を震源とするマグニチュード8程度の大地震が発生した場合、市域でもある程度の強い地震の発生が予想され、社会的混乱も考えられるため、この地震に対する警戒宣言が発せられた場合の対応について、次のとおり定める。

### 1 . 東海地震注意情報が発表された場合

東海地震注意情報は、テレビ・ラジオ等の媒体を通じて発表され、危機管理情報システムでも通知される。この段階では平常の勤務体制で対処するが、本庁各部、区役所、消防署の長はテレビ・ラジオにより状況の把握に努めるとともに、警戒宣言が発せられた場合に備え、勤務時間外であっても、これに対処できる体制を整えておく。

併せて、各部局では、東海地震発生後の静岡県等被災地域への応援活動の準備を行う。

### 2 . 警戒宣言が発せられた場合

東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合、危機管理部長は災害警戒本部を設置するとともに、「全市防災指令第1号」を発令する。ただし、配備人員は状況により増減する。全職員は主として次の事項に留意し、地震の発生に備える。

市外出張事務の制限

庁内における火気使用の制限、危険物品等の整理、公用車の使用制限

食糧、飲料水の確保

急傾斜地等危険地域、道路、港湾、海岸施設等の巡回点検

職員の参集、各種応急対策実施に備えた体制整備

防災関係機関からの情報収集

収集する情報の種類は、教育機関の対応、医療機関や金融機関の開設、ライフラインの供給、交通機関の運行等に関する状況とする。

地震発生に備えての広報の実施

住民等の取るべき措置として、テレビ・ラジオによる情報収集、火気使用制限、電話・交通機関の利用制限、短期間の食糧・飲料水・生活必需品等の確保、身のまわりの危険箇所等の点検等を内容とする広報を実施する。

交通機関・医療機関・教育機関等の運行・開設状況、及び生活必需品の販売等に関する情報を一般市民に提供することで、人心の安定、社会秩序の維持を図る。

### 3 . 神戸市における東海地震発生の持つ意味

東海地震の発生は、過去の地震履歴からその後東南海地震、南海地震発生の引き金となる恐れがあることから、特に後続地震に対する防災対策を怠らないよう、留意する。

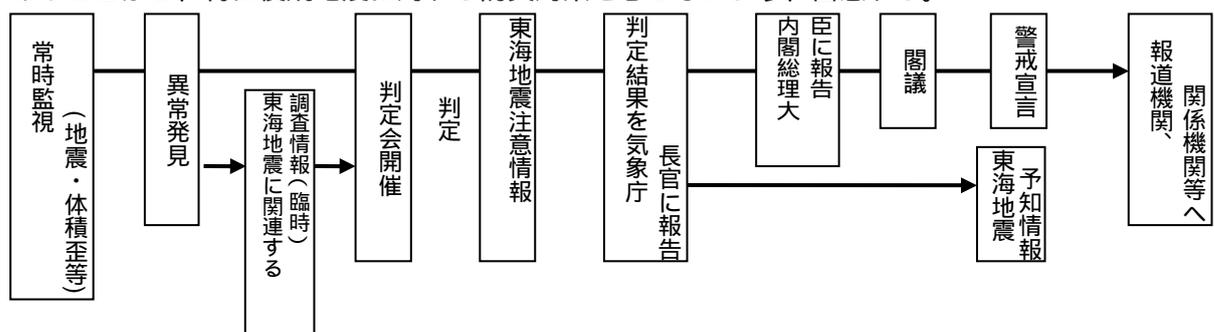


図1-10 異常発見から警戒宣言までの手順

## ■ 災害復旧計画

被災した公共施設の災害復旧は、被災施設の原形復旧とあわせ、再度の災害発生を防止するため、応急復旧終了後被害の程度を十分検討して、必要な施設の新設又は改良等を行う。実施に当たっては、被害の状況に応じ重要度と緊急度の高い施設から復旧工事を優先して行う。

### 第1章 公共施設の災害復旧

#### 1. 復旧事業の対象

道路・河川等の公共土木施設並びに電気、水道、ガス、交通等の都市施設は、市民生活の根幹をなすものであり、極めて重要な機能を持っている。このため、災害復旧事業の対象として次の事業を実施する。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
  - ① 道路、橋梁災害復旧事業
  - ② 港湾施設災害復旧事業
  - ③ 河川災害復旧事業
- (2) 都市災害復旧事業
  - ① 街路災害復旧事業
  - ② 都市下水道施設災害復旧事業
  - ③ 公園施設災害復旧事業
  - ④ 市街地埋没災害復旧事業
- (3) 農業用施設災害復旧事業
- (4) 上水道施設災害復旧事業
- (5) 工業用水施設災害復旧事業
- (6) 下水道施設災害復旧事業
- (7) 住宅災害復旧事業
- (8) 社会福祉施設災害復旧事業
- (9) 市立医療施設、病院等災害復旧事業
- (10) 学校教育施設災害復旧事業
- (11) 社会教育施設災害復旧事業
- (12) その他災害復旧事業

#### 2. 事業実施に伴う国の財政援助等

法律等により国がその全部若しくは一部を負担し、又は補助する災害復旧事業費については、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査の結果等に基づき、主務大臣が決定し、適正かつ速やかに行う。

法律等により負担又は補助する災害復旧事業は、次のとおりである。

法 律	補 助 を 受 け る 事 業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園の復旧

公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設の復旧
公営住宅法	公営住宅及び共同施設（児童遊園、共同浴場、集会所等）の復旧
土地区画整理法	災害により特別に施行される土地区画整理事業
海岸法	海岸保全施設等の復旧
伝染病予防法	伝染病予防事業、伝染病院等復旧事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害により特に必要となった廃棄物の処理に要する費用
予防接種法	臨時の予防接種
農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、漁業用施設、共同利用施設の復旧
水道法	上水道施設の復旧
下水道法	下水道施設の復旧
生活保護法	生活保護施設の復旧
児童福祉法	児童福祉施設の復旧
身体障害者福祉法	身体障害者更生援護施設の復旧
老人福祉法	老人福祉施設の復旧
精神薄弱者福祉法	精神薄弱者援護施設の復旧
売春防止法	婦人保護施設の復旧
砂防法等	土砂災害防止対策
鉄道軌道整備法	鉄道施設の復旧

### 3. 激甚災害の指定

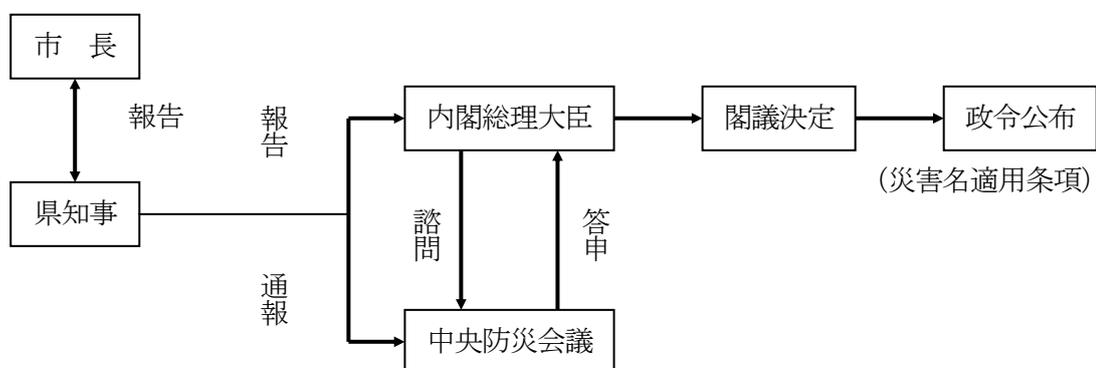
激甚災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高めることを目的として、昭和 37 年に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年法律第 150 号、以下「激甚法」という。）が制定された。この法律は、激甚災害として指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と、被災者に対する特別の財政措置を内容としている。

本市に大規模な被害が発生した場合は、激甚法による援助、助成等を受けて適切な復旧事業を実施する必要がある。激甚法の指定の手続きについて以下に示す。

#### (1) 激甚災害の指定の手続き

大規模な災害が発生した場合、地方公共団体の長の報告を受けた内閣総理大臣が、中央防災会議に諮問する。

中央防災会議では、激甚災害であるか否かの判断及び発動すべき特別措置の範囲を激甚災害指定基準、又は局地激甚災害指定基準に基づいて審議決定し、これらを政令で指定する。



#### (2) 調査報告

本部長（市長）は、大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮し、災害状況等を県知事に報告する。

### (3) 特別財政援助の交付にかかる手続き

本部長（市長）は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部署に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

## 4. 激甚法に定める事業

激甚災害にかかる財政援助措置の対象は、次のとおりである。

下記以外の復旧事業についても、単独災害復旧事業等として地方債の発行が認められているものもあるので、事業の執行にあたっては、被災状況のわかる写真、工事写真、完成写真、設計書・工事図面等、復旧事業の概要を把握できる資料を可能な限り確保する。

### (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

#### ① 公共土木施設災害復旧事業

（河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園）など

#### ② 公共土木施設災害関連事業

（災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行う公共土木施設の新設、改良）

#### ③ 公立学校施設災害復旧事業

#### ④ 公営住宅等災害復旧事業

#### ⑤ 生活保護施設災害復旧事業

#### ⑥ 児童福祉施設災害復旧事業

#### ⑦ 養護老人ホーム・特別養護老人ホーム災害復旧事業

#### ⑧ 身体障害者更生援護施設災害復旧事業

#### ⑨ 知的障害者更生施設・知的障害者授産施設災害復旧事業

#### ⑩ 婦人保護施設災害復旧事業

#### ⑪ 感染症指定医療機関災害復旧事業

#### ⑫ 感染症予防事業

#### ⑬ 堆積土砂排除事業

・河川、道路、公園その他の施設への堆積土砂の排除

・それ以外の区域の堆積土砂で、市長が指定した場所に集積されたもの、又は放置することが公益上重大な支障があると認めたものの排除

#### ⑭ 湛水排除事業

### (2) 農林水産業に関する特別の助成

#### ① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

#### ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

#### ③ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助

#### ④ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例

#### ⑤ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助

#### ⑥ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

#### ⑦ 共同利用小型漁船の建造費の補助

#### ⑧ 森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
  - ・付保限度額の別枠設定
  - ・保険填補率の引き上げ  $70/100 \Rightarrow 80/100$
  - ・保険料率の引き下げ
- ② 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
  - ・償還期限の延長 2年以内
- ③ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例
  - ・再建融資の利率の引き下げ（商工中金）  
政令で定める利率（特別被害者については3%）

(4) その他の特別の財政援助及び助成

- ① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
  - ア 予算の範囲内において2/3を補助することができる。
  - イ 対象事業  
公立の公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プールその他文部科学大臣が財務大臣と協議して定める社会教育施設の災害復旧事業
- ② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
  - ア 予算の範囲内において1/2を補助することができる。
  - イ 対象事業：私立の学校の災害復旧事業
- ③ 市町村（指定都市を除く）が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例
- ④ 母子寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
  - ア 母子寡婦世帯への貸付金の財源となる国の貸付金割合の引き上げ  
国：地方  $2:1 \Rightarrow 3:1$
  - イ 災害を受けた年度及びその翌年度
- ⑤ 水防資材費補助の特例
  - ア 補助率の引き上げ  $1/3 \Rightarrow 2/3$
  - イ 水防管理団体が水防のために使用した資材に関する費用
- ⑥ り災者のための住宅建設事業に対する補助又は融資の特例
  - ア り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
    - ・激甚災害により滅失した住宅に、災害の当時居住していた低額所得者に賃貸するため、災害公営住宅を建設する場合
    - ・補助率の引き上げ  $2/3 \Rightarrow 3/4$
    - ・補助対象戸数 滅失戸数の3割  $\Rightarrow$  5割
  - イ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
    - ・激甚災害により滅失した産業労働者住宅に災害の当時居住していた産業労働者の居住に供するため、住宅を建設する場合
    - ・償還期限の3年延長、3年以内の据置き期間の設定
- ⑦ 小災害復旧債の示利補給
  - ア 小災害復旧債 — 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設、林道の災害復旧事業で小規模なものにあてるための起債
  - イ 元利償還の一定割合を地方交付税に算入する。

# 東南海・南海地震防災対策推進計画

# 第1章 総則

## 1-1 計画の趣旨

### 1. 計画の目的

本計画は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年7月26日法律第92号。以下、「東南海・南海地震特措法」という。）第3条第1項の規定による推進地域に神戸市が指定された（平成15年12月17日内閣府告示第288号）ことを受け、東南海・南海地震特措法第6条の規定に基づき、東南海・南海地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項、東南海・南海地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保、防災訓練、その他重要な対策に関する事項を定め、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進を図ることで、今世紀前半にも発生する可能性が高いとされる東南海・南海地震から、市民の生命、身体、財産を保護することを目的とする。

### 2. 計画の位置づけ及び構成

本計画は、東南海・南海地震特措法第6条に基づく推進計画として、神戸市防災会議が定める。本計画は、「神戸市地域防災計画 地震対策編」の一部とする。

本計画は、東南海・南海地震に関して特に重要な対策について定め、大地震が発生した場合に共通する対策については、「神戸市地域防災計画 地震対策編」による。

本計画は、東南海地震と南海地震が同時発生した場合を基本とし、東南海地震と南海地震の時差発生も考慮する（時差発生した場合の対応については第7章に示す）。

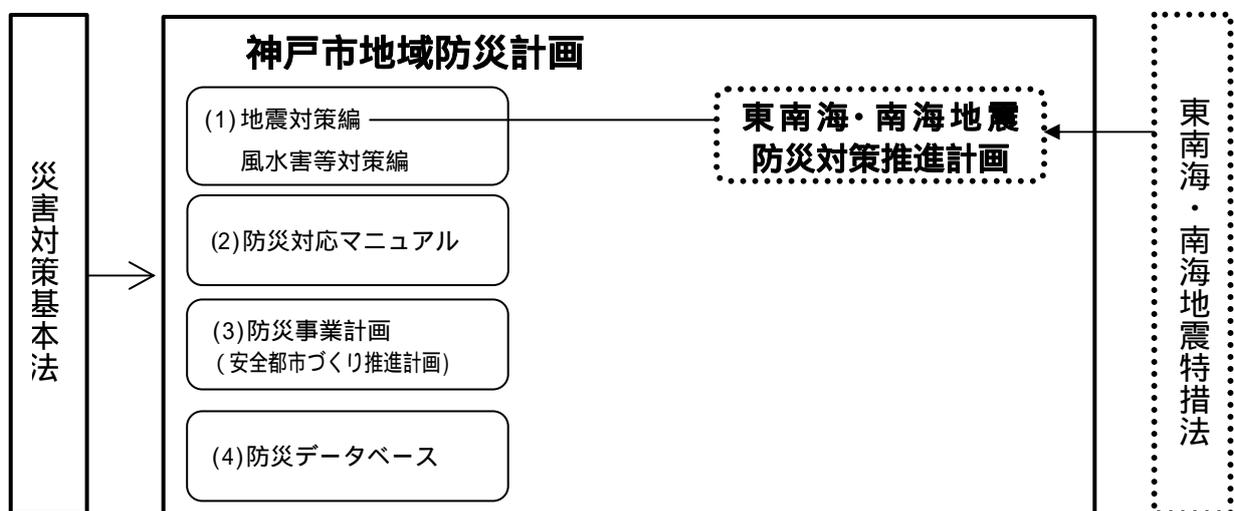


図1-1-1 神戸市地域防災計画の構成

### 3. 計画の点検と習熟

本計画は、今後の東南海・南海地震等に関する新たな知見、社会環境の変化、施設整備の強化等を踏まえ、災害対策基本法第42条の規定にもとづき、毎年定期的に検討を行い、必要があると認められるときは、速やかに修正を行い、実態に即したものとしておく。

本計画は、神戸市の職員及び防災関係機関等に周知し、市民、事業者の理解を得ながら、本市の防災対策に係わる各主体が連携、協力して習熟に努める。

## 1 - 2 災害想定

### 1. 東南海・南海地震について

駿河湾から九州にかけての太平洋沿岸では、海側のフィリピン海プレートと日本列島側のユーラシアプレートなど大陸側のプレートが接し、プレート境界には南海トラフが形成されている。

フィリピン海プレートは、毎年北西に3～5cm程度の速さで、南海トラフから大陸側のプレートの下に潜り込んでおり、大陸側のプレートの端が引きずり込まれることにより徐々に歪が蓄積される。その歪が限界に達し、元に戻ろうとするとき破壊が起こり、巨大なエネルギーが一気に放出され海溝型の巨大地震が発生する。こうした海溝型の巨大地震は、歴史的にもかなり規則正しく概ね一定の間隔で発生しており、前兆から発生までのメカニズムも比較的よく分かっている。駿河湾から土佐湾までの南海トラフのプレート境界では、歴史的に見て、概ね100～150年の間隔で海溝型の巨大地震が発生している(図1-2-1)。

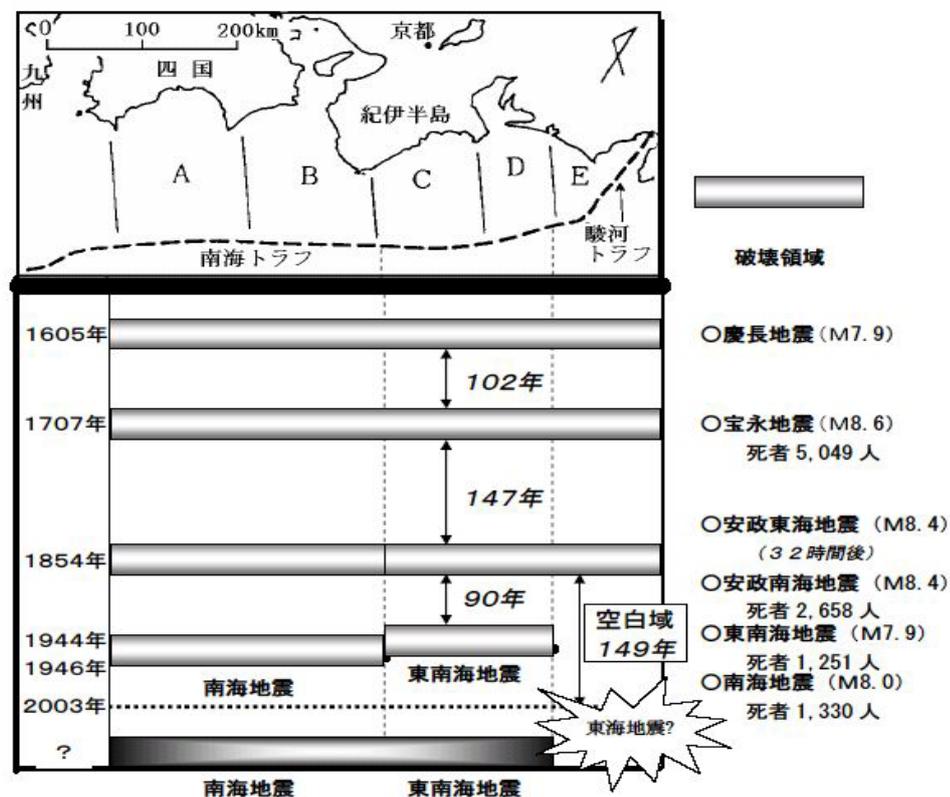


図 1-2-1 東南海・南海地震等の歴史

切迫性が高いと想定されている「東海地震」の震源域と連なる、遠州灘西部から土佐湾沖までの南海トラフのプレート境界においては、1854年の安政東海地震と安政南海地震の後、1944年に昭和東南海地震、1946年に昭和南海地震が発生している。昭和東南海地震では東海地震の想定震源域が未破壊のまま残り、また、昭和南海地震の規模は、それ以前に同地域で発生した地震に比べやや小さいとされている。

巨大地震の発生間隔が約100～150年であることから考えると、今世紀前半にも当該地域で巨大な地震が発生する状況にあることが懸念されている。この遠州灘西部から土佐湾までのプレート境界を主たる震源域とする巨大な地震には、過去の事例から見て、概ね紀伊半島東側沖付近より東側地域のプレート境界を震源域とする地震(以下、「東南海地震」という。)と、その西側地域のプレート境界を震源域とする地震(以下、「南海地震」という。)が想定され、これらが同時に発生する可

1. 総則

能性も考えられる。

東南海、南海地震に関する報告（中央防災会議 東南海、南海地震等に関する専門調査会 平成15年12月）より抜粋

2. 東南海・南海地震の災害想定

東南海・南海地震に関する被害想定としては、以下のものが公表されている。

兵庫県津波被害想定調査（以下、「県想定」という。）（防災DB 東南海・南海資料1-1）

- ・実施主体 - 兵庫県津波災害研究会
- ・公表年月日 - 平成12年3月

東南海、南海地震に関する報告（以下、「国想定」という。）（防災DB 東南海・南海資料1-2）

- ・実施主体 - 中央防災会議 東南海、南海地震等に関する専門調査会
- ・公表年月日 - 平成15年12月

これらの調査報告では、東南海・南海地震により西日本の太平洋沿岸一帯に大きな揺れが発生するとともに、津波が来襲し、広域にわたる甚大な被害が予想されている。

神戸市域における揺れは、東南海・南海地震同時発生時が最も大きく、南海地震単独発生時は、それよりやや小さい。

神戸市域における津波高さは、東南海・南海地震が同時に発生する場合及び南海地震が単独で発生する場合で最大となる。

東南海地震が単独で発生する場合の神戸市域における揺れ及び津波は、東南海・南海地震同時発生や南海地震単独発生よりもやや小さな規模となる。

以上を踏まえ、本計画では、神戸市域における震度、津波高さが最大となる、東南海・南海地震同時発生時を対策の前提とし、東南海・南海地震による揺れ、津波の高さ、及びこれに伴う災害想定、シナリオを以下のとおりとする。

なお、その他の大地震が発生した場合に共通する災害想定は、「地震対策編 総則第2章 2-4」のとおりとする。

(1) 地震の揺れの特徴（国想定による）

- ・神戸市域では最大震度6弱、全域で震度5弱以上の揺れが発生する。
- ・海溝型の巨大地震の特徴である、長周期型の地震波が神戸市を襲うため、ゆっくりとした大きな揺れが約1～2分間継続する。

(2) 地震の揺れによる被害

- ・木造建物では壁や柱が破損するものがあり、耐震性が低い場合は倒壊するものがある。
- ・鉄筋コンクリート造建物では壁、梁（はり）、柱等に大きな亀裂が生じるものがあり、耐震性が低い場合は壁や柱が破壊するものがある。
- ・家庭等にガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生し、一部の地域でガス、水道の供給が停止し、停電することもある。
- ・長周期の地震波により、超高層建物や歩道橋等の被害、タンクのスロッシング（液面揺動）や地盤の液状化による地下埋設物の浮き上がり現象等、長周期型地震特有の被害が発生するおそれがある。

(3) 津波の特徴（県想定による）

- ・第1波は地震発生後、最も早い垂水区で約80分、最も遅い東灘区では約110分で到達する。
- ・津波は50～60分間隔で何度も来襲し、少なくとも5～6時間は異常な潮位変動がみられる。
- ・津波高さが最大となるのは第2波で、その到達時間は、最も早い垂水区で約130分、最も遅い東灘区では約190分となる。
- ・津波高さの最大は、東灘区から長田区で1.7～1.2m程度、須磨区・垂水区で1.2～0.7m程度となる。この場合、兵庫県瀬戸内海沿岸に対して津波警報が発表される。
- ・最大津波が満潮に重なった場合、東灘区から長田区でT.P.（平均潮位からの高さ）+2.5～2.0m程度、須磨区・垂水区でT.P.+2.0～1.5m程度まで潮位が上昇する。

表 1-2-1 津波による潮位上昇（満潮に重なった場合）及び到達時間

区	東灘区	灘区	中央区	兵庫区	長田区	須磨区	垂水区	神戸港沖
第1波到達時間(分)	112	109	95	85	82	81	76	87
第1波ピーク潮位(m)	2.3	1.7	2.0	2.0	2.1	1.1	0.6	1.9
最大津波到達時間(分)	186	154	148	141	137	138	134	144
最高潮位(m)	2.5	2.0	2.4	2.5	2.4	2.0	1.7	2.3
津波評価点	HU1	NU4	TU6	HYU4	NGU1			U1

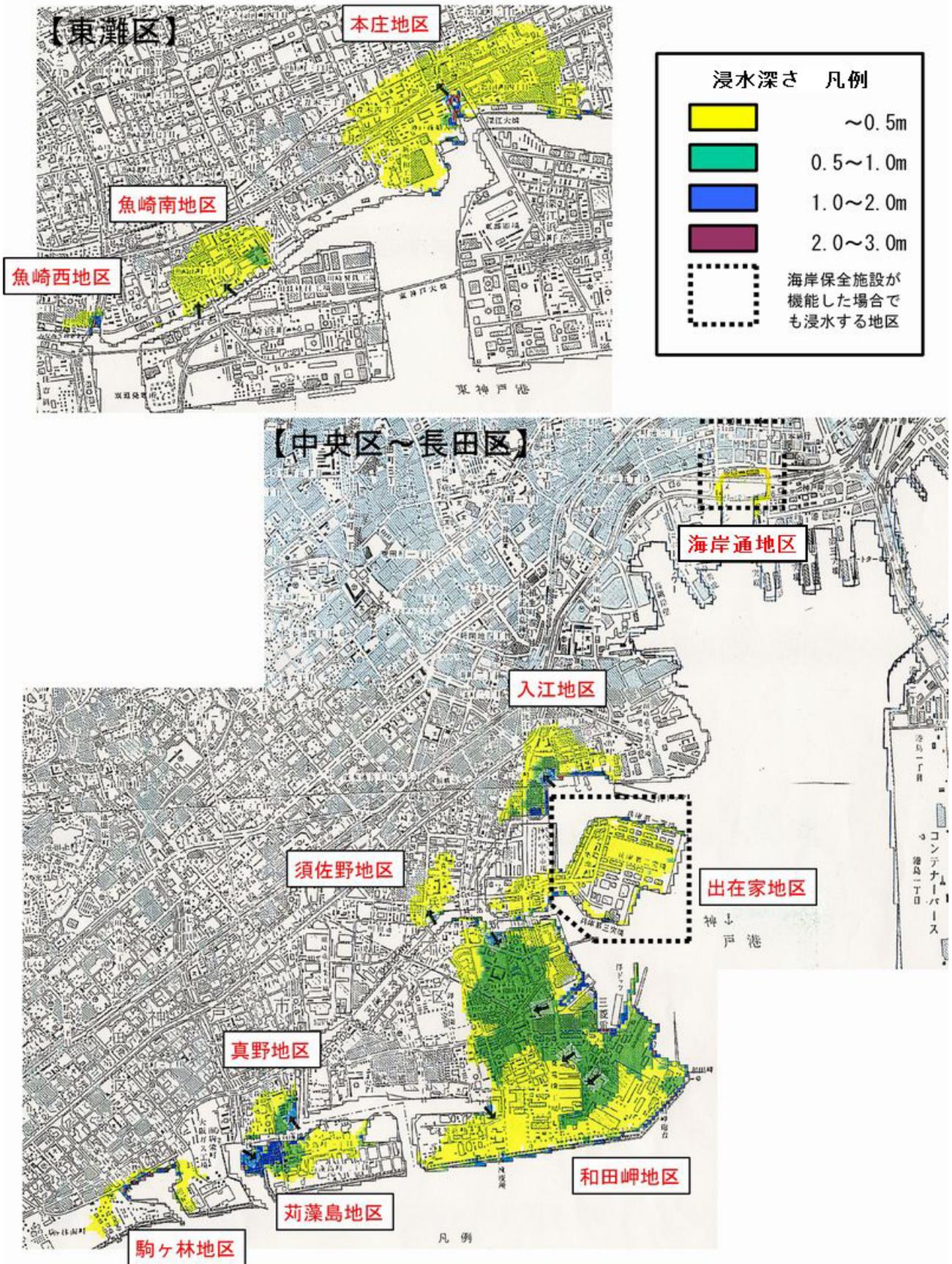
防災 DB 東南海・南海資料 1-1 図 津波評価点における津波高さ時系列変化図参照  
(出典：兵庫県沿岸域における津波被害想定調査（兵庫県津波災害研究会）平成 12 年 3 月）

(4) 津波による被害（最大津波が満潮に重なった場合）（県想定による）

- ・防潮堤が機能し、防潮扉が機能しなかった場合は、東灘区から長田区の沿岸部の一部が、多くは0.5m未満、東灘区魚崎、兵庫区和田岬、入江等で0.5～1m程度、長田区等の局所的には1m以上の浸水被害を受ける。  
防潮扉等が完全に機能すれば、浸水被害は軽微なものとなる。(図1-2-2 兵庫県津波被害想定調査による浸水予想図参照)
- ・堤外地、自然海浜等の沿岸付近は、どのような条件下でも、津波への警戒が必要である。
- ・船舶については、座礁、岸壁へのぶら下がり及び乗り上げ、船体接触による損傷等の恐れがある。
- ・ガレキ、ごみ、土砂及び海面浮遊物の発生や危険物・有害物質の流出による火災、環境汚染の恐れがある。
- ・浸水に伴い、伝染病が発生する恐れがある。

(5) 先行する地震の後に津波が来襲することによる複合被害（国想定による）

- ・先行する地震で防潮堤が損壊した場合、沿岸部の地盤高さが低い（津波時に想定される最高潮位をめやすとするとT.P. + 2.5m程度以下）地域において、可能性は低いものの浸水の恐れがある。
- ・先行する地震の揺れに伴う建物の倒壊により居住者が下敷きになったところへ、津波が来襲することにより、被害が拡大する恐れがある。



(出典：兵庫県沿岸域における津波被害想定調査〔兵庫県・津波災害研究会〕、平成12年3月)

図1-2-2 兵庫県津波被害想定調査による浸水予想図



## 第2章 地震発生時の応急対策等

### 2 - 1 地震発生時の応急対策

#### 1. 情報の収集・伝達【危機管理室、消防局】

「地震対策編 応急対応計画 第2章 情報収集・伝達・広報計画 2-3 災害情報の収集・伝達」による。

#### 2. 避難の呼びかけ及び勧告等【危機管理室、消防局】

強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時には、市長は、必要に応じて海浜にある者、海岸付近の市民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するように呼びかける。

また、市長は、津波警報等の発表等に応じて、以下のとおり避難を呼びかける。

##### (1) 津波警報発表時の対応

地震発生後、気象庁（又は大阪管区气象台）より、兵庫県瀬戸内海沿岸への津波警報の発表があった時には、市長は、速やかに津波避難対象地区（第3章 3-3-1-(1) 津波に備える範囲 参照）に対して避難勧告を発令する。

併せて、津波警戒地域（第3章 3-3-1-(1) 津波に備える範囲 参照）の居住者等に対して、津波への注意を呼びかける。

なお、各種の情報収集伝達ルートを通じて津波警報が伝達された場合にも、同様の措置を取る。

##### (2) 地震・津波情報、被害情報入手後の対応

地震発生後、地震、津波情報や津波からの防護のための施設等の被害情報から、浸水被害の拡大あるいは縮小の可能性が判明した時は、市長は、必要に応じて避難勧告を変更する。

##### (3) 津波注意報発表時の対応

地震発生後、兵庫県瀬戸内海沿岸への津波注意報の発表があった時には、市長は、海浜にある者、海岸付近の市民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するように呼びかける。

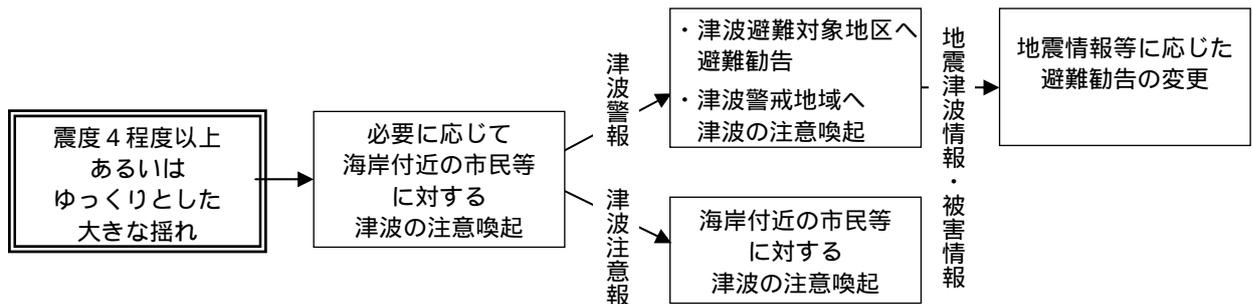


図2-1 津波時の避難の呼びかけ、勧告等の流れ

#### 3. 施設の緊急点検・巡視

【保健福祉局、環境局、行財政局、産業振興局、建設局、みなと総局、各区、消防局、水道局、教育委員会】

特に防災活動の拠点となる公共施設及び避難場所に指定されている施設等の管理者は、緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

対象となる施設を以下に示す。なお、その他の市が管理、所有する公共施設についても順次、被災状況の把握に努める。

特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設  
市役所、各区役所、各建設事務所・水環境センター、各消防署、水道局各センター、神戸港管理事務所、環境局各事業所・クリーンセンター、指定収容避難所（小中学校、体育館、公民館等）、中央市民病院、西市民病院、西神戸医療センター、総合備蓄拠点（フルーツ・フラワーパーク、神戸ワイナリー（旧農業公園）、ホームズスタジアム神戸、しあわせの村、甲南大学、神戸学院大学（有瀬キャンパス・長田キャンパス・ポートアイランドキャンパス）、東水環境センター、神戸震災復興記念公園）、集積配送拠点

#### 4. 二次災害の防止【建設局、水道局、消防局、ライフライン各社】

「地震対策編 応急対応計画 第17章 二次災害の防止、第12章 被災地安全確保対策 12-5 危険物・有毒物取扱い施設等の応急措置」による。

#### 5. 救助・救急活動・医療活動【保健福祉局】

「地震対策編 第4章 救助・救急医療体制」による。

#### 6. 消火活動【消防局】

「地震対策編 第5章 地震火災対策」による。

#### 7. 物資調達【産業振興局】

「地震対策編 応急対応計画 第8章 救援・救護体制 8-3 物資の供給システム」による。

併せて、発災後適切な時期に、本市の備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他都市との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を県に供給要請する。

#### 8. 輸送活動【建設局、行財政局、産業振興局、消防局、交通局、みなと総局、県警察、神戸運輸監理部、神戸海上保安部、鉄道事業者、輸送事業者】

「地震対策編 応急対応計画 第14章 災害時交通規制・緊急輸送対策」による。

#### 9. 保健衛生活動・防疫活動【保健福祉局】

「地震対策編 応急対応計画 第8章 救援・救護対策 8-5 保健対策」による。

併せて、浸水及びライフライン等の寸断からの環境衛生の悪化による伝染病や集団食中毒等の発生を防止するため、必要に応じ検病調査班、防疫班を編成し、必要な対策を集中的に実施する。

#### 10. 帰宅困難者対策【危機管理室、市民参画推進局、建設局、みなと総局、交通局、報道機関、公共交通機関】

「地震対策編 応急対応計画 第8章 救援・救護対策 8-8 帰宅困難者対策」による。

### 2 - 2 物資、資機材、人員等の調達・確保等

#### 1. 応急物資の調達・確保【行財政局、産業振興局、市民参画推進局、各区】

「地震対策編 応急対応計画 第8章 救援・救護対策 8-3 物資の供給システム」による。

#### 2. 資機材の調達・確保【行財政局、みなと総局、消防局】

「地震対策編 応急対応計画 第1章 防災活動計画 1-8 災害用機械器具確保計画」による。

#### 3. 人員の確保・配置【行財政局、市民参画推進局】

「地震対策編 応急対応計画 第1章 防災活動計画 1-7 災害対策要員確保計画」による。

### 2 - 3 他機関に対する応援要請 【市長室、危機管理室、保健福祉局、消防局、水道局】

「地震対策編 応急対応計画 第3章 広域連携・応援体制計画」による。

## 第3章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

### 3-1 津波からの防護のための施設の整備等

港湾、河川、海岸、漁港等における、津波からの防護のための防潮堤、防潮扉、水門等（以下、「防潮施設等」という。）に関する整備、日常及び緊急時の対応は、以下の事項に配慮して実施する。

#### 1. 基本方針【各管理者】

##### (1) 防潮施設等の計画的整備、定期点検等の実施

河川、海岸、港湾及び漁港の管理者（以下、「各管理者」という。）は、津波による被害の恐れのある地域において、防潮施設等の計画的な整備・補修・補強を推進するとともに、定期的な施設の点検や施設管理を行う。

##### (2) 津波時の体制確立

各管理者は、津波時の迅速な対応が可能になるよう、防潮扉、水門等の閉鎖体制を確立する。なお、防潮扉、水門等の閉鎖手順を定めるにあたっては、閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮する。

内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておく。

##### (3) 津波時の迅速な対応

各管理者は、津波が発生した場合は直ちに防潮扉、水門等の閉鎖等の措置を講じる。また、工事中は工事の中断等の措置を講じる。

##### (4) 平常時の夜間、休日等における防潮扉、水門等の閉鎖

各管理者は、操作責任者等の協力を得ながら、平常時の夜間、休日等で防潮扉等を開放する必要がない時は、閉鎖を徹底するよう啓発に努める。

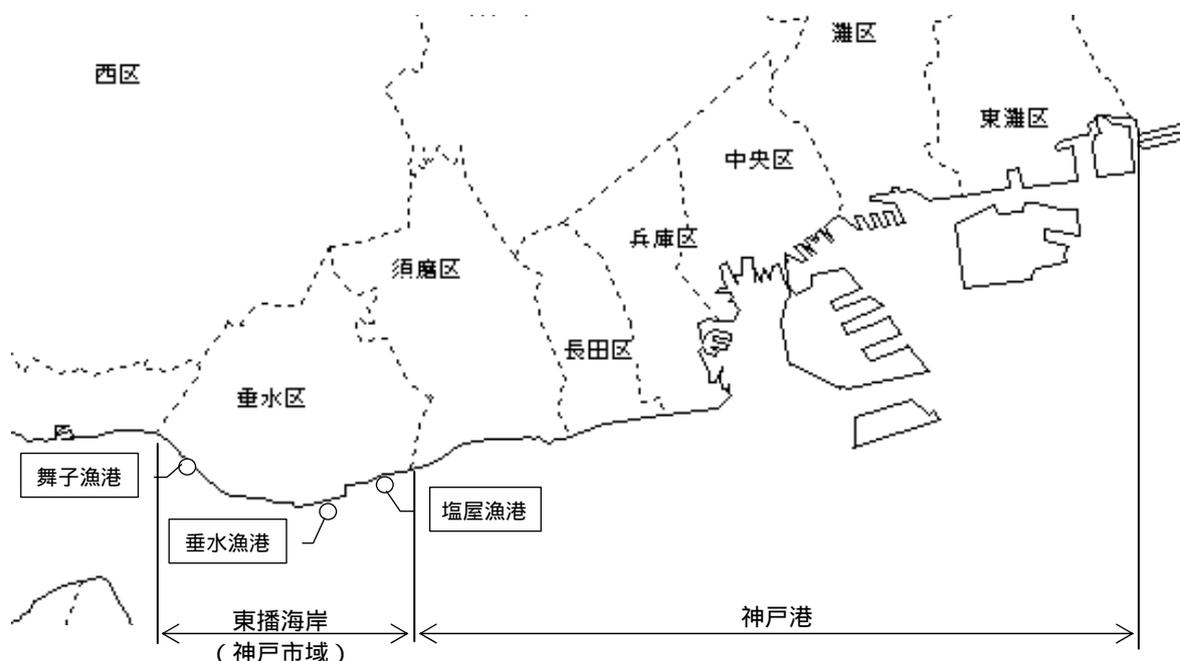


図 3-1-1 神戸市域の港湾・海岸・漁港位置図

## 2. 神戸港（東灘区傍示川～須磨区堺川）港湾管理者の対応【みなと総局】

### (1) 防潮施設等の計画的整備、定期点検等の実施

#### 海岸保全施設の整備方針

神戸港における防潮堤等の海岸保全施設は、想定される津波よりも高潮時の潮位が高いとされていることから、高潮に対応できる高さで設計し、順次整備を進める。

海岸保全施設の未整備区域である新港地区等では、高潮による浸水被害が発生していることから、優先順位を検討し、順次整備する。

#### 海岸保全施設の点検方針・計画及び平常時の管理方法

海岸保全施設の管理については、従来の高潮対策と同時に、新たに津波対策としての視点を加味しながら、次のような作業を継続的に進める。

- ・ 海岸保全施設を点検し、必要に応じて補修、改良を行う。
- ・ 海岸保全施設の機能、操作性を保持するための定期点検を実施する。
- ・ 防潮扉等の閉鎖支障物の撤去指導を行う。
- ・ 終業時における防潮扉等の日常的閉鎖について、各担当企業に要請する。

### (2) 津波時の防潮扉等の閉鎖体制確立、迅速な対応

地震発生から津波が到達するまで非常に短時間であることが想定されるので、津波時に防潮扉、水門を重点的に閉鎖体制を確立する。また、これら防潮扉は土地利用状況等により、通常開放しているものと、常時閉鎖しているものとに分けられる。

津波時の防潮扉、水門の閉鎖対応は、通常開放している防潮扉等を対象に、その設置地盤高と津波により想定される最高潮位（T.P.+2.5m）との関係を考慮して、以下のとおり実施する。

#### 閉鎖体制

ア) 高潮時の体制を基本とする。

イ) 夜間・休日等における津波時に閉鎖困難又は閉鎖不可能な施設を中心に、事業者、消防団、その他の団体と連携して閉鎖する体制を確立する。

ウ) 加えて、津波避難対象地区における地域津波防災計画（第5章5-1-1 地域津波防災計画の作成支援 参照）の作成支援にあわせて、地域住民等による防潮施設の閉鎖体制づくりに取り組む。

#### 閉鎖指令基準

ア) 津波警報発表時

兵庫県瀬戸内海沿岸に対する津波警報が発表された場合、津波警戒地域内の全ての防潮扉、水門を閉鎖する。

イ) 津波注意報発表時

兵庫県瀬戸内海沿岸に対する津波注意報が発表された場合、設置地盤高が T.P.+1.6m以下の防潮扉を閉鎖する。

#### 閉鎖活動

津波警報及び注意報が発表された場合は、閉鎖指令を待つことなく、直ちに閉鎖活動を開始する。

#### 閉鎖対象施設の優先順序

津波警報発表時には設置地盤高がT.P.+2.5m以下の防潮扉、水門を最優先に閉鎖する。（表3-1-1参照）

詳細については個々の施設の特性等を考慮しながら、予想浸水地域ごとに決定する。

津波警戒地域内の防潮扉、水門を表3-1-1に示す。

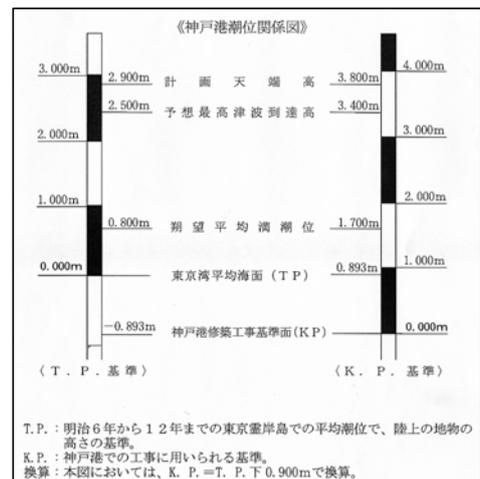


図 3-1-2 神戸港潮位関係図

3. 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

表 3-1-1 津波警戒地域内の防潮扉、水門

平成23年3月31日現在

防潮扉設置 地盤高	T.P.+2.5m 以下 (T.P.+1.6m 以下)			小計	T.P.+2.5m 超			小計	総計
	通常開放	毎日閉鎖	常時閉鎖		通常開放	毎日閉鎖	常時閉鎖		
防潮扉	107 (31)	18 (12)	45 (19)	170 (62)	19	4	19	42	212
水門	2 (-)	- (-)	- (-)	2 (-)	4	-	-	4	6
計	109 (31)	18 (12)	45 (19)	172 (62)	23	4	19	46	218

( ) 内は津波注意報発表時の閉鎖対象数

閉鎖における作業時間

津波警報・注意報が発表されてから概ね60分以内で出動及び閉鎖活動を行い、以後の30分で安全な場所へ退避する。

閉鎖指令解除

兵庫県瀬戸内海沿岸に対する津波警報・注意報解除の発表をもって閉鎖指令を解除する。

3. 漁港管理者における対応【産業振興局】

(1) 防潮施設等の計画的整備、定期点検等の実施

海岸保全施設の未整備箇所のある舞子漁港では、近畿地方整備局において海岸保全施設の整備を順次検討する。

海岸保全施設が整備済みである塩屋、垂水漁港では、海岸保全施設の操作性を保持するため、定期点検を実施する。

(2) 海岸保全施設等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順等

塩屋、垂水漁港において、海岸保全施設の閉鎖を迅速に行うため、市、地域住民、漁港等との間で協定を締結する。併せて、訓練を実施する。

4. 東播海岸（須磨区堺川以西～神戸市境まで）海岸管理者における対応【国土交通省姫路河川国道事務所】

東播海岸における防潮堤等の海岸保全施設は、想定される津波を考慮した上で順次整備を進める。特に、海岸保全施設の未整備区域である舞子漁港周辺、狩口台7丁目付近の一部では、東播海岸全体の中で優先順位を検討しつつ、順次整備する。海岸保全施設は、機能の保持に努める。

5. 河川管理者における対応【建設局、県】

神戸市域の河口部の護岸高さは、一部の橋梁部等の河川横断部を除き、想定される津波の最高到達高さよりも高く整備されている。

護岸、角落等の防潮施設の整備、補修、補強を進めるとともに、定期的に点検を行う。

津波時に浸水のおそれがある河川横断部については、角落等を閉鎖する体制を確立する。その際、地域住民等との連携を考慮する。

(参考) 河口部の護岸高さ(計画高水位+余裕高) = T.P.+3.0m以上

想定される津波の最高到達高さ = T.P.+2.5m

6. 内水排除施設の管理者における対応【建設局、みなと総局】

海岸保全施設の未整備区域では、海岸保全施設の整備にあわせ、内水排水計画を立案し、順次整備する。

海岸保全施設の整備完了区域では、内水排除施設の操作性を保持するため、定期点検を実施する。また、津波対策として、水門や雨水幹線の吐け口からの影響を軽減するため、雨水ゲートや水門が

速やかに機能するよう、閉鎖体制を確保する。

また、雨水ゲートや水門の操作を行うための非常用発電装置の整備、点検を行う。

表 3-1-2 津波警戒地域内にある内水排除施設一覧

所管	名称	所在地	備考
建設局	本庄	東灘区深江南町4丁目6-5	雨水, 汚水
	魚崎	" 魚崎南町2丁目1-15	雨水, 汚水
	京橋	中央区新港町1-10	雨水
	宇治川	" 東川崎町1丁目1-2	雨水, 汚水
	和田岬	兵庫区吉田町1丁目	雨水
	浜中	" 浜中町2丁目18	雨水
	島上	" 鍛冶屋町1丁目1-17	雨水
	南駒栄	長田区南駒栄町1-44	雨水
みなと総局	魚崎浜	東灘区魚崎浜町	雨水
	魚崎浜第2	" "	雨水
	新在家	灘区新在家南町4丁目	雨水
	新港	中央区小野浜町	雨水
	東川崎	中央区東川崎町4丁目	雨水
	大輪田	兵庫区切戸町	雨水
	出在家	" 出在家町2丁目	雨水

### 3 - 2 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は、「地震対策編 応急対応計画 第2章 情報収集・伝達・広報計画」に定めるほか、次の事項に配慮する。

#### 1. 津波に関する情報伝達経路の整備方針及び計画【危機管理室】

市は、津波情報等の緊急情報（津波警報・津波注意報、避難勧告）や救援・救護情報を避難所や防災福祉コミュニティ関係者宅等へ同時多数かつ迅速に伝達するため、防災行政無線同報系の整備を推進する。併せて、津波避難対象地区への拡声子局の増設を推進する。

また、防潮扉開閉等の指令伝達の迅速化を図るため、防潮扉操作委託事業者等に対する戸別受信機の設置を検討する。

併せて、より多様な情報伝達経路の確保のため、地域のコミュニティ放送（FM）局を活用した放送波での緊急情報の伝達について検討する。

〔参考〕海岸部での設置状況（平成24年3月末現在）

戸別受信機（ラジオ型）—— 海岸部184カ所（主に行政機関・海岸部の防災福祉コミュニティ）  
 拡声子局（屋外スピーカー型）—— 海岸部61局（防災DB 地震対策編 応急資料2-2-4）

#### 2. 防災関係機関相互の情報の共有【危機管理室】

市は、災害情報及びこれに対する措置に関する情報を、県及び防災関係機関と相互に共有する。

#### 3. 居住者等への広報

市は、地震発生後、市内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び市内に一時滞在する観光客その他の滞在者（以下、「観光客等」という。）に対し、津波情報を広報する。

##### (1) 広報の内容【危機管理室、市民参画推進局】

発生した地震、津波及び余震等、今後の地震・津波に関する情報

避難勧告・指示に関する情報

避難所に関する情報

その他、住民、事業者が早急に取り組むべき措置及び被災者のニーズに応じた情報

##### (2) 広報の手段

市は、津波被害対応の緊急性から、報道機関の協力を得て行う広報活動、広報車、防災行政無線等の手段により、迅速に広報活動を実施する。

報道機関の協力を得て行う広報活動【市民参画推進局】

市は、災害発生直後に市役所1号館16階会見室、4号館（危機管理センター）1階防災展示室等に「災害時プレスセンター」を特設し、報道機関への情報提供を統括的に行う。

また、県では、NHK神戸放送局、サンテレビジョン、毎日放送、朝日放送、関西テレビ放送、読売テレビ放送、ラジオ関西、ラジオ大阪、Kiss-FM KOBE、関西インターメディア（FM COCOLO）と「災害時における放送要請に関する協定」（防災DB 地震対策編 応急資料3-2-23）を締結している。市は、やむを得ない場合を除き、災害時の放送要請は県知事を通じて実施する。また今後、コミュニティ放送（FM）局、ケーブルテレビ等、地域情報機関と災害情報に関する放送の実施に関する協定締結を進める。

広報車による広報

より綿密な広報活動を実施するため、広報車を有する市部局は広報車による広報活動の実施を検討する。ただし、時間的制約や道路の通行障害等により、巡回区域に制約を受けることが予想されるため、必要に応じて警察その他防災関係機関へ協力を要請する。

防災行政無線による広報【危機管理室、消防局】

市は、防災行政無線により、地震、津波等の緊急情報の広報を行う。防災行政無線による津波警報・注意報発表時の情報連絡は図3-2-1のとおりとする。

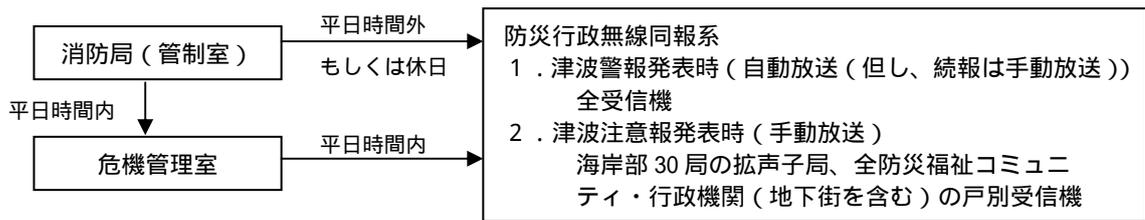


図3-2-1 防災行政無線による津波警報・注意報発表時の情報連絡経路

市は、予め防災行政無線の放送内容の文案を定める(防災DB 地震対策編 応急資料2-2-5)とともに、その他の情報については適宜、手動放送により広報する。

「ひょうご防災ネット」を活用した情報伝達【危機管理室】

市は、希望する市民の携帯端末等に、緊急情報(地震情報・津波情報・気象情報) 避難情報等を発信するシステムである「ひょうご防災ネット」を活用し、神戸市内の避難勧告等の緊急情報を伝達する。

防災福祉コミュニティとの連携による住民への広報【危機管理室】

市は、緊急避難等の必要が生じた際、円滑な避難を実施するため、津波避難対象地区(第3章3-3-1-(1)津波に備える範囲 参照)に重点配置した防災行政無線を通じ、防災福祉コミュニティ等にいち早く正確な情報を周知するよう努める。

災害時要援護者に対する広報【保健福祉局、市民参画推進局、市長室】

ア 障害者、高齢者に対する広報

市は、防災福祉コミュニティ等地域住民の協力を得ながら、近隣に居住する障害者、高齢者等に対する広報活動を実施する。また、地域住民が、近隣に居住する障害者、高齢者等の所在や家族構成等を把握できるよう、プライバシーに配慮しつつコミュニティづくりを進める。

聴覚障害者に対しては、文字情報(広報紙、神戸市ホームページ)、テレビ広報番組の字幕による放送等により広報活動を実施する。

視覚障害者に対しては、テレビ・ラジオで繰り返し情報を提供する。

また、各種障害者団体、ボランティア団体や関係機関への情報提供を通じて広報活動を実施する。

イ 外国人に対する広報

市は、「FM COCOLO」を活用して外国人向けへの情報を提供するとともに、領事館や外国人コミュニティ等への情報提供を通じて広報活動を実施する。

地下街や公共交通機関における災害情報の提供【市民参画推進局、建設局、交通局、公共交通機関】

市は、関係機関等の協力のもと、地下街や公共交通機関において、兵庫県瀬戸内海沿岸に津波警報が発表された場合は、直ちに構内、車内や駅、ターミナル等の主要拠点で情報提供を行い、適切な対応ができるよう検討する。

その他の広報手段の確保【危機管理室、市民参画推進局、建設局】

ア 市は、神戸市ホームページでの災害情報の掲示、携帯サイトでの災害情報の掲示、アマチュア無線団体との連携等、より広範囲な手段の確保に努める。

イ 道路管理者は、走行中の自動車に対するITS、可変サイン等による情報提供と、迂回の指示が可能なシステムを検討する。

(3) 市民・事業者の広報入手【産業振興局、みなと総局、神戸海上保安部】

市民・事業者は、緊急時の災害情報が迅速に入手できるよう、テレビ、ラジオ等の受信機器(停電時でも使えるものが望ましい)を備えておくよう努める。

3. 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

4. 船舶に対する伝達

(1) 入出港中及び在泊中の船舶への情報伝達

市は、こうべポートラジオ（海岸局）や既存の連絡網を最大限に活用し、停泊中、入出港中の船舶に気象庁または大阪管区気象台（以下、「気象庁等」という）からの津波情報を伝達する。

神戸海上保安部は、巡視艇により、停泊中、入出港中の船舶に気象庁等からの津波情報を周知する。また、第五管区海上保安本部より、気象庁等からの津波情報がこうべほあん（海岸局）から伝達される。

船舶関係者は、停泊中であっても、地震発生後、テレビ、ラジオ、無線等から津波情報等の入手に努めるとともに、市及び防災関係機関は船舶関係者に対し、情報伝達に努める。

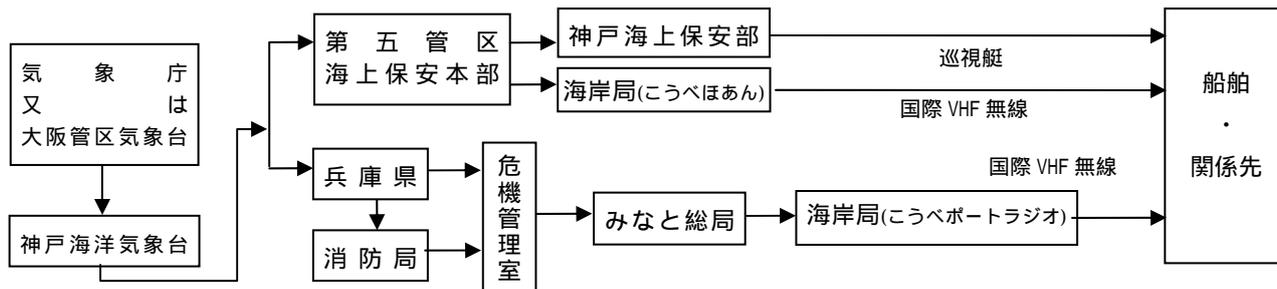


図 3-2-2 入出港中及び停泊中の船舶への情報伝達ルート

(2) 船舶所有者・団体への情報伝達

関係船舶団体によるマニュアルの作成

大型貨物船、作業船、漁船、プレジャーボート等船舶団体は、自ら行う災害情報の収集連絡のための体制、船舶の避難に関する事項等を定めたマニュアルを作成し、これに基づき、主体的に情報伝達を行う。

市及び神戸海上保安部等の支援

市及び神戸海上保安部等は、関係船舶団体に対してマニュアル策定のための支援を行うとともに、同団体との連絡体制を整備する。

表 3-2-2 主な関係船舶団体一覧

所管局	船舶団体	船舶種類	備考（地区等）
みなと 総局	日本船主協会阪神地区船主会	大型貨物船	
	外国船舶協会神戸支部	大型貨物船	
	神戸起重機船協会	作業船	
	神戸台船協会	作業船	
	関西プレジャーボート協会	プレジャーボート	
	神戸タグ協会	タグボート	
	社団法人神戸港清港会	清掃船	
	神戸旅客船協会	旅客船	
	神戸港はしけ運送事業協同組合	はしけ	
	日本押船士運船協会	プッシャーボート	
産業 振興局	神戸市漁業協同組合	漁船	駒ヶ林、東須磨、塩屋、垂水、舞子
	兵庫漁業協同組合	漁船	
	株式会社マリンス	プレジャーボート	神戸フィッシャリーナ

5. 市域における被害情報の迅速な把握【危機管理室】

「地震対策編 応急対応計画 第2章 情報収集・伝達・広報計画 2-3 災害情報の収集・伝達」による。

### 3 - 3 避難対策等

#### 1. 円滑な避難の確保

##### (1) 津波に備える範囲【危機管理室、みなと総局、消防局】

###### 津波避難対象地区

津波により被害が発生する可能性が高い地区を「津波避難対象地区」とする。  
当該地区の居住者等は、津波警報が発表された場合は、速やかに避難する。  
当該地区の設定基準は以下のとおりとする。

- ) 兵庫県津波被害想定調査により、防潮扉等が閉鎖できなかった場合に浸水が予想される場所を含む町丁
- ) 自然海浜、堤外地等の海岸付近
- ) 地域津波防災計画により、津波時には速やかに避難すると定めた町丁

表 3-3-1 津波避難対象地区

区	対象町丁等
東 灘 区	魚崎西町 1, 魚崎西町 2, 魚崎南町 1, 魚崎南町 2, 魚崎南町 3, 魚崎南町 4, 魚崎南町 5, 魚崎南町 6, 魚崎南町 7, 魚崎南町 8, 深江南町 1, 深江南町 2, 深江南町 3, 深江南町 4, 深江南町 5, 深江北町 3, 深江北町 4, 深江北町 5, 深江本町 1, 深江本町 2, 深江本町 3, 深江本町 4, 青木 1, 青木 2, 青木 4, 青木 5, 北青木 1, 北青木 2, その他海岸付近
灘 区	海岸付近
中 央 区	新港町, 波止場町, その他海岸付近
兵 庫 区	芦原通1, 芦原通2, 芦原通3, 芦原通4, 芦原通5, 芦原通6, 船大工町, 磯之町, 南仲町, 神明町, 北逆瀬川町, 東柳原町, 切戸町, 南逆瀬川町, 入江通1, 入江通2, 入江通3, 遠矢町1, 遠矢町2, 遠矢浜町, 笠松通5, 笠松通6, 笠松通7, 笠松通8, 笠松通9, 笠松通10, 吉田町1, 御崎本町2, 今出在家町1, 今出在家町2, 今出在家町3, 今出在家町4, 佐比江町, 三石通1, 三石通2, 三石通3, 七宮町1, 七宮町2, 出在家町1, 出在家町2, 小河通1, 小河通2, 小河通3, 小河通4, 小河通5, 小松通2, 小松通3, 小松通4, 小松通5, 小松通6, 松原通1, 松原通2, 松原通3, 松原通4, 松原通5, 上庄通1, 上庄通2, 上庄通3, 須佐野通1, 須佐野通2, 須佐野通3, 須佐野通4, 西出町, 西出町1, 西出町2, 鍛冶屋町1, 鍛冶屋町2, 築地町, 中之島1, 中之島2, 島上町1, 島上町2, 東出町1, 東出町2, 東出町3, 浜崎通(国道2号以南), 浜山通1, 浜山通2, 浜山通3, 浜山通4, 浜山通5, 浜山通6, 本町1, 本町2, 和田宮通2, 和田宮通3, 和田宮通4, 和田宮通5, 和田宮通6, 和田宮通7, 和田宮通8, 和田崎町1, 和田崎町2, 和田崎町3, その他海岸付近
長 田 区	苅藻通7, 苅藻島町1, 苅藻島町2, 苅藻島町3, 駒ヶ林町1~6(高松線以南), 駒ヶ林南町, 東尻池町10, 南駒栄町, 浜添通7, 浜添通8, その他海岸付近
須 磨 区	海岸付近
垂 水 区	海岸付近

地域津波防災計画により避難対象地区に指定する町丁

###### 津波警戒地域

地震により防潮扉や防潮堤等が損傷した場合、県想定の上水予想地域よりも浸水範囲が拡大する恐れがある。

地震で防潮扉、防潮堤等が全て壊れるとした場合、津波による被害の恐れのある地域を「津波警戒地域」とする。

当該地域では、市民、事業者、防災関係機関、行政が津波への警戒意識を持ち、広く津波に備える。

当該地域の設定基準は以下のとおりとする。

- ) 東南海・南海地震津波により想定される最高潮位 T.P.+2.5m より地盤の低い場所が含まれる町丁
- ) 自然海浜、堤外地等の海岸付近

3. 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

表 3-3-2 津波警戒地域

区	町丁等
東 灘 区	魚崎西町 1, 魚崎中町 2, 魚崎中町 3, 魚崎南町 1, 魚崎南町 2, 魚崎南町 3, 魚崎南町 4, 魚崎南町 5, 魚崎南町 6, 魚崎南町 7, 魚崎浜町, 御影石町 1, 御影塚町 1, 御影塚町 3, 御影浜町, 御影本町 1, 御影本町 3, 御影本町 5, 御影本町 7, 向洋町西 1, 向洋町西 2, 向洋町西 3, 向洋町西 6, 向洋町東 1, 向洋町東 3, 向洋町東 4, 住吉南町 1, 住吉南町 4, 住吉浜町, 深江南町 1, 深江南町 2, 深江南町 3, 深江南町 4, 深江南町 5, 深江浜町, 深江北町 2, 深江北町 3, 深江北町 4, 深江北町 5, 深江本町 1, 深江本町 2, 深江本町 3, 深江本町 4, 青木 1, 青木 2, 青木 3, 青木 4, 青木 5, 青木 6, 北青木 1, 北青木 2, 北青木 3, 北青木 4, 本山南町 1, 本山南町 2, 本庄町 2, その他海岸付近
灘 区	新在家南町 1, 新在家南町 2, 新在家南町 3, 新在家南町 4, 新在家南町 5, 灘浜町, 灘浜東町, 浜田町 1, 浜田町 4, 摩耶埠頭, 味泥町, その他海岸付近
中 央 区	伊藤町, 磯辺通 1, 磯辺通 2, 磯辺通 3, 磯辺通 4, 栄町通 1, 栄町通 2, 栄町通 3, 栄町通 4, 栄町通 5, 栄町通 6, 栄町通 7, 加納町 6, 海岸通 (旧居留地), 海岸通 1, 海岸通 2, 海岸通 3, 海岸通 4, 海岸通 5, 海岸通 6, 京町, 元町通 1, 元町通 2, 元町通 5, 元町通 6, 江戸町, 小野浜町, 新港町, 西町, 前町, 相生町 1, 相生町 2, 相生町 3, 相生町 4, 相生町 5, 中町通 2, 東川崎町 1, 東川崎町 2, 東川崎町 3, 東川崎町 4, 東川崎町 5, 東川崎町 6, 東川崎町 7, 東町, 播磨町, 波止場町, 浜辺通 2, 浜辺通 3, 浜辺通 4, 浜辺通 5, 浜辺通 6, 弁天町, 明石町, 浪花町, 港島 1, 港島 2, 港島 3, 港島 4, 港島 5, 港島 6, 港島 7, 港島 8, 港島中町 1, 港島中町 2, その他海岸付近
兵 庫 区	芦原通 1, 芦原通 2, 芦原通 3, 芦原通 4, 芦原通 5, 芦原通 6, 磯之町, 永沢町 2, 駅南通 1, 駅南通 2, 駅南通 5 (兵庫駅南公園、キヤルカウ西広場を除く), 遠矢町 1, 遠矢町 2, 遠矢浜町, 笠松通 5, 笠松通 6, 笠松通 7, 笠松通 8, 笠松通 9, 笠松通 10, 吉田町 1, 吉田町 2, 吉田町 3, 金平町 1, 金平町 2, 御崎町 1, 御崎町 2, 御崎本町 1, 御崎本町 2, 御崎本町 3, 御崎本町 4, 御所通 1, 御所通 2, 高松町, 今出在家町 1, 今出在家町 2, 今出在家町 3, 今出在家町 4, 佐比江町, 材木町, 三石通 1, 三石通 2, 三石通 3, 七宮町 1, 七宮町 2, 出在家町 1, 出在家町 2, 小河通 1, 小河通 2, 小河通 3, 小河通 4, 小河通 5, 小松通 2, 小松通 3, 小松通 4, 小松通 5, 小松通 6, 松原通 1, 松原通 2, 松原通 3, 松原通 4, 松原通 5, 上庄通 1, 上庄通 2, 上庄通 3, 神明町, 須佐野通 1, 須佐野通 2, 須佐野通 3, 須佐野通 4, 西宮内町, 西出町, 西出町 1, 西出町 2, 西仲町, 西柳原町, 切戸町, 船大工町, 鍛冶屋町 1, 鍛冶屋町 2, 築地町, 中之島 1, 中之島 2, 島上町 1, 島上町 2, 東出町 1, 東出町 2, 東出町 3, 東柳原町, 南逆瀬川町, 南仲町, 入江通 1, 入江通 2, 入江通 3, 浜崎通, 浜山通 1, 浜山通 2, 浜山通 3, 浜山通 4, 浜山通 5, 浜山通 6, 浜中町 1, 浜中町 2, 兵庫町 1, 兵庫町 2, 北逆瀬川町, 本町 1, 本町 2, 湊町 1, 明和通 1, 明和通 2, 明和通 3, 和田宮通 2, 和田宮通 3, 和田宮通 4, 和田宮通 5, 和田宮通 6, 和田宮通 7, 和田宮通 8, 和田崎町 1, 和田崎町 2, 和田崎町 3, 和田山通 1, 和田山通 2, その他海岸付近
長 田 区	海運町 8, 苅藻通 4, 苅藻通 5, 苅藻通 6, 苅藻通 7, 苅藻島町 1, 苅藻島町 2, 苅藻島町 3, 駒ヶ林町 1, 駒ヶ林町 2, 駒ヶ林町 3, 駒ヶ林町 4, 駒ヶ林町 5, 駒ヶ林町 6, 駒ヶ林南町, 駒栄町 1, 駒栄町 2, 駒栄町 3, 駒栄町 4, 庄田町 1, 庄田町 2, 庄田町 3, 庄田町 4, 東尻池新町, 東尻池町 5, 東尻池町 6, 東尻池町 7, 東尻池町 8, 東尻池町 9, 東尻池町 10, 南駒栄町, 二葉町 1, 二葉町 2, 二葉町 3, 梅ヶ香町 2, 浜添通 3, 浜添通 4, 浜添通 5, 浜添通 6, 浜添通 7, 浜添通 8, 本庄町 8, 野田町 8, 野田町 9, その他海岸付近
須 磨 区	外浜町 1, その他海岸付近
垂 水 区	海岸付近

ここで挙げる町丁は津波警戒地域の目安であり、町丁の全部あるいは一部に概ね T.P.+2.5m 以下の場所があるものを列挙している。

(2) 津波時の避難先【危機管理室、消防局】

津波からの避難の基本は、地盤の高いところに速やかに移動することである。

このため、概ね T.P.+2.5m 以上の地盤高さが確保されている津波警戒地域外の公園、広場、グラウンド、道路等の屋外空間（以下、「津波避難地」という。）を目指すことを基本とする。

津波到達時間までに津波避難地への移動ができないなどの緊急時には、近隣の堅牢な施設の 2 階以上に避難する。これらの施設のうち、地域で予め施設管理者等の承諾を得て地域津波防災計画(第 5 章 5-1-1 地域津波防災計画の作成支援 参照)に位置づけた、堅牢な施設の 2 階以上を「津波緊

急待避所」という。

【津波時の避難先】

津波避難地（津波警戒地域外の公園、広場、グラウンド、道路等の公共的屋外空間）  
堅牢な施設の2階以上（避難時に避難者が任意で選択する施設又は津波時の緊急的避難先として、予め地域が施設管理者の事前承諾を得ている施設（津波緊急待避所））

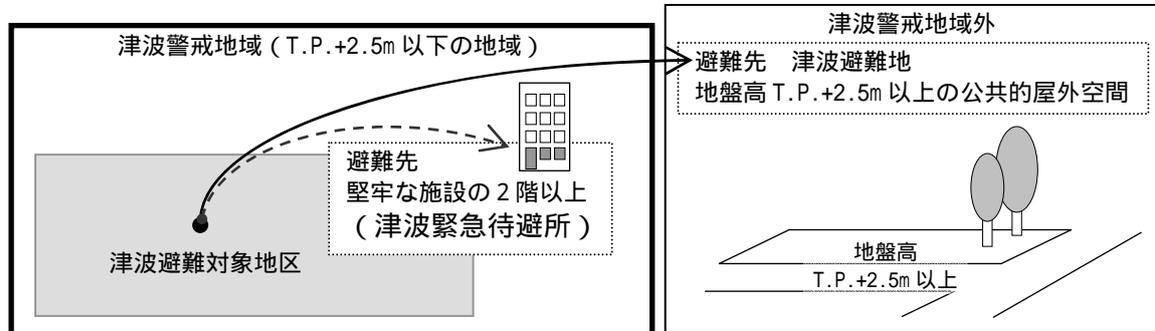


図 3-3-1 津波時の避難先のイメージ

(3) 津波時の避難路

概ね幅員 8 m以上の道路をめやすとして、津波避難地に至る経路を避難者各自が選択する。

(4) 避難地の整備及び避難先施設・避難路等の安全性の確保

市は、地域津波防災計画（第 5 章 5-1-1 地域津波防災計画の作成支援 参照）策定の取り組みを通じて、住民等の津波緊急待避所の選定を支援する。

市は、津波避難地の整備、既存の避難先施設の安全性の再評価、土砂災害のおそれのない避難路等安全な避難路の確保、道路幅員の確保等を計画的に推進する。併せて、沿道建物の耐震化、ブロック塀の補強の啓発に努める。

(5) 居住者等における取り組み

津波避難対象地区及び津波警戒地域内の居住者等は、津波時の避難地、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認しておき、津波が来襲した場合の備えに万全を期すよう努める。

(6) 対策計画を作成する事業所等における措置

対策計画を作成する事業所等の避難誘導を実施すべき機関は、津波時の具体的な避難実施の方法、市との連携体制等を明確にしておく。

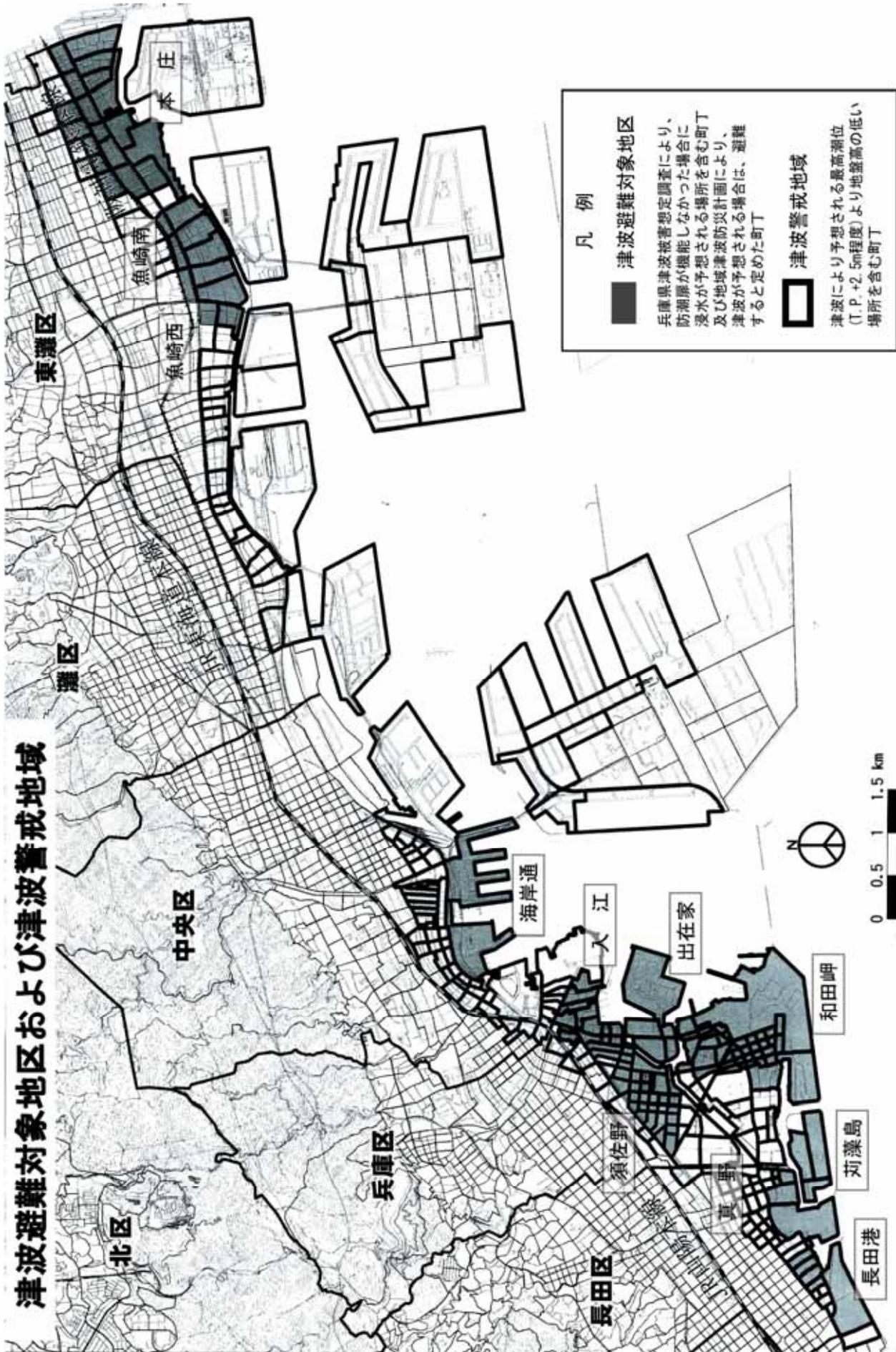
(7) 防災福祉コミュニティ及び自衛消防組織における取り組み

防災福祉コミュニティ及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難の勧告又は指示があったときは、予め定めた避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のために必要な措置を取るよう努める。

(8) 津波に備える範囲、津波時の避難先、避難方法の見直し【危機管理室、みなと総局、消防局】

市は、詳細な地盤高の現況や海岸保全施設等の耐震性を考慮した、精度の高い被害想定調査を行う。これを踏まえ、津波警戒地域、津波避難対象地区、津波避難地、避難路、避難方法等を見直す。

3. 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項



・このほか、津波避難対象地区及び津波警戒地域には自然海浜、堤外地などの海岸周辺が含まれるが、表示していない。

## 2. 避難勧告及び指示の発令等

### (1) 避難勧告及び指示の発令【危機管理室、消防局】

消防署長は、「第2章 2-1 地震発生時の応急対策」に従って、津波避難対象地区、その他津波被害のおそれがあり特に避難が必要な地区に対して、避難勧告又は指示を発令することにより、当該地区の居住者等の安全を確保する。

### (2) 避難勧告及び指示の解除【危機管理室、消防局】

消防署長は、兵庫県瀬戸内海沿岸に対する津波警報の解除が発表され、津波による被害発生のおそれがないと判断できた地区に対して、順次、避難勧告又は指示を解除する。

### (3) 避難勧告及び指示の発令、解除の伝達方法【危機管理室、消防局】

避難勧告・指示の発令基準、避難勧告・指示の発令及び解除の伝達方法は、「第2章 2-1 地震発生時の応急対策」、「第3章 3-2 津波に関する情報の伝達等」による。

### (4) 警戒区域の設定【危機管理室、消防局、県警本部】

災害対策基本法第63条に基づき、市長は災害が発生し、又はまさに発生しようとする場合は、生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要がある時は警戒区域を設けて、区域への応急対策従事者以外の者の立ち入りを制限もしくは禁止し、又はその区域からの退去を命ずることができる。この場合、警察官、消防吏員は危険防止その他必要な予防に努める。

## 3. 避難誘導體制

市は、津波避難対象地区の住民を対象とし、当該地区の防災福祉コミュニティ、管轄の警察及び消防と相互に協力し、適切な避難誘導體制を整備する。

### (1) 避難誘導のための情報提供【危機管理室、各区、消防局】

市は、津波に対する避難誘導を的確に実施できるように、地震、津波による災害の状況、地域の被害、収容避難所の開設等の情報を速やかに収集し、避難者に適切に提供する。

### (2) 避難路の確保【消防局、県警本部】

市は、津波避難対象地区において避難路のめやすとしている幅員8m以上の道路を中心に、状況に応じて誘導員を配置して避難路の確保と事故防止に努める。

避難開始とともに、警察官、消防吏員等により、危険防止その他必要な警戒を実施する。

### (3) 地域住民に対する避難誘導【消防局、県警本部】

避難勧告又は指示が発令されたとき、市は警察の協力を得て、地域単位で津波避難地に誘導する。なお、避難誘導に係る詳細の手順等は、「第3章 3-4 消防機関の活動」に定めるところによる。

### (4) 観光客等に対する避難誘導【産業振興局、消防局、県警本部、各施設管理者】

市は、観光客等の地理に不案内な利用者が多数利用する施設の設置者又は管理者及びその地域の関係機関と、地震、津波時の避難誘導対策について予め協議、調整し、施設設置者、管理者が情報伝達及び避難誘導の手段を定めるよう指導する。

### (5) 集客場所等での表示【各施設管理者】

観光地、海水浴場、河川、公園等の集客場所の施設管理者は、浸水予想図の掲示や、津波時の避難先及び避難路等の誘導表示を行うなど、その地域の津波の特徴や避難方法について事前周知に努める。

### (6) 港湾・漁業関係者等に対する避難対策【産業振興局、みなと総局】

市は、港湾における就労者、漁業従事者等の避難に関して、港湾関係事業者、漁業協同組合等と予め協議し、港湾関係事業者・漁業協同組合等が情報伝達・避難誘導について定めるよう指導する。

### (7) 各船舶の港外退避等【産業振興局、みなと総局、神戸海上保安部】

神戸海上保安部、市は、「神戸市における船舶の津波防災計画」(神戸市津波船舶被害対策検討会、平成14年3月)に基づき、予想される津波の高さ、到達時間を踏まえ、各船舶の被害防止措置

3. 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

を定めて関係船舶団体への周知に努める。

各船舶は、津波警報等が発表されたことを確認した場合、船長の判断により港外への退避・係留等の措置に努める。

4. 津波時の収容避難所等の開設・運営

「地震対策編 応急対応計画 避難計画 7-5 避難所及び避難場所の指定、7-6 避難所及び避難場所の開設・運営」による。

あわせて、津波時の収容避難所の開設・運営については、以下の事項に留意する。

(1) 津波時の収容避難所等の開設【危機管理室、各区、消防局】

地震直後の津波警戒地域内の対応

市は地震後、兵庫県瀬戸内海沿岸に対する津波警報が発表された場合は、基本的に浸水被害の恐れがある津波警戒地域内の指定収容避難所の開設を見合わせる。ただし、地域津波防災計画で位置づけられた指定収容避難所についてはこの限りではない。

津波発生直後の津波警戒地域外の対応

市は、津波発生に伴う避難勧告・指示を発令した場合は、津波の到達時間を考慮しつつ、津波警戒地域外の指定収容避難所を速やかに開設する。

災害の状況が把握できてからの対応

市は、津波災害の拡大の恐れがなくなったと判断した場合は、速やかに津波警戒地域内にある指定収容避難所及びその周辺の被害状況等を把握し、安全が確認できた場合、必要に応じて津波警戒地域内の指定収容避難所を開設する。

平常時の啓発・広報等

市は、日頃から市民、事業者等に対して、指定収容避難所について広報する。

市は、地域津波防災計画の作成支援を通じて、地域住民等とともに、地域特性を踏まえた指定収容避難所の開設方法等を検討するとともに、必要に応じてこれを見直す。

(2) 設備及び資機材の配備、物資等の調達、確保並びに職員の派遣等

【行財政局、市民参画推進局、環境局、産業振興局、各区、水道局】

市は、指定収容避難所等を開設した場合は、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、物資等の調達、確保並びに職員の派遣を行う。

(3) 必要な物資、資機材の調達及び確保を図るための措置【市民参画推進局、産業振興局、各区】

市は、指定収容避難所等での救護に当たって、必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置を取る。

流通在庫の引き渡し等の要請

県に対し県及び他の市が備蓄している物資等の供給要請

その他必要な事項

(4) 円滑な収容避難所運営の実施【各区、消防局】

市は、防災福祉コミュニティとの協力により、円滑に指定収容避難所等の運営ができるよう、必要な支援を実施する。

このため、市は日頃から、防災福祉コミュニティ等とともに、地域で災害時要援護者の避難を支援する仕組みづくりに取り組む。

5. 災害時要援護者・外国人への支援

「地震対策編 応急対応計画 第9章 災害時要援護者・外国人の支援・男女双方の視点への配慮」による。

併せて、対応者の避難に要する時間に配慮しつつ、特に次の事項に取り組む。

(1) 災害時要援護者の把握【保健福祉局】

市は、災害時における支援の基礎データとして使用するため、高齢者・障害者等避難にあたり援助を要する災害時要援護者のリストを整理する。このリストは平常時には行政内部で共有し、神戸

市個人情報保護条例に基づき、適切な管理を行う。

(2) 災害時要援護者の避難【保健福祉局、消防局】

津波の発生のおそれにより、消防署長が避難勧告又は指示を発令した時は、(1)に掲げる者の避難時の介護及び搬送は、原則として本人の親族が担当し、併せて本人が属する消防団・防災福祉コミュニティが支援する。

このため、市は日頃から、防災福祉コミュニティ等とともに、地域で災害時要援護者の避難を支援する仕組みづくりに取り組む。

(3) 福祉避難所の明示【保健福祉局】

市は、福祉避難所を明示する。

(4) 外国人の避難誘導等【市長室】

市は、予め関係団体と協議して、外国人に対する避難誘導等の対応について定める。

6. 津波時の避難システム【危機管理室】

津波時の避難は徒歩を基本とし、避難者自らが地震・津波情報と津波到達時間を考慮して、津波避難地、避難路から、安全な避難先及びそこに至る経路を任意で選択する「自由避難方式」とする。さらに、津波時の避難先から実際の災害の状況に応じて、収容避難所等に避難あるいは帰宅する「段階避難方式」とする。津波時の基本的な避難システムを図3-3-2に示す。

なお、ここで示す避難システムは基本形であり、これをもとに、地域津波防災計画の作成を通じて、地域特性に応じた避難システムを検討する。

(1) 居住者等の避難の開始

津波避難対象地区における避難対応

津波避難対象地区の居住者等は、地震後、兵庫県瀬戸内海沿岸に対する津波警報の発表あるいは市災害対策本部からの避難勧告・指示を得た場合、速やかに避難を開始する。このほかの場合でも、危険を感じた場合は居住者等の判断で避難を開始する。

その他の津波警戒地域における避難対応

その他の津波警戒地域の居住者等は、地震後、速やかに避難の準備を行い、気象庁等の発表する地震・津波情報や市災害対策本部の避難勧告・指示の発令状況等を見ながら、居住者等の判断で、必要に応じて避難を開始する。

津波からの避難を見合わせる場合

居住者等は、気象庁等より「津波のおそれなし」「津波による被害のおそれなし」が発表された場合は、津波からの避難は当面見合わせ、引き続き情報収集に努める。

(2) 津波時の避難先、避難路

津波時の避難先は、原則として、予想される津波高さに対する地盤高さが確保されている津波避難地とする。津波の到達時間までに津波避難地に避難できない等の緊急時には、近隣の堅牢な施設の2階以上あるいは津波緊急待避所に避難する。

避難路は、地震時に沿道建物の倒壊による歩行者の通行支障の可能性の少ないとされる幅員8m以上の道路をめやすとして、地震後の状況を見ながら避難者自らが選択する。

(3) 避難の解除・継続

避難の解除

避難者は、兵庫県瀬戸内海沿岸に対する津波警報あるいは避難勧告が解除され、地域、自宅の安全が確認できた場合は、避難を解除する。

避難の継続

避難者は、避難解除の情報が得られない場合は、津波警戒地域外の指定収容避難所あるいは市が安全を確認して開設する津波警戒地域内の指定収容避難所に移動し、避難を継続する。

3. 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

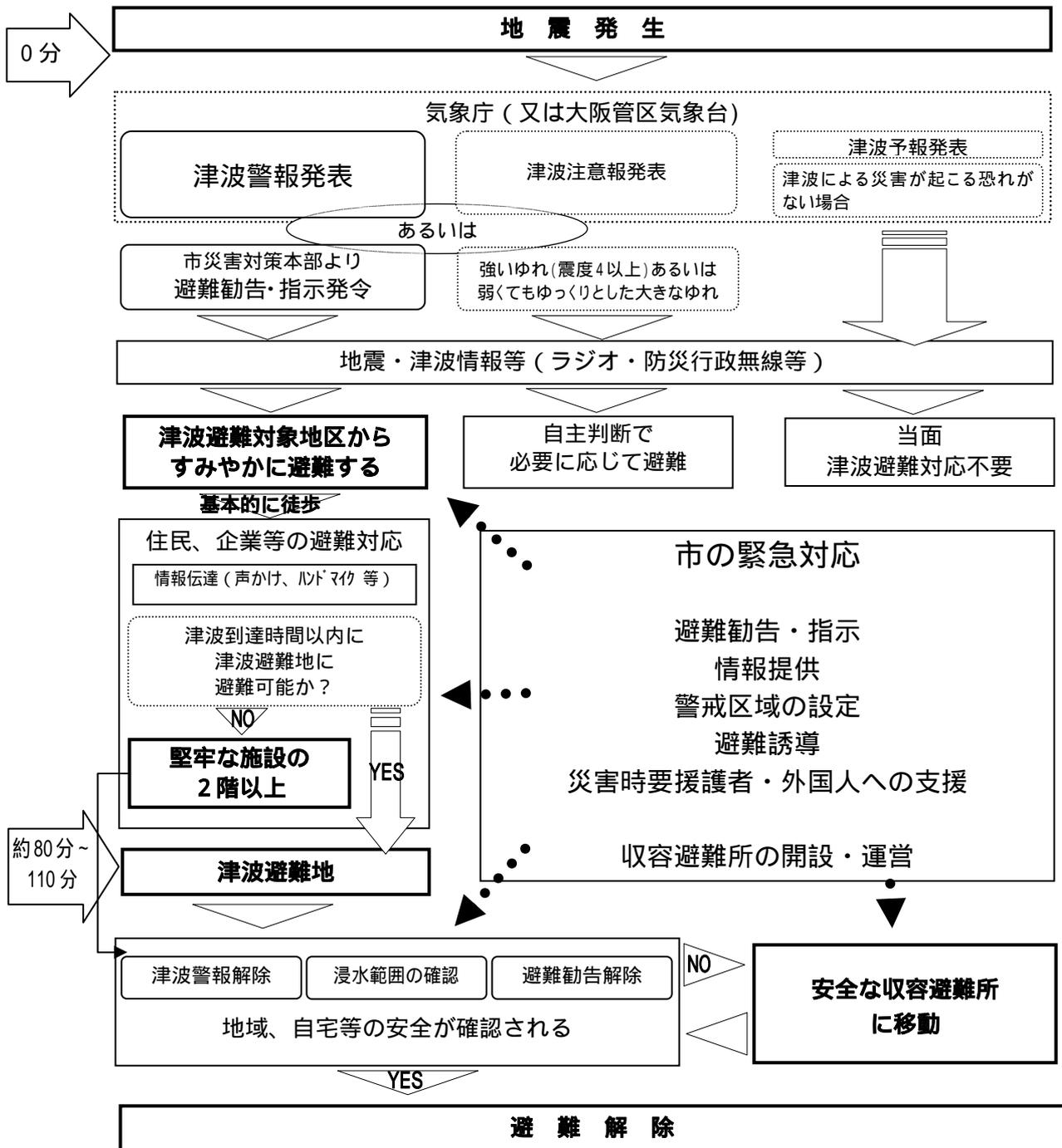


図 3-3-2 津波時の避難システム（基本形）

(4) 市、関係機関等の対応

市、関係機関等は、津波に対する避難が円滑に行われるように、情報提供、避難勧告・指示、警戒区域の設定、避難誘導、災害時要援護者・外国人への支援、指定収容避難所の開設・運営等の措置を適切に実施する。

7. 避難意識の普及啓発対策【危機管理室、市民参画推進局、建設局、みなと総局、各区、消防局】

市は、住民等の津波避難に関する意識啓発を推進するため、以下の事項に取り組む。

(1) 津波防災啓発広報の実施

市は、津波警戒地域及び津波避難対象地区の住民や企業等が日頃から津波を警戒する意識を持ち、いざという時に的確に避難できるよう、対象範囲、津波時の避難先、避難先に至る経路、避難の勧告又は指示の伝達方法、指定収容避難所にある設備、物資等及び指定収容避難所におい

て行われる救護の措置等、避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用禁止等）等の情報を含む津波防災啓発広報を行う。

(2) 地域津波防災計画の作成支援

市は、津波避難対象地区において、地域住民自らが津波からの避難等の対応を検討し、とりまとめる地域津波防災計画の作成を支援する。

8. 地下空間の浸水対策【建設局、都市計画総局、消防局】

市は、津波警戒地域において、地下空間（地下街、地下道、地下駐車場、地下階を有する建物等）の浸水を防止するため、以下の事項に取り組む。

(1) 市民、施設管理者等への啓発

広報紙等により地下階への浸水の危険性を啓発するとともに、地下階を有する建物の調査を行い、その所有者又は管理者に対し、浸水の危険性を啓発する。

(2) 建築行為前の助言

消防局は、建築時の敷地調査や審査等において、施主等に対し浸水の危険性を啓発し、止水板の設置等の止水対策を助言する。

【参考1】津波緊急待避所表示標識（和田岬校区）



【参考2】津波表示板

避難誘導板：設置場所からの津波時の避難方向や距離を示す。



津波高さ板：設置場所ごとに想定される津波の高さ（潮位）を示す。



注意喚起板：設置場所は津波時に避難が必要な地域であることを注意喚起する。



### 3 - 4 消防機関の活動

【消防局】

#### 1. 重点的に講ずる措置

消防局は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講じる。

津波警報等の情報の的確な収集・伝達

津波からの避難誘導

応急浸水対策

防災福祉コミュニティ等の各種対応に関する指導

救助・救急等

#### 2. 動員、配備計画等の作成

重点的に講ずる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、市震災消防計画に定めるところによる。

### 3 - 5 ライフライン事業者及び放送関係機関における対策

【危機管理室、市民参画推進局、建設局、水道局、ライフライン事業者、放送関係機関】

#### 1. ライフライン関係の措置

「地震対策編 応急対応計画 第13章 ライフライン復旧対策」による。

#### 2. 放送関係機関が行う措置

##### (1) 迅速な地震・津波情報等の提供

放送関係機関は、放送が居住者等への情報の正確かつ迅速な伝達手段として不可欠なものであるため、津波に対する避難が必要な地域の居住者等に対し、大きな揺れを感じた時は、津波警報等が発表される前であっても迅速な避難を呼びかけるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。

##### (2) 津波からの円滑な避難を行うための情報提供

放送関係機関は、県、市町、防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や居住者及び観光客等が、津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努める。

##### (3) 必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置

放送関係機関は、発災後も円滑な放送を継続し津波警報等を報道できるよう、予め必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講じるための具体的内容を定める。

### 3 - 6 交通対策

#### 1. 道路【建設局、みなと総局、近畿地方整備局、県警本部、阪神高速道路株式会社】

県公安委員会及び道路管理者は、津波による危険が予想される路線及び避難路についての交通規制の内容を定めるとともに、事前の周知措置を講じる。

#### 2. 海上【みなと総局、産業振興局、神戸海上保安部】

神戸海上保安部、港湾管理者及び漁港管理者は、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づく必要な措置を取る。

#### 3. 鉄道・バス【交通局、公共交通機関】

鉄道事業者及びバス事業者は、走行路線の中で、津波による危険が高いと予想される区間がある場合、運行を停止する。このため、走行中の列車、車両の乗客や駅、停留所に滞在する者の避難誘導計画等を定めるなど、必要な安全確保対策を実施する。

### 3 - 7 市が自ら管理又は運営する施設に関する対策【各局室区】

市が自ら管理又は運営する施設に関する対策は、原則として、東南海・南海地震特措法第7条第4項に基づき対策計画で定める事項に準じ、以下の事項について配慮する。

#### 1. 不特定かつ多数の者が出入りする施設における措置

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、動物園、病院、学校等における管理上の措置は概ね次の事項とする。

##### (1) 各施設に共通する事項

兵庫県瀬戸内海沿岸に対する津波警報等の入場者等への伝達

入場者等の安全確保のための退避等の措置

出火防止措置

地下施設がある場合は地下施設への浸水防止措置

その他日頃からの備え

- ・施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- ・水、食料等の備蓄(施設管理者用)
- ・消防用設備の点検、整備
- ・非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピューター等の情報を入手するための機器の整備
- ・建築物の耐震性の確保

##### (2) 個別事項

病院、療養所、診療所等

ア 重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のために必要な措置

学校、職業訓練校、研修所等

ア 当該学校等が本市の定める津波避難対象地区にある時は、避難の安全に関する措置

イ 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合(例えば養護学校、盲学校、ろう学校等)

これらの者に対する保護の措置

ウ 社会福祉施設にあっては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全

確保のために必要な措置

#### 2. 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

##### (1) 市災害対策本部又は区災害対策本部が置かれる庁舎等の管理者の措置

市災害対策本部又は区災害対策本部が置かれる庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置のほか、次に掲げる措置を取る。

自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

無線通信機等通信手段の確保

災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

##### (2) 避難所等の管理者の措置

避難所等の管理者は、1の(1)又は1の(2)に掲げる措置を取るとともに、市が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

##### (3) 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断し、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮する。

## 第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

### 1. 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

【危機管理室、保健福祉局、建設局、都市計画総局、みなと総局、消防局、水道局、教育委員会】

#### (1) 施設整備の方針

市は、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を、その必要性及び緊急度に従って年次計画を策定のうえ、その計画に沿って、所定の基準等により実施する。整備は概ね5箇年を目処とする。

市は、施設整備の年次計画策定に当たり、東海地震その他の地震に対する防災効果も考慮し、施設全体が未完成であっても一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法についても考慮する。整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮する。

#### (2) 施設整備の方針実施内容

地震防災対策特別措置法（平成7年法律第110号）に基づき定められた「第3次地震防災緊急事業五箇年計画（平成18～22年度）」の定めるところ等により実施する。

また、地震津波対策に関する国の補助制度の充実等を要望する。

#### (3) 市の施設の耐震化

市は、庁舎、消防署等災害時の拠点となる施設や多数の者の利用に供する施設等の市有の施設について、地震時の安全性を確保するため、改築、改修工事等を計画的かつ効果的に推進する。

特に、学校の多くが避難所に指定されていることから、旧耐震基準（昭和56年以前の建築）の校舎を対象に耐震診断を行い、耐震性能不足の校舎の耐震化を進め、災害に強い学校づくりを図る。

### 2. 民間建築物の耐震化の推進【各施設管理者、都市計画総局】

市は、「神戸市耐震改修促進計画」に基づき、住宅の耐震化事業を進めるなど、すまいの耐震化の啓発に努め、耐震診断の受診率向上、耐震改修の促進を図る。

#### (1) 耐震診断事業

平成12年度から、昭和56年以前の旧耐震基準による住宅を対象に耐震診断を実施している。

#### (2) 耐震改修補助

平成17年度から、旧耐震基準による住宅の耐震改修や、解体撤去、家具固定に対する補助を行っている。

#### (3) 耐震化の啓発

耐震診断、耐震改修の必要性とともに、家具の転倒防止等すまい方の工夫についても、広く市民への意識啓発を図る。

## 第5章 地域防災力の向上及び防災訓練に関する事項

### 5 - 1 地域防災力の向上

「地震対策編 応急対応計画 第6章 市民・企業の自主防災活動」による。

併せて、自分のいのちは自分で守ることを基本理念とし、特に以下の事項について取り組む。

#### 1. 地域津波防災計画の作成支援【危機管理室、建設局、みなと総局、各区、消防局】

津波は、発生時期が予測できないため事前対応が難しく、また地震発生後、即時対応が迫られるなど、行政による対応が制約される。津波被害を最小限にとどめるためには、地域住民や事業者等の日頃からの津波防災への取り組みが重要である。

地域津波防災計画とは、地域が主体となって地域の津波防災対策を計画としてまとめたものである。その内容は概ね、津波時の情報収集・伝達、避難、災害時要援護者支援、防潮施設等の閉鎖及び日頃からの備え等となっている。

市は、津波警戒地域の中でも特に浸水の可能性が高く、津波時に速やかな対応が必要な津波避難対象地区において、地域住民等が主体的に取り組む地域津波防災計画づくりを支援する。

また、津波避難対象地区外においても、国想定及び県想定を上回る津波被害への備えとして、兵庫県により示される津波被害警戒区域において、地域津波防災計画づくりを支援する。

#### 2. 防災福祉コミュニティの育成【危機管理室、各区、消防局】

市は、防災福祉コミュニティを育成するため、以下の支援策を行う。

1. 市民防災リーダーの養成
2. 防災資機材の配備
3. 消防係員地区担当制による支援
4. ガイドブック作成及び配布
5. コミュニティ安全マップの作成及び配布
6. 地域津波防災計画の作成支援

#### 3. 企業等の地域防災活動への参画促進【危機管理室、消防局】

市は、企業等の地域防災活動の参画を促進するため、以下の支援策を行う。

1. 地域の防災訓練への参加呼びかけ
2. 防災福祉コミュニティとの応援協定の締結促進
3. 事業者防災リーダーの育成における地域防災活動参画への啓発
4. 企業向け防災情報の提供（防災講習会、神戸安全ネット会議等）
5. ともにつくる安全で安心なまちづくり賞の表彰

## 5 - 2 防災訓練に関する事項

### 1. 防災訓練の実施【危機管理室、各区、県、防災関係機関】

#### (1) 大規模な地震を想定した防災訓練の実施

市は、本推進計画の熟知及び関係機関と住民の自主防災体制との協調体制強化を目的として、神戸市域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施する。

当該防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するものとし、地震発生から津波到達までの円滑な避難のための災害応急対策を中心とする。

#### (2) 具体的かつ実践的な訓練の実施

県、防災関係機関、防災福祉コミュニティ等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。

1. 要員参集訓練及び本部運営訓練
2. 災害時要援護者、外国人、観光客等に対する避難誘導訓練
3. 津波警報等の情報収集、伝達訓練

#### (3) 訓練内容の充実への努力

訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。

### 2. 学校における津波防災訓練の実施【教育委員会、各区】

#### (1) 津波警戒地域内の学校における避難訓練

津波警戒地域に所在する学校は、避難訓練の一部を兵庫県瀬戸内海沿岸に対する津波警報発表を想定し、津波警戒地域外への避難訓練を実施する。

#### (2) 校外学習等における配慮

自然学校、校外学習等で海浜部を利用する場合は、学校で学習している津波防災学習が活かせるようなカリキュラムを盛り込むように努めるとともに、可能であれば訓練を実施する。

#### (3) 地域、保護者との連携

地域、保護者と連携した防災訓練の際、津波災害についてふれる。また、津波災害を想定した避難訓練を実施する。

## 第6章 地震防災上必要な教育・啓発及び広報に関する事項

市は、防災関係機関、防災福祉コミュニティ、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

### 1. 市職員に対する教育【危機管理室、行財政局、消防局】

市は、地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、次の事項を含む防災教育を行う。

- 東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波等の知識
- 地震・津波に関する一般的な知識
- 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動等の知識
- 職員等が果たすべき役割
- 地震防災対策として現在講じられている対策の知識
- 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- 家庭内での地震防災対策の内容

### 2. 居住者等に対する啓発【各局室区】

市は、関係機関と協力して、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等ごとに、居住者等に対して、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施、出前トークの活用など、より具体的な手法により自助努力を促し、地域防災力の向上を図ることに留意し、以下の事項を含む実践的な啓発を行う。

- 東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波等の知識
- 地震・津波に関する一般的な知識
- 地震発生時の出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動等の知識
- 正確な情報入手の方法
- 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- 各地域における津波避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等の知識
- 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- 避難生活に関する知識
- 日頃、居住者等が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロックベいの倒壊防止等の家庭内対策の内容
- 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- 高層住宅に居住する市民に対する生活必需品の多めの備蓄及び住宅内でのコミュニティ活動の活性化

### 3. 児童、生徒等に対する教育【教育委員会、各区】

小学校、中学校、高等学校では、次のことに配慮した実践的な教育を行う。

- 過去の地震及び津波災害の実態
- 津波の発生条件、高潮、高波との違い
- 地震・津波が発生した場合の対処の仕方
- 津波防災啓発広報に基づき、自分の家や学校、地域の様子を知ること

### 4. 相談窓口の設置【危機管理室、企画調整局、市民参画推進局、都市計画総局、消防局、各区】

市は、地震対策実施に係る相談窓口を設置するとともに、その旨の周知徹底を図る。

## 第7章 東南海・南海地震が時間差発生した場合の想定・対応

### 1. 東南海・南海地震が時間差発生した場合の想定

過去に発生した東南海地震と南海地震では、それぞれが同時に発生する場合のほか、数時間から数年間の時間差で発生している事例が知られている。

国想定、県想定による東南海、南海地震の震度等を下表に示す。

表 7-1-1 東南海地震、南海地震の震度等

想定地震	東南海・南海同時発生		東南海地震単独発生		南海地震単独発生	
	既成市街地 及び垂水区	西区・北区	既成市街地 及び垂水区	西区・北区	既成市街地 及び垂水区	西区・北区
国想定 の震度分布	震度6弱 ～震度5強	震度5強 ～震度5弱	震度5強 ～震度5弱	震度5弱 ～震度4	震度6弱 ～震度5強	震度5弱 ～震度4
国想定による 津波高 (平均潮位より)	2～0m (県想定では1.7～1.2m)		1～0m		2～0m	
想定される 津波予報	兵庫県瀬戸内海沿岸に 津波警報		兵庫県瀬戸内海沿岸に 津波警報		兵庫県瀬戸内海沿岸に 津波警報	
災害対策本部等 の設置	災害対策本部の設置		災害対策本部の設置		災害対策本部の設置	

現状では、時間差で発生した場合の具体的な被害想定はないが、最初の地震で脆弱になった建物等が次の地震で倒壊することや、最初の地震発生後、広域応援を実施している途中に次の地震が発生し、防災対策が混乱するといった状況が想定されるため、被害が拡大する恐れがある。

### 2. 東南海・南海地震が時間差発生した場合の対応

#### (1) 災害対策本部等の設置・運営【各局室区】

想定によると、東南海・南海地震同時発生、南海地震単独発生、東南海地震単独発生時のいずれも災害対策本部を設置し対応することになる。

時間差発生 of 具体的な被害想定はなされていないが、現時点での災害対策本部等の設置・運営に当たっては、東南海、南海地震の一方が単独で発生した場合、もう一方の地震発生をある程度継続的に警戒する必要がある。

#### (2) 市民等への啓発【危機管理室】

市は、両地震が時差をおいて連続して発生した場合に生じる危険の周知など、市民等への啓発に努める。

#### (3) 応急危険度判定の迅速化等【建設局、都市計画総局】

市は、最初の地震で脆弱になった建築物等が次の地震で倒壊することにより発生する人的被害を防止するため、建築物や急傾斜地の応急危険度判定を早急を実施するとともに、危険な建築物や崖地等への立入り禁止を強く呼びかける。

---

---

## 総則

---

---

### 第 1 章 計画の基本方針

#### 1 . 風水害等対策編の内容

本計画は、神戸市域において過去に発生した災害の状況及びこれに要した諸対策を基礎資料とし、神戸市の気象、地勢等の特性によって想定される災害を基準にして定める。

本計画は、総則、予防計画、応急対応計画から構成される。

なお、災害復旧計画は、地震対策編に定めた「災害復旧計画」によるものとし、本計画での掲載は略する。

##### (1) 総則

本計画の目的、前提条件等、神戸市が行う風水害対策の基本方針を定める。

##### (2) 予防計画

災害の発生をできるだけ未然に防止し、また、災害が発生した場合にもその被害を可能な限り軽減するための計画であり、防災事業計画（安全都市づくり推進計画）をこれにあてる。

##### (3) 応急対応計画

災害が発生し、また発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、または応急的対応を行う等災害の拡大を防止するための対策の基本的な計画を定める。

\* 計画の目的、作成機関、計画の位置づけと構成、計画の修正と習熟については、「地震対策編 総則 第 1 章 計画の基本方針」による。

## 第 2 章 計画の前提条件

### 2 - 1 過去に発生した災害の概要

#### 1 . 風水害による災害

	概 要	被 害				
		人 的 被 害			家 屋	
		死 者	負 傷 者	行 方 不 明	全 壊	半 壊
室戸台風 (S 9.9.21)	高知県東部から徳島県、淡路島を経て、神戸市中央部を通過。 阪神間は高潮と暴風雨のため沿岸地帯は浸水に見舞われた。	人 6	人 23	人 -	戸 102	戸 98
梅雨前線豪雨 (S 13.7.3~5)	梅雨状態の上に5日に269ミリの豪雨が降った。六甲山系では山津波を伴い岩石・流木・土砂の流出が著しく全市にわたり道路、耕地の埋塞、橋梁の流失が続出した。	616	1,011	-	2,213	6,440
ジェン台風 (S 25.9.3)	硫黄島付近に発生し、室戸岬東方から神戸を通過。 室戸台風と類似した経路を取り同程度、同性質の被害(風害と高潮、浪害)をひきおこした。神戸では港湾施設の被害が特に大きかった。	1	17	-	135	932
ケイト台風 (S 26.7.1~2)	四国の南西部に、横断して神戸の北を通過。 被害は主として降雨によるもので神戸では2日0時から9時まで降り、その間5~8時の間に88.4ミリの強雨があったため水害が起こった。	1	6	1	3	-
台風第2号 (S 28.6.7)	熊本県に上陸、九州を横断し、播磨灘で分裂して、低気圧となったが停滞していた梅雨前線とあいまって西日本に被害が増大した。	2	2	-	12	2
台風第13号 (S 28.9.25)	潮岬をかすめ志摩半島を経て東海地方に上陸。 神戸は台風の中心からはずれたにもかかわらず、平均20メートル内外の強風が長時間吹き、家屋にかなりの被害を受けた。	1	29	-	280	484
梅雨前線豪雨 (S 29.6.30)	25~26日にかけて、すでに本邦南岸に100ミリの雨が降っており、加えて低気圧の北上に伴って北上した梅雨前線は関東以西に大雨を降らせた。被害は、九州・四国・近畿全域にわたった。	5	13	1	20	24
台風第16号 (S 35.8.29)	高知附近に上陸後、岡山・鳥取から日本海へ去った。神戸では風による被害は少なく、むしろ台風と共に北上した雨域が停滞し、局地的に豪雨をふらせ、これによる被害が大きかった。	4	5	-	36	38

状 況						気 象 状 況					備 考
被 害			道路 崩壊	橋梁 流失	堤防 決壊	潮 位 (T.P上)	最低 気圧	最大 風速	最大瞬 間風速	雨 量	
流失	床上 浸水	床下 浸水									
戸	戸	戸	カ所	カ所	カ所	cm	hPa	m/sec	m/sec	mm	
-	2,547	7,919	-	-	-	232	954.6	22	33	81	
1,410	22,940	56,712	69	52	11	-	-	-	-	461.8	1時間最大雨量 60.8ミリ
39	587	2,682	70	5	44	194	964	33.4	47.6	209	
3	1,462		15	34	16	-	994	15.8	22.0	117.5	
-	35	876	24	9	34	-	995.4	18	24	101.7	
-	85	1,504	24	8	35	-	979.5	26.8	40	169.4	
-	574	7,951	17	6	29	-	-	-	-	190.8	1時間最大 52.5ミリ 24時間 175.8ミリ
4	1,836	1,735	150	60	-	166	991.2	19.0	27.5	205.3	

	概 要	被 害				
		人 的 被 害			家 屋	
		死 者	負 傷 者	行 方 不 明	全 壊	半 壊
梅雨前線豪雨 (S36.6.24~ 27)	県下南部に大雨が降り、総雨量では472.1ミリと昭和13年豪雨の461.8ミリを上まわったが、1時間当りの降雨量が13年の60.8ミリに比べ44.7ミリだったため被害は遥かに少なかった。しかし傾斜地における宅地造成工事中の崖崩れ、土砂流出による局地的被害が大きかった。	人 26	人 33	人 3	戸 135	戸 253
第2室戸台風 (S 36.9.16)	九州南端から室戸岬、洲本西側を経て西宮付近を通過、北東に進んでいった。規模は室戸台風より大であったが、神戸では台風の中心の西半径に入ったこと、降雨量が比較的少なく、台風中心通過時と満潮時との間に多少のずれがあったりして、被害は比較的少なくすんだ。しかし、高潮の影響はさげられず港湾地帯、海岸付近で浸水をみるに至った。	1	4	-	20	33
台風第20号 (S 39.9.25)	四国を横断し兵庫県と岡山県の県境付近に上陸、神戸市の北部を通過した。満潮時に近接していたことと強烈な南風によって、ジェン台風を上回る高潮が来襲し、港湾埋立等の公共施設を始め臨海地帯の家屋、工場等が甚大な被害を受けた。	2	28	-	136	373
台風第23・24号 (S 40.9.10~ 17)	台風23号に引き続き前線の影響による豪雨、台風24号と8日間の長きにわたった。台風23号によってもたらされた高潮による臨海地帯の大被害を始め、強風と豪雨によって家屋、農産物、公共施設等に甚大な被害を受け、その範囲は、市全域におよんだ。	2	91	-	330	1,616
昭和42年7月 豪雨 (S 42.7.9)	台風7号くずれの低気圧に刺激されて、西日本に停滞していた梅雨前線は7月9日朝から活発な活動をはじめ、同日夜までに各地に記録的な集中豪雨を降らせた。この集中豪雨は、九州北西部を襲った後、低気圧の進路に沿って雨域を次第に、中国、四国、近畿、東海と広め、被害は東へ進むにつれ、大きくなった。本市は、9日午後4時頃になって雷をともなう集中豪雨にみまわれ、市内全域にわたって甚大な被害をうけた。9日の雨量は319.4mmを記録した。 この猛烈な豪雨のために市内は、河川のはん濫により広範囲にわたり、浸水、山手地帯では、急激な出水等による崖くずれ、家屋の倒壊等が生じ、甚大な被害の発生をみた。	84	35 (重傷)	8	361 (流失を含む)	376
昭和47年 梅雨前線大雨 (S 47.6.7~8)	台湾の北方に発生した低気圧が台風3号くずれの温帯低気圧の勢力を吸収し、気圧の谷の東進とあいまって発達しながら北東進した。これとともに本州南海上に南下していた梅雨前線が次第に北上した。これとともに南方海上の暖湿気流が舌状に本州に流れこんできたので、前線の活動が活発となり、市内では8日5時頃から7時過ぎまで強い雨が続き、神戸での時間雨量は42mmとなった。そのため、局地的に傾斜地において崖崩れ、土砂流出による被害が生じた。	3	5	-	7	-

状 況						気 象 状 況					備 考
被 害			道路 崩壊	橋梁 流失	堤防 決壊	潮 位 (T.P 上)	最低 気圧	最大 風速	最大瞬 間風速	雨 量	
流失	床上 浸水	床下 浸水									
戸	戸	戸	カ所	カ所	カ所	cm	hPa	m/sec	m/sec	mm	
11	2,989	16,380	580	62	-	-	-	-	-	472.1	
-	1,662	12,910	87	5	-	230	945.9	27.0	39.2	136	
15	4,178	3,016	63	1	-	218	985.7	26.8	41.3	45.7	
-	2,722	1,262	230	21	-	163	972.1	30.0	48.5	537.9 (9月9~ 17日)	
-	7,759	29,762	87	37	29	-	-	-	-	319.4	1時間最大雨量 75.8 ミリ
-	51	861	209	-	-	-	-	-	-	80.7	

2 . 火災による災害

	概 要	被 害 状 況		気 象 状 況	備 考
		家 屋 被 害			
		全 焼	半 焼		
中 央 区 脇 浜 丁 火 災 (S51.3.8)	3月8日午前2時58分木造トタン葺平屋建 20 m <sup>2</sup> の空屋から出火し、大火災となり同5時5分鎮火した。当地区は都市公園予定地に建ったバラック街で住宅密集地帯となっており、内部は狭い道路が迷路のように入り組み、従来から火災に対して危惧されていた地域であった。	105 世帯 (221 人り災)	-	(午前3時) 天 候 薄曇 風 向 西北西 風 速 1.4m/s 湿 度 69% 気 温 8.9	3月8日6時... 区災対本部設置 3月8日7時... 災害救助法適用 3月31日17時... 区災対本部閉鎖
中 央 区 脇 浜 海 岸 通 ( 生 田 川 尻 ) 火 災 (S56.4.27)	4月27日午後2時57分木造トタン葺平屋建 16.5 m <sup>2</sup> の家屋から出火し、大火災となり同4時22分鎮火した。当地区は生田川尻の寄洲に建ったバラック街で住宅密集地帯となっており、内部は狭い道路が迷路のように入り組み、従来から火災危険地域として指定されていた地域であった。	104 世帯 (173 人り災)	-	(午後3時) 天 候 薄曇 風 向 南西 風 速 3.5m/s 湿 度 29% 気 温 24.5 (異常乾燥注意報 発表中)	4月27日22時... 区災対本部設置 4月27日23時35分 災害救助法適用 5月10日14時30分 区災対本部閉鎖

## 2 - 2 災害の危険性と被害の特徴

### 1 . 風水害の危険性

市内に大きな風水害をもたらす原因は、梅雨前線と台風であることから、この2つのパターンを中心に発生可能性について検討する。

#### (1) 梅雨前線による集中豪雨

梅雨前線による豪雨のうち、六甲山地の南斜面に降った場合、都市化が進んでいるうえ、地形的にも山と海が迫り傾斜が急なことから、最も甚大な被害が予想され、事実、過去にも典型的な豪雨災害がもたらされてきた。そのうち、昭和13年、36年、42年の災害のときの気象条件をみると、いずれも梅雨前線が兵庫県のすぐ南のあたりを東西に横切って停滞しているところに熱帯低気圧が北上し、前線の活動が活発化しているなど共通点が多く、今後も同様の気象条件になれば、警戒が必要である。

#### (2) 台風による風水害

台風は、昭和26年から平成23年の平均で年に26.1個発生し、うち2.9個が本土に上陸している。その数は最近減少する傾向にあるが、ひとたび接近・上陸すると大きな被害をもたらす。台風には風台風、雨台風と呼ばれているものがあるが、台風自体がそういう性格を持っているのではなく、梅雨前線や秋雨前線が進行方向前面にあるときには、前線の活動が活発になり大雨をもたらすケースが多い。また、室戸台風の最大瞬間風速が神戸市で33m/s、大阪市で60m/sを記録したように、台風が北東に進んだ場合、進路の東側で強くなる傾向があり、日本海の陸地に近い場所を東進したときには南の風が吹き込んで市内の海岸部など広い範囲で塩害が起きる恐れがある。

高潮と高波は、台風が980hPaぐらいまでの勢力を保って兵庫県付近を通過する場合は警戒を要し、吹送距離が長くなるほど波が高くなる傾向がある。また高潮は、台風のコスによって急激に起きたり長時間にわたることがあり、ピーク時が満潮か干潮かによる違いも大きい。特に被害という観点からは高波を伴うか否かで大きく異なってくる。神戸阪神間では、紀伊水道から入ってくるうねりに南南西の風による風浪が重なると、相当の被害が起こり得るので、特に注意が必要である。

### 2 . 風水害の被害の特徴

#### (1) 水害

梅雨前線による豪雨は、過去の事例をみると、山麓部において特に危険性が高い。また、台風による大雨はコス、前線の有無や位置による違いが大きい。河川改修により河川のはん濫は減少しているが、中小河川があふれる等の被害はよく見られる。特に、都市部などでは開発による保水、遊水機能の低下に伴う洪水や土砂流出などが起きやすくなる傾向もみられる。そのため、市内各地域とも河川のはん濫等による床上・床下浸水、道路や耕地の浸水などの被害が考えられる。

また、地震により被災した河川では、流域が震災により荒れているうえ、急流な河川が多いことから、洪水による被害に特に注意が必要である。

#### (2) 土砂災害

土砂災害は、土石流、地すべり、斜面崩壊に大別できる。土石流については砂防堰堤の整備等が進んでいるが、都市部では谷あいまで宅地化が進んでいることもあり、集中豪雨等による被害発生が考えられる。地すべりについては、神戸層群など地すべりが起きやすい地域が存在する。また、山崩れ、崖崩れなどの斜面崩壊については、六甲山地など基岩の風化が進み、かつ急斜面の多い地域で発生頻度が高い。特に六甲山地は、阪神・淡路大震災で既に多くの山腹で崩壊が起きており、これに豪雨が加わると相当量の土砂や岩石が流出し、災害が発生する

恐れが大きいので、修復工事が施工されている。斜面が安定するまでの数年間は特に注意を払う必要がある。

(3) 風害

強風による被害としては、飛来物による人的被害、海難事故、塩害などが考えられる。過去平均風速が30m/sを超える暴風はすべて台風によるものであり、台風の進路の東側では被害が大きくなりやすい。

(4) 高潮、高波による被害

高潮、高波も風害の一つの形態である。台風や低気圧に伴う気圧降下と強風のため、天文潮位に比べて海面が異常に上昇する現象が高潮である。気圧 1 hPa減少で海面が約1cm上昇する。また、大阪湾のような水深の浅い湾では、強風による吹き寄せ効果が大きくなる。

例えば、950hPaの台風が接近すれば、気圧のみで海面は60cm上昇する（標準気圧1,010hPa - 950hPa）。これに加えて、強風による吹き寄せによって、被害が広がりやすい。

神戸港での高潮の最大高さは、1961年9月の第二室戸台風によるK.P. + 3.20mである。

3 . 風水害以外の災害の特徴

(1) 大規模火災

大規模火災はこれまでもしばしば発生しているが、強風、乾燥時に発生した火災は、大火につながりやすい。

(2) 危険物施設等の事故

ガス施設や危険物施設等は、いったん災害となれば大規模な事故につながるおそれがある。

(3) 突発性重大事故

過去に荒天による船舶事故などがしばしば発生しているほか、列車の衝突事故等の突発性重大事故が発生することが考えられる。また、雑踏等で無差別に毒物が散布されると、毒物の種類や量によるが、大量の殺傷につながる危険性が高い。

## 2 - 3 災害想定

神戸市域に発生する災害のうち最も発生頻度の高いものは、梅雨前線による豪雨及び台風による洪水、高潮、山崩れ等であるので、災害の種類としては、洪水、高潮、山崩れ等を想定し、大火災、その他大規模災害による災害事象にも対処し得るようにする。

また、防災計画の目的は、最悪の事態に対処すべく、各種の対策を確立しておくことであるので、災害の規模としては、最も被害の大きかった昭和13年の梅雨前線豪雨程度以上の大災害にも対処し得るよう計画する。

### (1) 河川の浸水想定区域等

水防法第14条第1項の規定及び、第3項の規定に基づき、兵庫県水位情報周知河川の浸水想定区域の指定状況は、以下のとおりである。

- 明石川水系明石川、伊川（平成18年6月指定）（防災DB 総則資料2-3-1）
- 武庫川水系武庫川、有馬川（平成18年9月指定）（防災DB 総則資料2-3-2）
- 加古川水系淡河川（平成20年1月指定）（防災DB 総則資料2-3-3）
- 高橋川水系高橋川（平成20年1月指定）（防災DB 総則資料2-3-4）
- 住吉川水系住吉川（平成20年1月指定） 浸水想定区域なし
- 石屋川水系石屋川（平成20年1月指定） 浸水想定区域なし
- 都賀川水系都賀川（平成20年1月指定） 浸水想定区域なし
- 新湊川水系新湊川（平成20年1月指定）（防災DB 総則資料2-3-5）
- 妙法寺川水系妙法寺川（平成20年1月指定）（防災DB 総則資料2-3-6）
- 福田川水系福田川（平成20年1月指定）（防災DB 総則資料2-3-7）
- 山田川水系山田川（平成20年1月指定）（防災DB 総則資料2-3-7）

### (2) 土砂災害危険箇所

- 土石流危険渓流（防災DB 予防資料1-2-2）
- 急傾斜地崩壊危険箇所（防災DB 予防資料1-2-4）
- 地すべり危険箇所（防災DB 予防資料1-2-5）
- 山地災害危険箇所（山腹崩壊危険地区）（防災DB 予防資料1-2-6）
- 山地災害危険箇所（崩壊土砂流出危険地区）（防災DB 予防資料1-2-7）
- 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業箇所（防災DB 予防資料1-2-8）
- その他法指定箇所
  - ・土砂災害警戒区域（土石流）
    - 東灘区、灘区、中央区、兵庫区、長田区は、平成20年3月指定
    - 北区、須磨区、垂水区、西区は、平成23年7月指定（防災DB 予防資料1-2-1）
  - ・土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）
    - 東灘区、灘区、中央区、兵庫区、長田区は、平成20年3月指定
    - 北区、須磨区、垂水区、西区は、平成23年7月指定（防災DB 予防資料1-2-3）

\* 「防災関係機関の処理すべき事務及び業務の大綱」については、「地震対策編 総則 第3章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」による。

\* 「神戸市防災会議組織」については、「地震対策編 総則 第4章 神戸市防災会議組織」による。

## ■ 予防計画

### 第1章 ライフライン機関の施設の強化

#### 1-1 電力施設の強化(関西電力)

##### 1. 電力施設の予防に関する事項

###### (1) 気象情報等の収集

災害発生の予知について気象台等との連携を密にするほか、次の手段によりの確な情報の入手に努める。

- ① 気象レーダーによる気象情報の把握
- ② ロボット雨量計による雨量情報の把握

###### (2) 災害予防対策

災害発生の予防について、恒久的設備計画に関して次の対策を推進する。

- ① 台風、洪水、集中豪雨、高潮対策
  - ア 送電設備：台風等を考慮した支持物設計の実施
  - イ 変電設備：洪水、高潮災害予防地点における重点的な設備防護措置の実施
  - ウ 配電設備：電気設備に関する技術基準等による風水害対策の実施
- ② 雷害対策
  - ア 変電設備：耐雷遮へい、避雷器の重点配置、適正更新実施、系統保護継電装置の適正更新実施
  - イ 送電設備：架空地線の設置、接地抵抗の低減等の実施
  - ウ 配電設備：襲雷頻度の高い地域における避雷器等の避雷装置の取付け実施
- ③ 塩害対策
  - 塩害の著しい地域は次のような諸対策を実施
  - ア 変電設備：活線がい子洗浄装置を設置するとともに、屋外諸機器のうち特に必要な箇所にはシリコン塗布等を実施
  - イ 送電設備：耐塩用がい子またはがい子増結で対処するとともに、必要に応じがい子清掃を実施
  - ウ 配電設備：耐塩用がい子、耐塩用変圧器及び耐塩用開閉器等を設置
- ④ 雪害対策
  - 雪害の著しい地域には次のような諸対策を実施
  - ア 送電設備：鉄塔にはオフセット(上下の電線が垂直にならない配列にすること。)を採用し、電力線・架空地線には線下状況に応じて難着雪対策(リング等)を実施
  - イ 配電設備：難着雪電線の使用、配電線の太線化等の実施
- ⑤ 災害時の電力通信対策
  - ア 主要通信系統の2ルート化
  - イ 健全回線への切替えによる応急連絡回線の確保
  - ウ 通信用電源の確保
  - エ 衛星通信システムの配備
  - オ 移動無線応援体制の整備
  - カ 近畿地方非常通信協議会加入による地方各機関との相互協力

###### (3) 電気施設予防点検

電気施設予防点検については、電気設備に関する技術基準の定めに適合するよう、定期的に当

社工作物の巡視、点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）および自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査を行う。

## 2. 災害対策用資機材等の確保及び輸送に関する事項

災害対策用資機材等の確保及び輸送に関し、次の事項についての確な運用を行う。

### (1) 資機材の確保

本店、支店及び営業所その他の業務機関等は、地理的条件等を考慮して、災害対策用資機材等の必要数を確保する。

### (2) 資機材の輸送

本店、支店及び営業所その他の業務機関等は、輸送力確保のため、運送業者、航空業者その他と協調して輸送力確保に万全を期する。

### (3) 資機材の広域運営

災害時の不足資機材の調達を迅速容易にするため、災害対策用資機材の規格の統一を電力会社間で進めるほか、他電力会社及び電源開発株式会社と災害対策用資機材の相互融通体制を整える。

## 3. 公衆災害・二次災害防止に関する事項

### (1) 電気工作物の適正管理

電気工作物の適正管理を推進するために、次の具体的事項について対策を実施する。

- ① 樹木接触、看板接触等による漏電の防止措置
- ② 引込巡視、定期絶縁検査の計画実施
- ③ 不良電気施設（需要家）の改修促進

### (2) 災害時における公衆災害・二次災害の防止

災害時における感電や火災等の公衆災害、二次災害を防止するため、平常時から次の対策を実施し、需要家の防災意識の向上に取り組む。

- ① テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関およびホームページ、パンフレット、チラシ等の各種広報媒体を活用した電気保安上の注意点についての電気事故予防PR活動の実施
- ② 自家用、特高需要家との連絡協調体制の確立、保安上の注意喚起の実施

## 4. 電力会社相互間の体制に関する事項

電力会社相互間の広域運営体制は、全国を東、中、西の3ブロックに分け、それぞれの地域に協議会を設置するとともに、全国組織として中央電力協議会を設置しており、非常災害時（地震、台風、洪水等）における被害に対し、広域運営の趣旨に則り、復旧応援要綱を定め、災害復旧・資材の相互融通、移動無線局の応援、復旧要員の応援並びにあっせん等を行い、電気工作物を早期に復旧し、社会に対する電気事業者本来の責務を遂行できるよう対処する。

なお、関西電力は中央電力協議会に参加するとともに、中部電力、北陸電力、電源開発とともに中地域電力協議会を組織している。

## 5. 防災訓練に関する事項

防災意識を高め、災害対策を円滑に推進するため、次の各種訓練を、時宜に応じて、実施する。

- ① 訓練の種類…ア 情報連絡訓練、イ 被害復旧訓練
- ② 訓練の方法…ア 全社規模の総合訓練、イ 各級機関における総合又は部門別訓練、ウ 自治体等防災訓練への参加

## 6. 防災教育に関する事項

関係法令集・各種パンフレットの配布、検討会・講演会の開催及び社内報への関連記事掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

## 1-2 都市ガス施設の強化(大阪ガス)

ガス施設について、災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体が麻痺せず迅速な復旧を可能にするための対策を定める。

### 1. ガス供給設備

風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線、橋梁架管及び浸水のおそれのある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。

### 2. 防災システムの強化

#### (1) 保安通信設備

- ① 本社を中心にして、データ伝送、指令電話、移動無線は、全て無線化しており、本社、製造所、地区導管部、供給所、高圧ステーション間は、ループ化された無線通信回線で運用している。
- ② 無線通信網をより強固にするため、通信システムの多重化を実施することとする。また、衛星通信車2台、ポータブル衛星局8台配備している。
- ③ 万全を期するためバックアップ設備の設置を計画し、常時、都市ガスの供給状態を把握し、保安体制をコントロール可能にすることとする。

#### (2) 災害応急復旧用無線電話

災害応急復旧用無線電話を本社を含めて各府県の事業所に設置しており、有線不通時にも社内の通信連絡はもちろん、各地域の災害対策機関との通信も確保できる。

### 3. 防災体制の整備

#### (1) 要員の確保

被害状況に応じて、社員及び協力会社作業員を必要な作業工程毎に効率的に編成動員するため、職能別に要員を把握するとともに、定期的に見直しを行うこととする。

#### (2) 教育訓練

災害発生時の非常体制の確立、情報収集、緊急措置、他機関との協力体制、復旧手順等について、必要な教育を定期的に行うとともに、年1回全社規模での訓練を実施することとする。

## 1-3 通信施設の強化(N T T 西日本)

### 1. 災害予防施設

#### (1) 建物設備

建物は、耐震・耐火構造とするほか、周辺の諸条件により保護施設（水防壁、水防板等）を設置している。

#### (2) 電力施設

- ① 停電対策用予備エンジンの設置、整備及び長時間容量蓄電池の設置
- ② 電力用各種装置の災害対策の整備、充実

#### (3) 通信設備

- ① とう道（共同溝を含む）網の拡充
- ② 通信ケーブルの地中化の推進
- ③ 地下埋設物等注意標識板の整備・充実
- ④ 災害対策機関の通信回線は、当該加入者との協議により加入者伝送路の2ルート化を推進
- ⑤ 主要な伝送路の多ルート構成、或いはループ化
- ⑥ 中継交換機の分散設置

### 2. 災害対策用資機材

#### (1) 通信途絶防止用無線網の整備

- ① 可搬型無線機(TZ-403)

#### (2) 災害対策用機器の整備・拡充

- ① 応急復旧ケーブル
- ② 非常用可搬式デジタル交換装置、衛星車載局、ポータブル衛星
- ③ 移動電源車、可搬型発動発電機
- ④ 排水ポンプ

#### (3) 復旧資機材の備蓄

### 3. 防災訓練等の実施

災害発生に備え、災害対策機器の取扱方法の熟知、情報連絡体制の充実と防災意識の高揚を図るため、年間を通じて防災演習等を計画的に実施するとともに、地方行政機関が主催する防災訓練に積極的に参加する。

#### (1) 訓練内容

- ① 演習の種類
    - ア 災害対策情報連絡演習
    - イ 災害対策復旧演習
    - ウ 大規模地震の警戒宣言の情報伝達演習
  - ② 演習の方法
    - ア 全社規模における情報連絡演習
    - イ 事業所単位での、かけつけ・情報伝達演習
    - ウ 各級防災機関における総合防災訓練への参加
- \* 地下埋設物設置状況(防災DB 予防資料2-1)

## 第 1 章 防災活動計画

本章では、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、市民の生命、身体、財産を守るために実施する警戒活動、災害応急対策を行う組織及び防災活動内容を定める。

### 【 構 成 】

1 - 1	警戒体制
1 - 2	災害対策本部等の設置
1 - 3	初動活動計画(激甚災害発生時)
1 - 4	応急活動計画
1 - 5	職員動員計画
1 - 6	災害用機械器具確保計画

- \* 「災害救助法の適用」については、「地震対策編 応急対応計画 第 1 章 防災活動計画 1-2 災害救助法の適用」による。
- \* 「職員配備計画」については、「地震対策編 応急対応計画 第 1 章 防災活動計画 1-5 職員配備計画」による。
- \* 「災害対策要員確保計画」については、「地震対策編 応急対応計画 第 1 章 防災活動計画 1-7 災害対策要員確保計画」による。
- \* 「災害時空地管理システム」については、「地震対策編 応急対応計画 第 1 章 防災活動計画 1-9 災害時空地管理システム」による。

実施担当部	担当業務
危機管理部	・災害対策本部及び災害警戒本部の設置・庶務に関すること ・各部への防災指令伝達に関すること(勤務時間内・庁内放送) ・県、神戸運輸監理部(兵庫陸運部含む)等を通じて行う機械器具の確保に関すること
行財政部	・職員の動員・配備に関すること ・部及び区本部で確保の不可能、または困難な機械器具の調達、確保に関すること
保健福祉部	・河川の浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内にある特に防災上の配慮を有する者が利用する施設への情報伝達に関すること
子ども家庭部	・放課後児童クラブや保育所に対する防災に関する啓発・周知に関すること
産業振興部	・農林水産施設応急対策に関すること
建設部	・河川応急対策に関すること ・道路応急対策に関すること ・排水施設応急対策に関すること
みなと総部	・防潮施設の維持管理に関すること ・防潮扉等の開閉指令に関すること ・港湾施設応急対策に関すること
交通部	・交通応急対策に関すること
学校部	・防災教育に関すること
区本部	・区本部設置に関すること
消防部	・勤務時間外における緊急的な災害対策本部及び災害警戒本部の設置に関すること

## 1 - 1 警戒体制

### 1. 気象予警報等の収集・連絡

気象台の発表する大雨注意報、大雨警報・土砂災害警戒情報等の気象情報、及び市内各地に設置された気象観測施設からの気象データ等の情報及び関係機関、市民等からの災害情報は、災害応急対策を実施するうえで欠くことができないものであるから、予め定められた収集及び連絡の方法により、迅速かつ的確に行うよう努める。

#### (1) 気象注意報・気象警報等の種類及び基準等(防災DB 応急資料 1-1-1)

神戸市域における気象注意報・気象警報等の種類及び基準等は、概ね次のとおりである。

##### 注意報

注意報とは、神戸海洋気象台が神戸市に対して気象等によって災害の起こる恐れがある場合に、気象業務法に基づき発表するものをいう。

##### 警報

警報とは、神戸海洋気象台が神戸市に対して気象等によって重大な災害が起こる恐れがある場合に、気象業務法に基づき発表するものをいう。

##### 気象情報

気象情報とは、神戸海洋気象台が兵庫県に対して気象の予報などについて、気象業務法に基づき発表するものをいう。

ア 注意報、警報に先立って注意を喚起するためのもの

イ 注意報、警報が発表された後、より詳細な内容の補完や解説及び予告をするもの

ウ 数年に1回位の記録的な短時間雨量を観測したときに、一層の警戒を呼びかけるもの

##### エ 竜巻注意情報

神戸海洋気象台が兵庫県に対して、竜巻、ダウンバースト、ガストフロントの発生する可能性がある場合に発表するもの

##### 火災警報

火災警報とは、神戸海洋気象台が発表した火災気象通報を兵庫県から受けた時、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認められる時、消防法第22条に基づき神戸市長が発令するものをいう。

ア 火災警報発令基準（神戸市火災予防規則第3条）

(ア) 風速15m以上になったとき

(イ) 実効湿度45%以下に低下したとき

(ウ) 風速8m以上となり、実効湿度60%以下に低下し、火災発生の危険率が大であると認められるとき

イ 火災注意報発令基準

気象状況が火災警報発令基準に近く、かつ住民に対して注意を促す必要があると認められるとき

##### 水防警報

水防警報とは、洪水又は高潮等により災害が予想される場合において、指定する河川、湖沼又は海岸について、県知事が水防法第10条の16に基づき発令するものをいう。

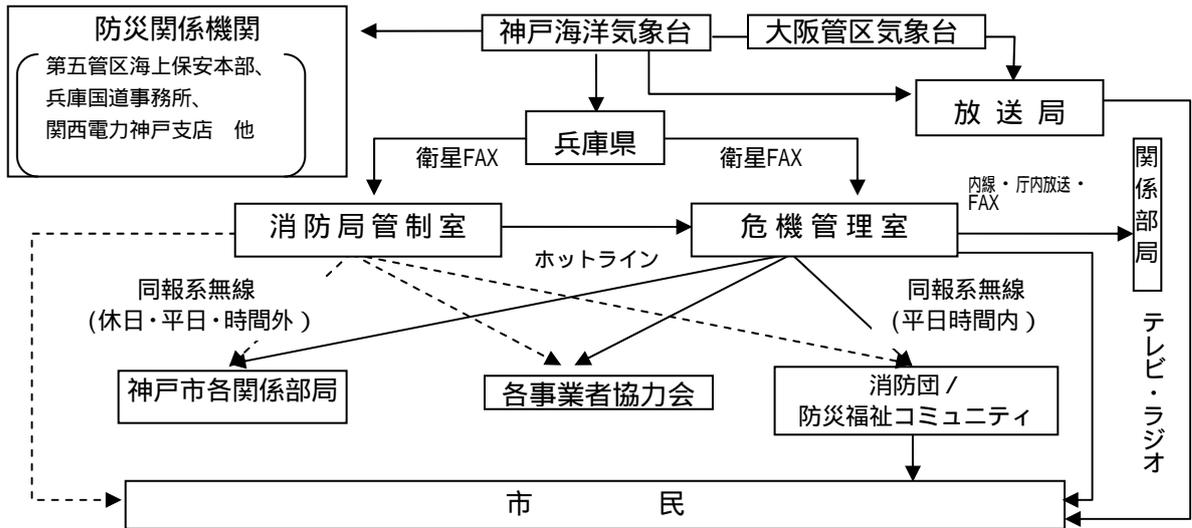
##### 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報とは、大雨警報が発表中に土砂災害の危険度が高まった市町を特定し、兵庫県砂防課と神戸海洋気象台が共同して発表するものをいう。

#### (2) 気象予警報等の収集・連絡方法

神戸市域における気象注意報、気象警報等の連絡系統

次のとおり



気象台の発する気象予警報等の収集連絡方法

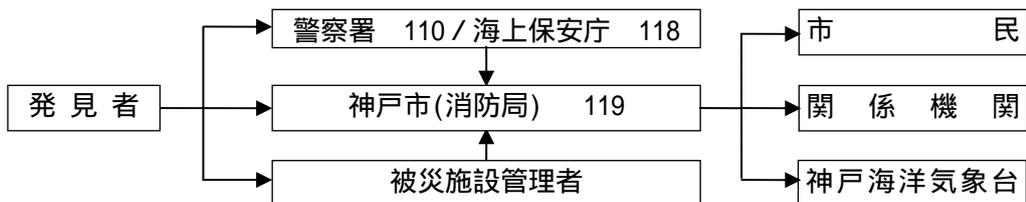
- ・ 兵庫衛星通信ネットワークから入手
- ・ 兵庫県フェニックス防災システムから入手
- ・ 気象庁防災情報提供システムから入手
- ・ 全国瞬時警報システム ( J - A L E R T ) から入手
- ・ 上記の手段により入手不可能な場合は、消防局の無線移動局を気象台に派遣し、収集する。

その他の災害情報の収集連絡方法

ア 異常現象発見者の通報

- (ア) ガス爆発、異常な地形の変動等の異常現象を発見した者は、電話等で消防局、警察署、海上保安庁又はガス会社等被災施設の管理者に通報する。
- (イ) 上記の通報を受けた警察署、海上保安庁、ガス会社等被災施設の管理者は、直ちに消防局へ通知する。
- (ウ) 消防局は、異常現象の通報を受けた時は、直ちに関係機関へ連絡し、早急に応急対策を取る。
- そのうち、地象、気象、水象に関する異常現象については神戸海洋気象台へ通報する。

(I) 連絡系統図



イ 火災警報

火災警報は、消防本部及び各消防署から主要指定防火対象物の管理者及び報道機関へ電話で連絡する。掲示板及び広報車等より市民へ連絡する。

(3) 雨量情報の収集連絡方法

雨量観測所設置場所 ( 防災DB 応急資料1-1-2 )

雨量観測所設置所管局は、降雨状況を把握し、相互に情報連絡し、関係先に通報する。



(4) 潮位情報の収集

神戸市水防情報(高潮防災情報)システムでメリケンパーク内に設置している神戸検潮所(神戸海洋気象台)の観測情報を収集する。また、テレホンサービスでも収集できる。( 322-1904)

(5) 神戸市水防情報システムによる情報収集

神戸市水防情報システム

神戸市レーダ、雨量、水位、風向風速観測、データの提供及び気象庁の気象情報に基づいた日本気象協会等からの予測情報等を提供する。

情報内容

- ・ 神戸市レーダ情報
- ・ テレメータ観測情報(雨量・水位・風向・風速)
- ・ 気象情報

気象予報、注意報・警報、台風情報、地震情報、津波情報、雷情報、神戸のこよみ 他

2. 市民への情報伝達

(1) 緊急情報の種類

気象情報、気象予警報

水防監視により得られた河川水位、潮位等の情報のうち避難判断水位、はん濫注意水位、警戒潮位など災害発生との関連が強いもの

注) 避難判断水位(水防法第13条で規定される特別警戒水位)  
はん濫注意水位(水防法第13条で規定される警戒水位)  
水防団待機水位(水防法第13条で規定される指定(通報)水位)

避難準備情報、避難勧告・指示

被害発生あるいは発生の恐れに関する情報

その他、市民が災害から身を守るために必要な情報

(2) 情報伝達方法

緊急情報は、防災行政無線拡声子局、戸別受信機等を通じて伝達する。

希望する市民に対しては、緊急情報(気象情報等)・避難情報等を発信するシステムである「ひょうご防災ネット」を活用し、携帯端末等に神戸市内の避難勧告等の緊急情報を伝達する。

緊急情報のうち、住民等への連絡内容が緊急を要し、他の方法によって連絡することが困難であり、マスコミによる放送を必要とする場合は、市長は、県知事を経由して、災害時における放送要請に関する協定(防災DB 地震対策編 応急資料 3-2-23)に基づき、放送要請を行う。

特殊な情報、特定地域のみに対する緊急情報は、その内容に応じて、次の方法のいずれかにより周知する。

- ・ 広報車等の拡声装置の利用
- ・ 水防計画によるサイレン、警鐘の使用(水防信号)
- ・ 電話、口頭等による戸別の通知
- ・ ヘリコプター等の拡声装置の利用
- ・ 各消防団緊急指令自動システム等の使用

(3) 河川増水警報システム

河川内の親水施設や遊歩道の利用者に対し、気象予報(大雨・洪水警報又は注意報)に連動して回転灯やスピーカー(音声)を作動させることで、増水への注意喚起を促す。

### 3. 水防地区の監視体制

#### (1) 量水標等の監視

量水標等監視責任者（量水標は消防署長、潮位計はみなと総局経営企画部主幹（防災担当））は、あらかじめ連絡員及び監視員を定め、水防関係部に防災指令が発令された時、または水防活動上必要があると認めた時は、量水標等の監視にあたらせる。

なお、量水標設置箇所及び水防団待機水位、はん濫注意水位については、防災DB 応急資料1-1-3に示す。

また、警戒潮位について、防災DB 応急資料1-1-4に示す。

#### (2) 監視員及び連絡員の配置

各量水標等には、監視員及び連絡員を配置する。

#### (3) 観測結果の記録

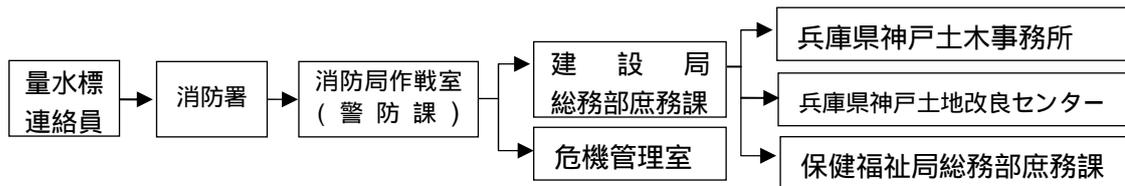
監視員は、水位観測表を備え、観測した水位を記録する。様式を防災DB 応急資料1-1-5に示す。

#### (4) 水位の報告

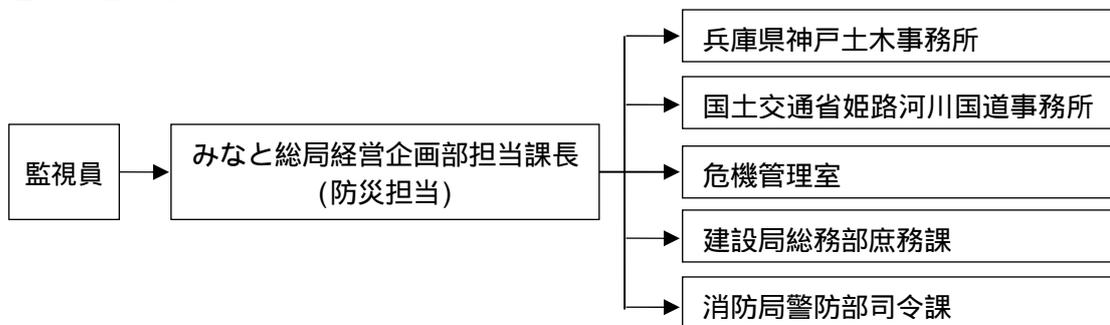
監視員は量水標等の監視にあたり、連絡員は水防団待機水位、またははん濫注意水位に達した時、直ちに量水標等監視責任者へ報告する。また、減水したときも同様とする。

#### (5) 連絡系統

水防団待機水位及びはん濫注意水位の場合



警戒潮位の場合



#### (6) 貯水池、防潮堤の監視

監視員は、貯水池、防潮堤の管理者より派遣された監視員と緊密な連携を保ち、貯水池、防潮堤決壊の恐れがある場合は、水門開閉を別に定めるそれぞれの操作要項に基づいて行う。

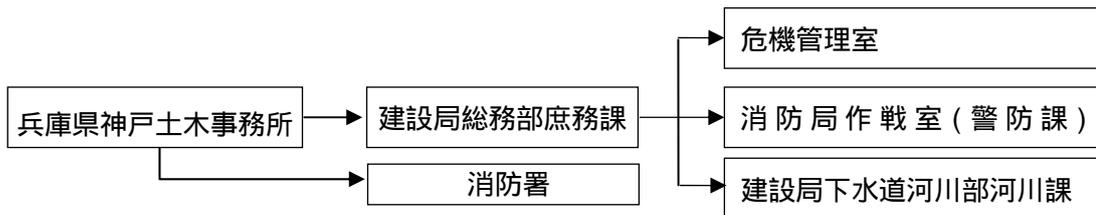
#### (7) 兵庫県神戸県民局神戸土木事務所との連携

兵庫県神戸土木事務所所管量水標設置箇所及びはん濫注意水位等(防災DB 応急資料1-1-6)

兵庫県神戸土木事務所は、管内に設置している量水標について、次のとおり神戸市に水位を報告する。

- ・ 水防団待機水位に達したときから、この水位を下まわるまでの間の1時間ごと
- ・ はん濫注意水位に達したとき
- ・ 避難判断水位に達したとき
- ・ はん濫注意水位又は水防団待機水位を下まわったとき

ア 河川水位の連絡（県所管量水標水位）

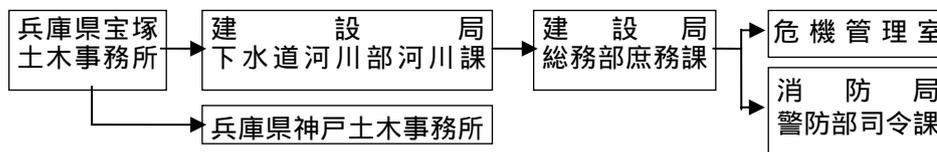


青野ダムの放流の連絡（防災DB 応急資料1-1-7）

県三田土木事務所は、気象、水象、その他の状況によってやむを得ず放流（ただし書き操作）し、下流に急激な水位上昇が生じると予想される時は、下記のとおり連絡する。

- ・ ただし書き操作に移行する1時間前まで
- ・ ただし書き操作開始
- ・ ただし書き操作終了

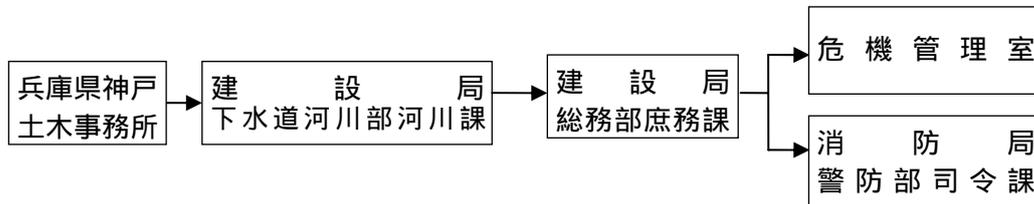
ア 青野ダムの放流の連絡



天王ダム・石井ダム放流の連絡

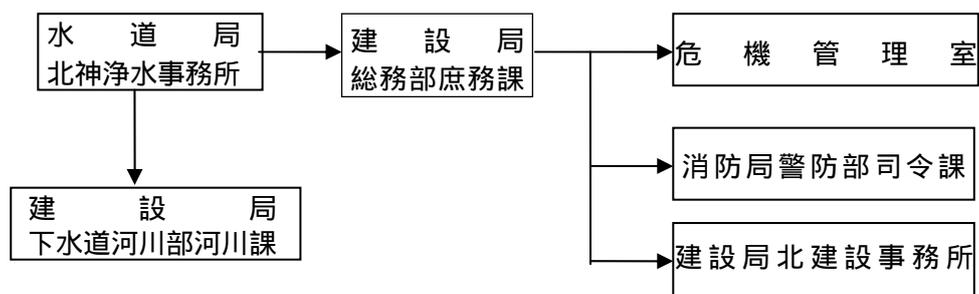
県神戸土木事務所は、非常用洪水吐から自然越流する時、その他特にやむを得ない理由で放流を行う場合、これによって生じる危害を防止するため、必要があると認める時は、少なくとも放流を開始する30分前までに連絡する。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。

ア 天王ダム・石井ダム放流の連絡



千刈ダム放流の連絡（水道局）

水道局北神浄水事務所は、千刈ダム操作規程第11条の規定に基づきダムから放流する場合に行う河川法第48条による関係機関への通知を、同規程第14条に基づき、放流の開始の少なくとも1時間前に行う。



(8) 排水ポンプ場の監視

建設局の各水環境センターは、雨量等を監視し、雨水ポンプ場の適切な運転を行い、雨水を排除する。

ポンプ場名	所在地	ポンプ場名	所在地
魚崎ポンプ場	東灘区魚崎南町2-1-15	浜中ポンプ場	兵庫区浜中町2-18
本庄ポンプ場	東灘区深江南町4-6-5	島上ポンプ場	兵庫区鍛冶屋町1-1-17
京橋ポンプ場	中央区新港町1-10	南駒栄ポンプ場	長田区南駒栄町1-44
宇治川ポンプ場	中央区東川崎町1-1-2	外浜ポンプ場	須磨区外浜町2-2-5
湊川ポンプ場	兵庫区湊川町1-1	吉田ポンプ場	西区森友1-26
和田岬ポンプ場	兵庫区吉田町1丁目	上池ポンプ場	西区玉津町上池266

みなと総局は、潮位及び雨量等を監視し、ポンプ場の適切な運転を行い、雨水を排除する。

ポンプ場名	所在地	ポンプ場名	所在地
魚崎浜ポンプ場	東灘区魚崎浜町	東川崎ポンプ場	中央区東川崎町4丁目
魚崎浜第2ポンプ場	東灘区魚崎浜町	大輪田ポンプ場	兵庫区切戸町
新在家ポンプ場	灘区新在家南町5丁目	出在家ポンプ場	兵庫区出在家町2丁目
新港ポンプ場	中央区小野浜町		

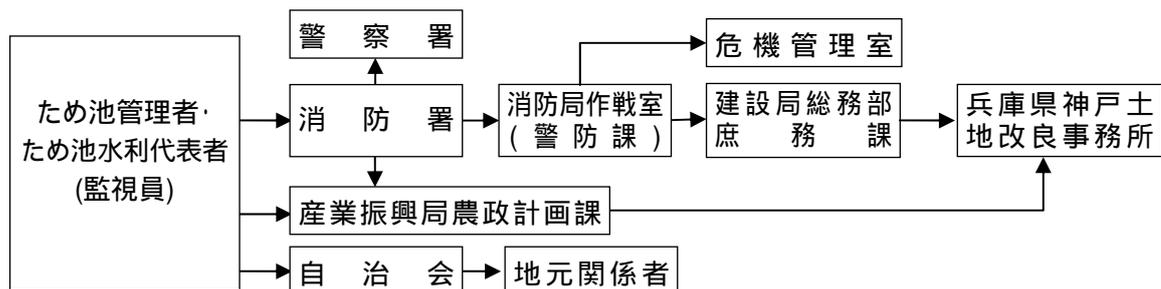
(9) 防潮堤の監視(海岸保全区域内)



(10) ため池の監視

ため池管理者・ため池水利代表者は、パトロール等を行い、必要があると認める場合は、安全確保のための措置を取る。

ため池連絡系統



(11) 水防上影響のある工事の監視

本市水防関係部局に防災指令が発令された時は、工事施工者は厳重な警戒を行い、危険な状況が予想されるときは必要な措置を講じる。

(12) 水防配備

水防地区の水防監視等は、次のとおりとする。

水防巡視員の配置(防災指令第1・2号発令時)

消防署長は、あらかじめ水防巡視員を定め、河川水防地区の巡視にあたらせる。

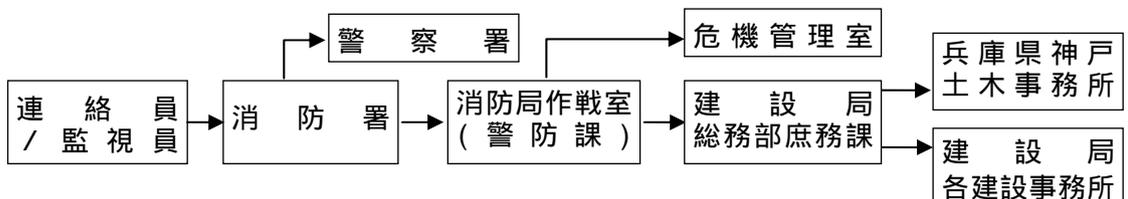
ア 水防巡視員の連絡系統



水防監視員・連絡員の配置（防災指令3号発令時）

- ・消防署長は、量水標等の監視により水防団待機水位に達する恐れがある場合、消防団に対して水防地区監視のため出動待機を求め、水防団待機水位に達した時は、直ちに警戒にあたらせる。
- ・河川水防地区において水防団待機水位に達した時は、監視員、連絡員が監視にあたる。監視員は異常を発見した時は、直ちに連絡員に連絡し、連絡員は消防署長に報告する。
- ・監視員・連絡員は、消防団員とする。

ア 水防監視員・連絡員の連絡系統



(13) 消防団の水防活動

消防団員は、予め定められた方法で連絡を受けた時は、次の区分により水防活動に出動する。

(防災DB 地震対策編 応急資料5-5-1 消防団の組織及び人員数)

出動準備

消防署長は、次に定める場合に消防団員の出動準備体制をとる。

- ア 河川の水位または海岸の潮位が水防団待機水位に達し、なお上昇の恐れがあり、かつ出動の必要が予想されるとき
- イ 気象状況等により水災による危険が予想されるとき
- ウ ため池の危険が予想されるとき
- エ 兵庫県の発令する水防警報第1号又は第2号の発令があったとき
- オ 本市水防関係部局に防災指令第1号が発令されたとき

出動

消防署長は、次に定める場合は消防団員を予め定められた計画に従い出動させ、警戒配備にあたらせる。

- ア 河川の水位又は海岸の潮位がはん濫注意水位又は警戒潮位に達し、なお上昇の恐れがあるとき
  - イ 気象状況などにより水災による危険が切迫したとき
  - ウ 堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の来襲が予想されるとき
    - (ア) 避難勧告、指示の発令時の避難所への誘導及び救援活動
    - (イ) 住民の救助、救出
    - (ウ) 災害の警戒パトロール
    - (エ) 負傷者の応急手当
    - (オ) 各区域内の監視、警戒、水門管理者への連絡、通報
    - (カ) 水防に必要な資機材の点検整備
    - (キ) 水門又は閘門等の遅滞のない操作及び管理者に対する閉鎖の応援

- エ ため池の危険が切迫したとき
- オ 兵庫県の発令する水防警報第3号が発令されたとき
- カ 本市水防関係部局に防災指令第2号又は第3号が発令されたとき  
水防作業
- ア 消防団員・消防職員及び建設事務所の水防作業に従事するもの（以下、「水防従事者」という。）は、別に定める水防信号第1号で出動待機し、水防信号第2号で出動し水防活動に従事する。
- イ 水防管理者（市長）は、兵庫県神戸土木事務所又は神戸土地改良事務所から洪水、もしくは高潮等の恐れがあるとの報告を受けた時は、現場に水防従事者を出動させ、水防活動を実施する。
- ウ 水防従事者は、できる限りはん濫による被害の拡大を防止するよう努める。

#### (14) 消防団の水防以外の活動

消防団員は生業をもっており、その上で消防団の活動に従事しているので、消防職員と同じように、長期間にわたる活動や専門的知識を要する査察等の活動は難しい。

消防団員は、従前の活動のほか、特に次の活動を行う。

消防団員は地域住民であるので、防災リーダーとして防災福祉コミュニティ活動の支援、訓練の指導を行う。

市街地の各消防団も、北及び西消防団と同様に消火活動、救急救助活動を行う。

#### (15) 道路パトロール

集中豪雨等により災害発生の恐れのある主要幹線道路とその沿岸区域についてパトロールを実施し、関係各課及び建設事務所ならびに関係機関の緊密な連絡の下に、災害発生または予想箇所の発見に努め、かつ事故防止のための適切迅速なる対策を講じることにより、交通の安全を図る。

### 4. 河川内親水空間等における増水安全対策

市民が手軽に河川を利用できる憩いの場として親水施設や遊歩道が河道内に整備されているが、大雨等により流量・流速が急激に増加したり、水位が急上昇した場合、利用者の安全を脅かしかねない。このため、大雨注意報や警報で河川の増水が予想される時に、利用者が危険を察知して速やかに避難するようにハード対策及びソフト対策を進める。

#### ハード対策

以下の河川に増水警報システムを設置。

ア 二級河川：住吉川、石屋川、都賀川、生田川、苧川、宇治川、新湊川、石井川、妙法寺川、天井川、福田川、山田川、有馬川（回転灯）

イ 普通河川：六甲川、天井川（回転灯、音声）

#### ソフト対策

ア 学校部は、神戸の地形や気象のメカニズムの特性を考慮した教材による、児童生徒への防災教育を行う。

イ 区本部及び消防部は、防災福祉コミュニティをはじめとする地域団体と協力し、利用者への注意喚起や河川の安全利用に係る啓発活動、防災訓練等に取り組む。

ウ 危機管理部は、ひょうご防災ネットへの加入促進及び適切な情報発信に努める。

エ 保健福祉部は、放課後児童クラブや保育所に対し、増水事故防止に向けた啓発、周知に努める。

## 1 - 2 災害対策本部等の設置

### 1 . 災害対策本部等の設置基準

#### (1) 災害対策本部の設置基準

市長は、神戸市域で災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合において、強力で防災活動を推進するために必要であると認める時、以下の基準に基づき災害対策本部を設置する。

(防災DB 地震対策編 応急資料1-1-1, 1-1-2)

暴風警報又は大雨警報が発表され、かつ本市域内において重大な災害が予測されるとき  
防災指令第3号が発令されたとき

その他災害が発生し、または発生する恐れがある場合で、特にその対策または防災の推進を図る必要があるとき

#### (2) 災害警戒本部の設置基準

危機管理部長は、防災指令(第3号を除く)が発令された場合には、災害警戒本部を設置する。

### 2 . 災害対策本部の組織及び運営

「地震対策編 応急対応計画 第1章 防災活動計画」による。

### 3 . 現地災害対策本部の設置

「地震対策編 応急対応計画 第1章 防災活動計画」による。

### 4 . 災害警戒本部の組織及び運営

「地震対策編 応急対応計画 第1章 防災活動計画」による。

### 5 . 事故(火災)警戒本部、対策本部の設置

大規模な火事や事故災害への総合的な取り組みを図るため、状況により「事故(火災)警戒本部」、「事故(火災)対策本部」を設置する。なお、詳細は、「本編 応急対応計画 第3章 大規模火災防御・事故災害対策」に定める。

### 6 . 区本部の組織及び運営

「地震対策編 応急対応計画 第1章 防災活動計画」による。

## 1 - 3 初動活動計画(激甚災害発生時)

激甚災害が発生した場合に災害発生直後から実施する初動活動について、

- ・ CASE - 1 : 勤務時間内に激甚な災害が発生した場合
- ・ CASE - 2 : 勤務時間外に激甚な災害が発生した場合

に分けてその内容を定める。

なお、初動対応の詳細は、各施設別に定められた「初動対応マニュアル」に基づき対応する。

### 1 . 勤務時間内に激甚な災害が発生した場合

#### (1) 災害直後の緊急措置

勤務時間内に災害が発生した場合、災害直後の緊急措置として、各職場で以下の措置を取る。

各庁舎、施設の被害状況の把握と被害拡大防止

市役所、区役所等庁舎、施設の被害状況を把握し、庁舎管理者等へ速やかに報告する。また、初期消火や地下部分の浸水を防ぐための土のう積み等被害拡大防止に努める。

在庁者の安全確保と避難誘導

庁舎内の市民等在庁者の安全を確保し、浸水や火災発生等避難が必要と判断される時は、安全な場所へ避難誘導を行う。

被害状況をふまえた庁舎、施設の緊急防護措置

被害の状況により、施設の内外にわたり危険個所の立入り規制や、薬物、危険物等に対する緊急防護措置を取る。

非常用自家発電機能や通信機能の確保

各庁舎管理者は、非常用自家発電設備や通信設備の被害状況を把握し、自家発電機能や通信機能を確保する。

#### (2) 気象・災害情報の収集

各部署は、大阪管区气象台、神戸海洋气象台、全国瞬時警報システム(J-ALERT)やテレビ・ラジオ等から気象・災害情報を収集する。

#### (3) 神戸市災害対策本部の設置

神戸市災害対策本部の設置以降の流れについては、「地震対策編 応急対応計画 第1章 防災活動計画 1-3 初動活動計画 1(4)市災害対策本部の設置」による。

### 2 . 勤務時間外に激甚な災害が発生した場合

#### (1) 気象・災害情報の収集

全市職員は、勤務時間外に災害の発生を知った時、各自テレビ、ラジオ等から速やかに災害情報を収集することとし、防災指令その他配備命令がない場合であっても状況によっては所属長と連絡をとって進んでその指揮下に入るように努め、又は、自らの判断で速やかに参集し、防災活動に従事する。

#### (2) 災害直後の緊急措置

市役所においては守衛が、区役所においては宿直職員が、災害発生直後に実施する緊急措置は、以下のとおりとする。

各庁舎、施設の被害状況の把握

被害状況をふまえた庁舎、施設の緊急防護措置

庁舎内の安全確保(初期消火、飛散ガラス処理等)

なお、庁舎管理担当の職員が登庁した段階で、速やかに非常用発電機能や通信機能の点検、機能確保を行う。

#### (3) 神戸市災害対策本部の設置 勤務時間内の場合と同様である。

初動活動CASE - 1 勤務時間内激甚災害発生

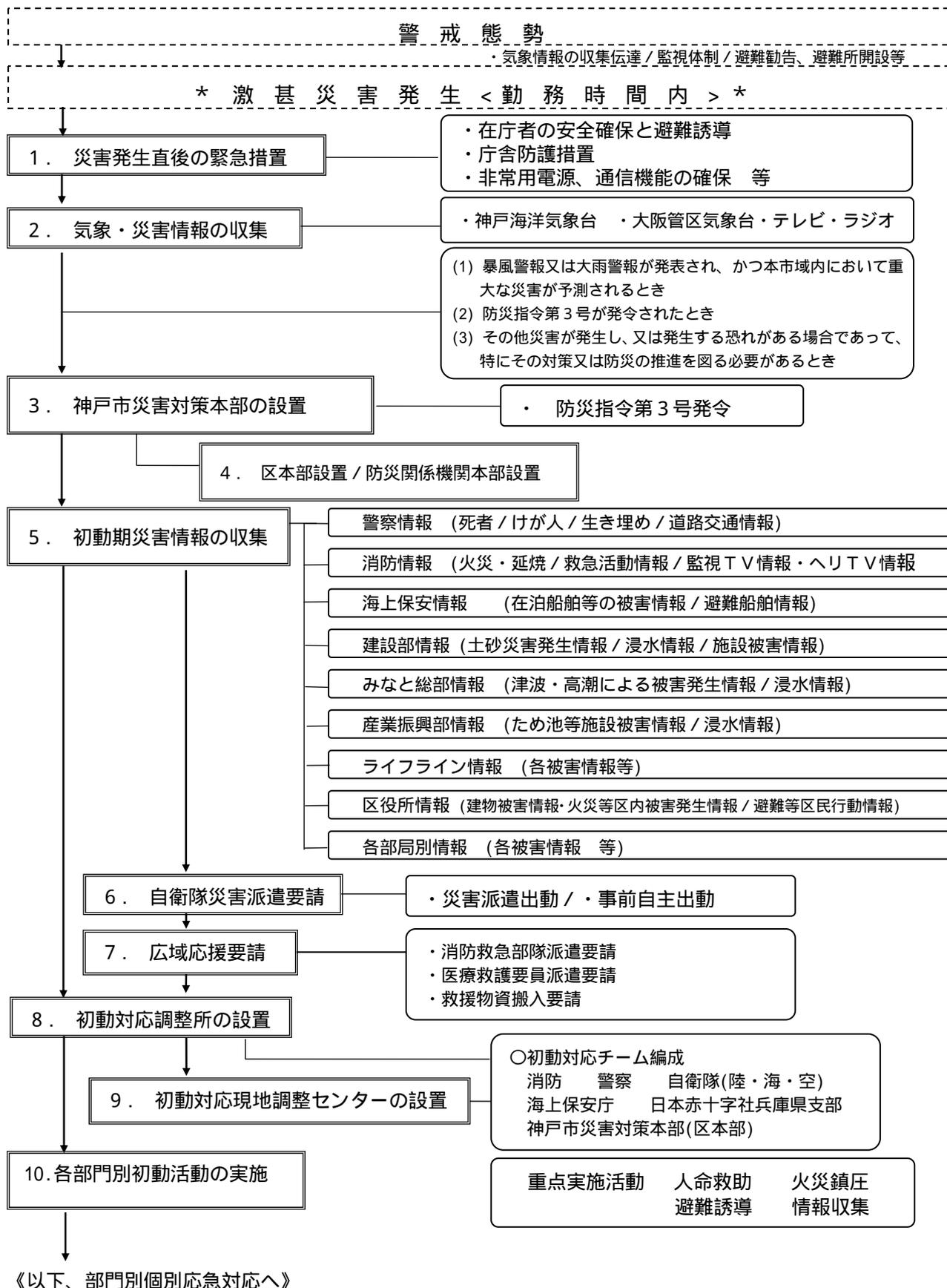


図1-3-1 勤務時間内に激甚な災害が発生した場合の初動活動フロー

初動活動CASE - 2 勤務時間外激甚災害発生

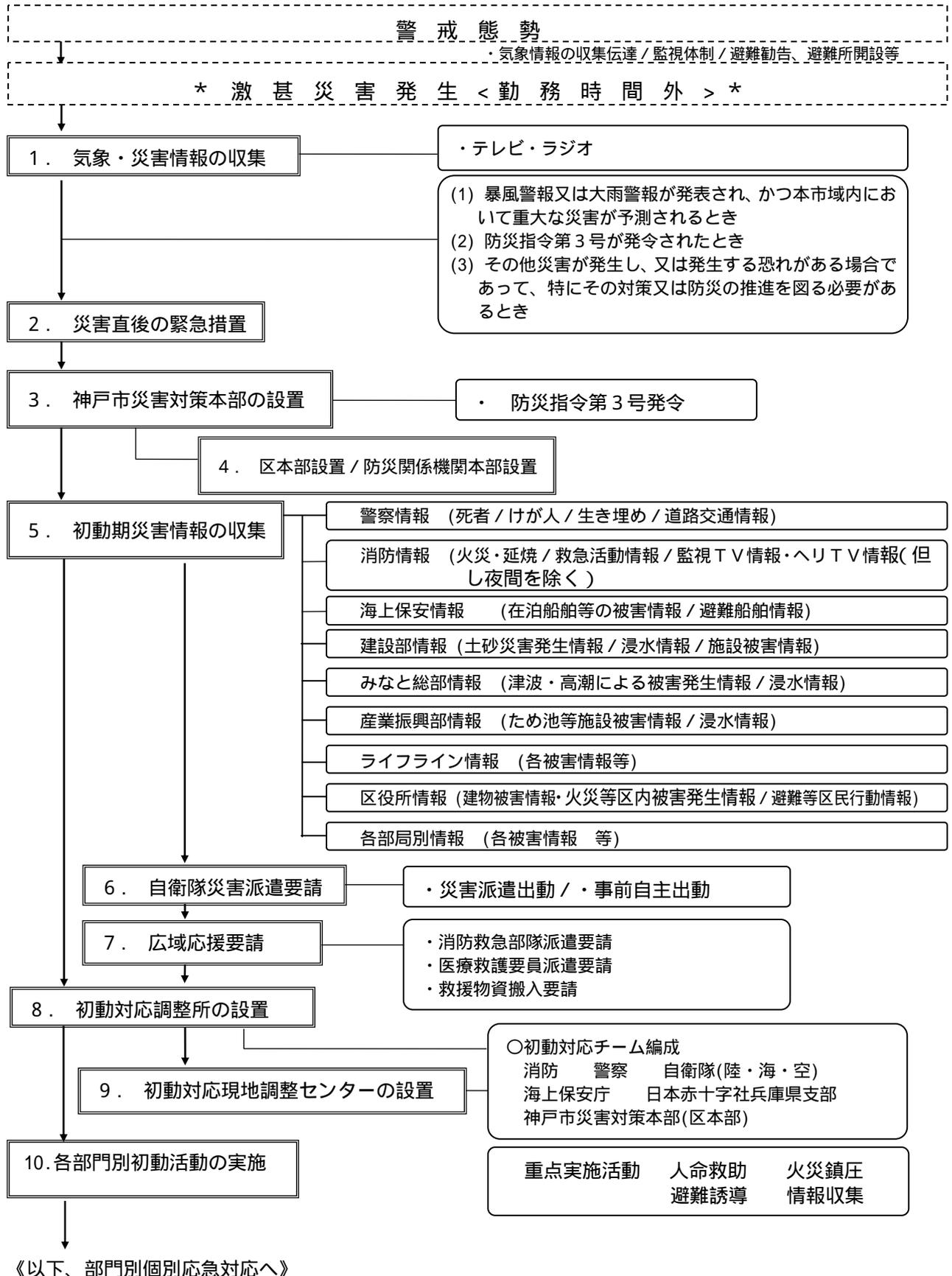


図1-3-2 勤務時間外に激甚な災害が発生した場合の初動活動フロー

## 1 - 4 応急活動計画

初動活動以降に実施する応急活動の内容について定めるとともに、留意すべき点を示す。

### 1. 応急対策の流れ

「地震対策編 応急対応計画 第1章 防災活動計画 1-4 応急活動計画」による。

### 2. 市有公共施設災害応急対策計画

市有公共施設の災害時における防護と市有公共施設が被害を受けたときの応急復旧についての計画とする。

#### (1) 河川応急対策

洪水を防ぐため、堤防、護岸等の破壊を防止するとともに、水防備蓄資機材等により損壊箇所への応急修理を行う。

洪水による災害発生の場合、先ず水防計画に基づいて洪水阻止及び排水に全力を尽くすが、ついで被害箇所を応急修理し被害拡大を防止する。

#### (2) 排水施設応急対策

市街地の浸水を防止するために、建設部は下水処理場、ポンプ場等の排水施設の的確な運用を図るとともに、これらの施設が災害を受けた時は迅速な復旧を図り、その能力の維持に努める。

\* 下水処理場、ポンプ場一覧表については、「地震対策編 応急対応計画 第13章 ライフライン復旧対策 13-4 下水道施設復旧システム 表13-4-1」を参照

#### (3) 高潮防御施設応急対策

高潮が予想される時、防潮堤、防潮鉄扉等海岸保全施設のパトロール、点検を強化し、危険箇所等の早期発見に努め、応急措置を取る。

防潮鉄扉、角落し、水門等、海岸保全施設の開閉操作は、別に定めるみなと総局防災組織計画に基づき、予め操作を委託している地元企業等に操作の指示をするとともに、市職員による現地作業班が、神戸港の全施設の操作及び確認を行う。

防潮門扉開閉取扱要領

ア 施設数 : 平成24年3月31日現在

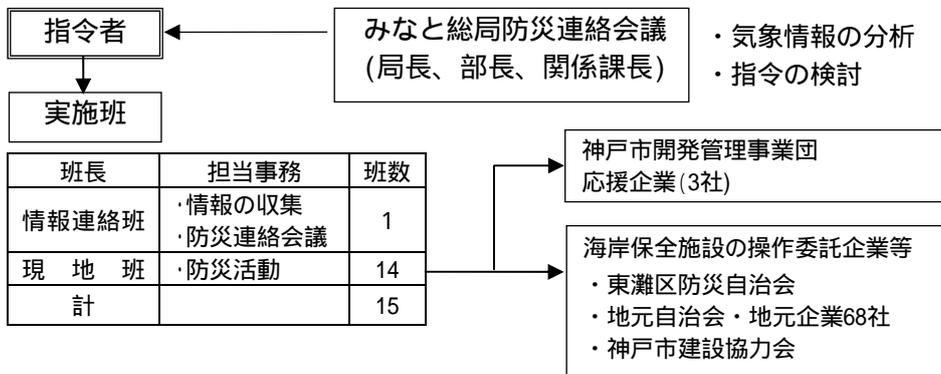
地 区	鉄扉	制水扉	角落	水門	ポンプ場	合計
深江・青木・東部4工区	24	4	1			29
魚崎・御影	7		2	2		11
魚崎浜(東部3工区)	3	2			2	7
新在家	3	5		2	1	11
東川崎・島上	21	1	1		1	24
大輪田・出在家・築島	3		2	2	2	9
兵庫ふ頭基部	12	4	1			17
和田岬・遠矢浜・今出在家	27	9				36
兵庫運河・吉田町	7	6	3			17
兵庫運河・苅藻	11	18	1			30
長田港以西	34	11				45
苅藻島・苅藻通	13	10	4			27
新港	15				1	16
京橋～弁天	32					32
合 計	212	70	15	6	7	310

- イ 開閉指示者 みなと総局長  
 ウ 指令の種類及び指令時期

海岸保全施設			港湾施設
種類	発令の時期	摘要	種類
待機指令	閉鎖指令の数時間前 (但し、状況により前日に発令することもある)	・高潮発生のおそれがあるが、発生までに相当の余裕がある場合に、出務職員等の確保連絡の緊密化を図る必要があるとき	上屋防潮鉄扉閉鎖指令
1号閉鎖指令	危険潮位に入る4時間前 (例:暴風域に入る4時間前)	・予想潮位K.P.+2.30m以下の場合に、地盤高K.P.+2.5m以下の鉄扉等閉鎖	
2号閉鎖指令		・予想潮位K.P.+2.30m超の場合に、全鉄扉等閉鎖	
解除指令	危険潮位以下となったとき	-	解除指令

(注) 水門・制水扉等の水路閉鎖施設については、現地において潮位、流量及び降雨の状況を見て操作する。  
 鉄扉・角落し等の道路閉鎖は、あらかじめ関係企業や警察等の関係行政機関に連絡し、発令に備える。

エ 指令伝達経路



(4) 港湾施設応急対策

神戸港域における船舶の安全交通、荷役作業を確保するため、高潮、波浪等により生じた海面漂流物、海中障害物及び船舶のけい留又は荷役に重大な支障を与えているものの除去等の応急措置を取る。

(5) 道路応急対策

災害が発生する恐れのある時、建設部は建設局防災組織計画「異常気象時における道路パトロール実施要綱」により道路パトロールを強化し、危険箇所、被害箇所の早期発見と現状把握に努める。

道路交通上危険な状態が予想され、又は危険な状態が発生した時は、直ちに警察署と連絡を取り交通規制を行うと同時に、これに代わる迂回路の指定等の措置を取り、道路交通の確保に努める。この場合、その内容を立看板の掲示、報道機関による報道等の手段により一般に周知させる。

被害を受けた道路のうち、先に応急対策実施上必要な道路、幹線道路等の復旧を重点的に行う。この場合、被害の状況に応じ、排土、盛土作業によって交通路の確保を図る。

橋梁については、特に交通の要路にあたるものの損壊を重点的に補修するとともに、避難者の移動、物資の流通に必要な最小限のものを確保する。

(6) 農林水産応急対策

産業振興部は、農林水産施設について、災害防止のため、破壊の防止に全力をあげるが、被害を受けたときは水防資機材等による損壊箇所の応急修理を行う。

前記の活動にあたっては、農業協同組合、漁業協同組合、地元消防団等に協力を求める。

農林水産関係協力機関

(平成20年4月1日現在)

団 体 名	所 在 地	電 話
兵 庫 六 甲 農 協	中央区海岸通1番地	(333)5793
兵 庫 漁 協	兵庫区吉田町3丁目7-29	(671)7298
神 戸 市 漁 協	垂水区平磯3丁目1-10	(706)0456

(7) 交通応急対策

交通部は、市営交通機関の通行を可能な限り維持する。

道路の破損等の被害により運行不能となった時は、路線の一部変更等の措置を取り、できる限り運転を行う。

3. 応急活動期の留意事項

「地震対策編 応急対応計画 第1章 防災活動計画 1-4 応急活動計画」による。

## 1 - 5 職員動員計画

勤務時間外において激甚な災害が発生し、防災指令第3号が発令された場合に、防災活動に必要な市職員の動員及び配備についての計画を定める。

### 1. 動員の原則

勤務時間外において風水害等により激甚な災害が発生し、防災指令第3号が発令された場合、全職員は、原則として自らが所属する職場に出動する。

交通機関の途絶や災害の状況により、所属する職場へ移動することが困難な場合には、居住地に近い区役所、事業所等へ出動する。ただし、災害発生時の動員計画において所属動員職員として指名されている者は、自らの所属へ出動する。

また、災害の状況により、防災指令伝達の際に、あわせて出動場所を指定した場合は、その指令場所に出動する。

なお、職員待機宿舎の入居者については、市・区災害対策本部、消防本部指揮班の立ち上げ等の要員として位置づけ、指定動員職員とする。

### 2. 応援管理職の配置

「地震対策編 応急対応計画 第1章 防災活動計画 1-6 職員動員計画」による。

### 3. 市長、副市長の出動

「地震対策編 応急対応計画 第1章 防災活動計画 1-6 職員動員計画」による。

### 4. 防災指令に基づく配備計画の作成

「地震対策編 応急対応計画 第1章 防災活動計画 1-6 職員動員計画」による。

### 5. 災害対策本部における職員の配備

「地震対策編 応急対応計画 第1章 防災活動計画 1-6 職員動員計画」による。

### 6. 配備に対する市職員の心構え

市職員は、予め定められた災害時における配備態勢及び自己の任務を十分習熟しておく。

市職員は、災害が発生する恐れがある時は、ラジオ、テレビの聴視、所属の連絡責任者等への電話照会等の方法によるほか、自ら工夫してその災害の状況、防災指令の発令等を知るように努める。

市職員は、災害が発生し、又は災害が発生する恐れが強いときは、防災指令その他配備命令がない場合であっても、状況によっては、所属長と連絡をとって進んでその指揮下に入るように努め、又は自らの判断ですみやかに部署に参集し防災活動に従事する。

### 7. 動員時の留意事項

「地震対策編 応急対応計画 第1章 防災活動計画 1-6 職員動員計画」による。

## 1 - 6 災害用機械器具確保計画

災害応急対策を実施するために必要な車両、船艇その他の機械器具を確保するための計画は、「地震対策編 応急対応計画 第1章 防災活動計画 1-8 災害用機械器具確保計画」によるほか、風水害対策に必要な機械器具の神戸市の保有状況について定める。

### 1. 機械器具市保有状況

#### (1) 水防倉庫

水防管理者は、水防上必要な器具及び資材を備蓄するため、水防倉庫を設置する。

##### 器具及び資材

ア 資材が腐敗し、損傷の恐れのあるものは、水防に支障のない範囲でこれを転用し、常に新しいものを備えるようにする。

イ ビニールシート及び土のう袋等多量に使用する資材は、あらかじめ収集の方法を講じる。

ウ 器具及び資材を減損したときは、直ちに補充する。

エ 水防倉庫1棟に備蓄する器具及び資材の基準

品名	数量	品名	数量	品名	数量
土のう袋	600枚	杉丸太長4m末口9cm	30本	おの	5丁
ビニールシート	30枚	杉丸太長3m末口6cm	50本	かま	10丁
なわ(ビニール製)	500m	くぎ(6吋)	11kg	なた	5丁
針金(10番又は8番)	23kg	かけや	10丁	くわ	10丁
スコップ	20丁	小車	3台	じょれん	10丁
くい	100本	ペンチ	3丁	つるはし	3丁
のこぎり	5丁	金づち	3丁	かすがい	50本
バケツ	1個	救命ブイ	5個	ロープ	100m
懐中電灯	2個	コンクリートパネル	15枚		

水防倉庫の設置場所(防災DB 応急資料1-6-1)

#### (2) 河川水防センター

災害時に円滑な水防活動や緊急復旧活動を行う防災拠点である河川水防センターに、器具及び資材を備蓄する。

住吉川河川水防センター 東灘区西岡本2丁目25-1

品名	数量	品名	数量	品名	数量
土のう袋	300枚	番線 200本/箱	2箱	金づち	5丁
ブルーシート	20枚	くぎ	2箱	懐中電灯	8個
スコップ(剣)	4丁	のこぎり	5丁	軍手	9袋
スコップ(角)	5丁	かま	5丁	一輪車	2台
くわ	3丁	なた	5丁	救命ブイ	5個
かけや	2丁	てみ	2個		
ひも トラテープ	3巻	ペンチ	5丁		

新湊川河川水防センター 兵庫区東山町1丁目9-20

品名	数量	品名	数量	品名	数量
土のう袋	900枚	くぎ	1袋	軍手	3袋
ブルーシート	20枚	かすがい 4本/束	13束	じょれん	2個

スコップ(剣)	10丁	のこぎり	5丁	バケツ	2個
スコップ(角)	10丁	かま	4丁	一輪車	4台
くわ	10丁	なた	5丁	木杭	98本
かけや	8丁	ペンチ	5丁	針金 #10	1巻
ひも トラテープ	1巻	金づち	5丁	針金 #20	1巻
なわ ビニール製	3巻	懐中電灯	8個	救命ブイ	5個

備蓄品の補充等の計画については、水防倉庫に準じるものとする。

(3) 土のう用土砂採取場所

土のう用土砂採取場所は次のとおりとする。

場 所	所 在 地	場 所	所 在 地
東部建設事務所資材置場	東灘区御影塚町2丁目27-20	西部建設事務所資材置場	須磨区妙法寺字ヌメリ石1-1
中部建設事務所資材置場	兵庫区湊川町2丁目1-12	垂水建設事務所資材置場	垂水区福田5丁目6-20
北建設事務所資材置場	北区有野町唐櫃3064	西建設事務所資材置場	西区玉津町今津字宮の西333-1



# 1. 災害対策本部設置・運営マニュアル

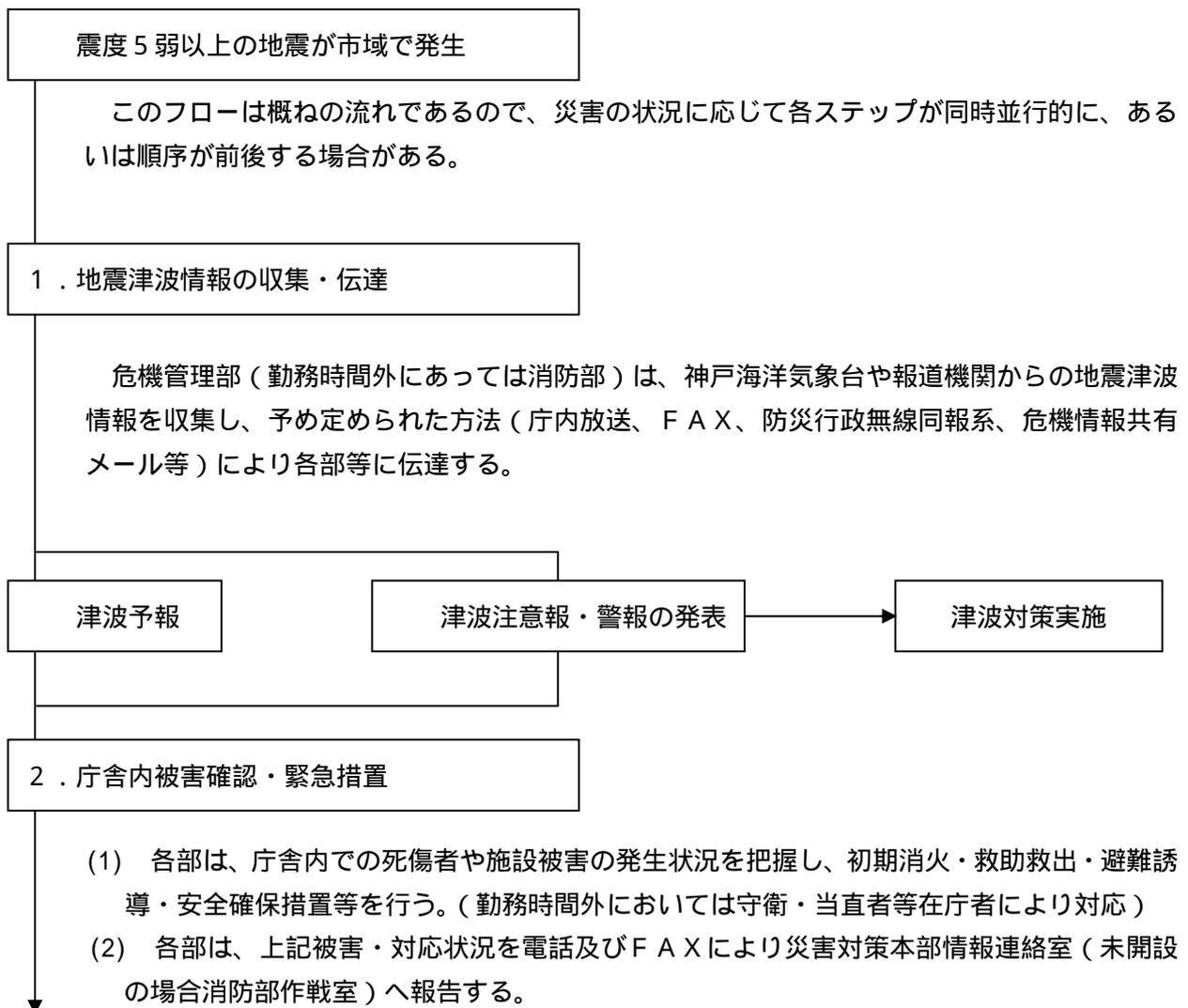
責任者 危機管理室危機対応担当課長 川中 徹 (内線 2920)  
副責任者 危機管理室危機体制整備担当係長 池田 浩之 (内線 2924)

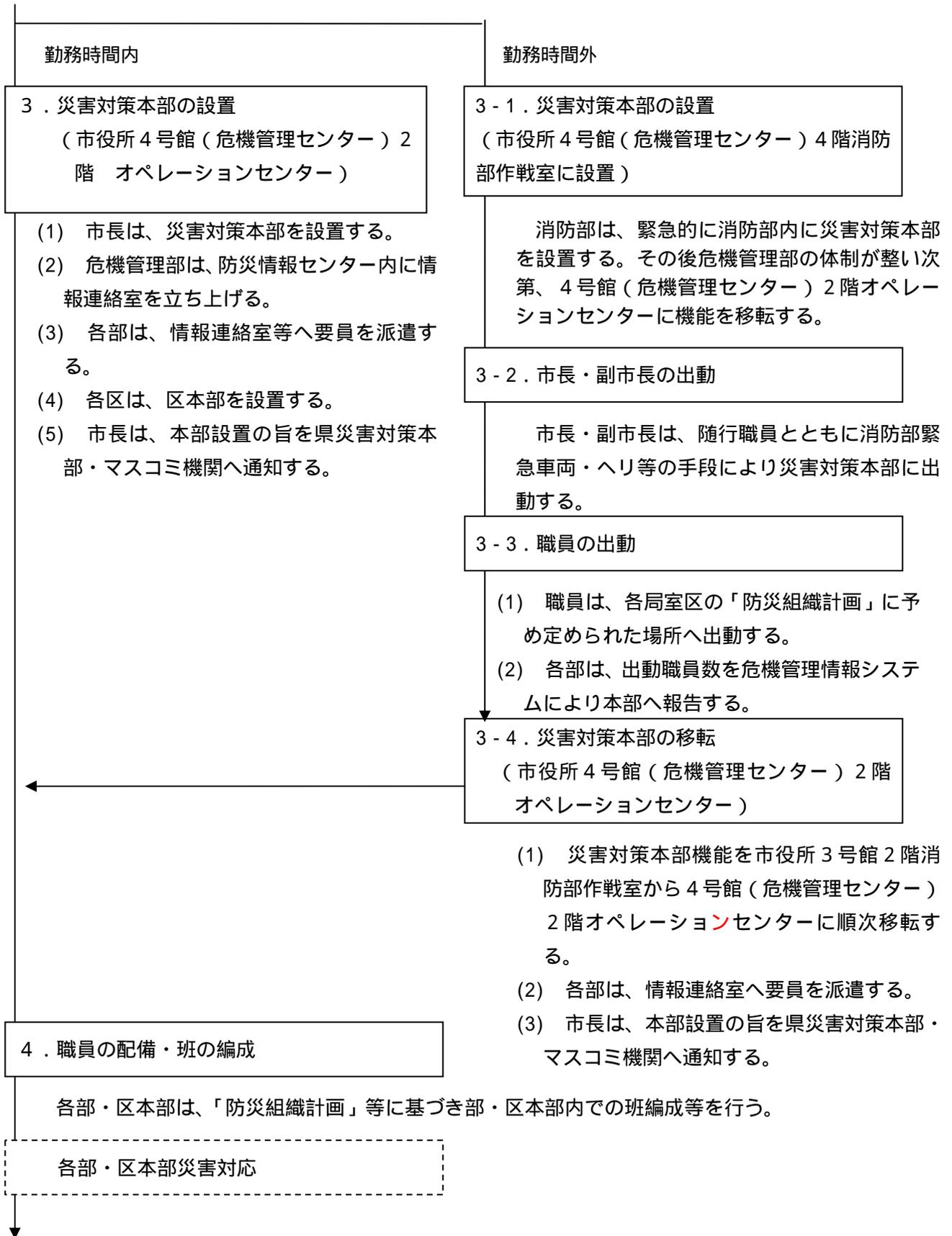
## 1. 目的

災害発生時に設置される「神戸市災害対策本部」の開設及び運営に関する事項について定める。

## 2. 内容

### (1) 設置運営フロー





## 5. 初動期被害情報の収集・伝達

災害対策本部情報連絡室情報班は、「災害対策本部情報収集・伝達マニュアル」等に従い、各部・区本部・防災関係機関等から情報を収集し、集約情報をFAX及び電子メール等により各部・区本部等に情報伝達する。

## 6. 防災連絡会議の開催・運営 (市役所4号館(危機管理センター)2階 オペレーションセンター)

危機管理部は、防災関係課長等から構成される防災連絡会議を開催する。防災連絡会議では、災害対応方針・広域応援要請等の計画立案・意見具申を行う。

## 7. 本部員会議の開催・運営 (市役所4号館(危機管理センター)1階 本部員会議室)

- (1) 危機管理部は、市長・副市長・局長等から構成される本部員会議を招集し、初動期情報等を報告する。
- (2) 本部員会議では、災害対応方針・広域応援要請等を決定する。
- (3) 危機管理部は、本部員会議の決定事項をFAX及び電子メール等により各部・区本部・防災関係機関等に伝達する。

## 8. 初動対応調整所、初動対応現地調整センターの設置

初動対応チームの詳細は、「災害時初動対応チーム活動マニュアル」を参照

## 9. 自衛隊・広域応援要請

- (1) 危機管理部は、災害対策本部長(市長)の指示により、自衛隊の災害派遣要請を、県知事を通じて(原則)行う。
- (2) 各部は、地域防災計画に担当する広域応援要請を、本部員会議の決定等に基づき行う。

## 10. 随時、 情報の収集・伝達 防災連絡会議の開催 本部員会議の開催

## 2. 区本部設置・運営マニュアル

責任者 灘区まちづくり推進部総務課長 三谷 忠弘 (内線 912-202)  
副責任者 灘区まちづくり推進部総務課調査係長 奥 匡司 (内線 912-207)

### 1. 目的

本マニュアルは、災害発生時に設置される「神戸市災害対策本部灘区本部」の開設及び運営に関する各事項について定め、迅速かつ組織的に災害対策を実施することを目的とする。

なお、本マニュアルは、「庁舎安全確保マニュアル」「初動対応チーム活動マニュアル」「災害対策本部情報収集・伝達マニュアル」等の各マニュアル及び「区防災組織計画」との関連が強いことから、必要に応じて併用する。

### 2. 区本部各機関の活動内容

#### (1) 総務情報班（区役所大会議室に設置）

##### 機能

災害対策本部として有効かつ合理性のある災害対策を実施するために、必要と思われる被害情報・対応状況などを収集・分析・整理・伝達するとともに、各班間の調整を行なう。

##### 構成

まちづくり推進部総務課・まちづくり推進部まちづくり課・まちづくり推進部会計室

##### 業務内容

- ア 情報収集・分析活動
- イ 情報整理・伝達活動
- ウ 各班間の災害対策における調整
- エ 本部運営における庶務
- オ その他

#### (2) 区本部班長会議（区役所大会議室にて開催）

##### 機能

区長を本部長とする災害対策本部の最高意思決定機関であり、区で実施すべき災害対策に関して協議・決定する。

##### 構成

- ア 本部長（区長）
  - イ 副本部長（まちづくり推進部長、保健福祉部長）
  - ウ 各班長（区役所各課長）
- <総務情報班・調査班・救援班・避難所班・地域支援班・保護班・保健救護班>

#### (3) 区本部防災連絡調整会議（区役所大会議室にて開催）

##### 機能

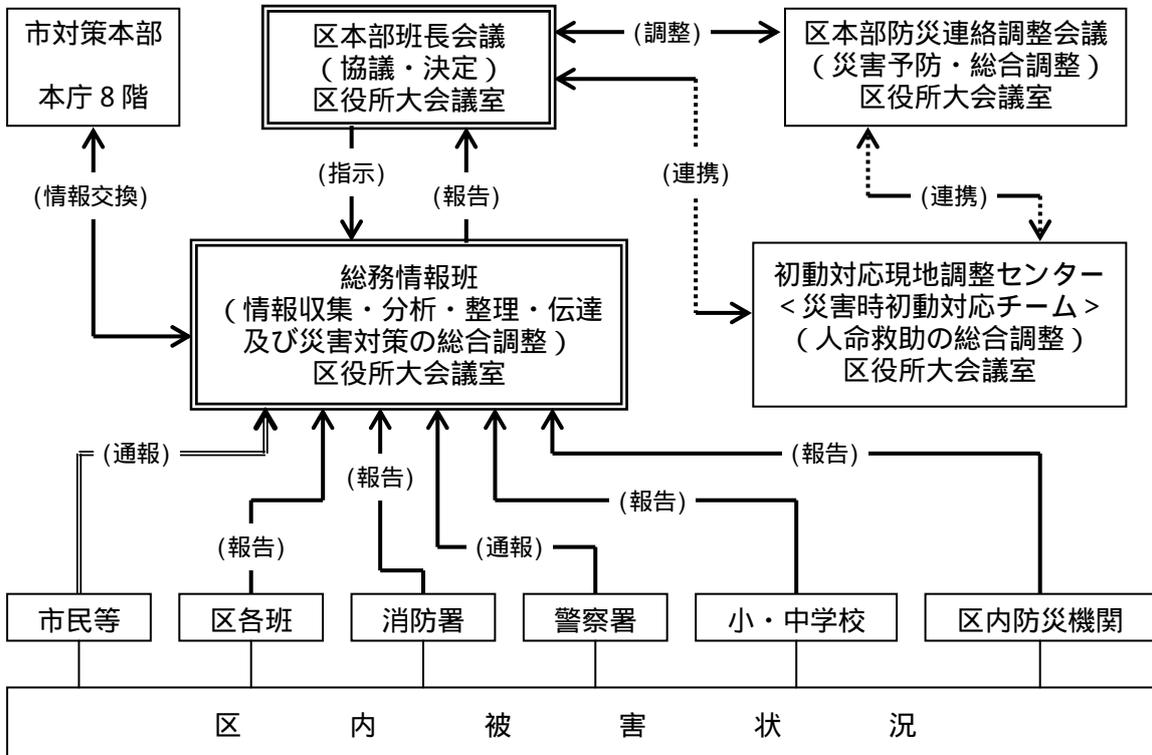
区の区域にかかる二次災害予防及び災害応急対策における総合調整と実施に関して協議・決定する。

##### 構成

- ア 本部長（区長）
- イ 副本部長（まちづくり推進部長、保健福祉部長）

- ウ 各班長（区役所各課長）
- エ 区内関係事業所長
- オ その他区長が必要と認める者

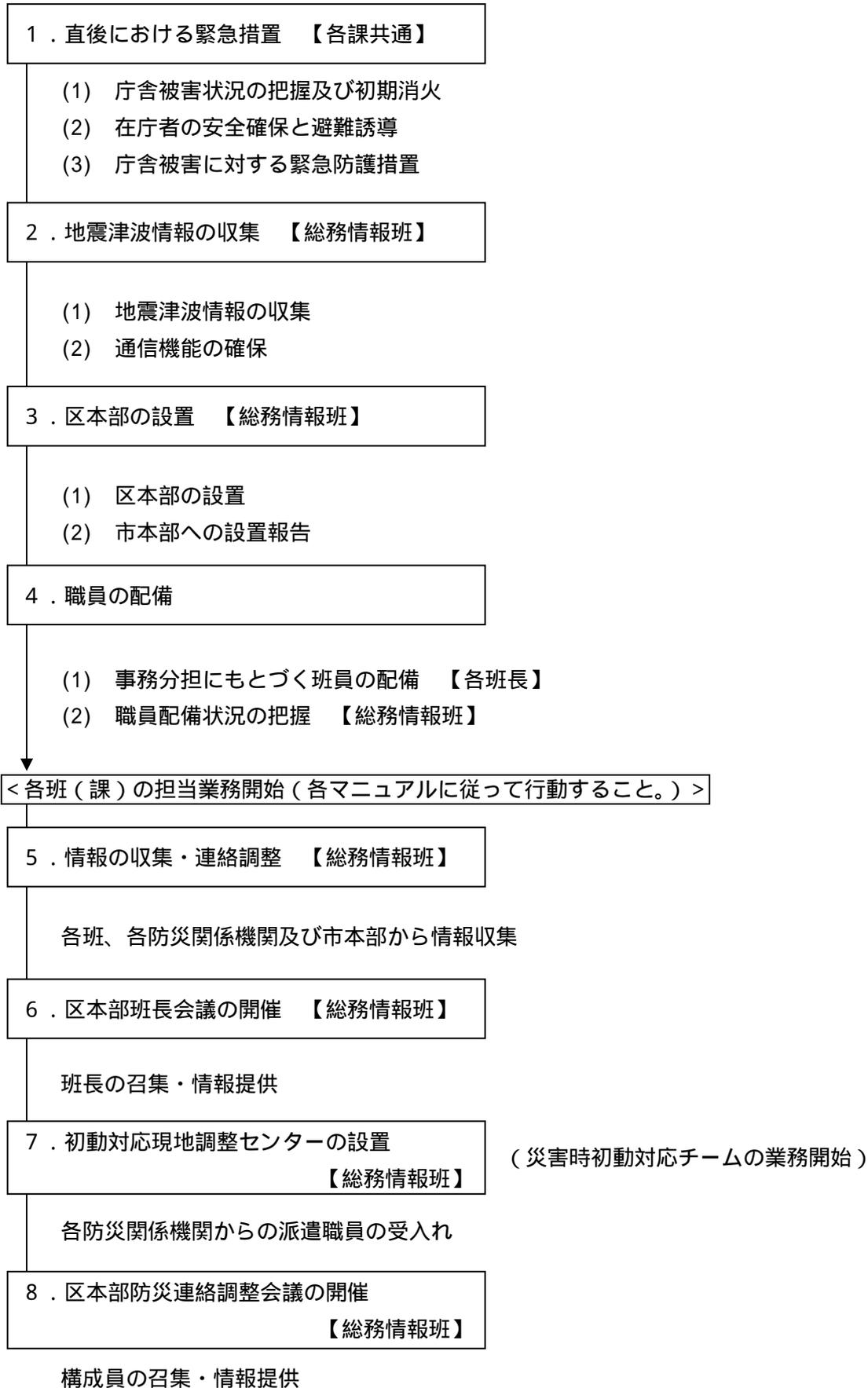
3. 区本部情報伝達・意思決定機能相関図



4. 区本部設置・運営フロー 災害状況に応じて下記の各事項が同時進行・前後する場合がある。

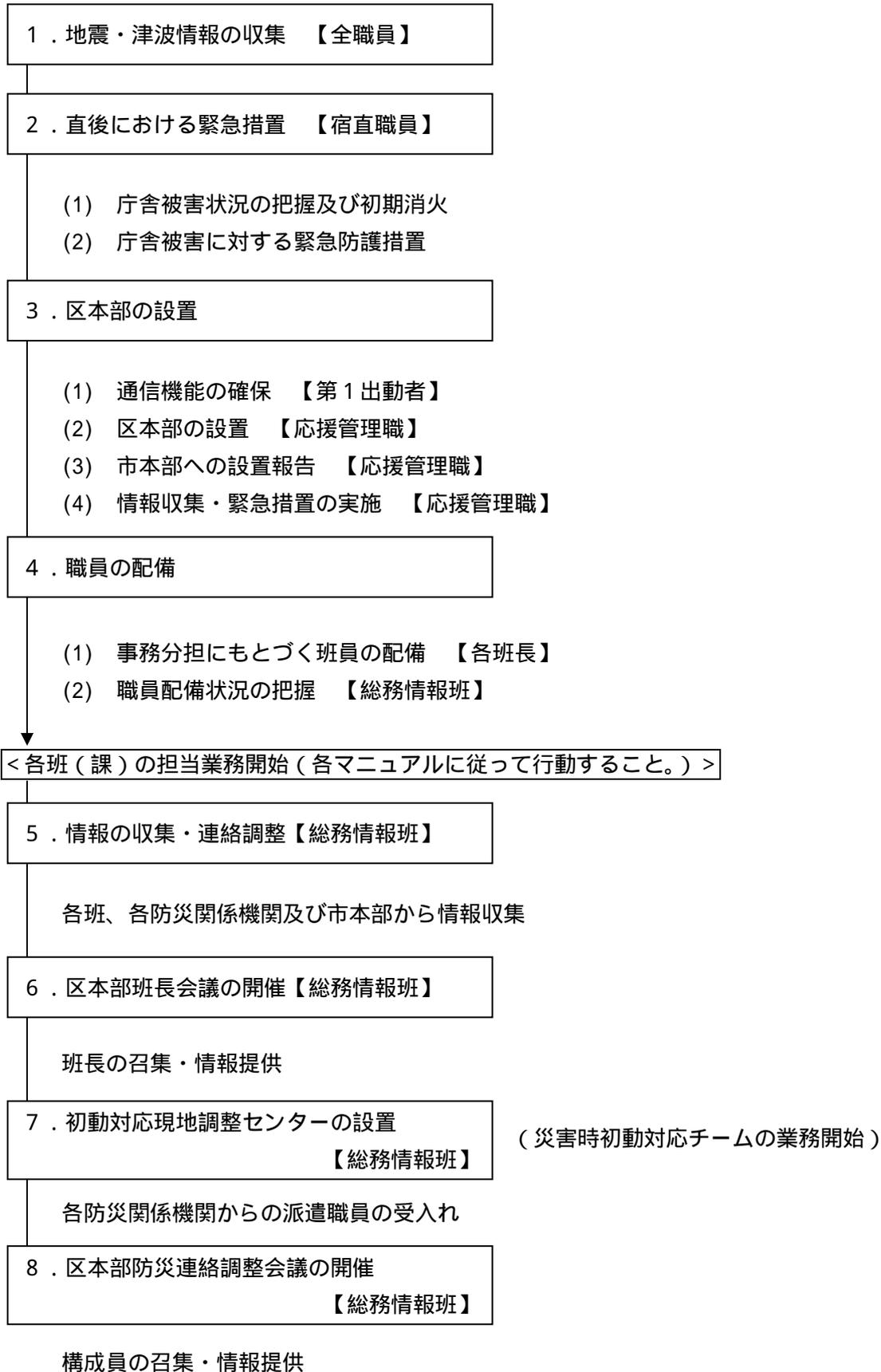
< CASE - 1 勤務時間内災害発生 >

[ 地震発生 (震度 5 弱以上) ]



< CASE - 2 勤務時間外災害発生 >

[ 地震発生 (震度 5 弱以上) ]



5. 区本部設置・運営チェックリスト(例)

< CASE - 1 勤務時間内災害発生 >

項 目	確認欄	備考
(1) 庁舎被害状況の把握 ( : 使用可 : 不明 x : 使用不可 を備考欄に記載 )		
1F 保健福祉部 (健康福祉課・保護課)		
2F まちづくり推進部 (市民課・保険年金医療課)		
3F まちづくり推進部会計室、行財政局主税部灘市税事務所、保健福祉部 (健康福祉課)		
4F まちづくり推進部 (総務課・まちづくり課)		
5F 保健福祉部		
6F 保健福祉部 (こども家庭支援課)		
(2) 来庁者の安全確保・避難誘導		
1F 保健福祉部 (健康福祉課・保護課)		
2F まちづくり推進部 (市民課・保険年金医療課)		
3F まちづくり推進部会計室、行財政局主税部灘市税事務所、保健福祉部 (健康福祉課)		
4F まちづくり推進部 (総務課・まちづくり課)		
5F 保健福祉部		
6F 保健福祉部 (こども家庭支援課)		

# 3 . 庁舎の機能（安全）確保マニュアル

責任者 行財政局行政監察部庶務課長

井上 伸一（内線 2410）

副責任者 行財政局行政監察部庶務課庁舎管理係長

柴田 光治（内線 2417）

## 1 . マニュアルの目的

災害発生時における迅速な対応により、災害対策本部が設置されるまでの初動体制を確立する。

本庁舎内に災害対策本部を設置することから、防災対策業務が十分発揮されるよう本庁舎の安全確保を行う。

### (1) 守衛の初動時における最優先の業務

災害発生直後の庁舎被害状況を把握し、自火報等発報の確認、火災等発報の確認、情報の収集  
庁舎への避難者受入準備、緊急避難所への受入、区本部との連携

### (2) 庁舎の機能確保については、庁舎全体の被害状況を勘案しながら、最低限必要なものから行う。

災害対策本部の機能確保

消防管制室の機能確保

情報化推進部の機能確保

### (3) その他、設備の機能確保及び安全措置

諸設備の異常の調査・確認、庁舎全体の状況把握、復旧（目処）安全確認

危険箇所の調査・確認、安全防護措置、避難誘導

などの、速やかな対応をとることによって、本庁舎施設の機能確保を行うとともに、来庁者及び職員の安全を確保することを目的とする。

## 2 . 事務処理のフロー図

### (1) 守衛室初動体制（夜間・休日：直番者 4 名）

#### 状況の確認

- 1 守衛室受付業務者は、仮眠者を起こす。
- 2 防災 C R T 盤の作動状況を監視する。
- 3 巡回者がいる場合は、無線で呼び戻し、状況を聞く。
- 4 自火報の発報への対応  
発報があれば  
直番者 2 名は現場へ（以降は、消防訓練マニュアル参照）  
発報がない場合もしくは鎮火確認後  
直番者 2 名は庁舎を巡回し、災害発生直後の庁舎被害状況を把握する。
- 5 庁舎の内部及び外部を巡回し、目視により危険箇所を調査する。
- 6 上記の危険箇所については、貼り紙、ロープ等により、立ち入り禁止措置を行うとともに通路及び避難経路を確保する。
- 7 危険箇所以外でも、余震等による二次災害が起こらないかどうか安全の確認をする。
- 8 1号館 1階口ビーを緊急避難所として設定するため、1階口ビーの安全を確認する。
- 9 1～4号館のガスメーターの遮断状況を確認する。
- 10 異常があれば、守衛室及び防災センターに連絡または直接行き、報告する。

#### 情報の把握

直番者 3 名(直番班長含む)

- 1 受付及び電話受信。

- 2 徹夜職員等の既入庁者を確認し、把握する。
- 3 防災センター等へ連絡または直接行き、情報を把握する。
- 4 入庁者への対応を行う。
- 5 状況により直番班長は、守衛長及び庁舎管理係長に連絡し、指示を仰ぐ。

#### 避難者受入準備

直番班長の指示により、1号館1階ロビーを確認する。

- 1 避難者受入準備
- 2 1号館1階玄関対応

#### (2) 設備復旧フロー

##### 諸設備の異常の確認

- 1 停電した場合、自動的に停電管制システムが作動し、それにより自家発電機が起動するので、送電状況を確認する。
- 2 エネルギーセンター内の中央監視盤・防災盤の警報発報により、異常の程度を確認する。  
(電気、ガス、給排水、空調、エレベーター等の設備の状況)
- 3 本庁舎1号館11階の電話保守室の警報発報により、電話交換設備の異常の程度を確認する。

##### 諸設備の状況把握

- 1 警報発報の内容と現場を確認する。
- 2 各所属からの諸設備の損傷の通報により、現場を確認する。
- 3 自家発電機による送電状況の確認  
自家発電機による送電状況を確認し、未送電部分は現地を確認する。  
特に重要な設備である防災情報センター、消防管制室及び情報システム関連設備については、停電した場合、最優先で送電できるシステムになっているが、未送電の場合は、至急に復旧作業にかかる。
- 4 電気室・機械室等目視点検  
電気室・機械室等目視点検により、各機器の被害状況の把握と受変電設備については、送電可能かどうかの判断をする。
- 5 庁内電話の故障状況の確認  
各所属からの電話機・回線の損傷についての通報により、把握する。  
電話交換設備の損傷の程度から使用できる回線及び発信規制の範囲を特定する。

##### 被害の波及(二次災害)防止

- 1 ガスの供給が止まった場合や、ガス漏れが発生した場合は、ガス遮断弁またはガス緊急遮断弁を閉鎖する。
- 2 市水の供給が止まった場合は、再供給に備えるため1次側のバルブを閉じる。  
市水、井水の漏水があれば、直近の1次側のバルブを閉じる。
- 3 震度4以上の地震でエレベーターが緊急停止した場合は、たとえ自家発電機による送電後であってもエレベーターサービス会社に連絡を入れ、点検後異常の有無の確認をしてから運転を再開する。
- 4 消火栓、スプリンクラー、ハロン、泡消火設備等の目視点検により状況を把握する。

##### 仮復旧

- 1 電力会社からの送電が再開されれば、自家発電機から商用電源に切り替えるが、切替え時には全停電を伴うため、それに備えるよう防災情報センター等各関係部署に連絡したうえで、切替えを行う。
- 2 自家発電機の燃料措置等  
復電している場合でも、再停電が考えられるため、燃料の不足に備え、早急に燃料を手配

する。

燃料の手配が長時間に及ぶ場合は、不要な送電を控える等自家発電機の負荷を必要最小限にし、自家発電機2台のうち1台を停止する。

3 ガスの供給が再開される場合

ガス緊急遮断弁は大阪ガスの立会いがなければ開栓してはならない。

ガスの供給が再開されるまでに、端末（ガス栓）の「閉」を確認する。

4 給排水設備関係は、確認できる範囲の配管に異常がないことを十分に確認のうえ運転する。

5 庁内電話機への措置

損傷した電話機、回線については、重要性から判断して順次改修する。

復旧事業及び応援要請などを行うために、電話機ごとの発信規制を解除し、全ての電話から市外への発信が可能になるようにする。

6 緊急を要する設備から、修理業者の手配をする。

7 庁舎の被害により使用不能となった事務スペースを確保するため、会議室等を転用する。また、それに伴う電源、電話の設置も行う。

使用開始

(3) 安全措置フロー

庁舎全体の（機能）状況把握

1 復旧計画

庁舎全体の被害状況を収集し、庁舎の状況を把握する。

庁舎の機能回復に向けて、復旧計画を立案する。

安全（機能）確認

庁舎の安全性や庁舎機能の状況を職員に伝え、設備等の使用にあたっての注意事項等を指示する。

使用開始

本庁舎1号館1階ロビーの避難者への対応

1 庁舎の安全性及び庁舎機能の維持・利用形態に問題がなければ、庁舎管理者等の判断により、緊急避難所として1号館1階のロビー部分に市民を受け入れる。

ただし、概ね2～3日後に近隣の避難所の受入れ体制が整備されれば、避難者に対して移動を依頼し、緊急避難所を閉鎖する。

2 避難者への対応と区本部との連携

本来、本庁舎は避難所指定の一般施設ではないため、近隣の避難所の安全性及び受入れを確認のうえ、移動してもらう。

災害規模が大きく、近隣の避難所での受入れが困難な場合には、庁舎管理者等の判断により、指定避難所に準じた形態で、緊急避難所として開放する。

ただし、緊急避難所を開放した場合には、1階ロビーから避難者が他のフロアーに移動しないよう、庁舎管理者等に指定された係員が避難者の誘導を行う。

また、この緊急避難所への出入口は1号館行政玄関のみと指定する。

緊急避難所として本庁舎を開放した場合には、中央区本部へ連絡し、必要物資の支給などを依頼する。

緊急避難所の運営及び市民への食料配付業務などについては、庁舎管理者等が別途指定する。

## 4 . 庁舎安全確保マニュアル（区役所）

（ 責任者 西区まちづくり推進部総務課長 川村 彰 （内線 919-202）  
副責任者 西区まちづくり推進部総務課調査係長 脇谷 哲至 （内線 919-206） ）

### 1 . 目的

災害発生後、直ちに来庁者の安全確保及び避難誘導を行うとともに、併せて「区災害対策本部」を設置することを目的とする。

### 2 . 対応の基本

まず、来庁者の生命・身体に十分に配慮して対応する。

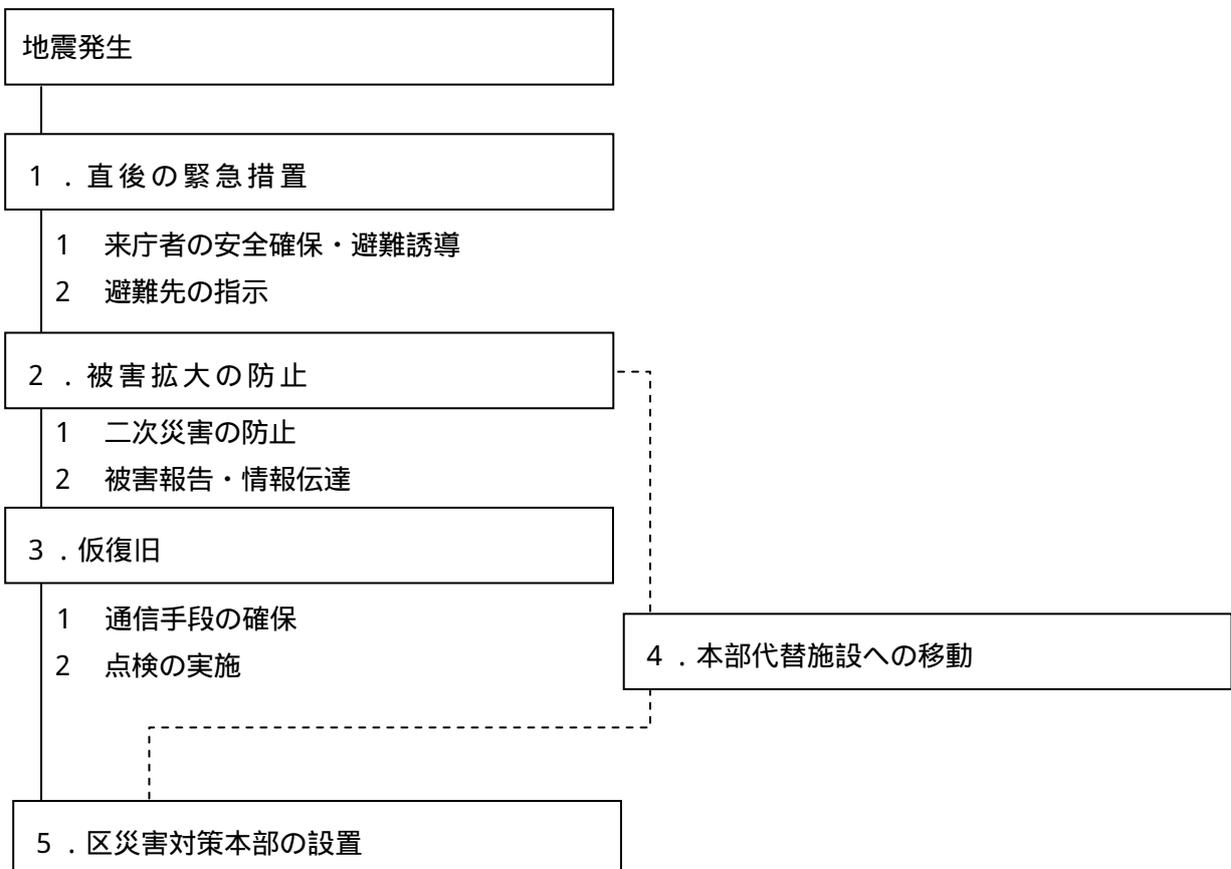
庁舎に避難してくる人には、最も近い避難場所・経路を案内する。

二次災害の発生を防止するとともに、現在の被害をとりまとめる。

庁舎の機能復旧にあたっては、災害対策本部区本部の設置場所の確保を優先させ、通路の確保等最低限必要なものにとどめる。

庁舎が使用に耐えないと判断されるときは、区本部代替施設へ移転し、そこで災害対策本部区本部を開設する。

### 3 . 対応フロー



#### 4. 平素からの心がけ

所属長は、日頃から備品の転落防止策等を講じ、来庁者、職員の安全確保に努める。

所属長は、予め複数の避難経路を定める。

避難経路上は、いかなる場合であっても通路を断つ状態にしてはならない。

[例] 備品の一時逃がし、段ボール・資材等の積みおき など

神戸市防災行政無線は定期的に点検し、いつでも運用可能にする。

総務課長は、移動局の開局・閉局を常に掌握する。

無線公用車は、県警察本部長から予め「緊急通行車両事前届出済証」の交付を受け、常時、車両に掲出する。

また、下記の物件を常備する。

- 1 スピーカー 1基(走路啓開用)
- 2 区内の住宅地図 1組

所属長は、非常持出物件を平素から定め、持ち出せるよう準備しておく。

区長は、区庁舎の使用不能にそなえ、消防署およびその他の行政機関を本部代替施設として確保しておく。

この施設は、防災無線の固定系機器および無線ファックス機が配備され、かつ、無線交信に支障のない場所でなければならない。

また、いつでも区の機能が移転できるよう、必要な資機材を常備しておく。



# 5 . 職員応援マニュアル

（ 責任者 行財政局職員部人事課長 小村 正俊 （内線 2510）  
副責任者 行財政局職員部人事課人事第 1 係長 坂井 亘 （内線 2511） ）

## 1 . 目的

このマニュアルは、震災による防災指令発令時に各部局における防災対策業務について、防災計画上の職員動員計画以上に職員の応援が必要となる場合を想定し、それにかかる人員を迅速に配置できるよう、行財政部職員班による具体的な対応マニュアルとして活用するために策定する。

また、一方で被災状況の規模等によっては、本市職員による体制以上に人員の応援が必要になる場合も想定されるため、他都市への応援要請あるいは受入れの対策についても併せて記載している。

## 2 . 事務処理のフロー図（災害発生以降）

### 1 . 職員の出勤・出務状況の調査【人事課】

#### (1) 職員の出勤・出務状況の調査

職員の出勤・出務（動員）については、特に初動 3 日間は、『神戸市地域防災計画・地震対策編』上の職員動員計画に基づき、事前に指定された各職員の動員区分（「所属動員」「指定動員」「直近動員」及び「応援管理職」）により出務することが原則となっている。

人事課は、危機管理室と連携して定時に各部局（所管の外郭団体を含む。以下同じ。）の庶務担当課を通じて各所属の職員の出勤・出務状況を調査する。なお、出勤・出務状況の調査は初動時以降についても経常的に行う。

また、他都市職員の応援を受けている場合には、本市職員と併せて調査する。

### 2 . 職員の被災状況の調査

#### (1) 各部局への職員の被災状況の調査（安否確認）【厚生課】

厚生課は、被災後すみやかに、職員の被災状況（特に職員の安否の確認）を調査し、集約する。

#### (2) 職員の家族・自宅建物等の被災状況の調査【厚生課、給与課】

厚生課及び給与課は、各部局の職員の家族並びに自宅建物等の被災状況を調査する。

### 3 . 応援を必要とする業務の把握等【人事課】

#### (1) 応援を必要とする業務内容、人員等の把握

人事課は、各部局において、職員の応援を必要とする業務内容及び人員数等について、できる限り正確に把握する。

#### (2) 各部局に対する応援可能な職員数の調査

人事課は、職員の出勤・出務状況の調査をもとに、応援出務可能人員を調査する。

#### 4 . 応援可能な部局への要請【人事課】

##### (1) 各部局への応援要請

人事課は、前記「【3】応援を必要とする業務の把握等」をもとに、応援可能な人員による職員の配置案を策定し、その配置案に基づき、応援可能な部局に対して要請する。

なお、職員の出務ローテーションをみて、交替時の事務引継ぎが円滑にできるように十分配慮するよう要請する。

#### 5 . 他都市からの応援申し出に対する対応【人事課】

##### (1) 他都市からの応援申し出の受付及び調整

人事課は、他都市からの自主的な応援申し出に対して、関係部局と十分調整のうえ、応援先を紹介する。

但し、被災状況等によっては、前記3～4についての調整をする間もなく、他都市からの応援の申し出が殺到することが予想される。

人事課は他都市からの自主的な応援申し出（来所の場合もある。）について、受付及び集約を行い、「応援を必要とする業務等が把握・調整でき次第連絡する」旨、伝える。

なお、本市からの要請を待たずして来神した他都市職員については、出来るかぎり早い時点において、その状況の把握に努める。

##### (2) 企画調整局、危機管理室との調整

人事課は、応援申し出のあった他都市のうち、相互応援協定を結んでいる都市が否かについて、隣接市町応援協定については企画調整局、その他は危機管理室に確認のうえ、応援を検討する。

#### 6 . 他都市への応援要請

##### (1) 他都市への応援要請の検討

前記「3 応援を必要とする業務の把握」を踏まえ、被災状況により、本市職員による体制では十分に対応できない場合、他都市からの応援により対応せざるを得なくなる。

他都市への応援要請が必要かどうかについては、本市職員の応援体制（「4 応援可能な部局への要請」）及び他都市からの自主的な応援の申し出（「5 他都市からの応援申し出に対する対応」）の状況等を含めて、原則として市災害対策本部本部員会議に諮る。

##### (2) 他都市への具体的な要請にかかる各部局との調整【人事課】

人事課は、応援を必要とする各部局と十分に協議し、各業務のなかで他都市職員による具体的な応援業務及び受入れについて調整する。

##### (3) 他都市応援職員を受け入れるための宿泊施設の確保【人事課】

人事課は、他都市からの応援を必要とする場合、事前に関係局と宿泊可能数等を調整し、宿泊場所の確保に努める。

##### (4) 他都市への応援要請（申し出のあった都市を含む）【人事課】

人事課は、他都市に対し、業務内容・人数等応援について照会する。

地方自治法上の「職員の派遣」による要請

(5) 他都市応援にかかる国・兵庫県への要請【人事課】

被災状況等により、他都市応援が全国規模に及ぶものと判断し、応援要請を行う場合は、国、兵庫県との調整が必要になるため、兵庫県企画管理部企画調整局市町振興課と協議し、要請を行う。

7. 他都市応援職員の受入れについての調整

【人事課】

(1) 受入れについての他都市との調整及び細部の確認

本市からの要請に対し、他都市から承諾の旨の返答があれば、受入れについての調整及び細部の確認を行う。

8. 応援職員、他都市職員の受入れ及び配置の確認

【人事課、要請局】

人事課は、応援する部局の職員名簿あるいは他都市職員名簿等を掌握し、応援を要請した部局に対して提示する。

応援を要請した部局は、応援職員等の配置について支障がないか確認する。また、各業務の状況等は適宜人事課に報告する。

なお人事課は、常に各業務の状況等の把握に努め、場合によっては、配置の増強あるいは見直しを図っていく。

## 6 . 災害対策本部情報収集・伝達マニュアル

責 任 者	危機管理室危機対応担当課長	川中	徹	(内線 2920)
副責任者	危機管理室システム運用担当係長	中野	学	(内線 2925)

### 1 . 目的

災害発生時に設置される神戸市災害対策本部に係る情報収集・伝達を迅速・正確に実施することを目的とする。

### 2 . 内容

#### (1) 災害発生時における収集情報の種別

##### 緊急時被害情報

地震発生直後～1時間以内に各区及び各出先事業所から情報連絡室へ概数情報として報告しなければならない情報

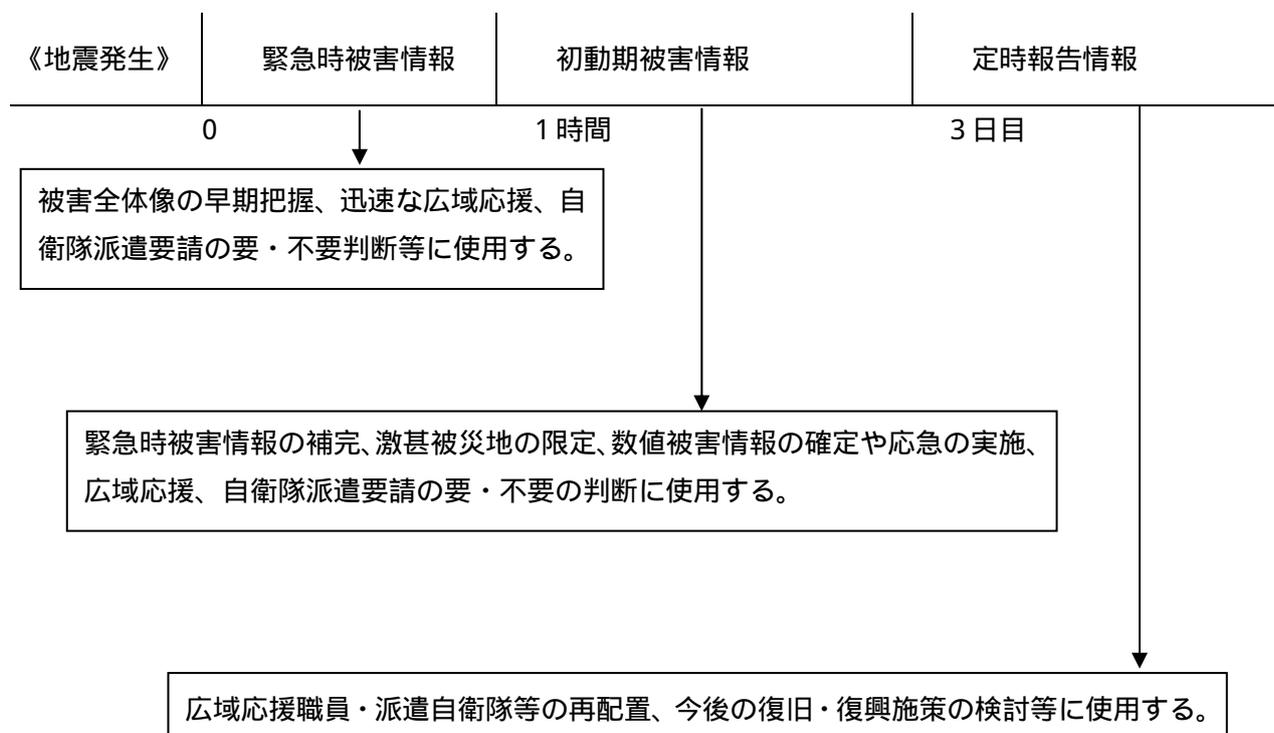
##### 初動期被害情報

地震発生後1時間～概ね3日目までに各区及び各局等が情報を収集し、情報連絡室へ随時報告しなければならない情報

##### 定時報告情報

地震発生後概ね4日目以降から、各区及び各局等が毎日17時現在の情報をとりまとめ、同日20時までに情報連絡室へ必ず報告しなければならない情報

#### (2) 災害発生時の情報の種別の流れ



(3) フロー（災害発生以降）

1．神戸市災害対策本部情報連絡室の開設

市災害対策本部要員は出勤後、情報連絡室の開設、機器のチェックを行う。

2．各区災害対策本部、各出先事業所（各学校園含）出勤途上職員からの被害情報報告

各区災害対策本部・各出先事業所（各学校園も含む）（出勤途上職員／時間外）は、周辺の被災情報の概略を1時間以内に、神戸市災害対策本部情報連絡室に報告する。

3．被災状況概要の判断・報告

神戸市災害対策本部情報連絡室情報班は、各区及び各出先事業所等から入手した情報を基に市内被害発生状況の概要を判断し、防災連絡会議等に報告する。

4．各区災害対策本部、各局等からのより正確な数値被害・個別被害情報の報告

各区災害対策本部、各局等は、緊急時被害情報よりも詳細な数値被害情報及び個別被害情報を概ね発災後1時間～3日目にわたり災害対策本部情報連絡室へ報告する。

5．被災地域の確定・報告

災害対策本部情報連絡室情報班は、各区及び各局等から入手した情報を基に、より詳細な被害状況の判断、被災地域の確定を行い、防災連絡会議等に報告する。

6．各区災害対策本部、各局等からの定時被害状況の報告

各区災害対策本部・各局等は、発災後概ね4日目以降、毎日17時現在の被害状況をその日の20時までに神戸市災害対策本部情報連絡室へ報告する。

7．定時被害状況の報告

災害対策本部情報連絡室情報班は各区及び各局等から入手した定時被害状況をとりまとめ、防災連絡会議等に報告する。

## 各被害情報収集期における収集情報内容

### 緊急時被害情報

時期区分	チェック	収集情報名	収集情報項目
緊急時 (地震発生直後から1時間以内)		1 区庁舎周辺等被害情報	人的・施設・火災・建物・地盤等
		2 出先事務所周辺被害状況報	人的・施設・火災・建物・地盤等
		3 監視カメラ映像情報	火災・家屋倒壊等被害情報全般
		4 ラジオ・テレビ情報	気象情報(津波の有無他)・被害情報全般
		5 県フェニックス情報	気象情報(津波の有無他)・県下被害情報
		6 気象庁防災情報提供システム	気象情報(津波・地震及び推計震度等)

### 初動期被害情報

時期区分	チェック	収集情報名	収集情報項目
初動期 (地震発生～3日間)		1. 地震情報(余震情報含む)	震源地・規模・深さ・震度等
		2. 津波情報	津波注意報・警報・津波予報等
		3. 神戸市監視カメラ	市内映像
		4. 消防ヘリ情報	市内被害状況・火災状況等
		5. 火災・救急情報	<概数被害情報>火災・死傷者等
		6. 避難勧告・指示の発令状況	避難勧告・指示発令時刻・地域等
		7. 市災害対策本部設置情報	市本部設置時間・場所
		8. 自衛隊派遣要請	要請時間・派遣地域・要請内容等
		9. 広域応援要請	要請時間・要請対象・要請内容等
		10. 自衛隊活動状況	派遣自衛隊活動状況
		11. 区本部設置情報	区本部設置の有無・設置時間
		12. 区本部被害情報(第二報～)	区役所及び周辺の被害概況
		13. 避難所開設情報	避難所名・避難者数等
		14. 区別被害情報(第二報～)	<概数情報>生き埋め者・死傷者・建物被害・火災・道路被害等
		15. 被害情報	<概数被害情報>死傷者等
		16. 遺体検案体制情報	遺体検案体制
		17. 交通規制情報	道路交通規制状況・迂回路情報等
		18. 遺体安置情報	遺体安置所・火葬場等
		19. 交通機関被害情報・運行状況	市営交通・民鉄被害・運行状況
		20. 道路被害情報	道路・橋梁等被害状況
		21. 水道施設被害情報	水道被害・断水状況・復旧見通等
		22. 電力施設被害情報	電力被害・停電状況・復旧見通等
		23. ガス施設被害情報	ガス被害・断ガス状況・復旧見通等
		24. 通信施設被害情報	通信被害・不通状況・復旧見通等
		25. 医療施設被害情報	被害状況・稼働病院・診療科目等
		26. 災害応急対策実施情報	各部局の応急対策実施状況
		27. 広域応援活動状況	広域応援部隊活動状況
		28. 県災害対策本部設置情報	県本部設置の有無・設置時間
		29. 市庁舎被害状況(第二報～)	市庁舎の被害概況・電力通信機能
		30. 職員・来訪者の安否情報	死傷者等の発生情報

## 定時報告情報

時期区分	チェック	収集情報名	収集情報項目
地震発生から 4日目を降		1. 地震情報（余震情報）	震源地・規模・深さ・震度等
		2. 津波情報	津波注意報・警報・津波予報等
		3. 神戸市監視カメラ	市内映像
		4. 消防ヘリ情報	市内被害状況・火災状況等
		5. 火災・救急情報	火災・死傷者等
		6. 避難勧告状況	避難勧告・指示発令時刻・地域等
		7. 自衛隊活動状況	派遣自衛隊活動状況
		8. 災害救助法適用情報	災害救助法適用基準・適用情報等
		9. 国への報告情報	被害情報
		10. 現地対策本部への情報提供	被害状況・対策状況・要望等
		11. 区本部被害情報	区役所及び周辺の被害概況
		12. 避難所開設情報	避難所名・避難者数等
		13. 区別被害情報	生き埋め者・死傷者・建物被害等
		14. 全体被害情報	死傷者・建物被害等
		15. 遺体検案状況情報	遺体検案状況
		16. 交通規制情報	道路交通規制状況・迂回路情報等
		17. 遺体安置情報	遺体安置所・火葬場等
		18. 交通機関被害情報・運行状況	市営交通・民鉄被害・運行状況
		19. 道路被害情報	道路・橋梁等被害状況
		20. 水道施設被害情報	水道被害・断水状況・復旧見通等
		21. 電力施設被害情報	電力被害・停電状況・復旧見通等
		22. ガス施設被害情報	ガス被害・断ガス状況・復旧見通等
		23. 通信施設被害情報	通信被害・不通状況・復旧見通等
		24. 医療施設被害情報	被害状況・稼働病院・診療科目等
		25. 災害応急対策実施情報	各部局の応急対策実施状況
		26. 広域応援活動状況	広域応援部隊活動状況
		27. 災害ボランティア活動情報	ボランティア受付・要請情報等
		28. 食糧提供情報	食糧確保現況・配分現況等
		29. 応急物資供給情報	応急物資現況・配分現況等

# 7. 広報マニュアル

責任者 市民参画推進局参画推進部広報課長 山本 泰生 (内線 2220)  
副責任者 市民参画推進局参画推進部広報メディア企画担当課長 横山 民夫 (内線 2229)

## 1. 目的

災害発生時に災害関連情報を市民へ正確に提供していくための広報活動に関するマニュアルを定めることを目的とする。

## 2. 事務処理のフロー図(災害発生以降)

### 1. 個々の職員による情報収集と提供

- (1) 区役所・避難所等の災害応急現場の職員は、災害当初にはあらゆる手段を用いて情報を収集し、同報無線、掲示板への情報の張り出し等で市民に提供する。  
また、マスコミ機関からの取材に積極的に対応して、情報提供に努める。
- (2) 職員は、広報紙等を携帯して常に市民に情報提供できるようにする。
- (3) 区役所は、体制が整えば区民広報紙を発行し、区民に対しての広報活動を行う。  
また、コミュニティ放送と連携した広報活動も行う。

### 2. 広報課の広報活動

- (1) 災害当初は「パブリシティによる広報活動」を中心にインターネットによる情報提供に努め、発行体制が整えば広報紙を中心に、全市民(市外避難者を含めて)に対して広報活動を行う。
- (2) その他の広報媒体で使用可能なものを用いて広報を行う。
- (3) 広報課は、広報活動を行うとともに、災害を記録する。

### 3. 平常の広報活動

広報課の広報媒体及び区民広報紙を通じた平常の広報活動を行う。

## 3. 内容

### (1) 広報活動にあたっての留意事項 【全職員】

災害時の情報ニーズを把握し、それに応じた情報をタイムリーに提供していく。

災害時要援護者(高齢者、障害者、外国人等)に対しては、関係機関と連携して、可能なかぎりきめ細やかな情報提供を行うように配慮する。

### (2) 個々の職員での情報収集と提供 【各局・区・避難所等の職員】

必要性

災害当初は、広報課の媒体を介した広報活動だけでなく、各区や避難所等の災害応急現場の職員による情報提供活動が非常に重要であり、職員は以下の点に留意して積極的に情報収集及び情報提供を行う。

## 情報提供

### パブリシティによる情報提供

区・避難所等の災害応急現場においてもマスコミの個別取材を通じて、現場から情報を積極的に提供していく。

#### ・留意点

ア．予想情報の収集と整理

イ．責任ある対応で積極的に情報提供

ウ．資料をもとに事実を的確に要領よく説明

エ．取材の記録と広報課への連絡

オ．情報のファイリングや張り出し掲示

### 情報及び広報紙の張り出し掲示や配布による情報提供

市民が救援を求めてくる区役所や避難所等で、収集した情報を大きな紙に記載して掲示板等に掲示したり、情報をコピーして配布するなど、市民に対して情報提供を行う。

#### ・留意点

ア．「情報収集・伝達マニュアル」の「神戸市災害対策本部収集・伝達情報一覧」に基づき情報収集を行う。

イ．その他様々な手段を活用して情報収集を行う。

ウ．時系列的な掲示及び配布情報には日付を記載する。

エ．古い情報も保存しておく。

### 市民対応時における情報提供

広報紙や問い合わせ先一覧等を携帯して、市民に情報提供ができるように努める。

### 区民広報紙の発行及びコミュニティ放送との連携による広報

## (3) 広報課の広報活動 【広報課】

広報課では、災害当初はパブリシティを中心にメディア等の媒体で使用可能なものを用いて全市的な情報について広報活動を行う。また、広報紙の発行体制を整えて早期の発行を図る。

各局・区において、全市的に広報が必要な情報があれば、広報課に連絡する。

### 情報収集活動

原則、各局・区からの情報を主体に広報活動を行うが、災害直後は独自の情報収集活動を行い関係局と連携しながら必要な広報活動を行う。

### パブリシティによる広報活動

広報課は、災害発生直後に、1号館16階会見室等に「プレスセンター」を設置し、報道機関に対して記者会見・資料提供を通じて情報提供を統括的に行う。

#### ・センター運営の留意点 【広報課】

ア．災害当初は、防災センターに集約される被害情報等の初期情報を中心に防災センターからの発表とする。

イ．災害対策本部員会議で各局・区から報告される政策情報や復旧情報等で記者発表等が必要な情報について各局・区と調整して発表する。

ウ．プレスセンターには情報掲示板を配置し、最新情報を掲示する。

エ．記者発表・資料提供の資料を内容別・時系列的にファイルし、マスコミ機関を含め、誰でも常時閲覧できるようにする。

オ．外国プレス対応のため、国際文化観光部へ通訳者の派遣を依頼する。

・記者発表する時の留意点 【各局・区】

ア．発表できる情報があれば、速やかに広報課に連絡する。

イ．発表者は、当該局長か、担当部課長で行う。

ウ．発表後は、追加取材に対応できるよう、責任者が待機する。

エ．資料は、だれが、いつ、どこで、何を、なぜ、どうするかを基本要素として箇条書きに簡潔にまとめて作成し、タイトル、問い合わせ先を記載する。

オ．記者発表や資料提供した内容で誤りが判明した場合や、その後の状況の変化が生じた場合は、必ず広報課へ連絡する。

広報紙 【広報課】

文字情報としての広報紙は、行政施策等複雑な情報を広報する手段として非常に有効であるので、早期に発行する。

災害当初は、問い合わせ先の電話等情報を記載した「お知らせ」を手書きでも作成し、区・避難所等に対して、掲示やコピー配布を依頼する。

広報紙の配布は、当初は避難所・区役所・街頭等に重点的に配布し、発行部数が確保できれば順次、市民の立ち寄る場所（郵便局・銀行等）で拠点配布し、最終的に全市配布する。

災害が大規模で市外避難者が発生し、長期化する場合には、広報紙を個別に郵送する市外郵送サービスの実施を検討する。

テレビ・ラジオによる広報

災害当初は、パブリシティによる情報提供を通じた利用になるが、その後できる限り市独自の番組枠（既設番組枠の利用等）を設けて、市からの災害情報を提供していく。

緊急放送 【消防局・広報課】

広範囲な避難勧告等が発令された場合は、放送局の協力を得て、消防局から直接、放送局へ依頼して避難勧告を放送する。

広報番組による広報 【広報課】

広報課では、平常時から広報番組を通じて情報提供を行っており、災害時にもできる限りこの番組を活用し、情報提供を行う。

インターネット等による広報

インターネット等による広報は、機器が稼働可能であれば、災害発生と同時に情報提供を行う。

災害時には神戸市のホームページ（アドレス：<http://www.city.kobe.lg.jp>）を利用して情報提供を行う。

その他

記録関係 各局・区等においても、カメラ・ビデオ・デジタルカメラ等で記録する。

総合インフォメーションセンターの活用 【 :322 - 0220 】

## 8 . 広聴活動マニュアル

責 任 者 市民参画推進局参画推進部広聴課長 古川 厚夫 (内線 2210)  
副責任者 市民参画推進局参画推進部広聴課庶務係長 梅永 司 (内線 2211)

### 1 . 目的

災害時の市民からの問い合わせや苦情・要望に対応するため、速やかに広聴体制を確立することにより、市民生活の不安の解消を図ることを目的とする。

### 2 . 広聴活動にあたっての注意事項

- (1) 一人ひとりが「神戸市広聴マン」
- (2) 相手の立場に立った広聴

### 3 . 事務処理のフロー（災害発生以降）

#### (1) 災害テレホンセンター

##### 1 . 災害テレホンセンターの開設

- ・災害対策本部が設置された場合、速やかに災害テレホンセンターを開設する。

##### 2 . 担当職員の配置

- ・各局からの応援を得て、20名の職員を配置する。

##### 3 . 情報の収集

- ・情報連絡室及び災害相談センターとの情報の共有化を図る。

##### 4 . 情報シートの作成

- ・集められた情報をもとに、情報シートを作成する。

##### 5 . 災害テレホンセンターの縮小・閉鎖

#### (2) 災害相談センター

##### 1 . 災害相談センターの開設

- ・災害対策本部が設置された場合、速やかに災害相談センターを開設する。

##### 2 . 担当職員の配置

- ・各局からの応援を得て、20名の職員を配置する。

##### 3 . 情報の収集

- ・情報連絡室及び災害テレホンセンターとの情報の共有化を図る。

##### 4 . 災害相談センターの縮小・閉鎖

# 9. 災害時初動対応チーム活動マニュアル

責任者 危機管理室危機対応担当課長  
副責任者 危機管理室危機対応担当係長

川中 徹 (内線 2920)  
今西 博英 (内線 2922)

## 1. 目的

激甚な災害発生時の初動期に、消火・救出活動など、人命救助に関わる活動を実施する機関が相互に情報を共有化し、迅速・的確に合理的な初動期対応を一体的に実施するために編成される「災害時初動対応チーム」の活動マニュアルを定めることを目的とする。

## 2. 活動フロー

激甚災害（活動対象災害）の発生

- (1) 各機関による初動活動の開始
- (2) 兵庫県知事を通じて、自衛隊への災害派遣要請

### 1. 初動期災害情報の共有化

各機関間の災害情報の共有化      ホットライン、防災携帯電話、無線の利用

### 2. 災害時初動対応調整所の設置(市役所4号館(危機管理センター)2階)オペレーションセンター

- (1) 市長による災害時初動対応調整所の設置 / 各構成メンバーへの要員派遣要請
- (2) 活動の開始
  - ・市本部、各構成メンバー上部機関、現地調整センター等との協議・調整
  - ・各構成機関相互の情報共有化、協議・調整

### 3. 初動対応現地調整センターの設置

(各区役所会議室等)

- (1) 区長による初動対応現地調整センターの設置 / 各構成メンバーへの要員派遣要請
- (2) 活動の開始
  - ・区本部、各構成メンバー上部機関、現地調整センター等との協議・調整
  - ・各構成機関相互の情報共有化
  - ・初動対応活動方針・相互部隊運用・初動対応チームなどの協議・調整
- (3) 初動対応チームの編成・活動開始
- (4) 区本部長による初動対応現地調整会議の開催

### 4. 人命救助・火災鎮圧活動等の展開

随時、情報の共有化、各構成メンバー相互の協議・調整

### 5. 災害時初動対応チームの解散

災害時初動対応調整所、初動対応現地調整センターの閉鎖

3. 災害時初動対応チームの活動対象災害

- (1) 災害が発生し、市長が知事に対して派遣要請を行う等、自衛隊が活動することとなる災害
- (2) 上記以外に市長が初動対応チームの編成が必要と判断する災害

4. 災害時初動対応チーム構成メンバー

- (1) 兵庫県警察本部                      (2) 自衛隊兵庫地方協力本部                      (3) 陸上自衛隊第三特科隊
- (4) 海上自衛隊阪神基地隊                      (5) 海上保安庁神戸海上保安部                      (6) 日本赤十字社兵庫県支部
- (7) 神戸市（危機管理室、消防局、各区役所）

5. 設置基準、場所、機能等

	災害時初動対応チーム	
	初動対応調整所	初動対応現地調整センター
設置基準	<p>激甚な災害発生時の初動期に活動実施機関が、相互に情報を共有化し、迅速、的確に合理的な初動対応を一体的に実施するために設置する。</p> <p>〔活動対象となる激甚災害〕 地震、風水害が発生、市長が知事に自衛隊の派遣要請を行った場合、又は市長が自衛隊を要請した場合 その他災害が発生、市長が自衛隊派遣要請を行わない場合においても、市長が災害時初動対応チームの編成が必要と認める場合</p>	<p>各区の災害時初動対応チームの円滑化を図るなど、区レベルでの調整が必要とする事項について、協議、調整を行うために設置する。</p>
設置者	神戸市長（本部長）	区長（区本部長）
設置場所	市災害対策本部内（4号館（危機管理センター）2階オペレーションセンター等） 連絡・調整担当職員の派遣を要請	区災害対策本部内（区役所内） 消防署等を代替地として規定
構成メンバー	神戸市危機管理部、神戸市消防部、兵庫県警察本部、自衛隊兵庫地方協力本部 陸上自衛隊第三特科隊、海上自衛隊阪神基地隊、海上保安庁神戸海上保安部、日本赤十字社兵庫県支部 各機関とも連絡・調整担当職員を派遣	神戸市区本部、神戸市消防署、警察署、自衛隊災害派遣部隊、海上保安庁神戸海上保安部、日本赤十字社兵庫県支部 海上保安庁、日赤は必要に応じて派遣 各機関とも連絡・調整担当職員を派遣
運営担当	会議は危機管理部長（危機管理室長）が主宰（事務局：危機管理室）	会議は区長又はまちづくり推進部長が主宰（事務局：各区役所）

	災害時初動対応チーム	
	初動対応調整所	初動対応現地調整センター
機能	市災害対策本部との協議・調整 現地調整センターとの協議・調整 各構成機関相互の情報共有化と協議・調整 各構成機関の上部機関との連絡調整 その他初動体制チームの活動に関する総合調整と活動方針の協議・調整	被災区本部との協議・調整 初動対応調整所との協議・調整 各構成機関相互の情報共有化と協議・調整 初動対応活動方針・相互部隊運用など戦略の協議・調整 その他活動に関する総合調整
共有化する情報内容と協議・調整事項	被害情報（総括情報含） 人員、資機材の現況と部隊派遣見込み 激甚被災地の確定 人命救助優先地域、箇所 火災鎮圧の優先地域 役割分担、地域分担 共同活動の内容、地域 救援部隊の移動における各機関の連携 緊急道路の確保 ヘリの効率的運用 その他	被害情報（概数情報含） 人員、資機材の現況 激甚被災地の確定 人命救助優先地域、箇所 火災鎮圧の優先地域 役割分担、地域分担 共同活動の内容、地域 救援部隊の移動における各機関の連携 その他
情報共有化手段	各機関とのホットライン（専用回線電話） 無線システム（各機関は携帯無線機持参） 各種地図 高所監視カメラ映像、ヘリテレビ映像 ホワイトボード（記載） テレビ・ラジオ 携帯電話・一般回線電話 ファックス	無線システム（各機関は携帯無線機持参） 各種地図 ホワイトボード（記載） テレビ、ラジオ 携帯電話・一般回線電話 ファックス
解散閉鎖	初動期の活動のメドがついた段階でチームは解散し、閉鎖する。	

## 6. 平常時の各機関の連携

災害時初動対応チームを構成する各機関は、平常時の連携窓口を明確化し、定期的な会合（連絡会議）を持ち、また、「初動対応チーム活動訓練」を定期的実施し、平常時から相互に連携をとる。

## 7. その他

- (1) 災害時初動対応チームの現有部隊・災害救助資機材（平成9年4月1日現在）
- (2) 災害時初動対応チームの連携活動内容（地域防災計画地震対策編／風水害等対策編参照）
- (3) 神戸市災害時初動対応チーム活動要綱

# 10. 震災初動対応マニュアル

責任者	消防局警防部警防課長	石田 秀欣	(内線 5760)
副責任者	消防局警防部警防課警防係長	八代谷 徹	(内線 5760)

## 1. 目的

この計画は、神戸市地域防災計画「地震対策編」に基づく消防部の細部計画と位置づけ、消防部が行う地震発生直後の初動対応要領について定めるものである。

最低警備力となる休日・夜間において、神戸市内で震度5弱以上の地震が発生、又は、兵庫県瀬戸内海沿岸に津波警報・注意報が発表された場合を前提に計画している。

## 2. 同時多発火災時のフロー図（災害発生後）

### 1. 消防職員の非常招集

下記の場合、消防職員は原則として自分の勤務署所へ参集する。

- ・神戸市内で震度5弱以上の地震が発生したとき
- ・兵庫県瀬戸内海沿岸に津波警報が発表されたとき
- ・大規模な災害が発生する恐れがあるとき、または大規模な災害が発生したとき

### 2. 消防部の体制

〔本部〕

- ・震災消防本部を開設する。
- ・国（総務省消防庁）県（企画管理部防災局消防課）神戸市災害対策本部との連絡調整を行う。

〔消防署〕

- ・震災署本部を開設する。
- ・各区災害対策本部及び震災消防本部との連絡・調整を行う。

### 3. 情報収集・整理

- ・災害発生状況の把握に努める。
- ・被害情報を収集し整理する。
- ・消火栓が使用できるかどうかの把握に努める。
- ・消防隊、消防団の活動情報を収集する。
- ・防災福祉コミュニティ等からの情報収集に努める。

### 4. 応援の要請

- ・災害の発生状況に応じ、早期に応援要請を決断し、県等を通じ各応援協定に基づく応援および緊急消防援助隊を要請する。
- ・応援隊の配置は、震災消防本部が調整し、それぞれの行政区に投入する。

## 5 . 消防隊の部隊運用

- ・ 初動については、本部からの指示があるまで、原則として各署対応とする。
- ・ 震災消防本部は、災害の濃淡に応じ、大局的な部隊運用を行う。
- ・ 重要かつ危険度の高い地域、重要対象物等延焼危険及び人命危険を考慮して、優先順位を決めて対応する。
- ・ 各署救急車 1 台を残し、非常用車両で消火隊を編成する。
- ・ 消火栓が使用できない場合は、大型水槽車及び大容量送水システム等を運用する。
- ・ 震災消防本部は、無線の統制を行う。

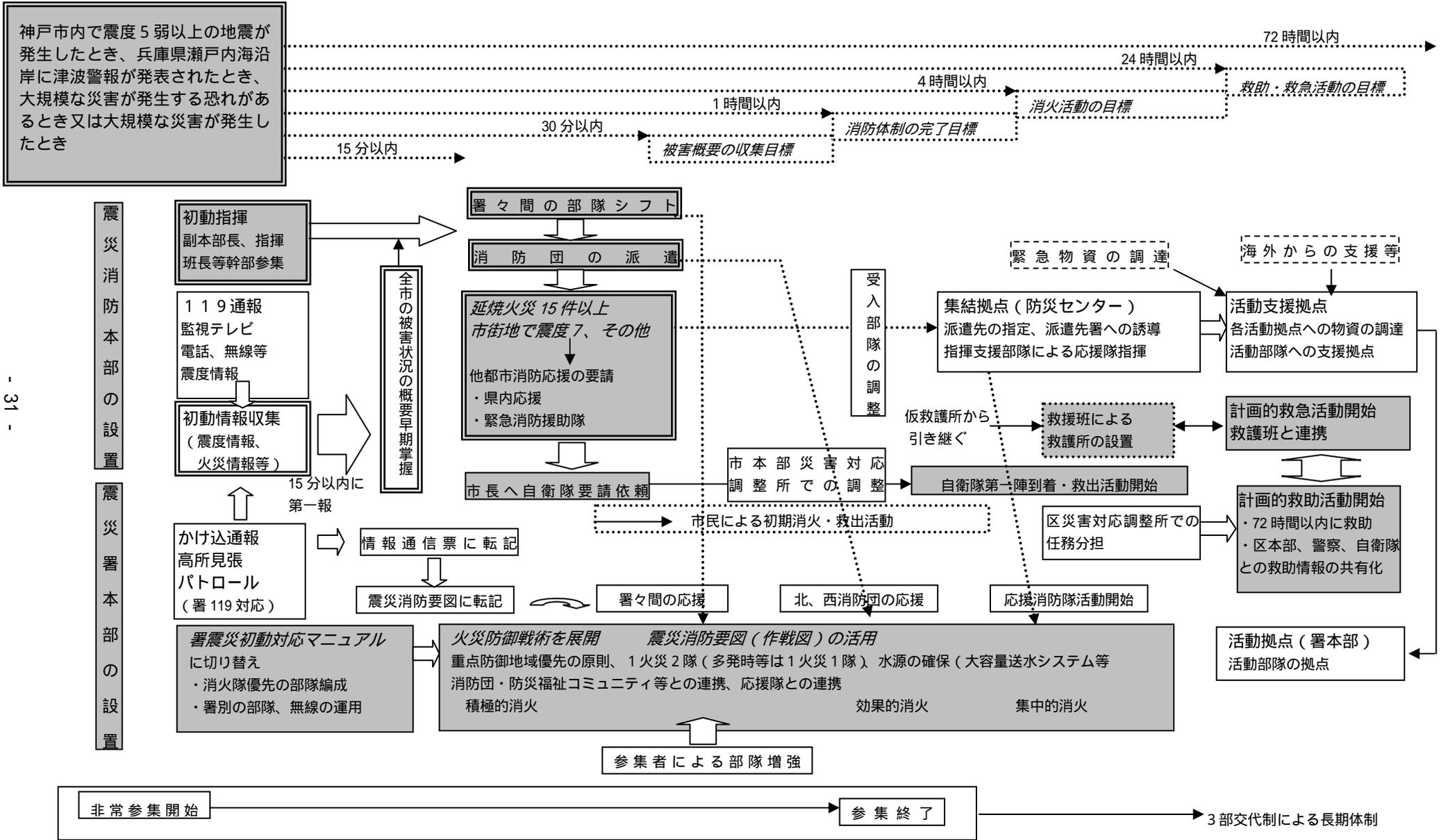
## 消防団の活動

- ・ 消防団は消火活動、延焼防止、残火整理等にあたる。
- ・ 消防隊の活動を支援する。

## 防災福祉コミュニティの活動

- ・ 最寄りの小型動力ポンプ等により初期消火活動を実施する。
- ・ 最寄りの消防隊・消防団の消火活動を支援する。

# 震災消防計画の概要図（時系列）



# 11. 救護活動マニュアル

責任者 保健福祉局健康部地域保健課長  
副責任者 保健福祉局健康部地域保健課管理係長

阿辻 覚 (内線 3310)  
水野 進太郎 (内線 3311)

## 1. 目的

災害発生時に予想される多数のけが人や病人に対する初期救急医療を行う救護班について、その受入れに関して、また救護班の活動拠点となる救護所の設置に関して定めることを目的とする。

## 2. フロー図

### 1. 被災状況の情報収集

災害発生後、まず負傷者数、医療機関の被災状況などの把握に努める。【区本部、保健福祉部】

### 2. 救護班・救護所の必要性を協議

各区保健福祉部は被災状況に応じた医療体制について協議し、保健福祉部に報告する。保健福祉部は各区の調整を行う。【区本部、保健福祉部】

### 3. 救護班の派遣依頼

(1) 市民病院群及び保健所の救護班の編成は、原則、以下のとおりとする。

医師：2名、 看護師又は保健師：4名、 連絡員：1名  
薬剤師1名が加わることが望ましい。

(2) 必要に応じて救護班の派遣を依頼する。【保健福祉部】

日本赤十字社

県立病院等の公立医療機関

(兵庫県自治体病院開設者協議会の相互応援協力協定)

神戸市医師会・神戸市歯科医師会・神戸市薬剤師会及び兵庫県看護協会等

19大都市災害相互応援協定

(3) 依頼する救護班については、以下の編成を参考にして依頼する。

医師：1名

歯科医師：1名(歯科救護)

看護師又は保健師：2名

薬剤師：1名

(4) 救護班の配置計画(配置先、救護班員、診療科目等)を作成する。【保健福祉部】

### 4. 救護班の受入れ

- (1) 救護班は、保健福祉部が窓口として受入れ調整を行う。現地では、各区保健福祉部の指揮の下、救護所において、あるいは巡回救護班として、医療救護活動を行う。【区本部、保健福祉部】
- (2) 行った医療行為の内容を記録する。【各救護班】
- (3) 救護班受入れリスト（派遣元、配置先、救護班員、診療科目、携行品等）を作成する。【保健福祉部】
- (4) 区本部は、直接現地へ入った救護班について保健福祉部に報告し、把握漏れがないようにする。
- (5) 救護班の医師等の免許を確認する。【区本部、保健福祉部】

#### 5．宿舎・食糧・交通手段等の確保

- (1) 救護班は、自己完結型（食糧・交通手段等をそれぞれで用意）を原則とする。
- (2) 必要に応じて救護班の宿舎・食糧・交通手段を確保する。【保健福祉部】

#### 6．救護所の設置

- (1) 救護所を設置する。【区本部、保健福祉部】
- (2) 救護所のリスト、マップを作成する。【保健福祉部】
- (3) 区本部からの報告に基づき、救護所での医療活動に必要な医薬品等は、災害時備蓄医薬品等及び医薬品集積センターから調達する。【保健福祉部】
- (4) 広報を通じて救護所の設置場所、診療内容等を市民に知らせる。【保健福祉部】
- (5) 救護所での医療では対応できない患者は、救護医療機関へ搬送する。【消防部】

#### 7．救護班の配置【区本部、保健福祉部】

救護所での医療が途切れないう、救護班を配置する。

#### 8．広域救急医療体制・広域後方医療体制 【消防部、保健福祉部】

#### 9．救護所の閉鎖【区本部、保健福祉部】

医師会等と連携をとり、被災した現地医療機関の状況を見ながら、救護所を閉鎖して地域医療体制へ移行させる。

### 3．災害時備蓄医薬品等の更新

保険福祉部は、中央・北・西保健所センターで保管する災害時備蓄医薬品及び医療資機材を定期的に点検し、更新・補充を行う。

## 12. 医薬品集積マニュアル

責任者 保健福祉局健康部予防衛生課薬務担当課長  
副責任者 保健福祉局健康部予防衛生課医務薬務係長

戸倉 亮道（内線 3439）  
甲本 博幸（内線 3411）

### 1. 目的

災害発生時に救護所等での医療で必要となる医薬品等について、それを集積する医薬品集積センターの開設・管理に関するマニュアルを定めることを目的とする。

### 2. フロー図

#### 1. 医薬品集積センターの開設【保健福祉部】

- (1) 保健福祉部長は、災害発生時にその必要を認める場合は、災害時医薬品集積センターを開設する。
- (2) 人員の確保：事務職員 2 名、薬剤師 3 名の常駐を基本とする。  
災害発生当初人員構成については、予め定める者をもって充てる。  
必要に応じて、人員を確保する（ボランティアを含む）。
- (3) 連絡設備（防災無線、電話等）の確認及び設置を行う。
- (4) 要冷蔵薬品保存のための保冷库を確保する。
- (5) 事前に協定を締結する災害時協力協定機関の安全を確認し、応援を要請する。
- (6) 医薬品等の集積状況を把握し、リストを作成する。
- (7) 区本部に、集積センターの開設及び医薬品等の集積状況を連絡する。

#### 2. 医薬品等の発注・納品【区本部、保健福祉部】

- (1) 区本部が集約する救護班・救護所の発注依頼をもとに、備蓄薬や救援物資でまかなえない医薬品等について、協定機関に発注する。  
優先順位： 備蓄薬 救援物資 発注
- (2) 医薬品の発注に際しては、薬剤師の指示に従う。
- (3) 過剰集積を避けるため、医療現場の医薬品等の充足状況、医療情報の把握に務め、また、その情報を広報機関を通じて公開する（対救援物資）。
- (4) 医薬品等の納品に際しては、必要に応じて、その都度、人員を確保する。
- (5) 納品伝票を管理する。
- (6) 医薬品は、薬剤師の指示のもと、効用、使用目的別に分類して集積する。

### 3 . 医薬品等の管理、払い出し

【区本部、保健福祉部】

- (1) 医薬品等は、薬剤師の指示のもと、管理する。
- (2) 区本部からの発注伝票により、薬剤師の指示のもと、医薬品等を払い出す。
- (3) 集積センターの医薬品等は、原則、医療機関への払い出しは行わない。ただし緊急時には医療機関へ貸与するなど弾力的に対応する。
- (4) 発注（払出）伝票には、各区毎の明細を明記させ、保管する。
- (5) 区本部は、救護所での医薬品管理室を確保する。
- (6) 区本部は、各区内の救護班・救護所での医薬品の使用を記録する。
- (7) 配送は、納品業者やボランティア等の協力を得て行う。

### 4 . 医療品集積センターの閉鎖【保健福祉部】

- (1) 集積薬品のうち、有効期限のあるものについては産業廃棄物として処理する。
- (2) 有効期限が長期にわたるものについては、備蓄にまわす。

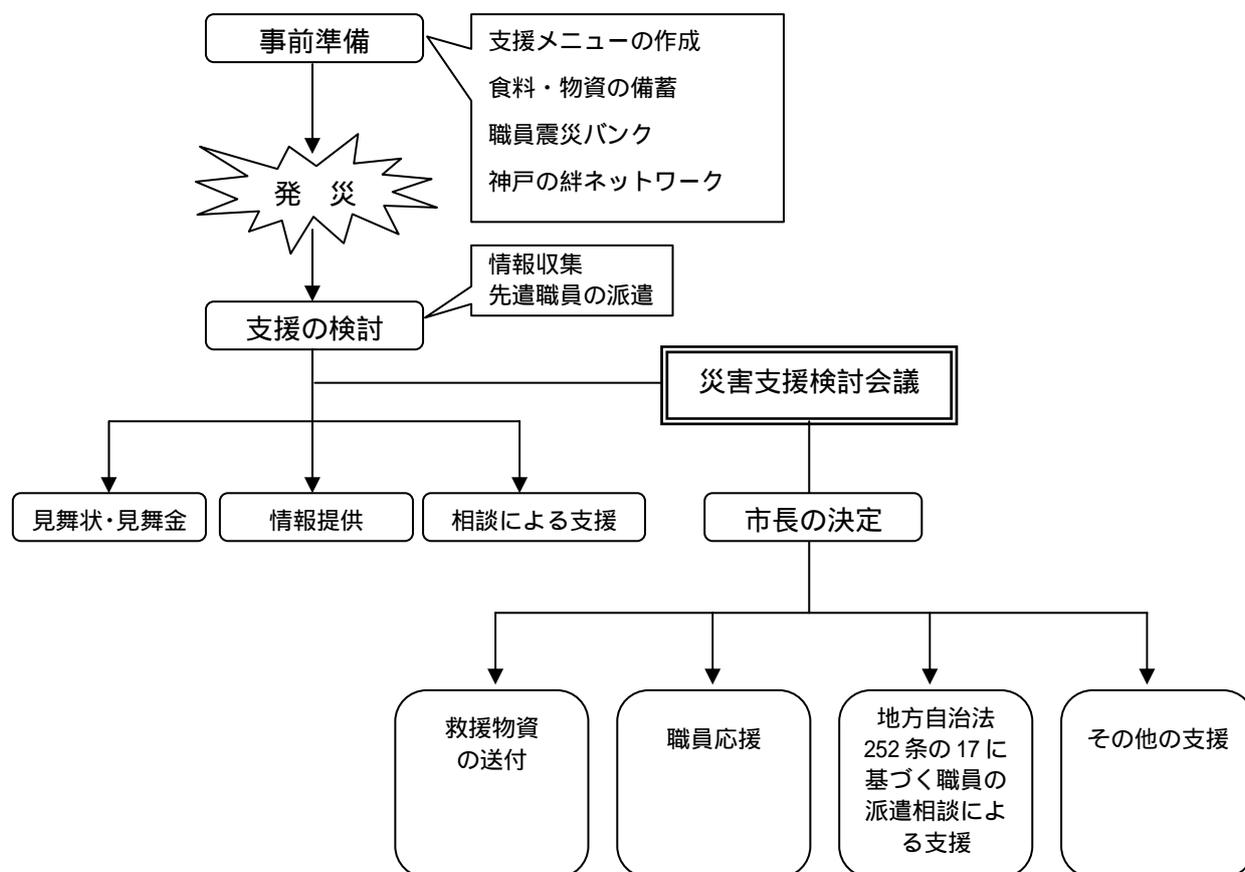
# 13. 広域災害支援マニュアル

責任者 危機管理室総務担当課長 大崎 克英 (内線 2910)  
副責任者 危機管理室震災教訓・発信担当係長 高田 一也 (内線 2913)

## 1. 目的

国内外において甚大な災害が発生した際に、阪神・淡路大震災の経験と教訓を生かした積極的な支援を円滑、迅速に行うことを目的とする。

## 2. 事務処理のフロー図



# 14．広域災害支援受入れマニュアル

〔 責任者 危機管理室総務担当課長 大崎 克英 (内線 2910) 〕  
〔 副責任者 危機管理室震災教訓・発信担当係長 高田 一也 (内線 2913) 〕

## 1．目的

大規模な災害が発生し、被災自治体のみで対応できない場合等において、要請または自主的判断等により広域応援を受ける場合、その活動がスムーズに行われることを目的とする。

## 2．広域災害支援受入れフロー図（災害発生後 但し、自衛隊の災害支援受入れについては除く）

### 1．災害対策本部の設置

危機管理室は、当市域で震度5弱以上の地震が発生した時・大規模な災害が発生、またはその恐れがある時は、災害対策本部を設置する。

### 2．相互応援締結都市への応援要請

災害対策本部は、現有災害対応能力では当該災害に対処できないと判断した場合、またはその恐れがある時は、災害時相互応援協定締結市町に対し、被災状況の概略を説明するとともに、広域応援を要請する。

### 3．広域応援の受入れ準備

関係各局は、広域応援を受け入れる際に必要な準備を行う。

### 4．広域応援の受入れ

広域応援受入れ各部局は、受け入れた広域応援の内容等を基に、広域応援の実施内容を検討する。

### 5．広域応援の終了

関係各局は広域応援が終了後、広域応援の実施機関に対し、必要経費等の報告を求める。

# 15. 海外支援受入れマニュアル（物的支援）

責任者 市長室国際交流推進部国際交流担当課長 三木 由美子 (内線 3940)  
副責任者 市長室国際交流推進部国際交流担当係長 久保田 綾子 (内線 3942)

## 1. 目的

海外からの救援物資の受入れについて、適切に対応することを目的とする。

## 2. 事務処理のフロー

### 1. 救援の要請【産業振興部】

産業振興部内で、計画班は備蓄及び調達による食料・物資では不足が生じると判断した場合は、救援物資班に救援物資要請を指示する。救援物資班は計画班から得た情報に基づき必要物資名、数量、持ち込み先等について、マスコミに対し資料を提供し、情報発信を行う。

### 2. 物的支援申入れ受付

【市長部・産業振興部】

外交ルートで外務省へ大口の物的支援の申入れがあった場合は、外務省から県へ支援国・救援物資の内容等が通報され、県から市へ受け入れるか否かの打診がある。状況によっては、外務省及び在外公館から直接市へ受入れの打診がある場合がある。

また、NGO（非政府組織）団体・民間企業等から直接災害対策本部や調整部へ支援の打診がある場合もある。

打診を受け付けた市長部は、支援国、団体名、救援物資の内容・量、輸送手段、物資到着日時等を確認し、記録する。

なお、市長部において、海外からの大口の物的支援については、(公財)神戸国際協力交流センターが主体となって、申入れ者、関西国際空港、大阪税関、輸送業者及び市の受入れ先との間の連絡・調整を行う。

#### 留意事項

海外からの義援金の送付や申入れがある場合、市長部は保健福祉部と協議を行い、海外送金専用口座の開設や日本円への換金、海外への広報など、義援金募集事務が円滑に進むよう協力する。

### 3. 支援受入れの判断

【市長部・産業振興部】

市長部・産業振興部は、その時の災害の状況や輸送手段、市内での物資の調達状況等を総合的に判断し、受入れの必要性及び受入れ体制を検討のうえ、支援の申入れを受け入れるか否かを決定する。

#### 留意事項

物的支援の輸送料については、原則として送り主が被災地までの送料を負担するが、大規模な災害を受けた場合、関西国際空港まで空輸のケースが多いと考えられる。

物資の提供か送金かを選択できる場合は、送金を希望する旨を伝える。

### 4. 支援の回答【市長部】

市長部は、3.の協議結果を踏まえて、物的支援の受入れに関する可否を速やかに国、県又は申入れ先に回答する。

### 5. 支援受入れ

#### (1) 支援受入れ 【市長部・産業振興部】

市長部は産業振興部と連携し、支援受入れを行う。具体的には、日本での救援物資到着から神戸市内までの輸送手段と倉庫の確保、通関手続き、仕分け作業、救援物資集積・配送拠点への輸送等を行う。

#### (2) ボランティアの支援 【市長部・保健福祉部・社会福祉協議会】

支援受入れにあたって、必要に応じて災害ボランティア情報センターと連携し、ボランティアの支援を求め、受入れ業務を円滑に進める。

### 6. 物的支援活動の記録【市長部】

物的支援の受入れが終了した段階で、市長部は、支援国名、団体名、支援受入れ状況(内容、量、輸送手段、物資到着日時)、責任者氏名、連絡先等を記録する。

## 16. 海外支援受入れマニュアル（人的支援）

責任者 市長室国際交流推進部国際交流担当課長 三木 由美子（内線 3940）  
副責任者 市長室国際交流推進部国際交流担当係長 久保田 綾子（内線 3942）

### 1. 目的

海外からの支援活動の申し出に対し、適切に対応することを目的とする。

### 2. 事務処理のフロー

#### 1. 支援活動申入れ打診受付【市長部・関係部】

外交ルートで外務省へ支援の申入れがあった場合は、外務省から県へ支援国、支援の種類、規模、到着予定日時、到着場所等が通報され、県から市へ受け入れるか否かの打診がある。状況によっては、外務省から直接市へ受入れの打診がある場合がある。

また、NGO（非政府組織）団体等から直接災害対策本部や関係部へ支援の打診がある場合もある。

打診を受け付けた市長部・関係部は、支援国、支援の種類、規模、到着予定日時、到着場所等を確認し、記録する。

#### 留意事項

打診を受け付けた市長部・関係部は、支援部隊の通訳者の有無を確認するとともに、宿泊場所、食事等の提供は原則として行わないという条件で検討する旨を伝達する。

このとき、被害の少ない近隣都市にベースを設け、独立して活動できる方法がとることができれば、受入れ部の負担の軽減になる。

#### 2. 支援受入れの判断【市長部・関係部】

市長部・関係部は、その時の災害の状況や応急活動の状況、国、県等の支援体制等を総合的に判断し、関係部と受入れの必要性及び受入れ体制を検討のうえ、支援の申入れを受け入れるか否かを決定する。

#### 3. 支援の回答【市長部・関係部】

市長部・関係部は、2.の協議結果を踏まえて、海外支援の受入れに関する可否を速やかに国、県又は申入れ先に回答する。

なお、直接関係部が回答すべき申入れについては、関係部が回答し、その結果を市長部に報告する。

#### 4 . 支援受入れ【市長部・関係部】

支援を希望する部は、活動内容の調整や必要な情報提供を行う。市長部は受入れにあたり、助言・協力を行う。

##### 留意事項

通訳が必要な場合は、状況に応じ市長部が通訳ボランティアの派遣等の調整を行う。

#### 5 . 支援部隊の撤収要請【市長部・関係部】

支援部隊の活動期間が終了した場合、及び支援部隊の活動場所や機会がなくなった等の場合は、支援を受けた関係部・市長部は支援部隊の責任者と協議のうえ、県知事又は支援部隊に撤収を要請する。

#### 6 . 海外支援活動の記録【関係部】

支援を受けた関係部は、海外支援部隊の団体名、国籍、到着日時、種類、部隊人員、活動場所、活動内容、責任者氏名、連絡先等について報告書の提出を求める。提出された報告書は関係部で保管するとともに、市長部に1部送付する。

# 17. 避難誘導マニュアル

責任者 消防局警防部警防課長 石田 秀欣 (内線 5760)  
副責任者 消防局警防部警防課警防係長 八代谷 徹 (内線 5760)

## 1. 目的

市民の安全確保のために迅速・的確な避難誘導を行うことを目的とする。

## 2. フロー図(災害発生後)

### 1. 一時避難場所(グラウンド、集会所、公園等)の開設準備

区本部は、下記の時、消防部からの要請又は自主避難に備えて一時避難場所の開設準備を行う。

- ・大規模な災害が発生する恐れがあるとき、または大規模な災害が発生したとき
- ・避難勧告等の発令が予想される時

### 2. 避難勧告・指示の発令

消防署長が神戸市長名で発令する。  
区本部長、警察等と協議のうえ行う。  
急を要する場合で協議なしに発令した場合は事後、早急に区本部、警察等関係機関に連絡する。

### 3. 避難誘導

避難誘導は、消防部が、区本部・警察・消防団・防災福祉コミュニティ防災リーダー・自衛隊等の協力を得て、住民が安全かつ迅速に避難できるよう組織的に行う。  
緊急に避難の必要がある地域、施設から避難を開始する。

### 4. 収容避難所の開設

区本部は、危険要因が去った後、小中学校の屋内空間、公園でのテント等収容避難所の開設を行う。

### 5. 避難人員等の掌握

区本部長は、避難人員数・傷病者の有無・周囲の状況等避難所の安全度・避難所での措置状況等を市本部長に報告する。

### 6. 避難勧告・指示の解除

避難の必要(危険性)がなくなったとき、解除する。  
区本部長、警察等と協議のうえ行う。  
避難している住民に周知する。

# 18 . 避難所開設・運営マニュアル

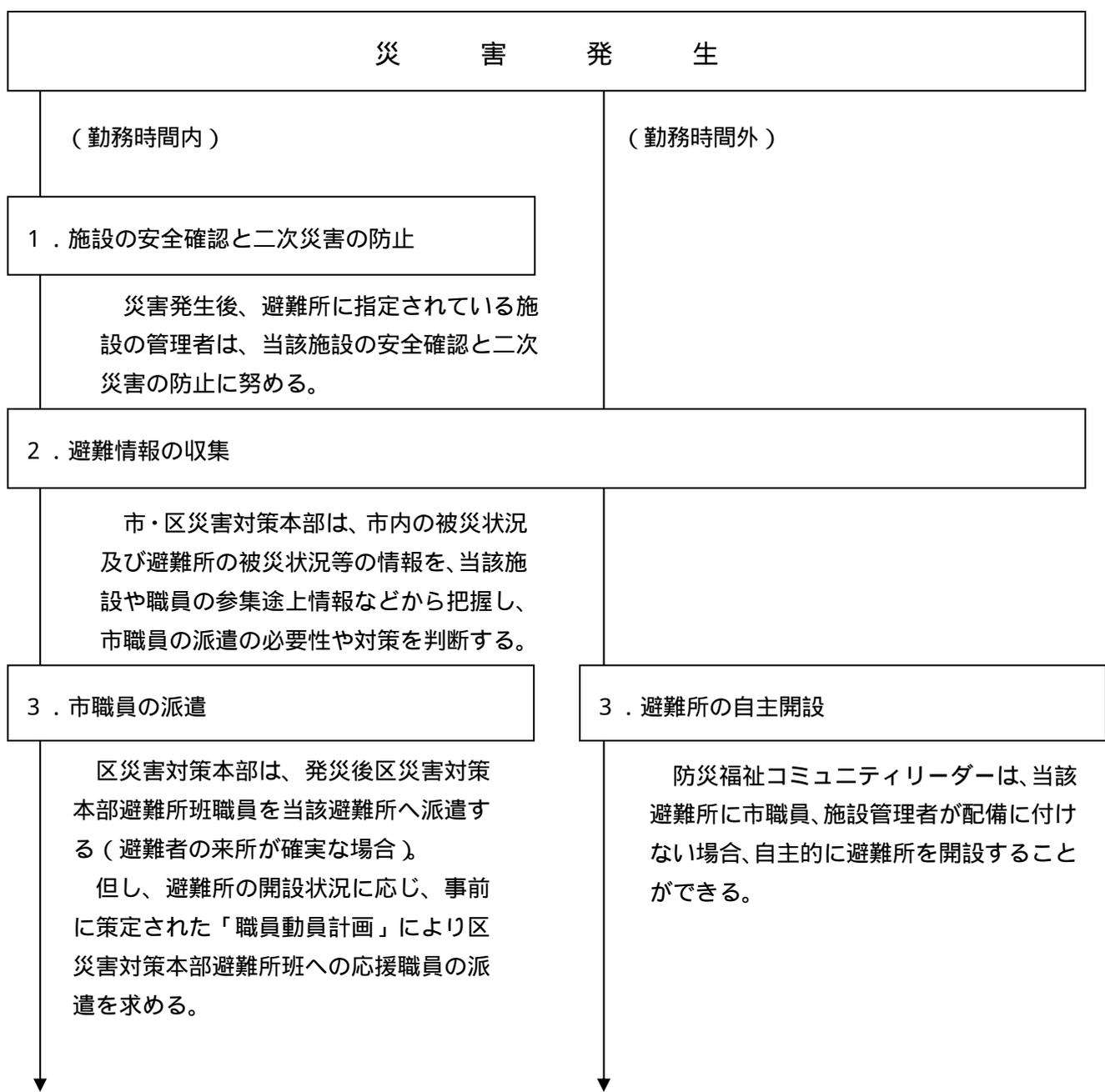
責 任 者	危機管理室計画担当課長	三木 敦史	(内線 2930)
責 任 者	各区役所 避難所班長		
責 任 者	各避難所 施設管理者		
副責任者	危機管理室地域防災計画担当係長	松下 公也	(内線 2931)

## 1 . 目的

災害発生時に、被災者の円滑な救援・救護対策を図るため、避難所の開設及び運営に関するマニュアルを勤務時間内と夜間・休日などの勤務時間外とに分けて定める。

## 2 . 事務処理のフロー図

### (1) 避難所開設のフロー



#### 4 . 避難所開設の準備

区災害対策本部避難所班職員は避難所開設の準備を行う。

#### 4 . 避難者の一旦待避措置

防災福祉コミュニティリーダーは、当該避難施設の安全確認が終わるまで避難者を一旦、グラウンド等の安全な場所に避難させる。

#### 5 . 避難者収容スペースの確保

施設管理者は、施設の中で、避難者収容スペースとして活用できる空間が使用可能か否かを判断し、その結果を市職員又は防災福祉コミュニティリーダーへ報告する。

#### 5 . 施設の安全確認と二次災害の防止

防災福祉コミュニティリーダーは、当該避難所の安全確認を目視の範囲で行うとともに、可能な限り二次災害の防止に努める。

#### 6 . 避難者の受入れと誘導

区災害対策本部避難所班職員、防災福祉コミュニティリーダーは、施設管理者と協議決定した避難者収容スペースへ避難者を誘導し、収容する。

#### 7 . 区本部への報告

区災害対策本部避難所班職員は、避難者を誘導・収容した段階で、避難者の概数、水、食糧・物資要請の有無、周辺状況等を区災害対策本部に報告する。

避難者を収容できない場合

#### 8 . 他避難所への振り分け

区災害対策本部避難所班職員は、避難空間へ避難者を収容しきれない状況が発生し、あるいは予想される場合、区災害対策本部へ他の避難所への振り分けを依頼する。

要請を受けた区災害対策本部は、区内の他の避難所における避難状況を踏まえながら、振り分け先を指示する。

#### 9 . 他避難所への移動

区災害対策本部避難所班職員は、防災福祉コミュニティ・施設管理者等の協力を得て、振り分け先の避難所へ避難者の誘導・移動を行う。

## (2) 避難所運営のフロー

### 避難所運営の基本方針

避難所の運営は、当該地域の防災福祉コミュニティが自主的に運営にあたり、市職員や施設管理者及びボランティア等は必要に応じて運営を支援する。

なお、防災福祉コミュニティによる自主運営が困難な場合は、市職員が主体となり施設管理者、地或住民、ボランティア等の支援を得て、避難所の運営を行う。

### 避難所運営委員会の編成

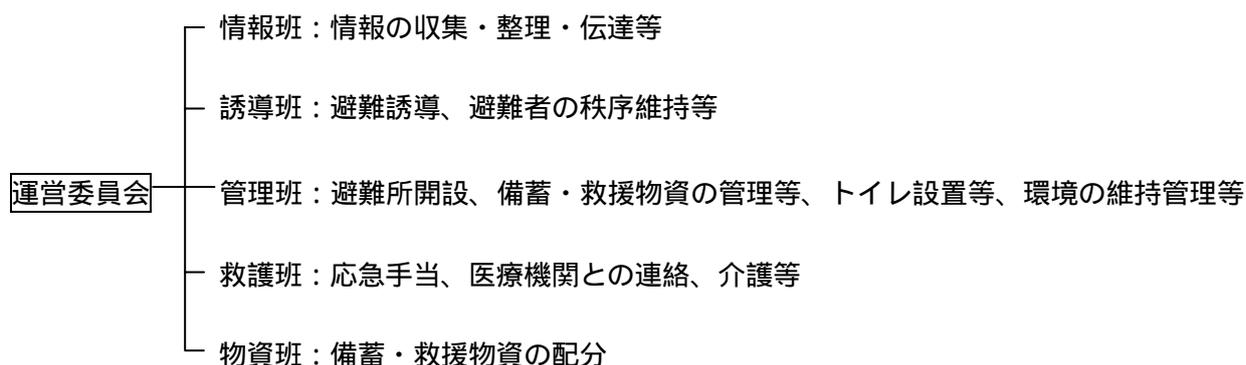
防災福祉コミュニティは、避難所の運営を行うために「避難所運営委員会」を組織する。「避難所運営委員会」の編成（例）は以下のとおりとする。

#### 避難所運営委員会編成（例）

##### 1 構成メンバー（拠点の規模により、委員会は概ね 15～20 人位の編成とする）

- ・ 防災福祉コミュニティ
- ・ 区災害対策本部避難所班職員
- ・ 学校等避難所施設管理者
- ・ ボランティア組織・・・等

##### 2 委員会班構成（班構成、構成員は避難所の実情に応じて柔軟に対応した内容とする）



## 1. 避難所運営委員会の結成

市職員・防災福祉コミュニティリーダー・避難所施設管理者は、避難所の運営をスムーズに行うための避難所運営委員会を編成する。

## 2. 避難者名簿の作成

情報班は、避難者の実態を把握するため避難者名簿を作成する。

## 3. 備蓄物資の確認と配分方針の決定

物資班は、避難所の備蓄物資を確認し、その配分方針を決定のうえ、避難者に通知する。

## 4. 不足物資の要求

物資班は、不足する物資を区災害対策本部に要請する。

## 5. 物資等の受理・保管・配付

物資班・管理班は、要請した物資が搬送された場合、物資台帳を作成のうえ、一時保管し、適宜配付する。

## 6. 避難者への情報の提供と情報管理

情報班は、避難所運営委員会が入手した情報は原則、全て避難者へ校内放送や掲示板等を利用して提供する。

## 7. 災害時要援護者へのケア

救護班は、高齢者・心身障害者等災害時要援護者に対し、地域福祉センターへの移動を働きかける等の配慮を行う。

## 8. ボランティア支援の要請

管理班は、避難所の状況を考慮しながら、区ボランティアセンターに対し、必要なボランティアを要請する。

## 9. 避難所運営ルールの作成と周知

避難所運営委員は避難者とともに避難所運営ルールを定めて、避難者に周知・協力を求める。

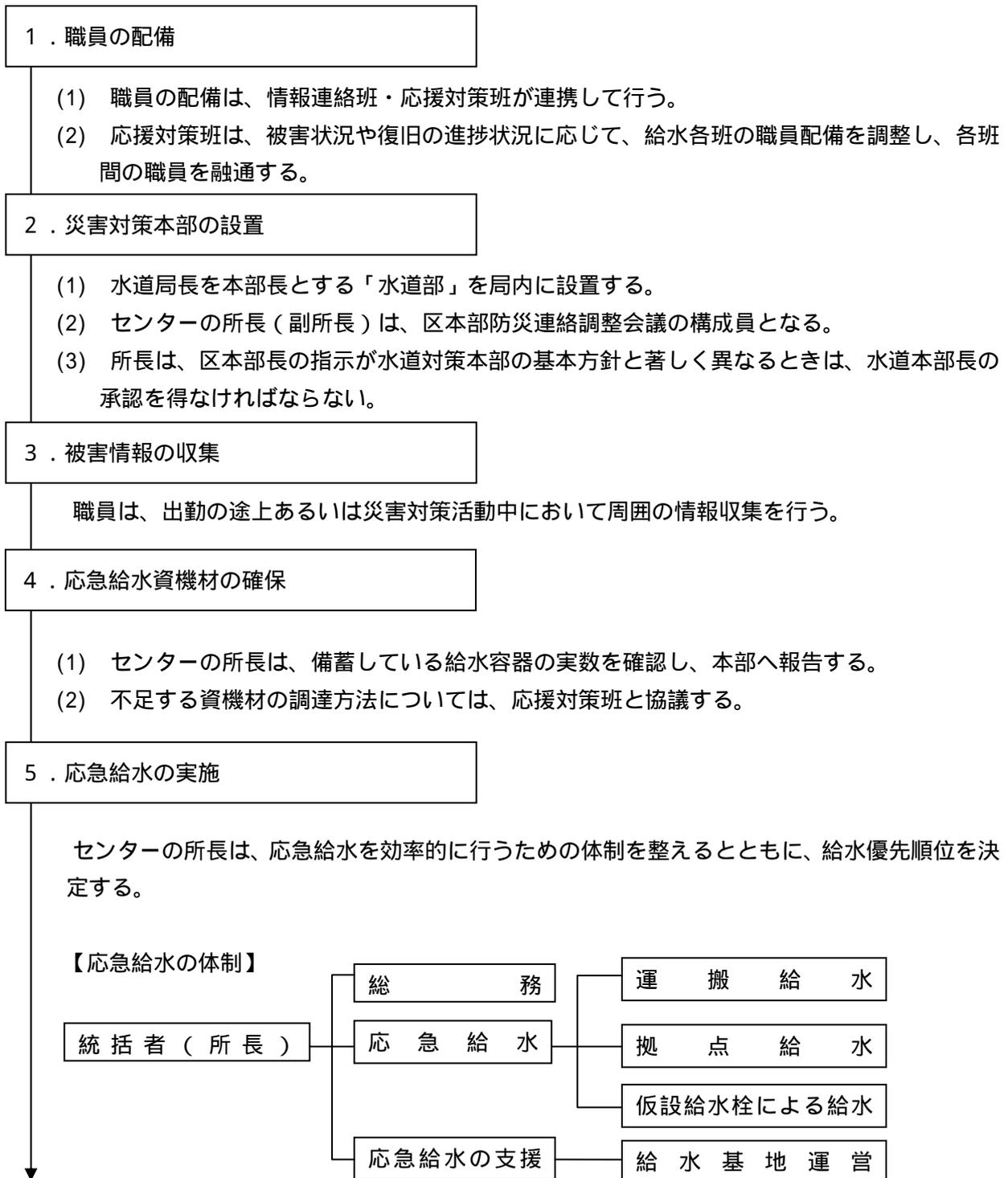
# 19. 応急給水マニュアル

責任者 水道局事業部業務課長 安東 孝明 (内線 5910)  
副責任者 水道局事業部業務課営業係長 宮田 善弘 (内線 5911)

## 1. 目的

水道施設が多大な被害を受け、住民等が飲料水を得ることができなくなった場合、最小限度必要な量の飲料水を供給するための体制をつくり、市民生活の安定に寄与する。

## 2. 事務処理のフロー図（災害発生後）



## 6 . 広 報

- (1) センターの所長は、応急給水の場所、時間等の水の入手に関する情報について、住民自治組織の協力や掲示板の活用などにより実施するとともに、随時、区本部へも情報提供する。
- (2) 各班は、広報の統一化と情報発信の窓口の一体化を図るため、責任者を定める。

## 7 . 応援要請 受入れ

他の大都市、日本水道協会等への応援要請・連絡調整を行う者あるいは応援隊の宿舎等を担当する部署について定める。

# 20 . 食糧・物資供給マニュアル

責任者 産業振興局庶務課長 黒田 徹 (内線 3810)  
副責任者 産業振興局庶務課庶務係長 中野 善文 (内線 3811)

## 総論

### 1 . 目的

災害発生時における食糧・物資の確保及び供給に関する事項について定め、迅速かつ組織的に対応することを目的とする。

### 2 . 基本方針

災害時の食糧・物資については、まず備蓄で賄い、必要がある場合に調達を行うこととするが、これに拠りがたい場合は、国や他の地方公共団体等からの援助によって賄う。

産業振興局は、災害に備え食糧・物資を備蓄し、また、災害発生時には総合オペレーションセンターを設置し、関係機関の協力を得て食糧・物資の確保・供給についての総合調整を行う。

### 3 . 食糧・物資供給の対象者

#### (1) 食糧

指定収容避難所に収容された者等

住家が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等の被害を受け、炊事ができない者  
救助作業に従事する者で、給食を行う必要がある者

通常の流通機関が一時的にマヒ混乱し、主食の給食が受けられない者

#### (2) 物資

指定収容避難所に収容された者

住家が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等の被害を受け、衣服、寝具その他生活に必要な最小限の家財を喪失またはき損し、日常生活を営むことが困難な者

### 4 . 食糧・物資の確保基準

#### (1) 食糧

食糧は、原則として握り飯、弁当又はパンとする。

給食基準額は、1人1日1,200円(平成6年度特別基準単価)とする。

食糧の提供期間は、原則として電気、ガス、水道等ライフライン機能が復旧し、被災地周辺の商店等、商業機能が復旧した段階までを目途とする。

#### (2) 物資

確保する物資は、日常生活に最小限必要な物及び避難所で必要な共用品とする。

## 災害に備えた条件整備

災害に備え、備蓄体制の整備を進めるとともに、関係機関並びに業者との災害時に関する協定を締結する。

### 1. 食糧・物資の備蓄

#### (1) 備蓄の基本方針

大規模な災害（被災者 20 万人を想定）に備えて、一般家庭における「市民の備蓄」、指定業者からの「流通備蓄」、国や他の地方公共団体等からの「救援物資」及び各防災拠点での現物備蓄により、総合的な備蓄体制を確立し、災害発生後 3 日間の非常用食糧を確保する。

このうち、防災拠点での備蓄については、災害発生後 1 日目の 10 万人分及び 2 日目の 5 万人分を確保する。

地域備蓄拠点・・・主に指定収容避難所を中心として、非常用食糧を地域ごとに分散して備蓄する。

総合備蓄拠点・・・地域備蓄拠点での備蓄を補完するため、市内数箇所にて非常用食糧を集中して備蓄する。位置については、対象地域の広さ等を考慮して決定する。

市役所及び区役所・・・救助要員用として、市役所及び区役所に非常用食糧を備蓄する。

#### (2) 備蓄食糧・物資の内容

食糧：飲料水、アルファ化米、クラッカー、缶詰・・・長期保存可能な食品とする。

物資：毛布、敷物（サバイバルシート）、生理用品、紙おむつ（幼児用・成人用）、  
粉ミルク（哺乳瓶付）

#### (3) 備蓄食糧・物資の数量

備蓄食糧・物資の数量は、概ね次のとおりとする。

地域備蓄拠点と総合備蓄拠点：約 150,000 人分

市役所及び区役所：約 2,000 人分（救助要員用 200 人分 × 10 箇所） 物資は毛布と敷物のみ

#### (4) 備蓄食糧・物資の管理

区役所は、毎年 1 月 17 日前後に各区域内における備蓄食糧・物資のチェックを行い、不足・賞味期限切れ・不良品等があれば産業振興局へ発注する。それを受けて、産業振興局は備蓄食糧・物資の更新・補充を行う。

## 災害発生時の対応

### 1. 総合オペレーションセンター

#### (1) 設置の基準

神戸市災害対策本部が設置され、食糧及び物資の確保、救援物資の要請・受入れとそれらの供給が必要な場合に設置する。

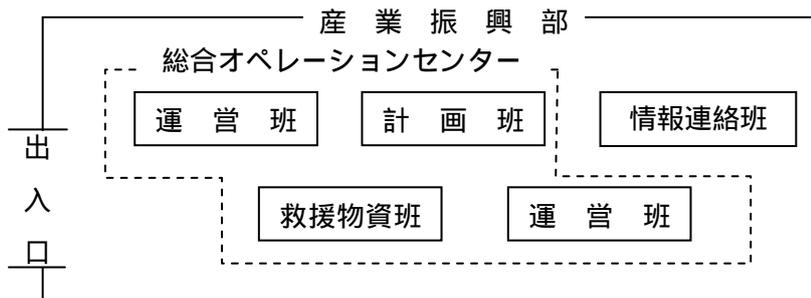
#### (2) 設置場所

産業振興局会議室（1 号館 8 階）

#### (3) 組織及び分掌事務

- ・ 計画班（センターの庶務、指定収容避難所情報の収集、人員及び車両の確保）
- ・ 運営班（食糧・物資の確保及び供給の総括）
- ・ 救援物資班（救援物資の要請・受入れ及び供給の総括）

(4) 配置図 (産業振興局会議室)

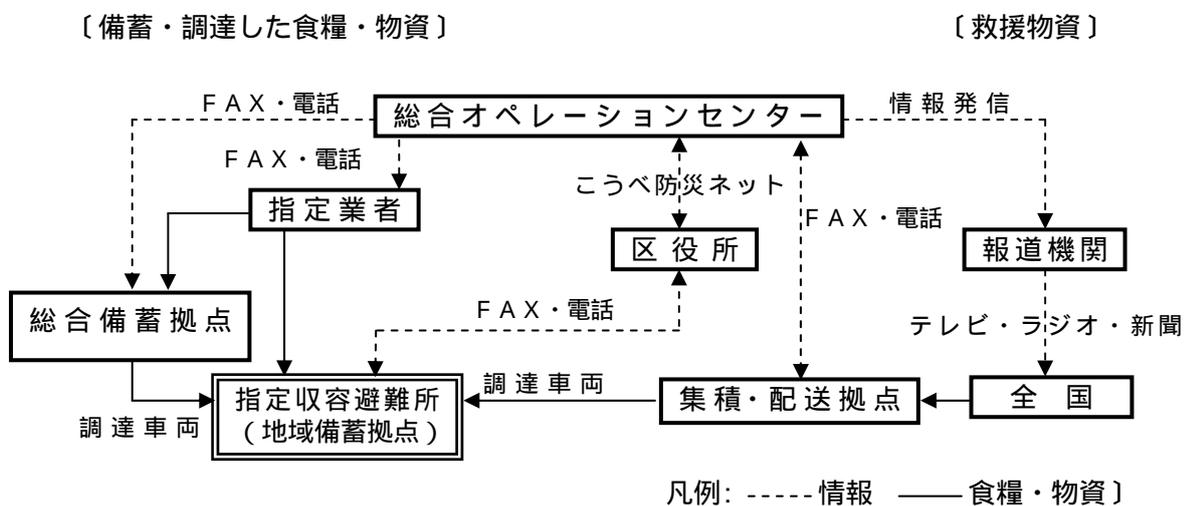


(5) 必要機材

	電話		F A X
	回線	台数	
情報連絡班	2	4	-
計画班	2	4	1
運営班	4	8	2
救援物資班	2	4	1

2. 情報計画

食糧・物資の確保及び配送、救援物資の受入れ及び配送についての情報計画は下図のとおりとし、各拠点での F A X 及び電話等の通信機器の整備を図る。



# 21 . 食品の衛生確保対策マニュアル

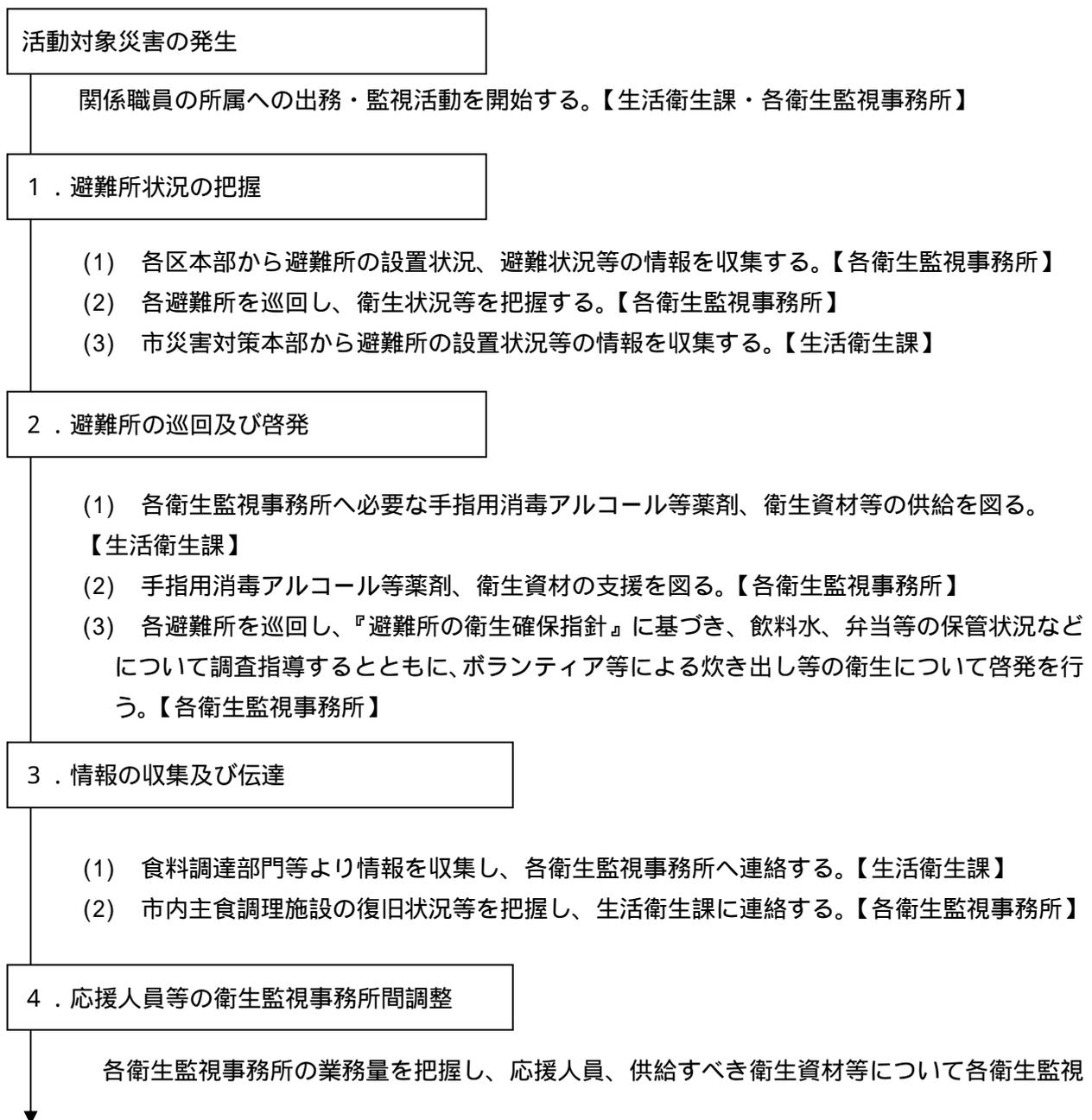
責任者 保健福祉局生活衛生担当部長 高橋 順之 (内線 3303)  
副責任者 保健福祉局健康部食品衛生担当部長 高井 昭 (内線 3349)

## 1 . 目的

災害発生時において、被災者への食料供給における食中毒防止のための衛生確保を図るとともに、救援食品により食中毒が発生した場合は直ちに調査を行い、被害の拡大防止及び再発防止に努めることを目的とする。

## 2 . 対策フロー

ただし、このフローは概ねの流れであるので、災害の状況に応じて各ステップが同時並行的にあるいは順序が前後する場合がある。



事務所間の調整を行う。【生活衛生課】

#### 5 . 食料調達部門との協議【生活衛生課】

衛生上の観点から、弁当等納入業者の選定及び市外業者から市内業者への切り替え、配送方法及び弁当等の保管方法等について、調達部門への情報提供、指導、協議を行う。

#### 6 . 食品関係施設等の衛生監視指導

- (1) 弁当調理施設、保管設備の衛生指導及び啓発を行う。【各衛生監視事務所】
- (2) 営業再開した食品関係施設の監視指導を行う。【各衛生監視事務所】
- (3) 市外の弁当等調理施設の衛生確保について、関係自治体に依頼する。【生活衛生課】
- (4) 避難所に配布された弁当等の安全確認検査を実施する。  
【食品衛生検査所、環境保健研究所】
- (5) 営業を再開した食品関係施設への監視指導を行う。【各衛生監視事務所】
- (6) 露店営業、ボランティアによる食品提供等の監視指導を行う。【各衛生監視事務所】

#### 7 . 平常監視への移行

避難所の閉鎖とともに順次平常監視に移行する。【各衛生監視事務所】

備考 弁当等 = 災害救助法に基づき供給される弁当、サンドウィッチ、お握り等  
救援食品 = 弁当等及びその他救援食品

#### 食中毒等集団発生時の対応

- (1) 被害状況を把握し、原因食品を特定する。【各衛生監視事務所、区保健福祉部健康福祉課】
- (2) 営業者に対する行政処分及び食品の廃棄、施設の消毒、衛生指導等被害拡大防止の措置を取る。【各衛生監視事務所】
- (3) 食料調達部門に対し供給先、保管場所の変更等について助言する他、市外供給先等については、関係自治体に連絡し安全な食品の確保を図る。【生活衛生課】
- (4) 患者便、食品、食材等の検査により病因物質の追求を行う。【環境保健研究所】
- (5) 供給再開に際しての安全確認検査を行う。【環境保健研究所、食品衛生検査所】

食中毒の処理・調査については、平成9年3月24日付厚生省衛食第85号「食中毒処理マニュアル」「食中毒調査マニュアル」による。

## 22. 要援護者支援マニュアル

責任者 保健福祉局総務部計画調整課長 磯兼 一生 (内線 3030)  
副責任者 保健福祉局総務部計画調整課調整係長 小林 令伊子 (内線 3031)

責任者 こども家庭局こども企画育成部総務課こども家庭政策担当課長 末若 雅之 (内線 4819)  
副責任者 こども家庭局こども企画育成部総務課政策係長 中田 裕子 (内線 4815)

### 1. マニュアルの目的

激甚な災害発生時の初動期に、援護を必要とする高齢者・障害者・児童及び病弱者等に対し、援護活動を実施する各機関が相互に連携をとりながら、必要となる措置を効率的にとるための活動マニュアルを定めることを目的とする。

### 2. 事務処理のフロー図（災害発生後）

#### 1. 保健福祉部・こども家庭部要援護者支援本部の設置

- (1) 市災害対策本部の設置に併せて、災害発生後、速やかに設置する。
- (2) 保健福祉部・こども家庭部要援護者支援本部内に、保健福祉部・こども家庭部要援護者支援本部を構成する各班の代表者各1名からなる「要援護者支援チーム」を編成し、要援護者に対する各班との連絡・調整及び支援策の企画・立案を行う。

#### 2. 要援護者の安否確認等

- (1) 社会福祉施設入所者の安否確認及び避難誘導
  - ・社会福祉施設の施設長は、入所者と職員の安否確認を行う。
  - ・災害等により施設が危険な状態にある場合は、安全な場所に速やかに避難させる。
- (2) 社会福祉施設入所者以外（在宅）の要援護者の安否確認及び避難誘導
  - ・社会福祉施設入所者以外（在宅）の要援護者については、災害発生後、24時間以内を目処に安否確認を行う。
  - ・予め指定された避難場所に速やかに避難させる。

高齢者

  - ・民生委員児童委員は、地域住民の協力等により、ひとりぐらし等高齢者台帳及び災害時要援護者リスト等をもとに、安否確認を行う。民生委員児童委員が被災により活動できない場合は、地区民児協内で活動を補完する。

身体障害者、知的障害者

  - ・民生委員児童委員等の協力を得て、区本部保健福祉部職員を中心に、災害時要援護者リスト等を基に、戸別訪問、電話等により安否確認を行う。

精神障害者、病弱者

  - ・区本部保健福祉部職員を中心に、戸別訪問、電話等により安否確認を行う。

その他

- ・養育に欠ける児童については、要援護者実態調査 1 次調査等で把握し、区本部保健福祉部と児童相談所の職員が速やかに対応する。
- ・勤務時間中の災害の場合、社会福祉施設、保育所の管理責任者は、通所者及び園児の安否を確認し、予め指定された避難場所に速やかに避難させる。

### 3 - (1) . 要援護者実態調査

#### (1) 要援護者実態調査 1 次調査

- ・避難所に避難している避難世帯中の要援護者の実態とニーズ量を早急に把握するため、要援護者実態調査 1 次調査を実施する。
- ・調査方法は、あらかじめ避難所に備え付ける「避難所別避難者名簿」に調査項目を附加（「避難所別避難者名簿」を 2 枚複写とする。ただし、要援護者のプライバシーを保護するため、身体状況等に関する項目は非複写とし、この項目を含まない票を避難所用とする。）したものを調査票とし、避難所管理責任者により記入を依頼する。
- ・区本部保健福祉部は、災害発生後 72 時間以内に調査票を回収し、保健福祉部・こども家庭部要援護者支援本部において集計を行い、回収後直ちにニーズ量の算出を行う。（作業完了 災害発生後 1 週間）

#### (2) 要援護者実態調査 2 次調査

- ・要援護者実態調査 1 次調査により明らかになった要援護者に対する適切な対応を図るため、調査終了後にケースワーカー、ヘルパー、保健師等による「要援護者巡回相談チーム」を編成し、避難所を中心に巡回相談（対面調査）に着手する。
- ・巡回相談着手後 1 週間を目途に全避難所の調査を終了する。
- ・在宅の要援護者は、民生委員児童委員等の報告及び情報に基づき、「要援護者巡回相談チーム」が訪問する。
- ・巡回相談（対面調査）の結果等は、あらかじめ作成している調査票に記録し、区本部保健福祉部で調査票を回収・集計する。保健福祉部要援護者支援本部は、この集計結果をもとに、要援護者実態調査 1 次調査で算出したニーズ量の修正を行う。

### 3 - (2) . 福祉避難所への移送

#### (1) 被災状況の把握と情報の一元化

- ・市内社会福祉施設、福祉避難所（地域防災計画指定箇所）及び宿泊施設等避難所（以下「福祉避難所等」という。）の被災状況を把握する。
- ・保健福祉部・こども家庭部要援護者支援本部は、施設所管課が把握した施設種別ごとに受入れ可能者数の報告を受けて、要援護者の移送先として受け入れできる社会福祉施設（他都市を含む）、福祉避難所、宿泊施設等の情報を一元化し、区本部保健福祉部に情報の伝達を行う。

#### (2-1) 福祉避難所等の開設

- ・福祉避難所等の開設は、要援護者実態調査集計結果を参考に、区本部保健福祉部の申請により、保健福祉部・こども家庭部要援護者支援本部が決定する。
- ・保健福祉部・こども家庭部要援護者支援本部は、区本部福祉避難所担当班と協力し、

福祉避難所等を開設し、その運営に必要な措置を行う。

(2-2) 緊急入所等の実施

- ・在宅での生活の継続が困難な要援護者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要援護者について、緊急入所、緊急ショートステイ等により適切に対応する。
- ・要援護者の症状の急変等により医療処置や治療が必要になった場合は、医療機関に移送する。

(3) 移送手続

- ・移送を要する要援護者の受付は、区本部保健福祉部において窓口を開設し、審査を行い、移送先を決定する。
- ・災害時要援護者は精神的に不安定になることが考えられるため、介護等にあたる家族についても、避難状況等を勘案の上、必要に応じて福祉避難所に避難させる。
- ・宿泊施設等は、社会福祉施設、福祉避難所等に対応し難い要援護者が家族等とともに避難する必要がある場合に用いるものとする。
- ・福祉避難所等への移送に関しては、関係部局等に協力を求め、要援護者の状態に配慮した適切な移送手段の確保を図る。

3 - (3) . 在宅支援

(1) ホームヘルプサービス

- ・サービス提供団体は、ヘルパーの安否及び稼働の可否について確認し、再開に向けて人材の確保を図る。
- ・サービス提供団体は、派遣世帯の要援護者の安否確認、在宅生活支援の必要性について、把握する。
- ・サービス提供団体は、継続世帯への派遣を早期に再開するとともに、区本部保健福祉部からの派遣要請に基づいて、新たに援護を必要とする世帯に対して、ヘルパーの派遣を行う。

(2) 入浴サービス

- ・サービス提供団体は、派遣世帯の要援護者の安否確認及び入浴の必要性を把握する。
- ・サービス提供団体は、訪問サービスの再開に向けて機材等を確保する。

(3) 訪問指導

- ・安否確認、実態調査等により、在宅、避難所での療養上、保健指導が必要な者に対し、定期的に訪問指導を実施する。

(4) 補装具・日常生活用具の給付

- ・区本部保健福祉部は、「要援護者巡回相談チーム」による相談等、市民の窓口における申請等を通じて、必要とする補装具・生活用具の種類、量を把握し、保健福祉部・こども家庭部要援護者支援本部に報告する。保健福祉部・こども家庭部要援護者支援本部は、これらを取りまとめ、必要な補装具・日常生活用具の確保を図る。
- ・補装具・日常生活用具を必要とする市民が簡単な手続きで給付を受けることができるよう、厚生労働省と協議する。
- ・日常生活用具取扱業者は、区本部保健福祉部からの給付依頼に基づき、避難所及び在宅の要援護者まで届ける。

(5) ガイドヘルパーの派遣

- ・神戸市身体障害者団体連合会において、活動可能なガイドヘルパーを確保する。
- ・外出困難な重度の身体障害者に対して、ガイドヘルパーを速やかに派遣する。

(6) 相談支援

- ・障害者地域生活支援センターにおいて、障害者及び障害児とその家族・介護者への相談支援を行う。

(7) ボランティアによる援助

- ・神戸市社会福祉協議会に「神戸市災害ボランティア情報センター」、区社会福祉協議会ボランティアセンターに「災害ボランティア現地支援センター」をそれぞれ設置する。
- ・「災害ボランティア現地支援センター」は、区本部保健福祉部と連携を図り、ボランティアによる在宅援護を支援する。

3 - (4) . 精神科救護所

- ・精神科救護所の設置について、厚生労働省、兵庫県と協議する。
- ・要援護者支援本部有病者班は、区本部保健福祉部と協議のうえ、精神科救護所を開設し、次に掲げる業務を行う。

精神障害者の継続的な医療・投薬の確保

避難所等での精神疾患の急発・急変への対応

避難所や遺体安置所での巡回相談

職員やボランティアに対するデブリーフィング（心のケア）の実施



## 23. 外国人対応マニュアル

責任者 市長室国際交流推進部国際交流担当課長 三木 由美子 (内線 3940)  
副責任者 市長室国際交流推進部国際交流担当係長 久保田 綾子 (内線 3942)

### 1. 目的

災害時に日本語が十分でない外国人に対し情報を提供するとともに、通訳の派遣、相談窓口を設置し、適切に対応することを目的とする。

### 2. 事務処理のフロー図(災害発生後)

災害発生時にはまず(1)に着手し、その後の状況に応じて(2)～(4)を同時並列的に進めていく。

#### (1) 情報収集

領事館・外国人コミュニティ等に対し情報収集を実施 【市長部】

災害発生後、外国人は避難所に避難するケースのほか、日頃利用している外国人学校、教会、外国人コミュニティ施設に避難するケースが考えられる。また、在住外国人の保護を業務とする領事館に情報が集中することもある。

そのため、在阪神領事館、主要外国人関係施設、外国人コミュニティ等から被災状況等の情報を収集するとともに、これら機関との連携を図り、災害において生じる障害を解消するよう努める。

#### (2) 外国人相談窓口の設置

外国人専用相談窓口の設置 【市長部】

市長部は、災害の状況に応じ、神戸国際コミュニティセンターに外国人専用相談窓口を設置するよう(公財)神戸国際協力交流センターに要請する。

窓口設置後、市長部は市民参画推進部及び区本部が設置する「災害相談センター」、「災害市民相談」と連絡を密にし、外国人からの相談を的確に処理できるよう(公財)神戸国際協力交流センターを支援する。

また、市役所への外国語による相談については、国際交流推進部に職員を待機させ、対応する。

#### (3) 外国人への広報活動

英語版広報資料の作成 【市長部】

市長部は、被災外国人への情報伝達を行うため、市民参画推進部が発行する広報紙などを英語に翻訳し、区役所、領事館や外国人コミュニティ等を通じて広報する。

英語以外の広報 【市長部】

英語以外の言語については、国際交流団体、外国人支援団体等の協力を求め、広報に努める。

外国語FMラジオへの情報提供 【市民参画推進部】

外国語FMラジオへ情報を提供することで、外国人コミュニティに属さない外国人への情報

提供に努める。

(4) 通訳者の手配・派遣

通訳・翻訳者の確保・派遣 【市長部】

外国人の災害時の言語面でのハンディキャップを解消するため、各種の市民相談や手続きの窓口等で通訳者が必要な場合など、災害の状況に応じ、必要な通訳・翻訳者を確保する。

確保については、あらかじめ登録されている災害時通訳・翻訳ボランティアへ支援依頼するとともに、必要に応じて近畿地域国際化協会連絡協議会の「災害時における外国人支援ネットワークに関する協定書」に基づき、近隣自治体にボランティアの広域的な派遣を要請する。

なお、災害時通訳・翻訳ボランティアの運用の詳細については、別に(公財)神戸国際協力交流センターが定める。

専門的な通訳・翻訳者の手配・派遣 【市長部】

海外からの支援部隊やマスコミへの対応など、専門性の高い通訳・翻訳者が必要な場合、それぞれの部局からの要請に基づき、通訳・翻訳者を手配・派遣する。

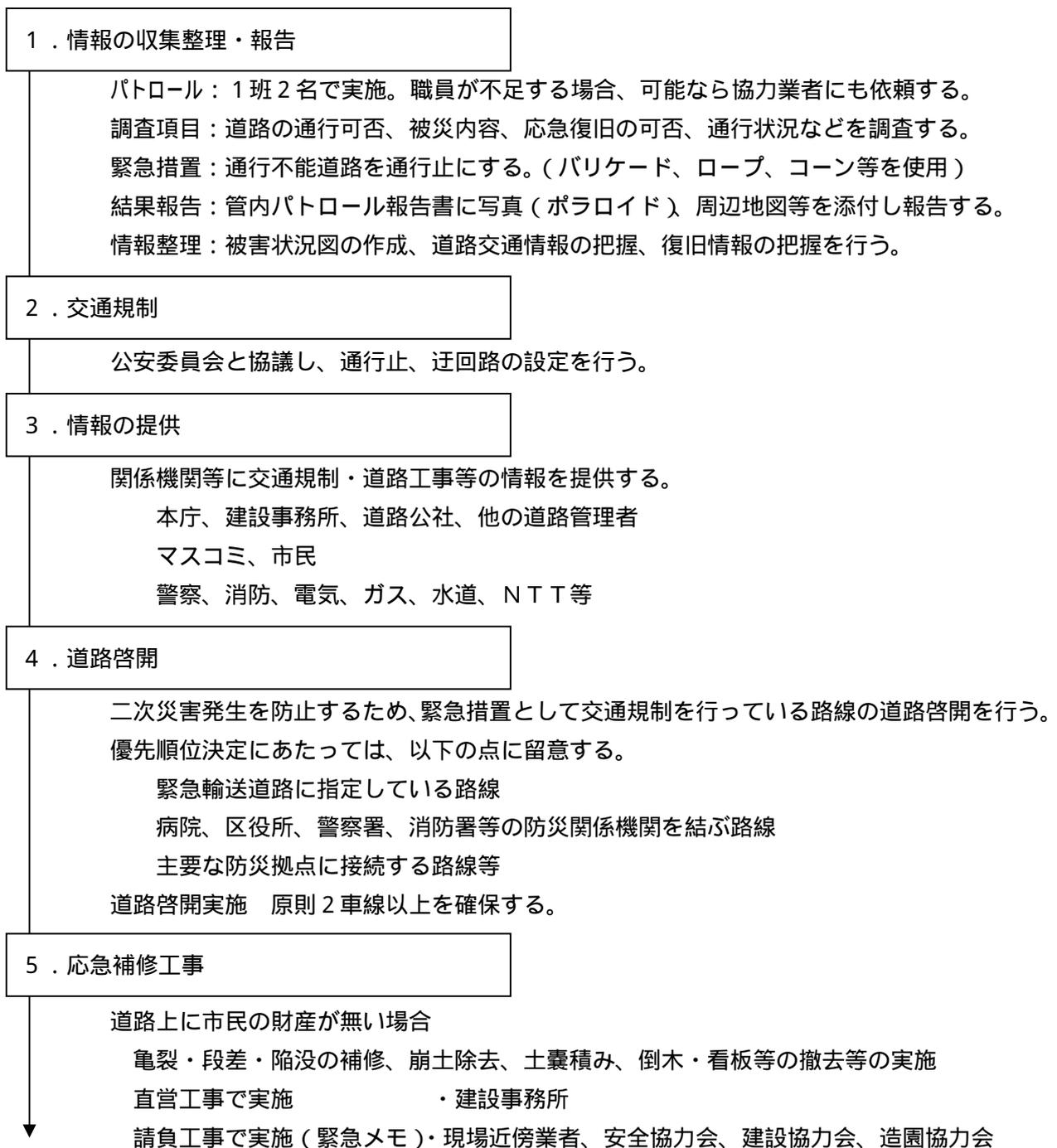
# 24 . 道路災害応急対応マニュアル

責任者 建設局道路部管理課長 野田 晋也 (内線 4110)  
副責任者 建設局道路部管理課事務係長 松本 剛 (内線 4111)

## 1 . 目的

災害による交通遮断から救急救援活動の道路交通を確保するため、道路管理者は道路啓開を実施し、緊急輸送路等の確保に努めることを目的とする。

## 2 . 事務処理のフロー図 (災害発生後)



## 6 . 道路交通障害物件の除去

道路上に市民の財産が有る場合

通行障害物の調査を行う。

除却工事実施箇所の決定及び道路占有者に対する撤去の指示を行う。

緊急輸送路は、公安委員会・警察と協力して撤去を実施する。

その他道路は占有者に除却を指示、または所有者に同意書を提出してもらい、除却する。

## 7 . 応援の要請・受入れ

建設事務所長が応援を要請する。 他の建設事務所、本庁、市の他部局、他都市

## 8 . 工事完了・交通の開放

関係機関等に交通規制・道路工事等の情報を提供する。

本庁・建設事務所・道路公社・他の道路管理者

マスコミ・市民

警察・消防・電気・ガス・水道・NTT等

# 25 . 市営地下鉄・バス運行マニュアル

責任者 交通局総務課長 田中 恵子 (内線 6010)  
副責任者 交通局総務課総務係長 三宅 正人 (内線 6011)

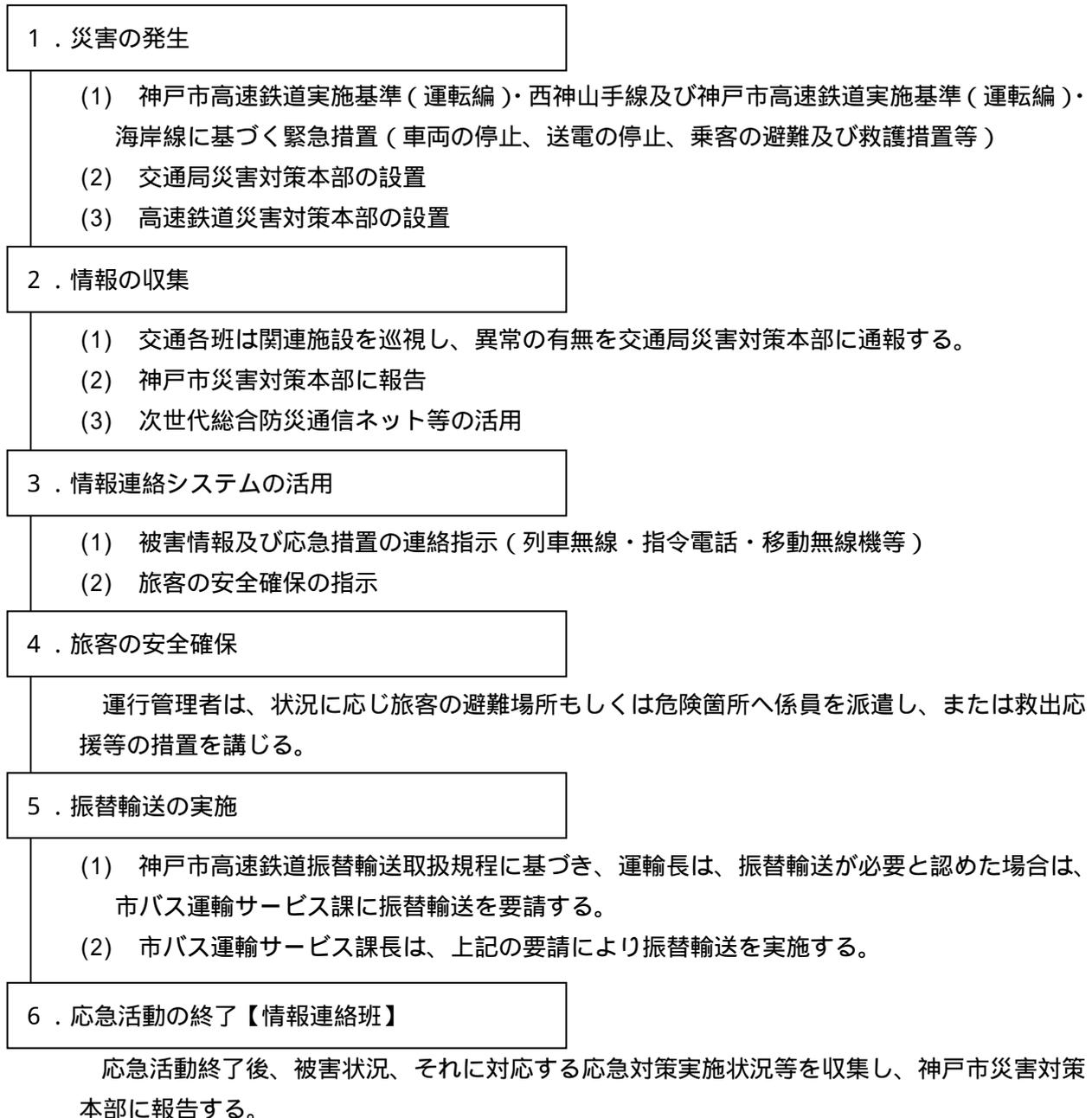
## 1 . 目的

災害発生時に設置される「神戸市災害対策本部交通部」の開設および運営に関する各事項について定め、迅速かつ組織的に災害対応を実施することを目的とする。

## 2 . 本マニュアルの構成

このマニュアルでは次の事項について定めるものとし、別に定める「高速鉄道防災指令要綱」、「高速鉄道災害対策本部設置要綱」、「高速鉄道地震対策要綱」および「異常事態発生時における自動車の運行の安全確保に関する措置要綱」等を併用する。

## 3 . 事務処理のフロー図



# 26 . 行方不明者の搜索・遺体の埋火葬マニュアル

行方不明者の搜索、遺体の安置・処置等

責任者	保健福祉局総務部保護課長	大野 浩	(内線 3020)
副責任者	保健福祉局総務部保護課医療係長	宮前 麻矢	(内線 3024)

遺体の火葬

責任者	保健福祉局生活衛生担当部長	高橋 順之	(内線 3303)
副責任者	保健福祉局健康部斎園担当課長	澤田 信二	(内線 3323)

## 1 . 目的

当該マニュアルでは、地震、風水害等の災害によって行方不明となった者の搜索及びこれらの災害により発生した遺体の安置・処置、身元不明又は火葬を行う者がいない遺体の埋火葬等を円滑かつ適切に行うために、実施主体・担当部局・全体フロー・留意事項等を具体的にまとめている。

## 2 . 行方不明者の搜索、遺体の安置・処置等フロー（災害発生後）

### 1 . 死者の発生数・被害状況の確認

- (1) 区本部は、災害状況、規模を確認するとともに、警察・消防と連絡をとり、情報収集及び情報提供を行う。
- (2) 保護課は、各区からの報告を受け、今後の搜索等に必要な人員・物品を把握し、葬祭業者等に連絡し、今後の調達について協力を依頼する。
- (3) 保護課は、県の消防課に状況を報告する。

### 2 . 行方不明者の搜索

- (1) 保護課は、消防部及び兵庫県警察・神戸海上保安部に協力を依頼し、区本部は所轄の消防署・警察等に協力を依頼する。
- (2) 保護課と区本部で連絡を取りながら、必要な人員及び搜索機器を調達する。
- (3) 区本部は、所轄の消防署・警察署と連携をとり、状況によっては自衛隊、地元自主防災組織や住民等の協力を得ながら搜索する。
- (4) 保護課は、必要な場合には搜索期間（10日以内）の延長を県知事に申請する。

### 3 . 遺体安置所の設置

- (1) 区本部は、警察署とも協議しながら、安置所を確保する。また、シート、毛布等の必要な物品を調達する。
- (2) 区本部は、安置所に指定した場所とその総数及び各安置所の受入れ可能な遺体数について、保護課及び所轄の消防署・警察署に連絡する。
- (3) 保護課と区本部は、葬祭業者に安置等について協力を依頼し、棺・ドライアイス等を調達する。

#### 4．遺体の安置

- (1) 区本部は、捜索により発見した遺体を安置し、遺体発見の日時及び場所、氏名等を確認のうえ、遺体処理台帳を作成する。
- (2) 区本部は、開設している遺体安置所と安置所ごとの遺体安置数を保護課に報告する。

#### 5．遺体の処置

- (1) 区本部は、警察官による見分及び医師による検案が速やかに行われるように警察と連絡をとりあい、協力する。
- (2) 区本部は、見分・検案の済んだ遺体について、必要に応じて洗浄・縫合・消毒等の処置を行う。
- (3) 区本部は、洗浄等の処置の済んだ遺体を納棺し、一時保存する（ドライアイスで遺体の腐乱を防ぐ）。
- (4) 保護課は、必要な場合には処置期間（10日以内）の延長を県知事に申請する。

#### 6．遺体の身元確認・引き渡し・安置所の撤収

- (1) 区本部は、警察等と協力しながら身元引受人の発見に努め、また、遺族からの行方不明者に関する相談に応じ、遺族に遺体を引き渡す。
- (2) 区本部は、誰にいつ引渡したかを遺体処理台帳に記載する。
- (3) 区本部は、遺体処理台帳等により保護課に報告する。
- (4) 保護課は、全市の取扱件数等のとりまとめをし、県に報告する。
- (5) 区本部は、安置された遺体が全て引き渡されたら、安置所を撤収する。

### 3．遺体火葬フロー（災害発生後）

#### 1．死者の発生数・被害状況の確認

- (1) 生活衛生課は、市災害対策本部より災害状況、規模を確認する。
- (2) 生活衛生課は、区本部・保護課から死者数・行方不明者数・安置遺体数に関する情報を収集する。

#### 2．市営斎場の状況確認

- (1) 生活衛生課は、斎場施設の被害状況、ライフライン状況を確認する。
- (2) 生活衛生課は、斎場職員の出勤状況を確認する。
- (3) 生活衛生課は、火葬業務に必要な物品（火葬用品、灯油、骨つぼ等）の調達を依頼する。
- (4) 生活衛生課は、斎場に被害がある場合は、復旧見込みを確認し、火葬能力を把握する。

### 3 . 火葬方法の検討

- (1) 生活衛生課は、死者数、被害状況、市営斎場の機能状況等を総合的に判断し、全遺体数の火葬計画を策定する。
- (2) 生活衛生課は、県に被害状況を報告し、必要があれば市外斎場利用の協力を依頼する。
- (3) 生活衛生課は、市内外の斎場利用方法の調整を行う。

### 4 . 斎場利用の情報提供

生活衛生課は、火葬計画に基づき、市内・外斎場の利用方法、利用可能場所・日時等の情報を市災害対策本部、各区本部を通じて遺族に提供する。

### 5 . 救助対象遺体の火葬

- (1) 区本部は、対象となる遺体数を様式2により生活衛生課へファックスで報告する。
- (2) 生活衛生課は、火葬計画に基づき、利用斎場等につき様式3により区本部へファックスで連絡する。
- (3) 区本部は、火葬許可書を発行し、指定された斎場へ遺体を搬送する。
- (4) 生活衛生課は、区本部で遺体搬送手段の確保が困難な場合は、連絡調整を行う。  
(必要に応じ、関係機関、ボランティアへ協力を要請する。)
- (5) 火葬場は、火葬後に火葬証明書を発行し、骨つぼを提供する。
- (6) 生活衛生課は、市外斎場を利用する場合、当該火葬場、区本部等と協議し実施する。
- (7) 区本部は、救助実施記録日計票、埋葬台帳を作成する。
- (8) 生活衛生課は、必要があれば県知事へ火葬期間の延長を申請する。

### 6 . 遺骨・遺留品の一時保管

- (1) 区本部は、火葬された遺骨及び遺留品を、遺体が収容された安置所に一時保管する。
- (2) 生活衛生課は、区本部長から依頼があった場合は、市営納骨堂で遺骨を一時保管する。

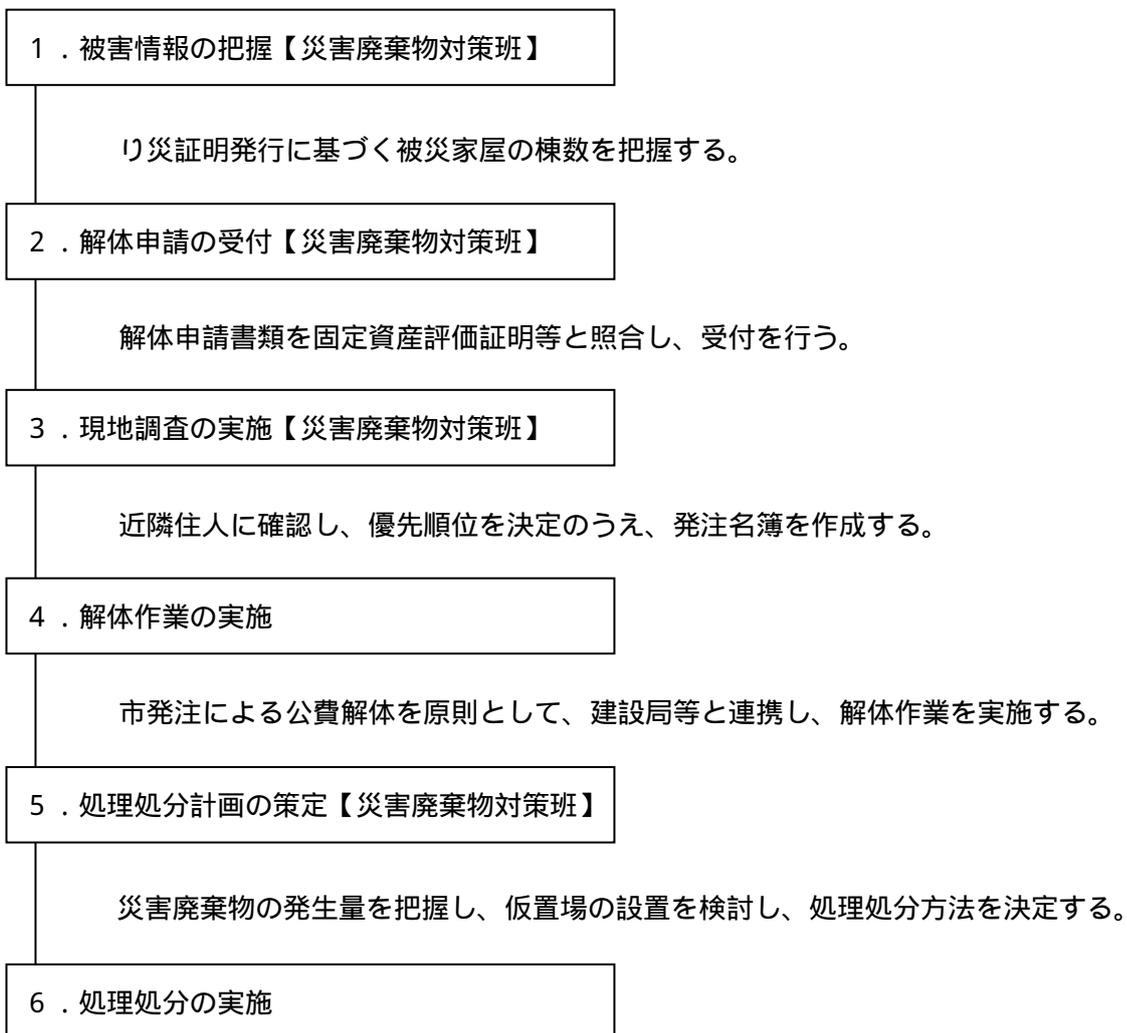
# 27. 災害廃棄物処理マニュアル

責任者 環境局資源循環部庶務課長 米田 幹生 (内線 3510)  
副責任者 環境局資源循環部庶務課庶務係長 三宅 聡 (内線 3511)

## 1. 目的

本マニュアルは、災害により発生した倒壊家屋等の『災害廃棄物』の処理を円滑かつ迅速に進めるために、行うべき業務の内容を整理したものである。災害発生時には、区災害対策本部・災害対策本部建設部・自衛隊等と連携して『災害廃棄物』を処理する。

## 2. 事務処理のフロー図（災害発生後）



原則として市域内処理とし、必要に応じて市域外処理を検討する。

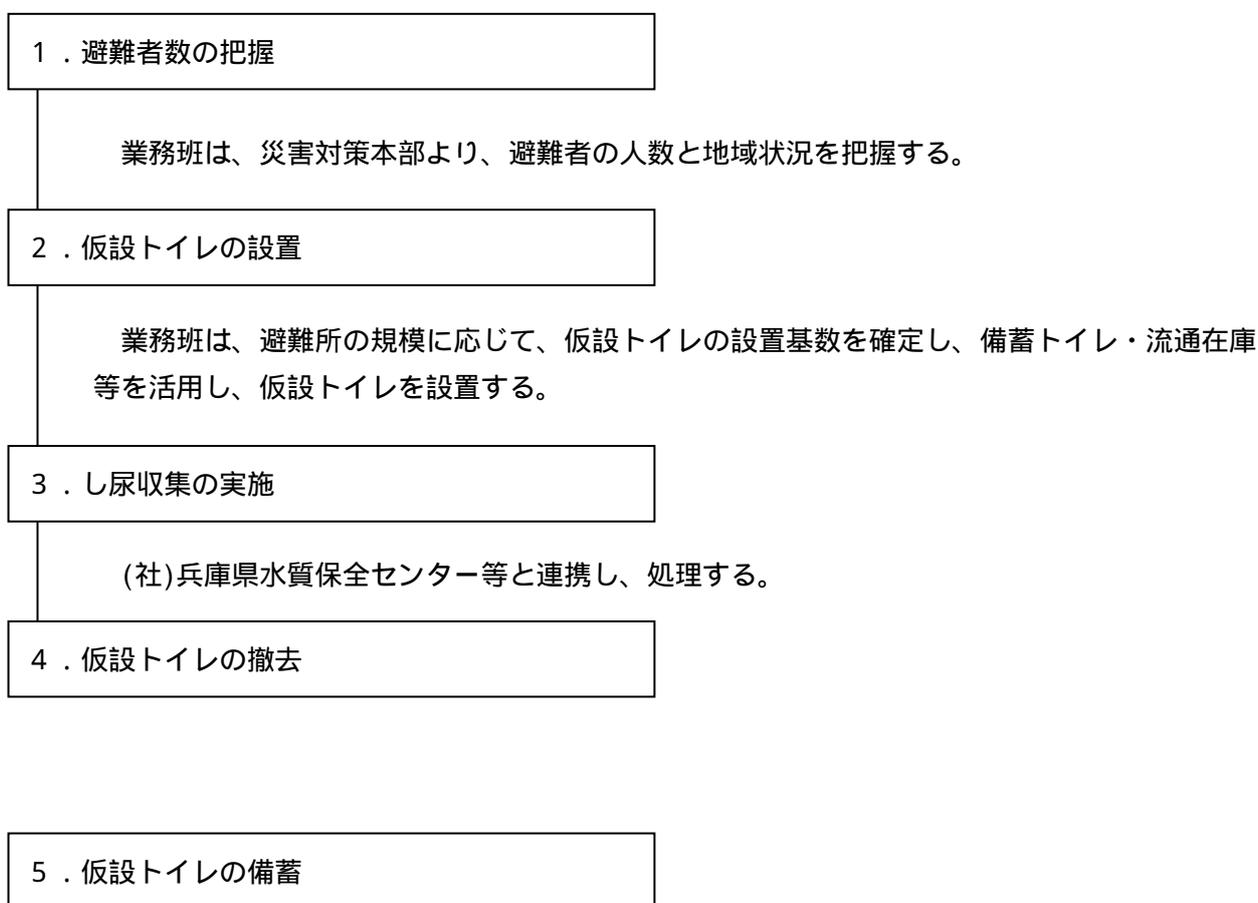
## 28．し尿処理マニュアル

〔 責任者 環境局資源循環部庶務課長 米田 幹生 (内線 3510) 〕  
〔 副責任者 環境局資源循環部庶務課庶務係長 三宅 聡 (内線 3511) 〕

### 1．目的

本マニュアルは、阪神・淡路大震災直後のライフラインの途絶（水道の不通）によるトイレパニックの経験をふまえて、仮設トイレ等の備蓄・下水道マンホールの利用等により、災害時におけるし尿処理の体制を確立し、し尿処理を迅速に行うための事務の内容を整理したものである。

### 2．事務処理のフロー図（災害発生後）



- (1) 年次計画により、仮設トイレを備蓄する。
- (2) 公共下水道利用型仮設トイレを整備する。

## 29. ライフライン復旧マニュアル（水道編）

配水責任者	水道局事業部配水課長	三浦 正孝	（内線 5920）
副責任者	水道局事業部配水課管理係長	大藪 智久	（内線 5941）
浄水責任者	水道局事業部施設課長	熊木 芳宏	（内線 5930）
副責任者	水道局事業部施設課浄水係長	小河 広志	（内線 5933）

### 1. 目的

水道施設に多大な被害が生じた場合、その応急復旧についての総合的かつ計画的な諸活動が実施できる体制をつくり、通常給水への早期回復を図り、市民生活の安定に寄与することを目的とする。

### 2. 事務処理のフロー図（災害発生後）

#### 1. 職員の配備

- (1) 職員の配備は、情報連絡班（庶務課）・応援対策班が連携して行う。
- (2) 応援対策班は、復旧の進捗状況に応じて、復旧あるいは浄水各班の職員配備を調整し、各班間の職員を融通する。

#### 2. 災害対策本部の設置

- (1) 水道局長を本部長とする「水道部」を局内に設置する。
- (2) センターの所長（副所長）は、区本部防災連絡調整会議の構成員となる。
- (3) 所長は、区本部長の指示が水道対策本部の基本方針と著しく異なるときは、水道本部長の承認を得なければならない。

#### 3. 被害情報の収集

- (1) 職員は、出勤の途上あるいは災害対策活動中において周囲の情報を収集する。
- (2) 所長は、被害調査に必要な人員を確保し、水道幹線及び準幹線路に職員を出勤させ、被害の程度を早期に把握する。

#### 4. 応急給水資機材の確保

応援対策班は、備蓄している応急復旧資機材の実数を確認し、各班間の在庫調整を行う。

#### 5. 応急復旧計画の策定

- (1) 情報連絡班は、テレメーターの分析、現地調査等の情報に基づき全般的な被害を想定する。
- (2) 想定した被害状況に応じて復旧計画を策定し、応援要請等について判断する。

## 6 . 応急復旧の実施

- (1) 浄水施設の応急復旧
- (2) 送・配・給水管の応急復旧
- (3) 宅地内給水装置の応急復旧
- (4) 工業用水道施設の応急復旧

## 7 . 広報

- (1) センターの所長は、復旧作業の進捗状況に関する情報については、住民自治組織の協力や掲示板の活用などにより実施するとともに、随時、区本部へも情報提供する。
- (2) 各班は、広報の統一化と情報発信の窓口の一本化を図るため、責任者を定める。

## 8 . 応援要請・受入れ

他の大都市、日本水道協会等への応援要請・連絡調整を行う者あるいは応援隊の宿舎等を担当する部署について定める。

# 30 . ライフライン復旧マニュアル（下水道編）

責 任 者 建設局下水道河川部経営管理課長 林 千景 (内線 4310)  
副責任者 建設局下水道河川部経営管理課管理係長 杉森 荘太 (内線 4311)

## 1 . 目的

災害によって破損した下水道施設による二次災害を防止するとともに、迅速かつ効果的に復旧することを目的とする。

## 2 . 事務処理のフロー図（災害発生後）

### 1 . 緊急調査

調査目的：被害状況の概略把握と二次災害の防止

調査班の編成（管渠）

- ・ 2～3人のチームを編成し、調査区域を設定して行う。
- ・ 交通用具は二輪車が有効である。

### 2 . 緊急措置

危険の回避

- ・ 道路陥没、溢水箇所等の通行規制、バリケード等の設置
- ・ 流水阻害箇所のポンプによる仮排水
- ・ 浸水や溢水防止のためのゲート開閉や排水、危険物等の保全等

### 3 . 応急復旧

最低限の機能復旧

- ・ 浚渫、管の入替え、仮排水、止水・仮締切、構造物の応急補修や補強、設備の応急補修や施設保全等

### 4 . 応援の要請

被害が甚大な場合は、他都市へ応援を要請する。

### 5 . 復旧工事

被災の箇所と程度、施設の重要度、復旧の難易度、施設の将来計画を考慮して本復旧の水準を定める。

### 6 . 工事完了

# 31 . 物価の調査・監視等マニュアル

〔 責 任 者 市民参画推進局市民生活部消費生活課長 荒木 武文 (内線 4410) 〕  
〔 副責任者 市民参画推進局市民生活部消費生活課消費生活係長 佐藤 真司 (内線 4411) 〕

## 1 . 目的

激甚な災害発生時に、市民の消費生活の安定を図るべく、迅速・的確な対応を一体的に実施することを目的とする。

## 2 . フロー図

### A 消費者保護対策

#### 1 . 悪質商法に対する市民啓発

災害時には、悪質商法等による被害が懸念されることから、下記的手段等により市民に注意を呼びかけ、被害の未然防止に努める。

- (1) 「くらしのかわらばん」の発行・配布・掲示（避難所、区役所、量販店、警察署・派出所等）
- (2) 「広報紙K O B E」等での情報提供
- (3) 街頭キャンペーン等の実施
- (4) 戸別訪問による啓発と広報パトロール

#### 2 . 消費生活相談業務の実施

災害の混乱に乗じた悪質商法等が懸念されることから、消費者被害の救済が図れるよう、契約・解約に関するトラブルについての相談を行う。

< 体制 >

- (1) 臨時電話の増設や休日受付、受付時間延長など相談体制の強化
- (2) 「悪質商法 110 番」などのわかりやすい名称による P R の実施

#### 3 . 広告の適正化

虚偽又は誇大な広告、誤解を招く紛らわしい広告など不適正な広告を排除するため、条例に基づく指導や関西広告審査協会等への要請を行う。

#### 4 . 計量緊急調査・指導の実施

適正な計量を確保するため、調査・指導及び精度確認を行う。

< 調査・指導項目 >

- ・ はかり 調査店舗：量販店、小売店、小売市場等
- ・ 商品量目 調査店舗：量販店、ミニスーパー等
- ・ ガソリンメーター 調査店舗：ガソリンスタンド

< 調査方法 > : 毎週 2 ~ 3 日間程度、1 班 2 名で 2 班編成 ( 合計 4 名 )

## 5 . 他の行政機関との連携

兵庫県及び兵庫県警察と連携して、特定商取引法等に基づく悪質・不当な商法の取り締まり、街頭キャンペーン等を実施する。

## B 物価安定対策

### 1 . 生活物資の確保及び安定供給

#### (1) コープこうべとの協定の発動

「緊急時における生活物資確保に関する協定」を発動し、産業振興局との連携により生活物資を調達し、避難所等への搬送を要請するとともに、店舗等での安定的な供給及び価格の安定を図る。

< 協定指定の生活物資 >

- ・ 神戸市民のくらしをまもる条例指定の重要物資 小麦粉他 10 品目
- ・ 緊急時に必要とされる物資 パン製品他 20 品目 他

< 手順 >

市民参画推進局市民生活部消費生活課がコープこうべの緊急物資対策本部及び同事務局に対して協定発動を連絡し、生活物資の調達を要請するとともに、

- ・ 店舗等での価格安定及び安定供給を要請する。
- ・ 市民の購買動向、物資の需給等について、コープこうべと情報を交換する。

具体的な救援物資については、被災者等への物資調達を所管する産業振興局庶務課がコープこうべへ随時連絡する。

#### (2) 価格の安定等要請

店舗の早期営業再開並びに生活物資の価格安定及び安定供給を要請する。

< 主な要請先 > : 量販店、小売市場、コンビニエンスストア、兵庫県石油商業組合 他

### 2 . 物価調査・監視などの強化

物価の高騰や便乗値上げなどを防止するため、食料品や日用品等の生活物資の価格調査・監視等を強化する。

#### (1) 価格調査・監視

店頭価格や需給状況・流通状況、消費動向の調査並びに価格の安定及び安定供給を要請する。また、便乗値上げがあった場合は、是正を要請する。

< 調査品目 >

- ・ 平常時の調査品目（食料品 17 品目、日用品 13 品目）
- ・ 神戸市民のくらしをまもる条例指定物資 他

< 調査店舗 >

- ・ 量販店、百貨店、小売店、小売市場等

< 調査方法 >

- ・ 毎週 2 日間程度、1 班 2 名で 4 班編成（合計 8 名）

#### (2) 物価 110 番の開設

買い占め・売り惜しみ、価格の高騰・便乗値上げ等に関する情報収集及び市民からの苦情相談、問い合わせ、情報提供に対応するため開設（24 時間対応）する。

苦情相談については、必要に応じて調査する。

(3) 情報提供

C 国との協力・連携等

1 報 告

- (1) 消費生活相談 消費者庁、国民生活センター
- (2) 価格調査 消費者庁、経済産業省（近畿経済産業局）、  
農林水産省（近畿農政局）

2 要 望

関係省庁（消費者庁、経済産業省、農林水産省等）

悪質商法の防止

生活物資の優先供給

物価の安定・監視

流通経路の確保

広域的な啓発 他

## 32．義援金受入れ・配分マニュアル

(受入)	責任者	会計室会計課長	山川 浩司 (内線 2110)
	副責任者	会計室会計課出納担当係長	中西 由美 (内線 2117)
(配分)	責任者	保健福祉局高齢福祉部介護保険課長	上田 智也 (内線 3180)
	副責任者	保健福祉局高齢福祉部介護保険課管理係長	布谷 昌之 (内線 3181)

### 1．目的

災害時における義援金の受入れと配分の事務を迅速に行うことを目的とする。

### 2．義援金受入配分フロー（災害発生後）

#### 1．義援金の受入れ

##### (1) 義援金の受入口座の開設

会計部は、銀行振込、ゆうちょ銀行災害義援金無料送金システム、外貨送金により送られてくる義援金を受け入れるため、ゆうちょ銀行、郵便局、金融機関等と調整し、受入専用口座を開設する。

##### (2) 市役所義援金窓口等の設置

会計部は、現金等で持参された義援金の受入れのための窓口を本庁及び区（支所含む）の会計室に開設するとともに、専用電話を設置する。

##### (3) 義援金募集の広報

会計部は、義援金の振込や送金方法等受入れに関する情報を庁内に通知するとともに、広報媒体を通じて外部に広報を行う。

#### 2．義援金の配分

##### (1) 義援金募集の広報

保健福祉部（介護保険課）は、義援金の配分内容が決定した段階で、その内容・申請方法等配分に関する情報を庁内に通知するとともに、広報媒体を通じて市民に広報する。

保健福祉部（介護保険課）は、義援金の申請書・義援金台帳等必要書類を作成する。

保健福祉部（介護保険課）及び各区災害対策本部は、市民からの相談等に対応するため、相談窓口と専用電話を設置する。

##### (2) 義援金配分の実施

保健福祉部（介護保険課）は、義援金配分に伴う事務量を判断し、場所及び必要人員の確保を図る。

災害直後の被災状況（交通機関、郵便業務の麻痺）により複数の受付窓口を設置する

必要がある場合には、各受付窓口に責任者を配置するとともに、各区災害対策本部等へ場所の提供及び応援職員の動員を要請する。

保健福祉部（介護保険課）は、事務フローに従い、義援金の配分事務を行う。

保健福祉部（介護保険課）は、義援金ごとに日々の義援金配分状況を集計し、会計部及び金融機関に報告するとともに、資金の手当てを行う。

保健福祉部（介護保険課）は、調整部（情報化推進部）とともに義援金台帳及び配分状況をデータ化し、電算管理を行う。

### 3. 災害義援金募集委員会との連絡

保健福祉部（介護保険課）は、募集委員会への参加及び配分原資に関することについての相互の連絡体制を整え、配分事務に支障をきたさないよう調整する。

### 3. 参考データ

義援金の種類と配分方法〔阪神・淡路大震災時において実施されたもの〕

種 類	配 分 方 法
死亡者・行方不明者見舞金及び住家損壊見舞金	当初は「引換証交付方式」で、その後「口座振込方式」に
重傷者見舞金	「口座振込方式」
要援護家庭奨励金	「口座振込方式」
被災児童生徒教育資金助成金	「口座振込方式」
被災児童生徒（遺児・孤児）特別教育資金	「口座振込方式」
住宅助成金	「口座振込方式」

# 33 . り災証明発行マニュアル

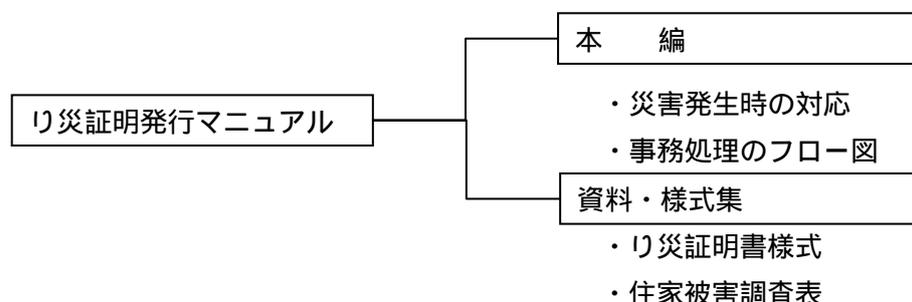
〔 責任者 市民参画推進局参画推進部区政振興課長 丹本 陽 (内線 2240) 〕  
〔 副責任者 市民参画推進局参画推進部区政振興課区政係長 市邊 裕喜 (内線 2241) 〕

## 1 . 目的

り災証明書の発行を迅速、的確に行うことを目的とする。

り災証明は、災害救助法、被災者生活再建支援法等による各種施策や市税の減免、その他の被災者支援策を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、本人の申し出により、区長及び消防署長が確認できる程度の被害について証明するものである。

## 2 . 本マニュアルの構成



## 3 . 災害発生時の対応

### (1) り災証明発行、被害家屋調査の実施方針の確認

災害発生後、行財政部、市民参画推進部および区本部で、下記の要素を考慮して、り災証明、被害家屋調査の実施方針を確認する。

- 家屋被害の状況あるいは家屋被害発生の見込み
- り災証明発行が求められる各種施策に関する動き
- 国、兵庫県、他の被災自治体の動き
- 被害家屋調査の実施方法
- り災証明の受付、り災証明書の発行方法
- り災証明発行、被害家屋調査の実施期間 等

### (2) り災証明発行・被害家屋調査等の実施に関する広報

行財政部、市民参画推進部および区本部は、り災証明・被害家屋調査等の実施方針の確認ができ次第、速やかにその内容を広報する。り災証明を必要とする各種施策の広報が必要な場合は、当該施策担当部との連携を図る。

このとき、り災証明とり災届出証明との違い、被災建築物応急危険度判定と被害家屋調査との違いを被災者に正確に伝達するように留意する。

なお、必要に応じて、り災証明発行および被害家屋調査の進捗状況を定期的に広報する。

(参考) 阪神・淡路大震災時のり災証明等に関する広報

・被害家屋調査実施中の広報	1月28日
・り災証明発行開始(2月6日より)の広報	2月3日
・り災証明の申請期限(4月21日)の広報	3月31日
・再調査の申請期限(4月7日)の広報	3月31日

### (3) 被害家屋調査の実施

災害発生後、二次災害等の恐れがなくなり次第、行財政部および災害が発生した区の区本部が連携し、以下の手順を参考に、被害家屋調査を実施する。

#### 調査実施計画の作成

被害家屋調査実施方針に沿って、調査実施計画を作成する。

作成にあたり、事前に被害概要を把握する必要がある場合は、予備調査を実施し、被災状況によっては、災害発生後2週間以内に被災地の航空写真を撮影する。なお、航空写真のスケールは、市街地 1/1000、市街地以外 1/2500 を目安とする。

調査実施計画は、国、兵庫県、他の被災自治体等との情報共有をはかり、下記の事項のほか必要な事項を定める。

#### ア 調査方法の決定

調査は、原則として「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」により実施するが、下記事項については、被害家屋の発生状況により、そのつど決定する。

- ・一定範囲の全棟を調査あるいは被災者からの申し出による調査
- ・外観目視調査と立ち入り調査を別々に実施あるいは当初から立ち入り調査を実施

#### イ 調査範囲の設定

予備調査の状況から、調査の必要な範囲を決定する。ただし、その後に被害状況の詳細が明らかになった場合は、必要に応じて範囲の変更を行うことを考慮しておく。

#### ウ 調査人員

区本部の税務関係職員を中心とした区本部職員とし、行財政部職員がこれを支援する。

また、調査人員が不足する場合は、他部の職員の応援を要請する。さらに、必要に応じて他都市への応援要請あるいは建築士に対するボランティア協力の要請を行う。

なお、要請時には、応援職員ひとり一人の派遣期間はできるだけ長期（概ね7日以上）となるように調整する。

#### エ 調査体制

調査体制は、複数の調査員による班を編成することを基本とする。また、各班には、神戸市職員を含むことを原則とする。

#### オ 調査期間の設定

市民参画推進部、保健福祉部およびその他のり災証明を必要とする各種施策の担当部と調整し、り災証明書の発行開始日および被害家屋調査の実施期間を設定する。再調査の期間については、被害家屋調査の進捗状況等を考慮して、り災証明書発行後に別途設定することを基本とする。

#### 調査用備品等の準備

調査計画に応じて、調査実施に必要な備品等を準備する。なお、必要な備品は以下のものが考えられる。

- ・調査携帯品...調査票、住宅地図、デジタルカメラ、ヘルメット、傾斜計（さげふり）  
コンベックス
- ・調査員運搬用車両
- ・他都市応援職員、ボランティア建築士等が宿泊可能な施設等に関する情報

#### 調査人員に対する研修

確保した人員に対し、必要に応じて調査方法等の研修を実施する。

#### 調査本部、区調査本部の設置

災害の規模が大きい等、被害家屋調査の状況を一元把握する必要がある場合は、行財政部に調査本部を設置し、判定調査に関する進捗状況の管理、プレス対応、PR等を行う。また、家屋被害の著しい区では、区調査本部を設置し、区内の調査の進捗管理や調査本部との連携を図る。

(4) リ災台帳の作成

行財政部および区本部は、被害家屋調査の実施とあわせ、リ災証明発行台帳の基本台帳となるリ災台帳を作成する。リ災台帳には、被害家屋調査による判定結果、家屋データ、地番、住居表示、住民基本台帳等のデータを集約する。

(5) リ災証明の発行

区本部は、被災者からリ災証明の申請を受け付け、リ災台帳に基づいてリ災証明書を発行する。あわせて、リ災証明書の発行状況を管理するため、リ災証明書発行台帳を作成し、その内容を市民参画推進部に定期的に報告する。

受付・発行窓口の開設

区本部は、リ災証明の受付・発行窓口を開設する。準備は市民参画推進部および区本部が連携して行う。

【留意事項】

- ・区本部は、リ災証明受付・発行会場を確保するとともに、電話、ファックス、コピー機など必要な設備を用意する。
- ・会場は、区役所庁舎の会議室を活用することを原則とするが、被災状況に応じて、被災者に便利な場所の確保に努める。
- ・一度に多数の申し込みが予想されるため、迅速な受付、発行体制を確立するとともに、担当職員の研修を行う。
- ・市民参画推進部は、被害家屋調査の状況を見て、リ災証明様式を準備する。

郵送による申請受付

市内の被災状況によっては、郵送による受付・発行を行う。

【留意事項】

- ・郵送申請に必要な事項として、建物の所在地、申請者の氏名、住所、連絡先、昼間に連絡の取れる電話番号を求め、様式は特に定めない。
- ・発行のために、返信用封筒の同封を求める。ただし、同封されていないものについては、市役所の負担とする。
- ・郵送で申請する旨の問い合わせがあったときは、申請に必要な事項の記載を求める。
- ・受付後、建物の所在地が住宅地図でわからないときは、電話で確認する。
- ・証明書を送付するとき、証明の対象となった建物を住宅地図上に図示し、コピーを同封する。

(6) リ災証明発行台帳の整備

区本部は、リ災証明の発行状況を管理するため、リ災証明発行台帳を整備する。

(7) 再調査

リ災証明発行後、以下のような場合には、被災者等からの申し出により、再調査を実施する。

ア．被災者等がリ災証明の判定結果に不服であった家屋

イ．周囲の被災状況により被害家屋調査が物理的にできなかった家屋

再調査の受付および実施

区本部は、リ災証明の受付窓口とあわせて、再調査の受付窓口を開設する。

受付後、被災者等の立会いのもと、再調査を実施する。

再調査の結果、被災度判定が変更となった場合は、リ災台帳およびリ災証明発行台帳に反映するとともに、リ災証明書を修正する。

【留意事項】

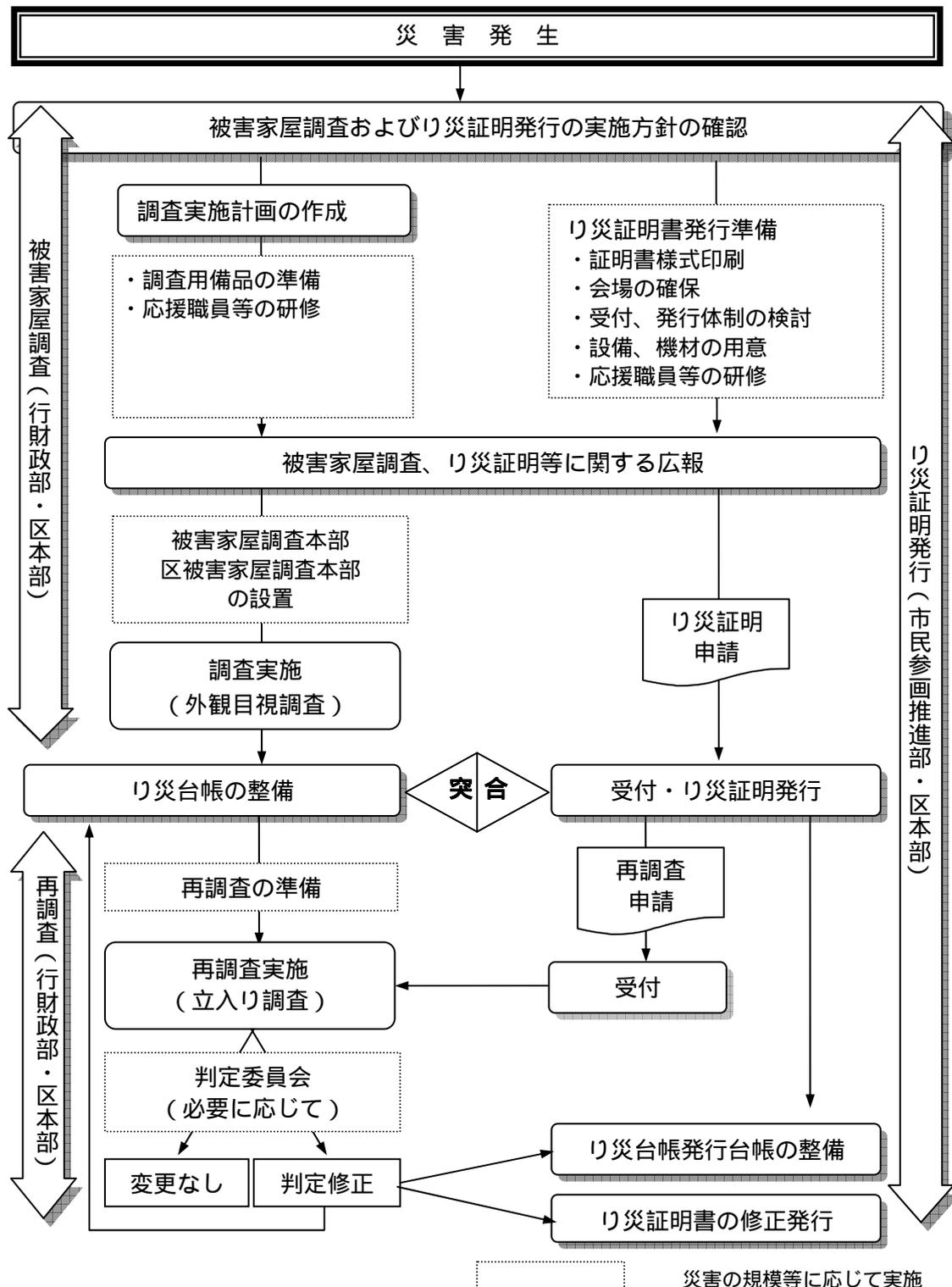
- ・リ災証明発行後、速やかに受け付けることできるように、再調査受付体制とリ災証明発行体制との連携を考慮する。
- ・被災者の状況を考慮して、再申請の受付期間を設定する。
- ・再調査については、被害家屋調査の状況から再調査の申請量を推測し、あらかじめ必要な人員・体制を整える。

あわせて、税務関係、建築関係職員あるいはボランティア建築士などで構成する専門チームの編成も視野に入れる。  
 ・再調査の結果およびその根拠については、申請者に対して現地で説明し、了承を得ることを原則とする。

判定委員会

再調査において、申請者の了解を得られなかったものについては、必要に応じて区本部内に次の判定委員会を設置し、判定委員会の意見を踏まえ区長が判定する。

判定委員会の事務局は、各区の本部内に設置し、委員会の構成は専門知識を有する建築士、不動産鑑定士、学識経験者等から3名の委員を区長が委嘱する。



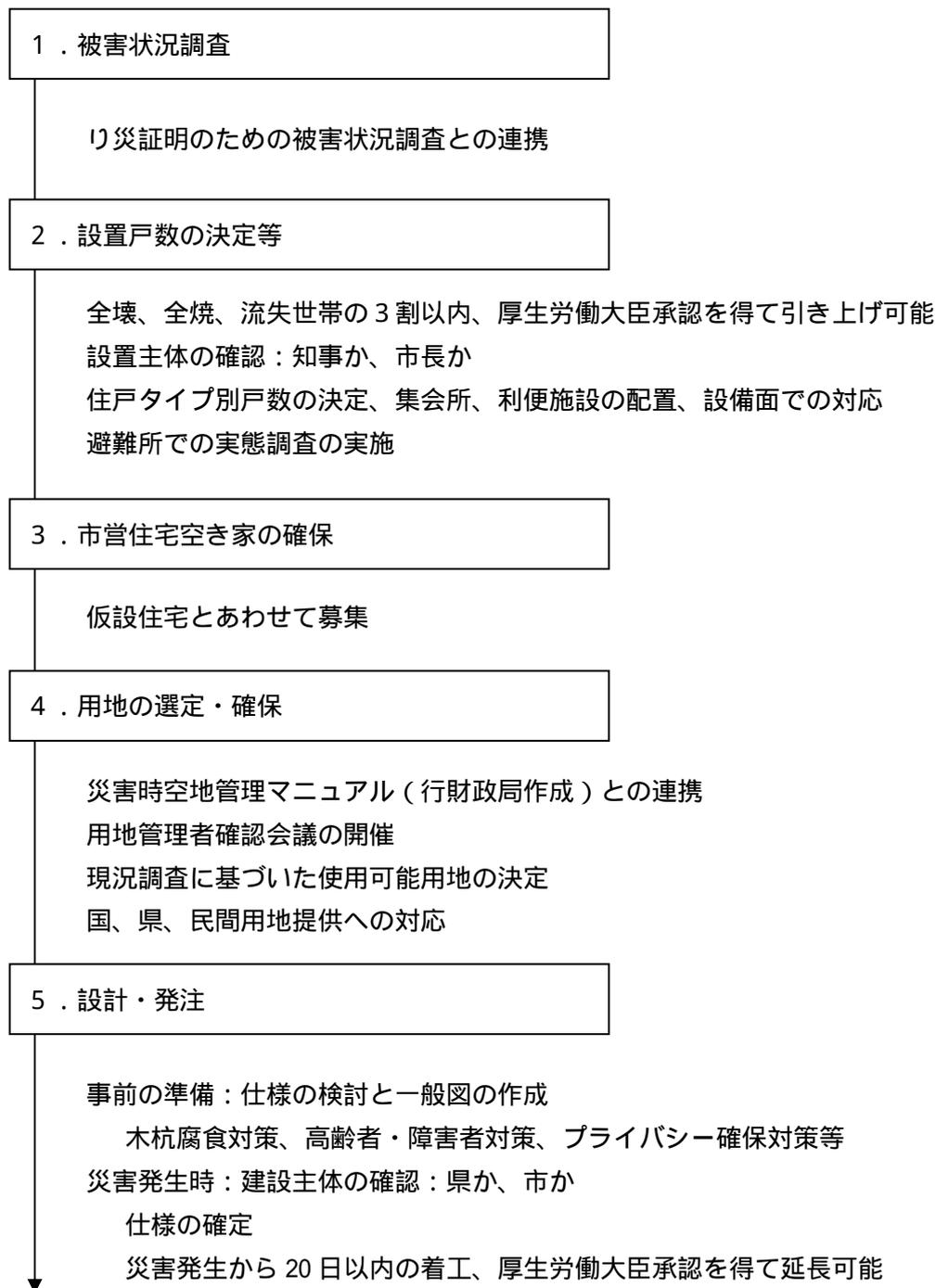
# 34 . 応急仮設住宅マニュアル

責任者 都市計画総局総務部庶務課長 内藤 直樹 (内線 4510)  
副責任者 都市計画総局総務部庶務課庶務係長 近藤 将晴 (内線 4511)

## 1 . 目的

このマニュアルは、応急仮設住宅に関することすべてについて、阪神・淡路大震災の経験と反省を込めて策定するものであり、今後の災害発生時に迅速かつ円滑に対応できるよう、基本的な方針と必要と想定される事務を定めるものである。

## 2 . 事務処理のフロー図（災害発生後）



## 6 . 入居対象者の決定

入居資格の確定  
優先順位、割合の決定

## 7 . 募集

常設の相談窓口の設置  
広報 応募 抽選 審査 契約・鍵渡し  
高齢者・障害者向け地域型仮設については個別の受付

## 8 . 管理・保全

管理のための別組織の立ち上げ  
苦情・要望に関する 24 時間受付窓口の開設  
在宅福祉施策との連携  
コミュニティの育成

## 9 . 処分

仮設住宅の撤去、用地の現状回復  
用地所有者、居住者との協議

# 35 . 給付・貸付マニュアル

責任者 保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課長 藤本 英和 (内線 3160)  
副責任者 保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課管理係長 中村 徹也 (内線 3171)

## 1 . 目的

災害時における災害見舞金等の給付・貸付の事務を迅速に行うための事項を定めることを目的とする。

## 2 . 給付・貸付フロー（災害発生後）

### 1 . 災害見舞金等の給付・貸付

#### (1) 災害見舞金等給付・貸付の決定

保健福祉部（国保年金医療課）は、被災状況の把握及びその他関係情報の収集を行い、その結果に基づき各給付金・貸付金ごとの対象者の把握及び支給時期の決定を行う。

#### (2) 災害見舞金等給付・貸付の広報

保健福祉部（国保年金医療課）は、災害見舞金等の給付・貸付内容が決定した段階で、その内容・申請方法等を広報媒体を通じて市民に広報するとともに、庁内に通知する。

保健福祉部（国保年金医療課）は、災害見舞金等の申請書・給付台帳等必要書類を作成する。

保健福祉部（国保年金医療課）及び各区災害対策本部は、市民からの相談等に対応するために相談窓口と専用電話を設置する。

#### (3) 災害見舞金等給付・貸付の実施

保健福祉部（国保年金医療課）は、災害見舞金等給付・貸付に伴う事務量を判断し、場所及び必要人員の確保を図る。

災害直後の被災状況（交通機関、郵便業務の麻痺）及び緊急を要する給付・貸付について、複数の受付窓口を設置する必要がある場合には、各区災害対策本部等へ場所の提供及び人員の動員を要請する。この場合、保健福祉部よりそれぞれの窓口に責任者を配置する。

保健福祉部（国保年金医療課）は、事務フローに従い災害見舞金等の給付・貸付事務を行う。

保健福祉部（国保年金医療課）は、各給付金・貸付金ごとに日々の給付・貸付状況を集計し、資金管理の参考とする。

保健福祉部（国保年金医療課）は、調整部（情報化推進部）とともに給付・貸付状況をデータ化し、電算管理を行う。

給付・貸付方法等について、申請受付は郵送申請並びに窓口申請を併用し、入金方法は口座振込方式とする。

なお、見舞寝具（毛布）の給付に関しては、応急物資の供給システムにより行う。

## 2. 災害弔慰金給付審査委員会の設置・運営

- (1) 保健福祉部(国保年金医療課)は、災害弔慰金の給付事務を行うにあたり、その給付に関して疑義が生ずるケースについて、給付の可否を判定する機関として「災害弔慰金給付審査委員会」を設置するとともに、課内に事務局を置き、委員会の運営にあたる。
- (2) 委員会の委員構成は、医師4名、弁護士1名、行政1名とする。〔阪神・淡路大震災に準拠〕

## 3. 参考データ

### 災害見舞金等の種類

	神戸市	兵庫県	社会福祉協議会
給付	災害見舞金 (内訳) ・住家被害見舞金 ・重傷者見舞金 ・死亡見舞金 ・見舞寝具(毛布) 災害弔慰金 災害障害見舞金	災害援護金 (内訳) ・住家被害援護金 ・重傷者援護金 ・死亡見舞金	
貸付	災害援護資金貸付		生活福祉資金災害援護資金貸付

## 36．環境衛生対策マニュアル

責 任 者 保健福祉局生活衛生担当部長 高橋 順之 (内線 3303)  
副責任者 保健福祉局健康部生活衛生課環境衛生係長 結城 憲正 (内線 3343)

### 1．目的

避難所等における伝染病の発生防止、断水時のトイレ用水等の生活用水の確保、入浴の場の確保、毛布の乾燥等の被災者向け生活支援に係るマニュアルを定めることにより、災害時の環境衛生確保を図ることを目的とする。

### 2．本マニュアルの構成

以下の(1)～(4)の対策について、個別にマニュアルを作成する。

#### (1) 避難所等の消毒、防疫指導フロー（災害発生後）

##### 1．避難所等の便所、仮設トイレ等の消毒及び避難者への防疫指導 【各衛生監視事務所】

避難所便所、仮設トイレ等を消毒する。  
防疫指導（便所等の衛生管理・消毒、手洗いの励行等）を実施する。  
生活衛生課へ状況を報告する。

##### 2．全市の状況把握及び薬剤、資機材の調達、搬送並びに応援人員の調整【生活衛生課】

全市避難所等の衛生実態等を把握する。  
薬剤、資機材を追加調達し、各衛生監視事務所へ搬送する。  
被害状況に応じた衛生監視事務所間応援調整、他都市応援隊の派遣調整を行う。

以上を反復継続し、最新情報に基づく重点的、効率的な作業を進める。

#### (2) 災害時市民開放井戸運用フロー（災害発生後）

##### 1．上水道被害状況の把握【生活衛生課】

水道局へ被害状況を照会する。

##### 2．災害時市民開放井戸の開放要請（標識の設置）【生活衛生課】

マスコミあて井戸登録者への開放要請の報道を依頼する。  
市災害対策本部あて市民向け広報を依頼する。

##### 3．井戸の使用可否の状況確認【各衛生監視事務所】

登録井戸について、その使用可否等の状況を確認する。

##### 4．各衛生監視事務所井戸マップ開示要請【生活衛生課】

市民への情報提供のため、各衛生監視事務所あて井戸の所在を示したマップ等の開示を要請する。

## 5. 市民への情報提供

マスコミ等あてに2の、と併せ、一般市民への災害時市民開放井戸の利用勧奨及び衛生指導の報道を依頼する。【生活衛生課】

避難所への井戸マップの掲示等情報を提供する。【各衛生監視事務所】

### (3) 災害時入浴施設確保対策フロー

#### (3)-1 避難所における入浴施設確保フロー（災害発生後）

##### 1. 避難所等における入浴施設の必要性の把握【区災害対策本部】

避難所等における自衛隊風呂及び仮設入浴施設の必要性を把握する。

##### 2. 自衛隊風呂等の設置依頼、全市設置可能箇所数及び具体的な設置基準の確認【生活衛生課】

窓口となる兵庫県を通じて、自衛隊風呂等の設置を依頼する。  
全市設置可能箇所数及び具体的な設置基準（配置スペース等）を確認する。

##### 3. 各区割当等区間調整及び区災害対策本部への設置基数・設置基準等の情報提供【生活衛生課】

設置基数に基づく各区割当等区間調整を行う。  
区災害対策本部へ設置基数・設置基準等の情報を提供する。

4以下は自衛隊風呂と仮設入浴施設に分けて記載する。

#### （自衛隊風呂）

##### 4. 設置する避難所等の選定

設置基準に基づき設置避難所を選定する。  
【区災害対策本部】

##### 5. 自衛隊への設置依頼

区災害対策本部の報告に基づき、自衛隊へ設置を依頼する。【生活衛生課】

##### 6. 現地での自衛隊風呂の設置調整

現地避難所で自衛隊風呂の設置調整を行う。【区災害対策本部】

##### 7. 設置状況の市民広報

場所、開設時間等設置状況の市民広報を行う。【生活衛生課、区災害対策本部】

#### （仮設入浴施設）

##### 4. レンタル業者の選定、発注【生活衛生課】

市災害対策本部あてレンタル業者との契約を依頼し、区災害対策本部へ選定業者について通知する。

レンタル業者へ区別発注する。

##### 5. 設置する避難所等の選定、現地設置調整【区災害対策本部】

ガス、電気、通水の状況を見ながら、設置避難所の優先順位、設置台数等を決定する。

現地避難所でレンタル業者と設置調整を行う。

### (3)-2 民間入浴施設等の開放要請フロー（災害発生後）

#### 1．民間及び公的入浴施設の開放要請及び開放入浴施設の把握

民間入浴施設へ開放を要請する。（広報、個別依頼）【生活衛生課、各衛生監視事務所】  
庁内各局へ公的施設の開放を要請する。【生活衛生課】  
開放施設の状況を把握し、生活衛生課へ報告する。【各衛生監視事務所】

#### 2．全市開放入浴施設の把握及び市民向け情報提供

開放入浴施設の全市リストを作成する。【生活衛生課】  
市災害対策本部等あて開放入浴施設リストの報道、広報を依頼する。【生活衛生課】  
各衛生監視事務所あて全市の開放入浴施設リストをフィードバックする。【生活衛生課】  
避難所等への開放入浴施設リストの掲示等市民向け情報提供を行う。【各衛生監視事務所】  
以上を反復継続する。

### (3)-3 公衆浴場再開支援フロー（災害発生後）

被災規模が大きく、特にライフラインの復旧が長期に及び、水、ガスが復旧しないときは、必要に応じ、次のとおり公衆浴場再開支援を実施する。

#### 1．公衆浴場の被災状況、再開要請及び給水、燃料の必要性の把握

公衆浴場の被害状況の調査、再開要請を行う。【各衛生監視事務所】  
の調査結果の情報を整理する。【生活衛生課】

#### 2．給水・燃料支援調整【生活衛生課】

タンクローリー車保有企業等へ支援を依頼する。  
他府県応援隊を把握する。  
、の結果に基づく地区割り等支援調整を行う。  
取水に伴う水道局の了解を得る。  
給油可能な燃料業者を把握し、斡旋する。

#### 3．再開公衆浴場の把握

公衆浴場の再開状況を調査する。【各衛生監視事務所】  
営業公衆浴場リストを作成する。【生活衛生課】

#### 4．営業公衆浴場リストの市民向け情報提供

市災害対策本部等あて営業公衆浴場リストの報道、広報を依頼する。【生活衛生課】  
各衛生監視事務所あて全市営業公衆浴場リストをフィードバックする。【生活衛生課】  
避難所へ公衆浴場リストを提示する。【各衛生監視事務所】

(4) 被災者向け生活支援フロー  
避難所生活が長期化した場合のフローを示す。

1. 避難所での毛布等の乾燥・洗濯ニーズの把握【区災害対策本部】

避難所におけるニーズ等状況を把握する。  
生活衛生課へ状況を報告する。

2. 情報整理及び乾燥・洗濯業者の選定依頼【生活衛生課】

全市の情報を整理する。  
市災害対策本部あて乾燥・洗濯業者との契約を依頼する。

3. 毛布等の必要避難所、必要枚数等の把握【区災害対策本部】

毛布の必要避難所、必要枚数等の情報を把握整理する。

4. 乾燥・洗濯業者への発注【区災害対策本部】

乾燥・洗濯業者あて発注する。

# 37. 災害時空地管理マニュアル

責任者 行財政局管財担当部長 加藤 利明 (内線 2630)  
副責任者 行財政局財政部活用担当課長 恒 裕弘 (内線 2638)

## 1. 目的

災害発生後、各ライフライン各社や防災関係機関による復旧活動や災害応急対策の実施に伴い発生する空地需要に対して、現存空地の情報を把握し、利用者の需要を調整しながら合理的活用を図り、復旧・復興活動の迅速化に資することを目的とする。

## 2. 対象とする空地

対象とする空地は、概ね 1,000 m<sup>2</sup>以上の市有地及び公有地（国・県等）とし、可能な限り企業等が所有する民有地の情報も収集する。

## 3. 事務処理のフロー図（災害発生後）

### 1. 現存空地（市有地）情報の把握

#### (1) 空地の抽出

行財政部は、災害時に必要となる概ね 1,000 m<sup>2</sup>以上の市有地を中心に空地を選別する。

#### (2) 関連部局会議の開催

行財政部は用地所管部局・防災関係機関等を招集し、利用可能な空地情報の収集及び利用ニーズの意見交換をする。

行財政局財政部管財課

建設局総務部事業用地課、公園砂防部管理課

都市計画総局計画部まち再生推進課、市街地整備部市街地整備課、

住宅部住宅整備課

みなと総局みなと振興部経営課、経営企画部分譲推進課、技術部西神整備事務所

水道局総務部経営管理課

交通局高速鉄道部施設管理課

教育委員会事務局総務部学校計画課

必要に応じ、その他関係部局担当課

#### (3) 想定される空地利用ニーズ

ライフライン復旧用地

防災関係機関復旧用地

駐車場用地

臨時ヘリポート

避難所

ゴミ、瓦礫置場

救援物資置場

応急仮設住宅建設用地

その他用地

### 2. 公有地（国・県等）及び民有地情報の収集

#### (1) 公有地（国・県等）の情報把握

国有地など公有地のうち、利用可能な空地の有無を照会する。



## 空地管理台帳

( 区 No. )

所在地			
所管課 (所有者)	TEL ( )	担当者:	
現況			
面積	m <sup>2</sup> (公簿・実測・概測)		
用途地域	一低専・二低専・一中高・二中高・一住居・二住居・準住居・近商 商業・準工・工業・工専・調区・未指定		
画地形状			
地勢			
接面道路			
主要道路からの アクセス			
調査日時	平成 年 月 日	調査員	( 局 課)
添付書類	位置図作成(済・未)	写真撮影(済・未)	測量図(有・無)
特記事項			

## 空地利用希望台帳

(平成 年 月 日受付)

期 間 名 ( 連 絡 先 )				
利 用 目 的				
利 用 期 間				
面 積				
地 域				
照 会 日	年 月 日	照 会 者		情報提供地 ( 区 No. )
利用決定 ( 月 日 )				
利用辞退 ( 月 日 ) 理由 :				
照 会 日	年 月 日	照 会 者		情報提供地 ( 区 No. )
利用決定 ( 月 日 )				
利用辞退 ( 月 日 ) 理由 :				
照 会 日	年 月 日	照 会 者		情報提供地 ( 区 No. )
利用決定 ( 月 日 )				
利用辞退 ( 月 日 ) 理由 :				
その他				

# 空地利用状況表

( 区 No. )

所在地	
所管課 (所有者)	TEL ( ) 担当者:
利用機関 (連絡先)	TEL ( ) 担当者:
使用目的	
使用期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
使用面積	m <sup>2</sup>
使用条件	
その他	



# 38 . ボランティア活動支援マニュアル

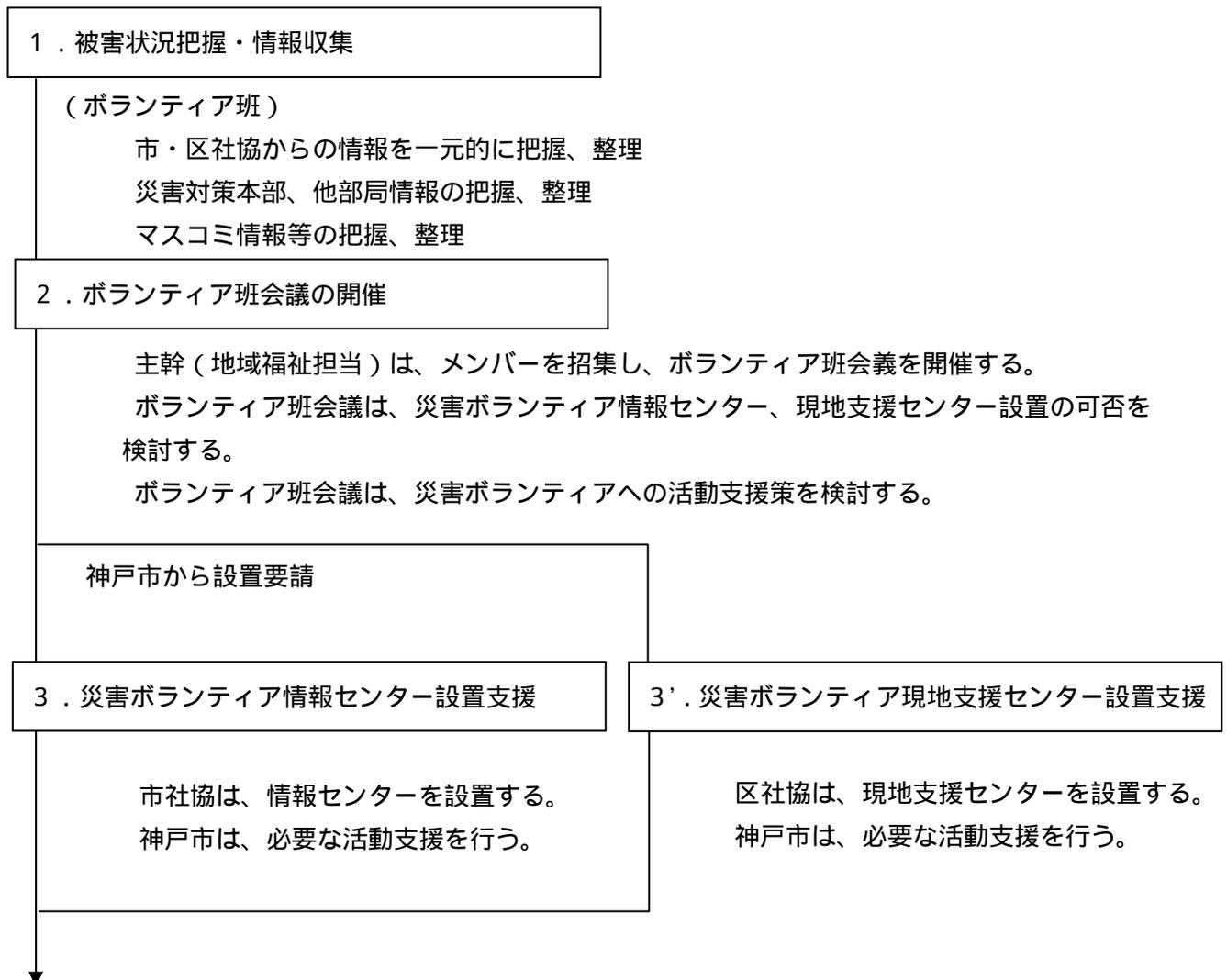
責任者 保健福祉局総務部地域福祉課長 中村 千佳子 (内線 3059)  
副責任者 保健福祉局総務部計画調整課民生委員・ボランティア担当係長 島 真一郎 (内線 3052)

## 1 . 目的

災害発生時における被災者の生活支援には、迅速性、即応性、柔軟性、個別性等が必要とされ、それらの原理で活動するボランティア活動の有効性、有益性が阪神・淡路大震災で改めて確認された。21世紀の市民福祉社会の構築には、行政とボランティアはそれぞれ行動原理に基づき、また、独自の役割を明確にし、相互に補いあう対等なパートナーとして認識するとともに、お互いに連携・協力することが必要である。

阪神・淡路大震災の教訓を生かし、災害発生時にもボランティアが活動しやすい環境を整備するとともに、非常時に機能的なボランティア活動が展開されるよう「ボランティア活動支援マニュアル」を策定する。

## 2 . 活動支援のフロー図 (災害発生後)



#### 4 . 災害ボランティア電話相談窓口設置

市社協及び区社協は、それぞれ災害ボランティア情報センター及び災害ボランティア現地支援センターに電話相談窓口を設置する。

ボランティア班は、電話相談業務をサポートする

神戸市は、災害ボランティア情報センター、災害ボランティア現地支援センターの設置と電話相談窓口設置をPRする。

#### 5 . 災害ボランティア保険の加入

神戸市は、ボランティア保険に加入する。

市社協及び区社協は、ボランティア保険加入窓口となるとともに、事故後の申請窓口及び保険会社との連絡調整業務を担当する。

#### 6 . 災害ボランティア活動支援

神戸市からの活動支援

市・区社協からの活動支援

#### 7 . ボランティアの受入れ要請

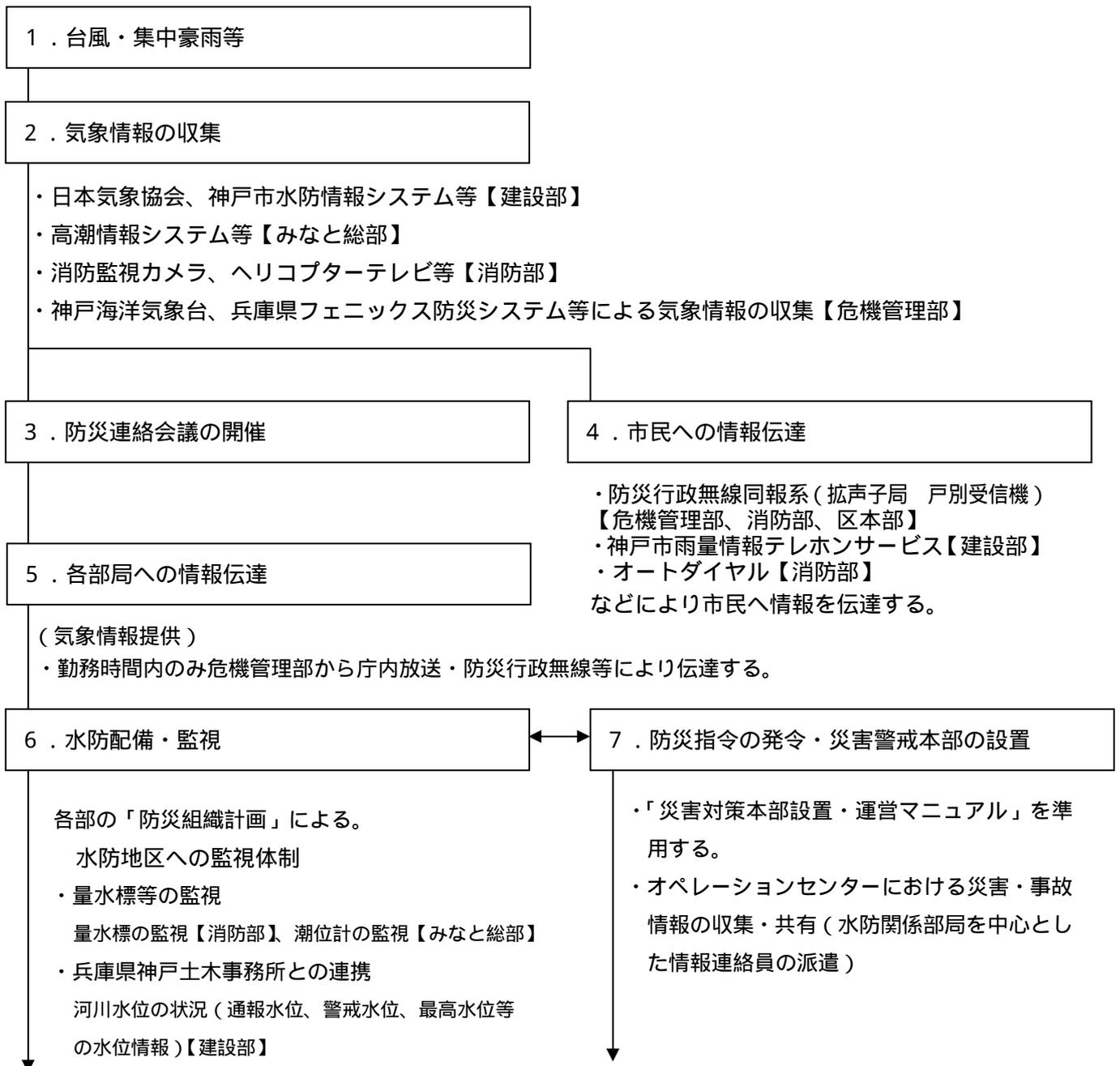
# 39 . 風水害対応マニュアル

}	責任者	危機管理室危機対応担当課長	川中 徹	(内線 2920)
	責任者	各部担当課長		
	副責任者	危機管理室危機対応担当係長	今西 博英	(内線 2922)
	副責任者	各部担当係長		

## 1 . 目的

台風及び集中豪雨等により発生する、洪水、高潮、山崩れ等の災害に対処し、被害を軽減するために、気象情報の収集、災害対策（警戒）本部の設置、市民への情報伝達など水防活動に必要な項目を定めることを目的とする。

## 2 . マニュアルのフロー図



青野ダムの放流の連絡【兵庫県三田土木事務所】

天王ダム放流の連絡【兵庫県神戸土木事務所】

- ・排水ポンプ場の監視【建設部】
- ・防潮堤の監視【みなと総部】
- ・ため池の監視【ため池管理者・ため池水利代表者】
- ・水防上影響のある工事の監視【工事施工者】
- ・水防巡視員の配置

防災指令第1号・2号発令時【消防部】

- ・水防監視員・連絡員（消防団員）の配置

防災指令第3号発令時【消防部】

- ・消防団の水防活動【消防部】

河川の水位、海岸の潮位等の状況により、消防署長の指示のもと出動準備体制をとるとともに、水災による危険が切迫した場合は、警戒配備につく。

- ・道路パトロール【建設部】

降雨等による災害発生の危険性が予測される場合、関係機関と連携を図り、道路パトロールを実施する。

地震等に起因する2次災害に関する警戒体制

- ・土石流の予想される箇所への監視

【国土交通省六甲砂防事務所】

- ・地滑りの予想される箇所への監視

【兵庫県神戸土木事務所】

- ・崖崩れの予想される箇所の監視

【国土交通省六甲砂防事務所、兵庫県神戸土木事務所、

六甲治山事務所、建設部、消防部】

## 11. 水防活動・応急対応

- ・各部の「防災組織計画」による。
- ・風水害時における避難所開設・運営その他必要な応急対応は、各対応マニュアルによる。

## 8. 市民への情報伝達

- ・マスコミへの資料提供を通じたテレビ、ラジオ（報道機関）放送
  - ・防災行政無線同報系（拡声子局 戸別受信機）【危機管理部、消防部、区本部】
  - ・神戸市雨量情報テレホンサービス【建設部】
  - ・オートダイヤル【消防部】
  - ・広報車等【消防部】
- などにより市民に情報を伝達する。

## 9. 災害対策本部の設置

### 現地災害対策本部の設置

- ・「災害対策本部設置・運営マニュアル」を準用する。
- ・必要に応じて現地災害対策本部を設置する。
- ・オペレーションセンターにおける災害・事故情報の収集・共有（全局から情報連絡員の派遣）

## 10. 避難勧告・指示

- ・「避難誘導マニュアル」による【消防部】

# 40 . 事故災害対応マニュアル

責任者	危機管理室危機対応担当課長	川中 徹 (内線 2920)
責任者	各部担当課長	
副責任者	危機管理室危機対応担当係長	今西 博英 (内線 2922)
副責任者	各部担当係長	

## 1 . 目的

多数の死傷者等が発生する大規模火災や大規模事故が発生し、また、発生する恐れがある場合において、警戒、鎮圧、被害等の拡大防止を図ることを目的とする。

## 2 . マニュアルのフロー図

### (1) 大規模火災・事故災害（海上事故災害を除く）

#### 1 . 大規模火災・事故災害発生

各部の「防災組織計画」等において消火、救出等の応急対応を実施する。

##### ・大規模火災【消防部】

強風時火災、広域断水時火災、続発火災、地下街火災、高層ビル火災、林野火災

##### ・石油コンビナート等特別防災区域における災害【消防部】

##### ・危険物・有毒物取扱施設等における災害【消防部】

危険物施設、火薬類・高圧ガス施設、毒物・劇物取扱施設、R I 関係施設における事故災害、核燃料物資輸送車両事故災害

##### ・鉄道事故災害【鉄道事業者 消防部 危機管理部等】

##### ・道路事故災害【道路管理者 消防部 危機管理部等】

##### ・空港事故災害【みなと総部 消防部 保健福祉部 危機管理部等】

##### ・その他の事故災害【消防部 保健福祉部 危機管理部等】

航空機事故 危険物・ガスの爆発、流出、漏洩等の事故 建物・大規模工作物の倒壊事故  
集団食中毒事故 その他の事故等

#### 2 . 被害の拡大、多数の被災者の発生

#### 3 . 事故（火災）警戒本部の設置

事故（火災）現地警戒本部の設置

・複数の部局にわたって情報の収集・伝達、各部局間の連絡・調整などの警戒体制が必要と判断した時に事故（火災）警戒本部を設置する。【危機管理部】

・本部長：危機管理部長、本部員：危機管理部長が関係部の長と協議の上指名する。

・必要に応じて事故（火災）現地警戒本部を設置する。

#### 4 . 事故（火災）対策本部の設置

#### 事故（火災）現地対策本部の設置

- ・複数の部局にわたって、救助、救急、医療、広報などの総合的な応急活動を行う必要があると判断した場合に事故（火災）対策本部を設置する。【危機管理部】
- ・本部長：市長 副本部長：本部構成部局所管副市長 本部員：危機管理監、関係部の長
- ・必要に応じて事故（火災）現地対策本部を設置する。
- ・「災害対策本部の設置・運営マニュアル」による。

#### 5 . 災害対策本部の設置

#### 現地対策本部の設置

- ・被害の状況から、市長が全庁的な取り組みが必要と判断した場合、災害対策本部を設置する。
- ・「災害対策本部の設置・運営マニュアル」による。

#### 6 . 災害応急対応

- ・各応急対応マニュアルによる。

### (2) 海上事故災害

#### 災害対策本部等の設置・運営

#### 1 . 海上事故災害発生

- ・本市沿岸海域において船舶の衝突、転覆、火災等の海難発生により多数の避難者、行方不明者、死傷者が発生した場合

#### 2 . 情報の収集・伝達

- ・事故船舶・施設、神戸海上保安部、警察署、消防署等との連絡体制による情報の収集・伝達【消防部等】

#### 1 . 流出油事故災害発生

- ・重油等の大量流出等による著しい海洋汚染等により本市沿岸海域、陸岸に被害が及んだ場合、又は及ぶ可能性がある場合

#### 2 . 情報の収集・伝達

- ・庁内の連絡体制による伝達【消防部等】  
消防監視カメラ、ヘリコプターテレビ、危機管理情報システム等の活用

#### 2 . 流出油事故警戒 本部の設置

#### 現地事故警戒本部の 設置

- ・大阪湾内で流出事故が発生し、本市沿岸海域等にも影響が出る可能性がある場合に設置する。  
【危機管理部】
- ・本部長 - 危機管理部長
- ・本部員 - 企画調整局調整課長 行財政局人事課長 市民参画推進局広報課長 保健福祉局庶務課長 環境局庶務課長 産業振興局庶務課長 建設局庶務課長 みなと総局経営企画部担当課長【防災担当】 消防局警防課長 危機管理室担当課長
- ・活動内容 港務艇、ヘリ等による情報の収集流出油、海面の監視【消防部 みなと総部等】
- ・現地警戒本部の設置の検討【危機管理部】
- ・海上事故対策本部の設置【危機管理部】

### 3 . 海上事故対策本部の設置

#### 現地事故対策本部の設置

船舶事故等により大規模な消火・救助・救出・医療活動等が必要な場合に設置する。

#### 【危機管理部】

- ・ 本部長：市長 副本部長：副市長
- ・ 構成局：災害の状況に応じて市長が指定
- ・ 必要に応じて現地対策本部を設置する。
- ・ 構成局はオペレーションセンターに職員を派遣する。

### 3 . 海上事故対策本部の設置

#### 現地事故対策本部の設置

本市沿岸海域等に流出油等の重大な影響が及ぶ場合に設置する。【危機管理部】

- ・ 本部長：市長 副本部長：副市長
- ・ 構成局：危機管理室 企画調整局 行財政局 市民参画推進局 保健福祉局 環境局 産業振興局 建設局 みなと総局 消防局
- ・ 必要に応じて現地対策本部を設置する。
- ・ 構成局はオペレーションセンターに職員を派遣する。

### 4 . 災害対策本部の設置

#### 現地事故対策本部の設置

- ・ 本市沿岸海域等で海上災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において、全庁的な防災活動の推進を図る必要がある場合に設置する。
- ・ 必要に応じて現地対策本部を設置する。
- ・ 「災害対策本部の設置・運営マニュアル」による。

## 海上事故（流出油事故を除く）災害活動内容

### 1．港湾区域等での応急措置【みなと総部】

- ・神戸港長に対し、入港船の停止等の要請をする。
- ・関係機関との連携による油の拡散防止、火災の延焼防止に努める。
- ・埠頭利用者に対する協力要請を行う。
- ・防災関係機関との連絡調整を行う。

### 2．捜索・救助活動、消火活動【消防部】

- ・「船舶消防に関する業務協定」に基づき、神戸海上保安部と協力して活動する。
- ・消防警戒区域を設置する。

### 3．救急・医療活動【消防部、保健福祉部】

- ・救護所の設置、救護班の編成、負傷者の病院等への搬送、兵庫県、日赤等への医師派遣要請を実施する。

### 4．緊急輸送活動【事故対策本部等】

- ・神戸海上保安部、警察等と連携した災害時交通規制、緊急輸送対策を実施する。

## 流出油防除活動内容

### 1．資機材の調達

- ・スコップ類、ヘラ類、ひしゃく、バケツ等を調達する。【行財政部】
- ・オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等が不足する場合は、国等へ支援を要請する。  
【事故対策本部等】

### 2．本市沿岸海域における防除対策

【事故対策本部等】

- ・神戸海上保安部から要請を受けた場合、又は市長が必要と認めた場合は、神戸海上保安部、海上災害防止センター等との連携を密にして、必要な対応を行う。

### 3．本市陸岸に漂着した油等の回収

【事故対策本部等】

- ・活動に必要な人員を算定し、防災指令等に基づき、各部局より職員を動員・配備し回収する。

4 .回収した流出油等の応急的な一時保管  
【事故対策本部等】

- ・海上災害防止センターが廃油等の保管・運搬・処理を直ちに行うことができない場合は、神戸海上保安部等防災関係機関と協力して空地等で廃油の一時保管を行う。

5 . 大気汚染対策

- ・大気の監視、汚染物質の分析を行い、汚染状況に応じた対応を関係部局に通報する。【環境部】
- ・流出油の成分、大気の分析結果から人体への影響を調査し、対応を関係部局に通報する。また、市立病院、区保健福祉部等に対応を指示する。【保健福祉部】
- ・状況により、市長は県知事を経由して災害時放送協定に基づき、報道機関に対し「市民が注意すべき事項」について放送を要請する。【事故対策本部】
- ・防災行政無線同報系、広報車等で市民へ広報する。【各区、関係各部】

6 . 健康対策【保健福祉部等】

- ・揮発成分等による中毒患者が多数発生した場合、市立病院などにおいて、患者受入れ体制の整備、救護所の設置・医療救護班の派遣、患者数等の情報の集約、回収作業従事者の健康管理などの活動を実施する。

7 . 市民利用施設対策及び海産物対策

- ・海水浴場等の監視、水質検査の実施【環境部】
- ・本市の市民利用施設の利用者への広報、施設の閉鎖等の実施【施設管理担当部】
- ・漁業協同組合、民間施設への情報提供等【産業振興部 関係部】
- ・流出油等による汚染が疑われる水産物の流通の防止【保健福祉部】
- ・市民等からの相談対応【各区保健福祉部】
- ・水産物の汚染の実態把握【環境保健研究所】

8 . 野性動物の保護【事故対策本部等】

- ・海鳥などの野性動物への被害が発生した時は、ボランティア等の協力を得て保護する。

9 . ボランティアへの活動支援  
【事故対策本部等】

- ・ボランティア等の協力を得て、油の回収作業を実施する。
- ・必要に応じて、兵庫県へ災害救護専門ボランティアの派遣を要請する。



# 附 属 资 料

## 【災害関係機関所在地電話番号一覧表】

### (1) 神戸市関係

機 関 名	所 在 地	電 話
神 戸 市 役 所	中央区加納町 6 - 5 - 1	331-8181(代)
危機管理部情報連絡室	"	*028-100-53
(市民問い合わせ用)	"	(322) 5000
(総務・広報・広聴)	"	(内 線 7310~4) (322) 5118
(指 揮 班)	"	( " 7320~2) (322) 5119
(災害救助情報班)	"	( " 7340~1) (322) 5120
(区情報連絡班)	"	( " 7350~1) (322) 5121
(関係機関職員)	"	( " 7330~1) (322) 5117
市 長 室 ( 秘 書 課 )	"	( " 2010~3) (322) 5006 *028-100-52
危 機 管 理 室	"	( " 2911~2) (322) 6232
会 計 室	"	( " 2111) (322) 5053
企 画 調 整 局 ( 企 画 課 )	"	( " 2310~2) (322) 5025
行 財 政 局 ( 庶 務 課 )	"	( " 2410~2) (322) 5062
市民参画推進局 ( 広 聴 課 )	"	( " 2210~2) (322) 5167
( 広 報 課 )	"	( " 2220~3) (322) 5011
保 健 福 祉 局 ( 庶 務 課 )	"	( " 3010~2) (322) 5193
環 境 局 ( 庶 務 課 )	"	( " 3511~3) (322) 5278
産 業 振 興 局 ( 庶 務 課 )	"	( " 3810~2) (322) 5324
( 農 政 計 画 課 )	"	( " 3870~3) (322) 5361
建 設 局 ( 庶 務 課 )	"	( " 4015~6) (322) 5406
都 市 計 画 総 局 ( 庶 務 課 )	"	( " 4510~2) (322) 5471
み な と 総 局 ( 総 務 課 )	"	( " 5368) (322) 6371
( 庶 務 課 )	"	( " 5710~5) (322) 5738
消 防 局 ( 警 防 課 )	"	( " 5760~5) (325) 8522 *028-100-42
( 司 令 課 )	"	( " 5770~5) (322) 5750
水 道 局 ( 庶 務 課 )	"	( " 5810~5) (322) 5868
交 通 局 ( 総 務 課 )	"	( " 6010~5) (322) 5924

\* は兵庫衛星通信ネットワ-ク番号

機 関 名	所 在 地	電	話
教育委員会事務局	中央区加納町 6 - 5 - 1	(内 線 6210 ~ 1)	(322) 5760
選挙管理委員会事務局	"	( " 6510 ~ 2)	(322) 5815
人事委員会事務局	"	( " 6610 ~ 7)	(322) 5822
監査事務局 ( 第 1 課 )	"	( " 6710 ~ 2)	(322) 5832
市会事務局 ( 庶 務 課 )	"	( " 7110 ~ 3)	(322) 5853
外国語大学事務局 ( 庶務課 )	西区学園東町 9 - 1	(794) 8121	
東灘区役所 ( 総 務 課 )	東灘区住吉東町 5 - 2 - 1	(内線 911-202 ~ 11)	(841) 4131 代 (841) 2550 夜休
灘 区 役 所 ( 総 務 課 )	灘区桜口町 4 - 2 - 1	( " 912-202 ~ 10)	(843) 7001 代 (843) 7010 夜休
中央区役所 ( 総 務 課 )	中央区雲井通 5 - 1 - 1	( " 913-202 ~ 8)	(232) 4411 代 (232) 4420 夜休
兵庫区役所 ( 総 務 課 )	兵庫区荒田町 1 - 21 - 1	( " 914-202 ~ 7)	(511) 2111 代 (511) 0600 夜休
北 区 役 所 ( 総 務 課 )	北区鈴蘭台西町 1 - 25 - 1	( " 915-202 ~ 8)	(593) 1111 代 (593) 9888 夜休
北神出張所	" 藤原台中町 1 - 2 - 1	( " 915-521 ~ 6)	(981) 5377 代
長田区役所 ( 総 務 課 )	長田区北町 3 - 4 - 3	( " 916-202 ~ 9)	(579) 2311 代 (579) 2345 夜休
須磨区役所 ( 総 務 課 )	須磨区大黒町 4 - 1 - 1	( " 917-202 ~ 7)	(731) 4341 代 (731) 8833 夜休
北須磨支所	" 中落合 2 - 2 - 5	( " 917-5201 ~ 6)	(793) 1212 代 (793) 1005 夜休
垂水区役所 ( 総 務 課 )	垂水区日向 1 - 5 - 1	( " 918-202 ~ 8)	(708) 5151 代 (708) 5152 夜休
西 区 役 所 ( 総 務 課 )	西区玉津町小山字川端 180 - 3	( " 919-202 ~ 7)	(929) 0001 代 (929) 1800 夜・休
西神中央出張所	" 糺台 5 - 6 - 1	(992) 8100	
東灘区保健福祉部 (東灘福祉事務所・保健センター)	東灘区住吉東町 5 - 2 - 1	(851) 8430	
灘区保健福祉部 (灘福祉事務所・保健センター)	灘区桜口町 4 - 2 - 1	(843) 7020	
中央区保健福祉部 (中央福祉事務所・保健センター)	中央区雲井通 5 - 1 - 1	(221) 2600	
兵庫区保健福祉部 (兵庫福祉事務所・保健センター)	兵庫区荒田町 1 - 21 - 1	(511) 0220	
北区保健福祉部 (北福祉事務所・保健センター)	北区鈴蘭台西町 1 - 25 - 1	(593) 1143	
長田区保健福祉部 (長田福祉事務所・保健センター)	長田区北町 3 - 4 - 3	(579) 2305	
須磨区保健福祉部 (須磨福祉事務所・保健センター)	須磨区大黒町 4 - 1 - 1	(731) 9429	
北須磨支所	" 中落合 2 - 2 - 5	(793) 1313	
垂水区保健福祉部 (垂水福祉事務所・保健センター)	垂水区日向 1 - 5 - 1	(709) 2357	
西区保健福祉部 (西福祉事務所・保健センター)	西区玉津町小山字川端 180 - 3	(929) 0023	

機 関 名	所 在 地	電 話
医療センター中央市民病院	中央区港島南町 2 - 2 - 1	(302) 4321 代
医療センター西市民病院	長田区一番町 2 - 4	(576) 5251 代
保健所	中央区加納町 6 - 5 - 1	(232) 7581
東部衛生監視事務所	中央区雲井通 5 - 1 - 1	(232) 7581
西部衛生監視事務所	長田区北町 3 - 4 - 3	(579) 2660
北衛生監視事務所	北区鈴蘭台西町 1 - 25 - 1	(593) 3250
垂水衛生監視事務所	垂水区日向 1 - 5 - 1	(708) 6230
西衛生監視事務所	西区玉津町小山字川端 180 - 3	(929) 0550
こころの健康センター	兵庫区駅南通 5 - 1 - 2 - 300	(672) 6500
環境保健研究所	中央区港島中町 4 - 6	(302) 6304
( 環境局 )		
東灘事業所	東灘区魚崎西町 3 - 5 - 3	(841) 0161 ~ 2
灘事業所	灘区琵琶町 2 - 1 - 2	(871) 1081 ~ 2
中央事業所	中央区脇浜町 3 - 2 - 30	(251) 3521 ~ 2
兵庫事業所	兵庫区浜崎通 2 - 23	(652) 0981 ~ 2
北事業所	北区山田町下谷上字久保 12 - 4	(581) 0460,0462
長田事業所	長田区真野町 9 - 24	(652) 1141 ~ 2
須磨事業所	須磨区小寺町 2 - 5 - 16	(731) 2041 ~ 2
垂水事業所	垂水区本多間 7 - 1	(783) 0333 ~ 6
西事業所	西区平野町向井字祇園尾 100	(961) 1414 ~ 5
自動車管理事務所	兵庫区御崎町 1 - 3 - 15	(652) 2040 ~ 3
( 産業振興局 )		
中央卸売市場本場	兵庫区中之島 2 - 1 - 3	(672) 8152 ~ 4
“ 東部市場	東灘区深江浜町 1 - 1	(413) 7071 ~ 4
“ 西部市場	長田区苅藻通 7 - 1 - 20	(671) 1593
農業振興センター	西区伊川谷町潤和 1058 ( 西神文化センター内 )	(975) 5800
農業振興センター ( 北分室 )	北区藤原台中町 1 - 2 - 1 ( 北神中央ビル内 )	(982) 7111
( 建設局 )		
東部建設事務所	東灘区御影塚町 2 - 27 - 20	(854) 2191
中部建設事務所	兵庫区湊川町 2 - 1 - 12	(511) 0515
北建設事務所	北区有野町唐櫃 3064	(981) 5191 ~ 2
西部建設事務所	須磨区妙法寺字ヌメリ石 1 - 1	(742) 2424
垂水建設事務所	垂水区福田 5 - 6 - 20	(707) 0234 ~ 5
西建設事務所	西区玉津町今津 333 - 1	(912) 3750
道路公社	中央区港島中町 4 - 1 - 1	(302) 4671
道路管理センター	北区山田町下谷上字池の内	(583) 0234
六甲山トンネル料金事務所	北区有野町唐櫃字六甲山 4512 - 7	(981) 9889
六甲北有料道路有野料金事務所	北区有野町有野字池の谷 3764	(982) 0092
六甲北有料道路柳谷料金事務所	北区有野町有野字池の谷 3767 - 3	(981) 2242
六甲北有料道路大沢料金事務所	北区大沢町上大沢字細池 2147 15	(954) 0739

機 関 名	所 在 地	電 話
山麓バイパス天王谷料金事務所	兵庫区平野町字天王谷西服山 354 19	(531) 7377
新神戸トンネル有料道路箕谷料金事務所	北区山田町下谷上字池の内 6	(583) 0236
東水環境センター	東灘区魚崎南町 2 - 1 - 23	(451) 0456
中央水環境センター	長田区南駒栄町 1 - 44	(641) 2711
北下水道センター	北区山田町下谷上上ノ勝 4 - 1	(581) 6250
中央水環境センター ポートアイランド処理場	中央区港島中町 8 - 4	(302) 0425
中央水環境センター 鈴蘭台処理場	兵庫区烏原町字譲原	(521) 0020
西水環境センター	垂水区平磯 1 - 1 - 65	(752) 1700
西水環境センター西神施設課	西区森友 1 - 26	(927) 5078
都市整備公社下水道事業運営 部向洋管理事務所	東灘区向洋町東 2 - 1 - 1	(857) 1905
(みなと総局)		
海務課けい船係(摩 耶)	灘区摩耶埠頭	(861) 3552
神戸港管理事務所管理課	中央区港島中町 4 - 1 - 1	(304) 2500
神戸港管理事務所工務課	中央区港島中町 4 - 1 - 1	(302) 8693
臨海整備事務所	中央区神戸空港 10	(302) 1331
西神整備事務所	西区井吹台東町 1 - 1 - 1 西神南センタービル 6 F	(992) 5820
神戸空港管理事務所	中央区神戸空港 1	(306) 4195
(消防局)		
市民防災総合センター	北区ひよどり北町 3 - 1	(743) 3771 代
東灘消防署	東灘区住吉東町 5 - 2 - 1	(843) 0119 代
灘消防署	灘区神ノ木通 3 - 6 - 18	(882) 0119 代
中央消防署	中央区小野柄通 2 - 1 - 19	(241) 0119 代
兵庫消防署	兵庫区荒田町 1 - 21 - 1	(512) 0119 代
北消防署	北区北五葉 2 - 1 - 9	(591) 0119 代
長田消防署	長田区北町 3 - 4 - 8	(578) 0119 代
須磨消防署	須磨区中島町 1 - 1 - 1	(735) 0119 代
垂水消防署	垂水区舞多聞東 1 - 10 - 30	(786) 0119 代
西消防署	西区春日台 5 - 1 - 10	(961) 0119 代
水上消防署	中央区港島 3 - 2	(302) 0119 代
(水道局)		
浄水管理センター	兵庫区楠谷町 37 - 1	(351) 2414 代
東部センター	東灘区田中町 5 丁目 3 - 23	(451) 2020 代
中部センター	中央区橘通 3 - 4 - 2	(341) 5451 代
北センター	北区日の峰 1 - 14 - 1	(582) 4000 代
西部センター	須磨区大池町 5 - 6 - 30	(733) 6601 代
垂水センター	垂水区本多聞 2 - 11 - 1	(784) 0550 代

## (2) 兵庫県関係

機 関 名	所 在 地	電 話
兵庫県庁		
企画県民部知事室秘書課	中央区下山手通 5 - 10 - 1	(362) 3008
企画県民部企画財政局総務課		(362) 3042
企画県民部災害対策局災害対策課		(362) 9988 *028-151-3140
企画県民部災害対策局消防課		(362) 9822
産業労働部産業振興局産業保安課		(362) 9826 ~ 8
健康福祉部社会福祉局総務課		(362) 3148
農政環境部農政企画局総務課		(362) 3398
県土整備部県土企画局技術企画課		(362) 9247
神戸県民局		
総務室	中央区中山手通 6 - 1 - 1	(361) 8613
神戸農林水産振興事務所神戸土地改良センター		(361) 8560
神戸農林水産振興事務所六甲治山事務所		(361) 8569
神戸土木事務所	長田区浪松町 3 - 2 - 5	(737) 2135 *028-181-522

\*は兵庫衛星通信ネットワーク番号

## (3) 兵庫県警察本部

機 関 名	所 在 地	電 話
兵庫県警察本部		
警備部災害対策課	中央区下山手通 5 - 4 - 1	(341) 7441 代 (内線 5881)
神戸市警察部庶務課		(341) 7441 代
東灘警察署	東灘区御影中町 2 - 3 - 2	(854) 0110 代
灘警察署	灘区水道筋 1 - 24 - 8	(802) 0110 代
葺合警察署	中央区吾妻通 5 - 1 - 2	(231) 0110 代
生田警察署	〃 中山手通 2 - 2 - 25	(333) 0110 代
神戸水上警察署	〃 波止場町 1 - 4	(332) 0110 代
兵庫警察署	兵庫区下沢通 3 - 1 - 28	(577) 0110 代
神戸北警察署	北区甲栄台 3 - 6 - 1	(594) 0110 代
有馬警察署	〃 藤原台北町 6 - 18 - 1	(981) 0110 代
長田警察署	長田区北町 3 - 4 - 9	(578) 0110 代
須磨警察署	須磨区大池町 5 - 1 - 30	(731) 0110 代
垂水警察署	垂水区本多間 3 - 12 - 1	(781) 0110 代
神戸西警察署	西区糀台 5 - 12 - 2	(992) 0110 代

## (4) 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電 話
近畿財務局神戸財務事務所	中央区海岸通 29 番地 神戸地方合同庁舎	(391) 6941
近畿農政局神戸地域センター	" 海岸通 29 番地 神戸地方合同庁舎 4 階	(331) 9946
兵庫森林管理署	宍粟市山崎町今宿 100 - 1	0790 (62) 0595
神戸運輸監理部	中央区波止場町 1 - 1 神戸第 2 地方合同庁舎	(321) 3473
近畿地方整備局	大阪市中央区大手前 1-5 - 44 大阪合同庁舎 1 号館	06(6942)1141 代
六甲砂防事務所	東灘区住吉東町 3 - 13 - 15	(851) 0535 代
近畿地方整備局 (港湾・空港関係)	中央区海岸通 29 番地 神戸地方合同庁舎	(391) 7571
神戸運輸監理部兵庫陸運部	東灘区魚崎浜町 34 - 2	(453) 1106
第五管区海上保安本部 神戸海上保安部	中央区波止場町 1 - 1 神戸第 2 地方合同庁舎	(331) 5611 代 (331) 4999(緊急) *028-981-33
神戸海洋气象台		
(総務課)	中央区脇浜海岸通 1-4-3 神戸防災合同庁舎	(222) 8901
(業務課)		(222) 8907
(海洋課)		(222) 8910
(観測予報課)		(222) 8915 *028-982-33
近畿総合通信局	大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎 1 号館	06 (6942) 8557

\* は兵庫県衛星通信ネットワ-ク番号

## (5) 国関係

機 関 名	所 在 地	電 話
内閣府(防災担当)	東京都千代田区永田町 1 - 61	03 (5253) 2111
消防庁		
国民保護・防災部防災課	東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 2	03 (5253) 7525
予防課特殊災害室		03 (5253) 7528
夜間・休日宿直室		03 (5253) 7777
文部科学省		
科学技術・学術政策局	東京都千代田区霞が関 2 - 2 - 1	03 (3581) 3684
原子力安全課防災環境対策室		
原子力安全課原子力規制室		03 (3581) 4754
原子力安全課放射線規制室		03 (3581) 1281
自衛隊		
陸上自衛隊		
第 3 特科隊(姫路)	姫路市峰南町 1 - 70	(079)222-4001 内線:238[当直:302]
第 3 師団(伊丹)	伊丹市広畑 1 - 1	072(781)0021 内線:3724、3734 [当直:3301]
海上自衛隊		
阪神基地隊(神戸)	東灘区魚崎浜町 37	(441)1001 内線:232[当直:250]
呉地方総監部(呉)	広島県呉市幸町 8 - 1	(0823)22-5511#5515 内線:2213#2215 [当直:2222、2333]

## (6) 公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話
(ライフライン関係)		
NTT西日本 兵庫支店	中央区相生町 1 - 3 - 2	(362) 0354
関西電力(株)神戸支店	中央区加納町 6 - 2 - 1	(220) 0085
神戸地中配電工事所	尼崎市大庄西町 4 - 7 - 33	06 (6419) 6545
神戸営業所	中央区加納町 6 - 2 - 1	(392) 6200
明石営業所	明石市東仲之町 2 - 14	(912) 1311 代
三田営業所	三田市高次 1 - 1 - 21	0795 (63) 2484 代
加古川営業所	加古川市加古川町北在家 2552	0794 (21) 3201
大阪ガス(株)導管事業部 兵庫導管部緊急保安チーム	中央区港島中町 4 - 5 - 3	(303) 7777 代
日本赤十字社兵庫県支部	〃 脇浜海岸通 1 - 4 - 5	(241) 1499 *028-986-33
阪神水道企業団	東灘区西岡本 3 - 20 - 1	(431) 4351
(交通機関)		
西日本旅客鉄道株式会社 神戸支社	中央区東川崎町 1 - 3 - 2	(360) 4004
神戸土木技術センター	明石市松ノ内 2 - 3 - 8	(928) 0532
神戸駅長室	中央区相生町 3 - 1 - 1	(341) 0216
三宮駅長室	〃 布引町 4 - 1 - 1	(221) 0562
阪急電鉄(株)三宮駅	〃 加納町 4 - 2 - 1	(331) 4802
神戸高速鉄道(株)本社	〃 多聞通 3 - 3 - 9	(351) 0881 代
神戸電鉄(株)本社	兵庫区新開地 1 - 3 - 24	(576) 8651 代
山陽電気鉄道(株)本社	長田区御屋敷通 3 - 1 - 1	(612) 2032 代
阪神電気鉄道(株)三宮駅	中央区小野柄通 8 - 1 - 8	(221) 1254 代
六甲摩耶鉄道(株)	灘区高羽西山 8 - 2	(871) 1361 代
神姫バス(株)神戸営業所	中央区琴緒町 4 - 1 - 284	(231) 5561 代
神戸新交通(株)本社	〃 港島 6 - 6 - 1	(302) 2500 代

\* は兵庫県衛星通信ネットワーク番号

# 神戸市地域防災計画

—防災事業計画—

## 安全都市づくり推進計画

(平成 23～27 年度)

平成 23 年 12 月

神戸市防災会議

神 戸 市



# 目 次

---

第 1 章	長期的な視点に立った危機管理・防災戦略	1
第 1 節	危機管理・災害対策の総合的・計画的な推進	3
1	神戸市民の安全の推進に関する条例	3
2	地域防災計画	3
3	国民保護	4
4	危機管理基本指針の策定・推進	4
5	東南海・南海地震対策の推進	5
第 2 章	災害に強い安全都市基盤の構築	7
第 1 節	災害に強い多核ネットワーク都市の形成	12
第 1 項	計画的な土地利用の誘導	13
1	健全な市街地の誘導	13
2	みどりの聖域づくりの推進	15
3	人と自然との共生ゾーンの推進	16
第 2 項	多重性のある広域交通ネットワークの整備	17
1	道路ネットワークの形成	18
2	鉄道ネットワークの形成	21
第 3 項	ライフラインネットワークの整備	22
1	共同溝・電線共同溝の整備	22
2	水道の強化	22
3	下水道の強化	25
第 4 項	水と緑のネットワークの形成	28
1	河川における環境形成帯の創出	28
2	幹線道路における環境形成帯の創出	31
3	グリーンベルト整備事業の推進	31
4	臨海部における環境形成帯の創出	33
第 2 節	自然災害等災害予防対策の推進	34
第 1 項	土砂災害対策の推進	34
1	治山事業	34
2	砂防事業	35
3	地すべり対策事業（県実施）	35
4	急傾斜地崩壊対策事業（県実施）	35
5	道路防災対策事業	35
第 2 項	宅地災害対策等の推進	36
1	既成宅地の安全対策	36
2	宅地造成工事等の指導	36
3	急傾斜地崩壊危険区域	36
4	宅地災害未然防止措置の取組み	36

<b>第3項</b>	<b>洪水・浸水対策の推進</b>	<b>37</b>
1	河川洪水対策	37
2	都市の浸水対策の推進	38
3	高潮・沿岸部都市浸水対策の推進	40
4	ため池防災対策の推進	40
5	津波対策の推進	40
<b>第4項</b>	<b>大規模地震対策の推進</b>	<b>42</b>
1	地震防災対策緊急事業5箇年計画	42
2	耐震化の推進	42
3	液状化対策の推進	42
<b>第5項</b>	<b>火災予防への取組み</b>	<b>43</b>
1	大火災及び多数の死傷者の発生が予測される地域等	43
2	企業の自主防火管理体制の強化	43
3	市民による自主防災組織の確立と防災活動の推進	44
4	消防団による防災活動の推進	44
5	火災予防広報	45
6	住宅防火の推進	45
<b>第3章</b>	<b>危機管理・災害対応力の強化</b>	<b>47</b>
<b>第1節</b>	<b>防災拠点の整備</b>	<b>52</b>
<b>第1項</b>	<b>地域防災拠点づくり</b>	<b>54</b>
1	学校施設の防災拠点機能強化	55
2	公園整備、公園施設の防災機能強化	55
3	地域福祉センターを活用した災害時の要支援者支援の環境づくり	56
4	民間施設との連携	57
<b>第2項</b>	<b>防災中枢拠点・総合拠点等の整備</b>	<b>59</b>
1	防災中枢拠点、バックアップ拠点の強化	59
2	防災総合拠点の整備	59
<b>第3項</b>	<b>広域防災拠点の整備</b>	<b>62</b>
1	陸の拠点	62
2	海の拠点	63
3	空の拠点	64
<b>第4項</b>	<b>防災施設の充実</b>	<b>65</b>
1	備蓄拠点の充実	65
2	ヘリポートスペースの充実	65
3	避難施設の指定・周知の推進	65
<b>第2節</b>	<b>危機管理体制の強化</b>	<b>67</b>
1	初動体制の強化	67
2	新たな防災関連システム等の構築	67
3	危機管理・防災対応に関するマニュアルの作成・充実	68
4	広域連携の推進	69
5	消防力の高度化・専門化	70
6	救急救命体制の強化	70
7	医療体制の強化	72
8	健康危機管理体制の充実・強化	73

9	防災訓練の推進	74
<b>第3節</b>	<b>災害時に自立生活が可能な環境づくり</b>	<b>77</b>
<b>第1項</b>	<b>災害時要援護者支援のための仕組みづくり</b>	<b>77</b>
1	福祉意識の啓発・人材の育成	77
2	地域での助け合いの仕組みづくり	77
3	災害時要支援者リストの整備	78
4	社会福祉施設の災害時の利用	78
5	コミュニケーション手段の確保	78
6	高齢者・障がい者等の緊急通報システムの推進	78
7	こうべユニバーサルデザインの推進	78
8	女性のための相談室	80
9	外国人への対応	80
10	外来者等への対応	81
<b>第2項</b>	<b>ボランティアとの連携強化</b>	<b>82</b>
1	ボランティアネットワーク等との連携	82
2	災害時ボランティアセンターの充実	82
3	災害時のボランティア情報提供体制の充実	82
<b>第3項</b>	<b>被災直後の供給処理体制の充実</b>	<b>84</b>
1	災害用食糧・物資の備蓄	84
2	飲料水の確保	85
3	災害時のトイレ機能確保	87
4	下水道処理水の再利用と雨水の有効利用	88
<b>第4章</b>	<b>地域の防災力・防犯力の強化</b>	<b>89</b>
<b>第1節</b>	<b>安全で快適な住宅・住環境の形成</b>	<b>94</b>
<b>第1項</b>	<b>安全な建築物の誘導</b>	<b>94</b>
1	神戸市すまいの安心支援センター（すまいるネット）	94
2	住宅性能表示制度の普及・促進	94
3	神戸市建築物安全安心実施計画の推進	95
4	すまいの耐震化	95
5	公共建築物の耐震性の向上	96
6	第2次市営住宅マネジメント計画の推進	96
<b>第2項</b>	<b>良好な住環境の形成</b>	<b>97</b>
1	土地区画整理事業の推進	97
2	市街地再開発事業等の推進	97
3	住宅市街地総合整備事業（密集市街地整備型）の推進	98
4	近隣住環境整備の推進	98
5	マンションへの支援	99
<b>第3項</b>	<b>水とみどりを生かしたまちづくりの推進</b>	<b>100</b>
<b>第2節</b>	<b>区を中心とした安全で安心なまちづくり</b>	<b>102</b>
1	区災害対策本部機能の強化	104
2	区を中心とした市民・事業者との連携	104

<b>第3節</b>	<b>安全で安心なコミュニティづくり</b>	<b>105</b>
1	防災福祉コミュニティの推進	105
2	多様な地域活動の支援	107
3	企業・事業所等の誘導	108
<b>第4節</b>	<b>防犯まちづくりの推進</b>	<b>109</b>
<b>第1項</b>	<b>防犯まちづくり支援事業の展開</b>	<b>110</b>
1	自主防犯活動の推進	110
2	犯罪の発生しにくい「すまい・まち」づくりの推進	110
3	防犯意識の啓発・人材育成	111
<b>第2項</b>	<b>地域における連携の強化</b>	<b>112</b>
<b>第3項</b>	<b>子どもの安全確保</b>	<b>114</b>
1	学校園の安全対策	114
2	青少年の健全育成	115
<b>第5節</b>	<b>多様化する危機事象への対応</b>	<b>118</b>
1	放火防止対策	118
2	交通安全対策に関する取り組み	119
3	消費者の安全・安心の確保	119
4	アスベスト対策	121
<b>第5章</b>	<b>安全で安心なまちづくりに関する意識の普及・啓発と人材の育成</b>	<b>123</b>
<b>第1節</b>	<b>災害に関する情報の提供と防災意識の普及啓発</b>	<b>126</b>
<b>第1項</b>	<b>災害に関する情報の提供</b>	<b>126</b>
1	災害に関する緊急情報等の提供	126
2	ハザードマップの公開	126
3	「神戸JIBANKUN」の充実・公開	127
<b>第2項</b>	<b>防災意識の普及啓発</b>	<b>128</b>
1	市民向け啓発	128
2	事業者向け啓発	128
3	危機管理センターを用いた市民啓発の推進	129
<b>第2節</b>	<b>人材の育成</b>	<b>130</b>
1	市民等の育成	130
2	学校教育との連携	131
3	職員の危機対応力の強化	131
<b>第3節</b>	<b>被災による教訓の継承・発信</b>	<b>132</b>
1	災害経験の記録と継承	132
2	イベント等による継承	132
3	施設整備等による継承	133

# はじめに

## ■計画の背景

阪神・淡路大震災後、神戸市復興計画、第四次神戸市基本計画を受けて、平成9年6月に、安全都市づくり推進計画（平成8～17年度）を策定した。さらに、平成18年6月に安全都市づくり推進計画（平成18～22年度）の改定を行った

その後、計画にもとづき、神戸の特性を生かした災害に強い都市構造の構築や多様な災害に柔軟に対応できる安全な都市基盤整備を推進するとともに、地域に密着した施策を重視し、地域特性に応じた住み続けたいまちづくりを展開してきた。さらに、行政の危機対応力の強化とあわせて関係機関等との連携が円滑に行える仕組みづくりを進め、情報収集・伝達・処理システムの整備や救急、救助、医療体制、消防力等の強化を図るとともに、市民、事業者、行政の協働により安全都市づくりを総合的、体系的に推進するための環境づくりに努めてきた。

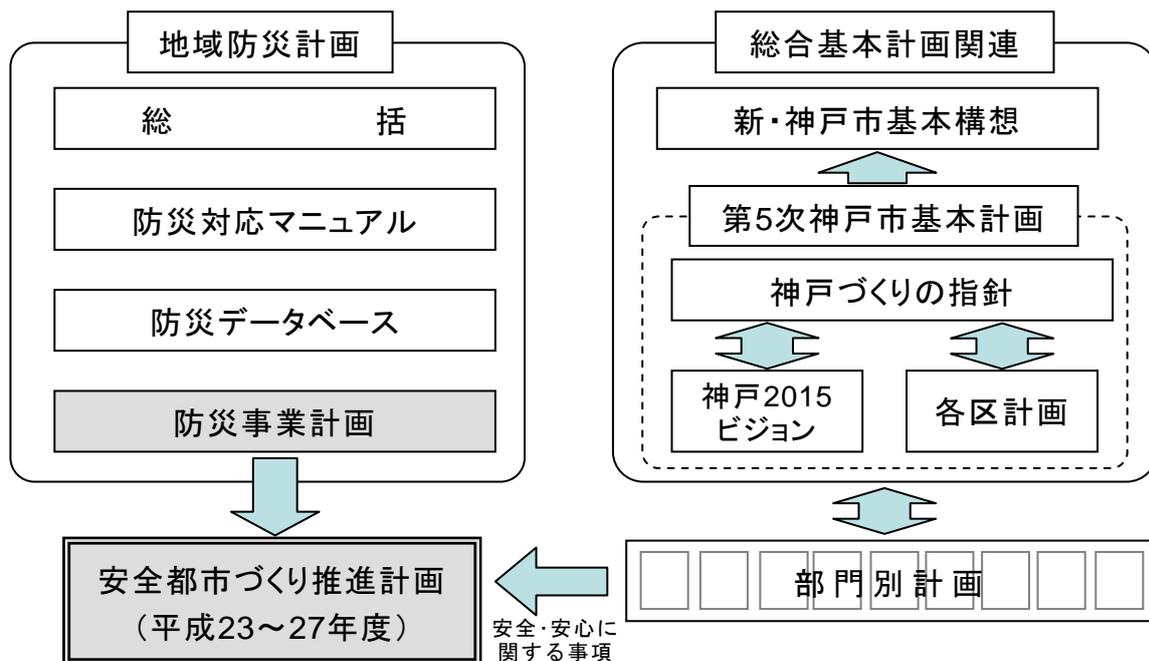
一方で、震災から15年を経過し、少子・超高齢社会の到来、地方分権の進展などの社会情勢の変化や、地域における協働と参画の取り組みの広がり、震災の影響と長引く景気低迷、激しい国際競争など、神戸を取り巻く社会経済状況は一層厳しさを増している。さらに、国内外で発生する災害・事故や犯罪の動向などから、市民の身体、生命、財産を脅かす危機事象の多様化、複雑化が進んでおり、これらに迅速かつ適切に対応する必要が生じている。

## ■計画の目的

この計画は、阪神・淡路大震災や過去の風水害、事故等で得られた教訓を生かすとともに、国内外で発生する災害・事故や犯罪などの動向を踏まえ、総合的な視点から危機管理能力の向上を目指すものである。また、中長期的な視点から着実に安全都市づくりを進めるために、その考え方や施策等を体系的に示し事業間の連携による効率的な事業推進を図るとともに、支援策等を広く情報提供することで市民・事業者・市の協働による安全で安心なまちづくりを展開すること目的として策定する。

## ■計画の位置づけ

安全都市づくり推進計画（平成23～27年度）は、神戸市民の安全の推進に関する条例第4条の「市民の安全を推進するために必要な市全体の計画」であるとともに、神戸市地域防災計画における、防災事業計画の役割を担う。また、平成22年度に策定された「神戸づくりの指針」を受けた「神戸2015ビジョン」と相互に補完・連携を図る関係にある各部局において策定される部門別計画における安全で安心な都市づくりに関する事項により構成する。



## ■計画期間

計画期間は、神戸2015ビジョンおよび部門別計画との整合性に配慮し、平成23年度から27年度の5年間とする。

## 第 1 章 長期的な視点に立った危機管理・防災戦略

## 第1章 長期的な視点に立った危機管理・防災戦略

節	項	施策	施策内容	主な所管局
第1節 総合的・計画的な推進 危機管理・災害対策の	1	神戸市民の安全の推進に関する条例		危機管理室3班
	2	地域防災計画		危機管理室3班
	3	国民保護	(1)国民保護計画の充実	危機管理室2班
			(2)国民保護計画・実施マニュアルの検証	危機管理室2班
	4	危機管理基本指針の策定・推進	(1)危機管理基本方針の策定 ①危機管理基本指針 ②危機管理推進会議	危機管理室2班
			(2)減災・危機管理アクションの推進	危機管理室1班
5	東南海・南海地震対策の推進		危機管理室3班	

# 第1節 危機管理・災害対策の総合的・計画的な推進

## 1 神戸市民の安全の推進に関する条例

阪神・淡路大震災や須磨の連続児童殺傷事件などを背景に、市民の安全なまちづくりへの機運の高まりを受けて、「神戸市民の安全の推進に関する条例」を制定し、平成10年1月17日に施行した。

本条例の制定により、市民・事業者・市が役割を分担し協働して地域活動に積極的に取組み、良好なコミュニティを育み、地域社会が災害や犯罪、事故に対応するだけの力をつけていくことを目指す。

特にこれからのまちづくりでは、市民一人ひとりの身近な取組みを地域全体の安全で安心なまちづくりにつなげていくことが重要で、条例の基本的考え方である。

### 【主な内容】

- 前文  
コミュニティでの助け合いなど震災の教訓や、地域の安全確保に対する市民の決意など、条例の背景や目指す内容を総括的に盛り込み、神戸市民の総意として共有する。
- 基本理念  
市、事業者、市民の役割分担と協働
- 良好な地域社会の形成  
災害、犯罪、事故から得た教訓等の継承と発信
- 安全で安心なコミュニティづくり  
各地域で、地域の住民団体や事業者、ボランティア団体など、幅広い層が積極的に参加し、防災や防犯などの課題に対応できる「安全で安心なコミュニティ」を形成する。市は必要な支援を講じる。
- 要援護者への配慮  
高齢者や障害者、児童などの「要援護者」への配慮、支援について定める。
- 啓発、人材育成  
事業者、市民に安全に関する学習機会を提供し、地域の安全を担う人材を育成する。
- 区を中心にした安全なまちづくり  
市民に身近な区を中心に、地域特性に応じた安全まちづくりの展開を図る。  
(区安全まちづくり計画の作成、区安全会議の開催等)
- 市民防災の日  
1月17日を市民防災の日とするなど、震災の教訓の継承、発信に努める。

## 2 地域防災計画

神戸市地域防災計画については、阪神・淡路大震災以降、地震対策編、風水害等対策編を抜本的に改訂するとともに、各対策の業務手順となる防災対応マニュアルを作成した。その後も国の防災基本計画等にそって、大規模事故対策編や東南海・南海地震防災対策推進計画等を追加している。

今後も防災基本計画や兵庫県地域防災計画、各種法令との整合性に配慮しつつ毎年度見直すとともに、必要に応じて改訂していく。

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
地域防災計画の充実		毎年度見直すとともに必要に応じて改訂 ※5か年計画である安全都市づくり推進計画を除く	(H22作成状況) ・地震対策編、風水害等対策編、東南海・南海地震防災対策推進計画 ・防災対応マニュアル ・防災データベース ・安全都市づくり推進計画

### 3 国民保護

大規模テロなどが発生した場合においても、市、県、国、関係機関が協力し、市民の安全を確保する取り組みができるように、武力攻撃事態等における国民の保護のための法律（国民保護法）に基づき、平成 19 年 3 月に神戸市国民保護計画を策定している。

#### (1) 国民保護計画の充実

国民保護法に基づき、武力攻撃事態等において市民の生命、身体および財産を守るための計画として国民保護計画を作成した。その後も、計画の実効性を担保するため、実施マニュアルを作成した。今後も国の基本指針等との整合性に配慮しつつ毎年度見直すとともに、必要に応じて改訂していく。

事業名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
国民保護計画の充実		毎年度、必要に応じて改定	

#### (2) 国民保護計画・実施マニュアルの検証

国民保護措置にかかる図上訓練などを通じて国民保護計画・実施マニュアルの検証を行い、必要があれば修正を行う。

事業名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
国民保護計画・実施マニュアルの検証		図上訓練などを通じて国民保護計画・実施マニュアルの検証・修正	

### 4 危機管理基本指針の策定・推進

阪神・淡路大震災を経験した本市では、すべての人が安心して暮らすことができる安全なまちづくりを推進するため、神戸市民の安全の推進に関する条例を定めるとともに、平成 14 年 4 月には危機管理全般を指揮・統括する危機管理監を設置し、庁内の指揮権の強化を図ってきた。しかしながら、米国や英国における同時多発テロの発生や重症急性呼吸器症候群（SARS）、高病原性鳥インフルエンザをはじめとした健康危機など予測困難な新たな危機への対応も求められている。

そこで、「1.17」を忘れないという思いのもと、行政内部の指針として「神戸市危機管理基本指針—より効果的な体制の構築をめざして—」を策定するとともに、庁内の推進体制として危機管理推進会議を設置した。

#### (1) 危機管理基本方針の策定

##### ①危機管理基本指針—より効果的な体制の構築をめざして—

神戸市地域防災計画や神戸市国民保護計画を具体的に実施するため、市の行政内部における危機管理監・危機管理室と各局室区の役割や危機レベルと体制の構築、危機対応の基本的ルールについて明示する行政の指針であり、神戸市職員の全員が常時共通の認識を持ち、危機の発生に対し最も効果的な体制を迅速に構築することで、市民の生命・身体又は財産に及ぼす被害若しくは損失の防止・軽減を図ることを目的とする。

事業名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
危機管理基本指針の充実		必要に応じて見直すとともに本指針に基づいたマニュアル等の作成・修正	

## ②危機管理推進会議

市長、副市長及び各局室区長の参加により、新たな危機への対応策の検討、危機管理に関する最新情報等の共有、幹部職員研修（トップセミナー）などを行う危機管理推進会議を開催する。

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
危機管理推進会議の開催		随時開催	

## (2) 減災・危機管理アクションの推進

神戸市職員の災害対応力の維持・向上のため、地域防災計画など既存の災害対応の計画・マニュアルの一部を実施し、毎年職員が災害対応を少しでも経験するとともに、計画・マニュアルの修正が必要になれば、それを反映させる。

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
減災・危機管理アクション		毎年各局室区がテーマを決めて取り組む	

## 5 東南海・南海地震対策の推進

東南海・南海地震防災対策特別措置法により、神戸市が地震防災対策を特に推進すべき推進地域に指定されたことを受け、平成16年6月に神戸市東南海・南海地震防災対策推進計画を策定した。推進計画では、大きく以下の事項を定めており、引き続き、計画に基づく各種対策を推進する。

### ●推進計画で定めるべき事項

- ① 地震防災対策上緊急に整備すべき施設等に関する事項
- ② 津波からの円滑な避難の確保に関する事項
- ③ 防災訓練に関する事項
- ④ 地震防災上必要な教育・啓発及び広報に関する事項



## 第2章 災害に強い安全都市基盤の構築

## 第2章 災害に強い安全都市基盤の構築

節	項	施策	施策内容	主な所管局
第1節 災害に強い多核ネットワーク都市の形成	第1項 計画的な土地利用の誘導	1 健全な市街地の誘導	(1) 線引き、地域地区指定、開発指導要綱 ①市街化区域・市街化調整区域の指定 ②地域地区(用途地域、防火・準防火地域等)の指定 ③開発指導要綱の活用	都市計画総局 計画部計画課
			(2) 地域特性に応じたルールづくり ①地区計画制度の活用 ②まちづくり協定の活用 ③建築協定の活用 ④近隣住環境計画制度の活用 ⑤総合設計制度の活用	都市計画総局 計画部計画課 計画部まち再生推進課 建築指導部建築安全課
			(3) 密集市街地の再生 ①燃え広がりにくいまちづくりの推進 ②建物が倒壊せず、避難が可能なまちづくりの推進 ③防災性と地域魅力を向上するまちづくりの推進	都市計画総局 計画部まち再生推進課
			(4) 地下空間の安全確保 ①地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発 ②地下施設への流入防止施設等の浸水被害軽減対策の促進 ③避難体制の確立	危機管理室3班 建設局 総務部庶務課 消防局 予防部査察課 警防部警防課
		2 みどりの聖域づくりの推進	(1) 緑地の保全、育成および市民利用に関する条例による区域指定状況	建設局 公園砂防部計画課
			(2) 緑地の保全事業	
			(3) 緑地の育成事業	建設局公園砂防部 森林整備事務所
			(4) 緑地の市民利用事業	
			(5) 六甲山の緑の保全・育成	建設局 公園砂防部 六甲山整備室
		3 人と自然との共生ゾーンの推進		産業振興局 農政計画課
	第2項 多重性のある広域交通ネットワークの整備	1 道路ネットワークの形成	(1) 道路網の整備	建設局道路部計画課 都市計画総局 計画部計画課 みなと総局 技術部計画課
			(2) 橋梁・高架道路等の耐震化	建設局道路部計画課 建設局道路部工務課 みなと総局 技術部計画課
			(3) 道路施設災害予防対策 ①道路排水対策 ②落石防止対策 ③街路樹の風水害対策 ④道路標識、道路照明灯の風水害対策 ⑤橋梁長寿命化修繕計画の確実な運用と見直し	建設局道路部工務課
		2 鉄道ネットワークの形成		企画調整局 企画調整部調整課 都市計画総局 交通局

節	項	施策	施策内容	主な所管局
第1節 災害に強い多核ネットワーク都市の形成	第3項 ライフラインネットワークの整備	1 共同溝・電線共同溝の整備		建設局道路部工務課
		2 水道の強化	(1) 災害に強い施設の整備 ①運搬給水基地(緊急貯留システム)の整備 ②配水管の耐震化の推進 ③大容量送水管の整備 ④応急給水活動の拠点整備と地域の取り組みの推進	水道局 技術部配水課 技術部計画課
			(2) 濁水に強い水道づくり	水道局総務部庶務課
			(3) 隣接自治体との連携の強化	水道局技術部計画課
			(4) 漏水の減少	水道局技術部配水課
		3 下水道の強化	(1) 処理場のネットワーク化	建設局 下水道河川部計画課
			(2) 処理場・ポンプ場の耐震化	
	(3) 下水道管渠の耐震化			
	(4) 下水道施設の計画的な改築・更新と機能強化 ①汚水管渠 ②プラント設備			
	第4項 水と緑のネットワークの形成	1 河川における環境形成帯の創出		建設局 公園砂防部緑地課 下水道河川部河川課
		2 幹線道路における環境形成帯の創出	(1) 浜手幹線での取り組み	都市計画総局 計画部計画課
			(2) 中央幹線での取り組み	
			(3) 山手幹線での取り組み	
3 グリーンベルト整備事業の推進		建設局 公園砂防部 六甲山整備室		
4 臨海部における環境形成帯の創出		みなと総局 技術部計画課		
第2節 自然災害等災害予防対策の推進	第1項 土砂災害対策の推進	1 治山事業	(1) 自然災害防止事業	建設局公園砂防部 六甲山整備室
			(2) 市有林内山腹崩壊復旧事業	
			(3) 県単独補助治山事業	
			(4) 国有林関係事業	
			(5) 保安林関係事業(県実施)	
	2 砂防事業			
3 地すべり対策事業(県実施)				
4 急傾斜地崩壊対策事業(県実施)				
5 道路防災対策事業		建設局道路部工務課		

節	項	施策	施策内容	主な所管局	
第3節 自然災害等災害予防対策の推進	第2項 宅地災害対策等の推進	1 既成宅地の安全対策		建設局 総務部宅地開発指導課 都市計画総局 建築指導部建築安全課	
		2 宅地造成工事等の指導	(1) 宅地造成工事の指導	建設局 総務部宅地開発指導課	
			(2) 開発行為の指導	建設局 総務部宅地開発指導課	
			(3) 斜面地建築工事の指導	都市計画総局 建築指導部建築安全課	
		3 急傾斜地崩壊危険区域		建設局 公園砂防部緑地課	
		4 宅地災害未然措置の取組み	(1) 防災パトロールの実施	建設局 総務部宅地開発指導課	
			(2) 宅地保全相談・防災工事資金貸付	建設局 総務部宅地開発指導課	
			(3) 宅地防災月間	建設局 総務部宅地開発指導課	
		第3項 洪水・浸水対策の推進	1 河川洪水対策	(1) 河川整備の推進	建設局 下水道河川部河川課
				(2) 河川情報の提供 ①河川モニタリングカメラシステム整備事業 ②河川増水警報システム運営管理事業 ③洪水ハザードマップによる情報提供	建設局 下水道河川部河川課
	(3) 河川の浸水想定区域における連絡体制の強化 ①河川溢水等による浸水想定区域の避難計画の作成 ②避難準備情報、避難勧告、指示の伝達方法の確立 ③住民への周知			消防局警防部警防課	
	2 都市の浸水対策の推進		(1) 雨水幹線・雨水ポンプ場の整備	建設局 下水河川部計画課	
			(2) レーダ降雨情報システムの整備	建設局 下水河川部計画課	
			(3) 雨水流出抑制施設の整備	建設局 下水河川部計画課	
	3 高潮・沿岸部都市浸水対策の推進		(1) 海岸保全施設の整備	みなど総局 技術部計画課	
			(2) 重点地区(三宮南地区を除く)の雨水ポンプ場改築更新事業	建設局 下水河川部計画課	
			(3) 三宮南地区浸水対策事業	建設局 下水河川部計画課	
	4 ため池防災対策の推進			産業振興局農政計画課	
	5 津波対策の推進		(1) 津波防護・避難施設の整備	みなど総局 技術部計画課	
			(2) 地域津波防災計画の作成支援	危機管理室3班	
(3) 津波表示板の設置支援			建設局総務部庶務課		
(4) 津波緊急待避所表示板の設置支援			危機管理室3班		
(5) 須磨海岸の津波避難対策			須磨区まちづくり推進部 総務課		

節	項	施策	施策内容	主な所管局	
第3節 自然災害等災害予防対策の推進	第4項 対策の推進 大規模地震	1 地震防災対策緊急事業5箇年計画		危機管理室3班	
		2 耐震化の推進		危機管理室3班 消防局 予防部建築危険物課	
		3 液状化対策の推進		みなど総局 技術部計画課 建設局 下水河川部計画課	
	第5項 火災予防への取組み	1 大火災及び多数の死傷者の発生が予測される地域等		(1) 危険物製造所等の施設(石油コンビナート等)	消防局 予防部建築危険物課
				(2) 地下街、準地下街	消防局予防部査察課
				(3) 複合用途の高層建物	消防局予防部査察課
				(4) 不特定多数を収容する建物等	消防局予防部査察課
				(5) 木造建物密集地域	消防局警防部警防課
		2 企業の自主防火管理体制の強化		(1) 防火査察の徹底	消防局 予防部査察課
				(2) 法令規制に対する違反事項の是正	
				(3) 危険物施設における自主保安体制の推進	
				(4) 防火管理体制づくりの指導	
				(5) 防火対象物定期点検報告制度の推進	
		3 市民による自主防災組織の確立と防災活動の推進		消防局予防部予防課	
		4 消防団による防災活動の推進		(1) 消防団の育成	消防局警防部警防課
				(2) 防災知識の普及	消防局警防部警防課
				(3) 各種訓練指導	消防局 警防部警防課
	(4) 消防団の入団促進		消防局警防部警防課		
5 火災予防広報		消防局予防部予防課			
6 住宅防火の推進		消防局予防部予防課			

## 第1節 災害に強い多核ネットワーク都市の形成

神戸の有する地域特性を生かしながら、自然環境と調和し、人口や都市機能の均衡がとれた、災害に強い都市空間の形成を図る。

このため、市街地では健全な土地利用を誘導し、市街化調整区域ではみどりの聖域の整備、人と自然の交流ゾーンの整備を進めるとともに、神戸の地盤、地域特性を踏まえ、自然を生かした水とみどりのネットワークづくりに取り組む。

さらに、港湾、国土軸を生かした広域的な交通ネットワークを形成し、既成市街地地域、西神・北神地域、海上都市地域が相互に連携する多核ネットワーク都市を形成し、災害に強い都市構造を構築する。

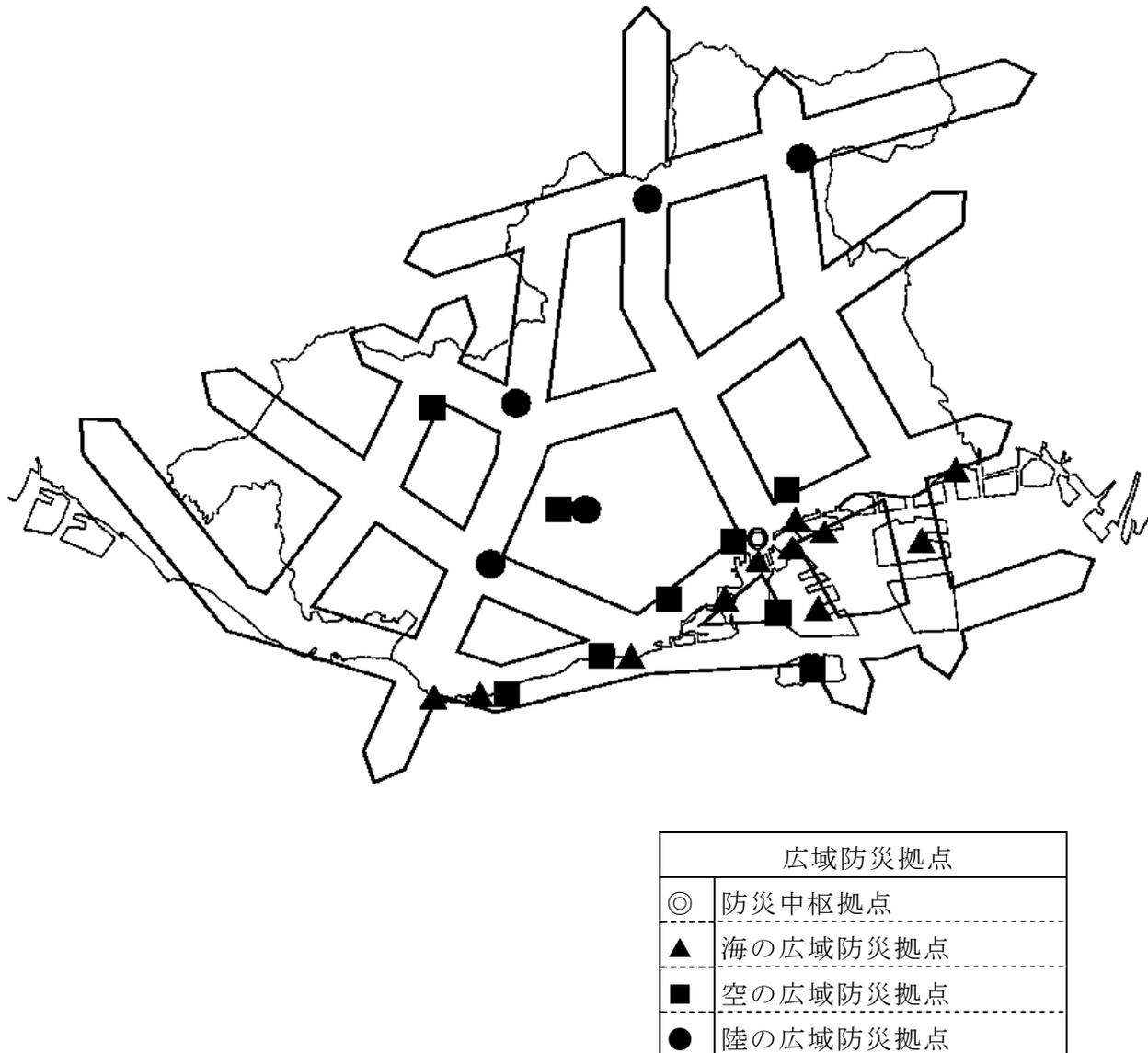


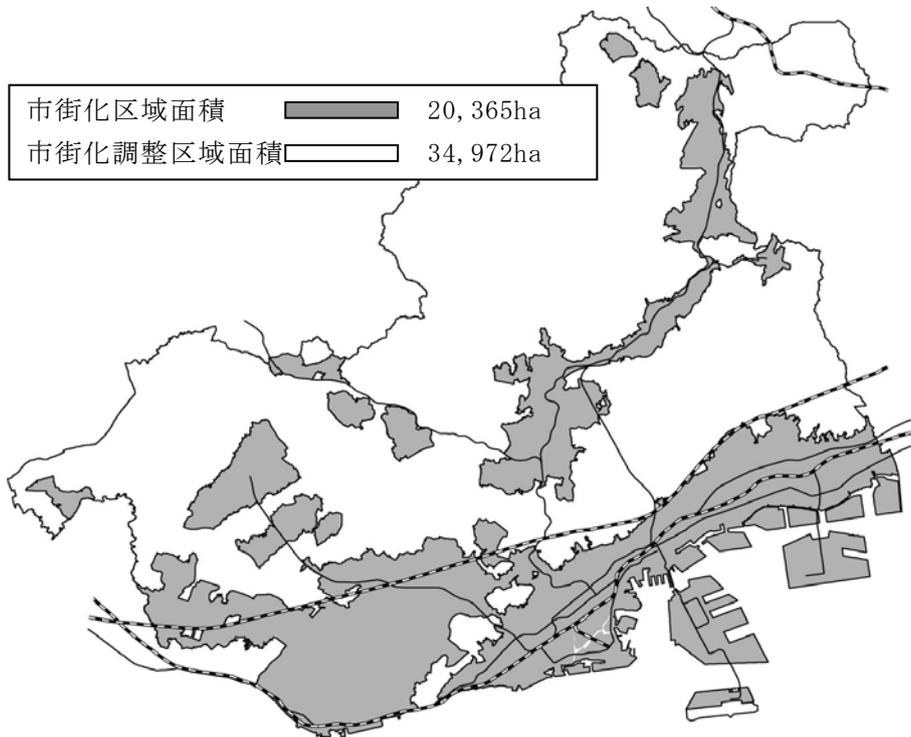
図 多核ネットワーク都市のイメージ（神戸市復興計画より）

1 健全な市街地の誘導

(1) 線引き、地域地区指定、開発指導要綱

①市街化区域・市街化調整区域の指定

市街化区域の指定はおおむね 10 年以内に優先的・計画的に市街化を図るべき区域を指定している。市街化区域の規模は無秩序に拡大させることなく、人口や産業の将来のあり方を考慮した上で見直しを行う。



(平成 23 年 9 月 6 日現在)

図 市街化区域・市街化調整区域図

②地域地区（用途地域、防火・準防火地域等）の指定

用途地域は良好な市街地の形成と住居、商業、工業等の適正な配置を誘導するために定める。特に、都心・副都心周辺及び国道 2 号沿道等、防災上重要な地域には防火地域を指定し、その他の密集市街地等は準防火地域に指定し、都市の不燃化と火災等の災害に強い都市構造を構築する。

防火地域面積	約 920ha
準防火地域面積	約 5,942ha

(平成 23 年 9 月 6 日現在)

③開発指導要綱の活用

開発指導要綱を活用し、神戸市の特質を生かした計画的な開発の誘導及び均衡ある健全な市街地の育成を図るとともに、市民の福祉及び都市の防災性能の向上を図る。

(2) 地域特性に応じたルールづくり

①地区計画制度の活用

地区の特性に応じ、住民の総意を反映した土地利用の計画やまちづくりのルールをきめ細かく都市計画に定め、安全で快適な市街地の形成及び保持を図る。

## ②まちづくり協定の活用

「神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例（まちづくり協定）」に基づき、まちづくり協議会と市長とが安全・安心で住み良いまちづくりを推進するために締結する。

## ③建築協定の活用

一定地域の住民が、建築物に関する基準を自主的に協定し、市長がこれを認可するとともに、住民がお互いに守っていくことにより、「住宅地としての環境」または「商店街としての利便」を高度に維持増進するなど、建築物の利用を増進し、環境を改善する。

## ④近隣住環境計画制度の活用

「向こう3軒両隣り」など、市民に身近な単位から、建替えのルール等の計画を策定することにより、建築規制の弾力的な運用を行い、地域特性を踏まえたすまい・まちづくりを支援する。

## ⑤総合設計制度の活用

一定規模以上の敷地に、公開空地を確保し市街地環境の整備改善に役立つと認められる建築物について、容積率の割増や斜線制限の緩和を許可する。

### （3）密集市街地の再生

密集市街地は、古い木造住宅が密集し、生活道路が狭く公園も不足しているなど、防災面や住環境などで様々な課題を抱えている。このような地域において、密集市街地再生方針に基づき、防災面の向上のためのルールづくりとあわせて総合的な支援を行うことにより、老朽住宅の除却や建物の不燃化・耐震化、身近な生活道路の整備などに地域と協働で取り組む。特に、広範囲に燃え広がる恐れがある市街地を「密集市街地再生優先地区」として位置づけ、2025年までに広範囲に燃え広がる危険性を解消することをめざして、優先的に防災まちづくりに取り組む。



#### ①燃え広がりにくいまちづくりの推進

老朽木造建物を除却し、空き地を地域がコミュニティ活動の場として有効活用する取り組みを支援する。また、沿道建物の防火性能を確保した上で、狭い路地のままでも建替ができるように、建築基準法の規定を弾力的に運用する。

さらに、建物の不燃化を促進するため、防火性能に関するルールづくりとあわせて、建替や改修に対する支援を実施する。

#### ②建物が倒壊せず、避難が可能なまちづくりの推進

道路が狭く避難や消火が困難な市街地では、身近な生活道路（きょうがい狭隘道路）単位の合意による道路中心線の確定など整備のルールづくりを進めるとともに、建替時に敷地後退部分を舗装するルールづくりとあわせて、道路の拡幅整備に対する支援を実施する。また、山麓斜面地などで道路や公園が著しく不足している市街地において、主要な生活道路のあり方を検討するまちづくり協議会の活動などを支援する。

さらに、建物の倒壊を防ぎ避難の安全性を高めるため、耐震診断や耐震改修を推進するとともに、耐震改修とあわせた防火性能の向上に対する支援を実施する。

### ③防災性と地域魅力を向上するまちづくりの推進

延焼の恐れがある市街地において、避難や消火活動に必要となる経路の確保、空き地を活用した緑化の推進など、身近な範囲での防災性と地域魅力を向上するまちづくりに取り組む地域を支援するため、専門知識を有するコンサルタントを派遣する。

すまいの建替・改修による不燃化・耐震化を促進するため、建築士や建設業など多様な分野の専門家と連携して、相談体制を強化する。

## (4) 地下空間の安全確保

地下鉄、地下街、ビルの地下室等の地下空間に豪雨や洪水が短時間で浸水した場合には、通常の地上での水害の実態と大きく異なり、電気設備の浸水による停電や地下空間の天井までの冠水など、大きな被害を受けるおそれがあるため、次の対策を推進する。

### ①地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発

地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性について、周知、啓発を図るため、広報紙K O B E（防災特別号）において、浸水想定区域、雨水幹線の過去にあふれた箇所、地下施設等の情報を記載した「土砂災害・水災害に関する危険予想箇所図」を作成・全戸配布し、市民・関係機関の浸水対策を促進する。

### ②地下施設への流入防止施設等の浸水被害軽減対策の促進

豪雨時において浸水する可能性がある地下鉄、地下街、ビルの地下施設の管理者等に対して、止水板の設置等浸水防止施設の設置促進を図るとともに、日頃から点検・訓練を行い、浸水災害防止に努めるよう指導する。

### ③避難体制の確立

地下鉄、地下街等の不特定多数の利用者がいる施設の管理者に対して、豪雨時に円滑な避難誘導ができるように、気象情報の早期把握や情報伝達体制の整備を指導する。あわせて、洪水による浸水が予想される地下施設の管理者に対しては、水防法にもとづく地下施設における避難確保計画の作成を指導する。

## 2 みどりの聖域づくりの推進

「緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例（緑地条例）」に基づき、「緑地の保存区域」等を指定し、これらの区域内での行為制限や民有緑地の買い入れ・助成等を実施するとともに、市民のレクリエーションや環境学習などの緑地の適正利用を進める。さらに、引き続き背山緑化を進め、将来にわたって豊かな水源を保全し、緑に恵まれた山の自然を守り育てていく。

### (1) 緑地の保全、育成および市民利用に関する条例による区域指定状況

- |                     |
|---------------------|
| ・ 緑地の保存区域：6,679.3ha |
| ・ 緑地の保全区域：5,555.7ha |
| ・ 緑地の育成区域：2,702.2ha |

(2) 緑地の保全事業

- ・ 行為制限
- ・ 一定の要件に基づく土地の買入れ等

(3) 緑地の育成事業

- ・ 植林等

(4) 緑地の市民利用事業

- ・ ハイキングコースの整備等

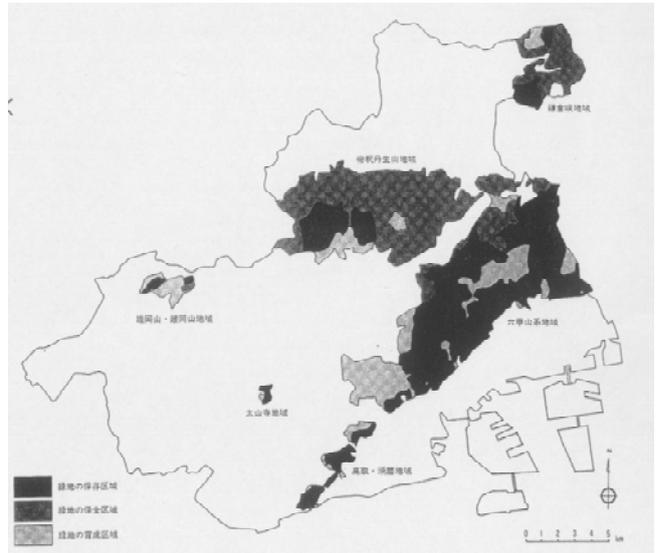


図 みどりの聖域（条例による区域指定図）

(5) 六甲山の緑の保全・育成

神戸の緑の骨格を形成するとともに、神戸を特徴づける貴重な財産である六甲山は、公有林では森林を保全・育成する取り組みが行われているが、残りの大部分の森林では十分な手入れが行われていないため、一部で荒廃が進んでおり、将来的に土砂災害の発生や景観の悪化などが懸念されている。

これからの100年を見据え、これまで以上に民学産と行政が密接に連携し、公有地に加え、民有地も対象に緑の保全・育成を積極的に推進するとともに、治山事業や砂防事業との連携を図り、緑豊かな安全で美しい六甲山をめざす。

3 人と自然との共生ゾーンの推進

人と自然との共生ゾーンの指定等に関する例に基づき、市内の農業・農村地域を「人と自然との共生ゾーン」と位置づけ、「農業保全区域」、「環境保全区域」等を指定し、各区域の機能に応じた土地利用を誘導することで、農地、里山の整備・保全・活用を行い、災害に強い環境づくりを進める。

農村環境の整備を進めるにあたっては、住民が主体となった「里づくり計画」の策定やその計画を実践する「里づくり事業」への支援を行う。

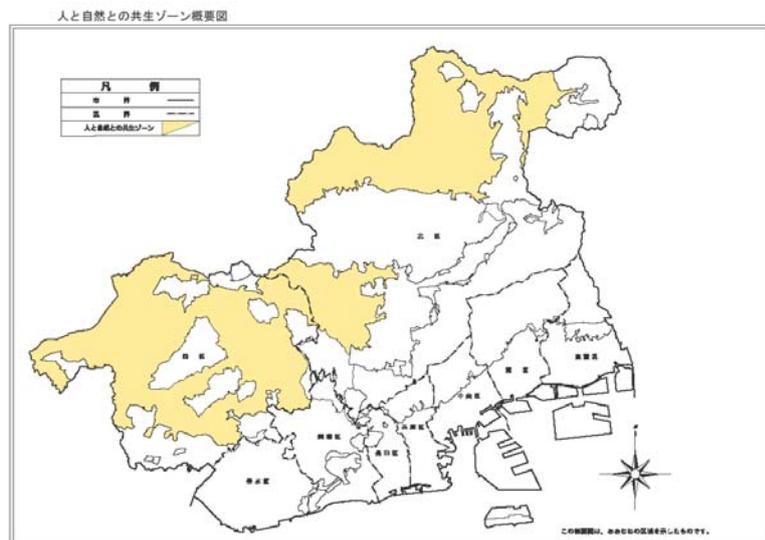


図 共生ゾーンの区域（条例による区域指定図）

## 第2項 多重性のある広域交通ネットワークの整備

阪神・淡路大震災では、道路や鉄道などの倒壊により、交通ネットワークが寸断されるとともに、既成市街地への交通渋滞をまねき、都市機能や復旧・復興活動および神戸経済や西日本経済はもとより国内外の経済に大きな影響を与えた。

これは、神戸の国土軸機能が既成市街地へ集中しているためであるが、一方では新神戸トンネルや阪神高速道路北神戸線などによる西北神地域や三田方面からのアクセスが活用されるとともに、陸上交通の代替輸送機関として海上バスや近隣地域への高速旅客船、ヘリコプターが活躍することとなった。

これらの教訓により、災害時にも確実に円滑な交通を確保するため、代替性を有し、多重性のある分散型・複数アクセスが可能な格子状の幹線道路網を整備するとともに、公共交通網の多重性を確保する。

また、神戸港を生かした海上交通の充実や、ヘリポートの活用、神戸空港の整備により、海・空・陸の連携した総合的な広域交通体系の確立を図る。

さらに、それぞれの交通施設の耐震性を強化することにより、災害時においても都市活動を維持できる交通体系を確保する。

広域圏幹線道路ネットワーク図



図 広域圏幹線道路ネットワーク図

# 1 道路ネットワークの形成

## (1) 道路網（緊急輸送道路）の整備

防災拠点と、港、空港、国土幹線軸を複数ルートで連絡する「格子状道路ネットワーク」を形成することにより、災害時の代替ルートを確保し、円滑な救援活動、早期復旧に寄与する。防災機能のさらなる強化を図るため、緊急輸送道路ネットワークの整備を推進する。

路線名	予定年次					備考（事業主体 他）
	H23	H24	H25	H26	H27	
<b>■ 自動車専用道路等</b>						
新名神高速道路	→	→	→	→	→	西日本高速道路(株)
神戸西バイパス (石ヶ谷～永井谷)	→	→	→	→	→	国土交通省
大阪湾岸道路西伸部	未定					未定
阪神高速道路神戸山手線 (残区間)	未定					阪神高速道路(株)
神戸中央線 (国道2号～ 港島トンネル)	未定					未定
東神戸渡り線	未定					未定
<b>■ 直轄事業</b>						
国道175号	→	→	→	→	→	国土交通省
国道2号(須磨区～垂水区)	→	→	→	→	●H26完成予定	国土交通省
<b>■ 道路事業、街路事業</b>						
神戸三田線(有馬口)	→	→	●H24完成予定			
神戸三田線(大池)	→	→	●H24完成予定			
有馬山口線	→	→	→	●H25完成予定	(市域)	全線は未定
明石木見線(Ⅲ期北)	→	→	●H24完成予定			
須磨多聞線(多井畑工区)	→	→	→	→	→	●H27完成予定
垂水妙法寺線(禅昌寺工区)	→	→	→	→	→	H28完成予定
明石木見線(Ⅲ期南)	→	→	→	→	→	●H27完成予定
商船学校線	→	→	→	→	→	●H27完成予定
山手幹線(本山)	→●H23完成予定					
山手幹線(灘)	→	→	●H24完成予定			
中央幹線(西須磨)	→	→	→	→	→	H28完成予定
須磨多聞線(西須磨)	→	→	→	→	→	H28完成予定
垂水妙法寺線(妙法寺南)	→●H23完成予定					
港島トンネル	→●H23完成予定					



図 緊急輸送道路ネットワーク整備計画図

## (2) 橋梁・高架道路等の耐震化

道路や橋梁の耐震強化を図るため、杓部分の強化アップ、耐震連結装置の強化、既設橋脚の補強（炭素繊維シート貼付、鋼板巻立等）などを実施する。

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
橋梁整備(橋梁耐震化)事業		41 橋	H 8～22 の実績 51 橋

## (3) 道路施設災害予防対策

### ①道路排水対策

降雨による道路の弱化や法面の浸食、崩壊を防止するため、道路の排水施設を整備するとともに点検、補修、浚渫及び清掃等の維持管理に努める。

### ②落石防止対策

落石等による道路災害の発生を防止するため、危険箇所に落石防止のためのロックネット、落石防止柵等を整備する。

### ③街路樹の風水害対策

強風による傾倒を未然に防止するため、日常的な管理として街路樹の安全パトロールを実施し、樹木の危険度に応じて剪定、伐採、ロープ掛け等の処置を施す。傾倒の危険がある老朽木については、路線ごとに樹種の更新に努める。

また、道路を掘削する際、街路樹の根を切断しないように指導する。

### ④道路標識、道路照明灯の風水害対策

道路パトロールの際には、道路照明柱の異常の有無について随時点検を実施するとともに、腐食防止のため塗り替え等維持管理に努める。

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
道路改良(道路防災)事業		63 箇所	

### ⑤橋梁長寿命化修繕計画の確実な運用と見直し

H20年度より実施している「橋梁長寿命化修繕計画」に基づく点検・計画・修繕というマネジメントサイクルを確実に運用するとともに、中長期的な劣化予測を行い計画の見直しを行う。また、その他の重要構造物についても、点検結果に基づく修繕計画を策定し、効果的な補修を実施する。

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
橋梁整備(橋梁補修)事業		～H24: 23 橋 H25～: 38 橋(※)	H20～22 の実績 27 橋

※ただし、第Ⅰ期橋梁長寿命化修繕計画(H20～24)はH24年度までの計画であるため、H25年度以降は再度計画を見直す予定である。

## 2 鉄道ネットワークの形成

鉄道ネットワーク形成の基本的な考え方として、まず、複数の経路を持ち代替ルートの確保が可能ながあげられる。さらに各鉄道事業者間における乗り継ぎ等の利便性を図るとともに、各鉄道の高速性・利便性を高めるため、路線の連続立体交差化や複線化を進めるよう働きかける。

災害時には大量交通輸送機関としての鉄道の重要性はさらに増すため、災害に強い鉄道網の強化を図る。このため、既存の鉄道については耐震補強を行うとともに、新線においては国の定める耐震設計の指針に基いた設計を行うことで、大地震においても破壊することなく早期に復旧可能な鉄道網を構築する。

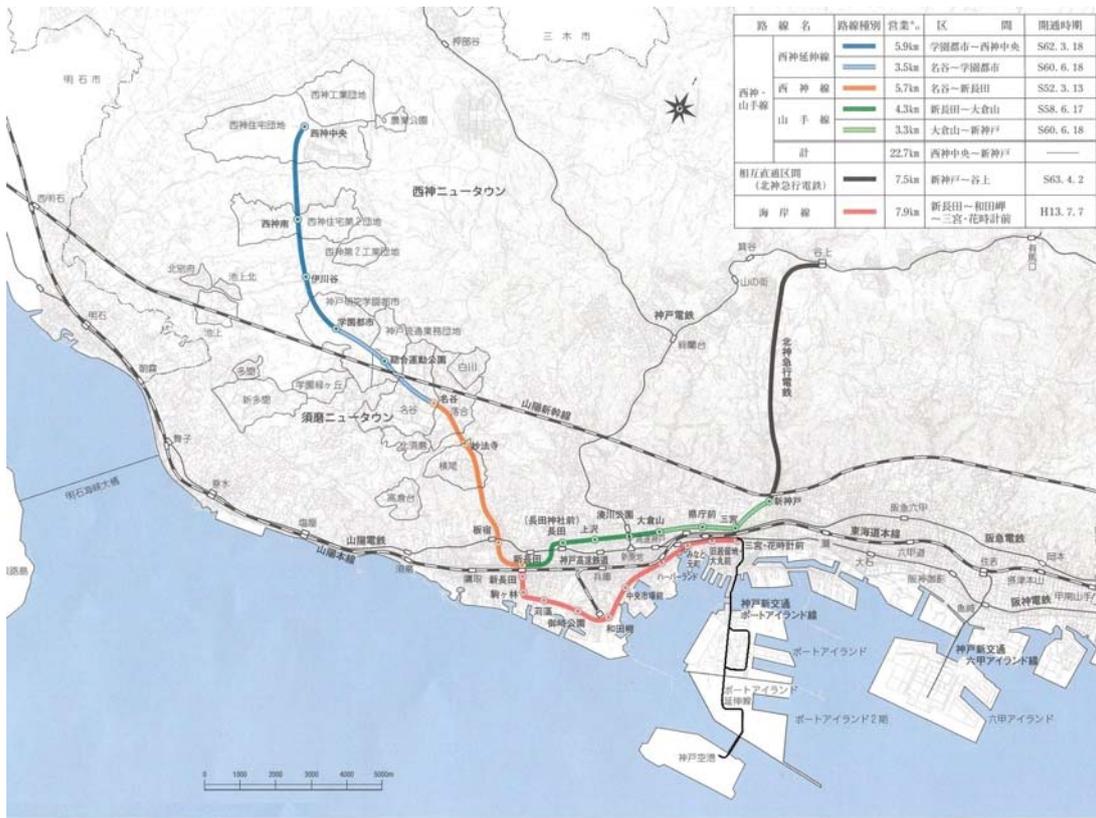


図 鉄道ネットワーク現況図

交通網のターミナルである駅前周辺を人、物、情報が集まる防災拠点として活用できるものとする。

このため、駅前広場の整備を進めるとともに、市街地再開発事業、土地区画整理事業等と連携し、周辺の拠点機能の強化を図る。

### 【駅前広場の整備、周辺機能の強化】

駅名	接続する鉄道施設	駅前及び周辺の主な整備事業
阪急御影	阪急	駅前広場、都市計画道路の整備
摂津本山	J R	自由通路の整備
鈴蘭台	神戸電鉄	市街地再開発事業
三宮	J R、阪急、阪神、地下鉄、ポータルライナー	阪神三宮駅の改良
新長田	J R、地下鉄	市街地再開発事業

### 第3項 ライフラインネットワークの整備

生活や都市活動を支える水道、工業用水道、下水道、電気、ガス、通信等については、耐震化や多系統化などにより、災害に強いライフラインとして整備するとともに、循環型供給処理システムのネットワークを確立する。

また、災害によりライフラインが寸断された場合においても、防災拠点への優先強化及び修繕復旧を行うことにより、救援活動の円滑化を図る。

#### 1 共同溝・電線共同溝の整備

共同溝とは二つ以上の公益物件（電気、電話、ガス、水道等）を收容するために道路の地下に設ける施設であり、直接沿道地域への供給を目的としないメインケーブルやメインパイプを收容する幹線共同溝をさす。共同溝が整備されると、車道の掘り返しが防止され收容物件の維持管理が容易に行えるほか、構造的に安全性が高く、都市防災に貢献することができる。現在、国土交通省において国道2号で整備が進められている。

また、電線共同溝は、地上にはりめぐらされた電線類を道路の地下に收容する施設で、電線共同溝が整備されると、災害時、電柱の倒壊による被害、倒壊電柱による通行不能の回避など都市災害防止のほか、電線類を地中化することにより都市景観が向上する。さらに、安全で快適な通行空間を確保、情報通信ネットワークの信頼性を向上するといった効果がある。

こうしたことから、無電柱化推進計画（平成21～25年度）に基づき電線共同溝の整備を推進する。

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
電線共同溝の整備	約9.9km (H21～25年度)	約8.3km (H23～25年度)	直轄分除く



整備前



整備後

#### 2 水道の強化

水道は、市民生活や産業活動に欠くことができないライフラインであり、災害等により、供給できなくなった場合の影響は大きくかつ深刻である。

常日頃、市民に十分な水を届けることはもちろん、事故・自然災害・渇水などの非常時においても、市民への影響を最小限にとどめ、安定して水を届けるように努める。

##### (1) 災害に強い施設の整備

阪神・淡路大震災を教訓に、平成7年7月に策定した神戸市水道施設耐震化基本計画に基づき「災害に強く、早期復旧が可能な水道」をめざして、施設を整備する。

### ①運搬給水基地（緊急貯留システム）の整備

災害時に、配水池や大容量貯水槽に飲料水を確保し、給水タンク車の補給所(運搬給水基地)として使用するとともに臨時の給水拠点としても利用する。これまでに概ね半径2kmごとに1箇所、この拠点を整備してきており、平成22年度末で43か所を整備しており、引き続き平成25年度末完成を目指して整備を進める。また、地域主体での応急給水活動ができる環境づくりのため、既設の拠点等の取り出し口の再整備や防災福祉コミュニティなど地域団体による資材保管庫等の管理のしくみづくり、応急給水訓練を実施する。

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
運搬給水基地の整備	47か所	4か所 (H25年度末完了予定)	43か所(H22年度末)

### ②配水管の耐震化の推進

経年管の布設替えにあわせて引き続き配水管の耐震化を進めていく。

具体的には、災害時の応急給水活動が容易となるよう、仮設給水栓の早期設置と応急復旧期間の短縮をめざして、学校や中核病院などの防災拠点に至るルートや配水管路網のうち500m間隔の格子状になる管路の耐震化を進める。

また、工事の路線は、老朽化が進んでいる管路や他の工事との競合路線を優先するなど効率的に進めていく。

### ③大容量送水管の整備

全体計画（芦屋市境～奥平野浄水場区間）		
概要	本線延長	: 12.8km
	口径（直径）	: 2.4m
	計画送水能力	: 1日最大40万立方メートル
	事業費	: 370億円
	工期	: 平成8年度～25年度（予定）

六甲山を通る2本の送水トンネルに加え、新たに市街地を通る大容量送水管を整備する。送水ルートを六甲山と市街地に分けることにより災害時の危険を分散し、高い耐震性と大きな貯水能力を備えることにより、震災時の応急給水や早期復旧が可能となる。また既存の2本の送水トンネルを更新するときの代替送水ルートとすることもできる。このうち芦屋市境～住吉川間については平成14年度末に整備を完了した。平成15年度からは、住吉川～奥平野浄水場間の整備を順次進め、平成25年度末完成を目指す。なお、一部区間においては、大深度地下使用法を活用し、コストの縮減を図る。

※大深度地下使用法(「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」:平成13年4月1日施行)  
通常利用されない地下空間(地下40m以深)において、公共性を有する事業を実施するにあたり、事前に補償を行うことなく使用権を設定できる法律。これにより、権利調整期間の短縮や合理的なルート選定等、事業の効率的かつ円滑な執行が可能となる。

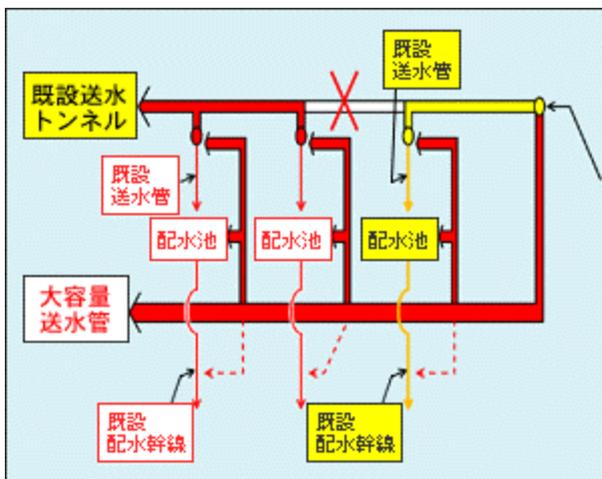


### 大容量送水管の整備効果

- (1) 既設送水トンネルが被災した場合や更生工事実施時には代替送水ルートとして活用できる。
- (2) 災害時に交通渋滞の影響を受けずに市街地の防災拠点で応急給水ができる。
- (3) 送水が停止した場合であっても管内に貯留された水を応急給水に利用できる。
- (4) 配水池や幹線配水管が被災した場合でも、大容量送水管から直接市内配水管網に送水し、復旧期間の短縮ができる。

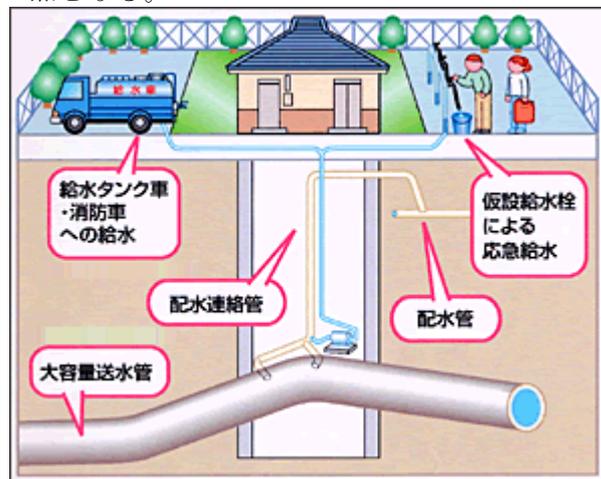
### ○代替送水ルートとしての活用

既設送水トンネルが途中で送水が困難になった場合、×印より西の区間は大容量送水管からバックアップできる。



### ○災害時の生活を守る給水拠点

立坑を運搬給水の拠点として整備する。地震等の災害時には、給水タンク車・消防車への給水、仮設給水栓による応急給水など防災活動の拠点となる。



## (2) 渇水に強い水道づくり

近年、年降水量の変動幅が増大し、無降雨期間の長期化や小雪化など降雨雪の形態も変化してきている。(平成22年度版「日本の水資源」)

このような渇水リスクに備え、安定給水を図り、市民生活や都市の経済活動を支えるために十分な水資源を確保する必要がある。

神戸市は水源に恵まれていないため、長い年月をかけて琵琶湖・淀川に水源を求め、必要水量の約4分の3を確保してきているほか、兵庫県水道用水供給事業からも受水することにより、自己水源とあわせて引き続き安定供給に必要な複数水源を確保する。

また、市内の自己水源の機能回復に取り組むとともに、水源間の相互融通や他の事業者との連携など渇水に強い施設整備や水運用にも取り組む。

### (3) 隣接自治体との連携の強化

より安定した給水体制をつくるため、隣接自治体との間に連絡管を整備する。

連絡管の整備により、隣接自治体との連携を強化し、事故や災害時などの緊急時には連絡管を用いて相互に水を融通することで、応急給水と復旧作業に着手できる体制の確立を目指す。

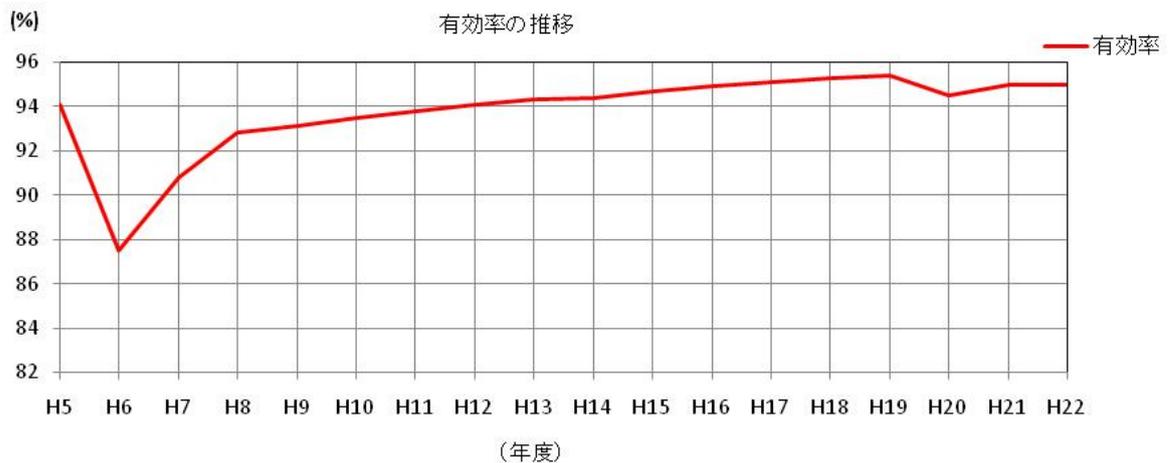
これまでに、5市8箇所（三木市（2箇所）、三田市（2箇所）、西宮市、明石市（2箇所）、芦屋市）整備してきており、今後も隣接する事業者と協議のうえ連絡管整備を進めていく。

### (4) 漏水の減少

神戸市の有効率は、大震災の影響により 87.5%まで低下したが、漏水調査等の地道な作業により平成 22 年度末には 95.0%にまで向上した。

これからも経年劣化した給・配水管の更新、漏水発生率の高い地区の重点的な調査や新しい調査機器の導入などにより、さらに漏水を少なくし、95%以上の高水準を維持する。

有効率：水道水が市民に届くまでに漏水することなく、どれだけ有効に利用できたかを示す指標



## 3 下水道の強化

震災により被災した管渠やポンプ場、処理場については復旧とともに耐震化を図っており、今後も、災害の被害を最小限に食い止め、災害時にも機能できる柔軟な下水道処理システムの構築に向け、処理場間ネットワーク、幹線の多系統化等に取り組み、安全で快適なまちづくりに貢献する。

### (1) 処理場のネットワーク化

神戸市では、市内 5 つの下水道処理場を耐震性の高いシールド幹線で結んでいる。このことにより、汚水の総合融通機能が確保され、災害時に被災した処理場機能のバックアップを他の処理場で可能としている。

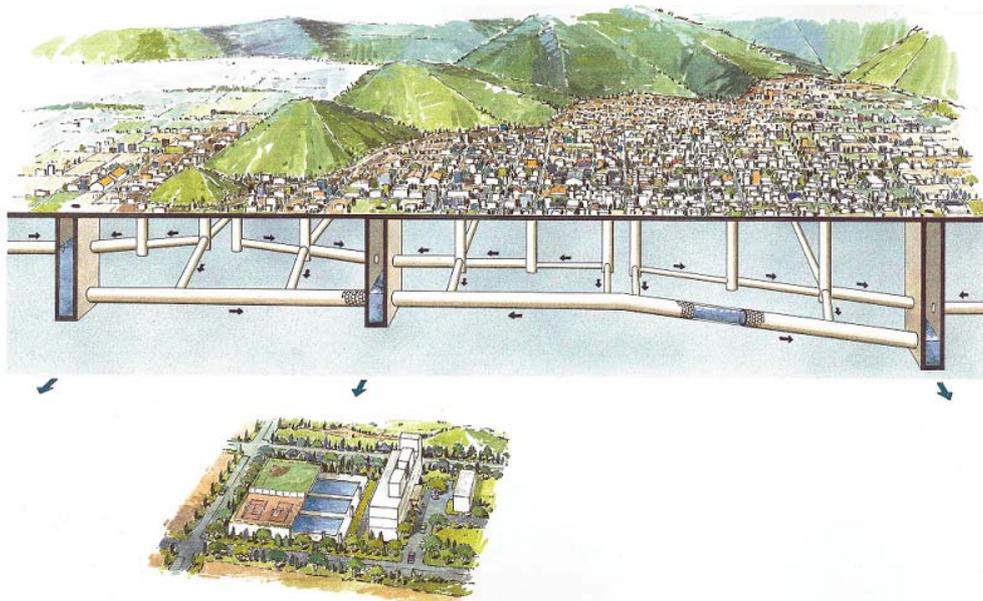


図 処理場のネットワークイメージ

### (2) 処理場・ポンプ場の耐震化

処理場・ポンプ場の多くは阪神・淡路大震災以前に整備された施設であり、これらの施設の耐震化には、多大な時間と費用を要するとともに、補強が困難な施設が存在するなど、構造物全体の耐震化には一定の限度がある。このため、対応可能な施設から優先順位を見極めた上で部分的な耐震化・耐震補強に努めるとともに、施設の改築・更新に合わせて段階的に耐震化に取り組む。

一方、阪神・淡路大震災以降に建設される施設は、その教訓を踏まえた耐震対策指針に基づいた施設整備を実施している。

事業名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
処理場・ポンプ場の耐震診断・耐震化		処理場（一般市民開放施設等）の耐震化 ポンプ場の耐震診断完了	

### (3) 下水道管渠の耐震化

下水道管渠の耐震化については、阪神・淡路大震災以降、可とう性管渠の活用や被害が多数見られた継ぎ手部の耐震性向上などによる構造的な耐震化を図るとともに、2条化やループ化によるシステム的な耐震化を進めている。

今後、防災拠点と処理場を結ぶ管渠や震災時に社会的影響の大きい緊急輸送路下に埋設されている管渠の耐震診断を進め、管渠の改築・更新時期も勘案しつつ、必要に応じて耐震化に取り組んでいく。

事業名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
下水道管渠の耐震化		防災拠点と処理場を結ぶ管渠などの耐震診断と耐震化 重要な管渠の耐震化予定延長 L = 30km	重要な管渠とは防災拠点や避難所の下流側や緊急輸送路、河川等を横断する管渠等

#### (4) 下水道施設の計画的な改築・更新と機能強化

##### ①汚水管渠

本市では、昭和40年代後半に急速な水洗化工事を推進したため、10数年後には大量の管渠が、標準耐用年数(50年)を迎える。今後は、従来の道路陥没後の老朽管渠の改築といった事後的な対応では、市民生活に大きな支障が出るだけでなく、コスト的に不経済になるため、予防保全的な対応が求められている。

そこで、管渠の破損等による排水・処理機能の停止や不明水の増加、漏水・道路陥没等の事故を未然に防止するため、限られた財源の中で、ライフサイクルコスト最小化の観点を踏まえた「長寿命化対策を含む管渠の計画的な改築更新」を実施する。

##### ②プラント設備

下水道施設の健全度に関する点検・調査結果に基づき、平成23年度にポンプ設備・水処理設備・電気設備の代表的な対象施設をモデルとして長寿命化計画を策定する。引き続き汚泥設備について策定すると共に、モデルを基準に改築を急ぐものより個別に「長寿命化計画」を策定する。

事業名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
①汚水管渠改築更新事業	未定	汚水管渠の改築更新予定延長 L=80km	震災復旧を含めた改築更新延長 L=159km(H21年度末)
②プラント設備改築更新事業	未定	処理場、ポンプ場等の改築更新	汚泥焼却設備、舞子ポンプ場等の改築更新等

## 第4項 水と緑のネットワークの形成

シンボルとなる既成市街地の河川や街路の沿道一帯を「環境形成帯」とし、河川や街路が本来もっている機能に加え、周辺の市街地とのつながりをふまえて、建物の緑化による緑豊かなまちなみの形成などにより、環境共生や防災、景観形成などの多様な機能をあわせもつ空間を創出する。

環境形成帯は、特に夏季において、海や山からの涼しい風が市街地を流れる「風の道」としても機能する。

### 1 河川における環境形成帯の創出

住吉川・石屋川・都賀川・生田川・新湊川・妙法寺川の6河川及び河川沿いの公園・緑地との一体的な整備や沿道建築物の緑化などにより、火災時における延焼の遅延・防止や、市民のレクリエーション空間・生物の生息空間を創出する。

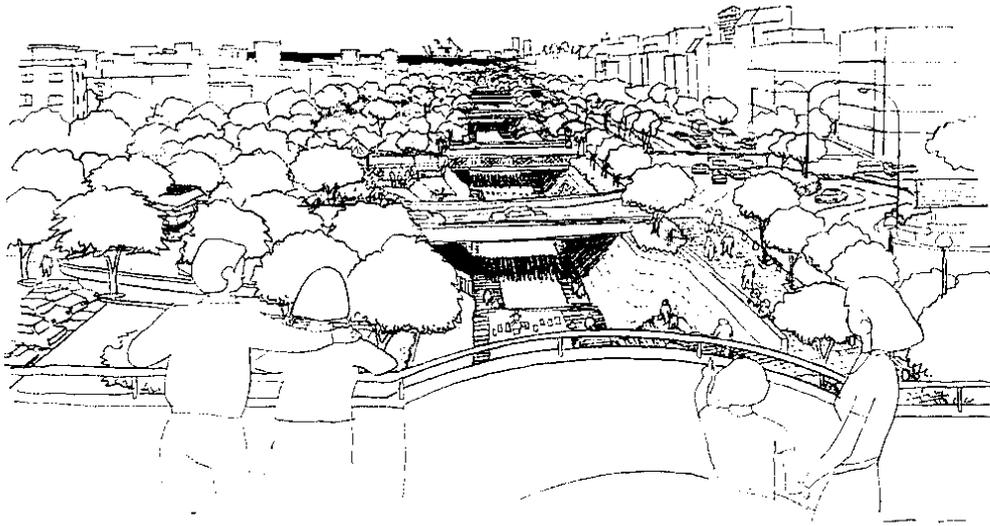
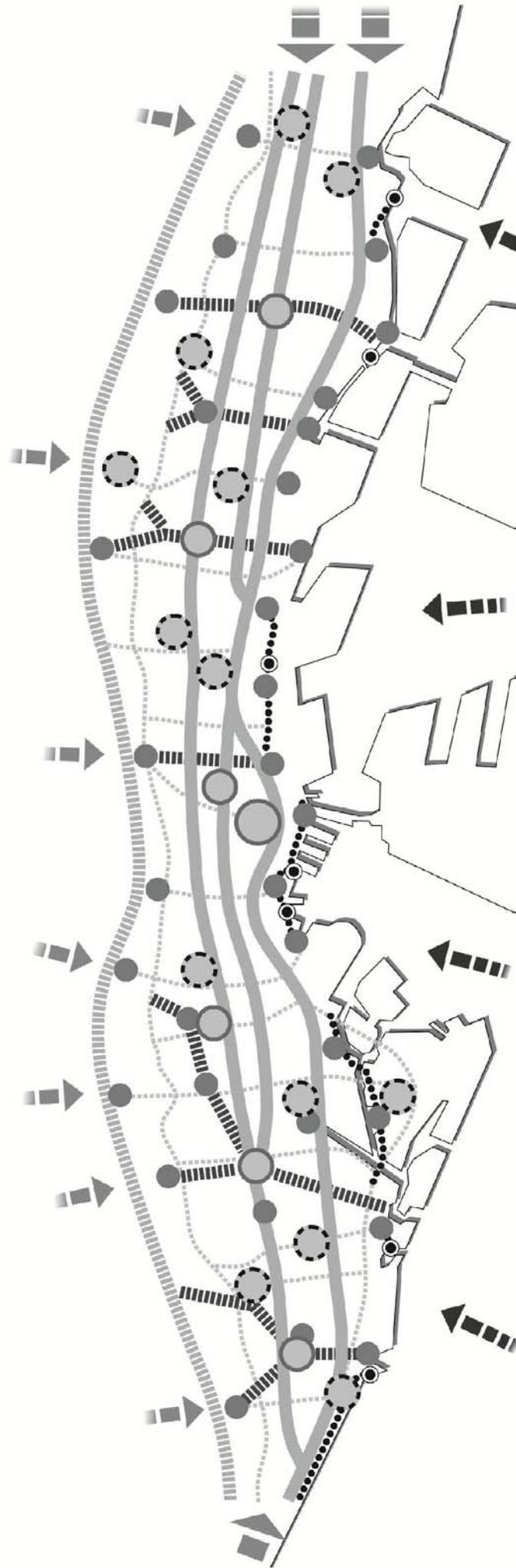


図 河川における環境形成帯のイメージ

事業名		全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
公園川の沿整備	新湊川		・ 阪神高速山手線事業に伴う公園復旧及び追加整備	
	都賀川		・ 未整備部分の事業着手	

# 水と緑のネットワークと防災拠点の構成



凡		例	
防災支援拠点 (生活文化圏レベル)	● (dashed)	河川における 環境形成帯	
防災総合拠点 (区レベル)	● (solid)	幹線道路における 環境形成帯	———
防災中樞拠点 (市レベル)	● (large solid)	グリーンベルト 整備事業	(dotted)
圏域外からの アクセス	陸路 ▲ (dashed)	臨海部における 環境形成帯	●●●●●
	海路 ▲ (solid)	緑地・公園等	●
		海のアksesポイント	● (circle with dot)



<参考 河川における環境形成帯の創出状況>

河川名	河川沿公園の整備		防災ふれあい河川整備	
住吉川	H9年度 H11〃 H14〃	住吉本町公園整備 河川護岸の緑化 防災ステーション公園整備	H9年度 H11～14〃	全体延長2,810mの整備完了 防災ステーション基盤整備
石屋川	H6～8年度 H10～11〃  H20～21〃	R2号南・耐震性貯水槽整備 R2号南・階段護岸に伴い公園整備 東灘山手土地区画整理事業区域内に公園整備	H10年度  H11〃 H12〃	R2号上流～西国橋・階段護岸・河床整備 西国橋～旭橋・階段工 阪神電鉄下流・階段工
都賀川	H8～12年  H11〃 H12〃 H13〃 H18～25〃	JR上流～山手幹線・親水護岸 新在家西公園整備 都賀川公園整備 新在家南公園整備 都賀川公園整備	H9年度 H10〃 H11〃 H12～17〃	神若線～JR・河川整備 神若線～山手幹線・河床・階段工 神ノ木橋～千旦橋・階段工 河口部・通路・生態系護岸工
生田川	H10年度  H13～18〃  H16～17〃 H17～19〃	新神戸トンネルⅡ期に伴う全体基本設計 新神戸トンネルⅡ期に伴う公園整備 HAT神戸西端・公園整備 R2号～山手幹線公園整備	H14年度 H17〃 H17～18〃	布引橋下流・階段工 JR南左岸・階段工 R2号～山手幹線・階段工
新湊川	H9年度 H10〃～  H22〃～	旧区役所前・公園整備 阪神高速山手線に伴い公園復旧・改修形態の検討  公園復旧工事着手	H7～8年度  H7～9〃 H10～14〃  H15〃 H22～24〃	石井川250m・天王谷川145m整備完了 旧長田区役所前右岸・階段護岸 JR上下流・階段工 旧長田区役所前左岸・階段工 緑道整備（災害復旧助成事業） 防災ステーション基盤整備 公園復旧工事にあわせて階段工整備
妙法寺川	H8～9年度 H9～15〃 H15～17〃  H21～22〃	天井川公園整備 JR鷹取工場跡地用地取得 妙法寺川左岸公園整備  親水護岸整備にあわせて妙法寺川公園復旧	H8年度 H15〃 H16〃 H20〃 H21～22〃	天井川公園整備に伴う階段護岸 須磨区役所前・階段工 二の井橋上流・階段工 下中島公園隣接区間・親水整備 妙法寺川公園隣接区間・親水整備



HAT ゆめ公園



生田川公園（右岸）

図 生田川公園整備状況

## 2 幹線道路における環境形成帯の創出

街路樹の効果的な配置や適切な維持管理、沿道建築物の不燃化や緑化を推進することにより、心地よい歩行者空間や、風格のあるまちなみをつくりあげるとともに、火災などの非常時における安全な避難機能、延焼遮断機能の強化を図る。中でも、東西方向の浜手、中央、山手の三大幹線の整備の推進を図る。

### (1) 浜手幹線での取り組み

東部市街地では国道43号沿道における環境防災緑地の整備を、また、西部市街地では沿道地域の防火地域指定により、防災不燃化を推進し、安全な避難機能、延焼遮断機能の強化を図る。

### (2) 中央幹線での取り組み

沿道地域の防火地域指定により、防災不燃化を推進し、安全な避難機能、延焼遮断機能の強化を図る。

### (3) 山手幹線での取り組み

未整備箇所の整備、拡幅を進め、東西方向のネットワークを強化する。また用途地域制度を活用し適切な沿道土地利用を誘導し、安全な避難機能、延焼遮断機能の強化を図る。

## 3 グリーンベルト整備事業の推進

山麓斜面に市街地が接している神戸・阪神間の都市において、土砂災害に対する安全性を高め、緑豊かな都市環境と景観を創出することを目的として、市街地に隣接する山腹斜面に一連の樹林帯（グリーンベルト）の形成を図る。

この樹林帯（グリーンベルト）は土砂災害の発生の直接的抑制を図るとともに、良好な都市環境、風致景観、生物の多様性の保全、都市のスプロール化防止にも寄与するものである。

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
六甲山系グリーンベルトの整備(防砂の施設)	神戸市須磨区から宝塚市に至る表六甲山腹斜面一帯(延長約30km)		用地買収(H22年度末) (直轄)1146.2ha (県)53.3ha

## ■事業のイメージ

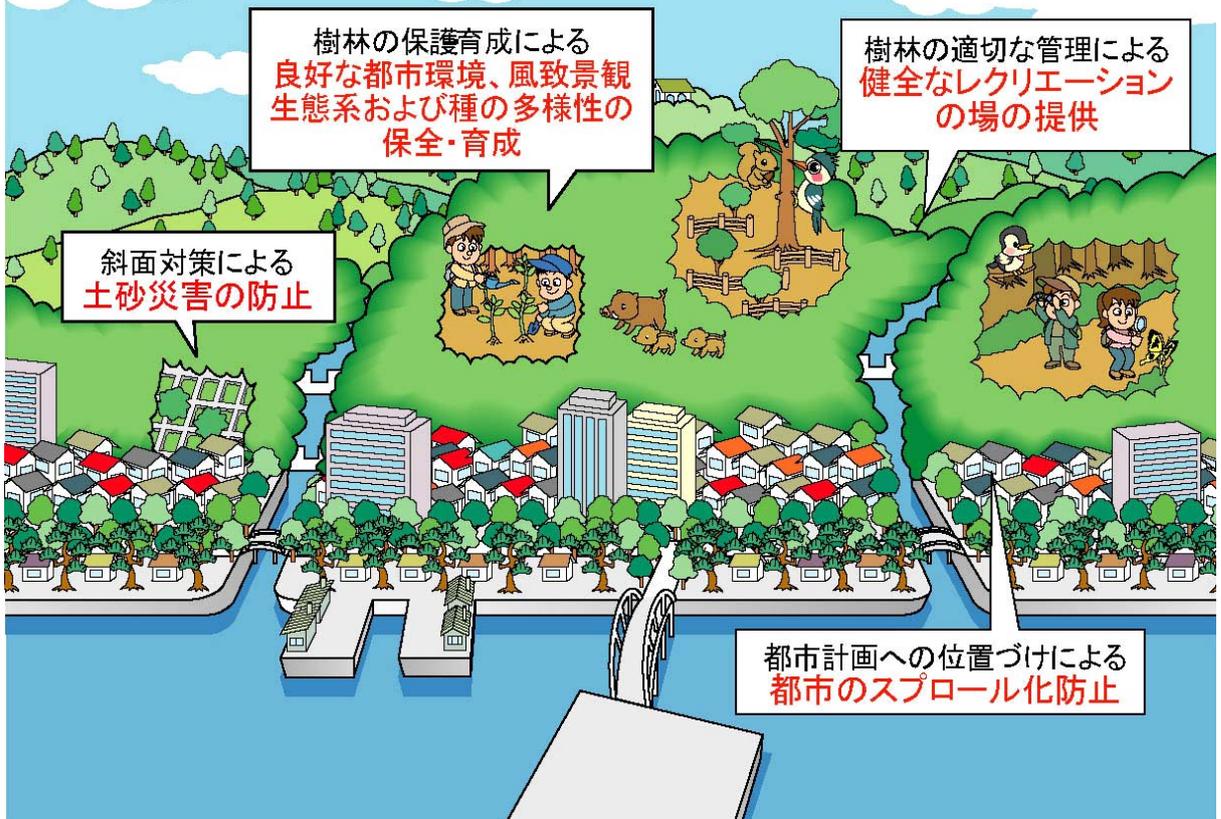


図 グリーンベルト整備イメージ

#### 4 臨海部における環境形成帯の創出

港湾機能などとの調和を図りながら、海岸線の緑地空間や拠点となる施設及び親水空間などを遊歩道等をつなぐとともに、都心部や兵庫運河ではウォーターフロントとして、水辺の親水空間やオープン空間の形成を図り、平常時は都市の親水性を高めるとともに、災害時には臨海部での避難路及び緩衝緑地としての機能を有する空間を創出する。

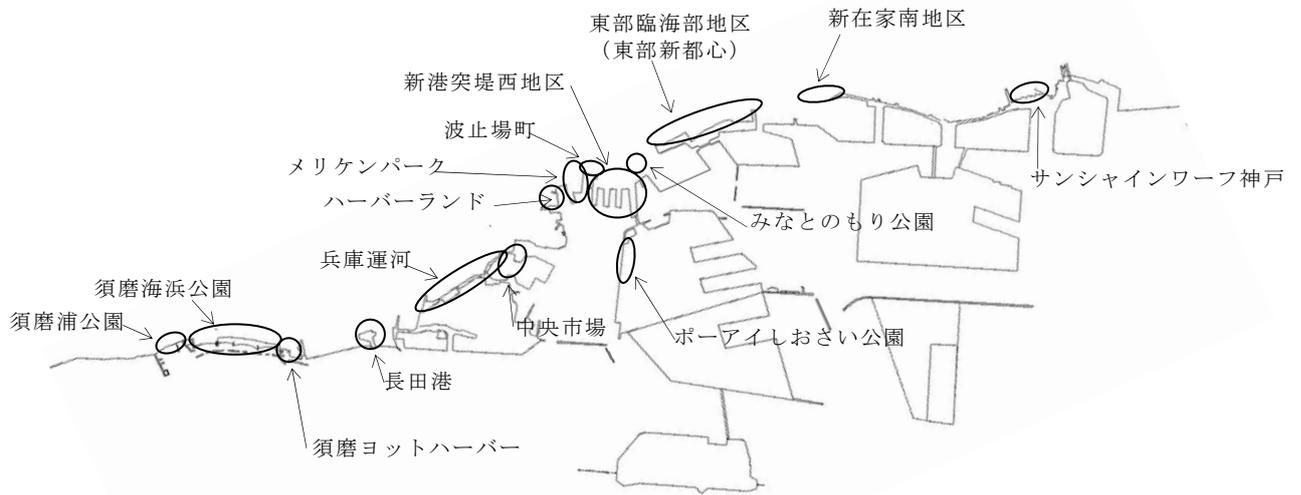


図 臨海部における環境形成帯位置図

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
都心ウォーターフロント整備 (ハーバーランド～メリケンパーク～新港西地区)		順次	メリケンパーク、ハーバーランド、中央突堤

## 第2節 自然災害等災害予防対策の推進

### 第1項 土砂災害対策の推進

神戸市域は、風化花崗岩からなる六甲山系の麓に市街地を形成しており、昭和13年の豪雨による災害を始め、豪雨に伴う河川の氾濫、土石流、地すべり、がけ崩れなど幾多の災害を被ってきた。また、阪神・淡路大震災により多数の斜面崩壊が発生し、市街地に面した斜面全体が不安定になっていることも考えられる。

このため、国・県を中心として、山腹崩壊による被害を未然に防ぐ山腹工、土石流を食い止める堰堤工事の治山・砂防事業、地盤の移動を抑止する地すべり対策事業、急傾斜地の崩壊を防止する急傾斜地崩壊対策事業を実施している。

また、これら対策事業の推進とあわせて、市民への土砂災害への心構えと防災意識の向上を図る。

#### 1 治山事業

六甲山系は雨に弱く非常に崩れやすい風化花崗岩からなっている。そのため、これら山地が市街地の背後にある神戸市の特殊性から、神戸市の安全なまちづくりにとって山腹崩壊を未然に防ぎ、またいかにして被害を最小限におさえるかが重要となってくる。このため、震災及びその後の降雨により発生した崩壊箇所の復旧とあわせて、山腹崩壊を未然に防ぐため予防的的事业を実施する。

##### (1) 自然災害防止事業

昭和53年度から自然災害防止事業債が創設されたことにより、災害対策基本法に基づく、本防災計画に計上されている土砂災害防止地区内の市有地内において、治山、林地崩壊防止施設の復旧、土石流・地すべり・急傾斜地崩壊による災害の予防、または災害の拡大防止を目的とした事業で、国・県の採択基準に満たないものについて施行する。

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
自然災害防止事業		1箇所(平成23年度)	266箇所 (H22年度末)

##### (2) 市有林内山腹崩壊復旧事業

市有林内において、自然現象などにより発生した山腹崩壊地の復旧、あるいは人家に近接した急傾斜地の崩壊防止を目的とした事業で、国・県の採択基準に満たないものについて施行する。

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
市有林内山腹崩壊復旧事業		未定	208箇所 (H22年度末)

##### (3) 県単独補助治山事業

人家または市町村等が管理する施設に隣接する山地が崩壊し、人命財産等に直接被害を与え、または与える恐れがあり、民生安定上放置しがたいもので、国庫補助事業、県単独県営治山事業の対象とならないものについて復旧を図る。

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
県単独補助治山事業		未定	16箇所 (H22年度末)

##### (4) 国有林関係事業

国有林における植林、保育、改良等の実施により、国有林の健全な育成を図るとともに、治山施設の建設を行う。

### (5) 保安林関係事業（県実施）

保安林における治山事業は、山地災害危険地区を重点的に実施する。

## 2 砂防事業

昭和42年7月災害における砂防ダムの効果から、砂防ダムを建設し、山腹崩壊による土砂が下流の市街地に流出することを防止する。

なお、砂防施設の不十分な小河川についても、砂防ダムの早期完成に重点をおく。また、小渓流部の砂防ダム、山腹工などの整備には特に留意し実施するものとする。砂防指定地内の市有地で災害が予想される箇所について、特に溪流への土砂の流出防止を目的とした事業で、国・県の採択基準に満たないものについて施行する。

#### ●直轄砂防施設の現況 平成22年3月末現在（近畿地方整備局）

ダム工	流路護岸工	山腹工	補修・グラウト	合計
420	39	25	60	544

\*基本計画のうち緊急に処置するものとして土石流出の著しい箇所から、重点的に実施する。

#### ●県実施砂防施設の現況 平成22年3月末現在（兵庫県）

砂防			地すべり	急傾斜	備考
堰堤工	流路工	床固工			
143	15.3 km	5	20地区	198地区	昭和42年以降の実施状況

## 3 地すべり対策事業（県実施）

地すべり防止区域において、地すべりによる被害を除去し、又は軽減するために必要な排水工、擁壁工、抑止杭工等の事業を県が実施する。

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
地すべり対策事業		未定	20箇所 (H21年度末)

## 4 急傾斜地崩壊対策事業（県実施）

急傾斜地崩壊危険区域において、急傾斜地の崩壊を防止するため必要な擁壁工、排水工、法面工等の事業を県が実施する。

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
急傾斜地崩壊対策事業		未定	198箇所（H21年度末）

## 5 道路防災対策事業

落石等の自然災害により道路交通への被害の発生のおそれのある箇所を把握し、対策の必要のある箇所について、災害を未然に防止するために緊急性の高いところから順次、事業を実施する。（平成8年度に落石、ガケ崩れ等について道路施設の点検を実施。）

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
道路防災対策事業		63箇所	

### 1 既成宅地の安全対策

既成宅地については、宅地の所有者、管理者又は、占有者に保全義務が課されているが、これらの宅地について、災害の防止のため必要があると認められるときは、擁壁、排水施設の設置、改造その他必要な措置をとることを勧告し、災害の発生のおそれが著しいと認める場合には、擁壁、排水施設の設置、改造その他災害発生を未然に防止するために必要な工事を行うことを命ずるものとする。さらに、建築確認の際に、「建築基準法」及び「宅地造成等規制法」の技術基準に基づき敷地の安全性を確保するよう指導する。

### 2 宅地造成工事等の指導

#### (1) 宅地造成工事の指導

宅地造成工事に伴い、がけ崩れ、土砂流出等の災害のおそれがあるところについて、これらの工事に対するパトロールの強化を行う。

一定の宅地造成工事を「宅地造成等規制法」に基づく許可に係らしめることにより同法の技術基準により、擁壁・排水施設等の安全性について審査・指導・検査を行う。

なお、無許可、許可条件違反及び技術基準に適合していない宅地に対しては、速やかに工事中止、許可取消し、宅地の使用制限、使用禁止、その他災害防止のために必要な措置を命ずる。

#### (2) 開発行為の指導

開発許可の際に、「都市計画法」及び「開発指導要綱」等の技術基準に基づき、開発者に対して公共・公益施設の整備を行わせるとともに、宅地についても安全性確保のため、擁壁・排水施設等の審査・指導・検査を行う。

#### (3) 斜面地建築工事の指導

「神戸市斜面地建築物技術指針」に基づき、斜面地建築工事の指導を行う。

### 3 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊防止のための規制は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき県知事が急傾斜地崩壊危険区域を指定することにより、行為の制限、改善命令などを行う。

### 4 宅地災害未然防止措置の取組み

#### (1) 防災パトロールの実施

随時、防災パトロールを実施し、市内の危険宅地の把握及び無許可工事の早期発見に努めるとともに、許可工事でも条件や許可内容どおり工事を施行しているかどうかを監視・指導する。

#### (2) 宅地保全相談・防災工事資金貸付

市民及び施行業者に対して、宅地造成工事を行う手続の説明、設計基準の指導、既成宅地の安全性の診断等の相談に応じるとともに、危険な既成宅地の防災工事を行う場合には、必要に応じ資金の貸付等を行う。

#### (3) 宅地防災月間

毎年梅雨期前の5月を「宅地防災月間」として、防災パトロール、宅地防災講演会等や広報紙等による日常の安全点検方法等の周知を行い、市民及び施行業者に対して宅地災害防止のための知識の普及・啓発を図る。

### 第3項 洪水・浸水対策の推進

#### 1 河川洪水対策

##### (1) 河川整備の推進

表六甲の主要な河川の改修は、昭和13年の阪神大水害を契機に国、県で事業が行われ、ほぼ完了しているが、昭和42年の水害により改修の必要が生じた小規模な未改修河川については、昭和45年から市がバイパス放水路等の建設を進めている。

また、西北神地域の河川改修は、河道拡幅による治水安全度の向上とともに、周辺環境にも配慮した整備を行っている。

事業名		全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
河川改修事業		371.2km		288.1km (H22年度末)
内 訳	都市基盤河川改修事業	69.9km	要玄寺川、妙法寺川、伊川、櫛谷川の事業促進	54.9km (H22年度末)
	準用河川改修事業	180.8km	瀬戸川、僧尾川等の改修工事の促進	140.0km (H22年度末)
	普通河川改修事業	120.5km	数合谷川等の改修工事の促進	93.2km (H22年度末)

##### (2) 河川情報の提供

###### ①河川モニタリングカメラシステム整備事業

河川で増水する危険性が高い箇所に、ネットワークカメラを設置し、河川の流れる様子を撮影し、動画像でパソコンや携帯電話を使って閲覧できるシステムを構築、運営管理する。

増水、洪水の危険性を実感できる動画像を市民に見てもらうことで、確実、迅速な避難を促す。

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
河川モニタリングカメラシステムの構築及び運営管理事業	30箇所	30箇所(静止画像を動画像に変更。通信回線の無線化、無停電電源装置の設置)	4箇所(H17) 20箇所(H18) 30箇所(H20)

###### ②河川増水警報システム運営管理事業

親水施設がある河川において、大雨・洪水注意報又は警報発令後に回転灯が点灯し、音声で警告するシステムを構築し、運営管理を行う。都賀川増水事故(平成20年7月)を受けて整備したもので、河川利用者のための安全対策として、増水の危険を知らせ、迅速な避難行動を促す。

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
河川増水警報システム運営管理事業	2箇所3基	都賀川水系普通河川六甲川(1基)、妙法寺川水系普通河川天井川(2基)に設置した河川増水警報システムについて運営管理を行う	2箇所3基設置(H21)

###### ③洪水ハザードマップによる情報提供

洪水時の浸水状況(浸水区域・浸水の深さ)、避難場所、避難における注意事項、気象情報の入手先等に関する情報を、洪水ハザードマップにより地域の住民にわかりやすく提供する。

事業名	全事業量等
洪水ハザードマップ作成事業	市内の二級河川のうち、水位情報周知河川13河川及び水位情報周知河川以外の48河川で浸水想定を行っており、ハザードマップとして公表済。

### (3) 河川の浸水想定区域における連絡体制の強化

水位情報周知河川については、洪水ハザードマップの作成に伴い、浸水想定区域が指定される。この場合、河川の溢水等により浸水被害が発生する恐れがある場合があるため、避難体制、情報連絡体制の強化を図る必要がある。

#### ①河川溢水等による浸水想定区域の実態調査の実施

河川の浸水想定区域において、特に早期避難の必要があると判断される区域の住民に対して、迅速な避難と情報の伝達を円滑に行うための体制を確保するために、浸水想定区域の実態調査を実施する。

#### ②避難準備情報、避難勧告、指示の伝達方法の確立

河川の浸水想定区域に対して避難準備情報、避難勧告、指示を発令する場合は、円滑な情報伝達を図ることが重要となる。このため、実態調査にあわせ、地下保有対象物の所有者等に対し、電話を用いる連絡体制を確立するとともに、広報車等によるパトロールや地域広報、防災行政無線同報系、ひょうご防災ネット、マスコミ等の活用による緊急情報の提供のための環境づくりを進める。

#### ③住民への周知

河川の浸水想定区域内の住民に対し、地域の訓練や、地域の懇談会、消防団、防災福祉コミュニティ等を通じて、住民相互においても日ごろから伝達方法や避難場所、避難方法などを確認するよう啓発する。

## 2 都市の浸水対策の推進

下水道による都市の浸水対策は10年に1回程度発生する降雨(1時間あたり49.1mm)に対して、浸水することのないよう雨水幹線、雨水ポンプ場の整備を実施している。また、都市化の進展に伴い雨水流出量が増大している地域では、流出係数の見直しにより、整備水準を高めた雨水幹線、雨水ポンプ場の再整備等を進めている。

加えて、レーダー降雨情報システムを活用した雨水ポンプ場の運転支援及び防災体制の確立に向けた利用により、浸水に対してさらなる安全度の向上を図るとともに、庁内関係部局との連携により、流出抑制施設を整備し、局地的な豪雨に対する総合的な流出抑制施策を推進する。

### (1) 雨水幹線・雨水ポンプ場の整備

過去に浸水被害に見舞われた地区や雨水排除能力が不足している地区、低地盤地区など地形上の理由から浸水に対する安全度が低くなっている地区を雨水整備重点地区(9地区)として、優先的に雨水幹線・雨水ポンプ場の整備を進める。

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
雨水整備重点地区の整備	9地区	5地区完了	H22年度末で2地区完了
雨水ポンプ場の整備		4箇所整備完了	うち3箇所新設、1箇所改築

### (2) レーダー降雨情報システムの整備

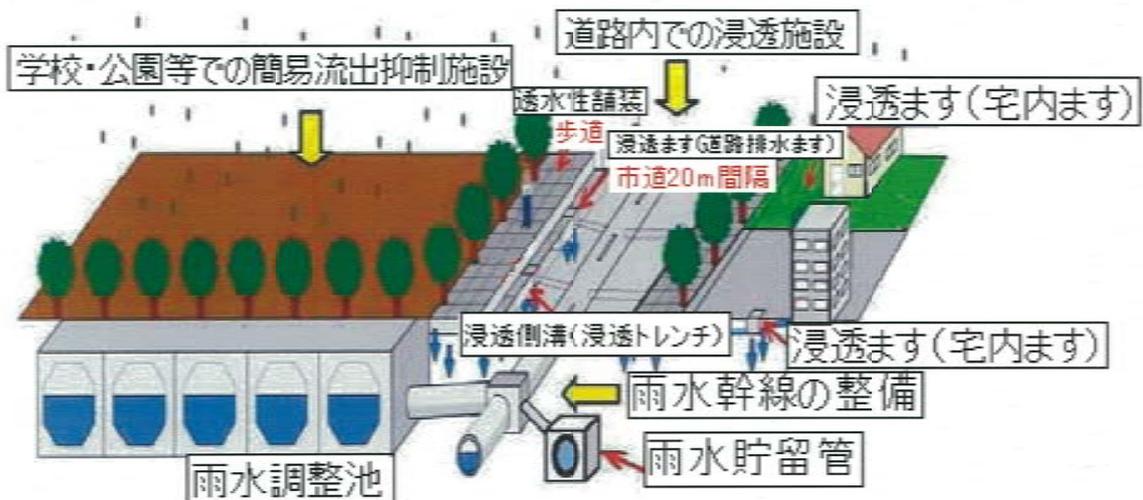
レーダー降雨情報システムは雨水ポンプ場の運転支援等、防災行政の推進を目的として平成7年に供用開始し、現在では、降雨情報をインターネットや携帯電話へ配信し、防災や日常生活に役立つ情報として、幅広く市民に利用されている。供用開始後15年が経過し、設備機器の劣化が進んでいるため更新を図り、防災行政の向上、市民の自主的な防災活動を支援する。

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
レーダー降雨情報システムの整備	レーダー雨量計端末 20 台 ・降雨観測レーダー 1 基 ・降雨情報配信設備 1 式	降雨情報観測レーダーの改築更新	受信端末 20 台設置 インターネット (H12 年度末) 携帯電話への配信 (H14 年度末) 降雨情報配信設備の改築 (H20 年度末)

### (3) 雨水流出抑制施設の整備

「浸水に強いまちづくり」を促進し、安全・安心なまちづくりを実現するためには、過去に浸水の被害を受けた地区または浸水の被害が想定される地区に対し、庁内連携して、公共施設を有効に活用した「雨水流出抑制（貯留・浸透）施設」を整備し、浸水被害の軽減・解消を促進する。

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
雨水流出抑制施設の整備	未定	浸水被害を受けた地区または浸水の被害が想定される地区を中心に、公共施設を活用した「雨水流出抑制（貯留・浸透）施設」を整備	H22 年度末 ○下水道河川部 ・雨水貯留施設 4 箇所 (本庄遮集幹線・春日野公園他 2 箇所) ・学校雨水貯留槽 25 箇所 ○道路部 ・透水性舗装面積約 21.5ha



### 3 高潮・沿岸部都市浸水対策の推進

#### (1) 海岸保全施設の整備

昭和39年20号台風及び昭和40年23号台風と相次いで高潮による大きな被害を受けたため、昭和40年度から被害の最も大きかった西神戸地区(和田岬～妙法寺川尻)より高潮対策事業に着手し、順次、東神戸地区(都賀川尻～新在家)、中神戸地区(兵庫新川運河～中之島周辺)と事業を進めてきた。引き続き、平成16年の台風により浸水被害を受けた新港地区の整備を進めるとともに、残事業地区である苅藻島地区等についても早急に整備を進める。

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
海岸保全施設の整備	約60km		約55km(H22年度末)
・新港(H16～) ・苅藻(H23～)	7.0km	1.9km	4.8km(H22年度末)

#### (2) 重点地区(三宮南地区を除く)の雨水ポンプ場改築更新事業

下水道事業着手以来60年以上が経過し、震災の影響もあり、施設の老朽化が進行している。沿岸部にある雨水ポンプ場についても老朽化が進行していることに加え、近年の土地利用の変化や雨水流出量の増大により、排水区域や流出係数を見直したポンプ場の整備を計画的に行うことが必要となっている。このため、この5ヵ年の間に、和田岬ポンプ場の増強、南駒栄ポンプ場の完成を目指す他、魚崎ポンプ場の改築工事に着手する。

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
雨水ポンプ場改築更新事業		南駒栄ポンプ場の完成	

#### (3) 三宮南地区浸水対策事業

平成15・16年の度重なる台風の来襲により、資本の集積する三宮南地区では、床上床下浸水被害や国道2号の冠水被害が発生した。そのため、当該地区では未整備となっている防潮堤の整備と合わせて、下水道事業による海水の逆流防止対策や遮集幹線・ポンプ場等の内水排除施設の整備を重点的に進める。

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
三宮南地区浸水対策事業	3ポンプ場(排水区域面積:約200ha)と遮集幹線の整備等	中突堤ポンプ場、小野浜ポンプ場の完成、遮集幹線の整備等	京橋ポンプ場は平成23年8月に供用開始

### 4 ため池防災対策の推進

水防計画に位置づけられている警戒を要するため池や老朽化したため池の改修等を進め、その解消を図るとともに、ため池の管理や防災に関してため池管理者等への指導、啓発を行う。

### 5 津波対策の推進

#### (1) 津波防護施設等の整備

津波から市街地を防護し、住民が円滑に避難できるように防潮鉄扉の改良・水門の耐震化を行う。

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
津波・高潮危機管理対策緊急事業		・防潮鉄扉の改良(軽量化) ・水門の耐震化	・防潮鉄扉の軽量化・電動化 ・水門の改良 ・水門の耐震化

## (2) 地域津波防災計画の作成支援

津波は、発生時期が予測できないため事前対応が難しく、地震発生後、即時対応が迫られるなど、行政での対応が制約される。津波被害を最小限にとどめるためには、地域住民や事業者等の日頃からの津波防災への意識付けが必要である。

このため、東南海・南海地震津波により浸水が想定される地域において、防災福祉コミュニティが主体となって進める、津波発生時の収集・伝達、避難対策、津波防護対策等に関する地域津波防災計画の作成を支援する。

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
地域津波防災計画作成支援	11地区	1地区 地元企業を中心とした計画の策定について協議	8地区(7団体)策定済(H22年度末現在) 2地区では地震減災ガイドの配布による意識付けの取組みを実施

## (3) 津波表示板の設置支援

住民等の津波防災意識の普及・啓発と、いざという時の適切な避難対応を可能とするため、地域津波防災計画にもとづき、地域住民が主体となって、津波時の最大潮位や避難方向を記した津波表示板を電柱等に掲示する取組みを支援する。

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
津波表示板設置支援事業	11地区	地域の意向を踏まえて順次取り組む 地域津波防災計画が策定されたことを前提とする	8地区(7団体)(H22年度末現在)

## (4) 津波緊急待避所表示板の設置支援

津波緊急待避所は、津波発生時に緊急的に待避が可能な丈夫な建物であり、地域津波防災計画の中で位置づけられている。日ごろから津波緊急待避所の周知を図るとともに、いざという時の適切な対応を可能とするため、地域住民による津波緊急待避所への表示板設置を支援する。

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
津波緊急待避所表示板設置支援事業		地域の意向を踏まえて順次取り組む 地域津波防災計画が策定されたことを前提とする	4地区(4団体)設置済(H22年度末現在)

## (5) 須磨海岸の津波避難対策

住民、事業者、行政の協働のもと、津波発生時における須磨海岸の来訪者向けの有効な避難対策を検討する。

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
須磨海岸の津波避難対策の検討		津波に備え被害を最小限に抑えるため、区民・事業者を対象に啓発を行う ・講演会の開催 ・啓発チラシの作成配布	

## 第4項 大規模地震対策の推進

### 1 地震防災対策緊急事業5箇年計画

地震防災対策特別措置法に基づき兵庫県において定められる地震防災緊急事業5箇年計画と連携して、地震防災対策を推進する。

### 2 耐震化の推進

建築物、構造物の倒壊や寸断等による被害の発生を抑止するため、耐震性の向上に努める。

既存の特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所の耐震化を推進し、施設の防災力向上を図る。

### 3 液状化対策の推進

阪神・淡路大震災では、ポートアイランドや六甲アイランドなどの埋立地においては、広範囲において液状化に伴う噴砂現象が発生した。しかし、これに伴う建築物の倒壊やマンホール・地下埋設物の浮き上がりなどの大きな被害は確認されておらず、通行に支障が出るといった程度であった。

埋立地などの液状化危険地帯においては、今回の震災により被災した岸壁、橋梁等の公共施設のうち、重要な施設について、適切な液状化対策を実施するとともに、新規整備施設についても、必要に応じて適切な液状化対策を実施していく。

## 第5項 火災予防への取組み

### 1 大火災及び多数の死傷者の発生が予測される地域等

出火した場合、大火災となる危険性があるため、実態把握、自主防災体制の強化、防火思想の普及及び予防広報の徹底を行う地域等は次のとおりとする。

#### (1) 危険物製造所等の施設(石油コンビナート等)

爆発及び速燃的な火災となり危険物品の飛散流出等により延焼拡大のおそれのある危険物施設

#### (2) 地下街、準地下街

火災等により、混乱を生じ人命救助、消火活動上困難が予測される地下街、準地下街

#### (3) 複合用途の高層建物

火災発生時、特に関係者の適切な対応措置が必要とされるもので、管理権限及び利用形態の異なる事業所が混在する高層建物

#### (4) 不特定多数を収容する建物等

早期に避難誘導を行わなければ多数の死傷者が発生する危険が大きい次の施設

- ・劇場、映画館、公会堂、集会場
- ・キャバレー、遊技場
- ・待合、料理店、飲食店
- ・百貨店、マーケット、大規模物品販売店舗
- ・旅館、ホテル、宿泊所
- ・病院、社会福祉施設、各種養護施設
- ・サウナ、公衆浴場

#### (5) 木造建物密集地域

火災が延焼しやすく 1,000 平方メートル以上焼損する危険性がある街区

### 2 企業の自主防火管理体制の強化

状況変化のはげしい対象物等の実態を把握し、火災予防のための適切な指導を推進し、あわせて自主防災体制の確立を促進させるため、次の事項を実施する。

#### (1) 防火査察の徹底

旅館、ホテル、及び福祉施設等の就寝施設を伴う人命危険の高い対象物を重点に、不特定多数を収容する建物等の査察を計画的に実施し、自主防災体制の確立を推進する。

#### (2) 法令規制に対する違反事項の是正

法令規制に違反した防火対象物及び危険物施設については、その危険度に応じて改善の通告、警告、命令等を行い、早期改善を図る。

#### (3) 危険物施設における自主保安体制の推進

危険物施設における石油類などの漏洩事故防止のため、事業者による定期点検制度を推進し、自主保安の一層の推進を図る。

事業名	全事業量等	H23・27年度	備考(実績等)
危険物施設の定期点検の促進	点検報告義務対象施設数 1,517	H27年度目標報告率 90%	

#### (4) 防火管理体制づくりの指導

防火管理者の選任、自営消防訓練の実施、消防用設備等の点検の指導等、事業者の自主防火管理体制づくりを強化することにより、防火対象物の安全性を確保する。

#### (5) 防火対象物定期点検報告制度の推進

平成13年の新宿歌舞伎町の雑居ビル火災により法制化された、平成15年10月施行の防火対象物定期点検報告制度（消防法第8条の2の2）の普及促進を図り、建築物の自主防火管理体制を推進する。

事業名	全事業量等	H23・27年度	備考(実績等)
防火対象物点検報告制度の推進	点検報告義務対象数 1,327	H27年度目標報告率 85%	

### 3 市民による自主防災組織の確立と防災活動の推進

市民生活の中にきめ細かな防災意識を定着させるため、市民及び市民団体による自主防災組織の充実と活動の活性化を強力に推進するため、次の事項を実施する。

- ・防災福祉コミュニティの育成を推進する。
- ・地域住民の防火意識の高揚を図るため、自治会、婦人会、民生委員、PTA、消防団等による自主防災活動を推進する。
- ・自治会、婦人会、PTA等各種団体が実施する防火・防災講習会及び消火、通報、避難等の訓練を指導する。
- ・自主防災組織、自治会等が災害のないまちづくりを目指して実施する防火広報活動や、放火防止のパトロール、年末警戒等に積極的に協力する。
- ・自主防災組織等を通じて、市民生活の安全情報を地域住民に提供するとともに住宅用防災機器の設置促進を図る。

### 4 消防団による防災活動の推進

地域の安全を守る要としての消防団は、多様化する都市災害に対応するため、地域防災のリーダーとして地域住民の防火防災知識の普及や防災意識の高揚を図るとともに次の事項を実施する。

#### (1) 消防団員の育成

消防団の基本理念は「自分たちの地域は自分たちで守る」ことにあり、地域に密着した消防団活動にあたっては高度な知識技術が要求される。このため消防団活動は地域の防災力を向上させるとともに、地域住民の安全を確保するため消防団員の育成強化を図る。また、消防団施設や積載車等について、新たに策定した整備基準に基づき、ファシリティマネジメントの観点から適正管理を進めていく。

#### (2) 防災知識の普及

地域防災リーダーとして消防団は防災福祉コミュニティに対して地域防災講習会等を実施し、実践的な指導を通じた防災知識の普及と防災意識の高揚を図る。

### (3) 各種訓練指導

初期消火訓練、救急応急処置、通報、避難要領の指導を行う。また、市民消火隊の結成区域では、小型動力ポンプの操作要領、また自主防災促進地域にあつては、消火用ボックスの取扱や放水訓練の指導を行う。

### (4) 消防団の入団促進

地域の防災の担い手として中心的役割を担う消防団がより活性化するよう、女性や大学生に入団を呼びかけるほか、事業所にも協力を働きかける。

## 5 火災予防広報

ホームページ等の情報媒体の効果的な活用や、消防音楽隊による広報演奏など、市民が防災に関心を持つことができ、かつ、わかりやすく伝えることにより、防災意識の向上に努める。

## 6 住宅防火の推進

平成18年～22年までの5年間における建物火災の状況をみると、6割以上が住宅火災となっており、死者の8割以上が住宅火災によるものとなっている。

住宅防火を推進するため、各種公報媒体や地域自主防災組織の防災福祉コミュニティ、消防団等を通じて市民の防火意識の向上及び、住宅用火災警報器、住宅用消火器、防災品、安全調理器具等の住宅用防災機器等の設置普及を図り、住宅防火対策を進める。



### 第3章 危機管理・災害対応力の強化

### 第3章 危機管理・災害対応力の強化

節	項	施策	施策内容	主な所管局
第1節	第1項 地域防災拠点づくり	1 学校施設の防災拠点機能強化	(1) 耐震化の推進	教育委員会事務局 総務部学校整備課
			(2) 学校開放の推進	教育委員会事務局 社会教育部生涯学習課
			(3) 地域と学校との連携による防災訓練の実施	教育委員会事務局 指導部指導課
		2 公園整備、公園施設の防災機能強化	(1) 地域の防災拠点となる公園の整備	建設局 公園砂防部計画課 公園砂防部緑地課
			(2) 公園の防災拠点活用のための環境づくり ①公園整備への市民参画 ②公園を活用した地域交流 ③公園の地域管理の促進	建設局 公園砂防部管理課 公園砂防部緑地課
		3 地域福祉センターを活用した災害時の要援護者支援の環境づくり	①災害時の要援護者支援のためのしくみづくり ②ふれあいのまちづくりの推進	保健福祉局 総務部計画調整課
		4 民間施設との連携	(1) 小売市場、商店街等との連携	産業振興局商業課
			(2) ガソリンスタンド	消防局予防部予防課
			(3) 地域の集会施設の活用 ①地域集会所新築等助成	市民参画推進局 参画推進部地域力強化推進課
			(4) コンビニエンスストア	危機管理室3班
	第2項 防災中枢拠点・総合拠点等の整備	1 防災中枢拠点、バックアップ拠点の強化	(1) 防災中枢拠点機能の強化	危機管理室3班
			(2) バックアップ機能の確保 ①HAT神戸周辺 ②ハーバーランド周辺 ③西神中央周辺 ④ひよどり台周辺	危機管理室3班
		2 防災総合拠点の整備	(1) 本庁舎・区庁舎の耐震改修基本計画の策定・推進	都市計画総局 建築技術部技術管理課 危機管理室3班 行財政局行政監察部庶務課 市民参画推進局 参画推進部 区制振興課
			(2) 消防庁舎	消防局総務部庶務課
			(3) 公共建築物の定期点検	都市計画総局 建築技術部建築課
		第3項 広域防災拠点の整備	1 陸の拠点	①王子公園周辺 ②御崎公園周辺 ③総合運動公園周辺 ④舞子海岸周辺 ⑤北神戸田園スポーツ公園周辺 ⑥しあわせの村周辺
	2 海の拠点			みなと総局 技術部計画課 危機管理室3班
	3 空の拠点			みなと総局 技術部計画課 危機管理室3班

節	項	施策	施策内容	主な所管局
第1節 防災拠点の整備	第4項 防災施設の充実	1 備蓄拠点の充実		消防局 市民防災総合センター 危機管理室3班
		2 ヘリポートスペースの充実		消防局 警防部航空機動隊 危機管理室3班
		3 避難施設の指定・周知の推進	(1)避難施設指定の定期的な点検・修正	危機管理室3班
			(2)避難所等標識の設置	危機管理室3班
(3)避難施設に関する広報の充実	危機管理室3班			
第2節 危機管理体制の強化		1 初動体制の強化		危機管理室2班
		2 新たな防災関連システム等の構築	(1)危機管理センターの整備・運営	危機管理室2班
			(2)新危機管理情報システム等の整備・運用	危機管理室2班
			(3)防災行政無線の整備・運用	危機管理室2班
			(4)消防新管制システムの構築	消防局総務部施設課
			(5)消防救急無線デジタル化の推進	消防局総務部施設課
		3 危機管理・防災対応に関するマニュアルの作成・充実	(1)地域防災計画防災対応マニュアル	危機管理室2班
			(2)その他の危機対応マニュアル	危機管理室2班
		4 広域連携の推進		危機管理室2班
		5 消防力の高度化・専門化	(1)指揮体制・安全管理体制の強化	消防局警防部警防課
			(2)特殊災害対応力の強化	消防局警防部警防課
			(3)救助体制の充実・強化	消防局警防部警防課
			(4)大規模災害現場における救急体制の強化	消防局警防部救急課
			(5)資機材の整備・更新	消防局警防部 警防課 救急課 総務部施設課
			(6)消防水利の充実	消防局警防部警防課
			(7)消防職員の災害対応能力の向上	消防局警防部警防課 市民防災総合センター
		6 救急救命体制の強化	(1)救急業務の高度化	消防局警防部救急課
			(2)救急医療体制の強化 ①持続可能な救急医療体制の構築	保健福祉局健康部 地域医療室
			(3)市民・事業者との協働による救急救命活動の展開 ①市民救命士の養成 ②救急インストラクターの養成 ③民間患者等搬送事業者(民間救急)との連携 ④まちかど救急ステーションの推進 ⑤救急需要対策	消防局 警防部救急課 市民防災総合センター

節	項	施策	施策内容	主な所管局	
第2節 危機管理体制の強化	7	医療体制の強化	(1)災害に強い病院づくり ①新中央市民病院の開院 ②市民病院群の機能維持・充実	保健福祉局健康部 地域医療室	
			(2)災害拠点病院	保健福祉局健康部 地域医療室	
			(3)災害医療ネットワークの活用	危機管理室2班	
			(4)県広域災害・救急医療情報システム	保健福祉局健康部 地域医療室	
	8	健康危機管理体制の 充実・強化	(1)健康危機管理計画等の作成・充実	保健福祉局 健康部予防衛生課	
			(2)健康危機管理専門家会議		
			(3)感染症予防対策		
			(4)新たな感染症対策(神戸モデル)の 推進		
	9	防災訓練の推進	(1)全市総合防災訓練	危機管理室2班	
			(2)各区総合防災訓練 ①兵庫区安全・安心フェア ②要援護者等の防災訓練	危機管理室2班 兵庫区まちづくり推進部 総務課 保健福祉部 健康福祉課	
			(3)情報伝達訓練	危機管理室2班	
			(4)地域主体の防災訓練	消防局予防部予防課	
			(5)事業所等における防災訓練	消防局予防部予防課	
			(6)関係機関等と連携した訓練	危機管理室2班	
第3節 災害時に自立生活が可能 な環境づくり	第1項 災害時要援護者支援の ための仕組みづくり	1 福祉意識の啓発・人材の育成	保健福祉局総務部 計画調整課		
		2 地域での助け合いの仕組みづくり	保健福祉局障害福祉部 自立支援課		
		3 災害時要援護者リストの整備	保健福祉局総務部 計画調整課		
		4 社会福祉施設の災害時の利用	保健福祉局総務部 計画調整課		
		5 コミュニケーション手段の確保	保健福祉局総務部 計画調整課		
		6 高齢者・障がい者等の緊急通報システムの推進	消防局予防部予防課		
		7	こうべユニバーサルデ ザインの推進	(1)UDの普及啓発の推進	保健福祉局総務部 計画調整課
				(2)学校におけるUD教育の推進	保健福祉局総務部 計画調整課
				(3)公益的建築物のバリアフリー化	保健福祉局 障害福祉部障害福祉課
				(4)地域組織をはじめとした市民へのU D普及啓発	保健福祉局 都市計画総局
(5)次期神戸市バリアフリー基本構想 の策定・実施	保健福祉局 建設局 都市計画総局 交通局				
8 女性のための相談室	市民参画推進局 男女共同参画センター				

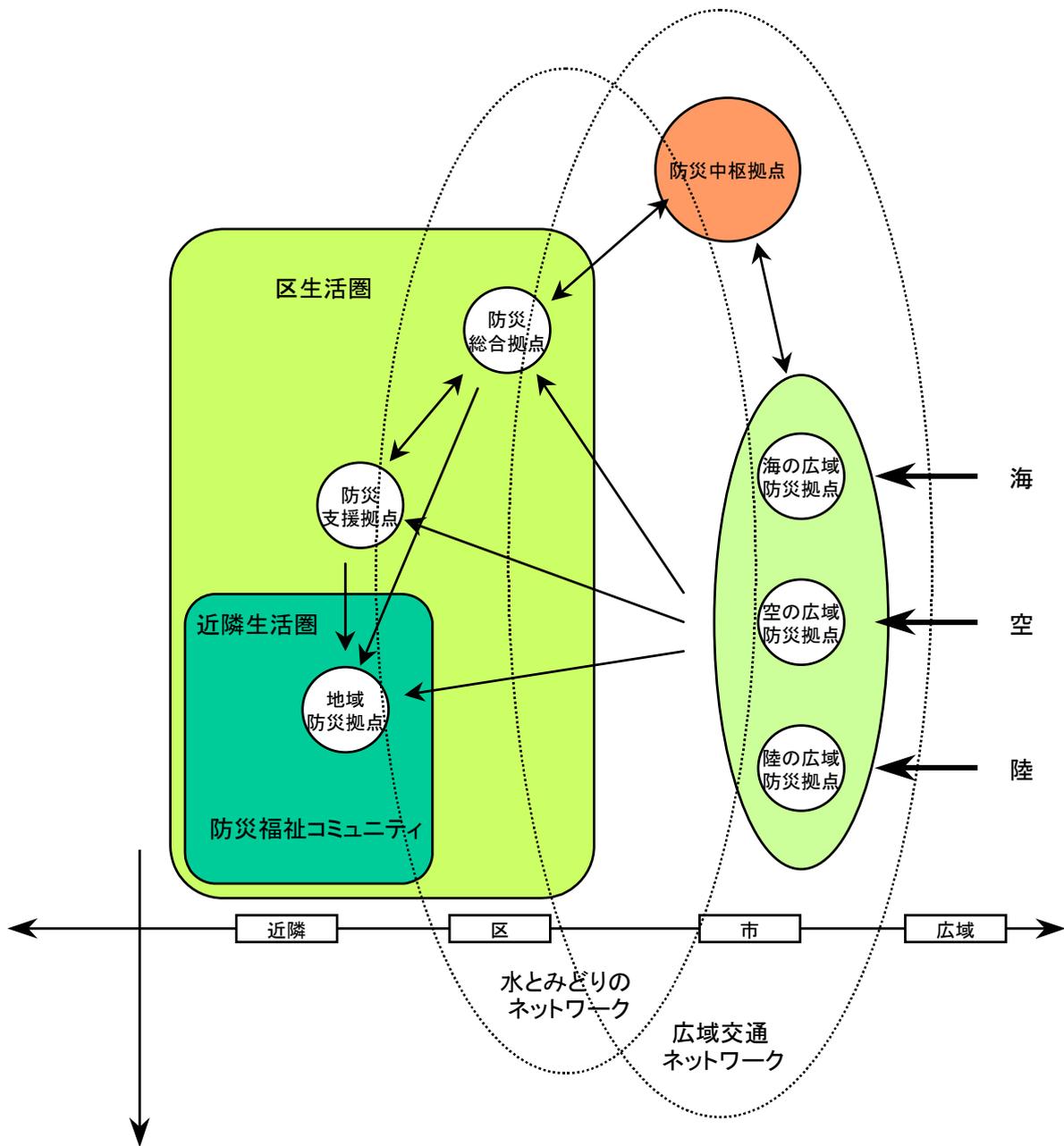
節	項	施策	施策内容	主な所管局
第3節 災害時に自立生活が可能 な環境づくり	第1項 援のための 仕組みづくり 災害時 要援護者 支	9 外国人への対応	(1)外国人コミュニティ、外国人支援団体、通訳ボランティアとの連携	市長室国際交流推進部
			(2)外国語パンフレット・案内板等の整備	市長室国際交流推進部
			(3)相談体制の充実	市長室国際交流推進部
		10 外来者等への対応	(1)観光客等への配慮	産業振興局 観光コンベンション推進室
			(2)災害時帰宅困難者への支援	危機管理室1班 中央区まちづくり推進部 まちづくり課 総務課
		第2項 ボランティアとの 連携強	1 ボランティアネットワーク等との連携	保健福祉局 総務部計画調整課
	2 災害時ボランティアセンターの充実		保健福祉局 総務部計画調整課	
	3 災害時のボランティア情報提供体制の充実		保健福祉局 総務部計画調整課	
	第3項 被災直後の 供給処 理体制の 充実	1 災害用食糧・物資の備蓄	産業振興局庶務課	
		2 飲料水の確保	水道局技術部計画課	
		3 災害時のトイレ機能確保	(1)公共下水道利用型仮設トイレ整備事業 建設局下水道河川部 計画課	
		4 下水と処理水の再利用と雨水の有効活用	(1)せせらぎ等の水環境の創造	建設局下水道河川部 計画課
			(2)雨水貯留槽整備事業	建設局下水道河川部 計画課

## 第1節 防災拠点の整備

災害時には、避難者を収容する場所や災害対策活動を展開するための施設や空間およびこれを支援する施設や空間が必要となる。さらに、災害が大規模広域にわたる場合は、市外からの救援物資等を受け入れ、集積、配送、一時保管する機能が必要となる。

このため、これらの機能を有する防災拠点を、地域特性や機能に応じて適正に配置し、災害時には、これらを的確に運用することで、被害の極小化を図る必要がある。さらに、平常時の各施設や空間が本来必要とする機能とともに、災害時の転活用にも配慮した整備に努める。

また、市民の生活圏域を考慮して、小学校区を基本とした地域防災拠点づくりを進めるとともに、各区役所を中心とする防災支援拠点、各区に数箇所配置する防災支援拠点の機能強化に取り組む。また、市の災害対策の中核として市役所を中心とする防災中枢拠点の強化を図るとともに、広域的な連携に対応できるよう神戸の特性を生かした海・空・陸の広域防災拠点を整備する。



■圏域の広がりに応じた防災拠点の構成

区 生 活 圏	地域防災拠点：市民の自主的な防災活動・避難生活を支える拠点	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校</li> <li>・地域福祉センター等</li> <li>・公園</li> <li>・民間施設等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の防災活動拠点機能</li> <li>・ライフスポット機能</li> <li>・避難所機能</li> <li>・備蓄機能</li> </ul>
	防災支援拠点：被災者等の生活の早期安定を支援する拠点	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内施設</li> <li>・オープンスペース</li> <li>・商業施設</li> <li>・医療・福祉施設等の集積を活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア拠点機能</li> <li>・情報拠点機能</li> <li>・支援型ライフスポット機能</li> </ul>
	防災総合拠点：区役所を中心として区生活圏の総合的な防災活動を担う拠点	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区役所</li> <li>・消防署等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区災害対策本部機能</li> <li>・ボランティアセンター機能</li> <li>・情報収集発信機能</li> </ul>

中 枢 拠 点	防災中枢拠点：市役所を中心として市の中核的な防災活動を担う拠点	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所</li> <li>・東遊園地</li> <li>・京橋地区</li> <li>・みなとのもり公園</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市災害対策本部機能</li> <li>・情報中枢拠点機能</li> </ul>
	バックアップ拠点：防災中枢拠点のバックアップ機能を担う拠点	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・HAT 神戸周辺</li> <li>・ハーバーランド辺周</li> <li>・ひよどり台周辺</li> <li>・西神中央周辺</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市災害対策本部補完機能</li> <li>・情報中枢拠点補完機能</li> </ul>

広 域 防 災 拠 点	海の防災拠点：海上アクセスを活用して広域な災害活動を展開する拠点	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポートアイランド</li> <li>・六甲アイランド</li> <li>・摩耶埠頭、兵庫埠頭</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救援物資・救援部隊の受け入れ機能</li> <li>・救援物資の集積・配送・保管機能</li> <li>・医療機能</li> </ul>
	空の防災拠点：航空アクセスを活用して広域な災害活動を展開する拠点	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神戸空港</li> <li>・神戸ヘリポート等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救援物資・救援部隊の受け入れ機能</li> <li>・緊急医療の後方支援機能</li> </ul>
	陸の防災拠点：陸上アクセスを活用して広域な災害活動を展開する拠点	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・王子公園周辺</li> <li>・御崎公園周辺</li> <li>・総合運動公園周辺</li> <li>・舞子海岸周辺</li> <li>・北神戸田園スポーツ公園周辺</li> <li>・しあわせの村周辺</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救援物資・救援部隊の受け入れ機能</li> <li>・救援物資の集積・配送・保管機能</li> <li>・救援部隊の活動支援機能</li> <li>・備蓄機能</li> <li>・広域避難スペース</li> </ul>

## 第1項 地域防災拠点づくり

地域防災拠点は地域の特性を考慮しながら概ね小学校区程度を対象とし、小中学校や公園、地域福祉センターなど市民に親しみ利用されている施設を中心に防災拠点としての機能を整備する。

地域防災拠点においては、避難所機能や防災活動拠点機能、情報拠点機能としての設備や事業者や商店街等との連携などを必要に応じて確保する。

また、地域防災拠点の中核となる小中学校や地域福祉センターなどは、耐震化やバリアフリー等により防災機能の強化を図る。

さらに、学校開放やふれあいのまちづくり、公園管理会の活動などを通じて日頃から市民の活発な施設の活用を図り、自主的な管理・運営を促進する。

防災福祉コミュニティなどの活動を支援し、民間・商業施設との連携や集会施設をはじめ地域住民の交流の場となっている施設など地域内にある防災資源を生かして、地域の状況に応じた防災拠点の形成を促進する。

将来、これらの防災拠点については、災害時に地域で自主的に運営・活用ができるよう、検討を進める。

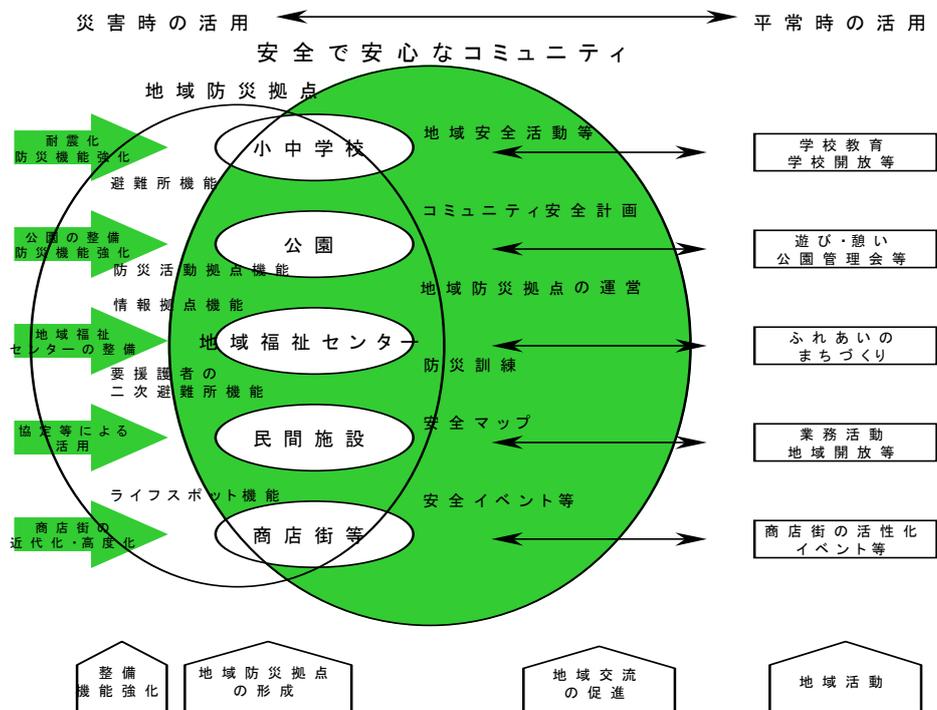


図 地域防災拠点 概念図

### 【地域防災計画における各施設の位置づけ】

施設	位置づけ
小中学校	学校開放などにより普段から市民に親しまれている学校を、「一時避難場所」及び「収容避難所」として位置づける。
公園	日常的にレクリエーション活動等コミュニティ形成の場として活用されている公園を「一時避難場所」として位置づける。
地域福祉センター等	日頃の地域での福祉活動が、災害時における要援護者への支援に寄与するため、活動の拠点である地域福祉センター等を「要援護者のための二次避難所」と位置づける。

## 1 学校施設の防災拠点機能強化

### (1) 耐震化の推進

旧耐震基準（昭和 56 年度以前建築）の校舎・体育館を対象に耐震診断を行い、耐震性能不足であった建物の耐震化を進め、災害に強い学校づくりを図る。

平成 17 年度から 10 カ年計画で耐震化率 100%、学校再編等による改築により耐震化を図る予定の学校を除いて平成 23 年度耐震化の完了を目指す。

事業名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
市立小・中学校の耐震化	平成 26 年度まで耐震化 100%	平成 26 年度まで耐震化 100%※	平成 21 年度(前期 5 カ年)の耐震化率 80%以上の目標に対し、85.7%

※平成 23 年度 学校再編等予定校を除き、耐震完了

(年次計画)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23~26
耐震化率	44.9%	57.8%	67.1%	73.1%	78.7%	85.7%	92.4%	100.0%

### (2) 学校開放の推進

学校施設（運動場・体育館・プール・市民図書室・教室）を地域住民に開放し、地域生涯学習の拠点化を進める。

	全体計画 (校数:H22)	開放校数 (H22)	開放率 (%)	備考
小学校	166	165	99.4	
中学校	83	17	20.5	
高校・高専	12	1	8.3	市立神港高
養護学校	6	1	16.7	青陽東
幼稚園	43	29	67.4	港島幼稚園含む
合計	310	213	68.7	(旧玉二除く)

### (3) 地域と学校との連携による防災訓練の実施

地域と学校が防災福祉コミュニティ等で実施する防災訓練に参加し、災害時の学校の防災拠点としての活用や児童・生徒の安全確保のための地域との連携などの訓練を行う。

事業名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
地域と学校との連携による防災訓練		防災福祉コミュニティ等で実施する防災訓練に適宜参加	防災福祉コミュニティ等、地域と連携して訓練した小学校は 54 校、中学校は 34 校 (H22 年度)

## 2 公園整備、公園施設の防災機能強化

地域の公園は日常的なレクリエーション活動や地域コミュニティ形成の場として、また、災害時には一時避難場所や防災活動の拠点、支援や復旧・復興活動の拠点として活用される。このため、公園の不足する地域や復興のまちづくりの中で公園・緑地の確保を図るとともに、既存公園についても地域の防災拠点となるよう、その機能の強化を図る。

### (1) 地域の防災拠点となる公園の整備

公園の不足している地域における整備を重点的に進め、さらに、防災上特に重要な公園について

ては、災害用仮設トイレや防災資機材庫の整備などにより、防災機能の強化を図るとともに、公園での雨水や井戸水の活用、ソーラーシステムの導入など環境にやさしく、災害時にも活用できる施設の整備を進める。また、既存の公園についても、地域の防災拠点となるよう、その機能の強化を図る。

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
地域防災拠点公園の整備		用地買収 6 公園 施設整備 12 公園	



図 公園での耐震性防火水槽の設置

## (2) 公園の防災拠点活用のための環境づくり

公園を自主的な防災活動の拠点として活用するため、防災訓練での活用や日常の管理等を通じたコミュニティづくりを促進する。

また、公園づくりにあたっては、公園の防災機能は単に防災施設にあるだけではなく、日頃から市民になじまれていることがいざという時に役立つという今回の震災の経験を生かし、計画段階や整備そのものについても市民の参加を促進し、防災拠点としての意識を高めるとともに、地域での自主管理が可能な環境づくりを進める。

### ①公園整備への市民参画

復興のまちづくりが進む地域では、事業で確保する公園の施設内容や完成後の管理運営方法などについて、まちづくり協議会等で検討が進められている。この活動を通じて公園はより親しみのある空間となり、また地域での管理がコミュニティの育成にも貢献する。今後も、公園の防災機能の強化や災害時の活用も含めた市民参加による公園づくりを推進する。

### ②公園を活用した地域交流

公園では地域の個性を生かした親しみもてる空間づくりを進め、地域交流の場となるよう工夫を行う。また、防災訓練や地域交流を通じて災害時に活用しやすい公園づくりを進める。

### ③公園の地域管理の促進

まちの美緑化ボランティア（旧公園管理会）等による日常的な管理を促進し、地域での管理を通じてコミュニティの育成を図るとともに、日頃から公園になじむことで災害時に利用可能な環境づくりを進める。

## 3 地域福祉センターを活用した災害時の要援護者支援の環境づくり

日常の地域福祉活動を通じたつながりが災害時に果たす役割ははかりしれない。近くに知り合

いがいることで得られる安心感、迅速な安否確認やそれぞれの状況に応じた決め細やかな対応などである。地域福祉センターでは、バリアフリーをはじめ要援護者に配慮した様々な工夫を行うとともに、ふれあいのまちづくり活動、防災福祉コミュニティ活動を通じて福祉と防災の融合を図り、災害時の要援護者支援が円滑に行なうことのできる環境づくりを進める。

#### ①災害時の要援護者支援のためのしくみづくり

- ・ 友愛訪問、地域見守り体制を活用した安否確認、救援ネットワークの構築
- ・ 要援護者の受入れ体制の整備
- ・ ひとり暮らし老人給食サービスのノウハウを生かした炊き出し
- ・ 地域交流活動や健康相談、リハビリ教室等で培われたつながりを生かしたきめ細かな対応
- ・ 災害時の地域情報の収集と提供
- ・ 行政との連絡、連携

#### ②ふれあいのまちづくりの推進

市内小学校区に整備している地域福祉センターを活用し、ふれあいのまちづくり協議会が実施する地域福祉活動への支援を行い、地域社会における各種の福祉活動、交流活動、防災福祉コミュニティと連携した防災活動を推進する。

図 2-4 ふれあいのまちづくり関連図

主要事業名	全事業量等	H23-27 年度	備 考
ふれあいのまちづくり事業の推進	166 小学校区		平成 22 年度末までに 166 小学校区で実施済
ふれあいのまちづくり助成	活動している全ふれあいのまちづくり協議会に助成	ふれあいのまちづくり協議会における地域福祉活動メニューおよび地域特性を活かした先駆的な活動への助成を行う	

## 4 民間施設との連携

地域にある集会施設や商業施設は日常的な生活における交流の場であり、また、地域の情報発信の拠点でもある。工場などにはそこで働く人々も含め、技術や資機材、施設など災害時に有効な資源がある。地域での防災力を高めていく上でこれらの民間施設は重要な役割をもっており、防災福祉コミュニティ活動などを通じて連携を深め、ともに安全で安心なまちづくりをめざすための環境づくりを進める。

民間事業者が能力や資源を地域の安全で安心なまちづくりに活用できるよう、防災福祉コミュニティなどを通じた連携を支援する。また、事業者に対して、パンフレットの作成、各種団体を通じた広報によって地域貢献に対する啓発を行う。

### (1) 小売市場、商店街等との連携

地域にある商業施設は日常の買い物活動を通じて市民の交流の場となり、地域情報を提供できる拠点でもある。また、独自の流通ルートを持ち、災害時に市民生活を支援する上で果たす役割は大きい。

このため、小売市場・商店街等の近代化・高度化を支援し、地域交流や情報発信、災害時の地

域の生活支援拠点となるよう働きかける。

## (2) ガソリンスタンド

阪神・淡路大震災において、ガソリンスタンドは災害に耐え、早期の復旧と燃料等の供給に努めて、街の復旧に大きく貢献した。そこで、平成 11 年 1 月から大災害時の燃料供給や防災資機材の貸出等の防災活動に協力してもらえるガソリンスタンドを募集・登録している。

## (3) 地域の集会施設の活用

神戸市地域集会所新築等助成制度を活用し、活動の拠点となる地域の集会施設の確保を支援する

### ①地域集会所新築等助成

地域コミュニティ及び地域活動を推進するため、拠点施設として地域集会所を整備する自治組織に対して整備費の助成を行う。

## (4) コンビニエンスストア

関西 2 府 5 県 4 政令市が、関西広域機構を通じてコンビニエンスストア・外食事業者・ドラッグストア 23 社と、平成 17 年 2 月に締結した「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」にもとづき、災害時には、関西域に店舗を所在するコンビニエンスストア・外食事業者・ドラッグストア 23 社の各店舗が「災害時帰宅困難者支援ステーション」として、水道水、トイレ、道路情報の提供等の帰宅支援サービスの実施を支援する。

この「災害時帰宅困難者支援ステーション」に賛同する事業者の市民周知を図るため、ステッカーの配布などを通じて普及支援を行う。

事業名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
災害時帰宅困難者支援ステーション		賛同事業者に対してステッカーを提供し市民周知を図る	神戸市内 544 店舗 (H22 末)



図 災害時帰宅支援ステーションステッカー

### 1 防災中枢拠点、バックアップ拠点の強化

災害対策にあたっては、全市の中核となる災害対策本部を早期に立ち上げるための環境づくりと、その災害対策本部としての機能を強化しておくことが必要である。

このため、防災センター機能の強化、東遊園地や京橋地区との一体的な活用により市役所の拠点機能を強化するとともに、関係機関との連携により全市的な防災の中核となる拠点を形成する。合わせて、中核拠点が被災した場合のバックアップ機能の強化を図る。

#### (1) 防災中枢拠点機能の強化

市役所の災害対策本部機能を強化するため、危機管理センターの整備を進める。あわせて、消防新管制システムを構築し、消防作戦本部機能の強化を図るとともに、防災情報センター（危機管理センター供用後はオペレーションセンター）との連携を強化する。

また、京橋地区に集積する防災行政機関や都心に集積するライフライン事業者等との連携を促進するとともに、みなとのもり公園、東遊園地、磯上公園等と連携し、中核拠点のバックヤードなどとして活用する。

#### (2) バックアップ機能の確保

市役所周辺の防災中枢機能の代替地区として、東西の都心核であるHAT神戸周辺およびハーバーランド周辺を位置づける。また、新市街地では、ひよどり台周辺および西神中央周辺を位置づける。これらの地区の整備にあたっては、中核機能の代替を強化するように配慮する。

##### ①HAT神戸周辺

HAT神戸における、国・県の防災関係機関や兵庫県災害医療センター・神戸赤十字病院などの中心施設群との連携を図るとともに、なぎさ公園をバックヤードとして活用する。

また、救援物資の集積・配送や応援要員のベースキャンプ機能等を有する摩耶ふ頭や王子公園と一体的に運用することで、防災中枢拠点の補完機能を確保する。

##### ②ハーバーランド周辺

ハーバーランドにおける、公共施設群や神戸大学附属病院との連携を図る。また、救援物資の集積・配送や応援要員のベースキャンプ機能等を有する大倉山公園を市立中央体育館・神戸文化ホールをバックヤードとして活用することで、防災中枢拠点の補完機能を確保する。

##### ③西神中央周辺

西神中央駅周辺の高度な機能集積を活用することで防災中枢拠点の補完機能を確保する。

##### ④ひよどり台周辺

神戸市消防学校の施設群を活用するとともに、広域防災拠点であるしあわせの村施設群との連携を図り、防災中枢拠点の補完機能を確保する。

### 2 防災総合拠点の整備

区災害対策本部である区役所や消防署について、耐震性の向上を図り、自家発電の増強や太陽光発電の活用などによって自立した活動ができるよう機能強化を進める。その他の庁舎や公共建築物についても順次、建物構造の耐震強度や防災機能の強化を図っていく。

市街地再開発事業や土地区画整理事業等の整備事業と連携し、オープンスペースの確保、ライフラインの強化、海や陸からのアクセスルートの整備等を進め、防災総合拠点機能の強化を図る。

### (1) 庁舎・消防署等の耐震化の推進

災害時に防災の中核拠点となる施設の耐震化について、「神戸市耐震改修促進計画」に基づき耐震化を推進する。

(再掲)

	対象棟数	耐震化率		H23-H27年度 の事業量		
		新耐震基準 等	旧耐震基準		促進計画 策定時	平成 22 年度 末時点
庁舎・消防 署等	55棟	29棟	26棟	87%	92%	4棟

### (2) 消防庁舎

大規模災害時に防災拠点となる消防署所の自立性を確保するため、耐震化や機能維持を行うとともに、消防需要にあった適切な消防署所整備を計画的に行う。

### (3) 公共建築物の定期点検

公共建築物の安全確保の徹底を図ることを目的に、建築基準法により(平成17年6月改定施行)義務付けられた、一定公共建築物の建築物及び建築設備等の損傷、腐食その他の劣化状況及び安全に関する事項について、建築士等有資格者による定期的な点検を行う。

対象公共建築物－100㎡を超える特殊建築物

(学校、病院、社会福祉施設、集会施設、市営住宅等)

－階数が5以上かつ1,000㎡を超える事務所(庁舎、消防署 等)

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
公共建築物の定期点検	対象施設 約 900 施設	(点検頻度) 建築物：1回/3年以内 建築設備、昇降機・遊戯 施設： 1回/1年以内	要綱にもとづき実施

(参考) 各区の防災総合拠点の整備状況

防災総合拠点	内 容
東灘区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区総合庁舎：JR住吉駅東地区市街地再開発事業(平成7～11年度)により移転、機能を強化</li> <li>・東灘消防署：同上</li> </ul>
灘区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区総合庁舎：六甲道駅南地区市街地再開発事業により移転、機能を強化(平成6～17年度)</li> <li>・灘消防署：区役所の移転にあわせて拡充(平成17年度)</li> </ul>
中央区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区総合庁舎：自家発電の増強、給水施設の2系統化(平成9年度)</li> <li>・中央消防署：小野柄小学校跡地に職員待機宿舎と併設して整備した(平成10～11年度)</li> </ul>
兵庫区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区総合庁舎：太陽光発電の整備(平成8年度)</li> <li>・今後、湊川公園周辺の一体的な再開発について検討する</li> </ul>
北区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区総合庁舎：自家発電の整備、給水施設の2系統化(平成10年度)</li> <li>・北消防署：旧水道局北センター跡地に移転、機能を強化した(平成11～12年度)</li> </ul>
長田区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区総合庁舎：自家発電の増強、給水施設の2系統化(平成8年度)</li> <li>・長田消防署：自家発電の増強(平成10年度)</li> </ul>
須磨区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地区画整理事業によるJR鷹取工場跡地の整備にあわせて、防災拠点機能の強化を図る</li> </ul>
垂水区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区総合庁舎：給水施設の2系統化(平成11年度)</li> </ul>
西区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区総合庁舎：給水施設の2系統化(平成12年度)</li> <li>自家発電の整備(平成13年度)</li> </ul>

1 陸の拠点

公園空間およびその近傍の体育館等の施設群を、大規模災害時における救援部隊のベースキャンプや救援物資等の集積・配送・一時保管場所、臨時ヘリポートなどへの転活用を考慮して配置、整備することで陸の広域防災拠点を形成する。また、兵庫県が整備した三木総合防災公園をはじめとする、市域周辺の広域防災拠点との連携や役割分担を図り、大規模災害時に効率的な運用を図る。拠点の配置は、活用できる施設の整備状況、緊急輸送路ネットワークとの関係や市街地形成状況を配慮して以下に掲げるものとする。

①王子公園周辺

王子公園の施設群を活用し、救援物資の集積・配送・一時保管機能および応援部隊等のベースキャンプ機能等を確保する。また、近接するHAT神戸の施設群との連携を強化し、防災拠点機能の充実を図る。

②御崎公園周辺

御崎公園の施設群を活用し、救援物資の集積・配送・一時保管機能および応援部隊等のベースキャンプ機能等を確保する。

③総合運動公園周辺

総合運動公園の施設群を活用し、救援物資の集積・配送・一時保管機能および応援部隊等のベースキャンプ機能等を確保する。

④舞子海岸周辺

舞子海岸周辺のマリニピア神戸やアジュール舞子（舞子東海浜緑地）等の施設群を活用し、救援物資の集積・配送・一時保管機能および応援部隊等のベースキャンプ機能等を確保する。

⑤北神戸田園スポーツ公園周辺

北神戸田園スポーツ公園の施設群を活用し、救援物資の集積・配送・一時保管機能および応援部隊等のベースキャンプ機能等を確保する。また、近接するフルーツフラワーパークの施設群との連携を強化し、防災拠点機能の充実を図る。

⑥しあわせの村周辺

しあわせの村施設群を活用し、救援物資の集積・配送・一時保管機能および救援部隊等のベースキャンプ機能等を確保する。また、近接する市民防災総合センターとの連携をはかり、防災中枢拠点のバックアップ機能を補完する。

また、複合産業団地や国営明石海峡公園（神戸地区）およびしあわせの森の整備を進めるとともに、その施設群等を活用し、救援物資の集積・配送・一時保管機能および応援部隊等のベースキャンプ機能等を確保する。

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
神戸複合産業団地	270ha		事業年度H3～25年度 H22年度迄の実施事業量 ・粗造成 約270ha ・整備完了 約180ha

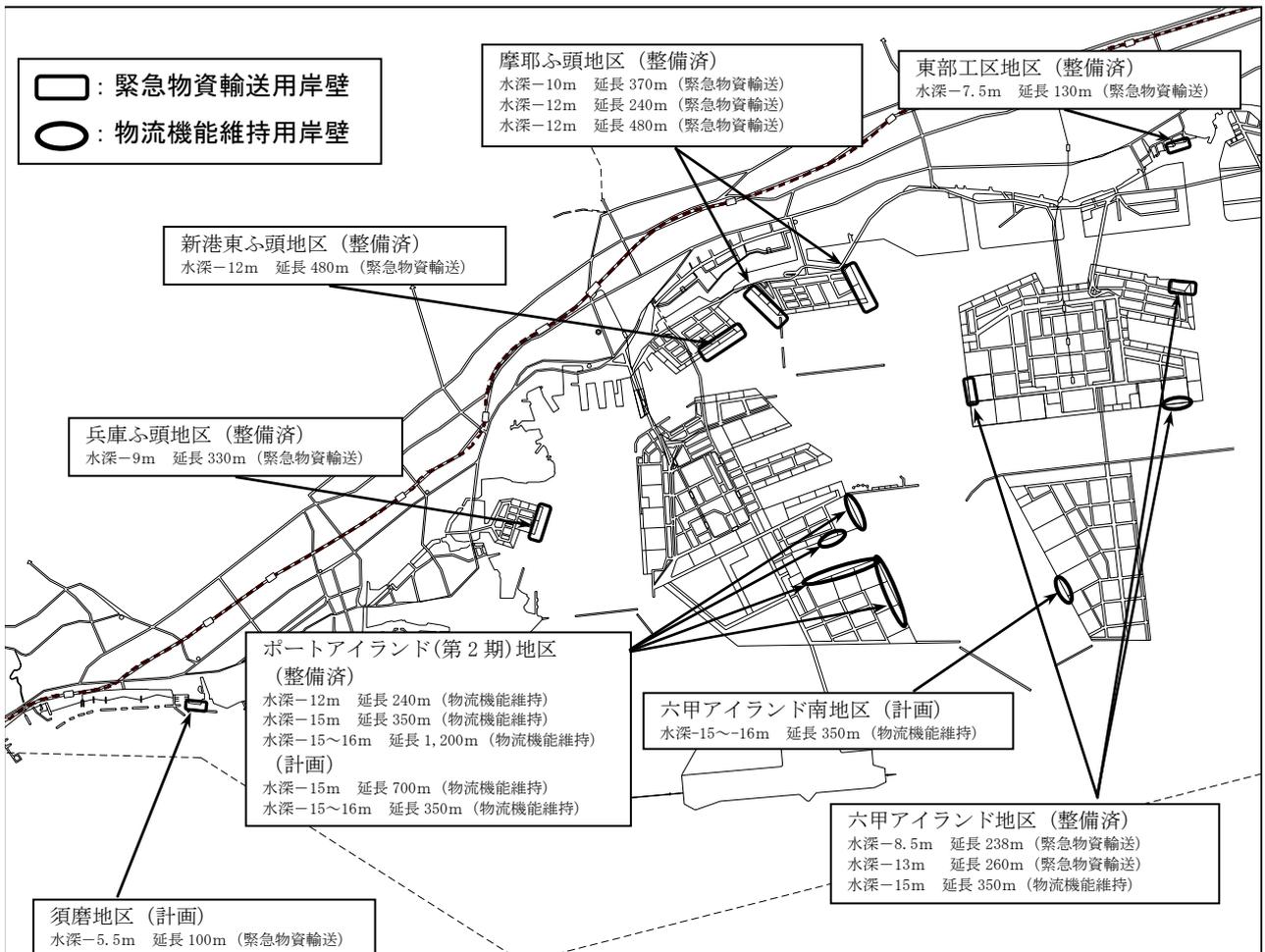
## 2 海の拠点

大規模な地震が発生した場合の経済社会活動への影響を最小限に抑えるため、必要な国際海上コンテナ物流機能を確保するとともに、住民の避難や物資の緊急輸送等を確保するため、物流機能維持と緊急物資輸送を目的とした耐震強化岸壁の整備を推進する。

また、その周辺空間や施設群を救援部隊のベースキャンプ、物資等のストックヤードや臨時ヘリポートなどに転活用することを考慮して配置、整備することで、大阪湾をはじめとする広域圏域をカバーする海の広域防災拠点を形成する。

このため耐震強化岸壁の計画的な整備を推進するとともに、既存耐震強化岸壁や周辺施設との連携強化を図り、災害時の運営体制、支援体制の確立に努める。

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
耐震強化岸壁の整備	23 バース	1 バース (PI2期)	20 バース整備 (H22年度末)



緊急物資輸送用岸壁：13バース、物流機能維持用岸壁：10バース

図 神戸港耐震強化岸壁

### 3 空の拠点

空の持つ多面性、高速移動性を生かし、神戸ヘリポートなどのポートアイランドにある施設群との連携を図りながら、災害時の緊急物資の集積・配送・一時保管拠点、救援活動要員の受け入れ拠点、緊急医療活動の後方支援基地として神戸空港を活用する。また、関西国際空港などとの海上交通ルートにより、アクセスルート・アクセス手段の多元化を図る。

さらに、緊急時には、人員、資機材、緊急物資、傷病者などの搬送を円滑に行うため、臨時ヘリポートとして活用できるオープンスペースを確保するなどにより、市域内外において初動時を含めた円滑な救援・救護活動が展開できる空の広域防災拠点を形成する。

このため空港島内外の情報ネットワークを利用した緊急時の運営体制・支援体制の確立や被害状況、利用可能施設、運航状況などに関する通信情報機能の充実をおこなっている。

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
神戸空港の防災機能強化	・岸壁等の整備 ・ヘリポートの整備		埋立事業期間 ~H24年度(予定)

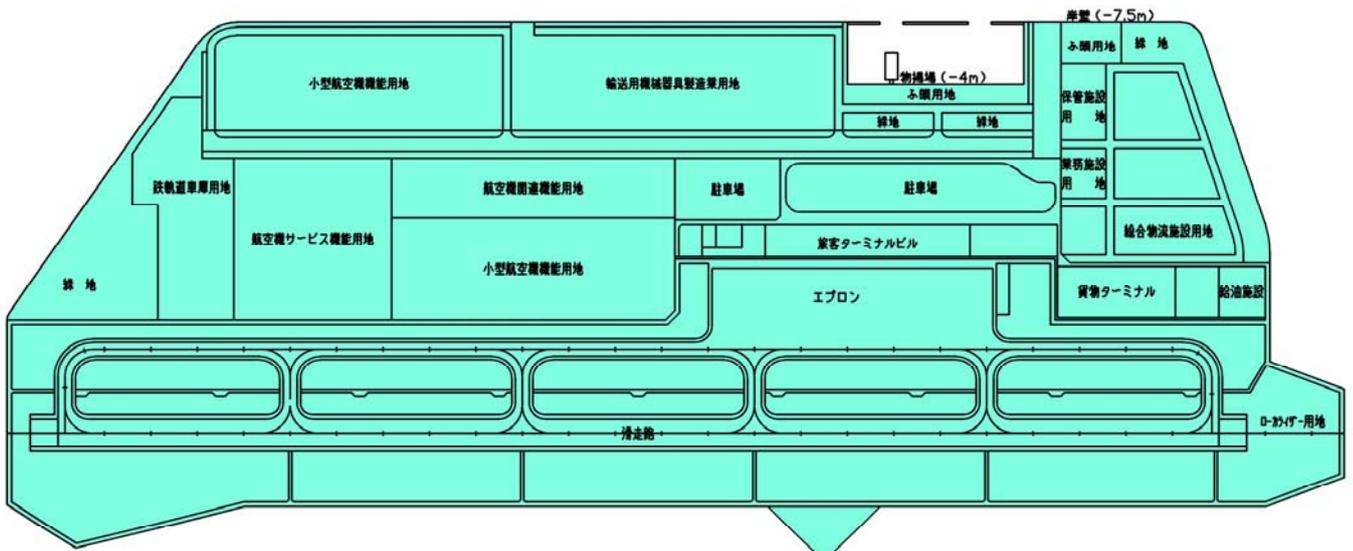


図 神戸空港 空港島土地利用計画

## 第4項 防災施設の充実

### 1 備蓄拠点の充実

行政による備蓄の均等配置を図るため、小学校等の指定収容避難所を基本とし地域備蓄拠点を整備する。加えて、地域備蓄拠点を補完するため、各区に1箇所程度の総合備蓄拠点を推進する。これら備蓄拠点の整備は、人口分布や交通ネットワークの状況を考慮して実施する。

### 2 ヘリポートスペースの充実

大規模災害時には、ヘリコプターからの画像電送による被害情報の収集や負傷者の救助、救急搬送、消火活動が重要な役割を果たす。また、陸上交通が麻痺した場合、防災対策要員の受け入れや防災資機材、救援物資の受け入れ搬送が必要となる。

このため、公共、民間を問わず可能なところについては飛行場外離着陸場として事前に国土交通省大阪航空局の許可を得るとともに、広域防災拠点に、臨時ヘリポートとして利用可能なスペースの確保に努める。

また、建築物の高層化に対応し、屋上にヘリポート等の活動スペースを確保するよう誘導する。

### 3 避難施設の指定・周知の推進

収容避難所とは、自然災害等により住居等を失うなど、継続して救助を必要とする市民に対し、宿泊、給食等の生活機能を提供する屋内空間であり、神戸市では、地域防災計画において、市立小中学校、公共施設および協力を得られた民間施設等を収容避難所として指定している。

広域避難場所とは、大規模な地震の発生時に周辺地区からの避難者を収容し、地震に伴い発生する市街地大火からの避難者の生命、身体を保護するために必要な規模及び構造を有する屋外空間であり、神戸市では、既成市街地にある一定規模以上の公園、グラウンド等を地域防災計画で指定している。

収容避難所、広域避難場所は、災害時における市民の安全・安心のよりどころであるとともに地域の防災拠点となる空間であるため、適正な指定を推進するとともに、標識の設置や広報の充実により市民等への積極的な周知を図る。

#### (1) 避難施設指定の定期的な点検・修正

地域のニーズ、市街地や施設の整備状況を踏まえて、毎年度点検し、必要に応じて指定を見直していく。

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
収容避難所・広域避難場所の指定		毎年度点検し必要に応じて見直し	収容避難所：332施設指定 広域避難場所：33圏域85施設 (H22年度)

(2) 避難所等標識の設置

収容避難所については、既に施設出入口に設置している表示標識を適正に維持・管理する。加えて、全国統一ピクトグラムを用いたデザインへの変更を検討する。

広域避難場所については、施設出入口への表示標識施設整備を順次進めており、これらを適正に維持・管理する。

また、これら収容避難所、広域避難場所への誘導標識についても民間活力等の導入を含めた整備手法を検討していく。

事業名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
収容避難所・広域避難場所表示標識の設置		標識の適正な維持・管理 新たに指定された施設には随時設置	

(3) 避難施設に関する広報の充実

避難施設の名称や位置、避難時の注意点などを広報紙K O B E (防災特別号)に掲載するほか、ホームページでも公開することで市民等への周知を図る。

また、携帯から住所等を入力すると、それに対応する避難施設を案内するサイトも運営している。

事業名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
避難施設の広報		ホームページに常時掲載 広報紙へ毎年度掲載	



広域避難場所標識

## 第2節 危機管理体制の強化

### 1 初動体制の強化

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、地域防災計画における職員配備計画を見直し「所属動員」「指定動員」「直近動員」の三区分別を設け、大規模災害発生直後において、市災害対策本部、区本部、消防本部を即座に立ち上げられる様、動員先の明確化と、迅速な初動体制の確立を図っている。

また、各消防署における部隊の増強を行うべく、早期に出勤可能な職員を確保するため、市役所に近い既成市街地に待機宿舎の整備を行い、待機職員を配置している。

待機職員は、大規模災害発生時には直ちに指定された勤務公署に出動し、緊急初動部隊として活躍するとともに、災害対策本部の開設、防災活動の指揮、情報収集や応急処置、災害防衛などの初動活動にあたることになる。このため、日ごろから、参集体制を確認するとともに研修や訓練を定期的実施することで、非常時に円滑に活動できるような体制を維持する。

#### 【中央待機宿舎の整備】

中央消防署の建設にあわせて、その上部に職員待機宿舎（中央待機宿舎）を整備。

位置：中央区小野柄通2丁目

概要：小野柄小学校跡地に免震装置やホバリングスペース、自家発電機能を有する鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造地上9階地下1階建の建物を建設し、うち4～9階、3階及び地下1階の一部を中央待機宿舎とした。

一般職員（待機職員）用55戸、消防職員用55戸

供用開始：平成12年4月



### 2 新たな防災関連システム等の構築

神戸市の防災システムは老朽化が進み、こうべ防災ネット、消防指令管制システム、防災行政無線など、いずれも更新時期を迎えている。また、近年、新たな危機事象が発生しており、マルチハザードへの対応、災害対応力の向上が求められている。

そこで、「地域防災力の強化」「初動体制の強化」「危機情報の共有化」に資する新たな危機管理情報システム等を構築することで、危機発生時の対応を迅速、的確なものとし、神戸市全体の危機管理体制の向上を目指していく。

#### (1) 危機管理センターの整備・運営

市における危機管理の中核機能を集約するとともに、新危機管理情報システムや消防新管制システムなどの防災関連システム群を備え、災害発生時にも安定的・継続的に機能を維持するために十分な耐震性を備えた「危機管理センター」を整備する。このセンターを拠点として災害・危機発生時の初動対応の充実・強化を図る。

## (2) 新危機管理情報システム等の整備・運用

消防新管制システムや水防情報システム、他の防災関連システム群と連携を図ることなどにより、災害発生時における初動対応時から災害の全容を早期に把握し、災害救助や応援要請等にかかる意思決定や市民・関係機関等への情報提供を迅速かつ効率的に行えるよう、「新危機管理情報システム」を整備する。システム構築後は、各局室区の防災組織計画の各業務について順次システムでの様式化を進め、充実を図る。

## (3) 防災行政無線の整備・運用

緊急時における情報伝達を円滑に行えるよう「デジタル防災行政無線」を整備する。また、海岸部への津波対策として、屋外拡声子局の増設及びモーターサイレンの設置により、海岸部の音達範囲の拡充を図り、市民へ迅速かつ明瞭な情報伝達ができるように努めていく。

## (4) 消防新管制システムの構築

平成 24 年 3 月の運用開始に向け、消防新管制システムを整備することにより、消防車が現場に到着するまでの時間短縮を進めるほか、車載する情報端末を用いた支援情報の提供を行い、現場活動の効率化を図る。また確実な保守運用体制への移行を果たすとともに、運用開始後も様々な業務の効率化につながるよう、業務の細部に至るまでシステムの活用を推進するための取組みを引き続き行っていく。

事業名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
消防新管制システムの構築		H23 年度 構築 H24 年度～ 運用・保守	

## (5) 消防救急無線デジタル化の推進

消防新管制システムの運用開始とあわせて、消防救急無線のデジタル化を図ることで、災害情報収集の迅速化、及び無線通信情報の保護などを図る。

# 3 危機管理・防災対応に関するマニュアルの作成・充実

## (1) 地域防災計画防災対応マニュアル

平成 9 年 6 月に地震対策に関する 34 項目について防災対応マニュアルを作成し、その後、風水害や事故への対策も追加し現在 40 項目となっている。

引き続き、これらマニュアルを防災訓練等を通じて検証するとともに、多様な災害や事故に対応できるように、必要に応じて充実を図る。

【地域防災計画防災対応マニュアル（40項目）】

災害対策本部設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部設置・運営マニュアル</li> <li>・区本部設置・運営マニュアル</li> <li>・庁舎の機能（安全）確保マニュアル</li> <li>・庁舎安全確保マニュアル（区役所）</li> <li>・職員応援マニュアル</li> </ul>	災害時要援護者保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要援護者支援マニュアル</li> <li>・外国人対応マニュアル</li> </ul>
情報収集伝達	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部情報収集・伝達マニュアル</li> <li>・広報マニュアル</li> <li>・広聴活動マニュアル</li> </ul>	交通確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路災害応急対応マニュアル</li> <li>・市営地下鉄・バス運行マニュアル</li> </ul>
		行方不明者捜索、遺体埋火葬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行方不明者の捜索・遺体の埋火葬マニュアル</li> </ul>
		廃棄物処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物処理マニュアル</li> <li>・し尿処理マニュアル</li> </ul>
消火・救助・救急	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時初動対応チーム活動マニュアル</li> <li>・震災初動対応マニュアル</li> <li>・救護活動マニュアル</li> <li>・医薬品集積マニュアル</li> </ul>	ライフライン復旧	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフライン復旧マニュアル（水道）</li> <li>・ライフライン復旧マニュアル（下水道）</li> </ul>
		広域連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域災害支援マニュアル</li> <li>・広域応援受入れマニュアル</li> <li>・海外支援受入れマニュアル（物的支援）</li> <li>・海外支援受入れマニュアル（人的支援）</li> </ul>
避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難誘導マニュアル</li> <li>・避難所開設・運営マニュアル</li> <li>・応急給水マニュアル</li> <li>・食糧・物資供給マニュアル</li> <li>・食品の衛生確保対策マニュアル</li> </ul>	被災地生活安定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物価の調査・監視等マニュアル</li> <li>・義援金受入れ・配分マニュアル</li> <li>・り災証明発行マニュアル</li> <li>・応急仮設住宅マニュアル</li> <li>・給付・貸付マニュアル</li> <li>・環境衛生対策マニュアル</li> <li>・災害時空地管理マニュアル</li> </ul>
		ボランティア活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア活動支援マニュアル</li> </ul>
		その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風水害対応マニュアル</li> <li>・事故災害対応マニュアル</li> </ul>

（２）その他の危機対応マニュアル

地域防災計画に定めるマニュアルの他、新たな個別の危機に対するマニュアルを、重要性等を見極めながら作成していく。また、神戸市では市内で発生した危機のみならず、国内外の様々な災害に対しても、支援を行ってきた。こういった活動をスムーズに実施するためのマニュアルについても策定している。

今後も、必要に応じて危機対応のマニュアルを策定していく。

【策定済マニュアル例】

- ・神戸市高病原性鳥インフルエンザ発生時対応マニュアル
- ・神戸市広域災害支援マニュアル
- ・阪神三宮駅 火災発生時対応マニュアル
- ・神戸市国民保護実施マニュアル

4 広域連携の推進

現在、災害時の相互応援については、大都市間の相互応援、兵庫県下の市町との相互応援について協定を締結している。今後は関西広域連合の関連団体として、事務局を担当する兵庫県とも密接に連携しながら広域連携をさらに充実する。

## 5 消防力の高度化・専門化

都市構造や産業活動による事故や災害、新興感染症、NBCテロ災害など、これまでにない新たな事故や災害の危険性が高まっており、このような新たな危機への対応力の向上のため、高度で専門的な消防体制を構築する必要がある。特に、消防救助隊の救助技術の高度化、放射性物質や化学災害などへの対応力の充実、災害医療と連携した救急体制、消防ヘリコプターや消防艇などの機動力を活かした対応を図る。

また、地震火災への取り組みとして、水道消火栓が破損した場合であっても、火災の消火ができるよう、プールや池等を消防水利として指定するなど、多様な水利の確保を進める。

### (1) 指揮体制・安全管理体制の強化

火災をはじめとした災害発生時に効率的な部隊活動、安全管理、広報活動などを行う指揮隊の運用体制を充実させる。また、複数傷病者が発生した場合の救急指揮体制の強化について検討する。

### (2) 特殊災害対応力の強化

災害様態が多様化する中、消防力のさらなる高度化・専門化が求められていることから、地域特性や災害種別にあわせて救助隊や特殊災害隊などの専門部隊の安全かつ効果的な運用・配置を行う。

### (3) 救助体制の充実・強化

救助に関する新たな技術を研究し、技術の向上を図るとともに、専門性を持つ消防部隊を充実・強化する。

### (4) 大規模災害現場における救急体制の強化

災害等で複数傷病者が発生した場合に迅速に適切な医療機関へ搬送するために救急指揮体制の構築、及び大規模災害時の大規模災害救急隊による救急指揮体制の充実強化を図る。

### (5) 資機材の整備・更新

経年劣化などにあわせて、計画的な更新を行うとともに、災害様態の多様化に対応した資機材、救助資機材及び安全装備品の整備について計画的に行う。

### (6) 消防水利の充実

開発指導による防火水槽の設置、消防水利設置補助金制度の活用、プールや池等の指定水利化など、多様な水利の確保に努める。

### (7) 消防職員の災害対応能力の向上

市民防災総合センター内の都市災害に対応した訓練施設を活用した訓練を実施するなど、消防職団員の研修・訓練内容を充実させることで、災害対応能力の向上を図る。

## 6 救急救命体制の強化

災害発生後に多数の負傷者が発生した場合は、救急救命士を含む救急隊が災害現場等でトリアージ、応急処置を実施し重傷者から救急医療機関等へ円滑に搬送し、軽症者については保健所や避難所等に開設される救護所等で医療措置を受ける必要がある。

これらの救急救命処置を迅速に展開するため、高度救急が可能な人員・資機材を充実するととも

に、救急救命士と医師との連携を強化し、医療機関へ迅速に搬送できる救急体制を確立する。

さらに、救命効果の一層の向上を図るためには、救急業務の高度化とあわせ、救急患者の身近にいる市民の助けが重要となる。よって、市民が行う応急手当の普及や事業者との連携を強化し、総合的に救急救命体制の強化を図る。

### (1) 救急業務の高度化

救命率向上を目的とした処置拡大等に対応するため、救急車への救急救命士2名乗車体制を維持するとともに、気管挿管と薬剤投与が可能な認定救急救命士の各救急隊1名配置を推進する。

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
気管挿管と薬剤投与が可能な認定救急救命士数	各救急隊1名配置	10名/年 累計106名	累計54名(H23年8月)

### (2) 救急医療体制の強化

神戸市では、市民が適切な救急医療を享受できるように、国の制度に基づき、患者の症状に応じた初期救急(軽症～中等症)、二次救急(中等症～重症)、三次救急(重症・危篤)からなる救急医療体制を構築している。しかし、二次救急を受診する患者さんの大半を軽疾患者が占めていることや、特定の診療科目における医師不足などの課題が生じている。そのため初期救急から三次救急を担う各医療機関が持つ機能を十分に発揮できる環境を整備し、適切な役割分担と連携によって、持続可能な救急医療体制を構築する。

#### ①持続可能な救急医療体制の構築

「神戸こども初期急病センター」の運営や小児救急医療電話相談事業の実施、休日歯科診療体制の構築による初期救急機能の強化、救急医療の適正利用の推進等により、二次救急医療機関の負担の軽減を図る。これにより初期救急から三次救急までの適切な役割分担による持続可能な救急医療体制を構築する。また中央市民病院については、移転に伴い救急専用病床を50床に拡大するなど、救急医療体制の充実を図る。

さらに救急医療全体の取り組みとして、夜間・休日の救急医療機関案内を充実するとともに救急啓発を行う。

### (3) 市民・事業者との協働による救急救命活動の展開

傷病者の付近に居合わせた方(バイスタンダー)の素早い応急手当が、救命に効果的なため、全世帯に1人を目標に市民救命士の養成講習を推進するとともに、救急インストラクターの養成、市民救命士の再講習、市民救急ボランティア等への活動支援を行う。また、一般の方にも使用が認められたAEDの民間施設への普及や取り扱い研修を推進する。

民間患者等搬送事業者等との連携の強化に努め、市民・事業者と協働した災害発生時の救急救命体制の強化を推進する。

#### ①市民救命士の養成

民間救急講習団体(FAST)と連携した応急手当の普及を推進するなど、1世帯に1人の市民救命士がいることを理想として、年間約3万人の養成を目指す。

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
市民救命士の養成		3万人/年 累計57万人	累計429,815人 (H22年度末)

#### ②救急インストラクターの養成

救急インストラクターの有志で組織されたボランティア組織である神戸市民救急ボランティ

アとの連携を図りつつ、地域や職場で市民救命士講習が実施できる環境づくりを推進するため、地域や職場の救急リーダーとして救急インストラクターの養成を推進する。

### ③民間患者等搬送事業者（民間救急）との連携

超高齢化社会の到来等から益々増加していく救急需要に対応するため、緊急性のない傷病者などの搬送を担う、患者等搬送事業者を育成していく。

（参考）患者等搬送事業者（民間救急）の要件

基本構成	車両構成	乗務員等
車両 1 台 + 乗務員 2 名以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ストレッチャー、車椅子を固定する設備</li> <li>・自動車電話又は無線</li> <li>・救急車と間違えられない外観（サイレン無・赤色灯無）</li> <li>・簡易な救急資機材</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防機関の行う講習を受講（患者等搬送乗務員適任証）</li> <li>・消毒－定期消毒 月 1 回以上、使用後消毒</li> </ul>

### ④まちかど救急ステーションの推進

事業所などに A E D（自動体外式除細動器）の設置を促進し、まちかど救急ステーションの取り組みを進める。

### ⑤救急需要対策

超高齢化社会の到来等からますます増加していく救急需要に対応するため、出勤が多い地域における救急車の適切な配置を検討し、救急体制の充実を図る。

また、医療機関、福祉施設、福祉関係部署など関係機関との連携を強化して、適正な救急車の利用についての啓発を推進する。

## 7 医療体制の強化

災害時の医療においては、限られた医療スタッフや医薬品の備蓄等の医療機能を最大限に活用して、可能なかぎり多数の傷病者の治療にあたって、防災関係機関、医療機関、行政機関が連携して活動する必要がある。さらに、市内各地域の医療機関の被害状況、活動状況を情報収集し、把握するとともに、傷病者の医療機関への受入れや後方搬送に係る調整、医療スタッフの現場への派遣に係る調整、医薬品等の供給確保など、被災直後の医療対応を的確・迅速に実施できるように医療体制の強化を図る。

### （1）災害に強い病院づくり

#### ①新中央市民病院の開院

救急医療・高度医療・急性期医療を重点的に担い、24 時間 365 日市民の生活と健康を守るとともに、医療産業都市構想の臨床部門の核としての高度先進医療の市民への早期提供や、患者・家族に対する癒しと安らぎの環境に配慮するなど、21 世紀にふさわしい新病院が平成 23 年 7 月に開院した。

市民の安全と安心を担う「断らない救急」病院として、より一層充実した役割を果たすとともに、「安全で安心な災害に強い病院」として、免震構造の導入や災害時活動スペースの設置などを行い、災害拠点病院として大規模事故、自然災害、新興感染症流行などに対しても、機能を十分に発揮し、迅速な対応が行えるように整備した。

事業名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
新中央市民病院の開院		H23 年 7 月移転	

## ②市民病院群の機能維持・充実

中央市民病院において、災害拠点病院としての機能強化を図るとともに、ドクターカーチームの災害現場派遣、救護班の出務、多数の患者の受け入れに必要な備品等を整備し、災害時初期医療体制を確立する。また、神戸空港での大規模災害発生時に大量傷病者医療の拠点としての体制を整備する。

一方、震災により全壊した西市民病院を21世紀の地域医療ニーズに応える「災害に強い病院」として再建しており、引き続き、市街地西部の地域中核病院として防災機能の維持を図る。

### (2) 災害拠点病院

神戸市では、神戸市立中央市民病院、神戸大学医学部附属病院が地域災害医療センターに、兵庫県災害医療センターが基幹災害医療センターに、計3病院が災害拠点病院に指定されている。

各災害拠点病院には、災害時の院内における負傷者の受け入れ等の災害医療対応や院外における救護班派遣や、医療機関調整等を担う災害医療コーディネータが配置されている。

県において、災害医療コーディネータ研修や災害拠点病院連絡協議会が実施されており、引き続き参加する。

### (3) 災害医療ネットワークの活用

災害時の混乱した初動時に一人でも多くの市民の命を救うことができるように、関係機関と連携しながら災害医療に関する研究会を開催し、災害医療ネットワークの構築について推進していく。特に、初動段階における災害医療情報の共有化の方法と関係機関の連携のあり方について多角的に検討を行い、災害時に備え、関係機関と協力しながら、災害医療ネットワークの構築を進める。

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
災害医療ネットワークの構築		災害医療に関する研究会を毎年1回以上開催	ワークショップ開催(H17年度)

### (4) 県広域災害・救急医療情報システム

兵庫県では、関係機関相互で平常時救急搬送情報、災害時医療情報を伝達する県広域災害・救急医療情報システムを運用している。

平成15年8月には、救護班の派遣や患者搬送等の調整、指示等を行う災害救急医療情報司令センターが兵庫県災害医療センター内に整備され、医療機関、災害拠点病院を含めた情報ネットワークを形成している。

神戸市も、同システムに参加し、他都市、関係機関とともに、様々な災害を想定した、総合合同防災訓練、図上訓練、また同システムの入力訓練などを通じて習熟を図り、災害発生時には迅速な対応を行う。

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
県広域災害・救急医療情報システムの運用		総合合同防災訓練、図上訓練、システム入力訓練等を行う	

## 8 健康危機管理体制の充実・強化

SARS、新型インフルエンザなどの新興感染症などに対し、迅速かつ的確に対応するため、平時における感染症などの発生情報の把握、健康危機管理マニュアルの整備、初動体制の構築、疫学調査体制および市民相談、啓発体制の充実強化を図る。また、大規模な感染症の発生や生物テロなどにも対応できるよう、関係機関相互の密接な連携を図る。

### (1) 健康危機管理計画等の作成・充実

食中毒や感染症等による健康危機事案の発生に際して、迅速・的確な初動対応が円滑に行われるように健康危機管理に関する基本指針、要領、各種疾病対応マニュアルを策定し、万一の対応方法や役割分担について関係者への周知を図る。

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
健康危機管理計画の作成・充実		適宜実施	8種類のマニュアルを策定済

### (2) 健康危機管理専門家会議

健康危機発生時、あるいはその恐れがある場合に、必要に応じて専門家会議を開催し、健康危機管理対策について専門的な立場から有用な助言を得て、助言を基に感染拡大防止、感染予防対策のための必要な対応を行っていく。

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
健康危機管理専門家会議		適宜開催	

### (3) 感染症予防対策

感染症の発生を予防し、その蔓延を防止するため、感染症に関する情報の収集及びホームページ等による広報、患者発生時の調査や消毒、入院を必要とする患者の移送、接触者の健康診断等の疫学調査を実施するとともに発生原因の究明と合理的な対策をとる。

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
感染症予防対策			1～5類感染症発生時の対応と情報収集 (患者・病原体検査)

### (4) 新たな感染症対策（神戸モデル）の推進

新型インフルエンザの対応を機に早期探知の仕組みとして構築した「神戸モデル」を、鳥インフルエンザや新たな感染症対策の備えとして、感染症全般に想定を拡充するとともに、早期探知した直後から相談・調査、保健・医療サービスの提供等、適切な対応が実施できるよう、人材育成・登録システムの構築や配置計画等を作成し、感染拡大を防止するための事前対応型の体制を整備する。



## 9 防災訓練の推進

地域防災計画等、各種計画、マニュアルの習熟と検証を行い、関係機関、市民等との連携体制の強化や実践を通じた防災意識の高揚等を図るため、関係機関や市民、事業者、ボランティア等の参加を得て、全市及び各区の防災訓練を実施する。

また、市民が主体となった地域の防災訓練や事業所、学校、病院、福祉施設などにおける防災訓練など、様々な形で実施される訓練を積極的に支援し、幅広く市民、事業者による自助、共助体制の促進を図る。

防災訓練の計画にあたっては、展示、広報型の訓練内容に偏ることなく、情報の収集や要援護者の避難など、実質的な訓練内容の充実に努める。

### (1) 全市総合防災訓練

毎年、防災関係機関、地域住民、医療機関、周辺自治体等と幅広く連携し、全市総合防災訓練を実施する。

自然災害のみを想定した訓練とするのではなく、今後想定される新たな危機に対しても、関係機関の連携のもと、各種災害対応能力の向上を図る。

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
全市総合防災訓練	毎年1回以上実施	防災の日前後又は市民防災の日前後に実施	

### (2) 各区総合防災訓練

毎年、梅雨時期前もしくは防災の日前後に、区・地域住民・事業所等が連携し、各区の実情に合わせた防災訓練を実施する。多数の市民が参加できる訓練内容とし、自助・共助の重要性を確認する。

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
各区総合防災訓練	各区において毎年1回実施	梅雨時期前又は防災の日前後に実施	

兵庫区での取り組み例を下記に示す。

#### ①兵庫区安全・安心フェア

区内で結成されている17地区の防災福祉コミュニティと小・中学校が中心となり、子どもからお年寄りまで付近住民を巻き込んで、近い将来予想される「東南海・南海地震」や土砂、風水害災害に対する減災対応と防災知識の習得を目的とした地域と一体となった体験型訓練を災害時の要援護者（障害者や高齢者）参加により実施する。

#### ②要援護者等の防災訓練

区総合防災訓練に併せて要援護者等の避難訓練を実施するため、訓練実施地域内に居住し援護を希望する高齢者・障がい者について地域の民生委員等を通じて登録を呼びかけ、訓練参加を促進していく。

### (3) 情報伝達訓練

毎年、梅雨時期前及び市民防災の日に、全職員を対象とした情報伝達訓練を実施し、災害発生時の初動体制の充実を図る。また、一部の職員については、非常参集訓練も併せて実施する。

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
情報伝達訓練	毎年2回程度実施	梅雨時期前、市民防災の日に実施	

### (4) 地域主体の防災訓練

神戸市民の安全の推進に関する条例で、市民・事業者の間に積極的な防災訓練等の活動意欲を高めるため、1月17日を「市民防災の日」と定めている。市民防災の日前後に、防災福祉コミュニティを中心に、学校、近隣事業所等が一体となった避難訓練や消火訓練等、地域主体の訓練の実施を呼び掛け、支援していく。

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
防災福祉コミュニティの訓練等の実施回数		830回/年	788回（H22年度末）

### (5) 事業所等における防災訓練

自らの防災力の強化を図るために、事業所等は、防火管理者が作成する消防計画に基づいて消防訓練を実施する。これらの訓練実施を促進するとともに、地域や市が行う防災訓練への積極的

な参加を促し、地域と事業所との連携を強化する。

#### (6) 関係機関等と連携した訓練

大規模災害発生時においては、関係機関が速やかに連携して対応することが、被害を最小限にとどめる上で重要である。全市及び各区総合防災訓練の実施に際しては、各機関の連携体制を深めることを目的とし、訓練想定に応じて、関係機関へ参加を呼び掛けていく。また、関係機関が実施する訓練にも積極的に参加する。

事業名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
関係機関等と連携した訓練		随時	

## 第3節 災害時に自立生活が可能な環境づくり

### 第1項 災害時要援護者支援のための仕組みづくり

災害に際して必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動を取るのに支援を要する人々（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等）を災害時要援護者と位置づけている。

震災の教訓より、要援護者に対し災害後の安否確認や福祉ニーズを早期に把握し、実施するため、地域や関係機関と連携して支援する体制を構築していく。

また、非常時の支援にも対応できるユニバーサルデザインのまちづくりを推進し、日常的な活動、施設整備等を通じて安心して暮らせる環境をつくることが重要である。

#### 1 福祉意識の啓発・人材の育成

人権や福祉意識についての啓発を進めるとともに、日常的な地域福祉活動や社会福祉施設等の施設開放や行事への市民参加の促進、ふれあい体験学習等を通じて交流を促進し、災害時に助け合える意識啓発を進める。

また、市民福祉大学やシルバーカレッジ等における講座を充実し、福祉をささえる人材の育成を図る。あわせて、災害時の要援護者の支援等に関する知識の普及や支援活動の担い手となる人材の育成に努める。

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
市民福祉大学での講座の開催	ボランティアから社会福祉事業従事者まで幅広い福祉人材の育成を図る	市民対象講座、地域活動者対象講座、社会福祉事業従事者対象講座等	平成21年度養成人員 11,057人
シルバーカレッジ	高齢者の豊富な経験を活かして自らの可能性を拓き、その成果を社会に還元することを目指す		平成22年度までの卒業生 5,366人

#### 2 地域での助け合いの仕組みづくり

水害や土砂災害のおそれがある場合の災害時要援護者の避難支援について、国から示された方針に基づき、避難支援の対象、避難支援の方法、避難支援の担い手、について、市が保有する個人情報の避難支援への活用方法も含めて検討し、関係者の合意を得て、避難支援プランづくりに取り組む。

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
災害時要援護者の避難支援プランづくり		支援組織の体制が整った地区において避難支援プランを作成	

### 3 災害時要援護者リストの整備

福祉施策の受給者情報を管理している「福祉情報システム」から、要援護者の情報を抽出して要援護者リストを整備し、市役所と区役所で共有するとともに、災害時にはリストを活用し、安否確認や避難誘導を行う。

### 4 社会福祉施設の災害時の利用

災害時に社会福祉施設が果たすべき役割が機能するよう、指導・指示等を強化し、耐震化等の推進に努める。

地域の福祉救援拠点としての役割を担えるよう、施設間の連携や協力体制について関係機関や団体と調整し、要援護者の保護や支援の体制を構築していく。

### 5 コミュニケーション手段の確保

音訳、点訳等による広報の充実を図るとともに、音訳・点訳・手話ボランティア等を養成し、コミュニケーション手段を確保する。

### 6 高齢者・障がい者等の緊急通報システムの推進

急病や災害等の緊急時に機敏に行動できないひとり暮らしの高齢者、障がい者等の安全を確保する緊急通報システム「ケアライン 119」について、市民の方にサービスを知っていただくように広報の強化を図る。また、地域の見守り活動との連携を強化し、普段からのケアの体制確立を目指す。

### 7 こうべユニバーサルデザインの推進

「ユニバーサルデザイン（UD）」とは、市民一人ひとりがお互いに人権を尊重して多様性を認め合う意識をもち、市民・事業者・行政が共通の理解と目標のもと、誰もが利用しやすいまちや建物、製品、環境づくり、及びサービスをハード・ソフト両面から進めることである。

これまで本市では、「こうべUD広場※」と連携して、各種のイベントの実施を通じてUDの普及啓発を進めており、今後さらに、意識づくりや仕組みづくりを進める。

また 2002 年度以降「神戸市交通バリアフリー基本構想」に基づき、着実にまちのバリアフリー化を進めており、2011 年度には、国の新たな基本方針をふまえた次期神戸市バリアフリー基本構想を策定し、UD のまちづくりをさらに推進する。

※こうべUD広場：神戸を世界一ユニバーサルなまちにしていこうと市民に呼びかけ、市民、NPO、学識経験者、事業者、行政で構成する組織。こうべユニバーサルデザイン推進会議のこと。平成 15 年 5 月発足。

#### (1) UDの普及啓発の推進

市民が主体となった「こうべUD広場」（ユニバーサルデザイン推進会議）と連携し、市内でUDの推進に取り組む「こうべUDサポーター」を拡大しながら、UDの普及啓発を図る。

事業名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
こうべUDフェアの開催		毎年、フェアを開催	17 年 8 月ユニバーサルデザイン全国大会開催
こうべUDサポーターの拡大		UDサポーターの拡大継続	5052 人 (平成 23 年 3 月末)

## (2) 学校におけるUD教育の推進

市内小中学校からの要請に応じて、こうべUDサポーターと共に出前授業を実施し、UDの普及啓発を図る。

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
UD出前授業の実施		UD教育の推進	H22年度実績 17校 1,795人

## (3) 公益的建築物のバリアフリー化

県の福祉のまちづくり条例・施行規則に基づき、不特定多数の市民が利用する建築物を新築・増改築する際必要な指導・助言を行う。

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
公益的建築物のバリアフリー化	不特定多数の市民が利用する建築物を新築・増改築する際必要な指導・助言を行う		届出件数 7,808件 (昭和54年～平成22年度)

## (4) 地域組織をはじめとした市民へのUD普及啓発

UDが市民生活の中に浸透し、まちづくり全体としての取り組みにつながっていくためには、これまでの市民に直接啓発していく方法に加えて、地域組織（ふれあいのまちづくり協議会、景観形成市民団体等）を通して組織的に意識づくりや実践活動を推進する必要がある。今後、地域等での取り組みの中でUDを意識して実践することにより、魅力的でくらしやすいUDのまちづくりを広く普及・啓発・実践する仕組みを展開する。

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
地域組織が実施するUD視点での取り組み事業数		67事業	H22年度末現状 8事業

## (5) 次期神戸市バリアフリー基本構想の策定・実施

次期神戸市バリアフリー基本構想において新たな重点整備地区を設定し、生活関連施設及び生活関連経路のバリアフリー化などUDのまちづくりを推進する。

重点整備地区以外においても歩道の段差・波打ちの解消や街路灯・ベンチ等の設備の充実（あんしん歩道）、都心の主要駅等における円滑な移動経路や、身体障がい者用乗降スペースの整備などにより誰もが利用しやすいまちづくりを進める。

また主要園路の段差解消等による誰もが使いやすい公園づくりや、公共建築物等におけるUDの視点での取り組みを推進する。

さらに高齢者や障がい者など誰もが使いやすい鉄道駅舎の整備に取り組む。地下鉄においては、障がい者用トイレのオストメイト対応、誘導点字ブロックのJIS規格型への改良、トイレの洋式化を進める。

加えて、人に優しいバスの導入を進め、2012年度末に、総在籍車両の全てを乗り降りがしやすいノンステップバス、ワンステップバス等（交通バリアフリー法の移動円滑化基準適合車）とすることをめざす。

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
波打ち歩道の解消		市内36kmの波打歩道の解消	22年度末整備率55.3%
都市公園のバリアフリー化		市内約1,600公園のうちバリアフリー化が可能な1,257公園における園路・広場の整備・改修	22年度バリアフリー化適合率(園路・広場)35%(見込)
誰もが使いやすい地下鉄駅施設の整備		28年度までに全駅オストメイト対応	22年度末整備率75%(見込)
		28年度までに全駅点字ブロック改良	22年度末整備率56%(見込)

※但し、次期神戸市バリアフリー基本構想の策定に伴い、上記の項目及び目標数値については変更の可能性あり。

## 8 女性のための相談室

女性が、こころやからだ、人間関係や生き方についての悩みなどを、気軽に相談できる体制を充実し、男女共同参画の視点で対応できるカウンセラーを確保する。災害時には、災害による深い悲しみ、恐れ、不安など、心理面における被災者の苦痛や悩みを和らげるための相談にも対応する。

## 9 外国人への対応

市民の国際理解を推進することにより、外国人にとって暮らしやすいまちを目指す。外国人相談窓口の充実や案内標識・パンフレット等の多言語化を進めることにより、平常時にも災害時にも、外国人にとって情報を得やすい環境づくりに努める。

また、平常時から外国人コミュニティ、外国人支援団体等との連携を図り、災害時にはこれらの団体と協力して、円滑な情報の収集、提供に努める。

### (1) 外国人コミュニティ、外国人支援団体、通訳ボランティアとの連携

総領事館、外国人学校、外国人コミュニティ、外国人支援団体、その他国際交流・協力を目的に設立された各種民間団体との連携を緊密にし、災害時における外国人の実情把握や情報提供の円滑化を図る。特に外国人コミュニティや外国人支援団体との間で災害時の協力協定を締結し、緊急時に備える。

また、災害時通訳・翻訳ボランティアのスキルアップ及び近畿地域国際化協会における広域連携の充実を通じた即応力の強化を図る。

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
総領事館、外国人学校、外国人コミュニティ等との連携		災害時の外国人の実態把握や情報提供の円滑化 外国人市民の地域防災訓練への参加促進	外国人コミュニティ、外国人支援団体等との協力協定締結 防災行政無線戸別受信機設置による広報強化
災害時通訳・翻訳ボランティア制度の運用		スキルアップによる即応力の維持・強化 広域連携(近畿圏)の充実	NPOと連携したボランティア養成

## (2) 外国語パンフレット・案内板等の整備

道路・交通機関を含む案内標識について、英文・ローマ字表記や図案化を進め、外国人にとって分かりやすいものにするとともに、外国人向けの避難所情報を提供する。

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
多言語防災カード、多言語防災ハンドブックの配布		各区役所外国人登録窓口や外国人コミュニティ等を通じた配布、(公財)神戸国際協力交流センターのホームページに掲載	
多言語版避難所地図の掲示		各区役所に掲示	
多言語版避難所一覧表の配布		各区役所外国人登録窓口で配布、(公財)神戸国際協力交流センターのホームページに掲載	

## (3) 相談体制の充実

神戸国際コミュニティセンター(KICC)において、外国人に対する市政・生活情報の提供及び相談業務を行っている。災害時には、KICCに外国人専用の相談窓口を設置し、市民参画推進部及び区本部で設置する災害相談センター、災害テレホンセンターと連絡を密にしながら、外国人からの相談を的確に処理する。

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
外国人に対する市政・生活情報の提供及び相談業務	外国人市民のためのワンストップサービス拠点の整備	情報提供・相談体制の充実 サービスの広報強化	対応言語(H22年度末現在) 英語、中国語(月～金) 韓国・朝鮮語(金) ベトナム語(月・水) ポルトガル語、スペイン語(火・木)

## 10 外来者等への対応

### (1) 観光客等への配慮

地理に不案内な観光客が災害発生時に的確に対応できるように、観光案内所において防災情報の提供に努める。

### (2) 災害時帰宅困難者への支援

大規模な災害が昼間に発生した場合、都心部や集客施設を中心として多くの帰宅困難者(通勤、通学、買い物客、観光客など)が発生する可能性がある。このため、災害時の帰宅困難者に対する支援について、企業・事業者と連携し、体制を整備する。

## 第2項 ボランティアとの連携強化

震災では多くの災害ボランティアが自発的に能力や時間を提供し、被災者の生活や自立の支援、防災関係機関の応急対策の応援を行い、被災後の市民生活の安定に大きく貢献した。

一方でこれらの活動に対応できる窓口やシステムの未整備やコーディネータの不足等から様々な混乱も見られた。またボランティアもトレーニングを積んだ団体から、初めて経験する個人ボランティアまで幅広く、これにより、ボランティア相互、または行政との連携を図る上で様々な問題となった。

また、震災以降のボランティアは、極めて自発的・自立的なものであり、行政等の指揮命令系統が有効に機能しないときに非常に役に立ったが、同時に行政とボランティアの行動原理は違うということも明らかとなった。

これらの教訓をふまえ、日常的なボランティア活動を促進するとともに、ボランティアネットワークとの連携を強化し、ボランティアとのパートナーシップの構築に努めていく必要がある。

また、災害時のボランティアの受入体制の検討を進めるとともに、震災を契機に生まれた連携を継承し、医療、福祉、建築、法律等の専門的なボランティアネットワークとの災害時の協力のあり方を検討する。

### 1 ボランティアネットワーク等との連携

地域で日常的に活動するボランティアグループ、医療・福祉・建築などの専門的なボランティア、広域的に活動するボランティアグループ、震災時に活躍した災害ボランティアネットワーク等と連携の取れる環境づくりを進める。

このため、市民福祉大学、シルバーカレッジ等でのボランティア講座、コーディネータ講座の充実を図る。また、こうべまちづくりセンター等を中心にまちづくり講座を開催するなど幅広いボランティア活動の展開を支援する。併せて、神戸市が開催する様々な市民大学において相互の連携を図り、テーマを超えたボランティア活動の連携を促進する。

あわせて、災害時のボランティア活動についての支援策のあり方を検討する。

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
ボランティアネットワーク等との連携		・ボランティア講座を毎年度開催 ・災害ボランティアの活動支援策の検討	

### 2 災害時ボランティアセンターの充実

災害時には、市災害対策本部の要請により神戸市社会福祉協議会に災害時ボランティア情報センターを迅速に設置し、行政や団体、施設、地域との連携を図りながら、ボランティアの情報の収集・提供を行う。このため、平常時から、ネットワークの形成および神戸市（各区）社会福祉協議会災害時ボランティアセンター立ち上げ訓練などでノウハウの蓄積に取り組む。また、団体やボランティアに対する情報発信がリアルタイムでできるシステムを検討していく。

### 3 災害時のボランティア情報提供体制の充実

ボランティア情報センターと各区ボランティアセンターをイントラネット「こうべボランティア情報システム」で結び、緊急時の情報発信とニーズの把握、及びボランティア受け入れの機能を持たせ、平常時の情報提供やコーディネート機能を強化していく。さらに、インターネットホームページにボランティア活動情報を公開することにより、市民のボランティア参加の促進と緊急時における情報発信を図っていく。

- ・ボランティア情報システム … 平成8年9月運用開始
- ・市社協ホームページ「愛の輪ねっと」 … 平成10年9月運用開始

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
災害時ボランティアセンターの設置		必要に応じ、災害時ボランティアセンター立ち上げ訓練等を行うことにより、日頃からノウハウを蓄積	
災害時のボランティア情報提供体制の充実		年度ごとに、関係ボランティア団体の相互連携・交流事業を実施 ・市社協ホームページに掲載するボランティア活動情報の充実	

### 第3項 被災直後の供給処理体制の充実

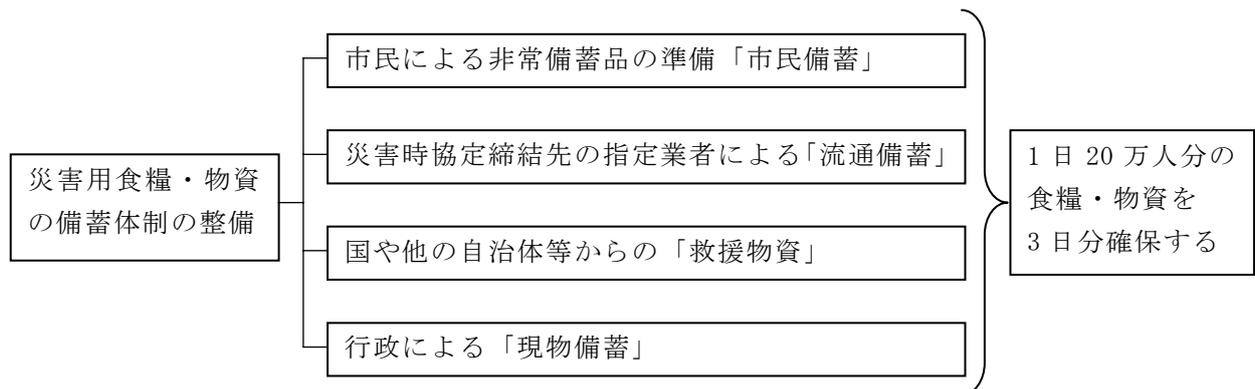
震災のように、大規模の避難者が発生するとともに交通網やライフラインが寸断されると、他都市の応援や指定業者による物流機能が動き出すまでの3日間程度は食糧や水・物資が不足することとなる。

今後、このような事態に対応するためには、多重性のある交通網や災害に強いライフラインの整備を図ることが必要である。一方、市民や事業者が自ら3日間程度自立できる食糧・物資や飲料水を備蓄するとともに、家屋倒壊等により物資不足となる人に対して必要となる食糧・物資を確保するため、行政による防災拠点での現物備蓄を進める。また、協定の締結など、指定業者からの迅速な調達体制の整備を進めるとともに、他の地方公共団体との応援協力体制の充実を図る。

#### 1 災害用食糧・物資の備蓄

市民による食糧・物資の備蓄、災害時協定締結先の指定業者による流通備蓄、国や他の自治体等からの救援物資、行政による現物備蓄により、1日20万人分の食糧・物資を災害発生後の3日分確保する。

行政としては、災害発生後1日目と2日目を合わせた15万人分の食糧・物資を各防災拠点に備蓄する。



※行政による備蓄は、1日目の10万人分及び2日目の5万人分を備蓄する。(平成27年度末までに合計15万人分の整備が完了)

事業名	拠点及び全事業量	H23-27年度	備考(実績等)
行政による災害用食糧・物資の備蓄	地域備蓄拠点 7万5千人分 (H27年度末)	1万人分追加整備 ・既存拠点への追加補充 ・新たな拠点の整備	6万5千人分(258箇所)  (H23.3.1現在)
	総合備蓄拠点 7万5千人分 (H27年度末)	1万5千人分追加整備 ・既存拠点への追加補充 ・新たな拠点の整備	6万人分(10箇所)  (H23.3.1現在)

## 2 飲料水の確保

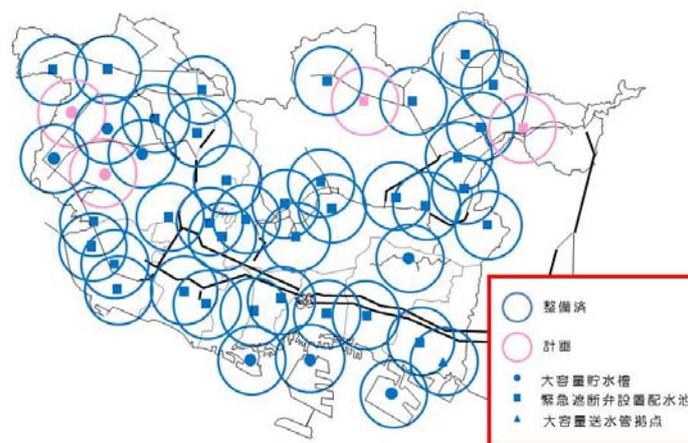
水道施設が給水区域一円にネットワークを形成しているという特性上、兵庫県南部地震のような大地震時は被災を免れないため、水道の機能が回復されるまでの間の応急給水体制の整備を図る。

震災直後の飲料水の確保策としては運搬給水基地（緊急貯留システム）の整備を進め、タンク車給水の拠点とする。これにより、1人1日3L×7日分の飲料水を確保する。これに加えて、市街地等の人口密集地区においては、耐震性貯水槽を公園等に設置するとともに、緊急時の貯水機能と応急給水機能、さらに送水系統の相互連携機能を合わせ持つ大容量送水管を整備する。防災拠点等においては、早期に給水拠点を確保するため、配水ルートの耐震化を優先して行い、配水池から小学校に至るルートの耐震化完了の際には、「いつでもじゃぐち」を設置し、応急給水訓練も実施する。さらに、500m間隔、最終的には200m間隔で格子状に配水管の耐震化を進め、消火栓に設置した仮設給水栓による応急給水を行うなど、災害発生からの経過日数に応じた応急給水量の増加と運搬距離の短縮をめざす。

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
大容量送水管の整備	本線 12.8km	本線 2.4km (平成 25 年末完了予定)	芦屋市境～奥平野浄水場区間
運搬給水基地の整備	47 箇所	4 箇所完成 (平成 25 年末完了予定)	H22 年度末 (43 か所)
公園内の飲料水兼用耐震性貯水槽の整備	5 箇所	整備予定無し	平成 22 年度末 (5 箇所)



図 応急給水のイメージ図



2011年3月 43箇所整備済み(計画47箇所)

### 緊急貯留システム整備計画の推進状況

### 3 災害時のトイレ機能確保

#### (1) 公共下水道利用型仮設トイレ整備事業

公共下水道接続型仮設トイレとは、神戸市内の小中学校などの指定所にあらかじめ仮設トイレ用埋設管を設置すると共に、備蓄倉庫等に上屋パネルとポータブル形式の便器を保管しておき、災害時にマンホール上に組み立てる「公共下水道利用型仮設トイレ」を設置するものである。建設局が地下埋設部分を、環境局が地上上屋パネル、便器の整備をそれぞれ担当している。

現在、避難所となる60箇所に300基分を整備している。

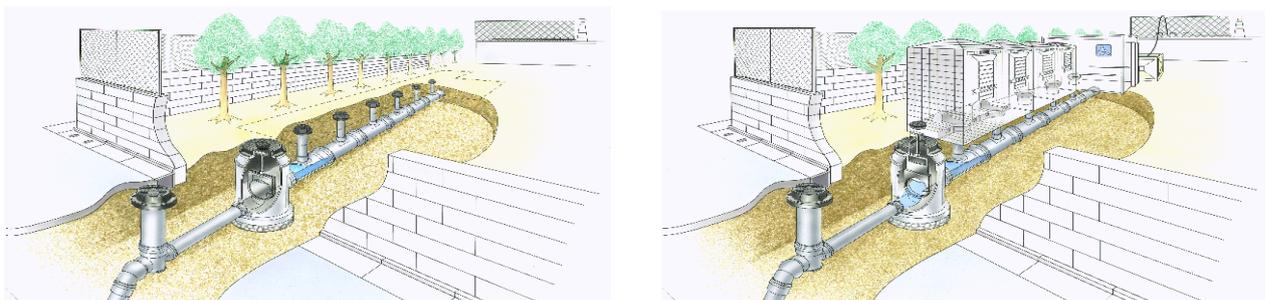


図 公共下水道接続型トイレイメージ

#### 4 下水処理水の再利用と雨水の有効利用

##### (1) せせらぎ等の水環境の創造

都市の安定した貴重な水資源である処理水を活用したせせらぎは、ゆとりと潤いのある都市空間の形成に役立つ他、災害時には初期防火用水として活用できる。今後も、処理水を有効利用したせせらぎの整備を進め、都市の水環境の創造に貢献していく

##### (2) 雨水貯留槽整備事業

平常時には学校の花壇等への散水用として、緊急・災害時は防火用水・仮設トイレの洗浄用水となる雨水貯留槽を公共下水道利用型の仮設トイレに近接して整備する。

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
雨水貯留槽整備事業	49槽	15槽	H22までに25槽整備

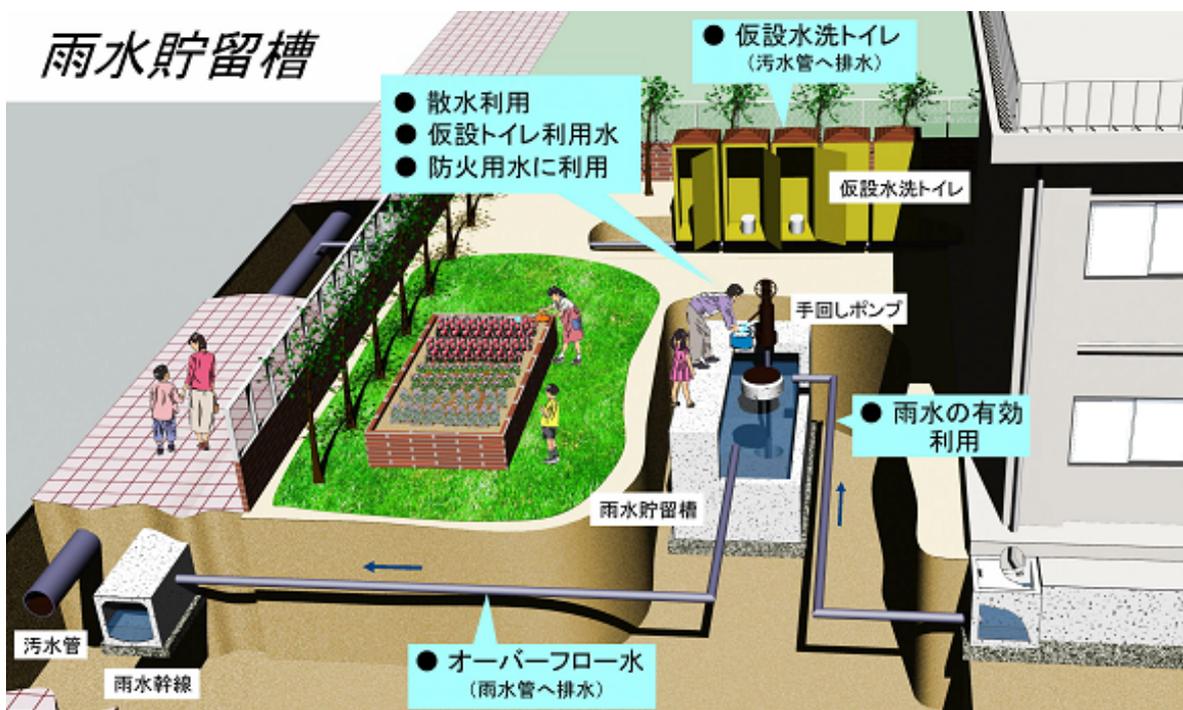


図 雨水貯留槽イメージ

## 第4章 地域の防災力・防犯力の強化

## 第4章 地域の防災力・防犯力の強化

節	項	施策	施策内容	主な所管局
第1節 安全で快適な住宅・住環境の形成	第1項 安全な建築物の誘導	1 すまいの安心支援センター(すまいるネット)	①一般相談・専門相談 ②物件情報・行政情報の提供 ③セミナー・イベントの開催、ライブラリーの設置	都市計画総局住宅部 住宅政策課
		2 住宅性能表示制度の普及・促進		都市計画総局住宅部 住宅政策課
		3 神戸市建築物安全安心実施計画の推進		都市計画総局 建築指導部安全対策課
		4 すまいの耐震化	(1) 広報・相談等による耐震診断・耐震改修の啓発	都市計画総局総務部 耐震化促進室
			(2) すまいの耐震診断員派遣事業	
			(3) すまいの耐震改修事業	
			(4) まちの耐震性向上事業(解体撤去)	
	(5) 家具の固定促進事業			
	5 公共建築物の耐震性の向上		都市計画総局建築技術 部技術管理課	
	6 第2次市営住宅マネジメント計画の推進		都市計画総局住宅部 住宅整備課	
	第2項 良好な住環境の形成	1 土地区画整理事業の推進	(1) 既成市街地の土地区画整理事業	都市計画総局 市街地整備部市街地整備課
			(2) 新市街地の土地区画整理事業	
		2 市街地再開発事業等の推進	(1) 震災復興市街地再開発事業	
			(2) 民間施行による市街地再開発事業等	
(3) 新たな市街地再開発事業				
3 住宅市街地総合整備事業(密集市街地整備型)の推進		都市計画総局 計画部まち再生推進課 建築指導部建築安全課		
4 近隣住環境整備の推進	(1) 近隣住環境計画制度	都市計画総局 計画部まち再生推進課 建築指導部建築安全課		
	(2) 生活道路を中心とした住環境整備の推進 ①地区計画活用型道路整備 ②中心線確定型道路整備			
5 マンションへの支援	(1) 分譲マンション管理の総合支援	都市計画総局住宅部 住宅政策課		
	(2) 共同住宅バリアフリー改修補助			

節	項	施策	施策内容	主な所管局
第1節 安全で快適な住宅 ・住環境の形成	第3項 水とみどりを生かした まちづくりの推進		(1) 雨水利用の促進	建設局 下水道河川部計画課
			(2) 災害時市民開放井戸登録制度の活用	保健福祉局健康部 生活衛生課
			(3) 美緑花神戸まちづくりの推進 ① まちの美化活動の推進 ② まちの緑化活動の推進 ③ まちの飾花活動の推進	建設局 公園砂防部緑地課 道路部管理課
			(4) 民有地緑化の推進 ① 戸建住宅の生垣化等の助成 ② 準公共的施設や工場・事業所の緑化・生垣化助成	建設局公園砂防部 緑地課
			(5) 緑化重点地区の形成	建設局公園砂防部 緑地課
			(6) 市街地の緑地保全の推進	建設局公園砂防部 計画課
第2節 区を中心とした安全なまちづくり		1 区災害対策本部機能の強化		各区
		2 区を中心とした市民・事業者との連携	(1) 区安全会議 (2) 区総合防災訓練	危機管理室3班 危機管理室2班
第3節 安全で安心なコミュニティづくり		1 防災福祉コミュニティの推進	(1) 防災福祉コミュニティ活動の充実支援 ① 防災活動助成金等の交付 ② 市民防災リーダー研修の実施 ③ 消防係員地区担当制 ④ 推進ビデオの貸出し、活動事例集の効果的な活用 ⑤ 防災福祉コミュニティのネットワークづくり ⑥ ふれあいのまちづくりとの連携	消防局予防部予防課 保健福祉局総務部 計画調整課
		2 多様な地域活動の支援	(1) 地域活動の振興 ① 地域コミュニティ基礎講座 ② パートナースhip助成 ③ 地域での提案型活動助成 ④ まちづくりの助成制度 ⑤ まちづくりコンサルタント等派遣事業 (2) 活動拠点の確保支援 ① 地域集会所新築等助成	都市計画総局計画部 まち再生推進課 市民参画推進局 参画推進部地域力強化推進課 市民参画推進局 参画推進部地域力強化推進課
		3 企業・事業所等の誘導	(1) 企業・事業所等の連携 ① 神戸安全ネット会議 ② BCPの推進	危機管理室1班 危機管理室3班
第4節 防犯まちづくりの推進	第1項 防犯まちづくり支援事業の展開	1 自主防犯活動の推進		危機管理室3班
		2 犯罪の発生しにくい「すまい・まち」づくりの推進	(1) 「光のまち神戸」運動の推進	建設局道路部管理課
			(2) 灯かりのいえなみづくりの推進	都市計画総局 建築指導部建築安全課
		3 防犯意識の啓発・人材育成	(3) 建築物の防犯対策の推進 ① すまいの防犯対策に関する情報提供など ② 市の施設整備について防犯に配慮した計画・管理	都市計画総局 住宅部住宅政策課
(1) 市民講座による人材育成 ① こうべまちづくり学校 ② 須磨区民防犯アカデミー (2) 広報の充実	危機管理室3班 須磨区まちづくり推進部 まちづくり課 危機管理室3班			

節	項	施策	施策内容	主な所管局
	第2項 地域における連携の強化		(1)「区安全会議」や「ふれあい懇話会」などを通じた地域の連携強化	教育委員会事務局 指導部指導課 危機管理室3班
			(2)神戸防犯協会への補助	危機管理室3班
			(3)西区メール配信システムの運用による地域の自主防犯力の向上	西区まちづくり推進部 まちづくり課
			(4)各区の取り組み ①灘・地域ぐるぐるパトロール ②なだ防犯ナビ ③灘・安全安心セキュリティーセンター ④地域住民による自主的防犯活動の支援(兵庫区) ⑤西区安全安心まちづくり協定の締結	灘区まちづくり推進部 まちづくり課 兵庫区まちづくり推進部 まちづくり課 西区まちづくり推進部 まちづくり課
第3項 子どもの安全確保	1 学校園の安全対策		(1)教職員や児童生徒の緊急時における対応能力の向上 ①各学校における安全対策マニュアルの作成 ②校内外の安全対策 ③防犯ブザーの貸与 ④子どもたちへの防犯教育の充実 ⑤防犯訓練の実施 ⑥不審者情報伝達システム	教育委員会事務局 総務部学校整備課 指導部指導課
			(2)保護者・地域住民及び関係機関と連携した地域ぐるみの安全対策の推進 ①「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」 ②ふれあい懇話会を活用した安全対策 ③区役所、警察との連携	教育委員会事務局 指導部指導課 指導部健康教育課
	2 青少年の健全育成		(1)地域環境の整備 ①「こども110番 青少年を守る店・守る家」との連携 ②「地域の安全・安心を守る車」の拡大・周知 ③「スマイルハートあいさつ運動」の展開 ④青少年の居場所づくりの推進	市民参画推進局 市民生活部青少年課 危機管理室3班
			(2)ネット社会・ケータイ社会への対応 ①青少年情報活用能力育成事業 ②メディア学習リーダー ③学校園における情報モラル教育の推進	市民参画推進局 市民生活部青少年課 教育委員会事務局 総務部教育企画課
			(3)有害環境の浄化と非行・問題行動の防止 ①有害環境浄化対策の推進 ②薬物乱用防止対策	市民参画推進局 市民生活部青少年課 保健福祉局健康部 予防衛生課

節	項	施策	施策内容	
第5節 多様化する危機事象への対応	1	放火防止対策	(1) 市民による取組み ①放火されない環境づくり ②コミュニティの育成 ③放火発生危険個所の排除 ④ハード面の整備	消防局予防部予防課
			(2) 事業者による取組み	
			(3) 被害軽減のための社会システムの活用	
			(4) 消防局、消防団による取組み ①放火火災防止広報の実施 ②放火火災発生危険個所の排除 ③パトロールの強化 ④放火火災防災対策等の要望	
	2	交通安全対策に関する取り組み		市民参画推進局 参画推進部地域力強化推進課
	3	消費者の安全・安心の確保	(1) 条例の遵守の確保 (2) 悪質業者対策 (3) 物価の安定および災害時の緊急時における取り組み (4) 消費者事故情報の収集・通知	市民参画推進局 市民生活部消費生活課
	4	アスベスト対策	(1) アスベスト濃度分析・監視	環境局環境創造部 環境保全指導課 環境局環境創造部 環境評価共生推進室
			(2) 公共施設のアスベスト対策	都市計画総局 建築技術部技術管理課
			(3) 民間建築物アスベスト対策支援	都市計画総局 建築指導部安全対策課

## 第1節 安全で快適な住宅・住環境の形成

### 第1項 安全な建築物の誘導

震災では建築物が倒壊して多くの人が犠牲となり、また大きな被害が発生し、あらためて建築物、特にすまいの重要性が認識された。復旧・復興を通じ建築物の再建や補強が進んでいるが、依然として建築物の中には耐震性の不足するものも多く残されている。

国では震災の経験を踏まえて平成7年12月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」を制定した。この法律を受けて、耐震性の不足する既存建築物については耐震診断・耐震補強の実施を啓発・促進する。

市では安全で安心なすまい・まちづくりをすすめるため、神戸市すまいの安心支援センター（すまいるネット）で市民に対する支援を行うほか、建築物安全安心推進計画、第2次市営住宅マネジメント計画の推進や耐震診断・耐震補強の推進を行う。

また、市街地再開発事業の推進、密集住宅市街地整備促進事業や各種制度による近隣住環境の整備を行う。

#### 1 神戸市すまいの安心支援センター（すまいるネット）

神戸市すまいの安心支援センター(すまいるネット)は市民が安全で安心な住まいを得るために、住まいに関する相談、情報提供、セミナー開催や市民・専門家・事業者間のネットワークづくりなど様々な機能を併せ持った、住まいの総合拠点である。

##### ①一般相談・専門相談

- ・電話、来訪による一般相談法律、住宅資金計画、不動産取引、マンション管理などについて専門相談を行う。
- ・相談内容に応じて、専門家が現地でのアドバイスを行う。

##### ②物件情報・行政情報の提供

- ・最新の住まいの物件情報を提供し、住まい探しをサポートする。
- ・住まいに関連する行政関係情報を提供する。
- ・インターネット上のホームページ「神戸・すまいるナビ」において、住宅情報だけでなく、生活関連情報も一元的に提供する。
- ・センターの定めた一定条件を満たす建築士事務所・建設業者の名簿を作成し、選定にあたっての一つの判断材料を提供する。

##### ③セミナー・イベントの開催、ライブラリーの設置

- ・住まい及び暮らし全般にかかわるセミナーやイベントの開催
- ・住まい関連のライブラリーやビデオコーナーの設置
- ・ホームページでのさまざまな情報発信

#### 2 住宅性能表示制度の普及・促進

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」で定められた住宅性能（火災時の安全性や省エネルギー性、バリアフリーの程度など）に関する全国共通の“ものさし”によって、公正・中立な立場で住宅性能の評価を行う「住宅性能表示制度」が平成12年から運用されている。平成14年度には「既存住宅性能表示制度」が発足し、これらの制度の普及・促進を行う。

### 3 神戸市建築物安全安心実施計画の推進

平成 11 年度に、建築関係団体や関係行政機関等からなる「神戸市建築物安全安心推進協議会」を設立した。「神戸市建築物安全安心実施計画」（平成 11 年度から平成 15 年度）及びそれに続く「新神戸市建築物安全安心実施計画」（平成 16 年度から平成 20 年度）を策定し、安全で安心なすまい・まちづくりのための総合的な施策を推進してきた。

平成 21 年度から実施している「神戸市建築物安全安心実施計画（第 3 次）」（平成 21 年度から平成 25 年度）では、建築物が供給後も引き続き適正に維持・管理されるためのストック対策を施策の柱と位置づけ、引き続き「日本で最も安全なすまいのまち“神戸”」の実現をめざす。

### 4 すまいの耐震化

阪神・淡路大震災では、犠牲者のうち約 8 割が住宅の倒壊等による圧死であった。安全・安心なすまい・まちづくりには住宅の耐震化が不可欠であり、特に震災で被害の大きかった昭和 56 年の建築基準法改正以前の旧耐震基準による住宅への対応が重要な課題である。このため、神戸市耐震改修促進計画に基づき、平成 27 年度にすまいの耐震化率 95%を目指し、積極的な取組みを進める。

#### (1) 広報・相談等による耐震診断・耐震改修の啓発

- ・地域の集会などにおいて、耐震改修や家具固定等の説明を行い、コミュニティ単位で耐震化を呼びかけていく。
- ・すまいの耐震キャンペーン、広報紙 K O B E 等により、耐震診断や耐震改修、家具固定を紹介するなど、市民が耐震化をより身近に考えられるような P R を行っていく。
- ・建築士及び施工者向けの講習会を開催し、正しい知識を持った専門家を育成する。
- ・建築関係団体・消費者団体等からなる「すまいの耐震化促進部会」と連携し、耐震化を促進するための環境づくりを検討・実施する。

#### (2) すまいの耐震診断員派遣事業

旧耐震基準の民間住宅を対象に、耐震診断を無料で実施する。診断後、診断員が報告書を申込者のもとへ持参し、診断結果の内容説明と改修に関する相談を行う。

#### (3) すまいの耐震改修事業

耐震改修計画策定費、耐震改修工事費の一部を補助する。

「震度 6 強程度の大地震に耐える本格的な耐震改修工事」に加え、「震度 6 弱程度の地震でも瞬時に倒壊に至らない実効性のある耐震改修工事」についても補助対象とする。

#### (4) まちの耐震性向上事業（解体撤去）

住宅が密集している地区(防災再開発促進地区)の木造住宅の解体撤去工事費の一部を補助する。

#### (5) 家具の固定促進事業

高齢者や障害者、小学生以下の子どもがいる世帯を対象に、家具固定費の一部を補助する制度に加え、市から家具固定の専門家を派遣する事業を行う。

## 5 公共建築物の耐震性の向上

公共建築物は、避難所や防災活動の拠点として災害時には重要な役割を果たす。また多くの市民が利用する公共施設については、利用者の安全性を確保することが重大な課題である。

このため、平成 20 年 2 月、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（通称：耐震改修促進法）に基づき「神戸市耐震改修促進計画」を策定し、公共建築物については平成 27 年度における耐震化率を 100%とする目標を本計画に掲げ耐震化を推進している。

対象となる公共建築物は、① 区役所・消防署といった災害時に防災の中核拠点となる施設や、② 小中学校をはじめとする主要な避難所、③ その他耐震改修促進法に定める特定建築物を含めて 1,179 棟である。

このうち、小・中学校については、改築・統合予定校を除き、平成 23 年度末で耐震化率 100%となる見込みであり、また、その他の対象公共建築物についても、耐震性の不足が確認された施設について順次耐震化を進めており、神戸市耐震改修促進計画に基づき平成 27 年度末で耐震化率 100%を目指している。

	対象棟数	新耐震基準等	旧耐震基準	耐震化率		H23-H27 年度の事業量
				促進計画策定時	平成 22 年度末時点	
庁舎・消防署等	55 棟	29 棟	26 棟	87%	92%	4 棟
病院	4 棟	4 棟	0 棟	100%	100%	—
学校園	914 棟	386 棟	528 棟	69%	91%	82 棟
その他	206 棟	83 棟	123 棟	60%	83%	34 棟
合計	1,179 棟	502 棟	677 棟	68%	90%	120 棟

## 6 第 2 次市営住宅マネジメント計画の推進

市営住宅については、これまで、平成 12 年 2 月に策定した「市営住宅マネジメント計画」に基づき、老朽化した住宅の再編（建替え・廃止）や設備改善等による新旧格差の是正等、計画的な再編・改善を進めてきた。

今後も市営住宅が、市民にとって安心して暮らせる住宅セーフティネットとしての役割を果たしていけるよう、平成 22 年 6 月に「第 2 次市営住宅マネジメント計画」（計画期間：平成 23～32 年度）を策定した。

この計画に基づき、改修・更新時期を迎える大量のストックへの対応や、耐震化の促進等、市営住宅を取り巻く課題を踏まえ、計画期間中に耐震化率 100%を目指すなど、耐震改修や再編等に取り組む。

## 第2項 良好な住環境の形成

### 1 土地区画整理事業の推進

健全な市街地の整備と生活環境の改善を図るため、道路・公園等の都市基盤施設と宅地を一体的に整備し総合的なまちづくりを進めるため、土地区画整理事業を推進する。

#### (1) 既成市街地の土地区画整理事業

既成市街地では、兵庫区の浜山地区が事業中である。

浜山地区は、土地区画整理事業と住宅市街地総合整備事業との合併施行により公共施設整備と住環境の整備改善を図るため事業の進捗に努める。

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
既成市街地の土地区画整理事業	浜山地区	速やかな事業の進捗を図る	

#### (2) 新市街地の土地区画整理事業

都市の健全な発展と市民の生活環境の充実を図るため、既成市街地とあわせて、昭和40年代から西北神地域等において土地区画整理事業を推進している。

現在、垂水区の学園南地区（都市再生機構施行）において、事業を推進している。

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
新市街地の土地区画整理事業	学園南地区	H29年度の事業の収束が予定されている	

### 2 市街地再開発事業等の推進

建築物の共同化等により土地の合理的で健全な高度利用を図りながら、公園・広場などのオープンスペースの確保や道路などの公共施設の整備、都市環境の改善、良質な都市型住宅の供給、都市の不燃化等防災性の向上など都市機能の更新を行うことを目的に、建築物や敷地および公共施設などを一体的に整備する市街地再開発事業等を推進する。

#### (1) 震災復興市街地再開発事業

阪神・淡路大震災により壊滅的な被害を受けた西の都心拠点にある、新長田駅南地区で実施中である。早期完了に向け、地元と協働で事業を推進していく。

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
震災復興市街地再開発事業	新長田駅南地区	地域の実情等を見極めつつ、引き続き、民間活力も導入しながら、早期の事業完了を目指す。	

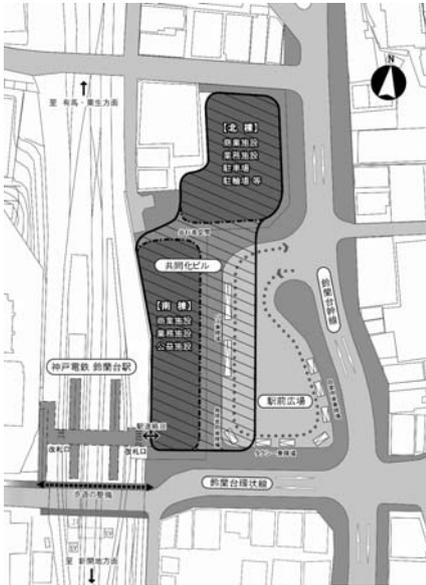
#### (2) 民間施行による市街地再開発事業等

現在、旭通4丁目地区での市街地再開発組合による市街地再開発事業支援している。引き続き、都市防災等の課題が見られる地区において、地域住民と行政が協働して街の将来像を検討し、住民合意が形成されたところから順次、民間施行による市街地再開発事業等の実施を支援していく。

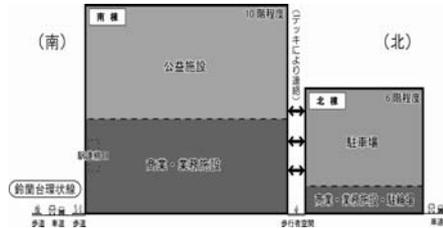
事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
民間施行による市街地再開発事業等	旭通4丁目地区	平成24年度の事業完了を目指す	

### (3) 新たな市街地再開発事業（鈴蘭台駅前地区）

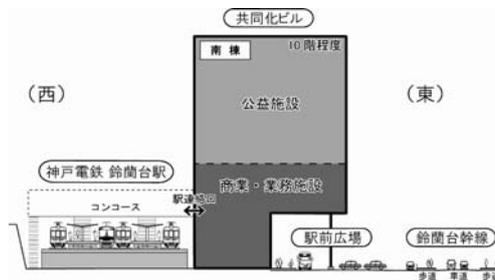
鈴蘭台駅前の交通安全の確保やにぎわいづくりを図り、北区の玄関口にふさわしい地域拠点を形成するため、市施行の第二種市街地再開発事業(平成23年9月6日都市計画決定)により、駅前広場や駅前へのアクセス道路となる鈴蘭台幹線を整備するとともに、店舗や区役所等が入居できる共同化ビルを建設する。



鈴蘭台駅前整備イメージ図(平面図)



鈴蘭台駅前整備イメージ図(南北断面図)



鈴蘭台駅前整備イメージ図(東西断面図)

## 3 住宅市街地総合整備事業（密集市街地整備型）の推進

震災では、広い範囲で建築物の倒壊等による出火がみられ、特に密集住宅市街地では、発生した火災が道路や耐火建築物によって焼け止まるまでに次々に延焼し、市街地大火となって甚大な被害が発生した。

このため木造老朽建築物が密集し、生活道路やオープンスペース等が著しく不足する防災上危険な密集市街地を、大規模地震の際にも市街地大火が発生しない安全な街に整備するための新たな取り組みとして「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」が施行された。また、この法に基づき、木造住宅密集地域のうち、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進する必要がある地区を「防災再開発促進地区」と定め(平成13年2月決定・平成16年4月変更 10地区約619ha)、「住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地型）」等によって、防災性の向上をめざした地域整備を進めている。

## 4 近隣住環境整備の推進

### (1) 近隣住環境計画制度

下町や都心、ニュータウン等地域ごとの特性をふまえ、向こう三軒両隣りなど市民にとって身近な単位から建築規制の緩和等の弾力的運用を行う制度として、近隣住環境計画制度が平成11年11月から開始されている。今まで既成市街地を対象に「地区」単位でのまちづくりを前提として実施していた「インナー長屋制度」を、より小さなまとまりから全市を対象に制度拡充し、「神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例」に新たに規定、制度化しており、当制度を活かしたまちづくりを推進している。

## (2) 生活道路を中心とした住環境整備の推進

震災により大きな被害を受けた市街地、および震災の被害は免れたが、老朽木造住宅が密集している防災上危険な市街地において、狭隘道路や狭小宅地等のために建替更新が進んでいない地区を対象に、住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）や街なみ環境整備事業を活用して生活道路の整備や、沿道住宅の建替更新の促進など、住環境の向上を図る。

### ①地区計画活用型道路整備

地区計画制度を活用して、道路からの建物壁面線の後退や建築物の高さ制限等により、街区単位で生活道路の整備と良好な住環境の形成を図る。

### ②中心線確定型道路整備

路線単位で道路中心線の確定を行い、道路整備および下水道、ガスなどの生活基盤の改善を行い、幅員 4m の道路空間の確保と沿道建物の更新を誘導する。

## 5 マンションへの支援

### (1) 分譲マンション管理の総合支援

神戸市すまいの安心支援センター（すまいるネット）を窓口として、相談業務や専門家派遣、情報提供・普及啓発を行い、管理組合のマネジメント能力の向上を図る。加えて、耐震診断・耐震改修助成や共用部分のバリアフリー改修助成により良好なストックの形成を推進する。また、ネットワークの形成を支援するなど、管理組合の主体的な運営を多角的に支援する。

### (2) 共同住宅バリアフリー改修補助

高齢化社会の進展・ストック重視の社会において、すべての人が使いやすい良好な住宅ストックの形成を目指し、既存共同住宅の共用部分のバリアフリー改修工事およびエレベータ設置工事に対する補助を実施する。

事業名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
共同住宅バリアフリー改修補助	平成 27 年度までに市内の対象住宅の 28% について、共用部分に何らかのバリアフリー化対応を目指す	210 団地、12,000 戸	平成 22 年度末時点で 364 団地、36,000 戸

### 第3項 水とみどりを生かしたまちづくりの推進

水やみどりは日常生活にうるおいを与えるとともに、災害時には建築物の倒壊による道路閉塞を防ぎ、火災による延焼を遮断するとともに、消火用水、生活用水を提供する防災上の効果も高い。また、日常的な管理活動や地域の交流の場としてコミュニティの育成にも寄与する。これらの身近な水とみどりを生活の中に取り入れ、快適で潤いのある住環境の形成と災害に強い安全なまちづくりを進める。

また、災害時にはライフラインが途絶し、水やエネルギーの自立性が求められる。このため、雨や井戸などの自然水の活用、風や太陽の効果を生かしたエネルギー活用など環境負荷を軽減し、良好な地域環境の形成を図るとともに、防災上の自立性の向上をめざしたまちづくりを推進する。

#### (1) 雨水利用の促進

雨水利用は、日常的には省資源、環境改善に、非常時には消火用水、トイレや雑用水等の生活用水として活用でき、また、大規模に実施すれば洪水対策や渇水対策にも効果が期待できる。このため、公共建築物や公園等で雨水の貯留、活用に努めるとともに、市民、事業者による雨水利用の促進を図る。

#### (2) 災害時市民開放井戸登録制度の活用

市民、事業所、工場等が所有する井戸のうち、災害時に自主的に一般開放できる井戸を「災害時市民開放井戸」として登録するとともに周知を図るための掲示用表示板の配布を通じて、周辺住民の生活用水を確保するとともに、登録制度を通じて市民の防災意識の高揚を図る。

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
災害時市民開放井戸の登録	500箇所程度の登録を予定	随時追加	437箇所（H22年度末）

#### (3) 美緑花神戸まちづくりの推進

自分たちの住むまちを自分たちの手で美しく、みどり豊かに彩ることは、生活にうるおいを与えるとともに、まちへの愛着を育て、自分たちのまちは自分たちで守るという防災意識の高揚にも寄与する。また、まちの美化、緑化そのものが防災上果たす意義も大きい。このため、平成8年11月に学識経験者、市民、事業者等からなる「美緑花神戸まちづくり懇話会」から出された提言を受け、地域の意志に基づくモデル地区を設定するなど、全市的な推進体制を確立し、市民運動として「美緑花神戸まちづくり」の推進に取り組む。

##### ① まちの美化活動の推進

建物やサイン、広告などのルールづくりによる洗練された美しい景観づくりを誘導するとともに、クリーン作戦などによるごみのないきれいなまちづくりを推進する。

また、河川や海岸など、身近な水辺を守り、育てるための市民の活動を支援する。

##### ② まちの緑化活動の推進

生垣化等による身近な緑化の促進、まちの美緑花ボランティアの活動支援など、身近なみどりを守り、育てる活動を支援する。また、地域でまとまった取組みを進めるため、まちの一定の区域で、7割以上の住民の合意により、「緑と花の市民協定」を結んだところに苗木や草花、連絡金を助成する。さらに、「県民まちなみ緑化事業」による補助制度を活用し、地域の方々と協働で公園や空地の緑化、屋上緑化等を推進する。

### ③まちの飾花活動の推進

地域の住民団体が、公園や道路・広場などのまちかどを四季の花で飾る「市民花壇」、神戸市婦人団体協議会がフラワーベースを使ってまちかどを花で飾る「ハミング広場」、街のビューポイントとなる花壇に企業・事業者から協賛をいただいている「スポンサー花壇」などにより、市民・事業者との協働による彩りのあるまちづくりを進める。

## (4) 民有地緑化の推進

### ①戸建住宅の生垣等の助成

震災後、市民の防災に対する関心が高まるなか、生垣等の緑は倒壊の危険がないことや防災機能等から見直されている。このため生垣化・壁面緑化等を推進し、地域で一体的に緑を取り入れたまちづくりを進めるため、戸建住宅の生垣化等に対して助成を行う。

### ②準公共的施設や工場・事業所の緑化・生垣化助成

民間病院、幼稚園、その他公益施設や工場・事業所など、公共性の高い民有地に対して苗木の助成を行い緑化を促進する。

## (5) 緑化重点地区の形成

神戸の目指す「緑生都市」をモデル的に具現化し、緑化意識の高揚を促すとともに神戸の骨格的なみどりの一部を構成するために、重点的に緑地の保全や緑化を行う「緑化重点地区」を市内11箇所に設定している。

地区の設定はまちづくりの顔となる地区や、古い開発により緑地が少ない区域で緑化を推進すべき地区、優良な緑地を保全育成する地区等を対象として設定し、公園や緑地の確保だけでなく、公共公益施設や民有地緑化も含めて、総合的・重点的に展開し、緑化重点地区の形成を目指す。

## (6) 市街地の緑地保全の推進

生物多様性の保全や低炭素まちづくりの視点から、市街地の緑地についても保全の重要性が高まる中、平成20年に「市街地における緑地の保全方針」を策定し、市街地やその周辺に残っている里山林や住宅周辺の緑など、貴重な市街地の緑の保全に取り組んでいる。

その具体的な施策として、平成22年度より「ふれあい市民緑地」制度を実施しており、緑地保全配慮地区の指定や景観緑地制度の実施に向けても検討を進めている。

## 第2節 区を中心とした安全で安心なまちづくり

神戸市民の安全の推進に関する条例では、区のそれぞれの特性を生かして安全なまちづくりを推進することとし、区ごとの計画の作成、区安全会議の開催などを規定している。

区が中心となって防災をはじめとした安全活動を行う圏域を区生活圏としており、この圏域では、区役所を中心として関係行政機関の連携を強化するとともに、日常的なまちづくり活動等を通じて培われる区民との連携のもとに、災害への円滑な対応を図ることとしている。

また、災害時には区役所等からなる「防災総合拠点」を中心に総合的な救援活動を展開する。

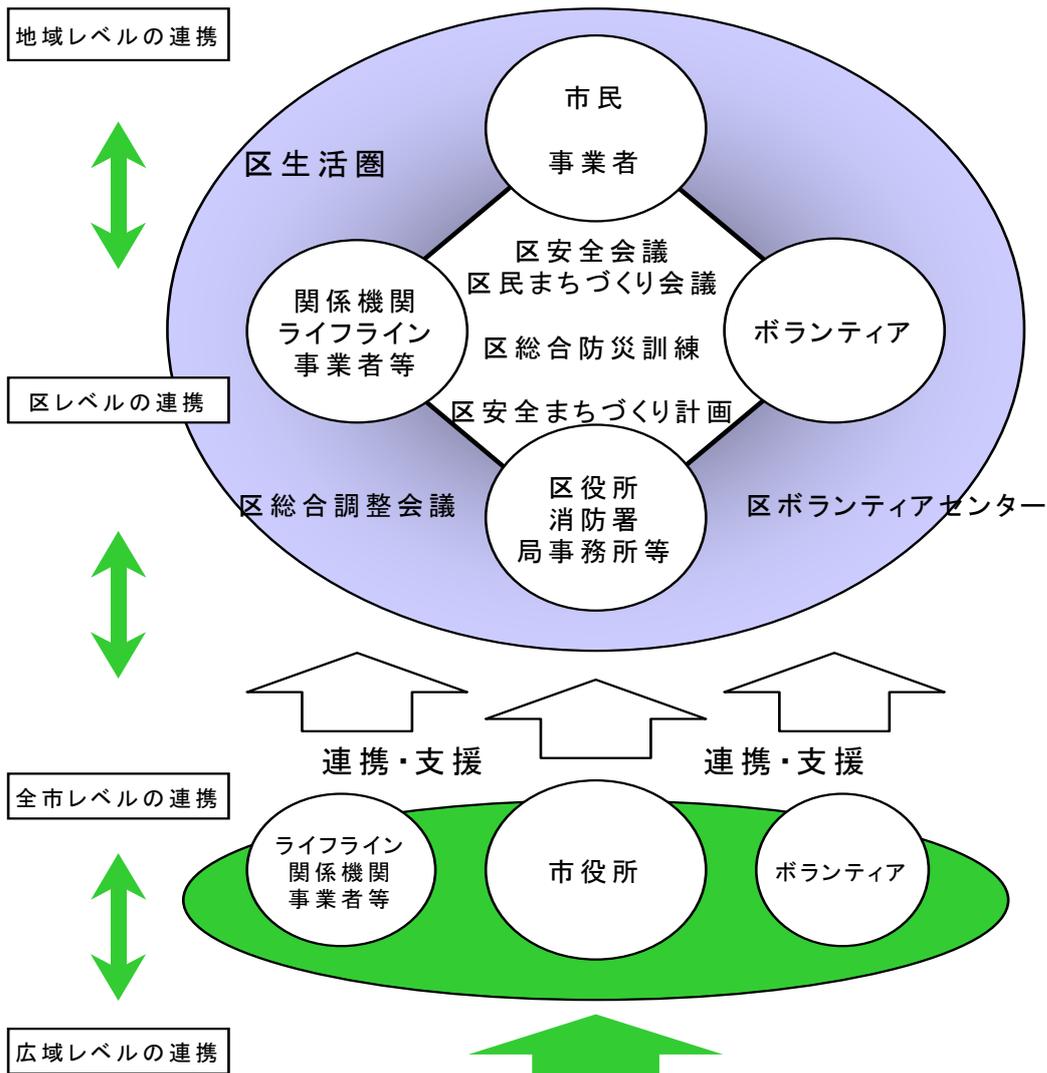


図 区生活圏での連携のイメージ

災害時に関係機関との連携のもとに総合的な防災活動を展開するため、区役所の区災害対策本部としての機能を強化する。また、保健福祉部、建設局建設事務所、消防署等についてもそれぞれの分野における拠点としての機能を強化する。

区民センターや体育館等の施設については後方支援のためや避難状態の解消のために活用するなど、時系列的に変化するニーズに対応した活用が可能なように機能を強化する。

拠点となる施設については耐震性の向上と設備等の自立性の確保を図る。また、公園やオープンスペース等との一体的整備など、より効果的な拠点形成を進めるとともに、区役所を中心として、拠点間の円滑な連携を図る。

**【防災総合拠点機能の概要】**

機 能	内 容
○区災害対策本部機能	地域の防災総合指令センターとなる災害対策本部機能
○ボランティアセンター機能	平常時からボランティアとの連携を強化し、災害時はボランティアの受入、コーディネートを行うセンター機能
○情報収集発信機能	防災行政無線、防災携帯及び危機管理情報システム等による情報収集発信機能
○自立機能	自家発電機や太陽光発電、給水施設の2系統化での施設面の自立機能、災害対応に必要となる職員用の備蓄機能

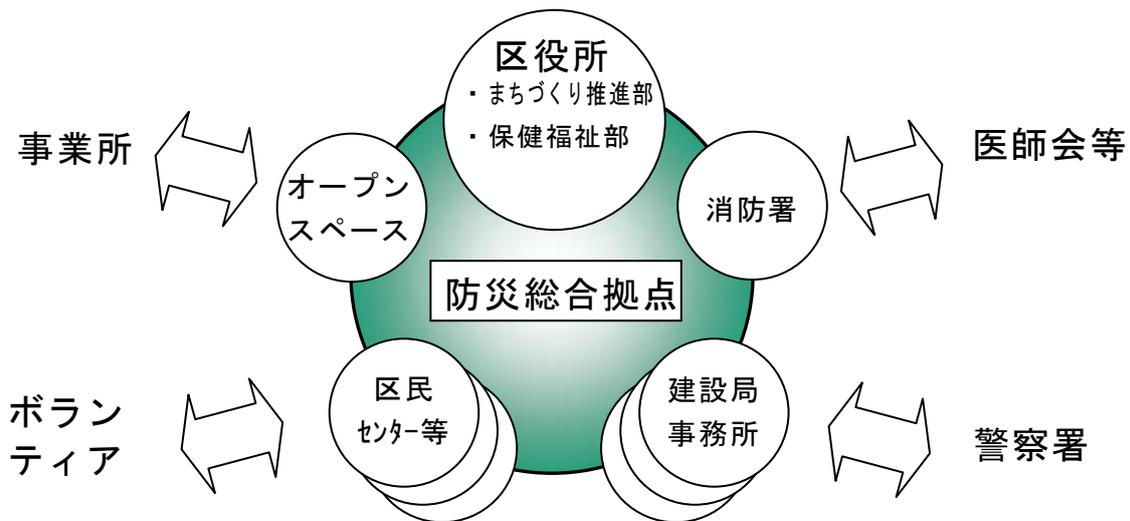


図 防災総合拠点のイメージ

## 1 区災害対策本部機能の強化

区には区役所本部をはじめ保健福祉部、建設事務所、消防署、警察署、災害時には市民に最も身近な行政機関が存在している。これらを生かし、地域の状況や特性に応じた的確かつ総合的に防災をはじめとした安全活動を展開する。また、関連機関との連絡を密に行い、日頃の活動を通じて連携を強化する。

このために区役所の権限・機能を強化し、区民とともにまちづくりを進めるための体制を整備する。

## 2 区を中心とした市民・事業者との連携

区では区安全会議、区民まちづくり会議や区の個性をのばすまちづくり事業等を通じて、区民や事業者とともに、区の特性を生かしたまちづくりが展開されている。このような場を活用し、非常時には市民や事業者と連携のとれた対応体制の構築をめざすとともに、区総合防災訓練などを通じて体制確認を図る。

### (1) 区安全会議

「神戸市民の安全の推進に関する条例」に基づき、市民にとって最も身近な行政単位である区を中心とした安全なまちづくりを推進する一環として、各区において「区安全会議」を開催する。区安全会議は、地域の安全について行政と市民、事業者が情報や意見を交換し、地域特性に応じた対応策について検討していくための場として設置される。構成員は区内行政機関、住民組織、事業者の代表者などである。

### (2) 区総合防災訓練

毎年、梅雨時期前もしくは防災の日前後に、区・地域住民・事業所等が連携し、各区の実情に合わせた防災訓練を実施する。多数の市民が参加できる訓練内容とし、自助・共助の重要性を確認する。

### 第3節 安全で安心なコミュニティづくり

#### 1 防災福祉コミュニティの推進

震災では、ふれあいのまちづくり事業や住環境の改善、公園管理会の活動、美緑花神戸まちづくりなどの日常の自主的なまちづくり活動によって育まれた住民相互のつながりが、地域住民による初期消火、救出・救護、避難誘導などの応急活動を可能とした。

この教訓をもとに、自主防災推進協議会やふれあいのまちづくり協議会などの地域組織を母体として、既存の組織の連携により「防災福祉コミュニティ」の育成を図る。

さらに住民参加によるコミュニティでの安全マップづくり、安全計画づくりや防災訓練の実施などを通じ、地域の防災力の向上を図るとともにこれらの活動の支援策を充実する。

また、事業者と防災福祉コミュニティとの連携を促進するなど、地域での総合的な安全で安心なまちづくりシステムの構築をめざす。

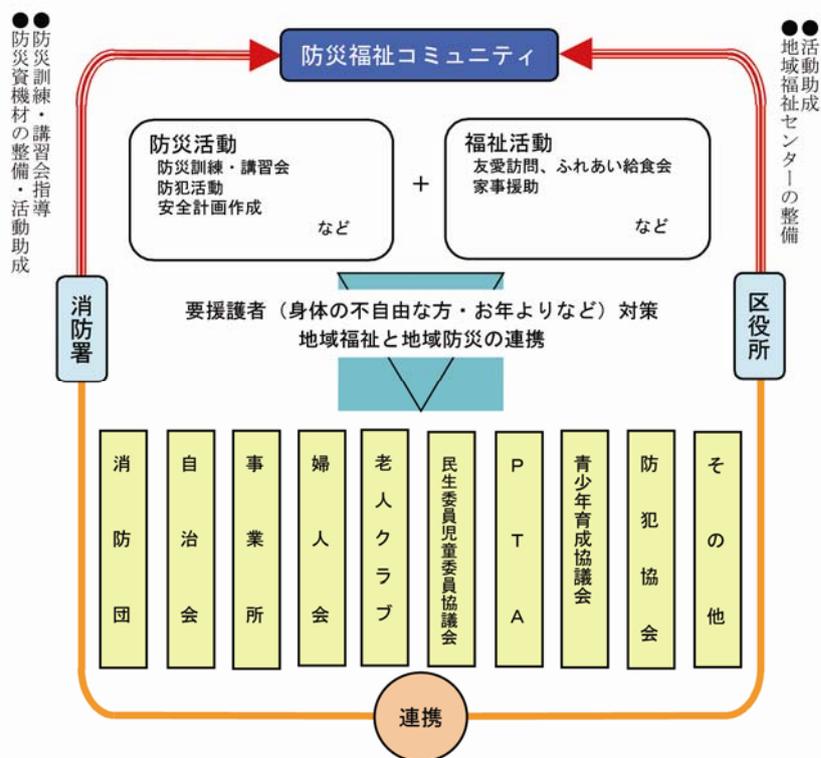


図 防災福祉コミュニティ 概念図

#### (1) 防災福祉コミュニティ活動の充実支援

防災福祉コミュニティが、地域の特性に応じて様々な活動を円滑に実施するためには、技術的なアドバイスや情報、資機材等の提供が必要である。

防災福祉コミュニティの活動としては、単に防災訓練を実施するのみでなく、講習会、安全マップ、安全計画の作成などにより安全まちづくりへの発展を目指すとともに、必要に応じて地域の事業者との応援協定の締結などを進めるなど、継続して実施できるしくみづくりを推進するとともに、コミュニティ間のネットワークづくりに取り組む。

さらには、災害対応を行う消防職員が 191 の各防災福祉コミュニティを担当する「消防係員地区担当制」では、地域と直に触れ合い、地域の意見や要望を聞きながら、訓練指導や防災情報の提供を行うなど、地域に根付いたきめ細やかな支援を実施していく。

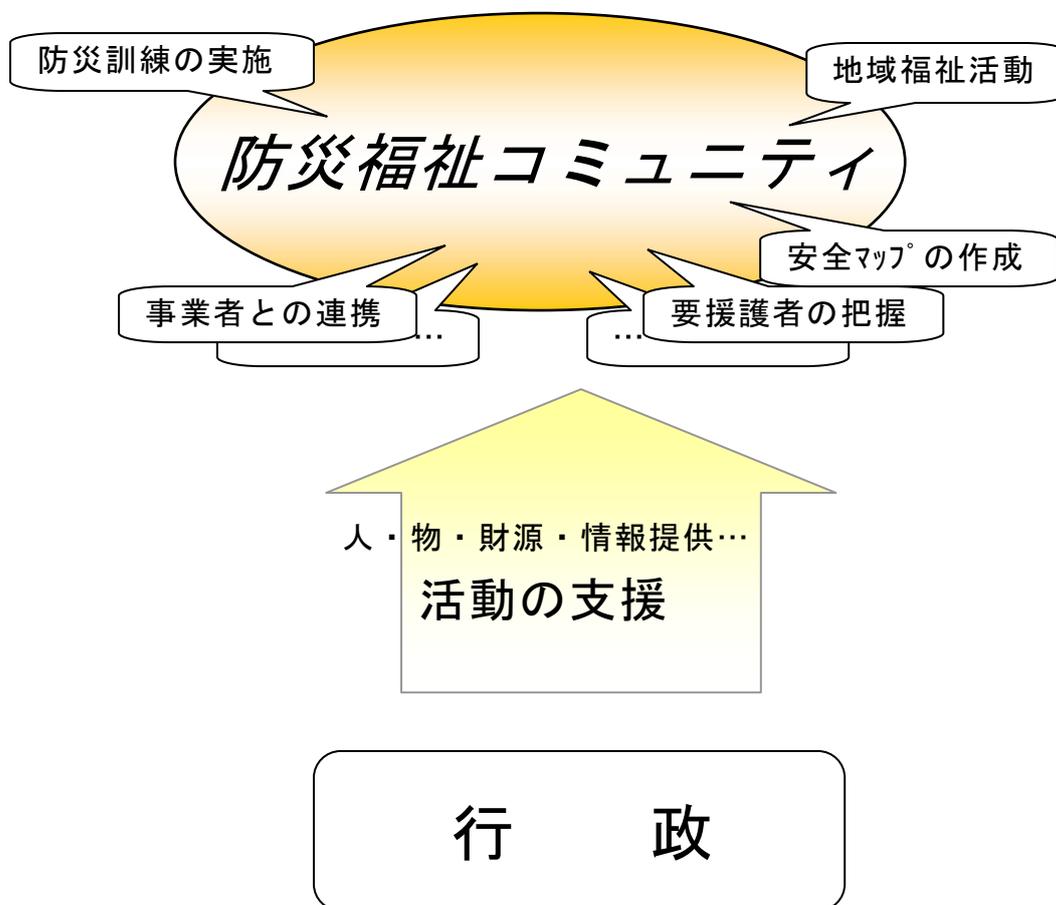


図 防災福祉コミュニティの活動・支援のイメージ

#### ①防災活動助成金等の交付

防災福祉コミュニティ結成時、あるいはその後の活動運営に必要な経費および地域の特性に応じた活動や他では行われていない先駆的な活動等に必要な経費を限度額の範囲内で助成する。

#### ②市民防災リーダー研修の実施

30～50 世帯に 1 人をめやすとして、災害時に自主的に地域の先頭に立って活躍するリーダーを育成するため、研修を実施する。

事業名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
市民防災リーダー数	30～50 世帯に 1 人	700 人／年 累計 13,000人	9,785人 (H22年度末)

#### ③消防係員地区担当制

消防係員が担当する 191 の各コミュニティに対して、訓練指導や防災情報の提供などきめ細かな活動支援を行う。

#### ④推進ビデオの貸出し、活動事例集の効果的な活用

防災福祉コミュニティ推進のためのビデオを貸し出すとともに、防災福祉コミュニティ育成のための活動事例集を配布する。

## ⑤防災福祉コミュニティのネットワークづくり

市民（特に若い世代）、事業所など様々な主体が地域の防災活動に参加しやすい環境づくりを促進することで、それぞれの団体の連携を図り、地域活動の活性化につなげる。

## ⑥ふれあいのまちづくりとの連携

市内小学校区に整備している地域福祉センターを活用し、ふれあいのまちづくり協議会が実施する地域福祉活動への支援を行い、地域社会における各種の福祉活動、交流活動を進める。

### a) 地域福祉センターの管理運営

全小学校区に整備している地域福祉センターを活用し、ふれあいのまちづくり協議会による主体的な管理運営を支援する。

### b) 管理ボランティア経費助成

開館に伴うふれあいのまちづくり協議会への助成を行う。

### c) 友愛訪問活動・給食サービス活動助成

65才以上のひとりぐらし老人等への友愛訪問、給食サービスに対する助成を行う。

### d) ふれあいのまちづくり助成

ふれあいのまちづくり協議会における地域福祉活動メニュー及び地域特性を活かした先駆的な活動への助成を行う。

## 2 多様な地域活動の支援

自治会、婦人会、PTA、老人クラブ、子供会等の活動を支援し、その中で防災意識・知識の普及、防災訓練の実施等を促進する。

### (1) 地域活動の振興

#### ①地域コミュニティ基礎講座

自治組織の健全な発展を促進するため、自治組織の新任役員を対象に、地域活動の基礎的な知識について学ぶ講座を開催する。

#### ②パートナーシップ活動助成

市民団体・地域団体が自ら企画・提案し、実施する既存の支援制度では実現できない初動期の活動を支援する。

#### ③地域での提案型活動助成

地域での課題の解決のために、区民自らが企画・提案し、実施する活動に対して、経費の一部を助成する。

#### ④まちづくり活動の助成

住民等の自主的なまちづくり活動を支援するため、活動費の一部を助成する。

#### ⑤まちづくりコンサルタント等派遣事業

地域の団体やグループによるまちづくり活動を支援するため、専門家を派遣する。

### (2) 活動拠点の確保支援

地域集会施設の整備や学校施設開放等を通じて活動の場づくりを支援し、日常的に育まれた連携のもとに災害時に身近な地域での活動の拠点としての活用を促進する。

#### ①地域集会所新築等助成

地域コミュニティ及び地域活動を推進するため、拠点施設として地域集会所を整備する自治組織に対して整備費の助成を行う。

### 3 企業・事業所等の誘導

災害に強いまちづくりを実現するためには、行政や地域の努力に加えて、企業との連携が必要である。阪神・淡路大震災において、救援物資の運営や被災者対応の窓口などにおいても企業の応援をいただいた。また、平成17年のJR福知山線の事故において、事故現場近くの企業、住民が救助活動にあたったことは記憶に新しい。

一方、企業自体の災害対応力の向上も、また求められるところである。世界的にも、日本には自然災害が多いことが懸念材料とされており、経済活動への影響を常に最小限にすることが求められている。阪神・淡路大震災から早期に活動を再開した事業者もいることは、神戸にとって、大きな財産となっている。

#### (1) 企業・事業所等の連携

阪神・淡路大震災を乗り越えてきた神戸の企業・事業所等には、既に地域活動に積極的に参加し、地域と一体になって安全・安心なまちづくりに取り組んでいる企業や、震災の経験を活かして、災害に備えているところがある。今後は、一層の取組みを、各種団体の協力も得ながら推進していく必要がある。

##### ①神戸安全ネット会議

震災後、市民・事業者・市の協働により進めてきた「安全で安心なまちづくり」について、さらに踏み込んで、地震津波対策・感染症対策その他様々な危機への対応に要される危機管理能力の向上を図るため、産・官・学の協働による危機管理研究会「神戸安全ネット会議」に参画し、市民の安全や震災の風化防止の有用な方策の構築を図る。

##### ②BCPの推進

災害時に事業と継続するためのBCPの策定等について、東日本大震災での対応状況も踏まえながら神戸安全ネット会議の活動を通して神戸の事業者へ啓発等情報提供を行う。

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
BCPの啓発		H18年度～ 神戸安全ネット会議における講演会などの実施	H17年度地域防災シンポジウム in 神戸にてBCPをテーマとした。

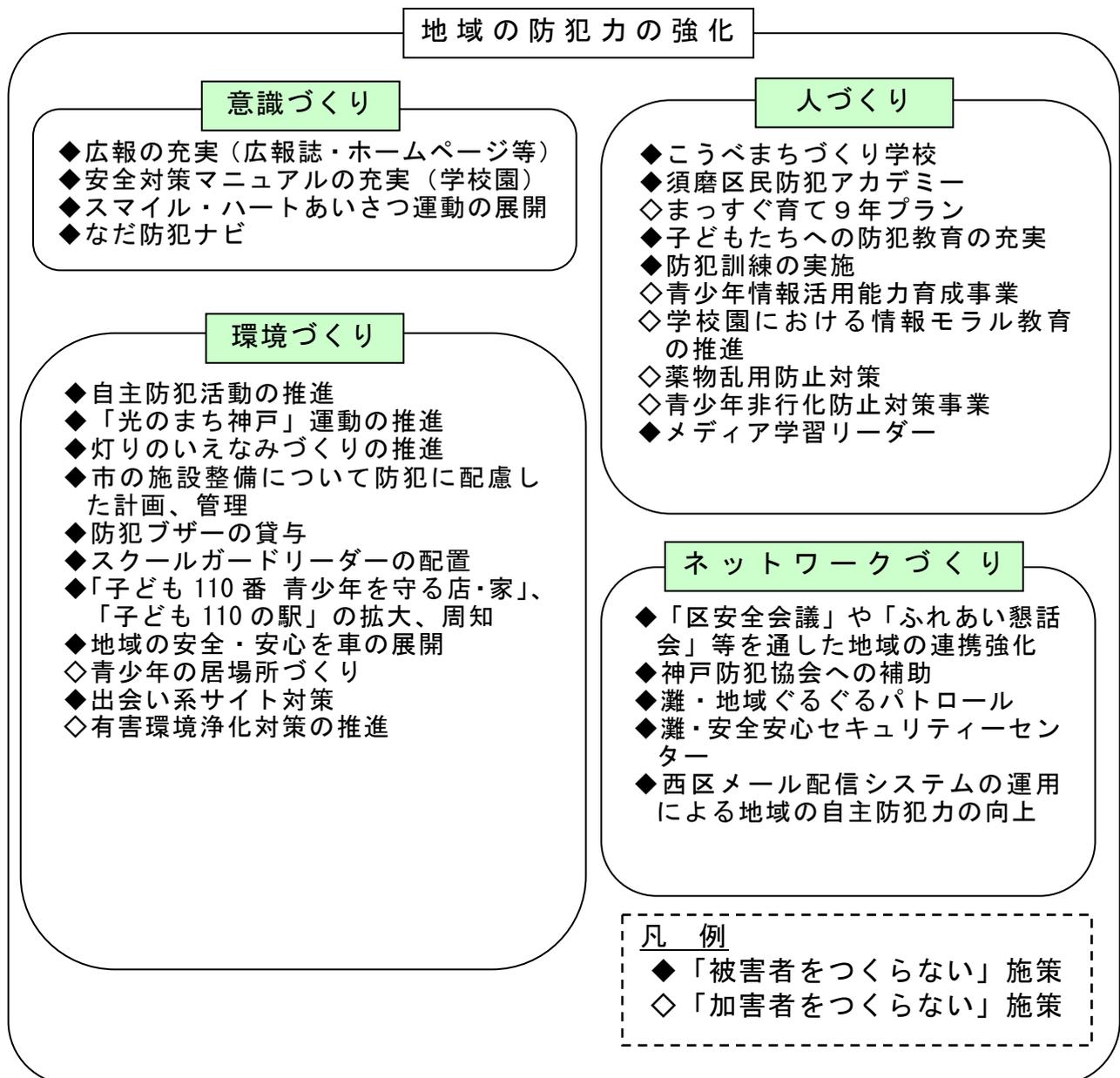
## 第4節 防犯まちづくりの推進

神戸市においても全国同様、近年の経済不況、都市化や国際化の進展等の急激な経済社会情勢の変化、さらには地域社会が有していた連帯感や社会規範などの安全機能の低下などにより犯罪が多発状況にある。犯罪のない安全で安心なまちづくりは、市民生活の礎であり、神戸の将来において求められる重要な課題である。

防犯については、これまでの警察による犯罪者の検挙に加えて、今後は、「犯罪する機会を減らす」という予防対策が必要である。

市では、犯罪のない安全で安心なまちづくりのためには、地域が「地域の安全は地域で守る」という意識を持ち、地域力を高めることが重要であると考え、その備えの充実を図る支援を推進していく。

施策の推進にあたっては、「被害者をつくらない」及び「加害者をつくらない」という2つの視点に立ち、4つのテーマ（意識づくり・人づくり・環境づくり・ネットワークづくり）が網羅され、これらが有機的に結びつき、総合的に「防犯まちづくり」が推進されるよう努める。



## 第1項 防犯まちづくり支援事業の展開

犯罪のない安全で安心なまちづくりのための基本となる考え方は「地域の安全は地域で守る」ということであり、市民自らが安全活動を行い、地域力を高めることが重要である。そのために、市がこれらの活動に対して支援を行っていくとともに、市民の防犯意識の向上を図るための広報、啓発などを行う。

### 1 自主防犯活動の推進

地域における犯罪を未然に防止し、安全で安心なまちづくりを進めるためには、防犯パトロールのみならず、落書き消し等の美化活動等、地域の自主的な活動が重要であり、これらの活動が活性化、また継続されるよう支援を行う。

### 2 犯罪の発生しにくい「すまい・まち」づくりの推進

犯罪を防止するためには、犯罪の起こりにくい都市環境づくりも有効である。犯罪する機会そのものを減少させるために犯罪しにくい環境づくりについて支援を行い、犯罪の発生しにくい「すまい・まち」づくりを推進する。

#### (1) 「光のまち神戸」運動の推進

夜間における通行の安全と犯罪の防止を目的に、明るく住みよいまちづくりに向けて市民からの要望も踏まえながら街灯の増設及び照度アップを行う。また、地域住民組織が設置・維持する街灯について、その経費助成を行うことにより、「光のまち神戸」運動を推進する。

#### (2) 灯かりのいえなみづくりの推進

「灯かりのいえなみづくり」とは、地域が自主的に夜間照明についてルールをつくり、それを守ることにより、まちを明るくし夜間における犯罪を防止する取組みである。まちを明るくすることによる防犯効果は大きく、また市民の意識啓発にもつながり、さらなる犯罪の抑止が期待されることから、この取組みの推進を図る。



図 灯りのいえなみづくり啓発パンフレット

### (3) 建築物の防犯対策の推進

犯罪に狙われにくいすまいづくりのために、市民自らがすまいの防犯対策に取り組もうとする意識の普及啓発を図る。また、市が行う公園等の整備において防犯に配慮した計画・管理を行い、公共施設の防犯対策を推進する。

#### ①すまいの防犯対策に関する情報提供など

警察や神戸市すまいの安心支援センター（すまいるネット）と連携し、住まいの防犯対策に関する情報提供や、セミナー等による防犯意識の普及啓発に努め、防犯性の高い良質な住宅ストックの形成を支援する。

#### ②市の施設整備について防犯に配慮した計画・管理

市の整備する道路、公園、駐車場、建築物等の施設について、防犯設備の整備や死角の除去等、防犯に配慮した計画・管理の推進を図る。

## 3 防犯意識の啓発・人材育成

個人としての犯罪被害の防止、地域における自主防犯活動の機運の高揚や活動の継続化のためにも、市民一人ひとりの防犯意識の向上が不可欠である。さらには、防犯活動を実施する際に中心的な役割を担う人材がいることも活動を推進するために重要な要素となる。そのために、市では、様々な媒体による広報活動を行うとともに、防犯に関する講座の開催等を通して人材の育成を図る。

### (1) 市民講座による人材育成

防犯に関する講座を開催し、犯罪発生状況等の犯罪に関する情報や防犯活動のノウハウ等を提供することにより地域の自主防犯活動を担う人材の育成を図る。

#### ①こうべまちづくり学校

専門的知識を習得する講演会形式の講座と安全で安心なまちづくりを進めるための手法を身につける実践型の講座を通して、防犯の知識とノウハウを学ぶことにより地域の自主防犯活動を担う人材の育成を図る。

#### ②須磨区民防犯アカデミー

犯罪発生状況や犯罪発生場所等の犯罪に関する情報や防犯活動のノウハウ、先進的取組み事例等の紹介の他、護身術の実技等を学ぶ講座を通して、地域の自主防犯活動を実施する際の中心的な役割を担うリーダーの育成を図る。

### (2) 広報の充実

防犯意識の向上のため、本市の防犯施策の窓口や犯罪の手口、防犯手法等を掲載した神戸市防犯ガイドを発行したり、ホームページ等で公開することで、防犯に関する知識の市民等への普及を図る。

## 第2項 地域における連携の強化

市内の各地域において様々な地域組織等により各種の防犯活動が実施されているが、さらなる活性化や取組みの継続化の他、より効率的で効果的な防犯活動とするため、地域間や地域組織と事業者等の交流を促進し、地域の特性に応じた連携の推進・強化策を展開する。

具体的には、地域における犯罪のない安全で安心なまちづくりをより強固なものとするために、地域を構成する地域組織、警察、事業者等のネットワークづくりを支援する他、綿密な意見や情報の交換できる「場」や「情報ネットワーク」を設けることで、一体となった防犯活動の実施等、連携の強化を図る。

### (1) 「区安全会議」や「ふれあい懇話会」などを通じた地域の連携強化

安全で安心なまちづくりに関連する区内の地域組織、事業者、行政等により構成される「区安全会議」や、中学校区ごとに組織され、各学校長、教師、保護者、地域組織等で構成される「ふれあい懇話会」等の多くの団体が集まる場を利用して、地域の連携を図り、防犯対策を推進する。

### (2) 神戸防犯協会への補助

「地域安全ニュース」などを通じた防犯意識の啓発、情報提供の他、地域組織と連携した「防犯パトロール」や「街頭キャンペーン」等を実施する神戸防犯協会に対して活動資金を補助することにより、地域の連携強化を推進する。

### (3) 西区メール配信システムの運用による地域の自主防犯力の向上

引ったくりや痴漢といった犯罪情報や火災情報など安全安心に関する情報を、電子メールを通じて多くの区民に提供し、青色パトロールカーの活用や門灯点灯の推進、声かけをはじめとする見守り活動などに役立てることで地域における自主防犯活動を促進する。

### (4) 各区の取り組み

#### ①灘・地域ぐるぐるパトロール

地域を熟知している電気・水道・ガスメーター検針員や、新聞・郵便・飲料の配達員など471名の協力の下、地域を巡回中に事件・犯罪や不審者(車)に遭遇した場合に110番通報する等の協力をいただくもので、平成19年12月に発足した。これまでの「地域ボランティア」と異なり、「活動エリア」が生活道路を中心として路地裏まで広範囲に及び、「活動時間」も早朝から夜間まで長時間にわたる。平成22年4月からは、クリーニング・デイケアサービス等の新業種、更に、宅配飲食業、不動産業なども加わり、協力者は、1000名近くになる。防犯ボランティアの高齢化や後継者不足が言われる中、これまでとは違う新しいスタイルの防犯活動として、地域の「防犯力アップ」に貢献している。

#### ②なだ防犯ナビ

灘区内の防犯に関する情報を提供するホームページで、犯罪・事件の多発・複雑化と地域防犯の担い手の高齢化等を受け、地域の防犯意識を高めることを目的に、平成18年7月に立ち上げられた。「ひょうご防犯ネット」や、灘警察から提供された事件・犯罪情報、統計情報を小学校区ごとに分類して表示するとともに、「子ども110番の店・家」の所在地や、また、地域団体・グループの防犯活動など、幅広い「安全安心」の情報を公開している。

### ③灘・安全安心セキュリティーセンター

灘区で取り組んでいる「地域ぐるぐるパトロール」や、「なだ防犯ナビ」とともに地域の防犯力を高めることを目的とするもので、区内の防犯ボランティア団体・グループの情報交換、交流の場として設置された。防犯関係のチラシ・リーフレットや、30冊を超える防犯関係の専門図書を配置し、閲覧もできる。また、少人数のミーティングスペースもあり、防犯活動の拠点として一定の役割を果たしている。

### ④地域住民による自主的防犯活動の支援（兵庫区）

区内各地で立ち番や見守りパトロールなど、自主的な活動を展開する見守り実施団体に対し、その活動資材を提供すると共に、人材育成のための講演会・講習会を開催する。

また、小学校での「地域安全マップ活動」を通じ、児童の危機回避能力の向上を目指すと共に、地域における活動推進者を育成する。

### ⑤西区安全安心まちづくり協定の締結

4つの大規模工業団地が立地するなど、事業所が多いという区の特徴を活かして、区内の事業所と「西区安全安心まちづくり協定」を締結し、区民・事業所・行政の三者が協働で防犯活動や交通安全の意識啓発活動などを実施し、安全で安心なまちづくりを進める。

## 第3項 子どもの安全確保

今日、我が国の社会は変革期を迎え、青少年をとりまく教育環境も急激に変化しており、少子高齢化、核家族化、高度情報化、都市化の進展等、社会の変化への対応が急務となっている。

こうしたことから、犯罪のない安全で安心なまちづくりのため、学校、家庭、地域社会、関係機関が連携して、青少年の健全育成を図る必要がある。

### 1 学校園の安全対策

神戸市では3本の柱を定め、学校園の安全対策に取り組んでいる。

- ・教職員や児童生徒の緊急時における対応能力の向上
- ・学校園の不審者侵入対策設備等の整備
- ・保護者・地域住民及び関係機関と連携した地域ぐるみの安全対策の推進

#### (1) 教職員や児童生徒の緊急時における対応能力の向上

##### ①各学校における安全対策マニュアルの作成

各学校における児童生徒の安全管理についての対応例（平成17年6月学校園宛通知）に基づき、各学校における安全対応マニュアルを作成している。

##### ②校内外の安全対策

- ・児童生徒の集団等下校の実施
- ・教職員及び保護者や地域住民の協力を得ながらの登下校時の立ち番・巡回等
- ・教職員及び保護者や地域住民の協力を得ながらの校園内巡視・受付場所の設定・名札等の着用による校内侵入対策
- ・校内侵入等の緊急事態発生時の校内体制の確立、連絡手順・役割分担の確認
- ・教職員の防犯訓練

##### ③防犯ブザーの貸与

- ・小学校へ入学する新1年生を対象に防犯ブザーの貸与を行う。

##### ④子どもたちへの防犯教育の充実

- 安全・防犯意識の向上を目的として全小学校で実施する。
- ・校外での安全指導の充実（登下校時や外出時の注意事項、不審者への対応法）
  - ・小学校での安全マップの作成
  - ・「こども110番の店・家」確認活動の徹底

##### ⑤防犯訓練の実施

校内侵入及び不審者との遭遇等に対応した防犯訓練を実施する。

##### ⑥不審者情報伝達システム

校外での緊急時の情報を早期に伝達する連絡システムの整備及びその運用の徹底を図る。

#### (2) 保護者・地域住民及び関係機関と連携した地域ぐるみの安全対策の推進

P T Aや青少年育成協議会・地域団体による「あいさつ運動」や登下校時の通学路・校門付近の立ち番等が展開されている。また、保護者・地域との連携による学校内外の見守り活動については、いくつかの学校や地域において先駆的な取組がある。

##### ①「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」

- ・防犯の専門家（スクールガードリーダー）による防犯講習会（防犯教室とパトロール活動）、小学校への巡回指導と評価、防犯訓練、「学校の安全管理研修」などの実施。
- ・モデル地域での学校安全の実践的な取組などを通じ、地域ぐるみで子ども達の安全確保を図るための体制作りと人材の育成に取り組んでいく。

## ②ふれあい懇話会を活用した安全対策

中学校と校区内小学校で組織している「ふれあい懇話会」では、平成17年度から警察・防犯協会・区役所などと連携を深め、スクールガード・リーダーを活用した防犯活動にも取組み、学校・家庭・地域の連携を図りながら取組を進めていく。

## ③区役所、警察との連携

地域団体の最も身近な行政組織である区役所とも連携しながら、「区安全会議」などを通じて、子どもの安全対策等について協力・連携を図る。また、所轄警察署が開催する「児童等の安全対策に係る会議」などを通して相互の情報交換を図る。

## 2 青少年の健全育成

発達段階にある青少年は、人格形成の上で周辺の生活環境の影響を強く受けるため、子どもを取り巻く地域環境の整備等、青少年の健やかな成長を目的とした取組みを推進する。

### (1) 地域環境の整備

異世代間交流の機会の提供や子どもたちを見守り育てるという視点から、家庭、地域、行政等が連携して「子どもの心がやすらぎ、安心して過ごせる」地域づくりを推進する。

#### ①「こども110番 青少年を守る店・守る家」との連携

地域による子どもの見守りの輪を広げるため、「こども110番 青少年を守る店・守る家」の運動を支援するとともに、その効果をより高めるために、地域、学校等の協働による「こども110番 青少年を守る店・守る家」を確認するウォークラリーや安全マップの作成等により周知を図る。また、兵庫県警察の「ひょうご防犯ネット」の情報をもとに、地域で発生した犯罪などの情報を書いた掲示板と黄色い旗（イエローフラッグ）を掲出し、地域に注意喚起を行う「地域みはり番（イエローフラッグ）制度」も展開していく。

#### ②「地域の安全・安心を守る車」の拡大・周知

子どもはもとより地域の安全・安心を守るため、「こども110番 青少年を守る車」等の地域の安全・安心を守る車について、民間事業者等に働きかけることによりさらなる展開を図り、地域見守り体制の強化や安全・安心の啓発に努める。

#### ③「スマイルハートあいさつ運動」の展開

子どもの安全・安心に対する地域の機運を高め、地域の方々と子どもとの交流や地域での子どもの見守りを推進し、良好なコミュニティづくりを図るため、スマイルハートあいさつ運動を支援し、拡大する。

#### ④青少年の居場所づくりの推進

青少年が家庭や学校以外での自主的な活動を通じて、夢や希望にチャレンジするとともに、仲間づくりや異世代交流を安心して行うことのできるよう、空間及び機会の両面から、青少年の居場所づくりを推進する。また、地域団体による身近な所での居場所づくりへの取り組みに対し、財政面、人材育成の両面から支援する。

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
「こども 110 番 青少年を守る店・守る家」との連携	「青少年を守る店・守る家」運動を支援し拡大を図ると共に、子どもたちに場所の周知を図る	「こども 110 番 青少年を守る店・守る家」を知っている割合 【努力目標値】 小5：65.0% 中2：45.0%	「こども 110 番 青少年を守る店・守る家」登録数 21,013 軒(H22.7月末)
「地域の安全・安心を守る車」の拡大・周知	引き続き新たな事業者の協力を求める	引き続き推進	4,540 台(H22.9月末)
「スマイハートあいさつ運動」の展開	運動の輪を全市に広げていく	各地域や学校のあいさつ運動を広げ、地域全体で子どもたちを守り育てる機運を高める	年間を通じて、青少年育成市民運動を展開
青少年の居場所づくりの推進	(1) 中高生の活動拠点を整備 (2) 地域づくりによる青少年の居場所づくり	(1)H23.6 月北神区民センター内に開設 (2)地域の青少年団体等による事業に対して助成	(1)各区 1ヶ所、既存施設等を活用して 9ヶ所において整備済み (2)H22 年度事業認定 32 団体

## (2) ネット社会・ケータイ社会への対応

青少年自身が氾濫する情報を主体的、合理的に選択・判断する能力（メディアリテラシー）を身につけ、有効に活用する能力を養うとともに、情報化社会への対応のあり方等について保護者等へ啓発を図る。

### ①青少年情報活用能力育成事業

中高生と保護者、青少年育成者がメディアや出会い系サイトについて話し合う「メディアに関するセミナー」の開催を支援する。

### ②メディア学習リーダー

地域での学習会や啓発活動をより充実させるための推進者として「メディア学習リーダー」を各区の地区青少年育成協議会内に養成（各区内に2名程度）し、地域におけるメディア学習会や啓発活動を支援する。

### ③学校園における情報モラル教育の推進

教育の情報化施策の主眼を環境整備のハード中心から、ICTを活用した授業の実践方法の向上と普及をはじめとして、情報モラルの向上、セキュリティ対策などのソフト中心施策に移行する。今後、ケータイ機器等を使用する児童生徒の安全保護施策にかかる教育の推進と、学校園の個人情報保護施策（情報セキュリティ対策基準）の周知、情報モラル教育の実施を目指す。

## (3) 有害環境の浄化と非行・問題行動の防止

青少年の健全育成を阻む、また非行の誘発が憂慮される有害な環境の浄化に努めるとともに、薬物乱用や性の逸脱行為等の問題行動の防止に取り組む。

### ①有害環境浄化対策の推進

青少年を取り巻く有害環境と浄化するための啓発と実践活動を強化し、地域ぐるみの運動を展開する。

事業名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
有害環境浄化対策の推進	地域で実施しているパトロール等を関係機関と連携して支援していく	「青少年育成市民運動強調期間」を設定して、地域ぐるみの市民運動を展開する	夏季(7/15~8/31) 冬季(12/15~1/15) 春季(3/15~4/15)

## ②薬物乱用防止対策

覚せい剤、シンナー等薬物の乱用は、青少年等への浸透がみられるとともに、乱用者による凶悪な犯罪が発生するなど、薬物乱用は深刻な社会問題となっている。このような状況に対応するため、広報・啓発活動を主として、関係機関、住民地区組織と連携のもと、各種薬物乱用防止対策事業を実施する。

事業名	H23-27 年度	実績等(22年度)
①神戸市薬物等乱用対策本部推進会議の開催	引き続き推進	神戸市薬物等乱用対策本部推進会議 (22年7月15日)
②「ダメ。ゼッタイ。」普及運動等キャンペーンの実施(街頭キャンペーン、住民大会)	〃	啓発用横断幕の掲出、神戸まつりでの啓発等
③不正大麻・けし撲滅運動の実施(5/1~6/30)	〃	さんちかギャラリーにポスターを掲出等
④薬物乱用防止運動強化月間の設定(10、11月)	〃	さんちかギャラリーに「啓発タペストリー」を展示等
⑤薬物等乱用相談窓口の設置	〃	区役所及び保健所で相談受付
⑥学校や地域における薬物乱用防止講習会の実施	〃	小・中・高校・大学や出前トーク等で啓発
⑦薬物等乱用防止対策地区組織活動のサポート	〃	啓発資材の提供等
⑧学生のヘルスケアを推進するネットワークづくり	〃	センター街での啓発パレード、さんちかでの街頭啓発

## 第5節 多様化する危機事象への対応

---

### 1 放火防止対策

毎年の火災原因のトップである、放火火災の防止のため、市民、事業者、消防局・消防団をはじめとした行政関係機関が協働し安全で安心して暮らせるまちづくりを進め、そのための取組みを市民運動として展開していく。

#### (1) 市民による取組み

##### ①放火されない環境づくり

放火犯は機会犯が多いことから、建物内外に可燃物を放置しないことで放火を防止するための環境づくりを進める。

##### ②コミュニティの育成

イベントの実施や「声かけ運動」等による地域コミュニティ意識の連携を深めて、地域の見守り、コミュニティを活性化する。

##### ③放火発生危険個所の排除

###### ・防火パトロールの実施

定期的に夜間パトロールを実施して、放火犯に警戒心を与え、地域住民が安心感を共有できるコミュニティづくりを進める。

###### ・安全で住み良いまちの診断

放火が多発した地域に対して「放火火災防止戦略プラン」に基づき地域の危険度を住民自らが評価し、判定結果に基づいた放火されにくい環境づくりを推進する。

##### ④ハード面の整備

###### ・門灯、センサーライト等の普及促進

建物周辺を明るくし、監視性を高めて放火されない環境をつくるため、センサーライト等防犯機器の普及促進を図る。

#### (2) 事業者による取組み

- ・社員、テナント関係者等に対する放火防止意識の周知・啓発
- ・共用部分やバックヤードに放置されている可燃物の安全管理と保管場所の施錠
- ・建物外周部の不燃化及び可燃物の整理並びに外部侵入者の防止
- ・死角となりやすい廊下、階段室、便所等の共用部分の可燃物の整理整頓や除去
- ・物置、空き室、雑品倉庫等の施錠管理
- ・監視カメラ等の設置による監視体制、死角となる場所の随意の巡視警戒
- ・安全なゴミ集積場所の確保

#### (3) 被害軽減のための社会システムの活用

放火は監視性が低くなる夜間から未明にかけて多く発生する傾向がある。新聞販売店、タクシー会社、コンビニエンスストア等と連携し、早期発見、早期通報体制の確立を図る。

#### (4) 消防局、消防団による取組み

##### ①放火火災防止広報の実施

- ・自治会等への地元組織への広報
- ・事業所、学校等への広報

防火査察や訓練指導の際に放火防止を呼びかけていく。また、学校における訓練指導時に火遊び防止を指導する。

- ・多様な媒体による広報

ダイヤル 119（ラジオ関西）、生活あんぜんあんしん情報誌「雪」、ホームページ等で広報する。

## ②放火火災発生危険個所の排除

- ・放火マップの作成

各区の放火状況「放火マップ」としてホームページに掲載し、情報提供を行う。

- ・パトロールの実施

定期的な夜間パトロールを実施して、屋外の可燃物や荒ゴミ等放置可燃物の状況を把握し、地区自治会、関係部局と関係を密にして放火防止にあたる。

## ③パトロールの強化

年末警戒や火災注意報等発令時に行っているパトロールに加え、災害現場引揚時等にも消防車両の赤色灯を点灯して走るなど、地域の監視効果を高める。

## ④放火火災防災対策等の要望

住宅関係の公的機関等に対し、住宅に付属する駐輪場、ゴミステーション等にセンサー付ライト、炎感知等の放火火災防止対策用機器の設置推進を要望し、関係機関・関係団体等に防災カバーの普及促進、ゴミ集積場や公園の放火対策等について要望する。

## 2 交通安全対策に関する取り組み

交通安全対策を総合的かつ効果的に推進するため、交通安全対策基本法が制定され、これに基づき神戸市交通安全計画を策定し、国、県、市、関係団体等において対策を強力に推進してきている。

- ・神戸市交通安全実施計画の作成

神戸市交通安全計画に基づき、年度ごとに市が講ずるべき交通安全施策の概要をとりまとめる。

- ・神戸市交通安全市民運動実施要綱の作成

交通安全対策推進協議会（市・県警・関係機関・市民団体・報道機関等で構成）において、年度ごとに交通安全思想の高揚を図り、正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣づけることにより、交通事故のない「安全で安心なまちづくり」を実現するため、市民・事業者と関係機関や行政が施策、推進事項などを定める。

## 3 消費者の安全・安心の確保

安全安心をはじめとする消費者利益の確保は、消費者行政における基本的かつ最も重要な要請事項であり、常に施策の基本となるものである。この施策の具体化として、条例の遵守を確保するための表示・取引・包装の適正化や適正計量取引の確保、食品やすまいの安全性確保への取り組み等、

これまで庁内が連携して神戸市全体で実施してきた消費者行政を、消費者の安全をまもるために情報の一元化を図ろうとする消費者安全法の趣旨を踏まえて、引き続き強力で推進していく。また、物価の高騰や震災等の緊急時においては、生活必需物資の必要量を確保することが重要である。このため、事業者等との協定を活かした物資供給などの連携とともに、消費者の不安をできるかぎり解消していくための情報提供に努める。

### (1) 条例の遵守の確保

#### 【重点的な対策】\* 条例の実効性を確保するための調査・啓発等の実施

消費者の権利を定める条例の実効性を担保するための監視とともに、調査や事業者への啓発等を行う。

### (2) 悪質事業者対策

#### 【重点的な対策】\* 国・兵庫県・警察との連携強化

##### \* 広域的消費者被害対応の積極的推進

##### \* 事業者・事業者団体を通じた効果的な情報提供の実施

##### \* 消費者への啓発の強化

悪質事業者対策としては、特定商取引法上の権限を有している国や兵庫県、また、警察等との連携を速やかに行う。

また、同じ手口や同じ事業者による広域的な被害が発生する事例の場合には、近隣自治体と情報を共有し、連携して対応する必要があるため、広域的な連携を強化していく。

消費者に対しては、多くの機会をとらえて情報提供等に努める。また、事業者に対してこれまで以上に消費者志向経営が求められる今日、消費者志向経営に取り組む「良質な」事業者については、支援していくことが社会的にもメリットがあるので、PRの仕方を工夫するなど、事業者や事業者団体を通じた情報提供の充実も図っていく。

また、消費者個人への啓発の強化だけでなく、地域全体による悪質商法追放の雰囲気づくりも必要となる。そのため、地域へも被害情報等の提供を行うとともに、地域からの情報が神戸市に入ってくるよう、地域との連携をより密にし、消費者への啓発を強化する。

### (3) 物価の安定および災害時の緊急時における取組み

#### 【重点的な対策】\* 不測の事態に備えた事業者や事業者団体との連携、継続的な価格監視の実施

##### \* 消費者の不安解消のための正確で迅速な情報提供の充実

災害等の緊急時における取組みとして、必要な生活必需物資を確保し、消費者に対しできるだけ安定的に供給されるように、事業者や事業者団体との連携・協力体制を確立・維持していく。また、平常時から物価動向の把握のために、継続的な価格監視を行う。

物価高騰時や災害等の緊急時においては、混乱を引き起こさないために、消費者の不安をできるかぎり解消するよう、正確で迅速な情報提供を行う。

### (4) 消費者事故情報の収集・通知

#### 【重点的な対策】\* 食品・製品・住宅・サービス等に関する安全・安心情報の提供の充実

##### \* 庁内を含む関係行政機関との連携の強化

消費者被害の特徴の一つは、その被害の原因となる事柄の多様性である。食品・製品・住宅・サービス等は、人のくらし全般にわたるため、行政においても、それらを所管するところは様々な機関・部署にまたがっている。その中でも、市民である消費者にとって一番身近な存在である神戸市においては、消費者が被る各種の消費者被害について、情報を入手したり、相談できる窓

口・部署が神戸市生活情報センターをはじめ多数存在する。これらをはじめ関係行政機関との連携をこれまでよりさらに強化していく。

事業名	全事業量等	H23-27 年度	備考（実績等）
消費者事故情報の収集・通知		神戸市に寄せられた、消費者事故に関する情報について、消費者安全法に基づき、重大事故については迅速に消費者庁に通知するとともに、庁内において、事故情報を共有して連携を強化する。	（消費者庁等への通知件数） 21 年度（9 件） 22 年度（7 件）

#### 4 アスベスト対策

アスベストモニタリング調査の測定地点の増強、解体時の立入検査など監視体制を強化するとともに、全市有施設の使用実態を改めて調査し、吹付けアスベストの除去など必要な措置を早急に講じる。また、市民の健康に関する相談に適切に対応し、健康被害に関する救済措置の確立について国に対し要望する。

##### （1）アスベスト濃度分析・監視

大気中のアスベストモニタリング調査について、市内9ヶ所を実施するとともに、建物解体時のアスベスト飛散防止対策の指導を徹底し、対策の効果を確認するため、周辺環境濃度の測定等を実施する。

##### （2）公共施設のアスベスト対策

市の保有する全ての施設（約3,800施設）についてアスベストを含む吹き付け材等の使用状況を調査し、露出している吹き付けアスベストについては平成22年度で対策を終えた。

今後は、改修工事等に伴い隠ぺい部分から吹き付けアスベストが発見された場合は、関係法令等に基づき除去等の適切な措置を行う。

##### （3）民間建築物アスベスト対策支援

市内すべての民間建築物を対象に、飛散性の高い吹き付けアスベストの分析費用の全額（限度額あり）を補助する。

また、多数の者が利用する民間建築物について、飛散性アスベスト除去等の改修を行う者に、工事費用の一部を補助する。



## 第5章 安全で安心なまちづくりに関する 意識の普及・啓発と人材の育成

## 第5章 安全で安心なまちづくりに関する意識の普及・啓発と人材の育成

節	項	施策	施策内容	主な所管局
第1節 災害に関する情報の提供と防災意識の普及啓発	第1項 災害に関する情報の提供	1 災害に関する緊急情報等の提供	(1) 防災行政無線同報系の活用	危機管理室2班
			(2) 安全・安心情報の電子メールサービス(ひょうご防災ネット)の運営	危機管理室2班
			(3) 神戸市防災情報ホームページの運営	危機管理室1班
			(4) レインマップこうべ 250(神戸市降雨情報システム)のインターネットでの配信	建設局下水道河川部 保全課
			(5) 河川モニタリングカメラシステム	建設局下水道河川部 河川課
			(6) 河川増水警報システム	
		2 ハザードマップの公開	(1) 洪水ハザードマップ	建設局下水道河川部 河川課
			(2) 土砂災害ハザードマップ	建設局公園砂防部 六甲山整備室
			(3) 地震・津波ハザードマップ ① 全市的な周知 ② 被害が予想される地区への周知	危機管理室3班
			(4) 内水ハザードマップ	建設局下水道河川部 計画課
	3 「神戸JIBANKUN」の充実・公開	建設局道路部 技術管理室		
	第2項 防災意識の普及啓発	1 市民向け啓発	(1) 防災意識の調査 ① 市政アドバイザー制度 ② 市民1万人アンケート	市民参画推進局 参画推進部広聴課
			(2) 防災意識啓発に向けた取り組み ① 出前トーク ② こうべまちづくり学校	危機管理室3班 市民参画推進局 参画推進部広聴課
		2 事業者向け啓発	(1) 事業所での防災訓練の実施	消防局予防部予防課
			(2) 「職場を守る防災マニュアル」の作成・配布	消防局予防部予防課
			(3) ともにつくる安全で安心なまちづくり賞	危機管理室3班
		3 危機管理センターを用いた市民啓発の推進	危機管理室1班	
		第2節 人材の育成	1 市民等の育成	(1) 市民安全推進員
(2) 市民防災リーダー育成	消防局予防部予防課			
(3) 事業所防災リーダーの育成	消防局予防部予防課			
(4) 市民救命士の養成	消防局 市民防災総合センター			
(5) 救急インストラクターの養成	消防局 市民防災総合センター			
(6) 市民防災総合センターの活用	消防局 市民防災総合センター			
2 学校教育との連携	(1) 副読本「しあわせはこぼう」		教育委員会事務局 指導部指導課	
	(2) 防災教育のカリキュラム化			
	(3) 神戸市防災教育支援ガイドブック(BOKOMI スクールガイド)		消防局 予防部予防課 市民防災総合センター	
	(4) 「いのちのコンサート」			
	(5) 地域学習の推進		教育委員会事務局 指導部指導課	
	(6) トライやるウィーク			
3 職員の危機対応力の強化	(1) 職員研修等の充実		危機管理室1班	
	(2) 市民救命士の取得促進	消防局 市民防災総合センター		

節	項	施策	施策内容	主な所管局
第3節 被災による 教訓の継承・ 発信	1	災害経験の記録と継承	(1) 職員震災バンク	危機管理室1班
			(2) 災害対応のハンドブックづくり	危機管理室1班
			(3) 神戸の絆ネットワーク(語り部派遣)	危機管理室1班
			(4) 防災福祉コミュニティなどの国内外への発信	消防局 予防部予防課
			(5) 震災関連文書の保存と発信	企画調整局
	2	イベント等による継承	(1) 市民防災の日	危機管理室3班
			(2) 地域防災シンポジウムの開催	危機管理室1班
			(3) 神戸ルミナリエの開催	産業振興局 観光コンベンション推進室
	3	施設整備等による継承	(1) みなとのもり公園	建設局 公園砂防部計画課

## 第1節 災害に関する情報の提供と防災意識の普及啓発

### 第1項 災害に関する情報の提供

#### 1 災害に関する緊急情報等の提供

##### (1) 防災行政無線同報系の活用

市本部・区本部から、土砂災害、津波情報等の緊急情報（避難勧告、津波警報・津波注意報）や救援・救護情報を、避難所や自主防災組織関係者宅等へ同時多数かつ迅速に伝達するため、防災行政無線同報系を活用する。また、平常時も防災関係情報を定期的に放送することで、日ごろから市民等への防災意識の普及啓発を図る。

##### (2) 安全・安心情報の電子メールサービス（ひょうご防災ネット）の運営

希望する市民の携帯端末等に、緊急情報（地震・津波情報、気象警報）あるいは避難情報等を発信するシステムである「ひょうご防災ネット」を活用し、神戸市の発令する避難勧告等の情報を伝達するサービス（神戸市安全・安心情報の電子メールサービス）を運営する。

##### (3) 神戸市防災情報ホームページの運営

神戸市防災情報ホームページにおいて、災害等緊急時には、緊急情報をリアルタイムで掲載するとともに、平常時には、神戸市の防災・危機管理に関するトピックス等の情報を提供する。

##### (4) レインマップこうべ250（神戸市降雨情報システム）のインターネットでの配信

現在、神戸市レーダ降雨情報システムで観測している降雨情報とともに気象台発表情報、建設局下水道河川部最新情報をインターネットおよび携帯電話を通じ広く市民に提供し、その自主的な防災活動を支援する。

##### (5) 河川モニタリングカメラシステム

河川で増水する危険性が高い箇所に、ネットワークカメラを設置し、河川の流れる様子を撮影し、動画像でパソコンや携帯電話を使って閲覧できるシステムを構築、運営管理する。

増水、洪水の危険性を実感できる動画像を市民に見てもらうことで、確実、迅速な避難を促す。

##### (6) 河川増水警報システム

親水施設がある河川において、大雨・洪水注意報又は警報発令後に回転灯が点灯し、音声で警告するシステムを構築し、運営管理を行う。都賀川増水事故（平成20年7月）を受けて整備したもので、河川利用者のための安全対策として、増水の危険を知らせ、迅速な避難行動を促す。

#### 2 ハザードマップの公開

地震や津波、土砂災害、洪水などの自然災害に関する危険区域や被害想定とともに、避難所の位置、いざという時の対応策やそのための備えを掲載したハザードマップを作成し、印刷物やホームページ等を通じて市民への周知を図ることで、防災意識の高揚を図る。

##### (1) 洪水ハザードマップ

洪水時の浸水状況（浸水区域・浸水の深さ）、避難場所、避難における注意事項、気象情報の入手先等に関する情報を、洪水ハザードマップにより地域の住民にわかりやすく提供する。

事業名	全事業量等
洪水ハザードマップ作成事業	市内の二級河川のうち、水位情報周知河川13河川及び水位情報周知河川以外の48河川で浸水想定を行っており、ハザードマップとして公表済。

## (2) 土砂災害ハザードマップ

土砂災害・水災害に関する危険予想箇所図（土砂災害警戒区域など）や情報収集・伝達方法、避難所の位置や避難方法等を記載したハザードマップを作成し、広報紙 KOBE 等を活用し周知を図る。

また、同様の情報をホームページでも公開する。

事業名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
土砂災害ハザードマップ		適宜更新、周知	広報紙 KOBE 防災特別号発行、ホームページに掲載

## (3) 地震・津波ハザードマップ

地震災害・津波災害に関する被害想定結果に応じて、情報収集・伝達方法、避難所の位置や避難方法等を記載したハザードマップを作成し、周知を図る。

また、内閣府が作成した地震防災マップなど、関係機関が作成する地震や津波に関するハザードマップについても、必要に応じて活用していく。

### ①全市的な周知

東南海・南海地震津波に関しては、広報紙 KOBE（防災特別号）への記事の掲載や、神戸市地震減災ガイドなどで啓発を行うとともに、同様の情報をホームページでも公開する。

### ②被害が予想される地区への周知

津波により浸水が予想される地区において、地域が主体的にとりくむ地域津波防災計画づくりの中で津波防災マップの作成・周知を支援する。

事業名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
津波防災マップ		適宜更新、周知	広報紙 KOBE（防災特別号）発行 神戸市地震減災ガイド ホームページに掲載

## (4) 内水ハザードマップ

下水道の雨水排除能力を上回る降雨により発生する浸水の予想区域や事前の備え、避難所を示した「内水ハザードマップ」を作成・公表する。

事業名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
内水ハザードマップ		内水ハザードマップの作成・公表	

## 3 「神戸 J I B A N K U N」の充実・公開

震災を契機として、神戸の地盤状況や活断層、震災被害と地盤の関係についての調査・研究を進め、その成果を基に地盤データベース「神戸 J I B A N K U N」を整備した。神戸 J I B A N K U N を安全都市づくりに広く活用するため、産学官による「神戸の地盤研究会」を平成 11 年 3 月に設立した。同研究会は平成 22 年度より「神戸の減災研究会」に継承され、地盤災害だけでなく水害に関する研究も進めている。

「神戸 J I B A N K U N」には、平成 22 年度末で約 7,400 本のボーリングデータが登録されており、今後も、データベースの維持管理や情報充実を図る。

また、「神戸 J I B A N K U N」は「神戸の地盤・減災研究会」会員に公開しているほか、こうべまちづくりセンター（こうべまちづくり会館）で公開しており、引き続き、市民への情報提供に努める。

### 1 市民向け啓発

#### (1) 防災意識の調査

市民に対して防災意識の啓発を行うことを目的として、現状の調査を行う。

##### ①市政アドバイザー制度

住民基本台帳及び外国人登録原票から無作為抽出・選任した「市政アドバイザー」約1,000人に対し意識調査、市政セミナー・施設見学会等を実施している。

この制度を活用し、安全に関する意識調査等を実施する。

##### ②市民1万人アンケート

市民1万人アンケートを活用し、安全に対する市民の意識、意見の把握を行う

#### (2) 防災意識啓発に向けた取り組み

##### ①出前トーク

職員が地域に出向き、市民にとって関心のあるテーマなどについて分かりやすく説明を行うとともに、お互いの意見交換を行うことでまちづくりを含めたより良い市政の推進を図る。

##### ②こうべまちづくり学校

協働と参画のまちづくりについて学び考える場である「こうべまちづくり学校」において、防災等の「安全で安心なまちづくり」に関する講座を開講する。最新の知見や地域での実践的な取り組みを踏まえた講座を通して、防災意識の啓発及び地域の自主防災活動を担う人材の育成を図る。さらに、講座の修了生と「神戸市市民安全推進員」を対象に、さらなる人材の育成、地域活動の支援のため「上級コース」を開催する。

##### 【講座内容】

###### ・基礎講座

安全で安心なまちづくりに関する基礎的な内容について学ぶ講座。

###### ・専修講座「安全で安心なまちをつくる」防災・防犯コース

地震、津波、土砂災害など、様々な自然災害に対する防災等についての専門的知識を習得する講座。

###### ・「安全で安心なまちをつくる」上級コース

専修講座の修了生と「神戸市市民安全推進員」を対象として、地域の活動事例の紹介や専門家による地域活動へのアドバイス等、より身近で、より実践的なテーマについて学ぶ講座。

### 2 事業者向け啓発

#### (1) 事業所での防災訓練の実施

事業所での研修や訓練等の実施を通じて、職場での災害等に関する知識の普及、意識の高揚を図るよう働きかける。

また、こうべまちづくり学校等において学習の機会を充実するとともに、講座の時間帯を工夫するなど、働く人々が受講しやすい環境づくりを進める。

#### (2) 「職場を守る防災マニュアル」の作成・配布

職場の防火対策や地震等の防災対策及び、防災訓練や防災教育を実施する際の手引きとして利用できるように「職場を守る防災マニュアル指針」を作成して事務所に配布する。

### (3) ともにつくる安全で安心なまちづくり賞

事業者と市民が一体となって行う顕著な安全で安心なまちづくり活動を表彰することにより、事業者と市民による連携した防災の取り組みを推進し、事業者の意識啓発を図る。



図 ともしつくる安全で安心なまちづくり賞

### 3 危機管理センターを用いた市民啓発の推進

災害時には本部員会議などで使用する危機管理センターの1階部分で、NPO、大学や防災関係機関・団体と協力し、防災に関する取り組み状況などの展示や、研修・講習会などを開催し、市民の防災意識や地域の防災力の向上を図る。

## 第2節 人材の育成

### 1 市民等の育成

#### (1) 市民安全推進員

防災・防犯等の地域の自主的な安全・安心まちづくりの推進を図るため、その担い手となる神戸市市民安全推進員を育成する。

安全・安心に関する専門的知識とあわせて、地域住民と一体となったまちづくりの推進に役立つ実践的な「こうべまちづくり学校」の講座の開催等を通じて、学習した知識・技術等が地域活動に活かすことができる環境づくりを進める。

#### (2) 市民防災リーダー育成

災害時に限らず平常時にも住民の先頭に立って活動を行う市民防災リーダーを30～50世帯に1人を目標として養成する。

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
市民防災リーダー数	30～50世帯に1人	700人/年 累計 13,000人	9,785人 (H22年度末)

#### (3) 事業所防災リーダーの育成

大規模災害時に事業所として、迅速に適切な活動ができるよう、事業所の防災体制の強化と自主保安体制の確立のために災害時に的確な活動ができる体制づくりを推進する。

推進方法としては、法令で防災管理者や自衛消防組織が必要とされる事業所に対して、管理権限者や防火、防災管理者・自衛消防組織の総括管理者が、複雑多様化する防火対象物や防火設備等の高度化への対応、地震災害などの大規模災害やテロ災害に対する的確な対応ができるように、事務所の防火防災体制を向上させるとともに、各消防署においては地域の実情に合わせた防災知識や防災教育に関する講習会を実施して、防火管理者等が防災リーダーとして活動できる環境づくりをすすめる。

#### (4) 市民救命士の養成

民間救急講習団体（FAST）と連携した応急手当の普及を推進するなど、1世帯に1人の市民救命士がいることを理想として、年間約3万人の養成を目指す。

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
市民救命士の養成		3万人/年 累計 57万人	累計 429,815人 (H22年度末)

#### (5) 救急インストラクターの養成

救急インストラクターの有志で組織されたボランティア組織である神戸市民救急ボランティアとの連携を図りつつ、地域や職場で市民救命士講習が実施できる環境づくりを推進するため、地域や職場の救急リーダーとして救急インストラクターの養成を推進する。

#### (6) 市民防災総合センターの活用

市民の防災意識の向上を図るため、市民防災総合センター内の都市災害に対応した訓練施設などを活用し、擬似体験や災害時行動訓練等を実施する。

## 2 学校教育との連携

### (1) 副読本「しあわせはこぼう」

学校園での取組の資料として、子どもたちの震災体験をもとに副読本「しあわせはこぼう」を作成した。子どもたちの発達の段階に沿って小学校低学年用、高学年用、中学校用の3種類がある。構成は子どもたちの作文や絵画を中心に、写真や図表などの資料も交え約50ページで、児童・生徒が主体的に考えたり、調査したりできるよう工夫している。

また、阪神・淡路大震災では、すまいやまちの安全の重要性が再認識されたことから、今後もすまい・まちづくりに関する資料の活用を進める。

### (2) 防災教育のカリキュラム化

大震災の体験を風化させず、今後の神戸の教育の創成にいかすために、各学校において防災教育の推進を図る。このため、防災教育資料の活用、学習指導計画の作成、防災教育の研究と実践を進める。

### (3) 神戸市防災教育支援ガイドブック(BOKOMI スクールガイド)

地域と学校が連携して活動することを支援することで、未来を担う子供達へ防災知識を高めると共に、地域の活性化につなげようと、共通の防災教育のツール「BOKOMI スクールガイド」を作成した。各地域でこのガイドブックを活用し、地域と学校が連携した防災教育を進めていくよう支援していく。

### (4) 「いのちのコンサート」

震災を体験していない次の世代を担う子供たちに『震災の教訓』と“いのちの大切さ”を伝えるための防災教育として、市内の小・中学校等で『♥いのちのコンサート』を実施する。

### (5) 地域学習の推進

体験学習等を通じて、地域の人的・物的教育資源の積極的活用、地域学習を進める中でまちづくりに関心をもち、復興の歩みを学び、神戸を愛する心を育てる。

### (6) トライやるウィーク

平成10年度より、地域の中で子どもたちが体験活動を通じて豊かな感性や創造性などを高め、自分なりの生き方を模索し、生きる力を育む取り組みとして「トライやる・ウィーク」が市立中学校の2年生の生徒全員を対象として実施されている。

## 3 職員の危機対応力の強化

### (1) 職員研修等の充実

新規採用職員向け研修や新任係長研修等で危機管理に関する基礎知識に関する講義を実施する。

### (2) 市民救命士の取得促進

職員の市民救命士等の資格の取得を促進する。

## 第3節 被災による教訓の継承・発信

### 1 災害経験の記録と継承

#### (1) 職員震災バンク

神戸市職員の災害対応を継承するため、阪神・淡路大震災における災害対応にあった職員のデータベースとして作られた「神戸市職員震災バンク」を活用しながら、震災を経験していない職員への継承に一層努めていく。

#### (2) 災害対応のハンドブックづくり

震災の経験を踏まえ、その後の災害対応の経験や知見を踏まえた、職員必携の「ハンドブック」を、危機管理センターの稼動を踏まえて改定する。

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
災害対応の手引きの作成		H23～24年度に3万冊作成	

#### (3) 神戸の絆ネットワーク（語り部派遣）

神戸市職員（退職者を含む）や市民による震災の語り継ぎを行う職員震災バンク、NPO「神戸の絆2005」、神戸防災技術者の会（K-TEC）、震災10年神戸からの発信かけ橋事業市民スタッフに対する全国からの派遣要請を仲介する。

#### (4) 防災福祉コミュニティなどの国内外への発信

阪神・淡路大震災を教訓として生まれた防災福祉コミュニティの理念や取組みを、研修や視察の受入れ等を通じて、広く国内外へ発信していく。

#### (5) 震災関連文書の保存と発信

阪神・淡路大震災に関係する市の公文書について、市民や市内外の研究者、行政関係者などに幅広く活用されるよう本格的な整理を行い、震災から得た経験や教訓などを活かしていく。

### 2 イベント等による継承

#### (1) 市民防災の日

1月17日を市民防災の日とするなど、震災の教訓の継承、発信に努める。

#### (2) 地域防災シンポジウムの開催

震災の教訓を風化させることなく、次世代に引き継いでいくとともに、様々な防災情報を全国に向けて発信するため、毎年1月に地域防災シンポジウムを開催する。

#### (3) 神戸ルミナリエの開催

震災で亡くなられた方への鎮魂、都市の復興・再生への夢と希望を託し、平成7年から毎年、12月初旬～中旬の約2週間、旧居留地を中心に「神戸ルミナリエ」を開催しており、震災の記憶を継承する催しとなっている。

### 3 施設整備等による継承

阪神・淡路大震災による災害を文化として後世まで継承し、これらの情報を全世界に発信し続けるためには、その中核となる拠点が必要となる。これまでに東遊園地の慰霊と復興のモニュメントの整備やメリケンパークをはじめ被災部の保存などがされており、引き続き、施設整備等による情報発信に努める。

#### (1) みなとのもり公園

震災の経験と教訓を後世の人々に継承するため、神戸のまちが復興から発展へと前進する姿を木々の生長とともに見つめていく「つくり続ける公園」を基本理念に、復興の記念事業として整備する。また、震災の教訓を生かし、近隣の市役所・東遊園地と連携した防災公園として整備する。

事業名	全事業量等	H23-27年度	備考(実績等)
みなとのもり公園の整備		みなとのもり公園運営会議とともに公園のルールづくり、イベントの開催	<ul style="list-style-type: none"><li>・市民・団体・NPO等からなる懇話会で基本設計を策定し、整備を行う(H16~21年度)。</li><li>・平成22年1月17日開園(5.6ha)</li><li>・平成22年3月27日みなとのもり公園運営会議発足</li></ul>

総則資料 2-1

過 去 の 地 震

有史以来の神戸での地震についてその震源地、神戸での震度階級等を調査した。

その結果は、次のとおりである。

1925年以前の地震で、神戸市に影響を与えたと考えられる震度階級 以上の地震は、別表1のとおりである。別表2は、1926年（神戸海洋気象台で大森式強震計による観測の実施開始年）以後で、神戸市での震度階級 以上の地震である。

また、発生年の上段及び発生月日は西暦で、発生年の下段（ ）書きは日本暦で表示した。

別表1で、

「神戸市での震度階級」は、日本被害地震総覧（宇佐美龍夫、東京大学出版会 昭和50年）に記載されている震度階級マップによった。震度階級マップがない場合は、次の経験式により計算し、\*を付した。

$$\text{(震度階V)} \quad 10g R v = 0.5M - 1.85$$

$$\text{(震度階)} \quad 10g R iv = 0.41M - 0.75$$

R .....求める震度階級範囲の半径                    M.....マグニチュード

「地震番号」に付した\*1、\*2、\*3、はそれぞれの文献等による。

\*1は、新編日本被害地震総覧（宇佐美龍夫、東京大学出版会 昭和62年）

\*2は、兵庫県災害史（昭和29年3月）

\*3は、寺島前神戸大学理学部教授より選定されたものである。

無印は、理科年表（丸善 平成6年版）

別表2については、

(1) 日本付近の地域・海域別の被害地震・津波地震の表及び震度分布図（気象庁 昭和58年3月）

(2) 地震月報（気象庁）

(3) 近畿・中国・四国の有感地震（大阪管区気象台 平成2年3月）

を参考にした。

総則資料 2-1

(別表1)

番号	発生年	発生 月日 時分	震央地域		地震の 規模 (M)	神戸で の震度 階級	地震名	備考
			地名	北緯 東経				
*1 1	599 (推古7年)	5.28	大和		7.0	*		奈良付近を震央 とした場合
*1 2	684 (天武13年)	11.29 22.	室戸岬沖	32 1/4 ~ 33 1/4 135.5 ~ 135.0	8 1/4	*		
*3 3	701 (大宝元年)	5.12	京都府 北部沿岸	35.6 135.4	7.0	*		
*3 4	734 (天平6年)	5.18	奈良県 東南部	34.3 136.1	7.0	*		
5	745 (天平17年)	6.5	岐阜県 南西部	35.4 136.5	7.9	*		
6	827 (大長4年)	8.11	京都府南部	35.0 135 3/4	6.5 ~ 7.0	* V		
7	868 (貞観10年)	8.3	兵庫県南部	34.8 134.8	7.0	* V		
8	887 (仁和3年)	8.26 16.	紀伊半島沖	33.0 135.3	8.0 ~ 8.5	* V		
9	938 (天慶元年)	5.22 20 ~ 22	京都府南部	35.0 135.8	7.0	*		西宮付近 までの震 度階V
10	976 (貞元元年)	7.22 16.	京都府南部	34.9 135.8	6.7	*		
*3 11	1038 (長暦元年)	1.30	和歌山県 東部	34.3 135.6	6.7	*		
12	1070 (延久2年)	12.1 夜半	京都府南部	34.8 135.8	6.0 ~ 6.5	*		
*1 13	1096 (嘉保3年)	12.17 8.	遠州灘	33.75 ~ 34.25 137 ~ 138	8.0 ~ 8.5	* V		
*1 14	1099 (承德3年)	2.22 6.	紀伊半島沖	32.5 ~ 33.5 135 ~ 136	8.0 ~ 8.3	*		
15	1177 (治承元年)	11.26 2.	奈良県北部	34.7 135.8	6.0 ~ 6.5	*		
16	1185 (文治元年)	8.13 12.	滋賀県中部	35.0 135.8	7.4	*		
17	1317 (文保元年)	2.24 4.	京都府東部	35.0 135.8	6.5 ~ 7.0	*		
18	1331 (元弘元年)	8.15	紀伊水道	33.7 135.2	7.0	*		
19	1361 (正平16年)	8.3 4.	紀伊半島沖	33.0 135.0	8 1/4 ~ 8.5	* V		
20	1449 (宝徳元年)	5.13 8.	京都府南部	35.0 135 3/4	5 3/4 ~ 6.5	*		
21	1494 (明応3年)	6.19 12.	奈良県西部	34.6 135.7	6.0	*		
22	1498 (明応7年)	9.20 8.	遠州灘	34.0 138.0	8.2 ~ 8.4	* V		
23	1510 (永正7年)	9.21 4.	奈良県西部	34.6 135.6	6.5 ~ 7.0	*		

番号	発生年	発生 月 日 時 分	震央地域		地震の 規模 (M)	神戸で の震度 階級	地震名	備考	
			地名	北緯 東経					
24	1579 (天正7年)	2.25 10.	大阪府中部	34.7 135.5	6.0	* V			
25	1586 (天正13年)	1.18 23.	福井県東部	36.0 136.9	7.8	* IV			
26	1596 (慶長元年)	9.5 0.	京都府南部	34.65 135.6	7 1/2	V	伏見地震		
27	1605 (慶長9年)	2.3 20.	室戸岬沖	33.0 134.9	7.9	*	慶長地震		
28		2.3 20.	房総半島 南東沖	33.5 138.5	7.9				
29	1662 (寛文2年)	6.16 12.	滋賀県西部	35.2 135.95	7 1/4~ 7.6	* V		震度階級 Vは北区 の一部	
30	1707 (宝永4年)	10.28 14.	紀伊半島沖	33.2 135.9	8.4	V	宝永地震		
*1 31	1711 (正徳元年)	12.20 15.	香川県北部	34.3 134.0	6.7	*			
32	1751 (宝暦元年)	3.26 14.	京都府南部	35.0 135.8	5.5~ 6.0	* IV			
33	1819 (文政2年)	8.2 14.	滋賀県中部	35.2 136.3	7 1/4	*			
34	1830 (天保元年)	8.19 16.	京都府南部	35.1 135.6	6.5	*			
35	1854 (安政元年)	7.9 2.	三重県西部	34.75 136.0	7 1/4				
36	1854 (安政元年)	12.23 9.	遠州灘	34.0 137.8	8.4	V	安政東海 地震		
37		12.24 16.	紀伊半島沖	33.0 135.0	8.4	V	安政南海 地震		
*1 38	1864 (文久4年)	3.6 1.	兵庫県中部	35.0 134.8	6 1/4	*			
39	1891 (明治24年)	10.28 6.38	愛知県 岐阜県	35.6 136.6	8.0	V	濃尾地震		
40	1899 (明治32年)	3.7 9.55	紀伊半島 南東沖	34.1 136.1	7.0				
*2 41	1899 (明治32年)	7.28 19.19	六甲山				有馬鳴動 この震度階級は*2の文 献によった。	7月から約1 年間六甲山地 は鳴動が続い た。	
42	1909 (明治42年)	8.14 15.31	滋賀県 姉川付近	35.4 136.3	6.8	~ V	江濃(姉 川)地震		
43	1916 (大正5年)	11.26 15.7	明石海峡	34.6 135.0	6.1	* V			
44	1925 (大正14年)	5.23 11.9	但馬東部	35.6 134.8	6.8		北但馬 地震		
45	1923 (大正12年)	9.1 11.58	関東南部	35.1 139.5	7.9		関東大地 震		

神戸での震度階級は神戸海洋気象台の記録(『近畿・中国・四国の有感地震』)によるとIであるが、我が国での特に顕著な被害地震であるので欄外に記載した。

番号	発生年	発生 月日 時分	震央地域		地震の 規模 (M)	神戸で の震度 階級	地震名	備考	
			地名	北緯 東経					
46	1927 (昭和2年)	3. 7 18.27	京都府北部	35.32 135.09	7.3		北丹後 地震	余震：震度階 級 1回	
47	1936 (昭和11年)	2.21 10. 8	奈良県北部	34.35 135.43	6.4		河内大和 地震		
48		12.24 22.49	淡路島	34.34 135.02	4.4			震源地： 明石海峡	
49	1938 (昭和13年)	1.12 0.12	紀伊水道 南部	33.35 135.04	6.8				
50	1940 (昭和15年)	1. 1 8.42	大阪湾	34.25 135.00	5.1				
51	1940 (昭和15年)	11.18 21.47	和歌山県 中部	33.56 135.25	6.3				
52	1943 (昭和18年)	3. 4 19.13	鳥取県東部	35.26 134.13	6.2			余震：震度階 級 1回	
53		9.10 17.37	鳥取県東部	35.31 134.05	7.2		鳥取地震	余震：震度階 級 2回	
54	1944 (昭和19年)	7.29 16.13	兵庫県 南東部	34.39 135.12	5.1			震源地： 西区付近	
55		12. 7 13.35	紀伊半島 南東沖	33.48 136.37	7.9		東南海 地震		
56	1945 (昭和20年)	1.13 3.38	三河湾	34.41 137.04	6.8		三河地震	余震：震度階 級 1回	
57	1946 (昭和21年)	12.21 4.19	紀伊半島 南方沖	33.02 135.37	8.0		南海 地震		
58	1948 (昭和23年)	4.18 1.11	紀伊半島 南方沖	33.17 135.37	7.0				
59		6.15 20.44	和歌山県 南部	33.45 135.24	6.7		日高川 地震		
60		6.28 16.13	福井県中部	36.10 136.12	7.1		福井地震		
61	1949 (昭和24年)	1.20 22.24	兵庫県北部 沿岸	35.37 134.32	6.3				

総則資料 2-1

(別表2)

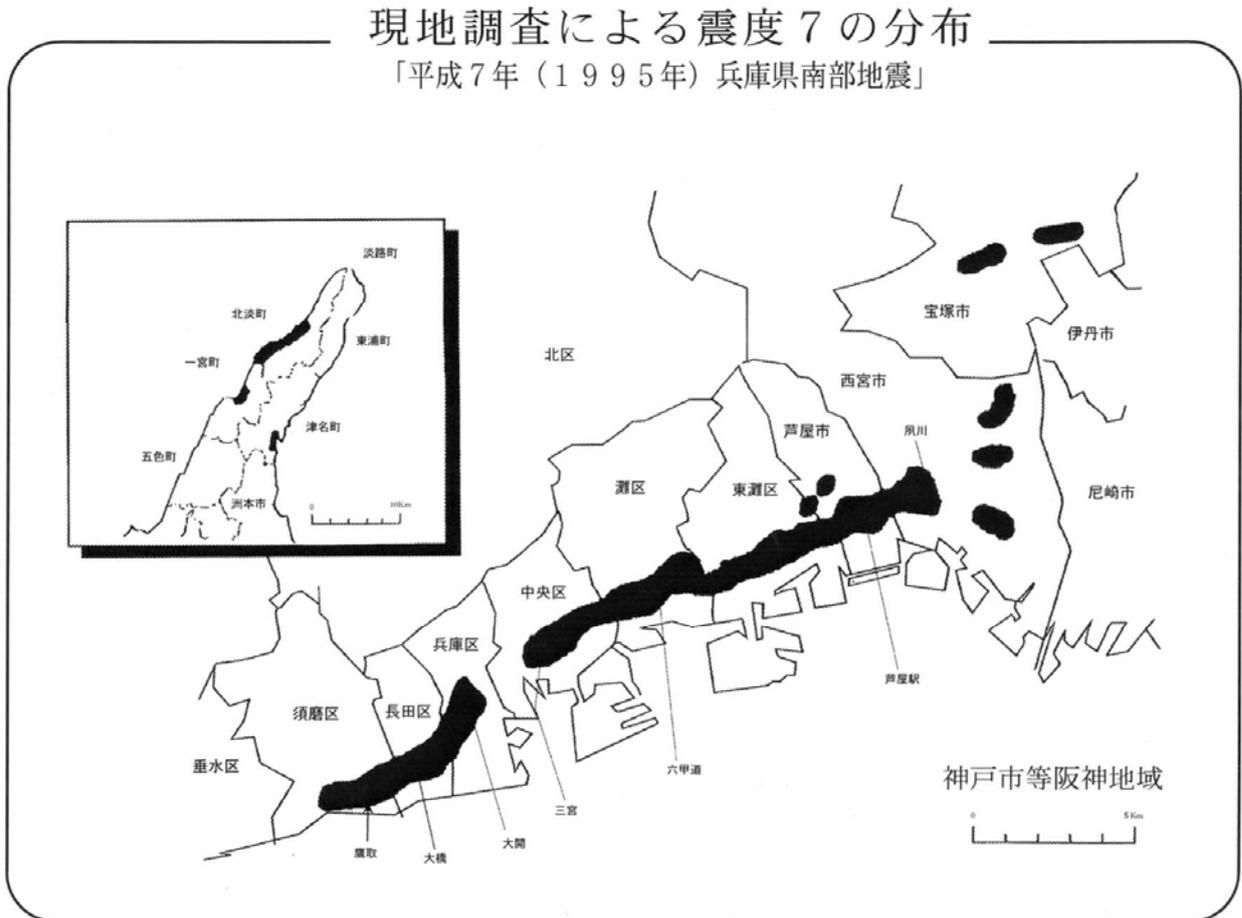
番号	発生日年	発 生 月 日 時 分	震央地域		地震の規模 (M)	神戸での震度 階級	地震名	備考
			地名	北緯 東経				
62	1950 (昭和25年)	4.26 16.05	奈良県南部	33.55 135.40	6.5		-	
63	1950 (昭和25年)	11.6 2.37	四国地方 南東沖	33.27 134.50	6.7		-	
64	1952 (昭和27年)	2.3 21.25	淡路島	34.38 134.56	4.4		-	震源地： 明石付近
65		7.18 1.10	奈良県北部	34.27 135.47	6.8		吉野地震	
66	1961 (昭和36年)	5.7 21.14	兵庫県 南西部	35.06 134.25	5.9		-	
67		8.19 14.35	福井・岐阜 県境	36.01 136.46	7.0		北美濃 地震	
68	1962 (昭和37年)	1.4 13.35	和歌山県 南部	33.38 135.13	6.4		-	
69	1962 (昭和37年)	4.25 5.38	淡路島	34.31 134.55	4.7		-	震源地：淡 路島北部
70	1963 (昭和38年)	3.27 6.34	若狭湾東部	35.47 135.46	6.9		越前岬沖地 震	
71	1965 (昭和40年)	7.20 13.4	大阪湾	34.38 135.07	4.5		-	震源地： 淡路島北部
72	1968 (昭和43年)	4.1 9.42	日向灘	32.17 132.32	7.5		日向灘地震	
73	1969 (昭和44年)	9.9 14.15	岐阜県 南東部	35.47 137.04	6.6		-	
74	1973 (昭和48年)	11.25 13.25	和歌山県 中部	33.51 135.25	5.9		-	
75	1974 (昭和49年)	1.18 13.3	兵庫県 南東部	34.46 135.05	4.1		-	震源地： 西区付近
76		12.6 20.57	和歌山県 中部	34.02 135.32	4.6		-	
77	1984 (昭和59年)	5.30 9.39	兵庫県 南西部	34.57 134.36	5.6		-	震源地： 山崎町付近
78	1985 (昭和60年)	7.25 9.24	四国地方 南東沖	33.42 134.46	5.2		-	
79	1995 (平成7年)	1.17 5.46	淡路島付近	34.36 135.02	7.3		兵庫県 南部地震	淡路島及び阪 神地域の一部 で震度 別図参照
80		1.17 5.49	大阪湾	34.37 135.05	4.2			
81		1.17 5.49	兵庫県 南東部	34.39 135.07	4.5			
82		1.17 5.50	兵庫県 南東部	34.39 135.08	5.2			
83		1.17 5.52	兵庫県 南東部	34.40 135.09	4.0			
84		1.17 5.53	兵庫県 南東部	34.41 135.09	5.0			
85		1.17 7.38	兵庫県 南東部	34.47 135.27	5.4			
86		1.17 8.30	淡路島付近	34.35 135.00	4.8			
87		1.17 8.58	淡路島付近	34.35 135.01	4.7			
88	1995 (平成7年)	1.17 9.19	兵庫県 南東部	34.42 135.12	3.7			
89		1.17 12.25	大阪湾	34.39 135.08	3.5			
90		1.17 13.5	兵庫県 南東部	34.41 135.10	4.8			
91		1.17 23.3	兵庫県 南東部	34.42 135.13	3.6			

番号	発生年	発 生 月 日 時 分	震央地域		地震の規 模 (M)	神戸で の震度 階級	地震名	備考
			地名	北緯 東経				
92	1995 (平成7年)	1.18 0.51	兵庫県 南東部	34.41 135.11	4.8			
93		1.18 5.25	兵庫県 南東部	34.42 135.11	4.5			
94		1.18 6.50	兵庫県 南東部	34.41 135.10	4.6			
95		1.19 5.12	兵庫県 南東部	34.40 135.10	3.5			
96		1.19 10.36	大阪湾	34.44 135.17	4.0			
97		1.20 15.38	兵庫県 南東部	34.42 135.13	3.6			
98		1.21 21.12	淡路島付近	34.34 134.60	4.3			
99		1.23 6.2	淡路島付近	34.32 134.54	4.7			
100		1.23 21.44	兵庫県 南東部	34.48 135.19	4.3			
101		1.25 23.15	兵庫県 南東部	34.47 135.18	5.1			
102		1.28 8.6	兵庫県 南東部	34.41 135.10	2.8			
103		2.2 16.19	兵庫県 南東部	34.41 135.09	4.2			
104		2.18 21.37	淡路島付近	34.26 134.49	5.0			
105		1995 (平成7年)	9.9 0.39	紀伊水道	33.46 135.10	4.5		
106	9.12 6.30		兵庫県 南東部	34.42 135.12	3.9			
107	10.14 2.4		大阪湾	34.38 135.07	4.7			
108	1997 (平成9年)	5.14 2.37	兵庫県 南東部	34.44 135.15	3.3			
109	1999 (平成11年)	7.15 19.25	大阪湾	34.39 135.08	3.9			
110		8.21 5.33	和歌山県 北部	34.02 135.28	5.6			
111	2000 (平成12年)	10.6 13.30	鳥取県 西部	35.16 133.21	7.3	鳥取県 西部地震	震源地： 鳥取県西部	
112		10.31 1.42	三重県 中部	34.18 136.19	5.7			
113	2001 (平成13年)	3.24 15.27	安芸灘	34.08 132.42	6.7	芸予地震	震源地： 安芸灘	
114		8.25 22.21	京都府 南部	35.09 135.40	5.4			
115	2004 (平成16年)	9.5 19.07	三重県南東沖	33.02 136.48	7.3			
116		9.5 23.57	三重県南東沖	33.08 137.08	7.4			
117	2005 (平成17年)	2.14 00.22	兵庫県南東部	34.41 135.08	4.1			
118	2008 (平成20年)	4.17 00.58	大阪湾	34.37 135.04	4.1			
119	2009 (平成21年)	2.18 06.47	岐阜県美濃 中西部	35.40 136.19	5.2			

注 この地震の表は、寺島前神戸大学理学部教授、神戸海洋気象台が作成した。

総則資料 2-1

兵庫県南部地震 現地調査による震度7の分布



## 総則資料 2-2

### 神戸市域における地震災害の危険性と被害の特徴

#### 1. 趣 旨

阪神・淡路大震災をはじめとする過去の地震災害の状況等をふまえて、今後発生しうる地震被害を想定し、防災対策の参考とする。(この地震被害想定結果は、兵庫県地震被害想定調査(平成11年3月)に基づくものである。)

#### 2. 内 容

##### 1 地震発生の危険性

###### (1) 海洋性地震

###### 南海地震

過去に南海沖ではM 8を超える南海地震が繰り返し発生しており、古文書等で684年、887年、1099年、1361年、1605年、1707年、1854年、1946年に起きたことが知られている。こうした意味で、比較的サイクルがわかっている地震である。

前回の「南海地震」からは既に半世紀が経過しており、前回の規模が比較的小さかったことから、今回は比較的早まるのではないかという意見もあり、また、発生時には広範囲に及ぶ被害が予想される。なお、南海地震が起きる直前若しくは2年程度前に震源より東の海上で大地震が発生するパターンが多いことが注目される。(1854年-1854年、1944年-1946年など)

###### (2) 内陸直下型地震

###### 有馬高槻構造線～六甲断層帯地震

###### ア 有馬高槻構造線

有馬高槻構造線は、神戸・阪神地域の北部から京都府まで東西に走る断層である。活動度はB級(0.1～1mm/年)で、最近のトレンチ調査により1596年の慶長伏見地震の震源断層であった可能性が指摘されている。

###### イ 六甲断層帯

六甲断層帯は、六甲山地から淡路島北部付近に分布する断層の総称であり、活動度B級(0.1～1mm/年)の断層だけでも、野島断層、東浦断層、仮屋断層、須磨断層、横尾山断層、会下山断層、和田岬断層、諏訪山断層、布引断層、五助橋断層、大月断層、芦屋断層、甲陽断層など多数存在する。これらは、過去に大きな地震を起こしたという文献上の記録はなかったが、野島断層をはじめ少なくとも一部の断層は、1995年の『兵庫県南部地震』の震源となったことにより、これまで蓄積されてきたエネルギーは解放されたと考えられる。一方、六甲断層帯のうち今回動かなかった断層については、将来、今回の地震サイクルとは別に、あるいは有馬高槻構造線と連動して動く可能性がないわけではない。なお、最近のトレンチ調査で、野島断層は約2000年前、東浦断層は1596年の慶長伏見地震の際に活動した可能性が指摘されている。

###### 山崎断層

山崎断層は、県南西部の播磨地域から岡山県に至る断層で、1968年に活断層であることが発見されて以来、微小地震の集中現象と合わせて注目されるようになった。活動度はB級で、県が実施した調査結果では、山崎断層の最新の活動時期は、播磨国地震(868年)に相当すること、活動周期は千数百年から二千数百年であること等の可能性が明らかとなっている。

###### 中央構造線地震

中央構造線は、日本で最も大きな活断層で活動度も高いが、伊予灘から紀伊半島までの間の地域では、文献上地震の発生の記録が見当たらない。最近のトレンチ調査によって、徳島県付近では1596年の慶長伏見地震の際に活動した可能性が指摘されているが、この付近のずれの速度から考えてM 8クラスの地震が発生しても不思議ではない。

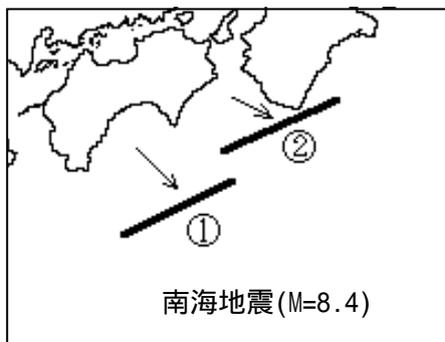
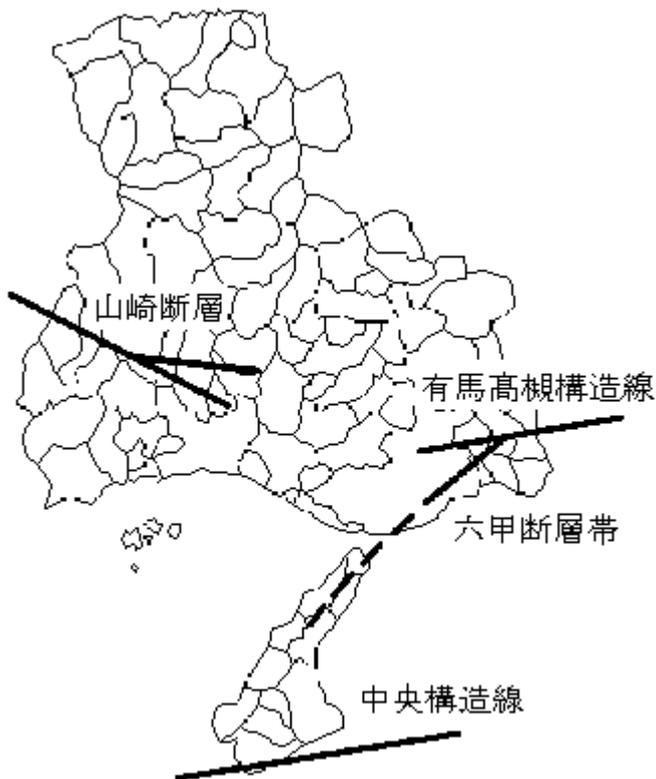
## 2 想定地震

神戸市内に大きな影響を及ぼすことが予想される地震のうち、現時点での発生可能性を考慮して、南海地震、有馬高槻構造線～六甲断層帯地震、山崎断層地震、中央構造線地震の被害を想定する。

### (1) 想定地震の概要

想定地震	想定震源地	想定規模
南海地震	紀伊半島沖	M8.4
有馬高槻構造線 ～六甲断層帯地震	有馬高槻構造線 ～六甲断層帯	M7.7
山崎断層地震	山崎断層	M7.7
中央構造線地震	淡路南縁断層帯付近	M8.0

想定地震の断層モデル図



(2) 地震被害の想定条件

風速 3.0m/s

地震の発生時期

季節・時刻による変動が大きい、火災による被害(全出火数、延焼出火数、焼失建物)、人的被害(死者数、負傷者数)については、季節別・時刻別に想定を行った。

ア 季節

夏、春・秋、冬

イ 時刻

時刻	設定時刻における住民の状況
3～4時	ほとんどの住民が自宅で就寝している。建物倒壊による被害が最大となる。
8～9時	朝のラッシュ時。鉄道事故による被害が最大となる。
10～11時	午前中のオフィスアワー
12～13時	昼食時。一時的に屋内人口と出火率が増加する。
16～17時	屋外人口最大時。道路災害、ブロック塀等倒壊、落下物による被害が最大となる。
18～19時	夕食時。出火率が最大となる。

(3) 津波被害の想定条件

地震対策編(南海地震津波対策)を参照すること。

3 想定結果と被害の特徴

(1) 南海地震

南海地震は、これまでのパターンから考えて、21世紀前半に発生する可能性が極めて高く、十分な警戒が必要である。

建物被害及び避難者数(神戸市全体)

木造建物全壊数	木造建物半壊数	非木造建物全壊数	非木造建物半壊数	避難者数
33	387	0	0	549

火災(神戸市全体)

項目		3～4時	8～9時	10～11時	12～13時	16～17時	18～19時
夏	炎上出火件数	7	7	7	7	7	7
	延焼件数	1	1	1	1	1	1
	焼失棟数	1,307	1,307	1,307	1,307	1,307	1,307
春・秋	炎上出火件数	7	7	7	7	7	7
	延焼件数	1	1	1	1	1	1
	焼失棟数	1,307	1,307	1,307	1,307	1,307	1,307
冬	炎上出火件数	7	12	12	14	14	16
	延焼件数	1	5	5	6	6	7
	焼失棟数	1,307	5,282	5,282	6,048	6,048	6,746

死者数（神戸市全体）

	項 目	3～4時	8～9時	10～11時	12～13時	16～17時	18～19時
夏	建物被害	1	1	2	3	0	1
	火災延焼	72	60	60	66	55	63
	鉄道事故	0	95	32	24	56	91
	道路災害	0	0	0	0	0	0
	ブロック塀等倒壊	0	4	6	2	6	3
	落下物	0	0	0	0	0	0
	合 計	73	160	100	95	117	158
春・秋	建物被害	1	1	2	3	0	1
	火災延焼	72	60	60	66	55	63
	鉄道事故	0	95	32	24	56	91
	道路災害	0	0	0	0	0	0
	ブロック塀等倒壊	0	4	6	2	6	3
	落下物	0	0	0	0	0	0
	合 計	73	160	100	95	117	158
冬	建物被害	1	1	2	3	0	1
	火災延焼	72	240	240	296	251	321
	鉄道事故	0	95	32	24	56	91
	道路災害	0	0	0	0	0	0
	ブロック塀等倒壊	0	4	6	2	6	3
	落下物	0	0	0	0	0	0
	合 計	73	340	280	325	313	416

負傷者数（神戸市全体）

	項 目	3～4時	8～9時	10～11時	12～13時	16～17時	18～19時
夏	建物被害	68	59	61	67	55	61
	火災延焼	274	227	228	253	210	240
	鉄道事故	0	850	294	208	494	817
	道路災害	0	2	2	2	2	2
	ブロック塀等倒壊	0	64	96	32	96	48
	落下物	0	0	0	0	0	0
	合 計	342	1,202	681	562	857	1,168
春・秋	建物被害	68	59	61	67	55	61
	火災延焼	274	227	228	253	210	240
	鉄道事故	0	850	294	208	494	817
	道路災害	0	2	2	2	2	2
	ブロック塀等倒壊	0	64	96	32	96	48
	落下物	0	0	0	0	0	0
	合 計	342	1,202	681	562	857	1,168
冬	建物被害	68	59	61	67	55	61
	火災延焼	274	913	912	1,123	955	1,217
	鉄道事故	0	850	294	208	494	817
	道路災害	0	2	2	2	2	2
	ブロック塀等倒壊	0	64	96	32	96	48
	落下物	0	0	0	0	0	0
	合 計	342	1,888	1,365	1,432	1,602	2,145

・津波被害は地震対策編（南海地震津波対策）を参照すること。

(2) 有馬高槻構造線～六甲断層帯地震

有馬高槻構造線～六甲断層帯地震は、今回の兵庫県南部地震と最も類似した条件の下で起こる地震である。阪神間北部を中心に多数の家屋倒壊、火災の発生、海岸部を中心とした地盤の液状化現象、ライフラインや交通網の寸断など、阪神・淡路大震災を上回る都市型の大災害が発生する恐れがあり、軟弱地盤が分布している地域は特に注意が必要である。

建物被害及び避難者数（神戸市全体）

木造建物全壊数	木造建物半壊数	非木造建物全壊数	非木造建物半壊数	避難者数
43,003	29,000	17,319	8,530	128,236

火災（神戸市全体）

項 目		3～4時	8～9時	10～11時	12～13時	16～17時	18～19時
夏	炎上出火件数	15	24	24	29	25	38
	延焼件数	6	14	14	18	15	27
	焼失棟数	1,758	4,101	4,101	5,947	4,483	8,046
春・秋	炎上出火件数	29	53	53	61	59	85
	延焼件数	18	40	40	48	46	70
	焼失棟数	5,947	12,180	12,180	14,146	13,870	20,665
冬	炎上出火件数	61	119	119	142	130	196
	延焼件数	48	102	102	125	113	177
	焼失棟数	14,146	28,094	28,094	32,697	30,246	42,924

死者数（神戸市全体）

項 目		3～4時	8～9時	10～11時	12～13時	16～17時	18～19時
夏	建物被害	3,118	2,965	3,357	3,715	2,740	3,131
	火災延焼	98	196	203	310	198	409
	鉄道事故	0	639	220	155	371	612
	道路災害	0	2	2	2	2	2
	ブロック塀等倒壊	0	87	98	57	116	68
	落下物	0	2	3	1	5	1
	合 計	3,216	3,891	3,883	4,240	3,432	4,223
春・秋	建物被害	3,118	2,965	3,357	3,715	2,740	3,131
	火災延焼	329	576	600	791	611	1,064
	鉄道事故	0	639	220	155	371	612
	道路災害	0	2	2	2	2	2
	ブロック塀等倒壊	0	87	98	57	116	68
	落下物	0	2	3	1	5	1
	合 計	3,447	4,271	4,280	4,721	3,845	4,878
冬	建物被害	3,118	2,965	3,357	3,715	2,740	3,131
	火災延焼	159	1,376	1,469	1,903	1,377	2,192
	鉄道事故	0	639	220	155	371	612
	道路災害	0	2	2	2	2	2
	ブロック塀等倒壊	0	87	98	57	116	68
	落下物	0	2	3	1	5	1
	合 計	3,277	5,071	5,149	5,833	4,611	6,006

負傷者数（神戸市全体）

	項 目	3～4時	8～9時	10～11時	12～13時	16～17時	18～19時
夏	建物被害	13,979	12,893	14,273	15,791	11,925	13,620
	火災延焼	370	740	772	1,181	752	612
	鉄道事故	0	5,754	1,988	1,396	3,335	5,517
	道路災害	1	20	19	17	20	19
	ブロック塀等倒壊	0	452	509	297	603	354
	落下物	0	10	15	5	25	5
	合 計	14,350	19,869	17,576	18,687	16,660	20,127
春・秋	建物被害	13,979	12,893	14,273	15,791	11,925	13,620
	火災延焼	1,254	2,195	2,280	3,007	2,327	4,041
	鉄道事故	0	5,754	1,988	1,396	3,335	5,517
	道路災害	1	20	19	17	20	19
	ブロック塀等倒壊	0	452	509	297	603	354
	落下物	0	10	15	5	25	5
	合 計	15,234	21,324	19,084	20,513	18,235	23,556
冬	建物被害	13,979	12,893	14,273	15,791	11,925	13,620
	火災延焼	604	5,228	5,584	7,229	5,233	8,327
	鉄道事故	0	5,754	1,988	1,396	3,335	5,517
	道路災害	1	20	19	17	20	19
	ブロック塀等倒壊	0	452	509	297	603	354
	落下物	0	10	15	5	25	5
	合 計	14,584	24,357	22,388	24,735	21,141	27,842

(3)山崎断層地震

山崎断層地震は、播磨地域を中心としてかなりの数の家屋倒壊や火災の発生、ライフラインなどへの大きな被害の発生が予想される。

建物被害及び避難者数（神戸市全体）

木造建物全壊数	木造建物半壊数	非木造建物全壊数	非木造建物半壊数	避難者数
0	64	0	0	84

火災（神戸市全体）

	項 目	3～4時	8～9時	10～11時	12～13時	16～17時	18～19時
夏	炎上出火件数	0	0	0	0	0	0
	延焼件数	0	0	0	0	0	0
	焼失棟数	0	0	0	0	0	0
春・秋	炎上出火件数	0	0	0	0	0	0
	延焼件数	0	0	0	0	0	0
	焼失棟数	0	0	0	0	0	0
冬	炎上出火件数	0	0	0	0	0	0
	延焼件数	0	0	0	0	0	0
	焼失棟数	0	0	0	0	0	0

死者数（神戸市全体）

	項 目	3～4時	8～9時	10～11時	12～13時	16～17時	18～19時
夏	建物被害	0	0	0	0	0	0
	火災延焼	0	0	0	0	0	0
	鉄道事故	0	97	32	24	56	92
	道路災害	0	0	0	0	0	0
	ブロック塀等倒壊	0	17	20	11	23	12
	落下物	0	0	0	0	0	0
	合 計	0	114	52	35	79	104
春・秋	建物被害	0	0	0	0	0	0
	火災延焼	0	0	0	0	0	0
	鉄道事故	0	97	32	24	56	92
	道路災害	0	0	0	0	0	0
	ブロック塀等倒壊	0	17	20	11	23	12
	落下物	0	0	0	0	0	0
	合 計	0	114	52	35	79	104
冬	建物被害	0	0	0	0	0	0
	火災延焼	0	0	0	0	0	0
	鉄道事故	0	97	32	24	56	92
	道路災害	0	0	0	0	0	0
	ブロック塀等倒壊	0	17	20	11	23	12
	落下物	0	0	0	0	0	0
	合 計	0	114	52	35	79	104

負傷者数（神戸市全体）

	項 目	3～4時	8～9時	10～11時	12～13時	16～17時	18～19時
夏	建物被害	11	9	8	9	8	9
	火災延焼	0	0	0	0	0	0
	鉄道事故	0	860	298	210	500	826
	道路災害	0	2	2	2	2	2
	ブロック塀等倒壊	0	120	143	78	164	85
	落下物	0	0	0	0	0	0
	合 計	11	991	451	299	674	922
春・秋	建物被害	11	9	8	9	8	9
	火災延焼	0	0	0	0	0	0
	鉄道事故	0	860	298	210	500	826
	道路災害	0	2	2	2	2	2
	ブロック塀等倒壊	0	120	143	78	164	85
	落下物	0	0	0	0	0	0
	合 計	11	991	451	299	674	922
冬	建物被害	11	9	8	9	8	9
	火災延焼	0	0	0	0	0	0
	鉄道事故	0	860	298	210	500	826
	道路災害	0	2	2	2	2	2
	ブロック塀等倒壊	0	120	143	78	164	85
	落下物	0	0	0	0	0	0
	合 計	11	991	451	299	674	922

(4)中央構造線地震

中央構造線を原因とする地震のうち、兵庫県にとって最も厳しいと考えられるのは、淡路南縁断層帯周辺を震源とする地震である。この場合、淡路島南部を中心に大きな被害の発生が予想される。

建物被害及び避難者数（神戸市全体）

木造建物全壊数	木造建物半壊数	非木造建物全壊数	非木造建物半壊数	避難者数
0	35	0	0	47

火災（神戸市全体）

項 目		3～4時	8～9時	10～11時	12～13時	16～17時	18～19時
夏	炎上出火件数	0	0	0	0	0	0
	延焼件数	0	0	0	0	0	0
	焼失棟数	0	0	0	0	0	0
春・秋	炎上出火件数	0	0	0	0	0	0
	延焼件数	0	0	0	0	0	0
	焼失棟数	0	0	0	0	0	0
冬	炎上出火件数	0	0	0	0	0	0
	延焼件数	0	0	0	0	0	0
	焼失棟数	0	0	0	0	0	0

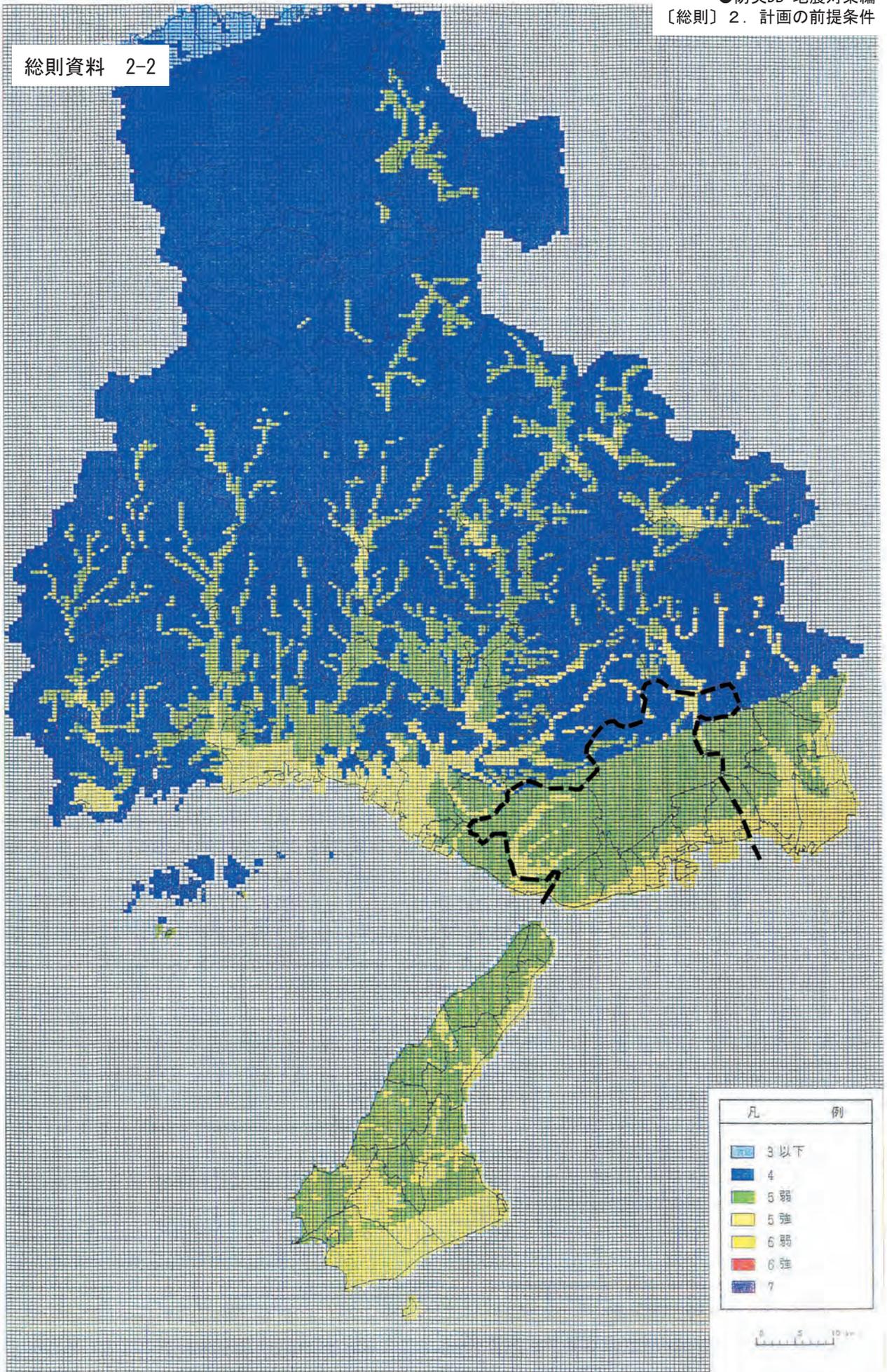
死者数（神戸市全体）

項 目		3～4時	8～9時	10～11時	12～13時	16～17時	18～19時
夏	建物被害	0	0	0	0	0	0
	火災延焼	0	0	0	0	0	0
	鉄道事故	0	195	68	49	113	187
	道路災害	0	0	0	0	0	0
	ブロック塀等倒壊	0	24	28	15	31	18
	落下物	0	0	0	0	0	0
	合 計	0	219	96	64	144	205
春・秋	建物被害	0	0	0	0	0	0
	火災延焼	0	0	0	0	0	0
	鉄道事故	0	195	68	49	113	187
	道路災害	0	0	0	0	0	0
	ブロック塀等倒壊	0	24	28	15	31	18
	落下物	0	0	0	0	0	0
	合 計	0	219	96	64	144	205
冬	建物被害	0	0	0	0	0	0
	火災延焼	0	0	0	0	0	0
	鉄道事故	0	195	68	49	113	187
	道路災害	0	0	0	0	0	0
	ブロック塀等倒壊	0	24	28	15	31	18
	落下物	0	0	0	0	0	0
	合 計	0	219	96	64	144	205

負傷者数（神戸市全体）

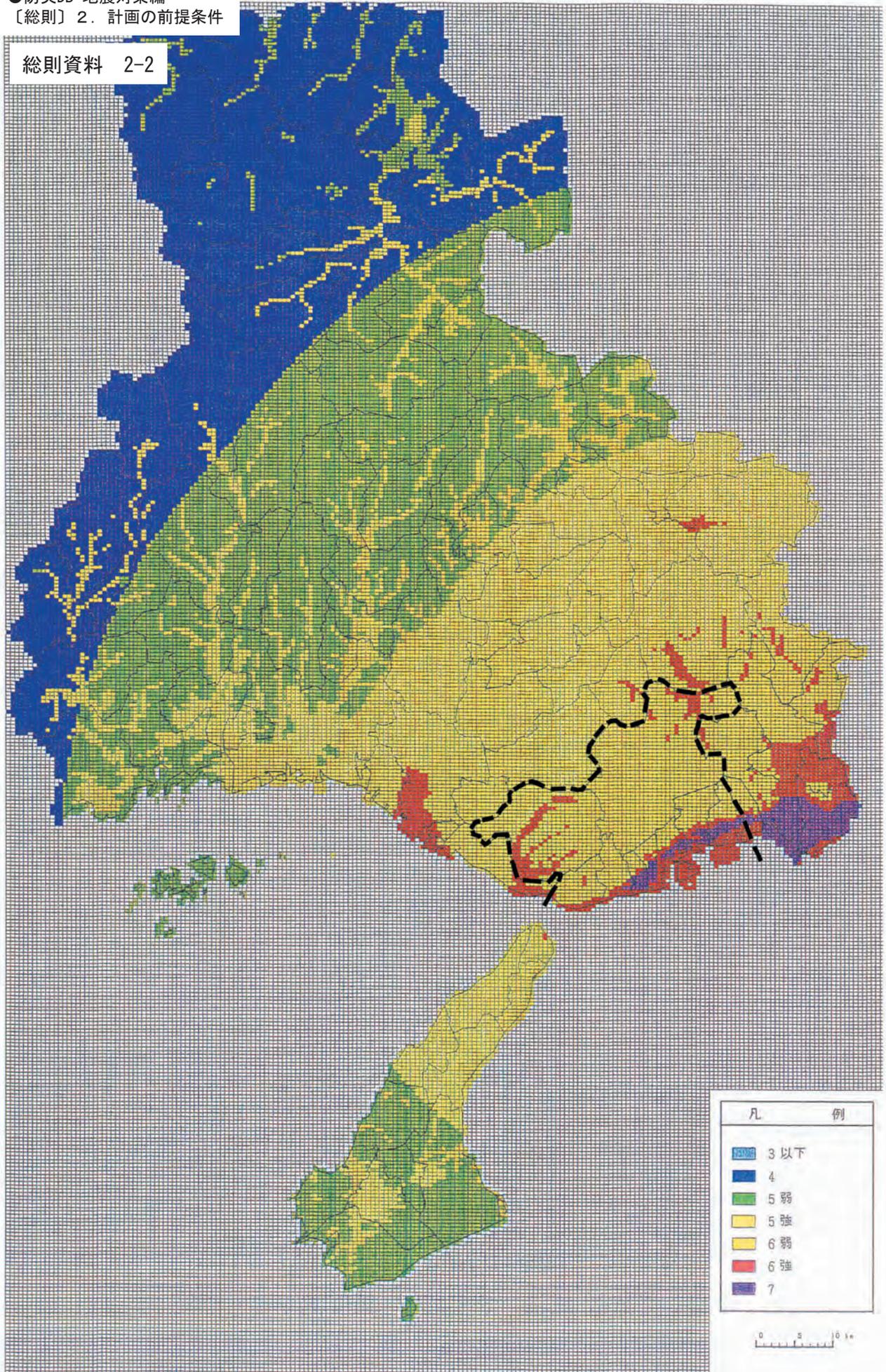
	項 目	3～4時	8～9時	10～11時	12～13時	16～17時	18～19時
夏	建物被害	5	3	3	3	3	3
	火災延焼	0	0	0	0	0	0
	鉄道事故	0	1,771	612	431	1,027	1,698
	道路災害	0	5	5	5	5	5
	ブロック塀等倒壊	0	153	179	95	199	115
	落下物	0	0	0	0	0	0
	合 計	5	1,932	799	534	1,234	1,821
春・秋	建物被害	5	3	3	3	3	3
	火災延焼	0	0	0	0	0	0
	鉄道事故	0	1,771	612	431	1,027	1,698
	道路災害	0	5	5	5	5	5
	ブロック塀等倒壊	0	153	179	95	199	115
	落下物	0	0	0	0	0	0
	合 計	5	1,932	799	534	1,234	1,821
冬	建物被害	5	3	3	3	3	3
	火災延焼	0	0	0	0	0	0
	鉄道事故	0	1,771	612	431	1,027	1,698
	道路災害	0	5	5	5	5	5
	ブロック塀等倒壊	0	153	179	95	199	115
	落下物	0	0	0	0	0	0
	合 計	5	1,932	799	534	1,234	1,821

総則資料 2-2



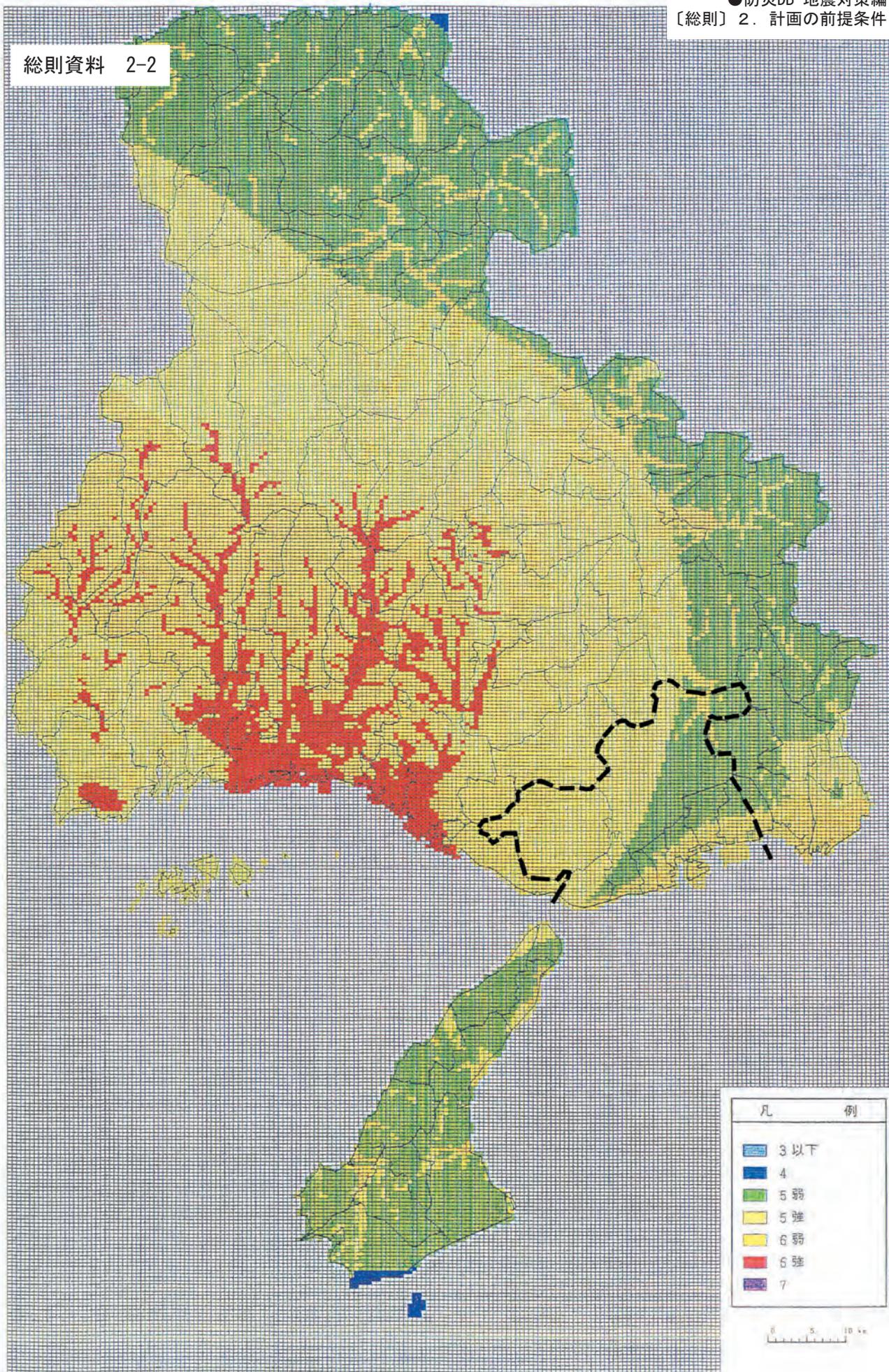
南海地震の想定震度

総則資料 2-2



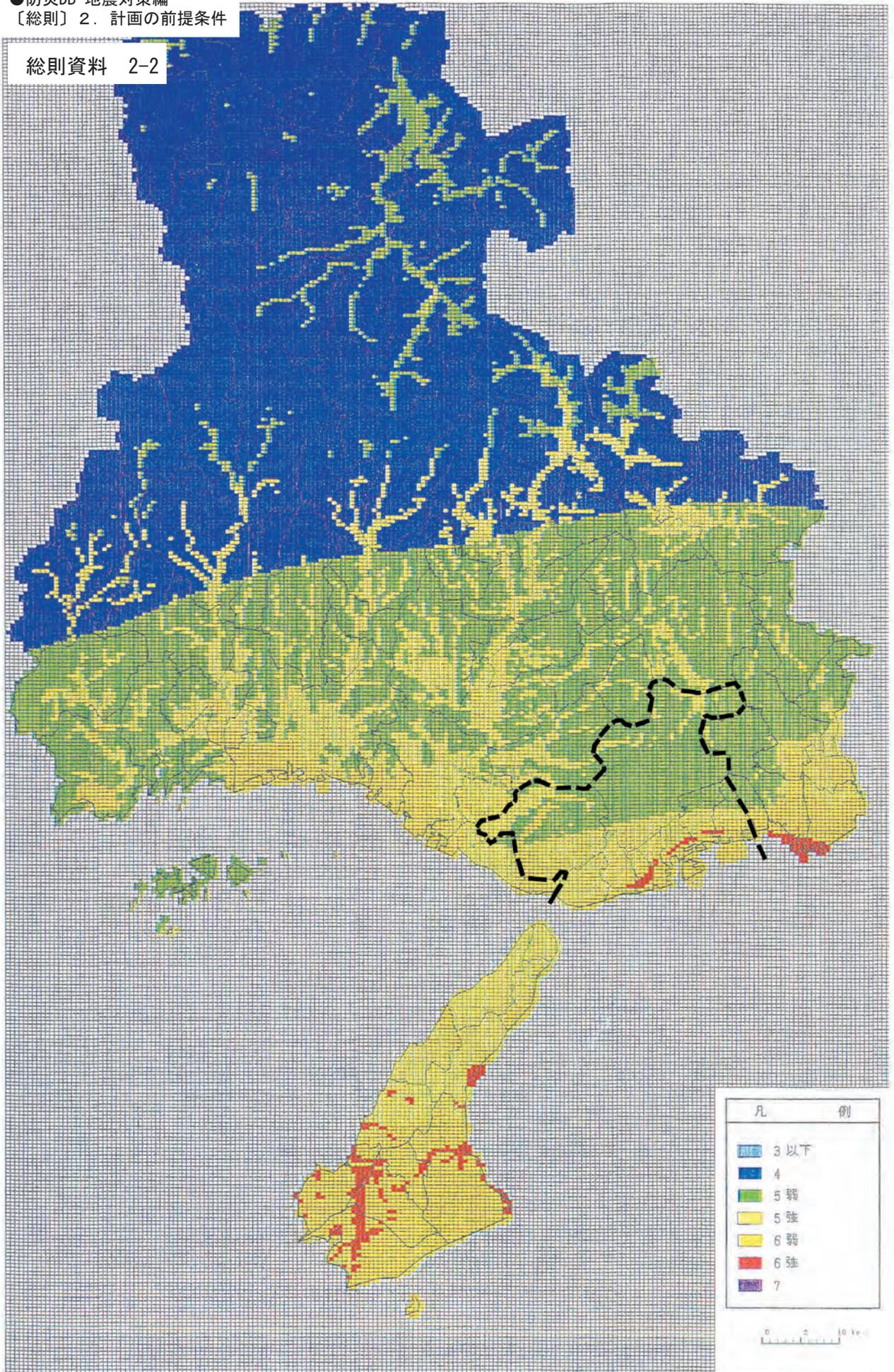
有馬一高槻断層帯～六甲淡路島断層帯地震の想定震度

総則資料 2-2



山崎断層帯地震の想定震度

総則資料 2-2



中央構造線断層帯地震の想定震度

総則資料 4-1

神戸市防災会議条例

昭和38年4月1日  
条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条6項の規定に基づき、神戸市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 神戸市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 市の水防計画を調査審議すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく法令によりその権限に属する事務。

(会長、副会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長、副会長及び委員70人以内をもって組織する。

第4条 会長は、市長をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、副市長をもって充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ定めた順序によりその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命又は委嘱する。
  - (1) 指定地方行政機関の職員
  - (2) 兵庫県知事の部内の職員
  - (3) 兵庫県警察の警察官
  - (4) 市長の部内の職員
  - (5) 教育長
  - (6) 消防長及び消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
  - (8) その他市長が必要と認める者
- 6 前項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第5条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、兵庫県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命又は委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任又は解嘱されるものとする。

(幹事)

第6条 防災会議に幹事を置く。

- 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命又は委嘱する。
- 3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第7条 防災会議は、その定めるところより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第8条 防災会議の庶務は、危機管理室において処理する。

(議事等)

第9条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭51.6.3条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平12.3.31条例第108号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(水防協議会条例の廃止)

2 神戸市水防協議会条例(昭和25年9月条例第200号)は、廃止する。

(水防協議会条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の神戸市水防協議会条例第4条の任期を有している委員は、同条の規定にかかわらず、その時においてその職を失うものとする。

総則資料 4-1

神戸市防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市防災会議条例（昭和38年4月条例第2号）第9条の規定に基づき、神戸市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 防災会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 防災会議は、年度の当初及び防災に関し会長が必要と認めるときに開くものとする。

(専決処分等)

第3条 急を要する場合、次に掲げる事項については、会長がこれを専決処分することができる。

(1)災害に関する情報を収集すること。

(2)関係機関の長その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。

(3)災害対策本部の設置について、市長に意見を述べること。

(4)その他軽易な事項

2 一部特定の機関にのみ関係ある事項については、会長が関係委員と協議して処分することができる。

3 会長は、前各項の規定による処分については、次の防災会議にその旨を報告しなければならない。

(幹事会)

第4条 防災会議の幹事をもって、幹事会を組織する。

2 幹事会は、あらかじめ会長が指名する幹事が招集し、その議長となる。

3 幹事会は、防災会議において委任された事項を処理し、防災会議の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する事務を行なう。

(常任幹事)

第5条 幹事会に常任幹事若干人を置く。

2 常任幹事は、会長が指名する。

3 常任幹事は、幹事会において委任された事項を処理する。

(準用規定)

第6条 第2条第2項の規定は、幹事会の会議について準用する。

(異動報告)

第7条 委員及び幹事は、任命又は委嘱されたときの役職名に変更があった場合は、すみやかにその旨を会長に報告しなければならない。

(雑則)

第8条 前各条に定めるもののほか、必要な事項は、その都度会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和38年7月20日から施行する。

## 総則資料 4-2

### 神戸市防災会議地震対策部会設置要綱

(設置)

第1条 神戸市防災会議条例(昭和38年4月条例第2号)第7条第1項の規定により、神戸市防災会議地震対策部会(以下「部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、神戸市地域防災計画地震対策編の策定に関する事務をつかさどる。

(関係者の出席)

第3条 部会長は、必要があると認めるときは、神戸市防災会議の委員、幹事その他の関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(報告)

第4条 部会長は、神戸市防災会議に部会の議事の経過及び結果を報告するものとする。

(幹事会)

第5条 部会に付議すべき案件につき、事前に調査、企画及び検討を行うため、部会に幹事会を置く。

2. 幹事会は、幹事若干名をもって組織する。
3. 幹事は、部会長が指名する。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、危機管理室において処理する。

(その他)

第7条 前各条に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和60年6月10日から施行する。

総則資料 4-3

神戸市地震対策連絡会議要綱

(目的)

第1条 本市における地震対策について、関係部局間相互の連絡調整を図り、地震防災体制を充実強化し、及び検討するために神戸市地震対策連絡会議(以下「連絡会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 連絡会議は危機管理監が主宰する。

2. 連絡会議は、次の各号に掲げる部局に属する職員で構成し、別表に定める者をもって充てる。

- (1)危機管理室
- (2)市民参画推進局
- (3)建設局
- (4)都市計画総局
- (5)消防局
- (6)水道局
- (7)その他危機管理監が必要と認める部局

(所掌事務)

第3条 連絡会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1)本市における具体的な地震防災計画についての、調査研究に関すること。
- (2)関係部局における地震に関する事業、調査研究等情報の相互交換を図ること。
- (3)前各号に掲げるもののほか、地震防災対策に関すること。

(開催)

第4条 連絡会議は、危機管理監が必要に応じて開催する。

(庶務)

第5条 連絡会議の庶務は、危機管理室で行う。

附 則

(施行期日)

この要綱は、昭和54年1月1日から施行する。

中略

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

区 分	担 当 職 員
危機管理室	危機管理室長 危機管理室担当課長(3)
市民参画推進局	市民参画推進局参画推進部広報課長
建設局	建設局総務部庶務課長、公園砂防部計画課長
都市計画総局	都市計画総局計画部計画課長、建築指導部建築調整課長
消防局	消防局警防部警防課長
水道局	水道局経営企画部庶務課長
その他	その他危機管理監が必要と認める者

予防資料 2-1

地下埋設物設置状況

1. 大阪ガス株式会社導管事業部兵庫導管部

ガス管種別		延長
高圧管		27 km
中圧管	中圧 A	259 km
	中圧 B	406 km
低圧管	本管	2,361 km
	支管	2,551 km

2. 関西電力株式会社神戸支店

電線種別		延長
送電線	管路	288.473 km
	直埋ケーブル	1.163 km
配電線	管路	843.3 km
	直埋ケーブル	4.6 km
電柱		401,865 本

3. 西日本電信電話株式会社兵庫支店

種別	延長
と う 道	15.2 km
管 路	8,049 km
直 埋 ケ ー ブ ル	0.6 km
電 柱	51,200 本

4. 神戸市建設局

種 別	延 長
下 水 道 管 渠 汚 水	4,010 km
下 水 道 管 渠 雨 水	628 km

5. 神戸市水道局

種 別	延 長	
導 水 管	35 km	
送 水 管	294 km	
配 水 管	4,686 km	
	鑄 鉄 管	4,398 km
	鋼 管	112 km
	ポリエチレン管	54 km
	ビニール管他	122 km

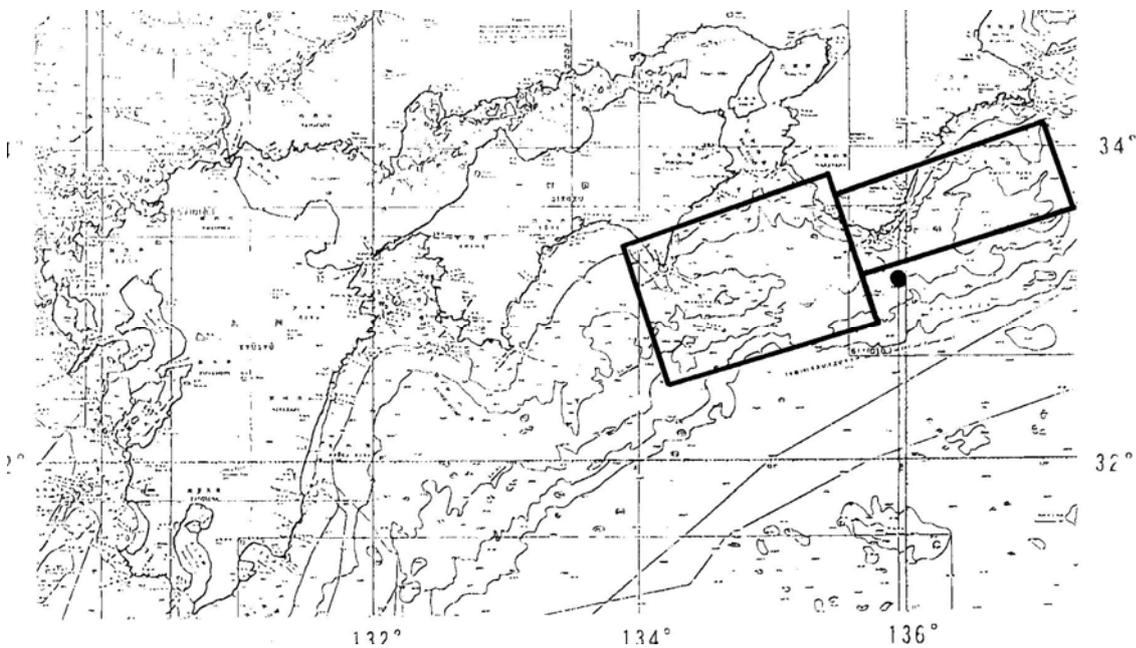
東南海・南海資料 1-1

兵庫県沿岸域における津波被害想定調査抜粋（兵庫県津波災害研究会）

平成12年3月  
 兵庫県津波災害研究会

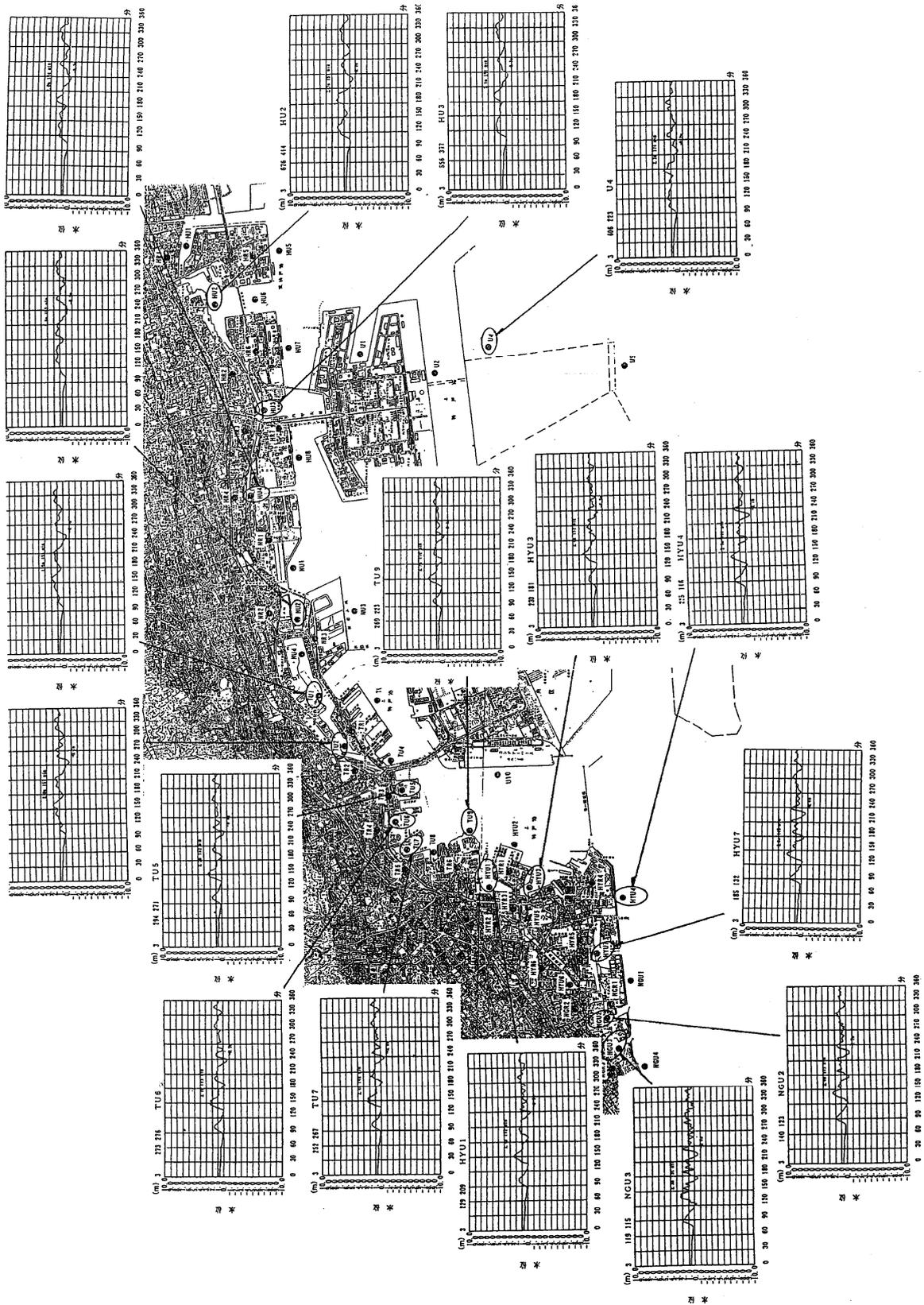
計算条件

計算格子間隔	3,600m, 1,800m, 600m, 200m, 100m, 50m, 25m
検討対象津波	①地震規模…M8.4(安政南海地震津波(1854年, M8.4)相当) ②震源位置…安政南海地震震源位置より東に約100km=宝永地震震源位置 ③基本断層モデル…安政南海地震津波をモデルとした相田モデル (1981, Model120', 下図参照) 出典: 佐藤良輔編著「日本の地震断層パラメータ・ハンドブック」pp.133
計算時間	6時間
計算時間間隔	0.6秒(計算の安定条件式を満足させるための時間)
粗度係数 n	$n=0.025(s/m \cdot )$
計算潮位	朔望平均満潮位(H.W.L) T.P.+0.8m(K.P.=+1.70m) ※神戸地区工事事業基準面(K.P.)を採用
構造物条件	①神戸市港湾整備局により、水際線構造物の天端高の提供を得て、データ化 ②既設防潮施設のうち、検討対象とする鉄扉、陸閘、防潮水門については、神戸市港湾整備局提供資料により、施設規模、施設敷き高から選定 ・角落、制水扉、常時閉鎖されている施設は対象外 ・施設敷き高が『T.P.+3.0m(K.P.+3.9m)※』以下の施設を対象 ※T.P.+3.0m=「予想最高津波高さ+余裕高50cm」の値
津波評価	津波評価点における津波高さ時系列変化図 参照



想定津波震源位置と断層モデル

東南海・南海資料 1-1



津波評価点における津波高さ時系列変化図

## 東南海・南海資料 1-2

東南海、南海地震に関する報告抜粋（中央防災会議「東南海、南海地震に関する専門調査会」）

平成15年12月

### 1. 被害の全体像

東南海・南海地震の同時発生（朝5時発生の場合）により、揺れ、地盤の液状化、津波、火災等により別紙2のとおり、東海地震に係る被害想定を大きく上回る極めて広域かつ甚大な被害が発生すると想定される。

建物全壊棟数は約33万棟～36万棟となり、水道、電気、ガス等ライフラインにも大規模な供給支障が発生し、地震発生の一週間後には約500万人の避難生活者が発生するものと想定される。また、多数の犠牲者も想定され、約1万2千人～1万8千人に及ぶ貴い人命が失われるおそれがある。

これらの建物被害、人的被害、生活支障等の被害は、東海地方や和歌山県・高知県など太平洋に面した地域を中心とし、内陸部や瀬戸内海、九州地方等も含め、非常に広域にわたって発生すると想定される。

### 2. 被害の特徴

#### (1) 極めて甚大な被害

上記1.の被害に加え、地域内で対応困難な重傷者は最大約3万6千人に達し、域外からの人命救助の支援や医療支援が必要となるほか、米（250万kg/日）や水（15,000kl/日）など大量の物資不足が発生すると想定される。

#### (2) 非常に広域にわたる揺れ、津波の被害

強い揺れによる建物被害、人的被害は、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、高知県等を中心に、東海地震とほぼ同規模の被害が広範囲で発生する。

さらに、高い津波による建物被害、人的被害は、三重県、和歌山県、徳島県、高知県、宮崎県等を中心に、東海地震の数倍に及ぶ極めて甚大な被害が広範囲で発生する。

地震発生時の応急活動も広域にわたって実施され、応援部隊の配備も国家的な観点から行う必要が生じる。

#### (3) 広域に津波が来襲することによる多数の犠牲者

高い津波が極めて広い範囲に及ぶことにより、津波からの逃げ遅れによる死者数は約3,300人にのぼると想定される。しかし、住民の避難意識が低く、地震直後に津波からの迅速な避難が十分に行われなかった場合は、死者数は約8,600人にまで拡大すると想定され、津波避難に関する意識向上の徹底が必要であることが明らかになった。

#### (4) 揺れによる建物被害に伴う多数の犠牲者

揺れによる建物被害に伴う死者数は最大約6,600人にも上ると想定され、建物耐震化の緊急的実施や建物の耐震性を踏まえた適切な避難行動等の必要性が明らかになった。

#### (5) 地震と津波による複合災害

戦後の日本で発生した津波は、地震の揺れにより海岸の施設が損傷したところに来襲したものはないが、東南海・南海地震は海溝型地震であり、沿岸部では、強い揺れと大きな津波に襲われ甚大な被害が発生する。地震の揺れと液状化により海岸や河川堤防の損壊や水門の機能支障が発生するおそれがあり、その場合津波被害が拡大したり、地震の揺れに伴う建物の倒壊により下敷きになったところへ津波が来襲することにより死者数が増加するなど、地震と津波による複合災害に十分備える必要がある。

#### (6) 甚大な経済的被害

東南海・南海地震の同時発生により直接被害、間接被害あわせて約57兆円の経済被害が発生することから、これらの経済的被害をできるだけ減少させるための予防対策等を国、地方公共団体等だけでなく、企業も含めて進める必要がある。

東南海・南海資料 1-2

東南海・南海地震に係る被害想定結果

○建物全壊棟数（朝5時のケース）

	東南海・南海地震	(参考) 東海地震 (東海地震対策専門調査会)
揺れ	静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、高知県等強い揺れが生じる地域を中心に、約170,200棟 ※	静岡県、愛知県東部、山梨県南部等を中心に約170,000棟
液状化	揺れの大きい地域や軟弱地盤を中心に、約83,100棟	揺れの大きい地域や軟弱地盤を中心に、約26,000棟
津波	三重県、和歌山県、徳島県、高知県、宮崎県等の沿岸部を中心に、約40,400棟 ※	静岡県、三重県等の沿岸部を中心に、約6,800棟
火災	(風速3mの場合) 約13,200棟 (風速15mの場合) 約40,600棟	(風速3mの場合) 約14,000棟 (風速15mの場合) 約50,000棟
崖崩れ	揺れの大きい地域を中心に崖崩れが発生し、約21,700棟	揺れの大きい地域を中心に崖崩れが発生し、約7,700棟
合計	(風速3mの場合) 約328,600棟 (風速15mの場合) 約356,100	(風速3mの場合) 約230,000棟 (風速15mの場合) 約260,000棟

※(参考)

- ・地震動による水門の閉鎖不能等を考慮した場合の津波による建物被害の増加は、約16,300棟
- ・震度6弱未満のデータのばらつきを考慮した場合、地震の揺れによる建物被害の増加は約32,300棟

○ライフライン等

	東南海・南海地震	(参考) 東海地震 (東海地震対策専門調査会)
水道	断水人口（発生直後）約1,600万人	断水人口（発生直後）約550万人
電気	停電人口（発生直後）約1,000万人	停電人口（発生直後）約520万人
ガス	供給支障人口（1週間後）約300万人	供給支障人口（1週間後）約290万人
交通施設	道路、鉄道等にも被害が発生し、一定期間利用困難となることも想定。港湾は、特に、液状化や津波による機能低下・停止が想定	
避難生活	地震発生後の1週間後には約500万人の避難者	地震発生後の1週間後には約190万人の避難者
物資不足	米は最大約250万kg、飲料水は最大約15,000kℓ、その他食料、毛布、肌着等が不足	米は最大約41万kg、飲料水は最大約5,500kℓ、その他食料、毛布、肌着等が不足
医療対応	地域内で対応困難な重傷者は最大で約36,000人	地域内で対応困難な重傷者は最大で約27,000人
その他	ブロック塀の倒壊やビルからの落下物等の被害、危険物・高圧ガス施設の被害、文化財の被害、津波による漁船・船舶、水産関連施設被害等	

東南海・南海資料 1-2

○死者数（朝5時のケース）

	東南海・南海地震	(参考) 東海地震 (東海地震対策専門調査会)
揺れ	約 6,600人 ※	約 6,700人 ※
液状化	死者は発生せず	死者は発生せず
津波	住民の避難意識の程度により 約 3,300～約 8,600人 ※	住民の避難意識の程度により 約 400人～約 1,400人
火災	(風速 3mの場合) 約 100人 (風速 15mの場合) 約 500人	(風速 3mの場合) 約 200人 (風速 15mの場合) 約 600人
崖崩れ	約 2,100人	約 700人
合計	約 12,100人～約 17,800人 ※	約 7,900人～約 9,200人

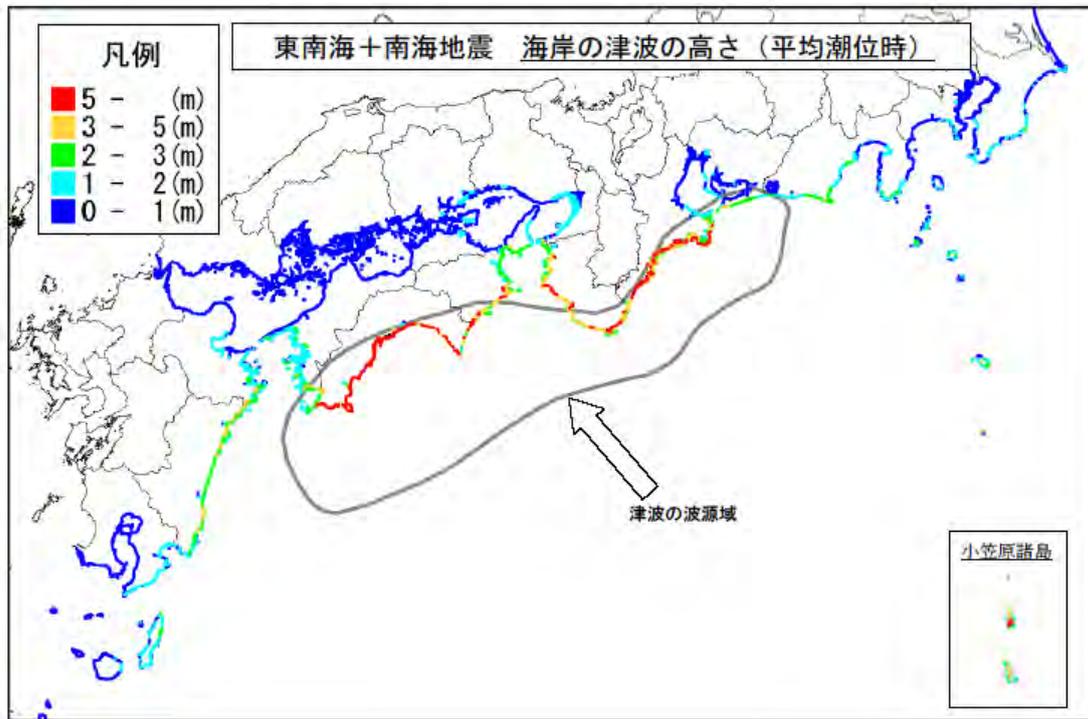
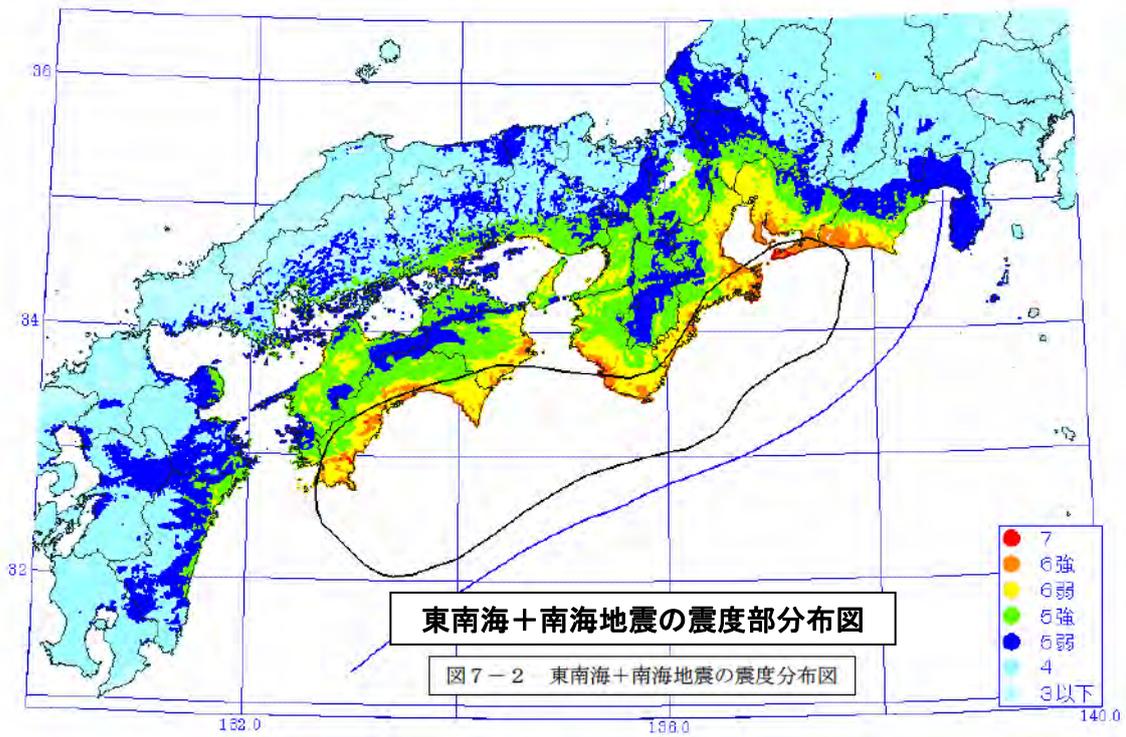
(過去の地震災害の実態を踏まえて推計)

※(参考)

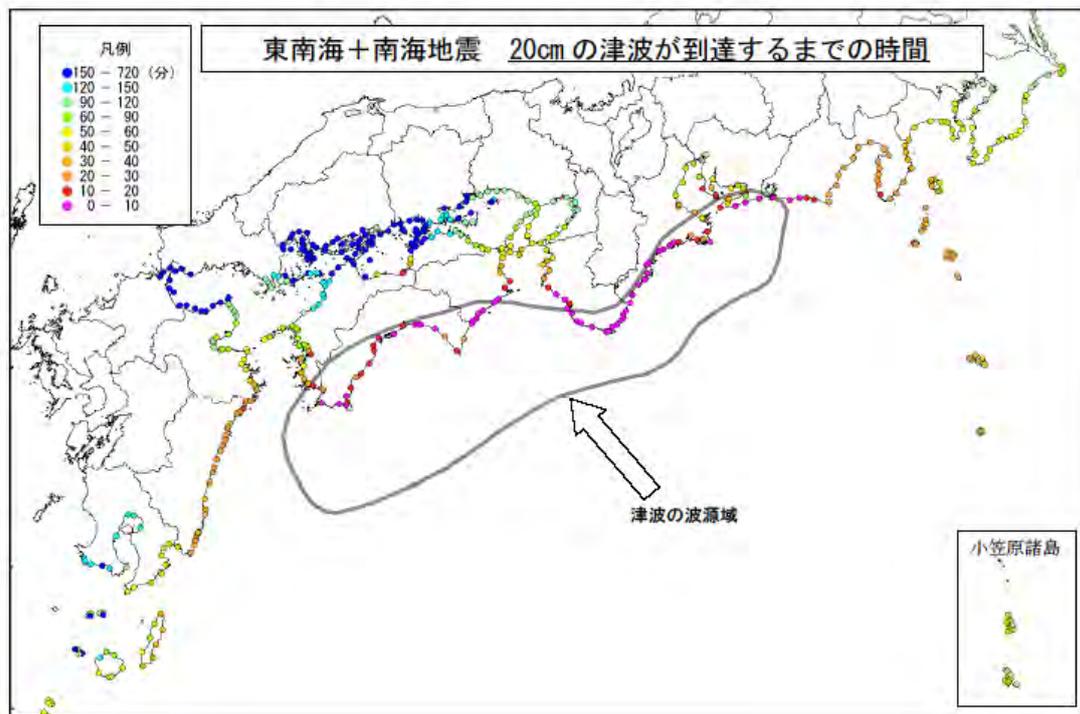
- ・地震動による水門の閉鎖不能等を考慮した場合、津波による死者数の増加は、住民の避難意識の程度により約 1,400 人～約 3,200 人
- ・震度6弱未満のデータのばらつきを考慮した場合の地震の揺れによる死者数の増加は、約 1,400 人

- 死者数は、揺れ、津波、火災、崖崩れによる通常ケースの被害のみ定量的に算出したものであり、落下物等上記要因意外でも人的被害は発生する。
- また、海水浴シーズンにおける海水浴客の被害や、水産業関係者等が漁船等の確認のため海岸部に集まったときの被害など、特徴的なケースでは極めて甚大な被害が発生することも考えられる。

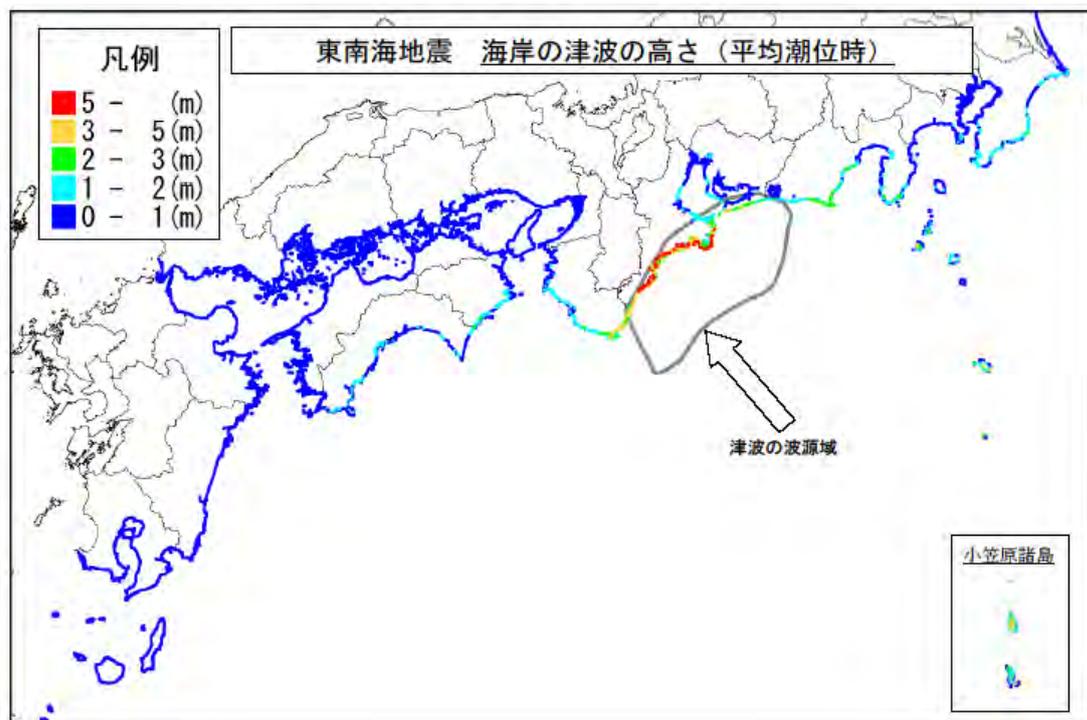
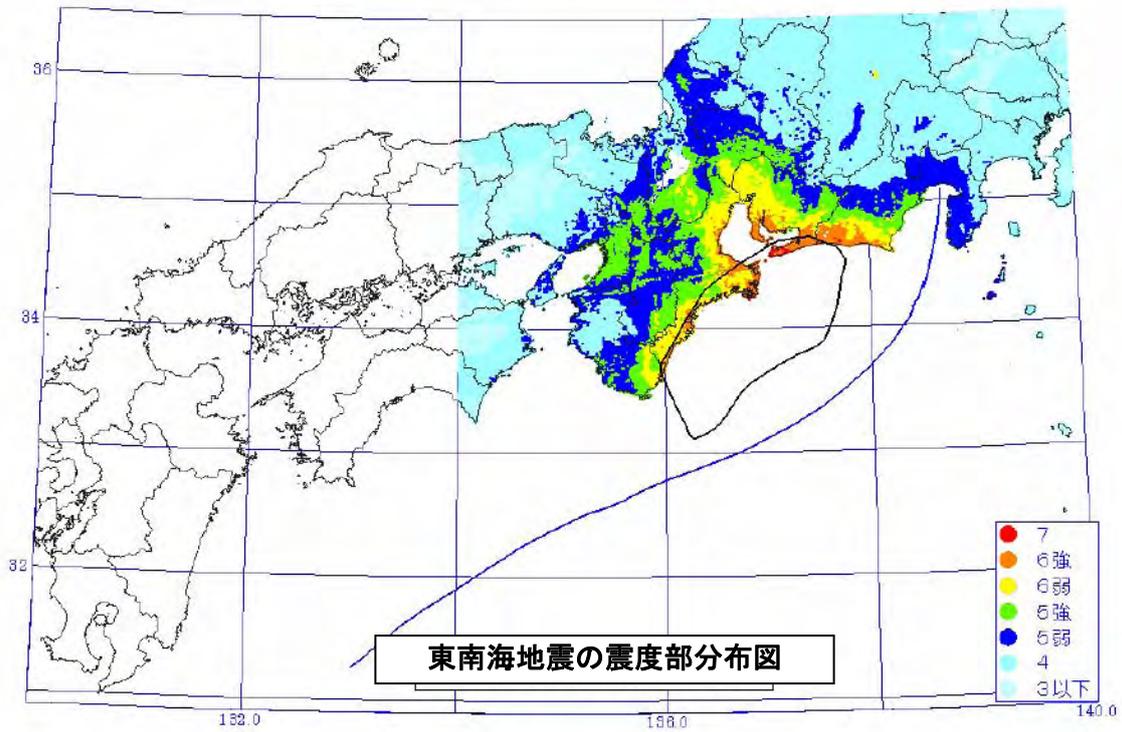
東南海・南海資料 1-2



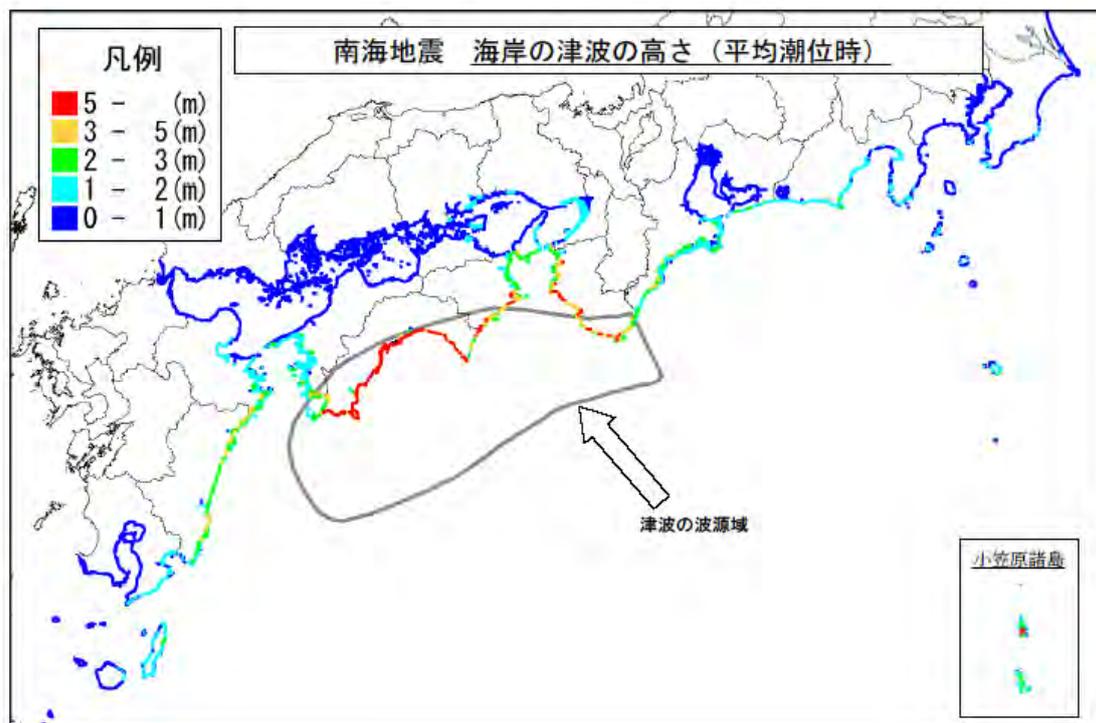
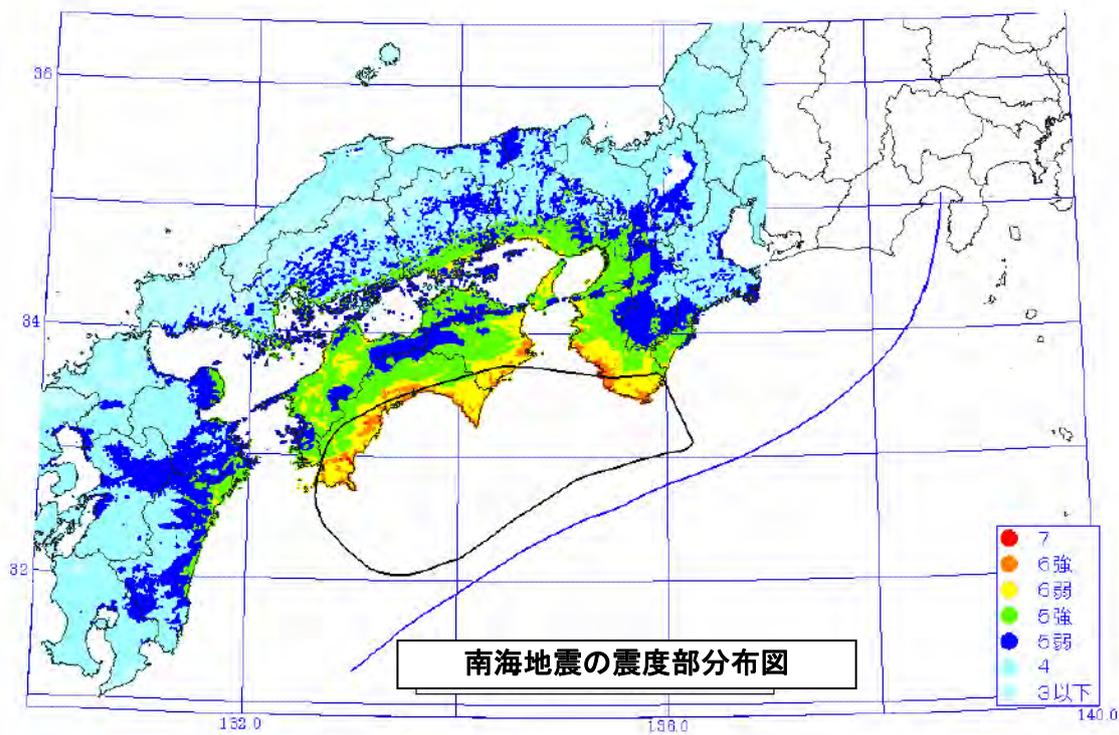
東南海・南海資料 1-2



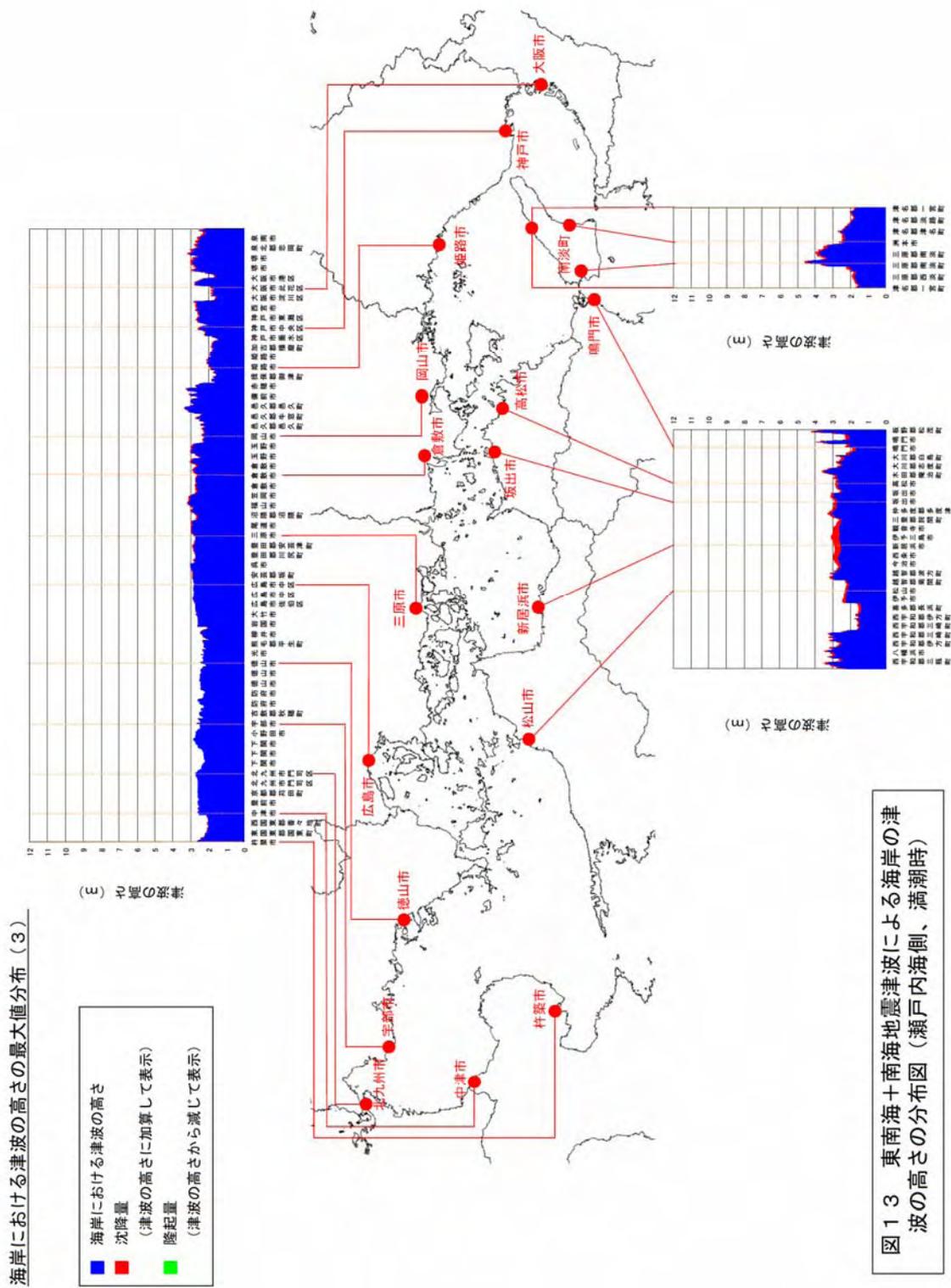
東南海・南海資料 1-2



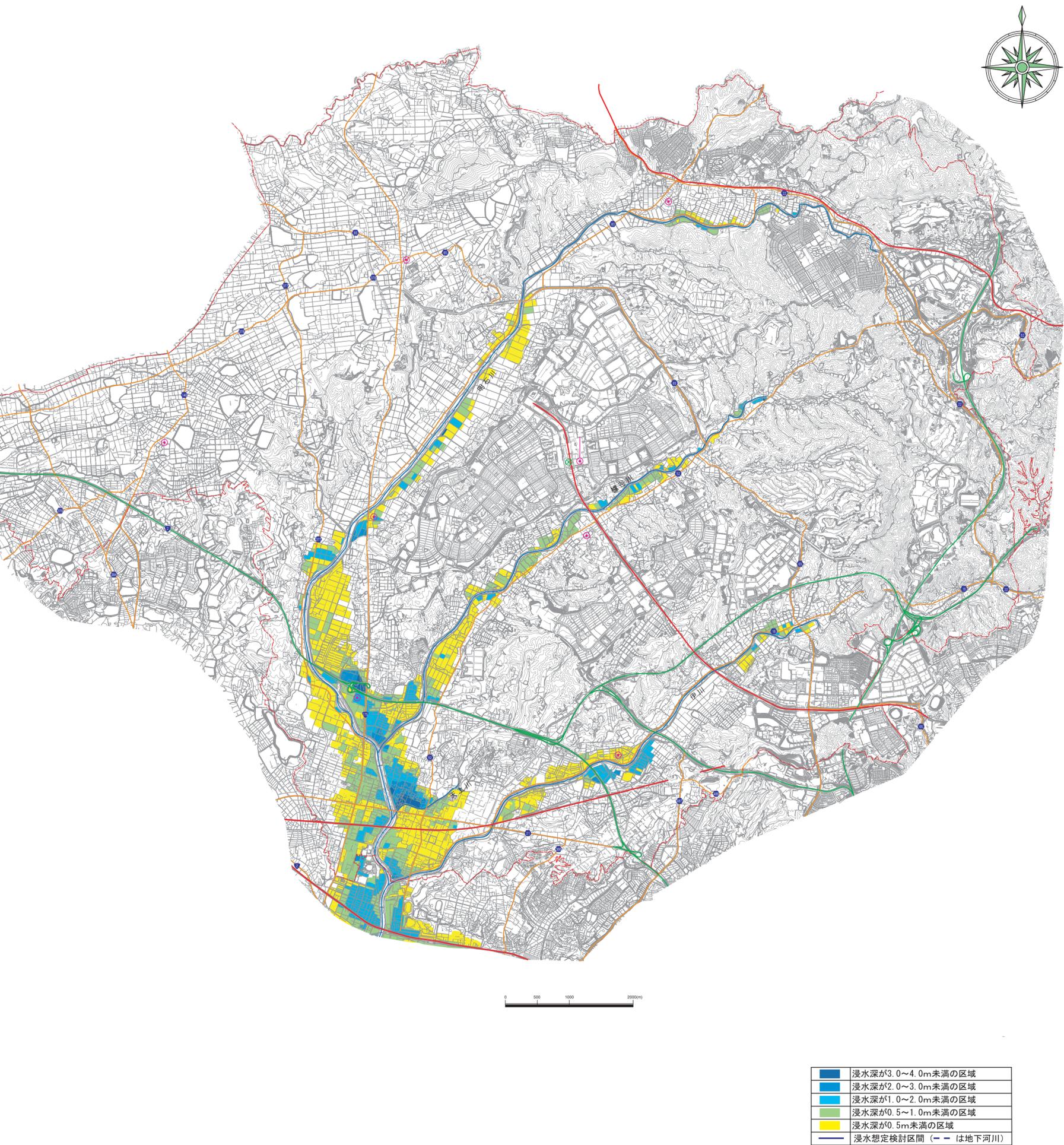
東南海・南海資料 1-2



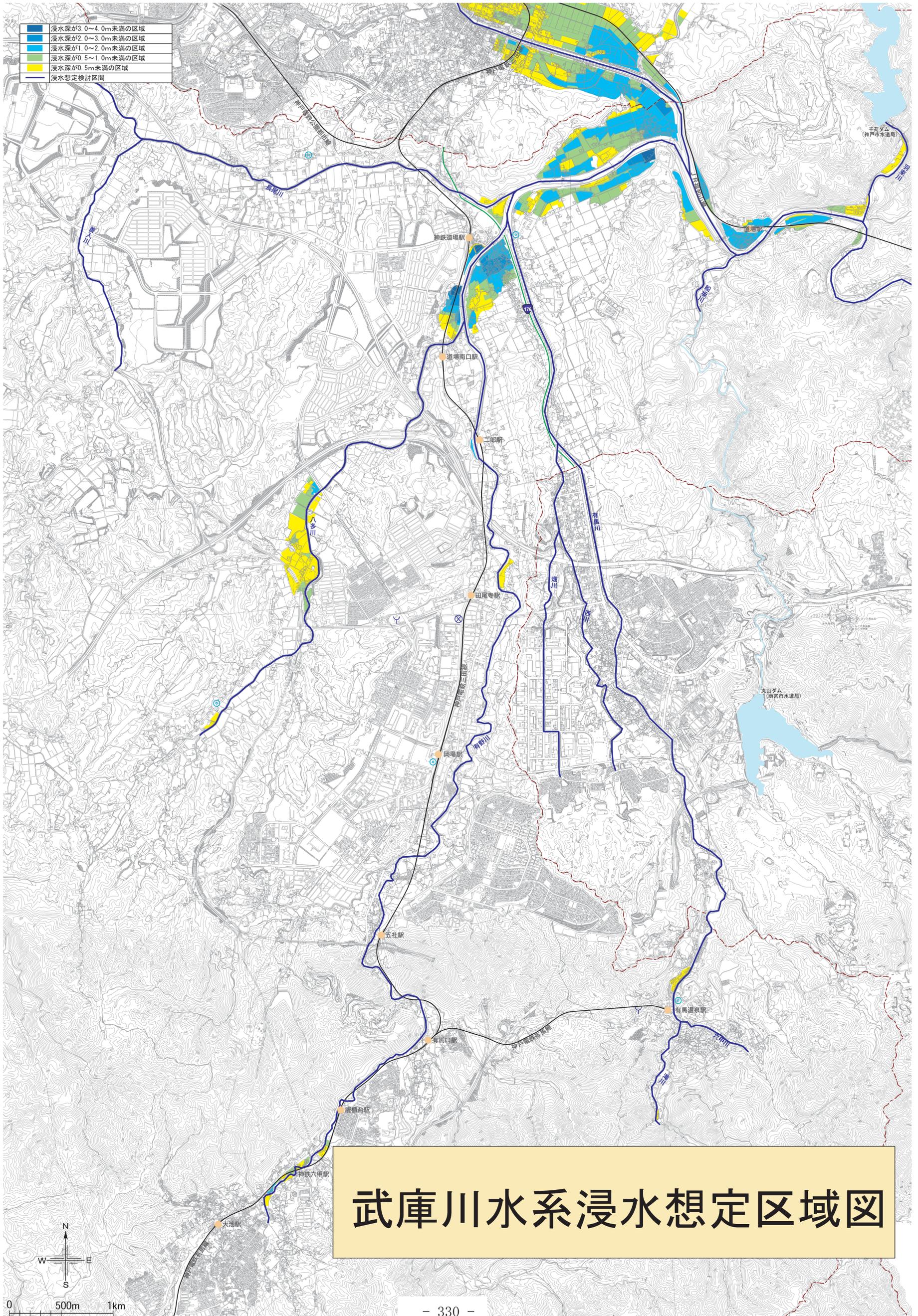
東南海・南海資料 1-2



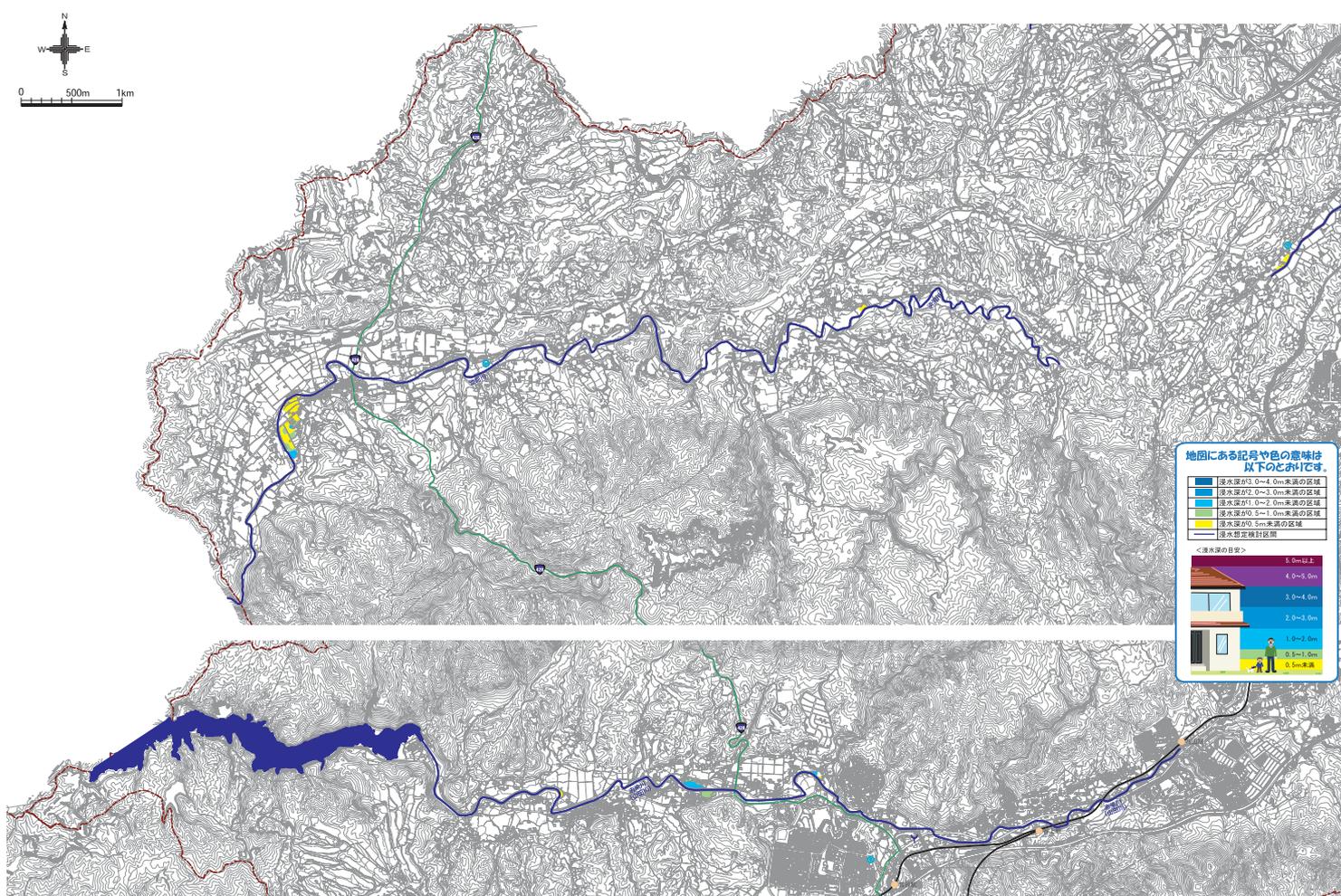
# 明石川水系浸水想定区域図



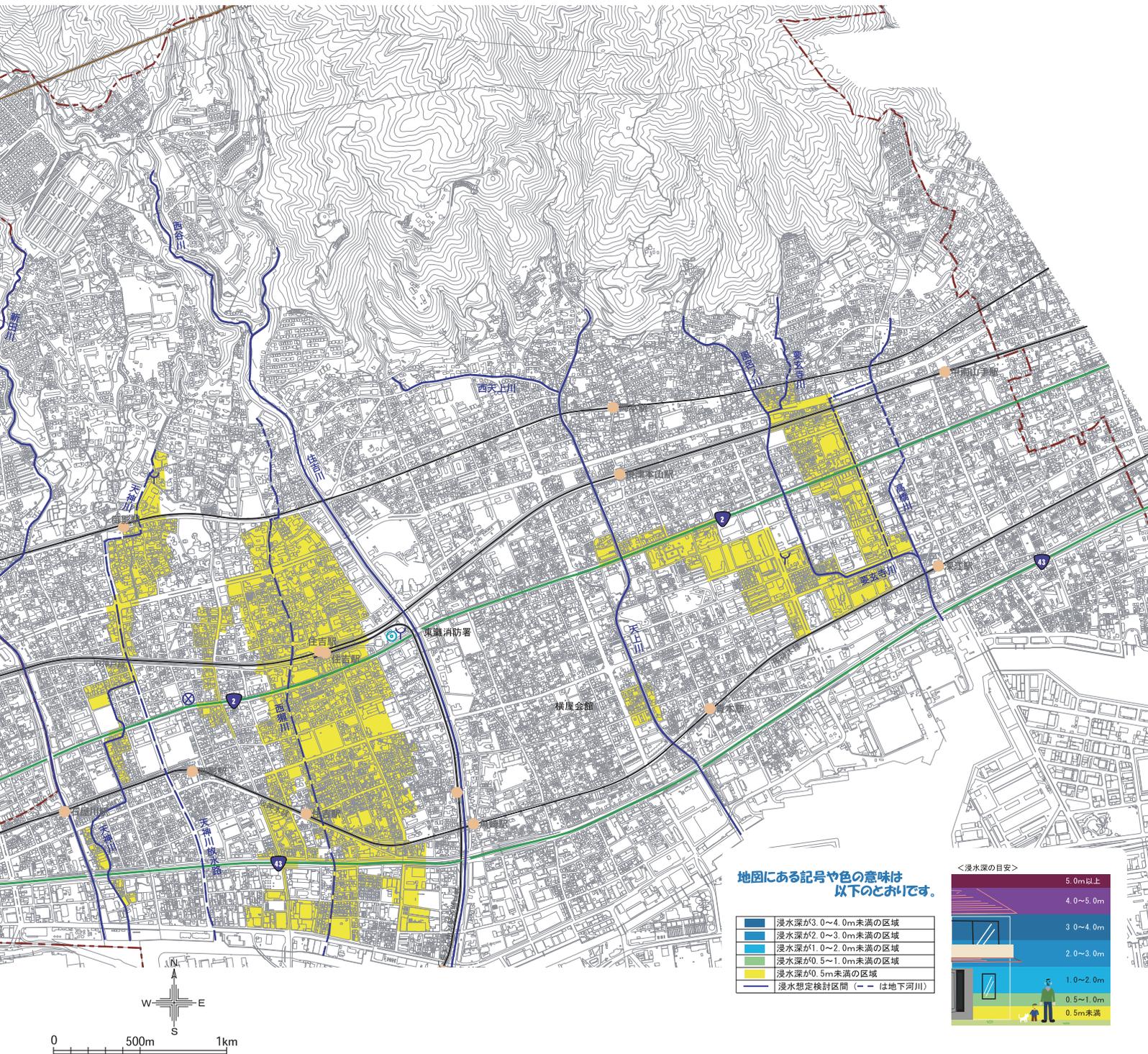
総則資料 2-3-2



# 加古川水系浸水想定区域図

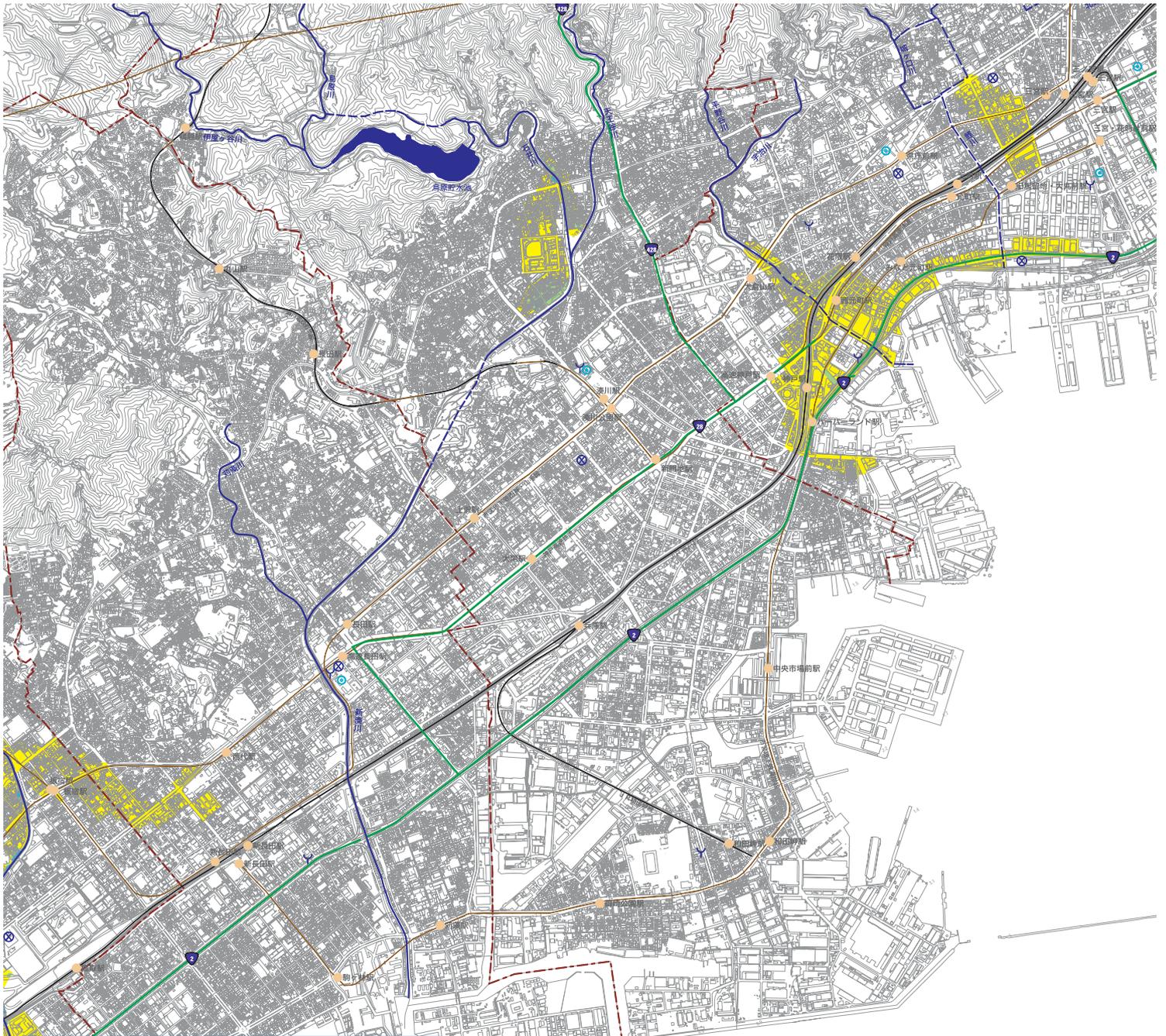


# 高橋川水系浸水想定区域図



総則資料 2-3-5

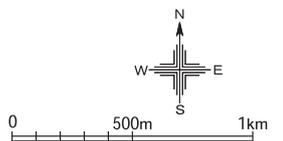
# 新湊川水系浸水想定区域図



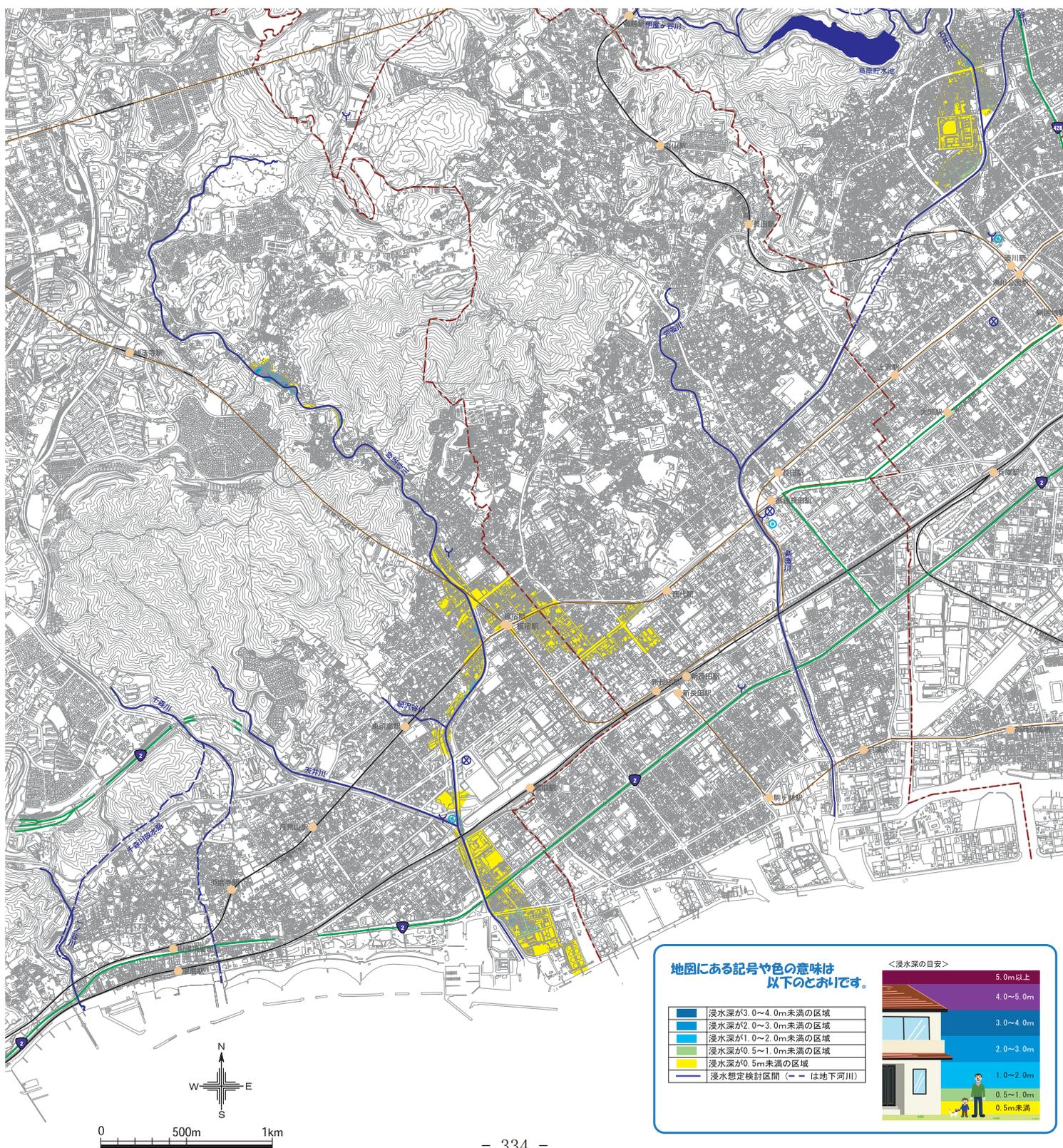
地図にある記号や色の意味は  
以下のとおりです。

- 浸水深が3.0～4.0m未満の区域
- 浸水深が2.0～3.0m未満の区域
- 浸水深が1.0～2.0m未満の区域
- 浸水深が0.5～1.0m未満の区域
- 浸水深が0.5m未満の区域
- 浸水想定検討区間 ( - - は地下河川)

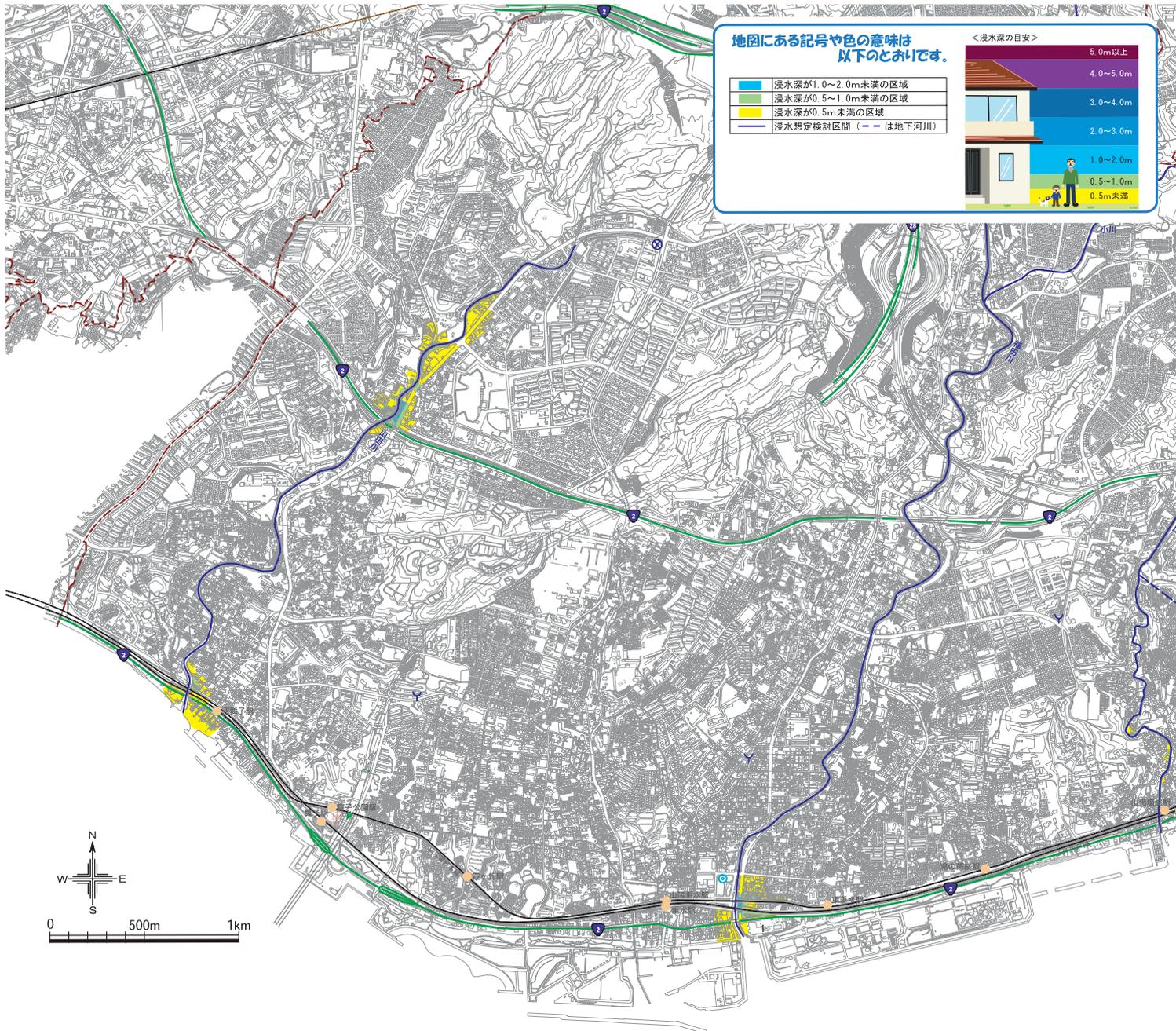
< 浸水深の目安 >



# 妙法寺川水系浸水想定区域図



# 福田川・山田川水系浸水想定区域図



予防資料 1-1

土砂災害危険箇所の選定基準

○土石流危険溪流・(土砂災害警戒区域)

土石流の発生の危険等があり、人家に被害が生ずる恐れのある溪流及び人家がない場合でも、住宅等が新規に立地する可能性がある区域に流入する溪流を抽出。

○急傾斜地崩壊危険箇所・(土砂災害警戒区域)

・急傾斜地崩壊危険箇所(人家5戸以上)

- ①がけ勾配が30度以上
- ②がけ高さが5m以上
- ③被災予想人家数5戸以上

・急傾斜地崩壊危険箇所(人家1戸～4戸)

- ①がけ勾配が30度以上
- ②がけ高さが5m以上
- ③被災予想人家数1戸～4戸

・急傾斜地崩壊危険箇所(人家0戸)

- ①がけ勾配が30度以上
- ②がけ高さが5m以上
- ③被災予想人家数0戸の場合でも、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所

○地すべり危険箇所

地すべり地域の面積が5ha以上(市街化区域では2ha以上)で、次の各号の一に該当するもの。

- ①多量の崩土が溪流または河川に流入し、下流河川(準用河川以上の河川及びこれに準ずる規模の河川)に被害を及ぼす恐れのあるもの。
- ②鉄道(私鉄を含む)、都道府県道(指定都市の市道を含む)以上の道路または迂回路のない市町村道、その他の公共施設のうち重要なものに被害を及ぼす恐れのあるもの。
- ③官公署、学校、または病院等の公共施設のうち、重要なものに被害を及ぼす恐れのあるもの。
- ④貯水量30,000m<sup>3</sup>以上のため池、もしくは開発面積100ha以上の用排水施設もしくは農道、または利用区域面積500ha以上の林道に被害を及ぼす恐れのあるもの。
- ⑤人家10戸以上に被害を及ぼす恐れのあるもの。
- ⑥農地10ha以上に被害を及ぼす恐れのあるもの。
- ⑦前号に該当しないが、家屋の移転を行うため、特に指定の必要が認められるもの。

○山地災害危険箇所

(1)山腹崩壊危険地区

山腹崩壊により、公共施設等に直接被害を与える恐れのある地区。

(2)崩壊土砂流出危険地区

山腹崩壊または地すべりによって発生した土砂が土石流となって流出し、災害が発生する恐れのある地区。

(3)地すべり危険地区

地すべりにより災害が発生する恐れのある地区。

予防資料 1-1

土砂災害危険箇所

(平成22年4月1日現在)

名 称	箇 所 数	法指定箇所等
土石流危険溪流 (人家5戸未満含む)	530溪流	内土砂災害警戒区域151箇所 (東灘、灘、中央、兵庫、長田)
急傾斜地崩壊危険箇所 (人家5戸以上)	1,055箇所	内 土砂災害警戒区域 585箇所 (東灘、灘、中央、兵庫、長田、 西区の一部)
急傾斜地崩壊危険箇所 (人家1戸～4戸)	703箇所	急傾斜地崩壊危険区域 206箇所
急傾斜地崩壊危険箇所 (人家0戸)	64箇所	
地すべり危険箇所	63箇所 法指定 31箇所	1,703.46ha 内 法指定面積 902.86ha
山地災害危険箇所 ・山腹崩壊危険地区 ・崩壊土砂流出危険地区	146箇所 168箇所	582ha 500.39ha
地すべり危険地区	2箇所	18.0ha
災害関連地域防災 かけ崩れ対策事業箇所	5箇所	

## 予防資料 1-2-1

## 土砂災害警戒区域名称 (東灘区～長田区 土石流)

箇所番号	区域名称	指定の区域			溪流状況		人家 戸数 (戸)	水系名	河川名	公共施設
		市・区	町	字	流域	区域				
					面積 (k m <sup>2</sup> )	面積 (ha)				
1	新田川 I	東灘区	渦森台	4丁目	0.22	9.71	161	石屋川	新田川	
2	西谷 I	東灘区	渦森台	4丁目	1.11	15.84	100	住吉川	住吉川	
3	大月谷(1)I	東灘区	住吉山手	9丁目	0.26	15.72	〃	住吉川	住吉川	
4	大月谷(2)I	東灘区	住吉山手	9丁目	0.04	2.38	59	住吉川	住吉川	
5	大月谷(3)I	東灘区	住吉山手	9丁目	0.06	4.45	99	住吉川	住吉川	
6	地獄谷 I	東灘区	住吉台		1.30	15.88	100	住吉川	住吉川	
7	住吉川左支溪 (1)I	東灘区	本山町田中			2.48	〃	住吉川	住吉川	
8	住吉川左支溪 (2)I	東灘区	本山町田中			2.08	〃	住吉川	住吉川	
9	住吉川左支溪 (3)I	東灘区	本山町野寄		0.20	3.13	〃	住吉川	住吉川	
10	大谷川 I	東灘区	本山町岡本		0.47	13.96	387	天上川	天上川	
11	中谷川 I	東灘区	岡本	7丁目	0.05	8.15	190	天上川	天上川	
12	背谷川 I	東灘区	岡本	7丁目	0.18	11.33	464	天上川	天上川	
13	八幡谷 I	東灘区	本山町北畑		1.15	11.30	409	天上川	天上川	
14	八幡谷左支溪(1) I	東灘区	本山町北畑		0.08	8.38	〃	天上川	天上川	
15	八幡谷左支溪(2) I	東灘区	本山町北畑		0.09	9.51	〃	天上川	天上川	
16	風呂ノ川 I	東灘区	本山町		0.30	30.92	1179	高橋川	要玄寺川	
17	中野村谷川 I	東灘区	本山北町		0.19	2.21	76	高橋川	要玄寺川	
18	中野村谷川左支溪 I	東灘区	甲南台		0.04	4.67	121	高橋川	高橋川	
19	宮川 I	東灘区	森北町	5丁目	0.15	1.53	25	高橋川	高橋川	
	東灘区合計					173.63		告示日	平成20年3月7日	
1	観音寺川 I	灘区	上野		0.33	34.01	2115	観音寺川	観音寺川	
2	高尾谷川 I	灘区	上野		0.04	4.56	194	観音寺川	観音寺川	
3	観音寺川左支溪 I	灘区	上野		0.01	1.53	20	観音寺川	観音寺川	
4	貧乏川 I	灘区	畑原		0.11	12.36	665	都賀川	貧乏川	
5	箕岡谷川 I	灘区	箕岡通	2丁目	0.10	11.50	625	都賀川	貧乏川	
6	五毛谷川 I	灘区	箕岡通	2丁目	0.09	8.72	546	都賀川	貧乏川	
7	西郷川右支溪 I	灘区	岩屋		0.08	8.72	〃	六甲山系	西郷川	
8	青谷右支溪 I	灘区	岩屋		0.18	9.49	270	六甲山系	西郷川	
9	青谷左支溪 I	灘区	原田		0.06	6.60	225	六甲山系	西郷川	
10	西郷川右支溪 I	灘区	原田		0.05	5.27	〃	六甲山系	西郷川	
11	中西谷 I	灘区	上野		0.08	5.25	287	六甲山系	西郷川	
12	摩耶東谷 I	灘区	大石		0.59	8.70	165	都賀川	杣谷川	
13	杣谷川 I	灘区	大石		1.12	8.33	146	都賀川	杣谷川	
14	ハチス谷 I	灘区	篠原		0.20	8.95	168	都賀川	杣谷川	
15	日柳川(1)I	灘区	篠原		0.03	3.12	69	都賀川	六甲川	
16	日柳川(2)I	灘区	篠原		0.05	4.84	97	都賀川	六甲川	
17	日柳川(3)I	灘区	篠原		0.02	1.89	16	都賀川	六甲川	
18	大月川(1)I	灘区	篠原		0.19	17.19	563	都賀川	六甲川	
19	大月川(2)I	灘区	篠原北町	3丁目	0.01	1.46	30	都賀川	都賀川	
20	六甲川右支溪 (1)I	灘区	篠原		0.05	3.90	130	都賀川	都賀川	
21	六甲川右支溪 (2)I	灘区	篠原		0.16	1.39	15	都賀川	六甲川	
22	六甲川 I	灘区	篠原		3.41	2.57	10	都賀川	六甲川	
23	一ヶ谷 I	灘区	六甲山町		0.58	5.77	44	都賀川	六甲川	
24	一王谷右支溪 I	灘区	高羽		0.10	9.96	277	石屋川	石屋川	
25	一王谷 I	灘区	高羽	2丁目	0.28	23.19	734	石屋川	石屋川	
26	一王谷左支溪 (2)I	灘区	高羽		0.02	2.22	〃	石屋川	石屋川	
27	一王谷左支溪 (3)I	灘区	高羽		0.03	3.17	〃	石屋川	石屋川	
28	地獄谷 I	灘区	土山町		0.14	14.60	569	石屋川	石屋川	

予防資料 1-2-1

箇所番号	区域名称	指定の区域			溪流状況		人家 戸数 (戸)	水系名	河川名	公共施設
		市・区	町	字	流域 面積	区域 面積				
					(k m <sup>2</sup> )	(ha)				
29	青谷右支溪Ⅱ	灘区	岩屋		0.15	10.28	284	六甲山系	西郷川	
30	青谷Ⅱ	灘区	岩屋		0.25	10.11	246	六甲山系	西郷川	
31	青谷左支溪Ⅱ	灘区	原田		0.12	10.08	243	六甲山系	西郷川	
灘区合計						259.73		告示日	平成20年3月11日	
1	楠谷川左支Ⅰ	中央区	神戸港地方		0.01	1.28	0	六甲山系	楠谷川	水道施設
2	宇治川左支(1)Ⅰ	中央区	神戸港地方		0.04	6.52	379	六甲山系	宇治川	県道・市道 水道施設
3	宇治川左支(2)Ⅰ	中央区	神戸港地方		0.02	3.20	99	六甲山系	宇治川	県道・市道 水道施設
4	再度谷川右支 (2)Ⅰ	中央区	神戸港地方		0.07	4.32	132	六甲山系	再度谷川	県道・市道 中学校・高校・大学
5	再度谷川右支 (1)Ⅰ	中央区	神戸港地方		0.01	1.00	6	六甲山系	再度谷川	市道・橋2
6	大師川右支(4)Ⅰ	中央区	神戸港地方		0.04	3.99	24	六甲山系	大師川	市道・橋13 中学校・高校
7	大師川右支(3)Ⅰ	中央区	神戸港地方		0.09	7.05	128	六甲山系	大師川	市道・橋20 中学校・高校 大学・県道
8	大師川右支(2)Ⅰ	中央区	神戸港地方		0.03	3.00	1	六甲山系	大師川	市道・橋4
9	大師川右支(1)Ⅰ	中央区	神戸港地方		0.06	5.99	18	六甲山系	大師川	市道・橋15
10	大師川Ⅰ	中央区	神戸港地方		0.06	6.02	1	六甲山系	大師川	市道・橋9
11	大師川左支(1)Ⅰ	中央区	神戸港地方		0.01	0.99	0	六甲山系	大師川	市道・橋1
12	大師川左支(2)Ⅰ	中央区	神戸港地方		0.05	4.99	0	六甲山系	大師川	市道・橋6
13	大師川左支(3)Ⅰ	中央区	神戸港地方		0.08	7.95	31	六甲山系	大師川	市道・橋21 中学校・高校・大学
14	再度谷(2)Ⅰ	中央区	神戸港地方		0.04	4.03	1	六甲山系	大師川	市道・橋8
15	再度谷(1)Ⅰ	中央区	神戸港地方		0.05	5.00	5	六甲山系	大師川	市道・橋9
16	再度谷(3)Ⅰ	中央区	神戸港地方		0.02	2.03	2	六甲山系	大師川	市道・橋4
17	再度谷(4)Ⅰ	中央区	神戸港地方		0.09	9.01	80	六甲山系	大師川	県道・市道・橋24 中学校・高校・大学
18	大師川左支(4)Ⅰ	中央区	神戸港地方		0.04	4.05	20	六甲山系	大師川	市道・橋15
19	大師川左支(5)Ⅰ	中央区	神戸港地方		0.01	0.99	1	六甲山系	大師川	市道・橋3
20	大師川左支(6)Ⅰ	中央区	神戸港地方		0.22	7.50	126	六甲山系	大師川	県道・市道・橋22 中学校・高校・大学
21	再度谷川左支 (1)Ⅰ	中央区	神戸港地方		0.11	6.50	150	六甲山系	再度谷川	県道・市道・橋19 中学校・高校・大学
22	再度谷川左支 (2)Ⅰ	中央区	神戸港地方		0.04	4.05	48	六甲山系	再度谷川	市道・橋15 中学校・高校 大学
23	城ヶ口川Ⅰ	中央区	神戸港地方		0.02	2.01	32	六甲山系	城ヶ口川	県道・市道・水道施設 受電所・橋3
24	追谷川Ⅰ	中央区	神戸港地方		0.09	9.08	269	六甲山系	鯉川	県道・市道 橋4・病院
25	三森谷Ⅰ	中央区	神戸港地方		0.14	20.97	886	六甲山系	鯉川	県道・市道 税務署・警察 大学・NHK
26	天神谷Ⅰ	中央区	神戸港地方		0.23	22.45	653	六甲山系	北野川	大学・郵便局 福祉センター
27	天神東谷Ⅰ	中央区	神戸港地方		0.03	3.01	132	六甲山系	北野川	県道・市道
28	北野谷(1)Ⅰ	中央区	神戸港地方		0.02	2.05	62	六甲山系	北野川	市道
29	北野谷(2)Ⅰ	中央区	神戸港地方		0.16	1.23	5	六甲山系	桜谷川	市道・橋7
30	桜谷川左支Ⅰ	中央区	神戸港地方		0.09	0.10	14	六甲山系	桜谷川	国道・県道 市道・JR
31	布袋ヶ谷Ⅰ	中央区	神戸港地方		0.98	1.69	0	六甲山系	布引谷	市道・橋2
32	西郷川右支Ⅰ	中央区	神仙寺通	1丁目	0.05	4.26	203	六甲山系	西郷川	中学校・高校 市道・配水場

●防災DB 風水害等対策編

〔予防〕 1. 安全都市づくり推進計画

予防資料 1-2-1

箇所番号	区域名称	指定の区域			溪流状況		人家 戸数 (戸)	水系名	河川名	公共施設
		市・区	町	字	流域 面積	区域 面積				
					(k m <sup>2</sup> )	(ha)				
33	布引谷(2)I	中央区	葺合町		0.04	1.09	1	六甲山系	布引谷	県道・市道・橋2
34	新生田川左支Ⅲ	中央区	葺合町		0.02	2.01	2	六甲山系	新生田川	JR・橋6・市道
35	新生田川右支 (3)I	中央区	葺合町		0.02	2.01	14	六甲山系	新生田川	市道・高校
36	新生田川右支 (2)I	中央区	葺合町		0.02	1.99	101	六甲山系	新生田川	市道・橋11
37	新生田川右支 (1)I	中央区	葺合町		0.04	3.55	112	六甲山系	新生田川	JR・橋14・市道
38	西谷 I	中央区	葺合町		0.09	4.20	113	六甲山系	新生田川	JR・橋15・市道
39	草川右支 I	中央区	葺合町		0.20	5.18	119	六甲山系	草川	JR・橋18・市道
40	草川左支(1) I	中央区	葺合町		0.18	5.24	120	六甲山系	草川	JR・橋19・市道
41	草川左支(2) I	中央区	葺合町		0.03	3.00	53	六甲山系	草川	市道・橋8
42	草川左支(3) I	中央区	葺合町		0.06	4.75	121	六甲山系	草川	JR・市道・橋8
43	中尾谷西谷川 (1)I	中央区	葺合町		0.01	0.99	49	六甲山系	狐川	市道
44	中尾谷西谷川 (2)I	中央区	葺合町		0.06	6.00	135	六甲山系	狐川	県道・市道・橋2
45	中尾谷東谷川 I	中央区	葺合町		0.08	8.05	328	六甲山系	狐川	県道・市道・橋5・配水場 中学校・老人いこいの家
46	中尾谷川 I	中央区	葺合町		0.06	10.49	322	六甲山系	狐川	県道・市道・橋1 幼稚園・中学校 高校・病院
47	ヒノリ谷 I	中央区	葺合町		0.05	6.15	316	六甲山系	西谷川	市道・幼稚園 神学校
中央区合計						231.01		告示日 平成20年3月18日		
1	荻藻川右支(2)I	兵庫区	清水町		0.06	6.04	435	六甲山系	荻藻川	県道・市道 保育園
2	新湊川右支(1)I	兵庫区	鶴越筋		0.02	2.01	128	六甲山系	新湊川	市道
3	竹か谷川右支 (2)I	兵庫区	里山町		0.01	1.14	5	六甲山系	竹か谷川	市道
4	竹か谷川右支 (1)I	兵庫区	里山町		0.02	2.03	16	六甲山系	竹か谷川	市道
5	竹か谷川右支 (3)Ⅱ	兵庫区	鳥原町		0.03	1.85	1	六甲山系	竹か谷川	市道・橋1
6	鳥原川右支 I	兵庫区	鳥原町		0.03	3.63	1	六甲山系	鳥原川	市道・橋1・下水処理場
7	鳥原川左支(1) I	兵庫区	鳥原町		0.13	0.77	0	六甲山系	鳥原川	橋1
8	鳥原川左支(2) I	兵庫区	鳥原町		0.07	2.19	0	六甲山系	鳥原川	市道・橋7
9	鳥原川左支(3) I	兵庫区	鳥原町		0.01	1.07	0	六甲山系	鳥原川	市道・橋2・下水施設
10	鳥原川左支(4) I	兵庫区	鳥原町		0.02	2.18	0	六甲山系	鳥原川	市道・橋1
11	鳥原川左支(5) I	兵庫区	鳥原町		0.03	2.05	5	六甲山系	鳥原川	市道・橋4
12	石井川 Ⅱ	兵庫区	鳥原町		0.02	0.75	6	六甲山系	石井川	市道・橋1
13	石井川左支(1) I	兵庫区	鳥原町		0.23	1.52	9	六甲山系	石井川	市道・橋4
14	石井川左支(2)Ⅱ	兵庫区	天王町	3丁目	0.08	1.02	11	六甲山系	石井川	市道・橋3
15	瀬川 I	兵庫区	鳥原町		0.12	4.23	207	六甲山系	瀬川	市道・橋4
16	天王川右支(4)Ⅱ	兵庫区	平野町		0.01	1.00	0	六甲山系	天王川	国道・橋1 インターチェンジ・水道施設
17	天王川右支(3)Ⅱ	兵庫区	平野町		0.02	1.88	0	六甲山系	天王川	国道・橋2 インターチェンジ・水道施設
18	天王川右支(2) I	兵庫区	平野町		0.03	1.15	13	六甲山系	天王川	国道・橋4
19	草谷川右支 I	兵庫区	平野町		0.04	1.46	7	六甲山系	草谷川	国道・橋11
20	草谷川 I	兵庫区	平野町		0.02	2.04	9	六甲山系	草谷川	国道・橋9
21	天王谷川右支(2) I	兵庫区	平野町		0.02	2.18	9	六甲山系	天王谷川	市道・橋2
22	天王谷川右支(1) I	兵庫区	平野町		0.02	2.19	9	六甲山系	天王川	市道・橋2
23	天王谷川右支(1) I	兵庫区	平野町		0.16	3.62	22	六甲山系	天王谷川	国道・橋11

予防資料 1-2-1

箇所番号	区域名称	指定の区域			溪流状況		人家 戸数 (戸)	水系名	河川名	公共施設
		市・区	町	字	流域 面積	区域 面積				
					(k m <sup>2</sup> )	(ha)				
24	極楽谷 I	兵庫区	平野町		0.36	4.03	11	六甲山系	極楽谷	国道・橋 7
25	天王谷川左支(1) I	兵庫区	平野町		0.02	2.24	9	六甲山系	天王谷川	国道・橋 3
26	天王谷川左支(2) I	兵庫区	平野町		0.1	2.37	10	六甲山系	天王谷川	国道・橋 5
27	天王谷川左支(3) I	兵庫区	平野町		0.08	1.20	3	六甲山系	天王谷川	国道・橋 6
28	天王谷川左支(4) I	兵庫区	平野町		0.1	0.94	8	六甲山系	天王谷川	市道・橋 2
29	天王谷川左支(5) I	兵庫区	平野町		0.07	1.71	48	六甲山系	天王谷川	市道・橋 6
30	天王谷川左支(6) I	兵庫区	平野町		0.01	1.01	90	六甲山系	天王谷川	市道
31	楠谷川右支(4) I	兵庫区	平野町		0.02	4.41	189	六甲山系	楠谷川	市道
32	楠谷川右支(3) I	兵庫区	平野町		0.03	3.00	105	六甲山系	楠谷川	市道
33	楠谷川右支(2) I	兵庫区	平野町		0.01	1.08	39	六甲山系	楠谷川	市道・橋 6
34	楠谷川右支(1) I	兵庫区	平野町		0.03	2.89	172	六甲山系	楠谷川	市道・橋 9
35	楠谷川 I	兵庫区	平野町		0.47	1.29	0	六甲山系	楠谷川	市道
兵庫区合計						74.17		告示日	平成 20 年 3 月 18 日	
1	禪昌寺川 I	長田区	高取山町		0.11	2.91	82	六甲山系	禪昌寺谷川	市道・橋 7・集会所
2	妙法寺川左支 (1) I	長田区	高取山町		0.04	1.60	36	六甲山系	妙法寺川	市道・橋 2・高校
3	妙法寺川左支 (2) I	長田区	高取山町		0.02	2.12	60	六甲山系	妙法寺川	市道・橋 3・高校
4	新湊川右支(2) I	長田区	池田宮町		0.07	1.62	171	六甲山系	新湊川	県道・市道
5	荊藻川右支(5) I	長田区	西山町	4丁目	0.03	2.99	145	六甲山系	荊藻川	県道・市道
6	荊藻川右支(4) I	長田区	西山町	4丁目	0.04	4.09	242	六甲山系	荊藻川	県道・市道
7	荊藻川右支(3) I	長田区	林山町		0.02	2.34	14	六甲山系	荊藻川	老人福祉施設 市道・女子短大
8	大日川右支(6) III	長田区	池田宮町		0.02	0.95	0	六甲山系	大日川	市道・橋 1
9	大日川右支(5) III	長田区	池田宮町		0.01	1.02	0	六甲山系	大日川	市道・橋 1
10	大日川右支(4) I	長田区	長者町		0.10	1.37	16	六甲山系	大日川	市道・橋 1 公民館
11	大日川右支(3) I	長田区	長者町		0.03	1.19	50	六甲山系	大日川	市道
12	大日川右支(2) I	長田区	長者町		0.06	2.49	133	六甲山系	大日川	市道
13	大日川右支(1) I	長田区	長者町		0.02	2.06	114	六甲山系	大日川	市道・橋 1
14	檜川 I	長田区	雲雀ヶ丘	2丁目	0.21	3.10	91	六甲山系	檜川	市道・橋 4
15	荊藻川右支(1) I	長田区	雲雀ヶ丘	1丁目	0.06	5.50	117	六甲山系	荊藻川	市道・橋 5・中学校 水道施設・集会所 老人福祉施設
16	荊藻川 I	長田区	雲雀ヶ丘	1丁目	0.34	3.18	103	六甲山系	荊藻川	市道・橋 5・公民館 老人養護施設
17	荊藻川左支(1) I	長田区	源平町		0.01	0.39	2	六甲山系	荊藻川	
18	荊藻川左支(2) I	長田区	源平町		0.02	0.89	1	六甲山系	荊藻川	
19	荊藻川左支(3) I	長田区	源平町		0.03	0.25	1	六甲山系	荊藻川	
長田区合計						40.06		告示日	平成 20 年 3 月 18 日	

## 予防資料 1-2-2

## 土石流危険溪流（国土交通省）

溪流番号		水系名	河川名	溪流名	所在地			溪流状況			保全対象	
区分	番号				市・区	町	字	溪流長	流域面積	発生流域面積	人口	人家の戸数
								(km)	(km <sup>2</sup> )	(km <sup>2</sup> )		
I	1	六甲山系	三の谷川	三の谷川	須磨区	西須磨	鉄拐山	0.16	0.05	0.03	103	36
I	2	六甲山系	三の谷川	三の谷川左支	須磨区	西須磨	鉄拐山	0.20	0.02	0.02	51	18
I	3	六甲山系	二の谷川	二ノ谷川右支	須磨区	西須磨	鉄拐山	0.06	0.01	0.01	229	80
I	4	六甲山系	二の谷川	二ノ谷川右支	須磨区	西須磨	鉄拐山	0.11	0.01	0.01	226	79
I	5	六甲山系	二の谷川	二の谷川	須磨区	西須磨	鉄拐山	0.57	0.17	0.16	226	79
I	6	六甲山系	赤旗川	赤旗谷川	須磨区	西須磨	鉄拐山	0.69	0.24	0.18	389	136
I	7	六甲山系	一の谷川	一の谷川右支	須磨区	西須磨	鉄拐山	0.12	0.01	0.01	31	11
I	8	六甲山系	一の谷川	一の谷川右支	須磨区	西須磨	立原谷	0.16	0.02	0.02	23	8
I	9	六甲山系	一の谷川	一の谷川	須磨区	西須磨	立原谷	0.19	0.02	0.02	23	8
I	10	六甲山系	一の谷川	一の谷川左支	須磨区	西須磨	立原谷	0.28	0.04	0.03	23	8
I	11	六甲山系	高倉川	高倉川右支	須磨区	西須磨	高倉山	0.14	0.01	0.01	255	89
I	12	六甲山系	高倉川	高倉川右支	須磨区	西須磨	高倉山	0.15	0.01	0.01	246	86
I	13	六甲山系	高倉川	高倉川右支	須磨区	西須磨	高倉山	0.11	0.01	0.01	343	120
I	14	六甲山系	高倉川	高倉川	須磨区	西須磨	高倉山	0.34	0.05	0.01	237	83
I	15	六甲山系	千森川	千森川右支	須磨区	西須磨	青山	0.31	0.05	0.03	40	14
I	16	六甲山系	千森川	千森川右支	須磨区	西須磨	青山	0.13	0.02	0.01	51	18
I	17	六甲山系	千森川	千森川右支	須磨区	西須磨	青山	0.11	0.02	0.02	146	51
I	18	六甲山系	千森川	千森川右支	須磨区	西須磨		0.19	0.02	0.01	40	14
I	19	六甲山系	千森川	千森川左支	須磨区	東須磨	青山	0.22	0.02	0.02	0	0
I	20	六甲山系	千森川	千森川左支	須磨区	東須磨	青山	0.19	0.03	0.02	0	0
I	21	六甲山系	千森川	千森川左支	須磨区	東須磨	青山	0.07	0.02	0.02	0	0
I	22	六甲山系	天井川	天井川右支	須磨区	東須磨	杓子山	0.10	0.01	0.01	257	90
I	23	六甲山系	天井川	天井川右支	須磨区	東須磨	杓子山	0.11	0.01	0.01	257	90
I	24	六甲山系	天井川	天井川右支	須磨区	東須磨	杓子山	1.24	0.61	0.23	257	90
I	25	六甲山系	天井川	天井川	須磨区	東須磨		0.79	0.12	0.03	72	25
I	26	六甲山系	細沢谷川	細沢谷川	須磨区	大手	稲荷尾	0.27	0.03	0.01	226	79
I	27	六甲山系	東細沢谷川	大手筋	須磨区	大手町	8丁目	1.11	0.41	0.12	220	77
I	28	六甲山系	東細沢谷川	東細沢谷川左支	須磨区	大手町		0.21	0.03	0.01	235	82
I	43	六甲山系	妙法寺川	妙法寺川左支	須磨区	妙法寺	辻堂	0.19	0.04	0.01	80	28
I	44	六甲山系	横谷川	横谷川	須磨区	妙法寺	石仏谷	0.09	0.01	0.01	23	8
I	45	六甲山系	横谷川	横谷川	須磨区	妙法寺	石仏谷	0.19	0.04	0.03	17	6
I	46	六甲山系	横谷川	横谷川左支	須磨区	妙法寺	サ莉	0.18	0.04	0.01	126	44
I	47	六甲山系	横谷川	横谷川左支	須磨区	妙法寺	女夫岩	0.14	0.03	0.03	169	59
I	48	六甲山系	妙法寺川	妙法寺川左支	須磨区	妙法寺	岡	0.11	0.02	0.02	297	104

予防資料 1-2-2

土石流危険溪流 (国土交通省)

溪流番号		水系名	河川名	溪流名	所在地			溪流状況			保全対象	
区分	番号				市・区	町	字	溪流長	流域面積	発生流域面積	人口	人家の戸数
								(km)	(km <sup>2</sup> )	(km <sup>2</sup> )		
I	49	六甲山系	妙法寺川	妙法寺川左支	須磨区	妙法寺	宮ノ下	0.40	0.08	0.08	20	7
I	50	六甲山系	妙法寺川	妙法寺川左支	須磨区	妙法寺	禿山	0.31	0.06	0.06	66	23
I	51	六甲山系	妙法寺川	妙法寺川左支	須磨区	妙法寺	禿山	0.41	0.08	0.06	74	26
I	52	六甲山系	禪昌寺川	禪昌寺川	須磨区	禪昌寺町	2丁目	0.22	0.03	0.00	31	11
I	53	六甲山系	禪昌寺川	禪昌寺川	須磨区	妙法寺		0.49	0.10	0.09	60	21
I	54	六甲山系	禪昌寺川	禪昌寺川	長田区	高取山町		0.42	0.11	0.11	59	23
I	55	六甲山系	妙法寺川	妙法寺川左支	長田区	高取山町		0.25	0.04	0.03	110	43
I	56	六甲山系	妙法寺川	妙法寺川左支	長田区	高取山町		0.11	0.01	0.01	148	58
I	57	六甲山系	新湊川	新湊川右支	長田区	池田宮町		0.46	0.07	0.00	275	108
I	58	六甲山系	苧藻川	苧藻川右支	長田区	西山町	4丁目	0.22	0.03	0.00	1,425	559
I	59	六甲山系	苧藻川	苧藻川右支	長田区	西山町	4丁目	0.32	0.04	0.04	1,094	429
I	60	六甲山系	苧藻川	苧藻川右支	長田区	林山町		0.13	0.02	0.02	495	194
I	61	六甲山系	大日川	大日川右支	長田区	長者町		0.67	0.12	0.07	133	52
I	62	六甲山系	大日川	大日川右支	長田区	長者町		0.41	0.04	0.02	107	42
I	63	六甲山系	大日川	大日川右支	長田区	長者町		0.41	0.06	0.02	309	121
I	64	六甲山系	大日川	大日川右支	長田区	長者町		0.08	0.02	0.00	314	123
I	65	六甲山系	雲雀ヶ丘川	雲雀ヶ丘川右支	北区	山田町	下谷上	0.13	0.02	0.00	167	56
I	66	六甲山系	雲雀ヶ丘川	雲雀ヶ丘川右支	北区	山田町	下谷上	0.26	0.06	0.04	167	56
I	67	六甲山系	檜川	檜川	長田区	雲雀ヶ丘	2丁目	0.64	0.20	0.06	558	219
I	68	六甲山系	苧藻川	苧藻川右支	長田区	雲雀ヶ丘	1丁目	0.33	0.05	0.01	204	80
I	69	六甲山系	苧藻川	苧藻川	長田区	雲雀ヶ丘	1丁目	1.10	0.35	0.07	472	185
I	70	六甲山系	苧藻川	苧藻川左支	北区	ひよどり台	4丁目	0.18	0.02	0.00	682	228
I	71	六甲山系	苧藻川	苧藻川左支	北区	ひよどり台	4丁目	0.27	0.05	0.00	21	7
I	72	六甲山系	苧藻川	苧藻川左支	北区	ひよどり台	4丁目	0.44	0.08	0.01	27	9
I	73	六甲山系	苧藻川	苧藻川左支	北区	ひよどり台	4丁目	0.21	0.17	0.16	302	101
I	74	六甲山系	苧藻川	苧藻川左支	長田区	源平町		0.07	0.01	0.01	69	27
I	75	六甲山系	苧藻川	苧藻川左支	長田区	源平町		0.15	0.02	0.02	36	14
I	76	六甲山系	苧藻川	苧藻川左支	長田区	源平町		0.18	0.03	0.01	18	7
I	77	六甲山系	苧藻川	苧藻川右支	兵庫区	清水町		0.35	0.06	0.04	341	150
I	78	六甲山系	新湊川	新湊川右支	兵庫区	鶴越筋		0.17	0.02	0.02	245	108
I	79	六甲山系	石井川	石井川右支	兵庫区	烏原町		0.23	0.03	0.02	0	0
I	80	六甲山系	ヤガ谷川	ヤガ谷川右支	兵庫区	里山町		0.16	0.01	0.01	11	5
I	81	六甲山系	ヤガ谷川	ヤガ谷川右支	兵庫区	里山町		0.16	0.02	0.00	34	15
I	82	六甲山系	烏原川	烏原川右支	兵庫区	烏原町		0.22	0.09	0.02	5	2

## 予防資料 1-2-2

## 土石流危険溪流（国土交通省）

溪流番号		水系名	河川名	溪流名	所在地			溪流状況			保全対象	
区分	番号				市・区	町	字	溪流長	流域面積	発生流域面積	人口	人家の戸数
								(km)	(km <sup>2</sup> )	(km <sup>2</sup> )		
I	83	六甲山系	烏原川	烏原川右支	北区	山田町	下谷上	0.63	0.15	0.15	6	2
I	84	六甲山系	烏原川	烏原川左支	北区	山田町	下谷上	2.33	1.59	0.76	6	2
I	85	六甲山系	小部川	小部川右支	北区	君影町	5丁目	0.12	0.01	0.00	299	100
I	86	六甲山系	西小部川	西小部川左支	北区	山田町	小部	0.16	0.02	0.00	0	0
I	87	六甲山系	西小部川	西小部川左支	北区	山田町	小部北ノ谷	0.14	0.04	0.00	39	13
I	88	六甲山系	烏東川	烏東川右支	北区	山田町	小部大蔵馬場	0.18	0.02	0.00	242	81
I	89	六甲山系	烏東川	烏東川右支	北区	山田町	小部大蔵馬場	0.10	0.02	0.01	206	69
I	90	六甲山系	烏原川	烏原川左支	北区	山田町	下谷上中一里山	0.72	0.12	0.02	386	129
I	91	六甲山系	烏原川	本松川	北区	山田町	下谷上中一里山	0.64	0.23	0.07	57	19
I	92	六甲山系	烏原川	本松川左支	北区	山田町	下谷上	0.13	0.01	0.01	48	16
I	93	六甲山系	烏原川	烏原川左支	兵庫区	烏原町		0.53	0.13	0.07	5	2
I	94	六甲山系	烏原川	烏原川左支	兵庫区	烏原町	耕田	0.45	0.07	0.04	5	2
I	95	六甲山系	烏原川	烏原川左支	兵庫区	烏原町	耕田	0.10	0.01	0.01	0	0
I	96	六甲山系	烏原川	烏原川左支	兵庫区	烏原町	清水谷	0.41	0.04	0.01	18	8
I	97	六甲山系	烏原川	烏原川左支	兵庫区	烏原町	清水谷	0.30	0.03	0.01	11	5
I	98	六甲山系	石井川	石井川左支	兵庫区	烏原町	東山	0.56	0.24	0.15	16	7
I	99	六甲山系	天王谷川	瀬川	兵庫区	烏原町	湊山	0.51	0.12	0.07	30	13
I	100	六甲山系	天王谷川	天王谷川右支	兵庫区	平野町	天王谷西服	0.08	0.03	0.03	70	31
I	101	六甲山系	天王谷川	草谷川右支	兵庫区	平野町	六五谷西服山	0.33	0.05	0.04	54	24
I	102	六甲山系	天王谷川	草谷川	兵庫区	平野町	六五谷西服山	0.54	0.15	0.13	54	24
I	103	六甲山系	天王谷川	天王谷川右支	兵庫区	平野町	六五谷西服山	0.16	0.02	0.02	70	31
I	104	六甲山系	天王谷川	天王谷川右支	兵庫区	平野町	六五谷西服山	0.21	0.02	0.02	70	31
I	105	六甲山系	天王谷川	天王谷川右支	兵庫区	平野町	六五谷西服山	0.55	0.16	0.09	109	48
I	106	六甲山系	天王谷川	天王谷川右支	北区	山田町	下谷上	0.09	0.02	0.02	152	51
I	107	六甲山系	天王谷川	天王谷川右支	北区	山田町	下谷上	0.06	0.02	0.02	176	59
I	108	六甲山系	天王谷川	天王谷川右支	北区	山田町	下谷上	0.42	0.11	0.11	233	78
I	109	六甲山系	天王谷川	天王谷川右支	北区	山田町	下谷上	0.54	0.05	0.05	233	78
I	110	六甲山系	天王谷川	長坂谷	北区	山田町	下谷上	0.32	0.29	0.29	233	78
I	111	六甲山系	天王谷川	天王谷川左支	北区	山田町	小部堂ノ前	0.32	0.08	0.00	42	14
I	112	六甲山系	洞川	洞川右支	北区	山田町	小部大ツエ	0.04	0.01	0.00	12	4
I	113	六甲山系	洞川	洞川右支	北区	山田町	小部口長谷	0.24	0.03	0.01	0	0
I	114	六甲山系	天王谷川	仙人谷	北区	山田町	小部	1.91	1.88	0.13	6	2
I	115	六甲山系	洞川	洞川左支	北区	山田町	下谷上中一里山	0.06	0.01	0.00	3	1
I	116	六甲山系	洞川	洞川左支	北区	山田町	下谷上中一里山	0.26	0.05	0.00	3	1

予防資料 1-2-2

土石流危険溪流（国土交通省）

溪流番号		水系名	河川名	溪流名	所在地			溪流状況			保全対象		
区分	番号				市・区	町	字	溪流長	流域面積	発生流域面積	人口	人家の戸数	
								(km)	(km <sup>2</sup> )	(km <sup>2</sup> )			(人)
I	117	六甲山系	洞川	洞川左支	北区	山田町	小部大平山	0.07	0.01	0.00	6	2	
I	118	六甲山系	天王谷川	天王谷川左支	北区	山田町	小部二軒茶屋	0.12	0.01	0.00	18	6	
I	119	六甲山系	天王谷川	天王谷川左支	北区	山田町	小部大平	0.56	0.12	0.00	33	11	
I	120	六甲山系	天王谷川	天王谷川左支	北区	山田町	下谷上中一里山	0.18	0.04	0.00	0	0	
I	121	六甲山系	天王谷川	天王谷川左支	北区	山田町	下谷上	0.03	0.01	0.00	0	0	
I	122	六甲山系	天王谷川	天王谷川左支	北区	山田町	下谷上	0.75	0.26	0.11	15	5	
I	123	六甲山系	天王谷川	天王谷川左支	北区	山田町	下谷上	0.29	0.04	0.00	15	5	
I	124	六甲山系	天王谷川	天王谷川左支	北区	山田町	下谷上	0.29	0.07	0.06	233	78	
I	125	六甲山系	天王谷川	天王谷川左支	北区	山田町	下谷上	0.14	0.03	0.02	233	78	
I	126	六甲山系	金星川	極楽谷	兵庫区	平野町	奥東服山	1.26	0.49	0.32	129	57	
I	127	六甲山系	天王谷川	天王谷川左支	兵庫区	平野町	奥東服山	0.11	0.03	0.03	73	32	
I	128	六甲山系	天王谷川	天王谷川左支	兵庫区	平野町	奥東服山	0.59	0.10	0.03	70	31	
I	129	六甲山系	天王谷川	天王谷川左支	兵庫区	平野町	奥東服山	0.41	0.08	0.02	48	21	
I	130	六甲山系	天王谷川	天王谷川左支	兵庫区	平野町	天王谷東服	0.34	0.10	0.04	36	16	
I	131	六甲山系	天王谷川	天王谷川左支	兵庫区	平野町	天王谷東服	0.48	0.08	0.08	191	84	
I	132	六甲山系	天王谷川	天王谷川左支	兵庫区	平野町	祇園山	0.11	0.01	0.01	127	56	
I	133	六甲山系	楠谷川	楠谷川右支	兵庫区	平野町		0.30	0.03	0.03	461	203	
I	134	六甲山系	楠谷川	楠谷川右支	兵庫区	平野町	梅ヶ谷	0.27	0.03	0.01	415	183	
I	135	六甲山系	楠谷川	楠谷川右支	兵庫区	平野町	梅ヶ谷	0.11	0.01	0.01	1,283	565	
I	136	六甲山系	楠谷川	楠谷川右支	兵庫区	平野町		0.15	0.03	0.01	1,283	565	
I	137	六甲山系	楠谷川	楠谷川	兵庫区	平野町		2.08	0.71	0.61	1,283	565	
I	138	六甲山系	楠谷川	楠谷川左支	中央区	神戸港地方	口一里山	0.11	0.01	0.01	0	0	
I	139	六甲山系	宇治川	宇治川左支	中央区	神戸港地方	口一里山	0.32	0.04	0.04	0	0	
I	140	六甲山系	宇治川	宇治川左支	中央区	神戸港地方	口一里山	0.19	0.02	0.02	0	0	
I	141	六甲山系	再度谷川	再度谷川右支	中央区	神戸港地方	再度谷	0.38	0.08	0.08	72	34	
I	142	六甲山系	再度谷川	再度谷川右支	中央区	神戸港地方		0.08	0.01	0.01	126	59	4
I	143	六甲山系	大師川	大師川右支	中央区	神戸港地方		0.17	0.04	0.04	121	57	4
I	144	六甲山系	大師川	大師川右支	中央区	神戸港地方		0.61	0.09	0.09	121	57	4
I	145	六甲山系	大師川	大師川右支	中央区	神戸港地方		0.26	0.04	0.01	128	60	3
I	146	六甲山系	大師川	大師川右支	中央区	神戸港地方		0.30	0.06	0.05	128	60	1
I	147	六甲山系	大師川	大師川	中央区	神戸港地方	口一里山	0.25	0.06	0.06	128	60	
I	148	六甲山系	大師川	大師川左支	中央区	神戸港地方	口一里山	0.10	0.01	0.01	128	60	
I	149	六甲山系	大師川	大師川左支	中央区	神戸港地方	口一里山	0.20	0.06	0.05	128	60	
I	150	六甲山系	大師川	大師川左支	中央区	神戸港地方	口一里山	0.47	0.09	0.04	128	60	

## 予防資料 1-2-2

## 土石流危険溪流（国土交通省）

溪流番号		水系名	河川名	溪流名	所在地			溪流状況			保全対象	
区分	番号				市・区	町	字	溪流長 (km)	流域 面積 (km <sup>2</sup> )	発生流域 面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)	人家 の 戸数 (戸)
I	151	六甲山系	大師川	再度谷	中央区	神戸港地方	再度山	0.30	0.05	0.01	141	66
I	152	六甲山系	大師川	再度谷	中央区	神戸港地方	再度山	0.34	0.06	0.02	149	70
I	153	六甲山系	大師川	再度谷	中央区	神戸港地方	再度山	0.17	0.02	0.00	145	68
I	154	六甲山系	大師川	再度谷	中央区	神戸港地方	再度山	0.60	0.09	0.01	128	60
I	155	六甲山系	大師川	大師川左支	中央区	神戸港地方	0.29	0.04	0.04	66	31	4
I	156	六甲山系	大師川	大師川左支	中央区	神戸港地方	0.10	0.01	0.01	11	5	3
I	157	六甲山系	大師川	大師川左支	中央区	神戸港地方	0.54	0.22	0.13	251	118	2
I	158	六甲山系	再度谷川	再度谷川左支	中央区	神戸港地方	0.72	0.12	0.09	117	55	1
I	159	六甲山系	再度谷川	再度谷川左支	中央区	神戸港地方	0.15	0.04	0.02	117	55	3
I	166	六甲山系	桜谷川	北野谷	中央区	神戸港地方	堂徳山	0.69	0.14	0.00	362	170
I	167	六甲山系	桜谷川	桜谷川左支	中央区	神戸港地方	布引	0.54	0.09	0.09	83	39
I	168	六甲山系	布引谷	布引谷右支	中央区	葺合町		0.32	0.10	0.05	0	0
I	169	六甲山系	布引谷	奥サブ谷	中央区	葺合町	奥サブ谷	0.46	0.11	0.11	0	0
I	170	六甲山系	布引谷	ササ谷	中央区	葺合町	ササ谷	0.25	0.06	0.06	0	0
I	171	六甲山系	布引谷	布袋ヶ谷	中央区	神戸港地方	2.32	1.09	0.15	6	3	0
I	172	六甲山系	布引谷	布引谷	中央区	葺合町	市ヶ原	6.31	7.92	6.84	6	3
I	173	六甲山系	布引谷	布引谷	中央区	葺合町		0.19	0.04	0.00	0	0
I	174	六甲山系	新生田川	新生田川右支	中央区	葺合町	寺ヶ谷	0.08	0.02	0.02	26	12
I	175	六甲山系	新生田川	新生田川右支	中央区	葺合町		0.14	0.02	0.02	535	251
I	176	六甲山系	新生田川	新生田川右支	中央区	葺合町		0.29	0.05	0.05	535	251
I	177	六甲山系	新生田川	西谷	中央区	葺合町	西谷ノニ	0.41	0.09	0.09	556	261
I	178	六甲山系	草川	草川右支	中央区	葺合町	奥西谷	0.63	0.22	0.22	567	266
I	179	六甲山系	草川	草川左支	中央区	葺合町	杉長谷	0.36	0.18	0.17	567	266
I	180	六甲山系	草川	草川左支	中央区	葺合町		0.08	0.03	0.03	567	266
I	181	六甲山系	草川	草川左支	中央区	葺合町	古輪谷	0.08	0.06	0.06	575	270
I	188	六甲山系	西郷川	西郷川右支	灘区	岩屋		0.15	0.08	0.08	1,169	504
I	189	六甲山系	西郷川	青谷右支	灘区	岩屋	西ノ奥	0.46	0.17	0.16	1,174	506
I	190	六甲山系	西郷川	青谷左支	灘区	原田		0.53	0.06	0.01	1,174	506
I	191	六甲山系	西郷川	西郷川左支	灘区	原田		0.29	0.05	0.04	1,167	503
I	192	六甲山系	西郷川	中西谷	灘区	上野	下多	0.46	0.08	0.07	79	34
I	200	都賀川	杣谷川	摩耶東谷	灘区	大石		1.40	0.60	0.54	3,598	1,592
I	201	都賀川	杣谷川	杣谷川	灘区	大石		1.88	1.10	1.08	3,598	1,592
I	202	都賀川	杣谷川	ハチース谷	灘区	篠原		1.12	0.19	0.19	3,598	1,592
I	203	都賀川	六甲川	日柳川	灘区	篠原		0.07	0.03	0.02	646	286

予防資料 1-2-2

土石流危険溪流（国土交通省）

溪流番号		水系名	河川名	溪流名	所在地			溪流状況			保全対象	
区分	番号				市・区	町	字	溪流長 (km)	流域面積 (km <sup>2</sup> )	発生流域面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)	人家の戸数 (戸)
I	204	都賀川	六甲川	日柳川	灘区	篠原		0.09	0.05	0.05	646	286
I	205	都賀川	六甲川	日柳川	灘区	篠原		0.08	0.02	0.01	667	295
I	206	都賀川	都賀川	日柳左支溪	灘区	篠原仲山		0.10	0.01	0.01	646	286
I	207	都賀川	六甲川	大月川	灘区	篠原	伯母野山	0.82	0.18	0.18	646	286
I	208	都賀川	六甲川	大月川	灘区	篠原北町	3丁目	0.04	0.01	0.01	90	40
I	209	都賀川	都賀川		灘区	篠原		0.11	0.06	0.06	235	104
I	210	都賀川	六甲川		灘区	篠原		0.10	0.16	0.16	1,880	832
I	211	都賀川	六甲川	六甲川	灘区	篠原		3.00	3.41	3.30	1,883	833
I	212	都賀川	六甲川	一ヶ谷	灘区	六甲山町	一ヶ谷	1.72	0.58	0.54	2,124	940
I	213	石屋川	石屋川		灘区	高羽	滝ノ具	0.27	0.10	0.08	2,504	1,108
I	214	石屋川	石屋川	一王谷	灘区	高羽	2丁目	0.47	0.29	0.14	2,504	1,108
I	215	石屋川	石屋川		灘区	高羽	滝の奥	0.09	0.02	0.02	2,504	1,108
I	216	石屋川	石屋川		灘区	高羽	滝の奥	0.05	0.03	0.02	2,504	1,108
I	217	石屋川	石屋川	地獄谷	灘区	土山町		0.16	0.05	0.05	2,504	1,108
I	218	石屋川	新田川	新田川	東灘区	渦ヶ森台	4丁目	0.28	0.22	0.22	414	183
I	219	住吉川	住吉川	西谷	東灘区	渦ヶ森台	4丁目	2.17	1.10	0.99	2,653	1,174
I	220	住吉川	住吉川	大月谷	東灘区	住吉山手	9丁目	0.90	0.26	0.18	2,653	1,174
I	221	住吉川	住吉川		東灘区	住吉山手	9丁目	0.26	0.04	0.02	2,791	1,235
I	222	住吉川	住吉川	大月谷	東灘区	住吉山手	9丁目	0.31	0.06	0.03	2,739	1,212
I	223	住吉川	住吉川	地獄谷	東灘区	住吉台		2.80	1.36	1.18	2,653	1,174
I	224	住吉川	住吉川	住吉川	東灘区	本山町	岡本	4.75	6.63	5.14	2,676	1,184
I	225	住吉川	住吉川	住吉川左支溪	東灘区	本山町	田中	0.28	0.03	0.03	2,678	1,185
I	226	住吉川	住吉川	住吉川左支溪	東灘区	本山町	田中	0.27	0.03	0.03	2,676	1,184
I	227	住吉川	住吉川		東灘区	野寄	八幡場	0.97	0.20	0.20	2,676	1,184
I	228	天上川	天上川	大谷川	東灘区	本山町	岡本	0.88	0.55	0.42	549	243
I	229	天上川	天上川	中谷川	東灘区	岡本	7丁目	0.11	0.06	0.05	54	24
I	230	天上川	天上川	背谷川	東灘区	岡本	7丁目	0.22	0.18	0.12	608	269
I	231	天上川	天上川	八幡谷	東灘区	本山町	北畑	1.80	1.14	1.09	818	362
I	232	天上川	天上川		東灘区	本山町	北畑	0.18	0.08	0.07	818	362
I	233	天上川	天上川		東灘区	本山町	北畑	0.15	0.09	0.09	827	366
I	234	高橋川	要玄寺川	風呂之川	東灘区	本山町		0.95	0.29	0.21	536	237
I	235	高橋川	要玄寺川	中野村谷川	東灘区	本山北町		0.66	0.18	0.17	1,042	461
I	236	高橋川	高橋川		東灘区	甲南台		0.10	0.05	0.05	47	21
I	237	高橋川	高橋川	宮川	東灘区	森北町	5丁目	0.70	0.15	0.15	576	255

## 予防資料 1-2-2

## 土石流危険溪流（国土交通省）

溪流番号		水系名	河川名	溪流名	所在地			溪流状況			保全対象	
区分	番号				市・区	町	字	溪流長	流域面積	発生流域面積	人口	人家の戸数
								(km)	(km <sup>2</sup> )	(km <sup>2</sup> )		
I	315	武庫川	有馬川	十八丁川	北区	有馬町		2.32	0.89	0.27	3	1
I	316	武庫川	有馬川	十八丁川緑川	北区	有馬町		0.85	0.30	0.12	0	0
I	317	武庫川	有馬川	十八丁川左支溪	北区	有馬町		0.45	0.16	0.08	0	0
I	318	武庫川	有馬川	十八丁川左支溪	北区	有馬町		0.36	0.07	0.00	0	0
I	319	武庫川	有馬川	北乙倉谷	北区	有馬町		0.09	0.01	0.00	30	10
I	320	武庫川	有馬川	乙倉谷	北区	有馬町		0.05	0.09	0.00	30	10
I	321	武庫川	有馬川	混布谷	北区	有馬町		0.33	0.10	0.04	3	1
I	322	武庫川	有馬川	六甲川瑞宝寺谷	北区	有馬町		1.87	1.08	0.35	257	86
I	323	武庫川	有馬川	滝川右支溪	北区	有馬町		0.27	0.12	0.12	6	2
I	324	武庫川	有馬川	滝川大谷	北区	有馬町		2.58	2.68	1.94	15	5
I	325	武庫川	有馬川	滝川湯槽谷	北区	有馬町		0.23	0.12	0.12	15	5
I	326	武庫川	有馬川	滝川大屋敷谷	北区	有馬町		0.12	0.05	0.04	0	0
I	327	武庫川	有馬川	滝川左支溪	北区	有馬町		0.05	0.01	0.01	3	1
I	328	武庫川	有馬川	滝川左支溪	北区	有馬町		0.13	0.02	0.02	0	0
I	329	武庫川	有馬川	滝川左支溪	北区	有馬町		0.09	0.02	0.02	0	0
I	330	武庫川	有野川	水無川右支溪	北区	有野町	唐櫃	0.28	0.07	0.00	0	0
I	331	武庫川	有野川	水無川	北区	有野町	唐櫃	2.05	1.31	0.63	45	15
I	332	武庫川	有野川	水無川左支溪	北区	有野町	唐櫃	0.07	0.03	0.00	72	24
I	333	武庫川	有野川	右支溪	北区	有野町	唐櫃	0.14	0.02	0.00	39	13
I	334	武庫川	有野川	風呂谷川	北区	有野町	唐櫃	1.46	0.75	0.37	123	41
I	335	武庫川	有野川	右支溪	北区	有野町	唐櫃	0.10	0.02	0.02	57	19
I	336	武庫川	有野川	右支溪	北区	有野町	唐櫃	0.09	0.02	0.02	45	15
I	337	武庫川	有野川	右支溪	北区	有野町	唐櫃	0.25	0.03	0.03	155	52
I	338	武庫川	有野川	東谷川	北区	有野町	唐櫃	0.20	0.03	0.03	54	18
I	339	武庫川	有野川	平見川右支溪	北区	有野町	唐櫃	0.10	0.01	0.00	27	9
I	340	武庫川	有野川	平見川	北区	有野町	唐櫃	0.40	0.10	0.01	63	21
I	341	武庫川	有野川	平見川大石谷	北区	有野町	唐櫃	0.63	0.18	0.00	117	39
I	342	武庫川	有野川	右支溪	北区	有野町	唐櫃	0.29	0.05	0.00	147	49
I	343	武庫川	有野川	エンド谷	北区	有野町	唐櫃	0.60	0.11	0.06	155	52
I	344	武庫川	有野川	ヨモシロ谷	北区	有野町	唐櫃	1.59	0.84	0.31	155	52
I	345	加古川	山田川	右支溪	北区	西大池	2丁目	0.10	0.02	0.00	36	12
I	346	加古川	山田川	地獄谷川	北区	山田町	上谷上	1.07	0.23	0.18	135	45
I	347	加古川	山田川	地獄谷川左支溪	北区	山田町	上谷上	0.10	0.02	0.01	135	45
I	348	加古川	山田川	地獄谷川三ツ谷	北区	山田町	上谷上	1.02	0.37	0.27	135	45

予防資料 1-2-2

土石流危険溪流（国土交通省）

溪流番号		水系名	河川名	溪流名	所在地			溪流状況			保全対象	
区分	番号				市・区	町	字	溪流長	流域面積	発生流域面積	人口	人家の戸数
								(km)	(km <sup>2</sup> )	(km <sup>2</sup> )		
I	349	加古川	山田川	上原川	北区	山田町	上谷上	0.56	0.12	0.05	66	22
I	350	加古川	山田川	左支溪	北区	山田町	下谷上	0.35	0.05	0.05	0	0
I	351	加古川	山田川	箕谷川五池谷	北区	山田町	下谷上	0.43	0.10	0.02	3	1
I	352	加古川	山田川	箕谷川右支溪	北区	山田町	下谷上	0.18	0.04	0.00	48	16
I	353	加古川	山田川	箕谷川左支溪	北区	山田町	下谷上	0.50	0.10	0.05	21	7
I	354	加古川	山田川	箕谷川左支溪	北区	山田町	下谷上	0.29	0.09	0.01	12	4
I	355	六甲山系	堺川	堺川	垂水区	塩屋町	梅木谷	0.91	0.22	0.18	0	0
I	356	六甲山系	敦盛塚川	敦盛塚川	須磨区	西須磨	鉄拐山	0.18	0.03	0.01	0	0
II	3	六甲山系	塩屋谷川	塩屋谷川右支	須磨区	多井畑		0.12	0.01	0.01	9	3
II	4	六甲山系	塩屋谷川	塩屋谷川右支	須磨区	多井畑		0.15	0.01	0.01	9	3
II	6	六甲山系	妙法寺川	妙法寺川左支	須磨区	車		0.55	0.16	0.16	11	4
II	7	六甲山系	妙法寺川	妙法寺川左支	須磨区	妙法寺		0.28	0.06	0.06	14	4
II	8	六甲山系	ヤガ谷川	ヤガ谷川	兵庫区	里山町		2.41	1.46	0.77	9	4
II	9	六甲山系	ヤガ谷川	ヤガ谷川左支	北区	山田町	下谷上	0.45	0.12	0.12	12	4
II	10	六甲山系	ヤガ谷川	ヤガ谷川右支	兵庫区	烏原町		0.32	0.03	0.01	5	2
II	11	六甲山系	西小部川	西小部川左支	北区	山田町	小部北ノ谷	0.25	0.05	0.01	9	3
II	12	六甲山系	烏東川	烏東川右支	北区	山田町	小部	0.30	0.12	0.00	3	1
II	13	六甲山系	石井川	石井川	兵庫区	烏原町	東山	0.08	0.02	0.01	5	2
II	14	六甲山系	石井川	石井川左支	兵庫区	天王町	3丁目	0.39	0.08	0.04	14	4
II	15	六甲山系	天王谷川	天王谷川右支	兵庫区	平野町	天王谷西服	0.05	0.01	0.01	5	2
II	16	六甲山系	天王谷川	天王谷川右支	兵庫区	平野町	天王谷西服	0.12	0.02	0.02	5	2
II	17	六甲山系	天王谷川	鍋蓋北谷左支	北区	山田町	小部大平	0.39	0.10	0.01	12	4
II	18	六甲山系	天王谷川	天王谷川左支	北区	山田町	下谷上	0.09	0.01	0.01	3	1
II	19	六甲山系	西郷川	青谷右支	灘区	岩屋	西ノ奥	0.15	0.15	0.15	5	2
II	20	六甲山系	西郷川	青谷	灘区	岩屋	西ノ奥	0.91	0.25	0.25	7	3
II	21	六甲山系	西郷川	青谷左支	灘区	原田		0.42	0.12	0.10	7	3
II	25	武庫川	有馬川	十八丁川左支溪	北区	有馬町		0.13	0.02	0.00	3	1
II	26	武庫川	有野川	奥山川	北区	有野町	唐櫃	4.77	7.04	3.75	1	1
II	27	武庫川	有野川	左支溪	北区	有野町	唐櫃	0.58	0.12	0.00	6	2
II	28	加古川	山田川	志染川	北区	山田町	上谷上	3.36	3.22	1.69	1	1
II	29	加古川	山田川	炭ヶ谷川	北区	山田町	上谷上	1.14	0.67	0.20	3	2
II	30	加古川	山田川	丸山川	北区	山田町	下谷上	3.29	2.93	0.79	3	1
II	31	加古川	山田川	鷺谷川	北区	山田町	下谷上	0.82	0.21	0.11	12	4
II	32	加古川	山田川	左支溪	北区	山田町	下谷上	0.60	0.11	0.00	9	3

## 予防資料 1-2-2

## 土石流危険溪流（国土交通省）

溪流番号		水系名	河川名	溪流名	所在地			溪流状況			保全対象	
区分	番号				市・区	町	字	溪流長	流域面積	発生流域面積	人口	人家の戸数
								(km)	(km <sup>2</sup> )	(km <sup>2</sup> )		
Ⅱ	33	加古川	山田川	左支溪	北区	山田町	下谷上	0.08	0.01	0.00	6	2
Ⅱ	34	加古川	山田川	箕谷川右支溪	北区	山田町	下谷上	0.35	0.10	0.00	3	1
Ⅱ	35	加古川	山田川	箕谷川左支溪	北区	山田町	下谷上	0.38	0.04	0.02	9	3
Ⅲ	1	六甲山系	落合川	落合川右支	須磨区	道正台	1丁目	0.24	0.11	0.10	0	0
Ⅲ	2	六甲山系	大日川	大日川右支	長田区	池田宮町		0.13	0.02	0.01	0	0
Ⅲ	3	六甲山系	大日川	大日川右支	長田区	池田宮町		0.15	0.01	0.01	0	0
Ⅲ	4	六甲山系	石井川	石井川右支	兵庫区	鶴越筋		0.23	0.02	0.00	0	0
Ⅲ	5	六甲山系	鳥原川	鳥原川左支	北区	山田町	下谷上	0.15	0.02	0.00	0	0
Ⅲ	6	六甲山系	洞川	洞川左支	北区	山田町	小部大平山	0.06	0.01	0.00	0	0
Ⅲ	7	六甲山系	天王谷川	天王谷川左支	北区	山田町	下谷上	0.38	0.07	0.07	0	0
Ⅲ	8	六甲山系	新生田川	新生田川左支	中央区	葺合町	寺ヶ谷	0.10	0.02	0.02	0	0
Ⅲ	23	武庫川	有馬川	十八丁川左支溪	北区	有馬町		0.05	0.02	0.00	0	0
Ⅲ	27	武庫川	有野川	水無川河原谷	北区	有野町	唐櫃	0.99	0.31	0.02	0	0
Ⅲ	28	武庫川	有野川	水無川右支溪	北区	有野町	唐櫃	0.19	0.02	0.00	0	0
Ⅲ	29	武庫川	有野川	水無川右支溪	北区	有野町	唐櫃	0.06	0.02	0.00	0	0
Ⅲ	30	武庫川	有野川	平見川右支溪	北区	有野町	唐櫃	0.06	0.01	0.00	0	0
Ⅲ	31	武庫川	有野川	左支溪	北区	有野町	唐櫃	0.03	0.01	0.00	0	0
Ⅲ	32	加古川	山田川	左支溪	北区	山田町	上谷上	0.12	0.06	0.00	0	0
Ⅲ	33	加古川	山田川	左支溪	北区	山田町	上谷上	0.55	0.09	0.05	0	0
Ⅲ	34	加古川	山田川	左支溪	北区	山田町	上谷上	0.12	0.01	0.00	0	0
Ⅲ	35	加古川	山田川	左支溪	北区	山田町	上谷上	0.12	0.02	0.00	0	0
Ⅲ	36	加古川	山田川	左支溪	北区	山田町	上谷上	0.06	0.01	0.00	0	0
Ⅲ	37	加古川	山田川	箕谷川右支溪	北区	山田町	下谷上	0.15	0.05	0.00	0	0
Ⅲ	38	加古川	山田川	箕谷川	北区	山田町	小部	0.42	0.14	0.00	0	0
Ⅲ	39	加古川	山田川	箕谷川左支溪	北区	山田町	下谷上	0.16	0.02	0.00	0	0

予防資料 1-2-2

土石流危険渓流 (兵庫県)

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地		渓流状況			保全対象	
				区	町	渓流長 (k m)	流域面積 ( )勾配15°以上 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)	人家の 戸数 (戸)	
加-神戸- I 1	加古川	美囊川	井尻川右支溪	北区	大沢町	0.06	0.030	(0.020)	8	3
加-神戸- I 2	加古川	淡河川	左支溪	北区	淡河町	0.30	0.230	(0.160)	6	2
加-神戸- I 3	加古川	淡河川	にごり川右支溪	北区	淡河町	0.09	0.020	(0.010)	9	5
加-神戸- I 4	加古川	志染川	大池川右支溪	北区	山田町	0.08	0.020	(0.010)	28	10
加-神戸- I 5	加古川	志染川	大池川右支溪	北区	山田町	0.21	0.050	(0.050)	0	0
加-神戸- I 6	加古川	志染川	大池美山台川	北区	山田町	0.28	0.040	(0.030)	17	6
加-神戸- I 7	加古川	志染川	大池川上谷上	北区	山田町	0.22	0.030	(0.010)	0	0
加-神戸- I 8	加古川	志染川	大池美山台川	北区	山田町	0.25	0.040	(0.030)	39	14
加-神戸- I 9	加古川	志染川	カジカ谷	北区	山田町	0.70	0.150	(0.140)	0	0
加-神戸- I 10	加古川	志染川	カツカ谷	北区	山田町	0.28	0.100	(0.090)	255	91
加-神戸- I 11	加古川	志染川	カツカ谷右支溪	北区	山田町	0.16	0.030	(0.030)	342	122
加-神戸- I 12	加古川	志染川	花山川	北区	山田町	0.50	0.140	(0.130)	14	5
加-神戸- I 13	加古川	志染川	木戸	北区	山田町	0.30	0.050	(0.020)	20	7
加-神戸- I 14	加古川	志染川	中手川	北区	山田町	0.07	0.020	(0.004)	53	19
加-神戸- I 15	加古川	志染川	宮ノ谷川	北区	山田町	0.62	0.120	(0.100)	48	17
加-神戸- I 16	加古川	志染川	中ノ手川	北区	山田町	0.26	0.050	(0.050)	34	12
加-神戸- I 17	加古川	志染川	中ノ手川1号谷	北区	山田町	0.17	0.030	(0.020)	53	19
加-神戸- I 18	加古川	志染川	上谷上川	北区	山田町	0.07	0.020	(0.020)	0	0
加-神戸- I 19	加古川	志染川	谷山川	北区	山田町	2.71	1.660	(1.620)	160	57
加-神戸- I 20	加古川	志染川	谷山川芝床上谷	北区	山田町	0.50	0.080	(0.070)	8	3
加-神戸- I 21	加古川	志染川	右5号谷(北勝)	北区	山田町	0.16	0.020	(0.020)	25	9
加-神戸- I 22	加古川	志染川	二ツ樋	北区	山田町	0.36	0.040	(0.040)	20	7
加-神戸- I 23	加古川	志染川	砂川	北区	山田町	1.35	0.300	(0.040)	70	25
加-神戸- I 24	加古川	志染川	砂川右1号谷	北区	山田町	0.81	0.220	(0.220)	20	7
加-神戸- I 25	加古川	志染川	愛宕川左支溪	北区	山田町	0.31	0.070	(0.050)	39	14
加-神戸- I 26	加古川	志染川	愛宕川右支溪	北区	山田町	0.11	0.030	(0.010)	11	4
加-神戸- I 27	加古川	志染川	原野川	北区	山田町	0.78	0.690	(0.440)	20	7
加-神戸- I 28	加古川	志染川	室谷川	北区	山田町	0.54	0.120	(0.090)	14	5
加-神戸- I 29	加古川	志染川	茂村谷川	北区	山田町	0.67	0.110	(0.080)	14	5
加-神戸- I 30	加古川	志染川	神田川右支溪	北区	山田町	0.09	0.010	(0.001)	14	5
加-神戸- I 31	加古川	志染川	畑ノ谷	北区	山田町	0.40	0.090	(0.020)	0	0
加-神戸- I 32	加古川	志染川	三ツ池川	北区	山田町	0.27	0.050	(0.050)	14	5
加-神戸- I 33	加古川	志染川	右支溪	北区	山田町	0.82	0.430	(0.420)	11	4
明-神戸- I 1	明石川	明石川	藍那西ノ町右支溪	北区	山田町	0.06	0.010	(0.010)	14	5
明-神戸- I 2	明石川	明石川	蛇谷	北区	山田町	0.09	0.020	(0.010)	0	0
明-神戸- I 3	明石川	伊川	コヤノ谷	西区	押部谷町	0.34	0.110	(0.110)	24	8
明-神戸- I 4	明石川	伊川	木津右支溪	西区	押部谷町	0.24	0.090	(0.080)	15	5
明-神戸- I 5	明石川	木見川	ミカノ谷	西区	押部谷町	0.20	0.040	(0.030)	15	5
明-神戸- I 6	明石川	木見川	左支溪	西区	押部谷町	0.31	0.090	(0.070)	12	4
明-神戸- I 7	明石川	明石川	福住川左支溪	西区	押部谷町	1.06	0.370	(0.070)	45	15
明-神戸- I 8	明石川	明石川	上田井	西区	押部谷町	0.30	0.100	(0.080)	51	17
明-神戸- I 9	明石川	櫛谷川	右支溪	西区	櫛谷町	0.24	0.050	(0.050)	12	4

## 予防資料 1-2-2

## 土石流危険溪流（兵庫県）

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地		溪流状況			保全対象	
				区	町	溪流長 (k m)	流域面積 ( )勾配15°以上 (km <sup>2</sup> )		人口 (人)	人家の 戸数 (戸)
明-神戸-I 10	明石川	友清川	右支溪1号谷	西区	櫛谷町	0.19	0.050	(0.040)	24	8
明-神戸-I 11	明石川	友清川	右支溪3号谷	西区	櫛谷町	0.08	0.020	(0.010)	18	6
明-神戸-I 12	明石川	櫛谷川	城ヶ谷	西区	櫛谷町	0.60	0.110	(0.100)	3	1
明-神戸-I 13	明石川	櫛谷川	左支溪光松	西区	櫛谷町	0.26	0.030	(0.000)	21	7
明-神戸-I 14	明石川	櫛谷川	左支溪赤田井	西区	櫛谷町	0.13	0.040	(0.002)	78	26
明-神戸-I 15	明石川	櫛谷川	左支溪東山	西区	櫛谷町	0.20	0.040	(0.003)	15	5
明-神戸-I 16	明石川	櫛谷川	右支溪	西区	櫛谷町	0.15	0.030	(0.020)	21	7
明-神戸-I 17	明石川	櫛谷川	右支溪	西区	櫛谷町	0.18	0.030	(0.020)	21	7
明-神戸-I 18	明石川	伊川	竹之下右支溪	須磨区	白川	0.22	0.110	(0.080)	19	7
明-神戸-I 19	明石川	伊川	竹下	須磨区	白川	0.12	0.030	(0.020)	22	8
明-神戸-I 20	明石川	伊川	開内右支溪	西区	伊川谷町	0.13	0.040	(0.030)	51	17
明-神戸-I 21	明石川	伊川	小谷川	西区	伊川谷町	0.44	0.100	(0.070)	0	0
明-神戸-I 22	明石川	伊川	左支溪漆山	垂水区	伊川谷町	0.25	0.040	(0.000)	65	26
山-神戸-I 1	山田川	山田川	右支溪	垂水区	南多聞台	0.21	0.020	(0.000)	485	194
福-神戸-I 1	福田川	福田川	左支溪	須磨区・	菅の台	0.12	0.020	(0.010)	31	11
福-神戸-I 2	福田川	福田川	右支溪1号谷	垂水区	名谷町	0.03	0.060	(0.030)	278	111
福-神戸-I 3	福田川	福田川	向井畑左支溪	垂水区	名谷町	0.21	0.060	(0.030)	0	0
福-神戸-I 4	福田川	福田川	右支溪西ノ池	垂水区	名谷町	0.16	0.030	(0.010)	115	46
福-神戸-I 5	福田川	福田川	右支溪2号谷	垂水区	学が丘	0.13	0.020	(0.004)	108	43
福-神戸-I 6	福田川	福田川	右支溪3号谷	垂水区	名谷町	0.35	0.110	(0.010)	53	21
塩-神戸-I 1	塩屋谷川	塩屋谷川	右支溪弓場内	須磨区・	多井畑	0.10	0.050	(0.010)	17	6
塩-神戸-I 2	塩屋谷川	塩屋谷川	右支溪寄合地	垂水区	下畑町	0.09	0.110	(0.090)	40	16
塩-神戸-I 3	塩屋谷川	塩屋谷川	右支溪蓮池	垂水区	下畑町	0.10	0.050	(0.010)	45	18
塩-神戸-I 4	塩屋谷川	塩屋谷川	右支溪北谷	垂水区	下畑町	0.19	0.070	(0.000)	23	9
塩-神戸-I 5	塩屋谷川	塩屋谷川	右支溪中ノ谷	垂水区	下畑町	0.12	0.020	(0.002)	288	115
塩-神戸-I 6	塩屋谷川	塩屋谷川	右支溪東松山	垂水区	下畑町	0.06	0.010	(0.010)	153	61
塩-神戸-I 7	塩屋谷川	塩屋谷川	左支溪1号谷	垂水区	塩屋北町	0.18	0.040	(0.030)	173	69
塩-神戸-I 8	塩屋谷川	塩屋谷川	梅木谷	垂水区	塩屋町	0.30	0.050	(0.040)	103	41
妙-神戸-I 1	妙法寺川	妙法寺川	護摩谷川	須磨区	妙法寺	0.25	0.040	(0.040)	68	25
妙-神戸-I 2	妙法寺川	妙法寺川	東丈夫谷川	須磨区	妙法寺	0.14	0.010	(0.000)	52	19
妙-神戸-I 3	妙法寺川	妙法寺川	イカノ谷川	須磨区	妙法寺	0.25	0.030	(0.010)	16	6
妙-神戸-I 4	妙法寺川	妙法寺川	与一谷	須磨区	妙法寺	0.13	0.010	(0.000)	51	19
妙-神戸-I 5	妙法寺川	妙法寺川	高雲寺谷	須磨区	妙法寺	0.12	0.020	(0.020)	343	127
妙-神戸-I 6	妙法寺川	護摩谷	右支溪	須磨区	東須磨	0.12	0.020	(0.020)	97	36
妙-神戸-I 7	妙法寺川	護摩谷	右支溪	須磨区	妙法寺	0.35	0.080	(0.040)	213	79
妙-神戸-I 8	妙法寺川	椿谷	右支溪	須磨区	妙法寺	0.27	0.070	(0.020)	213	79
妙-神戸-I 9	妙法寺川	椿谷	右支溪	須磨区	妙法寺	0.10	0.030	(0.010)	103	38
妙-神戸-I 10	妙法寺川	妙法寺川	椿谷川	須磨区	妙法寺	0.07	0.010	(0.010)	297	110
妙-神戸-I 11	妙法寺川	椿谷	烏帽子谷	須磨区	妙法寺	0.28	0.090	(0.050)	297	110
妙-神戸-I 12	妙法寺川	妙法寺川	右支溪	須磨区	妙法寺	0.16	0.010	(0.010)	143	53
妙-神戸-I 13	妙法寺川	妙法寺川	明神5丁目右支溪	須磨区	明神町	0.09	0.060	(0.010)	224	83
妙-神戸-I 14	妙法寺川	妙法寺川	右支溪	須磨区	明神町	0.05	0.020	(0.020)	116	43
鯉-神戸-I 1	鯉川	城ヶ口川	城ヶ口川	中央区	山本通	0.41	0.070	(0.020)	704	335
鯉-神戸-I 2	鯉川	鯉川	追谷川	中央区	山本通	0.91	0.190	(0.090)	431	205

予防資料 1-2-2

土石流危険渓流 (兵庫県)

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地		渓流状況			保全対象	
				区	町	渓流長 (k m)	流域面積 ( )勾配15°以上 (km <sup>2</sup> )		人口 (人)	人家の 戸数 (戸)
鯉-神戸-I 3	鯉川	鯉川	三森谷	中央区	北野町	0.78	0.140	(0.080)	151	72
新生-神戸-I 1	新生田川	北野川	天神谷	中央区	北野町	0.86	0.230	(0.230)	454	216
新生-神戸-I 2	新生田川	北野川	天神東谷川	中央区	北野町	0.12	0.030	(0.030)	216	103
新生-神戸-I 3	新生田川	北野川	天神北野谷	中央区	北野町	0.11	0.020	(0.020)	107	51
新生-神戸-I 4	新生田川	苧川	左支溪	中央区	葺合町	0.12	0.010	(0.010)	242	115
新生-神戸-I 5	新生田川	狐川	中尾谷西谷川	中央区	葺合町	0.38	0.060	(0.060)	882	420
新生-神戸-I 6	新生田川	狐川	中尾谷東谷川	中央区	中尾町	0.50	0.080	(0.080)	935	445
新生-神戸-I 7	新生田川	狐川	中尾谷川	中央区	葺合町	0.31	0.060	(0.060)	460	219
西-神戸-I 1	西谷川	西谷川	ヒマリ谷	中央区	神仙寺通	0.25	0.050	(0.050)	338	161
西-神戸-I 2	西谷川	神仙寺川	キヤ谷	中央区	神仙寺通	0.15	0.030	(0.030)	107	51
観-神戸-I 1	観音寺川	観音寺川	観音寺川	灘区	箕岡通	1.07	0.330	(0.330)	251	114
観-神戸-I 2	観音寺川	観音寺川	高尾谷川	灘区	箕岡通	0.23	0.040	(0.040)	521	237
観-神戸-I 3	観音寺川	観音寺川	右支溪	灘区	城の下通	0.09	0.010	(0.010)	119	54
観-神戸-I 4	観音寺川	観音寺川	左支溪	灘区	上野	0.09	0.010	(0.010)	251	114
都-神戸-I 1	都賀川	貧乏川	貧乏川	灘区	畑原	0.69	0.120	(0.120)	341	155
都-神戸-I 2	都賀川	貧乏川	箕岡谷川	灘区	箕岡通	0.43	0.100	(0.100)	64	29
都-神戸-I 3	都賀川	貧乏川	五毛谷川	灘区	箕岡通	0.37	0.090	(0.090)	90	41
天-神戸-I 1	天神川	天神川	天神川	東灘区	住吉山手	0.12	0.010	(0.002)	850	354
武-神戸-I 1	武庫川	有野川	鎌谷川	北区	有野町	0.51	0.480	(0.310)	67	24
武-神戸-I 2	武庫川	有野川	鎌ヶ谷川右支溪	北区	山田町	0.14	0.030	(0.010)	20	7
武-神戸-I 3	武庫川	有野川	鎌ヶ谷川左支溪	北区	山田町	0.14	0.020	(0.020)	59	21
武-神戸-I 4	武庫川	有野川	奥西谷	北区	山田町	0.26	0.080	(0.070)	45	16
武-神戸-I 5	武庫川	有野川	多聞寺川	北区	有野町	0.11	0.070	(0.040)	14	5
武-神戸-I 6	武庫川	武庫川	右支溪生野	北区	道場町	0.10	0.030	(0.010)	17	6
武-神戸-I 7	武庫川	有馬川	左支溪	北区	有馬町	0.37	0.120	(0.020)	25	9
武-神戸-I 8	武庫川	有野川	切畑川左支溪 1号	北区	東有野台	0.03	0.020	(0.010)	14	5
武-神戸-I 9	武庫川	有野川	切畑川左支溪 2号	北区	東有野台	0.06	0.010	(0.004)	59	21
武-神戸-I 10	武庫川	有野川	切畑川左支溪 3号	北区	東有野台	0.20	0.090	(0.060)	112	40
武-神戸-I 11	武庫川	有野川	切畑川東辻ヶ川	北区	有野町	0.67	0.210	(0.060)	14	5
武-神戸-I 12	武庫川	有野川	切畑川東辻ヶ川	北区	有野町	0.45	0.180	(0.130)	11	4
武-神戸-I 13	武庫川	有野川	水無川右支溪	北区	有野町	0.38	0.100	(0.050)	8	3
武-神戸-I 14	武庫川	有野川	湯谷川	北区	有野町	0.52	0.120	(0.100)	311	111
武-神戸-I 15	武庫川	有野川	居屋ヶ谷川	北区	有野町	0.88	0.230	(0.220)	14	5
武-神戸-I 16	武庫川	有野川	水無川北山	北区	有野町	0.09	0.010	(0.010)	3	1
武-神戸-I 17	武庫川	有野川	百間樋川	北区	有野町	0.13	0.300	(0.280)	6	2
武-神戸-I 18	武庫川	武庫川	百間滝川	北区	道場町	0.89	0.410	(0.390)	0	0
武-神戸-I 19	武庫川	武庫川	生野向井左支溪	北区	道場町	0.25	0.030	(0.030)	0	0
武-神戸-I 20	武庫川	武庫川	生野亀治川	北区	道場町	0.26	0.040	(0.030)	14	5
武-神戸-I 21	武庫川	有野川	かろ池	北区	八多町	0.36	0.070	(0.070)	8	3
武-神戸-I 22	武庫川	長尾川	正権寺川	北区	長尾町	0.07	0.020	(0.010)	14	5
武-神戸-I 23	武庫川	有馬川	左支溪塩田	北区	道場町	0.39	0.090	(0.030)	6	2
無-神戸-I 1	-	無名	塩屋	垂水区	塩屋町	0.05	0.020	(0.010)	3	1
加-神戸-II 1	加古川	美囊川	岩谷川右支溪	北区	長尾町	0.24	0.060	(0.040)	3	1
加-神戸-II 2	加古川	美囊川	日西原川	北区	大沢町	0.03	0.040	(0.030)	3	1

## 予防資料 1-2-2

## 土石流危険渓流 (兵庫県)

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地		渓流状況			保全対象	
				区	町	渓流長 (k m)	流域面積 ( )勾配15°以上 (km <sup>2</sup> )		人口 (人)	人家の 戸数 (戸)
加-神戸-II 3	加古川	美囊川	大沢川右支溪 1号	北区	大沢町	0.08	0.030	(0.003)	3	1
加-神戸-II 4	加古川	美囊川	大沢川右支溪 2号	北区	大沢町	0.14	0.030	(0.010)	3	1
加-神戸-II 5	加古川	美囊川	宮坂川右支溪 2号	北区	大沢町	0.20	0.070	(0.010)	11	4
加-神戸-II 6	加古川	美囊川	右支溪	北区	大沢町	0.10	0.040	(0.040)	3	1
加-神戸-II 7	加古川	美囊川	左支溪六根池	北区	大沢町	0.37	0.110	(0.010)	3	1
加-神戸-II 8	加古川	美囊川	左支溪	北区	大沢町	0.17	0.050	(0.002)	3	1
加-神戸-II 9	加古川	美囊川	弘川右支溪	北区	淡河町	0.25	0.030	(0.010)	3	1
加-神戸-II 10	加古川	淡河川	鳴川鍛冶が谷	北区	大沢町	0.65	0.110	(0.080)	3	1
加-神戸-II 11	加古川	淡河川	鳴川皿池	北区	大沢町	0.38	0.210	(0.110)	3	1
加-神戸-II 12	加古川	淡河川	地藏谷川	北区	淡河町	0.74	0.160	(0.100)	3	1
加-神戸-II 13	加古川	淡河川	左支溪	北区	淡河町	0.78	0.370	(0.280)	3	1
加-神戸-II 14	加古川	淡河川	石峰寺川左支溪	北区	淡河町	0.10	0.040	(0.020)	6	2
加-神戸-II 15	加古川	淡河川	石峰寺川	北区	淡河町	0.28	0.090	(0.050)	6	2
加-神戸-II 16	加古川	淡河川	右支溪	北区	淡河町	0.09	0.050	(0.010)	8	3
加-神戸-II 17	加古川	淡河川	左支溪淡河	北区	淡河町	0.06	0.030	(0.010)	6	2
加-神戸-II 18	加古川	淡河川	木坂川	北区	淡河町	1.10	0.870	(0.860)	8	3
加-神戸-II 19	加古川	淡河川	淡河疎水右支溪	北区	淡河町	0.16	0.030	(0.020)	3	1
加-神戸-II 20	加古川	志染川	大池川右支溪	北区	山田町	0.25	0.060	(0.400)	11	4
加-神戸-II 21	加古川	志染川	二ツ樋川	北区	山田町	1.33	0.350	(0.340)	11	4
加-神戸-II 22	加古川	志染川	柏尾谷川	北区	山田町	2.29	2.340	(2.120)	8	3
加-神戸-II 23	加古川	志染川	愛宕川愛宕山	北区	山田町	0.08	0.020	(0.020)	3	1
加-神戸-II 24	加古川	志染川	下水谷川	北区	山田町	0.33	0.180	(0.180)	3	1
加-神戸-II 25	加古川	志染川	岩谷川	北区	山田町	0.16	0.030	(0.020)	3	1
加-神戸-II 26	加古川	志染川	万丈谷川左支溪	北区	山田町	0.45	0.060	(0.050)	9	3
加-神戸-II 27	加古川	志染川	城山川左支溪	北区	山田町	0.06	0.020	(0.010)	6	2
加-神戸-II 28	加古川	志染川	右支溪下池	北区	山田町	0.73	0.130	(0.100)	3	1
加-神戸-II 29	加古川	志染川	右支溪雪谷池	北区	山田町	0.25	0.090	(0.030)	8	3
加-神戸-II 30	加古川	志染川	山田疎水右支溪	北区	山田町	0.18	0.070	(0.070)	3	1
明-神戸-II 1	明石川	明石川	右支溪	北区	山田町	0.07	0.020	(0.010)	3	1
明-神戸-II 2	明石川	明石川	小河川左支溪	北区	山田町	0.09	0.040	(0.030)	11	3
明-神戸-II 3	明石川	明石川	小河川右支溪	北区	山田町	0.22	0.070	(0.020)	3	1
明-神戸-II 4	明石川	明石川	左支溪押部	西区	押部谷町	0.14	0.030	(0.020)	3	1
明-神戸-II 5	明石川	明石川	墓の谷	西区	押部谷町	0.37	0.090	(0.090)	9	3
明-神戸-II 6	明石川	明石川	性海寺川右支溪	西区	押部谷町	0.06	0.040	(0.000)	3	1
明-神戸-II 7	明石川	樋谷川	寺谷川	西区	樋谷町	0.12	0.030	(0.010)	12	4
明-神戸-II 8	明石川	樋谷川	寺谷川右支溪	西区	樋谷町	0.08	0.020	(0.010)	12	3
明-神戸-II 9	明石川	友清川	右支溪 2号谷	西区	樋谷町	0.14	0.020	(0.010)	6	2
明-神戸-II 10	明石川	樋谷川	左支溪	西区	樋谷町	0.03	0.010	(0.002)	3	1
明-神戸-II 11	明石川	明石川	福知川右支溪 2号	西区	平野町	0.10	0.010	(0.010)	0	0
明-神戸-II 12	明石川	伊川	白川	西区	山田町	0.18	0.030	(0.020)	12	4
明-神戸-II 13	明石川	伊川	西古家	須磨区	白川	0.37	0.110	(0.070)	5	2
明-神戸-II 14	明石川	伊川	右支溪中畑	西区	伊川谷町	0.16	0.050	(0.030)	6	2
明-神戸-II 15	明石川	伊川	林ノ池	西区	伊川谷町	0.24	0.040	(0.030)	12	4
明-神戸-II 16	明石川	伊川	真ヶ谷	西区	伊川谷町	0.26	0.030	(0.010)	6	3

予防資料 1-2-2

土石流危険渓流 (兵庫県)

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地		渓流状況			保全対象	
				区	町	渓流長 (k m)	流域面積 ( )勾配15°以上 (km <sup>2</sup> )		人口 (人)	人家の 戸数 (戸)
福-神戸-Ⅱ1	福田川	福田川	市の子川右支溪	垂水区	名谷町	0.11	0.020	(0.000)	8	3
塩-神戸-Ⅱ1	塩屋谷川	塩屋谷川	左支溪2号谷	垂水区	下畑町	0.20	0.040	(0.030)	5	2
妙-神戸-Ⅱ1	妙法寺川	妙法寺川	右支溪	須磨区	妙法寺	0.07	0.010	(0.010)	3	1
武-神戸-Ⅱ1	武庫川	有野川	ソウブヶ谷	北区	有野町	0.75	0.260	(0.250)	6	2
武-神戸-Ⅱ2	武庫川	有野川	堀越川右支溪	北区	有野町	0.11	0.050	(0.000)	3	1
武-神戸-Ⅱ3	武庫川	有野川	左支溪	北区	有野町	0.42	0.050	(0.050)	6	2
武-神戸-Ⅱ4	武庫川	有野川	皿池川	北区	八多町	0.54	0.200	(0.100)	6	2
武-神戸-Ⅱ5	武庫川	有野川	八多皿池川	北区	八多町	0.63	0.220	(0.170)	8	3
武-神戸-Ⅱ6	武庫川	有野川	八多附物川	北区	八多町	0.52	0.230	(0.220)	8	3
武-神戸-Ⅱ7	武庫川	有野川	附物川右支溪	北区	八多町	0.02	0.020	(0.002)	3	1
武-神戸-Ⅱ8	武庫川	有野川	八坂川右支溪	北区	八多町	0.14	0.020	(0.010)	3	1
武-神戸-Ⅱ9	武庫川	有野川	八坂川音谷	北区	八多町	0.26	0.020	(0.000)	3	1
武-神戸-Ⅱ10	武庫川	有野川	八坂川千ヶ谷池	北区	八多町	0.06	0.050	(0.001)	6 (6)	2 (2)
武-神戸-Ⅱ11	武庫川	有野川	八多川	北区	八多町	0.04	0.040	(0.010)	3	1
武-神戸-Ⅱ12	武庫川	有野川	右支溪	北区	有野町	0.05	0.030	(0.004)	11	4
武-神戸-Ⅱ13	武庫川	有馬川	沖代川右支溪	北区	道場町	0.04	0.040	(0.001)	11	4
武-神戸-Ⅱ14	武庫川	武庫川	不動岩	北区	道場町	0.44	0.070	(0.070)	3	1
武-神戸-Ⅱ15	武庫川	武庫川	左支溪1号谷	北区	道場町	0.43	0.120	(0.120)	6	2
武-神戸-Ⅱ16	武庫川	有馬川	塩田	北区	道場町	0.08	0.060	(0.040)	8	3
武-神戸-Ⅱ17	武庫川	有馬川	塩田	北区	道場町	0.25	0.070	(0.004)	8	3
武-神戸-Ⅱ18	武庫川	武庫川	左支溪生野	北区	道場町	0.42	0.050	(0.050)	3	1
武-神戸-Ⅱ19	武庫川	武庫川	左支溪生野	北区	道場町	0.69	0.160	(0.150)	6	2
武-神戸-Ⅱ20	武庫川	長尾川	善入川左支溪	北区	大沢町	0.09	0.100	(0.030)	3	1
加-神戸-Ⅲ1	加古川	美囊川	宮坂川右支溪1号	北区	大沢町	0.07	0.040	(0.010)	0	0
加-神戸-Ⅲ2	加古川	淡河川	左支溪勝雄	北区	淡河町	0.85	0.150	(0.140)	0	0
加-神戸-Ⅲ3	加古川	淡河川	一谷川	北区	淡河町	1.75	0.530	(0.510)	0	0
加-神戸-Ⅲ4	加古川	志染川	愛宕川	北区	山田町	0.34	0.090	(0.020)	0	0
加-神戸-Ⅲ5	加古川	志染川	三ツ池川三ツ池	北区	山田町	0.79	0.380	(0.340)	0	0
加-神戸-Ⅲ6	加古川	志染川	丈谷川イヲノ坪	北区	山田町	0.12	0.030	(0.030)	0	0
加-神戸-Ⅲ7	加古川	志染川	丈谷川高出	北区	山田町	0.25	0.090	(0.080)	0	0
加-神戸-Ⅲ8	加古川	志染川	丈谷川右支溪1号	北区	山田町	0.28	0.060	(0.040)	0	0
加-神戸-Ⅲ9	加古川	志染川	丈谷川右支溪2号	北区	山田町	0.37	0.100	(0.080)	0	0
加-神戸-Ⅲ10	加古川	志染川	丈谷川右支溪3号	北区	山田町	0.04	0.020	(0.010)	0	0
加-神戸-Ⅲ11	加古川	志染川	丈谷川右支溪4号	北区	山田町	0.04	0.060	(0.030)	0	0
明-神戸-Ⅲ1	明石川	明石川	福住川右支溪	西区	押部谷町	0.20	0.040	(0.010)	0	0
明-神戸-Ⅲ2	明石川	明石川	西盛川右支溪	西区	押部谷町	0.21	0.050	(0.040)	0	0
明-神戸-Ⅲ3	明石川	明石川	西盛川藤谷池	西区	押部谷町	0.22	0.070	(0.050)	0	0
明-神戸-Ⅲ4	明石川	櫛谷川	櫛谷川	西区	櫛谷町	0.60	0.110	(0.020)	0	0
明-神戸-Ⅲ5	明石川	伊川	左支溪下谷上	北区	山田町	0.04	0.020	(0.010)	0	0
明-神戸-Ⅲ6	明石川	伊川	右支溪西川原	西区	伊川谷町	0.02	0.010	(0.000)	0	0
明-神戸-Ⅲ7	明石川	明石川	福知川右支溪1号	西区	平野町	0.14	0.020	(0.010)	0	0
明-神戸-Ⅲ8	明石川	明石川	蛇谷川右支溪	北区	山田町	0.27	0.060	(0.050)	0	0
山-神戸-Ⅲ1	山田川	山田川	左支溪学が丘	垂水区	学ヶ丘	0.18	0.040	(0.010)	0	0

予防資料 1-2-2

土石流危険溪流 (兵庫県)

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地		溪流状況			保全対象	
				区	町	溪流長 (k m)	流域面積 ( )勾配15°以上 (km <sup>2</sup> )		人口 (人)	人家の 戸数 (戸)
山-神戸-Ⅲ2	山田川	山田川	三ツ池川	垂水区	多聞町	0.30	0.380	(0.130)	0	0
福-神戸-Ⅲ1	福田川	福田川	湯屋ヶ谷川	西区	学園東町	0.13	0.030	(0.020)	0	0
福-神戸-Ⅲ2	福田川	小川	多井畑	須磨区	多井畑	0.25	0.090	(0.030)	0	0
福-神戸-Ⅲ3	福田川	小川	右支溪入角	須磨区	多井畑	0.31	0.100	(0.060)	0	0
福-神戸-Ⅲ4	福田川	小川	右支溪	須磨区	名谷町	0.05	0.020	(0.010)	0	0
塩-神戸-Ⅲ1	塩屋谷川	塩屋谷川	右支溪	垂水区	塩屋町	0.12	0.020	(0.003)	0	0
武-神戸-Ⅲ1	武庫川	有野川	左支溪1号谷	北区	有野町	0.33	0.050	(0.050)	0	0
武-神戸-Ⅲ2	武庫川	有野川	左支溪2号谷	北区	有野町	0.21	0.050	(0.050)	0	0
武-神戸-Ⅲ3	武庫川	有野川	水無川右支溪	北区	有野町	0.27	0.070	(0.020)	0	0
武-神戸-Ⅲ4	武庫川	有野川	水無川右支溪	北区	有野町	0.35	0.180	(0.010)	0	0
武-神戸-Ⅲ5	武庫川	有野川	水無川右支溪	北区	有野町	0.42	0.100	(0.010)	0	0
武-神戸-Ⅲ6	武庫川	有野川	水無川右支溪	北区	有野町	0.13	0.050	(0.000)	0	0
武-神戸-Ⅲ7	武庫川	有野川	水無川左支溪	北区	有野町	0.74	0.080	(0.060)	0	0
武-神戸-Ⅲ8	武庫川	有野川	水無川右支溪	北区	有野町	0.43	0.060	(0.040)	0	0
武-神戸-Ⅲ9	武庫川	有野川	河原谷川宮ノ谷	北区	有野町	0.16	0.020	(0.000)	0	0
武-神戸-Ⅲ10	武庫川	長尾川	善入川右支溪	北区	長尾町	0.05	0.020	(0.002)	0	0

予防資料 1-2-3

土砂災害警戒区域名称 (東灘区～長田区・西区の一部 急傾斜地の崩壊)

箇所 番号	区域名称	指定の区域			地形要因			区域 面積 (ha)	人家 戸数 (戸)	公共施設	他法令	指定 年月日	整備 状況
		市・区	町	字	延長	傾斜 度	高さ						
東灘区 告示日 平成 20 年 3 月 7 日													
2	森北(2)(1)I	東灘区	森北町	7丁目	78	34	45	0.75	16	市道	急傾指定 森北	H10.9.29	概
3	森北(3)I	東灘区	森北町	7丁目	60	39	22	0.36	4	市道・河川			
4	森北(4)I	東灘区	森北町	5丁目	16	40	15	0.09	5				
5	甲南台(1)I	東灘区	森北町	6丁目	458	36	26	3.29	14	市道・大学	急傾指定 甲南台	H4.3.24 H7.3.4	概
8	本山北(1)(1)I	東灘区	本山北町	4丁目	92	33	30	0.85	0	市道・河川 大学			
9	本山北(2)(1)I	東灘区	本山北町	4丁目	32	56	13	0.12	0	市道・大学			
10	本山北(3)I	東灘区	本山北町	5丁目	92	51	17	0.45	13	市道			
13	北畑(1)I	東灘区	本山町北畑		125	35	28	1.19	7	市道・河川			
14	北畑(2)I	東灘区	本山町北畑		62	36	24	0.41	6	市道			
15	北畑(3)I	東灘区	本山町北畑		68	46	8	0.25	1	市道			
16	田辺 I	東灘区	本山町田辺		109	36	31	0.92	15	市道・河川			
17	岡本(1)I	東灘区	岡本	6丁目	165	52	20	0.81	14	市道	急傾指定 梅林	S48.3.15	概
18	梅林 I	東灘区	岡本	6丁目	183	44	20	1.07	30	市道	急傾指定 梅林	S48.3.15	概
19	岡本(2)I	東灘区	岡本	6丁目	86	41	13	0.40	9	市道			
20	岡本(3)I	東灘区	岡本	6丁目	41	46	14	0.21	2	市道			
21	岡本(4)I	東灘区	岡本	7丁目	89	43	8	0.28	1	市道			
22	岡本(5)I	東灘区	岡本	8丁目	44	48	13	0.20	1				
23	本山(1)I	東灘区	本山町岡本		171	37	58	2.02	12	市道・河川			
24	本山(2)I	東灘区	本山町岡本		388	37	33	2.95	49	市道・河川			
25	本山(3)I	東灘区	本山町岡本		44	39	7	0.14	0				
26	田中 I	東灘区	本山町田中		52	54	9	0.17	3	斎場			
27	西岡本(1)I	東灘区	西岡本	7丁目	324	39	15	2.08	29	市道			
28	西岡本(2)I	東灘区	西岡本	7丁目	122	46	17	0.31	6	市道			
29	十文字山 I	東灘区	西岡本	6丁目	209	33	31	2.11	19	市道	急傾指定 十文字山	S45.12.18	概
30	住吉台(1)(1)I	東灘区	住吉台		280	36	38	2.86	47	市道	急傾指定 住吉台	H9.9.5	概
31	住吉台(2)(1)I	東灘区	住吉台		246	41	40	1.63	10	市道			
32	荒神山 I	東灘区	住吉台		548	41	32	4.38	21	市道	急傾指定 荒神山	S45.12.18	概
33	住吉台(3)I	東灘区	住吉台		47	44	9	0.18	4	市道			
34	住吉台(4)I	東灘区	住吉台		155	32	12	0.58	4	市道			
35	住吉台(5)I	東灘区	住吉台		236	39	22	1.58	15	市道			
36	住吉台(6)I	東灘区	住吉台		41	44	8	0.13	1	市道			
37	住吉山手 (1)(1)I	東灘区	住吉山手	9丁目	65	36	25	0.66	5	市道	急傾指定 焼ヶ原	S60.3.22	概
38	焼ヶ原 I	東灘区	住吉山手	9丁目	192	36	21	1.25	31	市道・河川	急傾指定 焼ヶ原	S60.3.22	概
39	住吉山手 (2)(1)I	東灘区	住吉山手	9丁目	140	45	13	0.59	11	市道・河川			
40	住吉山手(3)I	東灘区	住吉山手	9丁目	109	39	27	0.51	8	市道			
41	住吉山手(4)I	東灘区	住吉山手	9丁目	55	53	18	0.12	3	市道			
42	住吉山手(5)I	東灘区	住吉山手	8丁目	64	42	10	0.25	2	市道			
43	住吉山手(6)I	東灘区	住吉山手	8丁目	81	44	11	0.34	2	市道			
44	住吉山手(7)I	東灘区	住吉山手	8丁目	128	37	30	0.85	11	市道			
45	赤塚山 I	東灘区	住吉山手	7丁目	315	37	12	1.71	11	市道	急傾指定 赤塚山	H8.3.29	概
46	住吉山手(8)I	東灘区	住吉山手	7丁目	83	40	14	0.22	17	市道			
47	住吉山手(9)I	東灘区	住吉山手	6丁目	67	33	13	0.40	3				
48	住吉山手(10)I	東灘区	住吉山手	6丁目	415	39	40	3.22	34	市道			
49	住吉山手(11)I	東灘区	住吉山手	5丁目	133	39	11	0.20	16	市道			
50	住吉山手(12)I	東灘区	住吉山手	5丁目	387	42	29	2.41	35	市道	急傾指定 住吉山手	H1.2.25	概
51	住吉山手(13)I	東灘区	住吉山手	5丁目	177	47	15	0.85	20	市道・河川			
52	住吉山手(14)I	東灘区	住吉山手	5丁目	157	37	26	1.12	25	市道・河川			
53	住吉山手(15)I	東灘区	住吉山手	5丁目	23	37	10	0.08	0	小学校			

●防災DB 風水害等対策編

〔予防〕 1. 安全都市づくり推進計画

予防資料 1-2-3

箇所 番号	区域名称	指定の区域			地形要因			区域 面積 (ha)	人家 戸数 (戸)	公共施設	他法令	指定 年月日	整備 状況
		市・区	町	字	延長	傾斜 度	高さ						
54	住吉山手(16)I	東灘区	住吉山手	4丁目	37	43	12	0.17	4	市道			
55	住吉山手(17)I	東灘区	住吉山手	4丁目	76	32	9	0.20	2				
56	渦森台(1)(1)I	東灘区	渦森台	1丁目	36	37	9	0.12	0				
57	渦森台(2)(1)I	東灘区	渦森台	3丁目	200	42	39	1.04	1	市道			
58	渦森台(3)(1)I	東灘区	渦森台	4丁目	189	37	16	0.56	1	市道			
59	鴨子ヶ原 (1)(1)I	東灘区	鴨子ヶ原	2丁目	16	53	12	0.07	3				
60	鴨子ヶ原 (2)(1)I	東灘区	鴨子ヶ原	1丁目	199	38	8	0.49	8	河川			
61	鴨子ヶ原 (3)(1)I	東灘区	鴨子ヶ原	3丁目	93	39	32	0.49	3	市道・河川			
62	鴨子ヶ原 (4)(1)I	東灘区	鴨子ヶ原	3丁目	323	37	27	2.88	60	市道・河川			
63	鴨子ヶ原(5)I	東灘区	鴨子ヶ原	3丁目	124	31	19	0.91	24	市道・河川			
64	御影山手 (1)(1)I	東灘区	御影山手	1丁目	93	43	9	0.32	0	河川			
65	御影山手 (2)(1)I	東灘区	御影山手	5丁目	74	36	9	0.27	11	市道			
66	森北(1)(2)I	東灘区	森北町	5丁目	56	35	10	0.03	1	市道			
67	森北(2)(2)I	東灘区	森北町	6丁目	97	45	12	0.40	0	大学校 水道施設			
68	甲南台(2)I	東灘区	甲南台		104	37	55	1.03	15	市道・河川			
69	本山北(1)(2)I	東灘区	本山北町	4丁目	39	45	10	0.10	0				
70	本山北(2)(2)I	東灘区	本山北町	5丁目	170	40	10	0.57	29	市道・大学			
71	岡本 I	東灘区	岡本	7丁目	108	47	16	0.56	12	市道			
72	西岡本 I	東灘区	西岡本	6丁目	155	42	21	1.12	5	市道 水道施設	急傾指定 十文字山	S45.12.18	概
73	住吉台(1)(2)I	東灘区	住吉台		309	39	16	1.69	11	市道			
74	住吉台(2)(2)I	東灘区	住吉台		333	43	17	1.13	20	市道			
75	住吉山手 (1)(2)I	東灘区	住吉山手	9丁目	97	45	10	0.16	7	市道			
76	住吉山手 (2)(2)I	東灘区	住吉山手	7丁目	51	37	9	0.21	2				
77	渦森台(1)(2)I	東灘区	渦森台	3丁目	234	35	9	1.18	6	市道			
78	渦森台(2)(2)I	東灘区	渦森台	1丁目	344	35	15	2.15	2	市道			
79	渦森台(3)(2)I	東灘区	渦森台	4丁目	224	35	18	1.68	29	市道			
80	鴨子ヶ原 (1)(2)I	東灘区	鴨子ヶ原	2丁目	50	42	10	0.21	5	市道			
81	鴨子ヶ原 (2)(2)I	東灘区	鴨子ヶ原	2丁目	63	51	6	0.18	6				
82	鴨子ヶ原 (3)(2)I	東灘区	鴨子ヶ原	3丁目	137	34	21	0.75	16	市道			
83	鴨子ヶ原 (4)(2)I	東灘区	鴨子ヶ原	3丁目	56	37	9	0.22	4	市道			
84	御影山手 (2)(2)I	東灘区	御影山手	5丁目	243	51	14	1.33	29	市道 高校 中学校			
85	森北 II	東灘区	森北町	6丁目	53	35	7	0.18	1				
86	森 II	東灘区	本山町森		18	34	39	0.23	1				
87	北畑(1) II	東灘区	本山町北畑		19	40	6	0.05	1	市道			
88	北畑(2) II	東灘区	本山町北畑		85	34	45	1.01	3	市道			
89	岡本(1) II	東灘区	岡本	6丁目	26	47	11	0.06	3				
90	岡本(2) II	東灘区	岡本	8丁目	32	37	9	0.12	1	河川			
91	岡本(3) II	東灘区	岡本	8丁目	54	50	8	0.19	3	市道			
92	田中 II	東灘区	本山町田中		42	34	62	0.46	1				
93	西岡本 II	東灘区	西岡本	7丁目	24	46	14	0.07	1				
94	住吉台 II	東灘区	住吉台		37	46	9	0.13	3	市道			
95	住吉山手(1) II	東灘区	住吉山手	9丁目	44	48	9	0.11	3	市道			
96	住吉山手(2) II	東灘区	住吉山手	9丁目	39	52	9	0.09	2	市道			
97	住吉山手(3) II	東灘区	住吉山手	8丁目	26	41	6	0.04	1	市道			
98	住吉山手(4) II	東灘区	住吉山手	8丁目	23	63	10	0.04	1	市道			
99	住吉山手(5) II	東灘区	住吉山手	8丁目	50	45	15	0.28	4	市道			
100	住吉山手(6) II	東灘区	住吉山手	6丁目	21	46	14	0.05	1	市道			
101	住吉山手(7) II	東灘区	住吉山手	6丁目	23	44	13	0.05	1	市道			

予防資料 1-2-3

箇所番号	区域名称	指定の区域			地形要因			区域面積 (ha)	人家戸数 (戸)	公共施設	他法令	指定年月日	整備状況
		市・区	町	字	延長	傾斜度	高さ						
102	住吉山手(8)Ⅱ	東灘区	住吉山手	5丁目	49	49	9	0.17	4				
103	住吉山手(9)Ⅱ	東灘区	住吉山手	4丁目	42	54	15	0.20	2	市道			
104	渦森台Ⅱ	東灘区	渦森台	4丁目	63	35	23	0.24	3	市道			
105	鴨子ヶ原(2)Ⅱ	東灘区	鴨子ヶ原	3丁目	13	35	5	0.03	1	河川			
106	鴨子ヶ原(3)Ⅱ	東灘区	鴨子ヶ原	1丁目	19	42	6	0.05	1				
107	岡本Ⅱ	東灘区	岡本	7丁目	11	55	7	0.03	1	市道			
108	森北Ⅲ	東灘区	森北町	5丁目	131	48	14	0.30	0				
109	本山岡本(1)Ⅲ	東灘区	本山町岡本		175	33	13	1.09	0				
110	本山岡本(2)Ⅲ	東灘区	本山町岡本		140	48	10	0.48	0				
111	本山岡本(3)Ⅲ	東灘区	本山町岡本		120	33	24	1.03	0				
112	本山岡本(4)Ⅲ	東灘区	本山町岡本		313	36	37	2.92	0				
113	本山岡本(5)Ⅲ	東灘区	本山町岡本		310	35	61	3.01	2				
114	本山岡本(6)Ⅲ	東灘区	本山町岡本		94	33	22	0.70	0				
東灘区 告示日 平成20年6月13日													
1	森北(1)(1)Ⅰ	東灘区	森北町	7丁目	430	36	35	4.30	70	市道 配水場	急傾指定 森北	H10.9.29	概
6	森(1)Ⅰ	東灘区	本山町森		2229	441	20	0.17	1	河川		未指定	
7	森(2)Ⅰ	東灘区	本山町森		30	41	47	0.23	1	市道・河川		未指定	
灘区 告示日 平成20年3月11日													
1	北六甲Ⅰ	灘区	六甲山町		23	42	12	0.09	1				
2	六甲山(1)Ⅰ	灘区	六甲山町		83	35	23	0.33	0				
3	六甲山(2)Ⅰ	灘区	六甲山町		1	35	36	0.11	0	ロープウェイ駅			
4	六甲山(3)Ⅰ	灘区	六甲山町		1	40	168	0.69	0	ロープウェイ駅			
5	六甲山(4)Ⅰ	灘区	六甲山町		0.4	36	36	0.11	0	ケーブル駅			
6	六甲山(5)Ⅰ	灘区	六甲山町		0.4	34	57	0.18	0	ケーブル駅			
7	六甲山(6)Ⅰ	灘区	六甲山町		167	38	71	1.37	5				
8	六甲山(7)Ⅰ	灘区	六甲山町		2	41	54	0.21	1				
9	六甲山(8)Ⅰ	灘区	六甲山町		71	37	26	0.48	0	自然の家			
10	六甲山(9)Ⅰ	灘区	六甲山町		58	41	13	0.23	0	自然の家			
11	六甲山(10)Ⅰ	灘区	六甲山町		57	48	12	0.28	0	自然の家			
12	六甲山(11)Ⅰ	灘区	六甲山町		58	40	18	0.27	0	ケーブル駅			
13	六甲山(12)Ⅰ	灘区	六甲山町		61	43	23	0.23	0	ケーブル駅			
14	南六甲Ⅰ	灘区	六甲山町		73	40	17	0.48	3				
15	高羽Ⅰ	灘区	高羽		117	38	150	1.44	0	JR施設			
16	土山(1)(1)Ⅰ	灘区	土山町		362	34	31	3.40	0	変電所			
17	土山(2)(1)Ⅰ	灘区	土山町		199	44	25	1.59	19	市道			
18	篠原Ⅰ	灘区	篠原		29	34	55	0.38	0	水道施設			
19	鶴甲(1)(1)Ⅰ	灘区	鶴甲	5丁目	77	31	54	0.93	0	集会所			
20	鶴甲(2)(1)Ⅰ	灘区	鶴甲	5丁目	91	53	9	0.19	5	市道・河川			
21	鶴甲(3)(1)Ⅰ	灘区	鶴甲	1丁目	114	42	17	0.34	0	社会福祉施設			
22	鶴甲(4)(1)Ⅰ	灘区	鶴甲	3丁目	242	43	23	1.64	7	病院 水道施設			
23	鶴甲(5)(1)Ⅰ	灘区	鶴甲	2丁目	58	44	16	0.14	1	河川			
24	鶴甲(6)(1)Ⅰ	灘区	鶴甲	1丁目	132	32	7	0.46	0				
25	鶴甲(7)Ⅰ	灘区	鶴甲	1丁目	191	33	41	2.57	1	大学 児童福祉施設			
26	一王山(1)Ⅰ	灘区	一王山町		147	45	13	0.63	9	市道			
27	一王山(2)Ⅰ	灘区	一王山町		65	52	17	0.40	11	市道			
28	一王山(3)Ⅰ	灘区	一王山町		146	40	21	1.02	7				
29	桜ヶ丘(1)Ⅰ	灘区	桜ヶ丘町		209	41	18	0.94	4	河川			
30	桜ヶ丘(2)Ⅰ	灘区	桜ヶ丘町		130	48	9	0.48	12	市道・集会所 児童福祉施設			
31	赤松(1)Ⅰ	灘区	赤松町	2丁目	111	47	7	0.33	10				
32	赤松(2)Ⅰ	灘区	赤松町	1丁目	84	40	19	0.60	14	市道			
33	赤松(3)Ⅰ	灘区	赤松町	3丁目	205	39	15	1.26	38	市道			
34	六甲台(1)(1)Ⅰ	灘区	赤松町	1丁目	222	38	23	1.61	53	市道	急傾指定 六甲台(1)	S48.3.5	概
35	六甲台(2)(1)Ⅰ	灘区	寺口町		105	45	10	0.42	5	市道	急傾指定 六甲台(3)	S52.8.5	概
36	六甲台(3)(1)Ⅰ	灘区	寺口町		71	42	14	0.31	16		急傾指定 六甲台(2)	S50.8.5	概
37	六甲台(4)(1)Ⅰ	灘区	六甲台町		168	37	17	1.05	4	市道・大学			
38	六甲台(5)Ⅰ	灘区	六甲台町		100	38	9	0.40	2	大学			

●防災DB 風水害等対策編

〔予防〕 1. 安全都市づくり推進計画

予防資料 1-2-3

箇所番号	区域名称	指定の区域			地形要因			区域面積 (ha)	人家戸数 (戸)	公共施設	他法令	指定年月日	整備状況
		市・区	町	字	延長	傾斜度	高さ						
39	六甲台(6)I	灘区	六甲台町		151	37	18	1.12	0	市道・大学			
40	六甲台(7)I	灘区	六甲台町		45	49	17	0.27	4	変電所			
41	六甲台(8)I	灘区	六甲台町		67	38	6	0.20	0	市道・集会所			
42	宮坂 I	灘区	水車新田		63	42	21	0.31	3	河川			
43	大月台 I	灘区	大月台		237	34	162	5.53	25	市道			
44	篠原台(1)I	灘区	篠原台		137	40	20	0.80	22	市道			
45	篠原台(2)I	灘区	篠原台		80	41	13	0.39	2				
46	篠原台(3)I	灘区	篠原台		250	36	20	1.91	58	市道	急傾指定 篠原台	H12.7.11	概
47	篠原台(4)I	灘区	篠原台		46	43	19	0.33	17	市道			
48	篠原伯母野山(1)I	灘区	篠原伯母野山町	3丁目	32	42	7	0.08	2				
49	大土平 I	灘区	大土平町	2丁目	129	43	16	0.84	29	市道			
50	篠原北(1)I	灘区	篠原北町	3丁目	64	49	18	0.37	7	市道			
51	篠原北(2)I	灘区	篠原北町	3丁目	76	57	31	0.40	4	市道			
52	篠原伯母野山Ⅲ	灘区	篠原伯母野山町	2丁目	158	42	32	1.34	1	市道・病院 老人福祉施設			
53	長峰台(1)I	灘区	長峰台	1丁目	74	38	27	0.58	8	市道			
54	長峰台(2)I	灘区	長峰台	1丁目	105	49	12	0.47	12	市道			
55	長峰台(3)I	灘区	長峰台	2丁目	235	51	23	0.72	8	教会			
56	篠原北町 I	灘区	篠原北町	4丁目	160	43	24	1.11	33		急傾指定 篠原北町	S54.3.9	概
57	箕岡(1) I	灘区	箕岡通	2丁目	237	49	35	1.95	58	市道	急傾指定 箕岡	S54.3.9	概
58	箕岡(2) I	灘区	箕岡通	1丁目	244	56	10	0.40	15	市道・河川			
59	箕岡(3) I	灘区	箕岡通	3丁目	101	40	56	1.00	22	市道・河川			
60	箕岡(4) I	灘区	箕岡通	4丁目	117	36	92	1.43	25	市道			
61	箕岡(5) I	灘区	箕岡通	4丁目	137	40	41	1.28	8	市道			
62	箕岡(6) I	灘区	箕岡通	1丁目	240	50	26	1.27	10	市道・水道施設			
63	箕岡(7) I	灘区	箕岡通	1丁目	95	41	14	0.54	6	市道・小学校			
64	丸山 I	灘区	五毛		106	35	38	1.25	0	教育施設			
65	五毛(1) I	灘区	箕岡通	2丁目	122	34	17	0.70	37	市道	急傾指定 五毛	H10.4.7	概
66	観音山 I	灘区	城/下通	1丁目	106	36	42	0.90	8	市道	急傾指定 観音山	S45.12.18	概
67	城の下 I	灘区	城/下通	3丁目	390	37	43	3.78	99	市道・河川	急傾指定 城の下	S45.12.18	概
68	青ヶ谷(1)I	灘区	原田		33	46	55	0.18	1	市道			
69	摩耶山 I	灘区	摩耶山町		140	38	99	1.99	0	自然の家			
70	大石(1)I	灘区	大石		0	35	59	0.27	0	ロープウェイ駅			
71	大石(2)I	灘区	大石		43	40	24	0.29	0	水道施設			
72	畑原 I	灘区	畑原		8	37	18	0.05	0	ケーブル駅			
73	原田 I	灘区	原田		41	45	10	0.16	0	ロープウェイ駅			
74	土山(1)(2)I	灘区	土山町		20	34	10	0.07	1	河川			
75	土山(2)(2)I	灘区	土山町		46	31	6	0.13	0	病院 中学・高校			
76	鶴甲(1)(2)I	灘区	鶴甲	5丁目	144	34	18	0.98	0	市道・老人福祉施設2			
77	鶴甲(2)(2)I	灘区	鶴甲	5丁目	315	33	40	3.51	8	市道・水道施設			
78	鶴甲(3)(2)I	灘区	鶴甲	2丁目	427	46	10	1.95	16	市道・小学校			
79	鶴甲(4)(2)I	灘区	鶴甲	1丁目	80	43	9	0.31	3				
80	鶴甲(5)(2)I	灘区	鶴甲	1丁目	254	37	14	1.59	1	大学			
81	鶴甲(6)(2)I	灘区	鶴甲	3丁目	185	49	17	1.01	28	専門学校			
82	一王山 I	灘区	一王山町		87	42	13	0.47	1	市道			
83	六甲台(1)(2)I	灘区	六甲台町		55	53	11	0.23	8				
84	六甲台(2)(2)I	灘区	六甲台町		135	45	17	0.85	6	河川			
85	六甲台(3)(2)I	灘区	六甲台町		178	41	9	0.75	13	市道			
86	六甲台(4)(2)I	灘区	六甲台町		89	46	10	0.32	9				
87	篠原台 I	灘区	篠原台		113	37	27	1.01	19	市道			
88	篠原伯母野山(2)I	灘区	篠原伯母野山町	1丁目	92	56	17	0.49	0	大学			

予防資料 1-2-3

箇所番号	区域名称	指定の区域			地形要因			区域面積 (ha)	人家戸数 (戸)	公共施設	他法令	指定年月日	整備状況
		市・区	町	字	延長	傾斜度	高さ						
89	篠原北 I	灘区	篠原北町	3丁目	82	46	10	0.30	5	市道			
90	長峰台 I	灘区	長峰台	2丁目	309	40	10	1.17	17	中学校			
91	五毛(2)I	灘区	五毛通	1丁目	64	41	12	0.23	4	水道施設			
92	高尾 I	灘区	高尾通	4丁目	38	42	7	0.13	1				
93	六甲山(1) II	灘区	六甲山町		15	35	31	0.23	1	市道			
94	六甲山(2) II	灘区	六甲山町		44	35	12	0.22	1				
95	六甲山(3) II	灘区	六甲山町		82	40	7	0.25	2				
96	六甲山(4) II	灘区	六甲山町		91	40	10	0.37	2				
97	六甲山(5) II	灘区	六甲山町		87	36	10	0.30	1				
98	六甲山(6) II	灘区	六甲山町		0.1	37	58	0.24	1				
99	六甲山(7) II	灘区	六甲山町		34	38	16	0.07	1				
100	六甲山(8) II	灘区	六甲山町		36	35	73	0.40	0	教育施設			
101	六甲山(9) II	灘区	六甲山町		113	40	28	0.86	3				
102	六甲山(10) II	灘区	六甲山町		62	38	14	0.31	4				
103	六甲山(11) II	灘区	六甲山町		21	49	17	0.06	1				
104	六甲山(12) II	灘区	六甲山町		24	42	19	0.14	2	市道			
105	六甲山(13) II	灘区	六甲山町		32	37	24	0.27	9	市道			
106	六甲山(14) II	灘区	六甲山町		0	46	28	0.05	1				
107	六甲山(15) II	灘区	六甲山町		0	37	22	0.04	1				
108	六甲山(16) II	灘区	六甲山町		108	43	10	0.38	3				
109	六甲山(17) II	灘区	六甲山町		22	43	9	0.09	2	市道			
110	六甲山(18) II	灘区	六甲山町		49	38	7	0.13	2				
111	六甲山(19) II	灘区	六甲山町		15	36	14	0.09	0				
112	北六甲(1) II	灘区	六甲山町		71	51	8	0.21	2				
113	北六甲(2) II	灘区	六甲山町		19	35	13	0.10	2				
114	北六甲(3) II	灘区	六甲山町		72	37	13	0.39	2				
115	北六甲(4) II	灘区	六甲山町		16	37	10	0.06	1				
116	北六甲(5) II	灘区	六甲山町		40	40	10	0.17	2				
117	北六甲(6) II	灘区	六甲山町		40	32	26	0.31	1				
118	南六甲(1) II	灘区	六甲山町		75	33	128	2.28	3				
119	南六甲(2) II	灘区	六甲山町		37	35	12	0.17	1				
120	南六甲(3) II	灘区	六甲山町		2	36	76	0.32	1				
121	南六甲(4) II	灘区	六甲山町		51	41	33	0.53	0				
122	東山内西谷(1) II	灘区	六甲山町		46	45	6	0.11	1	市道			
123	東山内西谷(2) II	灘区	六甲山町		0.8	35	57	0.17	1				
124	東山内西谷(3) II	灘区	六甲山町		35	33	23	0.23	1	市道			
125	一王山 II	灘区	一王山町		44	39	19	0.32	3	市道			
126	六甲台 II	灘区	六甲台町		88	50	12	0.39	4	市道・大学			
127	篠原伯母野山 II	灘区	篠原伯母野山町	3丁目	32	43	12	0.16	6	市道			
128	小屋場山(1) II	灘区	篠原		32	34	16	0.13	1	市道			
129	小屋場山(2) II	灘区	篠原		8	50	6	0.02	1	市道			
130	篠原(1) II	灘区	篠原		96	39	29	0.58	2	市道			
131	篠原(2) II	灘区	篠原		83	48	27	0.53	2	市道			
132	篠原北 II	灘区	篠原北町	4丁目	19	49	13	0.08	4	市道			
133	摩耶山 II	灘区	摩耶山町		32	33	35	0.18	1				
134	原田 II	灘区	原田		82	39	51	0.41	1				
135	西ノ奥(1) II	灘区	岩屋		113	41	36	0.55	1	河川			
136	西ノ奥(2) II	灘区	岩屋		95	39	52	1.00	1	市道・河川			
137	西ノ奥(3) II	灘区	岩屋		47	38	58	0.38	1	市道・河川			
138	北畑(1) II	灘区	岩屋		38	39	95	0.68	1	市道・河川			
139	北畑(2) II	灘区	岩屋		76	39	127	0.67	3	市道・河川			
140	一王山(1) III	灘区	一王山町		125	38	14	0.60	0	河川			
141	一王山(2) III	灘区	一王山町		188	37	13	0.92	0	大学			
中央区 告示日 平成 20 年 3 月 18 日													
1	青谷 I	中央区	神仙寺通	1丁目	217	43	83	2.48	10	市道・橋 1 中学・高校 水道施設	急傾指定 青谷	S44.12.12 S55.3.28	概
2	神仙寺(1)I	中央区	神仙寺通	1丁目	152	39	75	1.90	35	市道			
3	神仙寺(2)I	中央区	神仙寺通	4丁目	152	40	71	1.65	24	市道			
4	中尾町(1)I	中央区	中尾町		222	41	53	2.58	25	市道・中学	急傾指定	S54.3.9	概

●防災DB 風水害等対策編

〔予防〕 1. 安全都市づくり推進計画

予防資料 1-2-3

箇所番号	区域名称	指定の区域			地形要因			区域面積 (ha)	人家戸数 (戸)	公共施設	他法令	指定年月日	整備状況
		市・区	町	字	延長	傾斜度	高さ						
										高校	中尾町	H2. 3. 30	
5	中尾町(2) I	中央区	中尾町		138	41	45	1.09	28	市道			
6	せみ山 I	中央区	葺合町		65	38	10	0.21	16				
7	杉長谷(1) II	中央区	葺合町		66	41	53	0.65	4	市道・河川橋 2			
8	杉長谷(2) II	中央区	葺合町		87	45	52	0.57	4	市道・河川橋 2			
9	杉長谷(3) II	中央区	葺合町		75	44	65	0.93	4	河川・橋 2			
10	古輪谷(1) II	中央区	葺合町		70	46	83	0.59	6	河川・橋 1			
11	古輪谷(2) II	中央区	葺合町		76	38	79	0.83	6	河川・橋 1			
12	古輪谷(3) II	中央区	葺合町		40	44	109	0.48	4	市道・河川			
13	葺合(1) I	中央区	葺合町		193	45	67	1.82	8	市道・河川橋 3			
14	葺合(2) I	中央区	葺合町		185	38	70	2.36	6	市道・河川橋 3			
15	後笹原(1) II	中央区	葺合町		25	41	50	0.21	1	市道・河川			
16	後笹原(2) II	中央区	葺合町		53	40	75	0.79	2	市道・河川			
17	西谷ノ一(1) II	中央区	葺合町		29	46	66	0.21	4				
18	西谷ノ一(2) II	中央区	葺合町		56	38	70	0.64	5				
19	後笹原(3) II	中央区	葺合町		29	44	53	0.19	3	市道・河川橋 1			
20	熊内(1)(1) I	中央区	熊内町	5丁目	370	41	25	2.59	59	市道			
21	熊内(2)(1) I	中央区	熊内町	5丁目	155	45	25	1.16	60	市道			
22	熊内(3) I	中央区	熊内町	8丁目	79	35	21	0.49	25	市道			
23	熊内(5) I	中央区	熊内町	9丁目	67	53	18	0.42	20	市道・河川橋 4	急傾指定熊内(2)	S57. 10. 1	概
24	熊内(6) I	中央区	熊内町	9丁目	38	37	6	0.11	32	市道	急傾指定熊内	S56. 3. 31	概
25	熊内(7) I	中央区	熊内町	9丁目	100	63	8	0.34	26	市道	急傾指定熊内(4)	S57. 10. 1	概
26	熊内(1)(2) I	中央区	熊内町	8丁目	114	39	29	0.91	39	市道			
27	熊内(2)(2) I	中央区	熊内町	6丁目	189	44	11	1.13	5	市道			
28	葺合(4) I	中央区	葺合町		333	40	61	3.31	63	市道・河川高校・橋 3	急傾指定葺合	S45. 12. 18	概
29	布引山(1) I	中央区	葺合町		121	38	66	1.26	4	市道			
30	熊内(4) I	中央区	熊内町	9丁目	100	44	42	0.84	33	市道・河川橋 1	急傾指定熊内(3)	S57. 10. 1	概
31	楠(3) I	中央区	楠町	7丁目	120	37	7	0.39	0	市道			
32	布引 II	中央区	神戸港地方		53	43	115	1.42	3	市道			
33	布引山(2) I	中央区	葺合町		290	41	43	1.51	2	市道	急傾指定布引山	S45. 12. 18	概
34	口城山 I	中央区	葺合町		74	50	7	0.09	5	市道			
35	加納(1) I	中央区	加納町	1丁目	174	40	43	1.62	0	市道・JR 駅			
36	布引山(1) II	中央区	葺合町		153	40	20	1.09	6	市道			
37	布引山(2) II	中央区	葺合町		48	41	19	0.36	3				
38	布引山(3) II	中央区	葺合町		37	43	62	0.31	2				
39	口城山 II	中央区	葺合町		45	32	22	0.22	9	市道・橋 1			
40	葺合(3) I	中央区	葺合町		32	35	11	0.14	0	市道 ロープウェイ駅			
41	寺ヶ谷 I	中央区	葺合町		113	45	15	0.49	0	市道 ロープウェイ駅			
42	北野(1) I	中央区	北野町	1丁目	60	38	12	0.20	0	ロープウェイ駅			
43	葺合(1) II	中央区	葺合町		51	31	12	0.20	0	ハーブ園			
44	葺合(4) II	中央区	葺合町		57	50	29	0.13	1	橋 1			
45	布引 I	中央区	加納町	1丁目	148	46	38	1.22	1	水道施設	急傾指定布引	S45. 12. 18	概
46	加納(2) I	中央区	加納町	1丁目	39	37	12	0.12	1				
47	加納(3) I	中央区	加納町	2丁目	16	33	34	0.16	1	老人福祉施設			
48	加納(4) I	中央区	加納町	2丁目	147	45	18	1.07	45	市道	急傾指定加納	S45. 12. 18 S60. 3. 22	概
49	北野(2) I	中央区	北野町	1丁目	55	43	15	0.29	0	水道施設			
50	加納 I	中央区	加納町	2丁目	89	44	23	0.69	2	市道			

予防資料 1-2-3

箇所番号	区域名称	指定の区域			地形要因			区域面積 (ha)	人家戸数 (戸)	公共施設	他法令	指定年月日	整備状況
		市・区	町	字	延長	傾斜度	高さ						
51	北野 III	中央区	北野町	1丁目	105	33	31	1.03	23	市道			
52	神戸港(1)I	中央区	神戸港地方		10	36	85	0.40	0				
53	神戸港(2)I	中央区	神戸港地方		50	37	47	0.52	0				
54	神戸港(3)I	中央区	神戸港地方		55	44	30	0.47	0				
55	市ヶ原II	中央区	葺合町		53	51	21	0.36	3	市道			
56	葺合(2)II	中央区	葺合町		68	43	25	0.47	3	市道			
57	葺合(3)II	中央区	葺合町		18	39	109	0.55	1	市道			
58	山郡 II	中央区	葺合町		77	34	36	0.75	7	市道			
59	北野(3) I	中央区	北野町	2丁目	145	33	63	1.73	32	市道			
60	北野(4) I	中央区	北野町	2丁目	105	38	61	1.47	37	市道	急傾指定 北野	S44.12.12 S60.3.22	概
61	北野(5) I	中央区	北野町	3丁目	38	38	60	0.38	5	市道			
62	北野(6) I	中央区	北野町	3丁目	67	41	75	0.75	22	市道			
63	北野(7) I	中央区	北野町	4丁目	274	38	68	3.21	57	市道			
64	北野(8) I	中央区	北野町	4丁目	260	41	31	2.68	46	市道			
65	諏訪山(1)(1)I	中央区	諏訪山町		128	40	16	0.71	3				
66	水上(1) I	中央区	神戸港地方		65	36	23	0.37	9	市道			
67	楠(2) I	中央区	楠町	8丁目	78	55	8	0.30	0	市道			
68	追谷 I	中央区	山本通	3丁目	313	40	31	2.98	64	市道	急傾指定 追谷	S57.10.1 H4.6.5	概
69	前山 I	中央区	山本通	4丁目	341	30	39	3.42	78	市道	急傾指定 前山	S45.12.18 H2.3.30	概
70	山本通 I	中央区	山本通	4丁目	178	45	12	0.88	3				
71	口一里山(2)I	中央区	神戸港地方		112	41	21	0.70	0	河川・橋2			
72	口一里山(3)I	中央区	神戸港地方		39	34	13	0.18	0	市道			
73	口一里山(4)I	中央区	神戸港地方		24	42	17	0.15	0	河川			
74	口一里山(5)I	中央区	神戸港地方		85	42	13	0.44	0	市道			
75	再度山(1)II	中央区	神戸港地方		30	47	13	0.13	2				
76	再度山(2)II	中央区	神戸港地方		82	40	17	0.49	2				
77	再度山(3)II	中央区	神戸港地方		74	44	11	0.32	4				
78	再度山(1) I	中央区	神戸港地方		306	35	56	2.88	17	市道			
79	再度山(2) I	中央区	神戸港地方		266	39	47	2.11	20	市道			
80	神戸港(1)II	中央区	神戸港地方		31	39	30	0.15	2				
81	楠(1) I	中央区	楠町	8丁目	101	33	13	0.59	14	市道			
82	神戸港(3)II	中央区	神戸港地方		32	34	23	0.22	2	市道			
83	神戸港(4)II	中央区	神戸港地方		23	46	21	0.10	4	市道			
84	神戸港(5)II	中央区	神戸港地方		64	37	30	0.54	4	河川			
85	神戸港(6)II	中央区	神戸港地方		126	42	48	0.79	0	市道			
86	諏訪山(2)(1)I	中央区	諏訪山町		134	47	22	0.51	25				
87	再度山(3) I	中央区	神戸港地方		129	46	40	0.80	14	市道・高校 中学校			
88	再度谷 I	中央区	神戸港地方		180	41	47	1.48	5	水道施設			
89	再度筋(1) I	中央区	再度筋町		113	46	20	0.71	49	市道	急傾指定 再度筋	S47.7.21	概
90	諏訪山(1)(2)I	中央区	諏訪山町		180	58	23	1.14	0	市道			
91	中山手 I	中央区	中山手通	7丁目	69	39	14	0.30	1	市道・小学校			
92	再度筋(1)II	中央区	再度筋町		42	52	18	0.24	5	市道			
93	再度筋(2)II	中央区	再度筋町		36	54	10	0.11	4	市道			
94	諏訪山(3) I	中央区	諏訪山町		37	50	14	0.26	6	市道			
95	口一里山(1)I	中央区	諏訪山町		415	50	17	1.08	49	市道・中学校 高校・大学	急傾指定 口一里山	S47.7.21	概
96	再度筋(2)I	中央区	再度筋町		79	57	13	0.36	4	市道・短大 水道施設			
97	再度筋II	中央区	再度筋町		51	67	10	0.05	3	市道			
98	諏訪山(2)(2)I	中央区	諏訪山町		89	61	11	0.28	5	市道			
99	再度筋 I	中央区	再度筋町		225	36	8	0.85	39	市道・短大 水道施設			
100	中山手(1) I	中央区	中山手通	7丁目	25	46	7	0.07	3				
101	中山手(2) I	中央区	中山手通	7丁目	174	55	8	0.69	30	市道			
兵庫区 告示日 平成 20年 3月 18日													
1	梅本 I	兵庫区	梅本町		232	40	36	1.85	47	市道・河川 橋2	急傾指定 梅本	S44.12.12 S55.3.28 S60.12.17	概

## ●防災DB 風水害等対策編

## 〔予防〕 1. 安全都市づくり推進計画

## 予防資料 1-2-3

箇所番号	区域名称	指定の区域			地形要因			区域面積(ha)	人家戸数(戸)	公共施設	他法令	指定年月日	整備状況
		市・区	町	字	延長	傾斜度	高さ						
2	五宮 I	兵庫区	五宮町		152	38	36	1.55	16	市道			
3	祇園山 I	兵庫区	上祇園町		234	45	41	2.18	38	市道・河川橋 1	急傾指定 祇園山	S54.3.9	概
4	東服(1) I	兵庫区	平野町		204	46	51	2.64	37	市道・河川集会所	急傾指定 東服(1)	S45.12.18	概
5	東服(2) I	兵庫区	平野町		317	44	43	2.64	32	市道・河川橋 1	急傾指定 東服(2)	S45.12.19 H7.3.14 H12.7.11	概
6	東服(3) I	兵庫区	平野町		93	46	33	0.47	8	市道・河川変電所	急傾指定 東服(3)	H10.4.7	概
7	東服(4) I	兵庫区	平野町		136	43	33	0.86	11	市道・河川橋 1			
8	西服(1) I	兵庫区	平野町		73	52	26	0.44	9	市道・河川			
9	西服(2) I	兵庫区	平野町		68	43	49	0.47	7	市道・河川			
10	奥東服山 I	兵庫区	平野町		35	33	8	0.07	0	市道・河川 児童福祉施設			
11	西服山(1) I	兵庫区	平野町		124	42	47	1.28	13	市道・橋 1			
12	西服山(2) I	兵庫区	平野町		79	40	30	0.59	6	市道・河川			
13	西服山(3) I	兵庫区	平野町		133	39	55	1.35	6	市道・河川 老人福祉施設			
14	西服山(4) I	兵庫区	平野町		146	39	53	1.33	5	市道・河川・橋 6			
15	西服山(5) I	兵庫区	平野町		73	39	5	0.47	4	市道・河川・橋 1			
16	湊山 I	兵庫区	湊山町		188	46	25	1.31	54	市道・河川橋 2	急傾指定 湊山	S50.8.5	概
17	山王 I	兵庫区	山王町	1丁目	267	42	43	2.19	57	市道・河川	急傾指定 山王	S48.12.18	概
18	千鳥(1) I	兵庫区	氷室町	1丁目	330	44	31	2.97	117	市道	急傾指定 千鳥	S44.12.12 H12.4.4	概
19	千鳥(2) I	兵庫区	千鳥町	2丁目	295	48	18	1.78	65	市道 老人福祉施設	急傾指定 千鳥(2)	S50.8.5 H14.12.13	概
20	千鳥(3) I	兵庫区	天王町	1丁目	117	38	26	0.95	32	市道・河川 自治会事務所	急傾指定 千鳥(3)	S59.2.24 H14.6.11	概
21	千鳥(4) I	兵庫区	千鳥町	1丁目	37	51	7	0.10	8	市道			
22	千鳥(5) I	兵庫区	千鳥町	3丁目	104	41	32	0.89	24	市道			
23	天王 I	兵庫区	天王町	1丁目	72	32	68	0.89	6	市道			
24	北山 I	兵庫区	北山町		683	43	37	6.55	123	市道・幼稚園	急傾指定 北山	S48.12.18	概
25	鶴越筋 I	兵庫区	鶴越筋		62	44	14	0.30	5	市道			
26	清水(1) I	兵庫区	清水町		98	44	30	0.77	21	市道	急傾指定 清水	S49.2.12	概
27	清水(2) I	兵庫区	清水町		121	34	16	0.68	22	市道・橋 1			
28	熊野 I	兵庫区	熊野町	5丁目	107	40	10	0.50	23	市道			
29	小山町(1) I	兵庫区	小山町		111	40	21	0.89	3	市道・中学校	急傾指定 小山町	H4.3.24	概
30	小山町(2) I	兵庫区	小山町		34	36	32	0.29	9	市道			
31	東山町 I	兵庫区	東山町	3丁目	75	54	9	0.26	3	市道・私鉄 病院 県税事務所	急傾指定 東山町	S60.3.22	概
32	会下山(1) I	兵庫区	会下山町	2丁目	36	42	10	0.14	5	市道			
33	清水台 I	兵庫区	鳥原町		53	36	28	0.44	6				
34	耕田 I	兵庫区	鳥原町		58	37	24	0.46	0	下水施設			
35	護り原 I	兵庫区	鳥原町		41	35	20	0.28	0	市道			
36	里山(1) I	兵庫区	里山町		188	39	11	0.81	18	市道・河川	急傾指定 里山町(3)	H17.9.16	概
37	里山(3) I	兵庫区	里山町		531	40	18	3.03	97	市道・集会所	急傾指定 里山町(2)	H10.10.27 H12.8.29	概
38	里山(5) I	兵庫区	里山町		118	41	9	0.40	6	市道			
39	里山町 I	兵庫区	里山町		202	33	20	1.59	42	市道・集会所	急傾指定 里山町	S55.3.28	概
40	千鳥(6) I	兵庫区	千鳥町	1丁目	231	46	25	1.00	7	市道・河川・橋 1			
41	東山 I	兵庫区	東山町	3丁目	70	52	12	0.28	14	市道・私鉄			

予防資料 1-2-3

箇所番号	区域名称	指定の区域			地形要因			区域面積 (ha)	人家戸数 (戸)	公共施設	他法令	指定年月日	整備状況
		市・区	町	字	延長	傾斜度	高さ						
42	会下山 I	兵庫区	会下山町	2丁目	65	36	9	0.24	7	市道			
43	湊川 I	兵庫区	湊川町	10丁目	30	43	8	0.10	5	市道			
44	五宮 II	兵庫区	五宮町		65	34	23	0.55	4	市道			
45	東服 II	兵庫区	平野町		75	51	22	0.24	0				
46	西服 II	兵庫区	平野町		109	41	57	1.04	3	国道・河川・橋1			
47	西服山(1) II	兵庫区	平野町		61	35	18	0.29	4	国道・河川・橋4			
48	西服山(2) II	兵庫区	平野町		19	39	14	0.07	1	市道・河川			
49	西服山(3) II	兵庫区	平野町		114	41	27	0.94	5	国道・市道・橋3			
50	平野 II	兵庫区	平野町		41	68	8	0.12	2	国道			
51	草谷(1) II	兵庫区	平野町		256	34	44	1.99	6	市道・河川・橋2			
52	草谷(2) II	兵庫区	平野町		38	40	30	0.52	0				
53	草谷(3) II	兵庫区	平野町		23	40	26	0.16	0				
54	天王(1) II	兵庫区	天王町	1丁目	17	47	23	0.04	1	市道・河川			
55	天王(2) II	兵庫区	天王町	1丁目	25	40	11	0.04	1	市道・河川			
56	天王(3) II	兵庫区	天王町	1丁目	61	50	39	0.47	2	河川			
57	天王(4) II	兵庫区	天王町	1丁目	19	45	28	0.07	2	市道・河川			
58	天王(5) II	兵庫区	天王町	1丁目	94	39	26	0.68	2				
59	天王(6) II	兵庫区	天王町	1丁目	67	49	7	0.13	5	市道・河川			
60	山王 II	兵庫区	天王町	2丁目	83	49	15	0.18	6	市道・河川			
61	里山 II	兵庫区	里山町		40	41	10	0.08	2	市道・河川			
62	小山 II	兵庫区	小山町		40	34	13	0.12	5				
63	滝山 II	兵庫区	滝山町		18	35	10	0.07	1	市道			
64	会下山(1) II	兵庫区	会下山町	1丁目	50	41	10	0.20	6	市道			
65	会下山(2) II	兵庫区	会下山町	3丁目	30	47	6	0.08	1	市道			
66	鶴越筋 II	兵庫区	鶴越筋		36	44	14	0.17	1				
67	護り原 II	兵庫区	烏原町		22	33	8	0.08	1	私鉄			
68	奥東服山 II	兵庫区	平野町		91	57	14	0.26	4	市道・河川			
69	鶴越筋 III	兵庫区	鶴越筋		166	32	59	1.50	0	高速道路・市道			
長田区 告示日 平成 20年 3月 18日													
1	長田天神町(4) I	長田区	長田天神町	7丁目	92	42	24	0.41	12	私鉄駅舎 変電所			
2	長田天神町(5) I	長田区	長田天神町	7丁目	91	42	24	0.81	13				
3	長田天神町(6) I	長田区	長田天神町	7丁目	76	42	18	0.69	7	私鉄			
4	滝谷(1) I	長田区	滝谷町	2丁目	96	38	35	2.08	39	市住2棟 変電所			
5	滝谷(2) I	長田区	滝谷町	3丁目	113	36	28	2.49	46	市住2棟 市道			
6	源平(1) I	長田区	源平町		68	33	13	0.38	9				
7	源平(2) I	長田区	源平町		95	43	9	0.36	12				
8	源平(3) I	長田区	源平町		237	34	22	1.47	33				
9	源平(4) I	長田区	源平町		200	35	28	1.45	4				
10	源平(5) I	長田区	源平町		264	37	28	1.83	4				
11	源平(6) I	長田区	源平町		328	40	28	17.70	4				
12	源平(7) I	長田区	源平町		97	40	27	0.69	3				
13	鶯町(1) I	長田区	鶯町	1丁目	54	64	7	0.16	15		急傾指定 鶯町	S60. 3. 22	概
14	鶯町(2) I	長田区	鶯町	3丁目	70	55	10	0.20	9				
15	鶯町(3) I	長田区	鶯町	4丁目	139	47	13	0.63	14				
16	鶯町(4) I	長田区	鶯町	4丁目	53	40	15	0.28	11				
17	鶯町(5) I	長田区	鶯町	4丁目	44	65	10	0.14	8				
18	桧川(1) I	長田区	桧川町	1丁目	114	34	14	0.71	17	私鉄	急傾指定 桧川	H3. 5. 7	概
19	桧川(2) I	長田区	桧川町	1丁目	96	34	18	0.53	19	私鉄			
20	桧川(3) I	長田区	桧川町	3丁目	62	65	12	0.28	22				
21	桧川(4) I	長田区	桧川町	3丁目	37	53	9	0.12	7				
22	東丸山(1) I	長田区	東丸山町		51	45	23	0.36	5	河川	急傾指定 東丸山(2)	H9. 9. 5	概
23	雲雀ヶ丘(1) I	長田区	雲雀ヶ丘	1丁目	352	43	14	2.14	24				
24	雲雀ヶ丘(2) I	長田区	雲雀ヶ丘	1丁目	202	37	15	1.06	10	河川			

●防災DB 風水害等対策編

〔予防〕 1. 安全都市づくり推進計画

予防資料 1-2-3

箇所番号	区域名称	指定の区域			地形要因			区域面積 (ha)	人家戸数 (戸)	公共施設	他法令	指定年月日	整備状況
		市・区	町	字	延長	傾斜度	高さ						
25	雲雀ヶ丘(3) I	長田区	雲雀ヶ丘	2丁目	219	79	15	0.76	16	河川			
26	雲雀ヶ丘(4) I	長田区	雲雀ヶ丘	3丁目	142	36	15	0.87	24	河川・橋2			
27	雲雀ヶ丘(5) I	長田区	雲雀ヶ丘	3丁目	80	34	24	0.63	30				
28	大日丘(1) I	長田区	大日丘町	3丁目	69	32	13	0.38	5				
29	大日丘(2) I	長田区	大日丘町	3丁目	127	42	10	0.53	11	保育園			
30	大日丘(3) I	長田区	大日丘町	1丁目	133	47	10	0.59	11	河川			
31	大日丘(4) I	長田区	大日丘町	1丁目	59	31	14	0.29	17				
32	大日丘(5) I	長田区	大日丘町	3丁目	63	57	9	0.21	25				
33	萩乃(1) I	長田区	萩乃町	2丁目	241	38	26	2.11	13	河川・橋2			
34	萩乃(2) I	長田区	萩乃町	3丁目	256	32	33	2.59	91				
35	萩乃(3) I	長田区	萩乃町	3丁目	311	38	41	2.49	56				
36	鶯 I	長田区	鶯町	4丁目	89	47	9	0.34	10	県道			
37	大日丘 I	長田区	大日丘町	2丁目	88	36	15	0.47	19				
38	鶯町 II	長田区	鶯町	4丁目	12	39	14	0.06	1	河川			
39	萩乃(1) II	長田区	萩乃町	1丁目	12	46	11	0.05	2				
40	萩乃(2) II	長田区	萩乃町	1丁目	29	30	23	0.28	3				
41	萩乃(3) II	長田区	萩乃町	2丁目	19	37	17	0.11	2	河川			
42	雲雀ヶ丘III	長田区	雲雀ヶ丘	1丁目	180	36	24	1.48	18	老人ホーム 水道施設			
43	長田天神町(7) I	長田区	長田天神町	6丁目	259	36	19	1.57	46	私鉄			
44	東丸山(2) I	長田区	東丸山町		255	43	22	1.84	32	老人ホーム 集会所	急傾指定 東丸山	H2. 3. 30 H3. 2. 26	概
45	明泉寺(1) I	長田区	明泉寺町	3丁目	472	46	34	3.15	115	河川	急傾指定 明泉寺(2)	S48. 12. 18 H12. 8. 29	概
46	明泉寺(2) I	長田区	明泉寺町	3丁目	236	41	28	1.48	38		急傾指定 明泉寺	S44. 12. 12 H9. 2. 14	概
47	丸山(1) I	長田区	丸山町	1丁目	65	60	16	0.59	75		急傾指定 丸山	S60. 2. 3	概
48	丸山(2) I	長田区	丸山町	1丁目	105	49	19	0.58	18				
49	堀切(1) I	長田区	堀切町		56	57	14	0.25	19				
50	堀切(2) I	長田区	堀切町		48	38	26	0.32	14	河川			
51	西丸山(1) I	長田区	西丸山町	3丁目	161	56	13	0.64	29	小学校	急傾指定 西丸山	S45. 12. 18 S55. 3. 28	概
52	西丸山(2) I	長田区	西丸山町	3丁目	156	47	8	0.56	37	小学校	急傾指定 西丸山(2)	S56. 3. 31	概
53	花山(1) I	長田区	花山町	1丁目	190	43	15	0.99	48	集会所	急傾指定 花山(1)	S63. 3. 18 H10. 3. 3	概
54	花山(2) I	長田区	花山町	1丁目	169	47	18	1.05	63		急傾指定 花山(1)	S63. 3. 18 H10. 3. 3	概
55	花山(3) I	長田区	花山町	2丁目	75	38	12	0.36	22				
56	花山(4) I	長田区	花山町	2丁目	26	53	13	0.12	8	河川			
57	鹿松(1) I	長田区	鹿松町	2丁目	34	48	9	0.11	6				
58	鹿松(2) I	長田区	鹿松町	2丁目	238	46	12	1.01	21				
59	鹿松(3) I	長田区	鹿松町	2丁目	135	41	22	1.09	9	市道・河川			
60	鹿松(4) I	長田区	鹿松町	2丁目	56	60	11	0.18	3				
61	高東町(1) I	長田区	高東町	1丁目	315	66	16	1.11	50	河川	急傾指定 高東町	S60. 12. 3	概
62	高東町(2) I	長田区	高東町	1丁目	123	44	16	0.66	42		急傾指定 高東町(2)	S60. 12. 3 S62. 3. 10	概
63	高東町(3) I	長田区	高東町	2丁目	23	34	7	0.06	2				
64	高東町(4) I	長田区	高東町	1丁目	32	69	9	0.09	9		急傾指定 高東町(3)	S62. 3. 10	概
65	高東町(5) I	長田区	高東町	3丁目	44	53	7	0.09	6	河川			
66	高東町(6) I	長田区	高東町	3丁目	75	53	12	0.27	25	河川			
67	高東町(7) I	長田区	高東町	3丁目	53	50	14	0.22	8		急傾指定 高東町(4)	H20. 12. 2	概
68	高東町(8) I	長田区	高東町	3丁目	46	37	23	0.41	9	河川			
69	長者町(1) I	長田区	長者町		91	43	12	0.42	31	河川	急傾指定 長者町(3)	S60. 3. 22	概
70	長者町(2) I	長田区	長者町		40	41	12	0.18	7	河川			
71	長者町(3) I	長田区	長者町		408	44	33	2.00	88	河川	急傾指定 長者町(2)	S57. 1. 5 H6. 1. 4	概

予防資料 1-2-3

箇所 番号	区域名称	指定の区域			地形要因			区域 面積 (ha)	人家 戸数 (戸)	公共施設	他法令	指定 年月日	整備 状況
		市・区	町	字	延長	傾斜 度	高さ						
												H13. 3. 21	
72	長者町(4) I	長田区	長者町		166	50	20	0.72	19		急傾指定 長者町(4)	S60. 12. 3	概
73	長者町(5) I	長田区	長者町		82	50	18	0.49	12		急傾指定 長者町	S56. 3. 31	概
74	滝谷(1) II	長田区	滝谷町	3丁目	31	59	14	0.16	2	私鉄・河川			
75	滝谷(2) II	長田区	滝谷町	2丁目	35	34	25	0.13	4		急傾指定 滝谷町	H12. 12. 15	概
76	東丸山 II	長田区	東丸山町		40	39	39	0.39	3	河川			
77	鹿松(1) II	長田区	鹿松町	2丁目	23	42	12	0.10	3	河川			
78	鹿松(2) II	長田区	鹿松町	3丁目	27	34	9	0.11	2				
79	高東(1) II	長田区	高東町	2丁目	11	43	5	0.02	13				
80	高東(2) II	長田区	高東町	3丁目	32	58	6	0.08	3	河川			
81	長者(1) II	長田区	長者町		20	35	14	0.10	3	河川			
82	長者(2) II	長田区	長者町		10	44	8	0.03	2				
83	重池 I	長田区	重池町	2丁目	236	33	13	1.29	17	市道 障害者施設	急傾指定 湊川町	H10. 10. 27	概
84	長田天神町(1)I	長田区	長田天神町	3丁目	30	44	9	0.10	26				
85	長田天神町(2)I	長田区	長田天神町	4丁目	36	44	30	0.27	19	私鉄			
86	長田天神町(3)I	長田区	長田天神町	2丁目	23	39	5	0.05	2				
87	長田天神町(8)I	長田区	長田天神町	4丁目	72	45	13	0.27	26				
88	長田天神町(9)I	長田区	長田天神町	1丁目	36	44	13	0.18	13		急傾指定 長田天神町 (3)	S63. 3. 18	概
89	長田天神町 (10)I	長田区	長田天神町	5丁目	275	37	25	2.23	85		急傾指定 長田天神町	S54. 3. 9	概
90	長田天神町 (11)I	長田区	長田天神町	5丁目	38	57	10	0.12	7	河川	急傾指定 長田天神町 (2)	S57. 10. 1	概
91	明泉寺(3) I	長田区	明泉寺町	2丁目	19	64	18	0.06	8	河川			
92	明泉寺(4) I	長田区	明泉寺町	2丁目	134	50	19	0.73	16		急傾指定 明泉寺(3)	H13. 3. 21	概
93	名倉町(1) I	長田区	名倉町	5丁目	125	66	13	0.29	60	河川			
94	名倉町(2) I	長田区	名倉町	1丁目	139	43	10	0.58	34		急傾指定 名倉町	S60. 3. 22	概
95	房王寺 I	長田区	房王寺町	4丁目	58	43	11	0.19	15		急傾指定 房王寺	S59. 2. 24	概
96	大丸町 I	長田区	大丸町	3丁目	145	44	13	0.76	26		急傾指定 大丸町	H10. 3. 17	概
97	西山(1) I	長田区	西山町	4丁目	341	32	84	5.64	75				
98	西山(2) I	長田区	西山町	4丁目	58	40	13	0.29	27				
99	西山(3) I	長田区	西山町	4丁目	31	33	7	0.09	2				
100	西山(4) I	長田区	西山町	4丁目	106	42	18	0.59	28				
101	宮丘(1) I	長田区	宮丘町	1丁目	57	42	13	0.26	14				
102	宮丘(2) I	長田区	宮丘町	1丁目	107	42	37	0.67	20				
103	宮丘(3) I	長田区	宮丘町	1丁目	82	46	23	0.60	27				
104	宮丘(4) I	長田区	宮丘町	2丁目	147	46	19	0.94	59				
105	高取山(4) I	長田区	高取山町	1丁目	133	33	21	1.08	19	中学校	急傾指定 高取山(4)	H6. 1. 4	概
106	高取山(5) I	長田区	高取山町	1丁目	191	41	16	1.20	6	中学校	急傾指定 高取山(5)	H10. 3. 17	概
107	房王寺 I	長田区	房王寺町	5丁目	108	44	9	0.43	14	小学校 保育所			
108	西山(1) I	長田区	西山町	4丁目	410	40	17	2.53	76	老人ホーム			
109	西山(2) I	長田区	西山町	4丁目	57	44	14	0.25	26				
110	長田天神町 II	長田区	長田天神町	3丁目	33	54	7	0.11	6		急傾指定 長田天神(4)	H1. 2. 25	概
111	片山町 II	長田区	片山町	5丁目	26	38	6	0.06	1				
112	西山町 II	長田区	西山町	4丁目	40	35	10	0.14	8				
113	長者(3) II	長田区	長者町		24	41	20	0.13	2				
114	池田宮町(1) II	長田区	池田宮町		47	38	14	0.24	2				
115	池田宮町(2) II	長田区	池田宮町		30	40	32	0.26	1				
116	池田宮町(3) II	長田区	池田宮町		29	42	59	0.34	1				

●防災DB 風水害等対策編

〔予防〕 1. 安全都市づくり推進計画

予防資料 1-2-3

箇所 番号	区域名称	指定の区域			地形要因			区域 面積 (ha)	人家 戸数 (戸)	公共施設	他法令	指定 年月日	整備 状況
		市・区	町	字	延長	傾斜 度	高さ						
117	池田宮町(4)Ⅱ	長田区	池田宮町		27	39	53	0.23	1				
118	宮丘町Ⅱ	長田区	宮丘町	1丁目	18	37	5	0.07	2				
119	高取山(1)Ⅱ	長田区	高取山町		16	31	6	0.05	1				
120	高取山(2)Ⅱ	長田区	高取山町		60	49	12	0.28	1				
121	高取山(3)Ⅱ	長田区	高取山町		43	37	36	0.18	1				
122	池田谷町Ⅰ	長田区	上池田	4丁目	70	44	15	0.31	27		急傾指定 池田谷町	S45.12.18	概
123	上池田(1)Ⅰ	長田区	上池田	4丁目	65	52	11	0.28	28		急傾指定 上池田	S49.2.12	概
124	上池田(2)Ⅰ	長田区	上池田	4丁目	75	46	20	0.54	33				
125	上池田(3)Ⅰ	長田区	上池田	2丁目	102	34	10	0.46	5	中学校			
126	池田上町(1)Ⅰ	長田区	池田上町		36	49	6	0.09	2		急傾指定 池田上町(2)	H10.9.29	概
127	池田上町(2)Ⅰ	長田区	池田上町		82	64	9	0.25	0	小学校			
128	池田経町Ⅰ	長田区	池田経町		100	41	16	0.61	3	高校			
129	大谷町(1)Ⅰ	長田区	大谷町	3丁目	66	61	13	0.28	22		急傾指定 大谷町	S57.10.1	概
130	大谷町(2)Ⅰ	長田区	大谷町	2丁目	83	52	12	0.32	0	短大			
131	大谷町(3)Ⅰ	長田区	大谷町	3丁目	31	53	13	0.14	11				
132	大谷町(4)Ⅰ	長田区	大谷町	3丁目	94	47	17	0.60	33				
133	大谷町(5)Ⅰ	長田区	大谷町	3丁目	93	62	9	0.28	17				
134	大谷町(6)Ⅰ	長田区	大谷町	3丁目	28	48	7	0.08	5				
135	高取山(1)Ⅰ	長田区	高取山町	2丁目	296	48	14	1.44	59	河川・高校	急傾指定 高取山(2)	S45.12.18	概
136	高取山(2)Ⅰ	長田区	高取山町	1丁目	101	60	13	0.48	34		急傾指定 高取山(1)	S45.12.19	概
137	高取山(3)Ⅰ	長田区	高取山町	1丁目	126	52	42	0.98	60		急傾指定 高取山(3)	S63.3.18	概
138	高取山(6)Ⅰ	長田区	高取山町		125	36	24	1.19	9	水道施設			
139	高取山(7)Ⅰ	長田区	高取山町	2丁目	126	58	11	0.52	19	河川			
140	高取山(8)Ⅰ	長田区	高取山町	2丁目	180	45	48	2.04	21				
141	長尾(1)Ⅰ	長田区	長尾町	2丁目	59	33	7	0.19	1				
142	長尾(2)Ⅰ	長田区	長尾町	2丁目	74	40	26	0.60	6	阪高施設			
143	五位の池Ⅰ	長田区	五位ノ池町	4丁目	69	48	7	0.22	26		急傾指定 五位の池	S44.12.12 H9.12.9	概
144	西山(3)Ⅰ	長田区	西山町	2丁目	55	44	9	0.21	11	大学院			
145	上池田(1)Ⅰ	長田区	上池田	5丁目	32	38	7	0.09	10				
146	上池田(2)Ⅰ	長田区	上池田	3丁目	42	40	8	0.15	3	中学校			
147	池田寺Ⅰ	長田区	池田寺町		408	46	12	1.72	39	小学校 幼稚園			
148	池田上Ⅰ	長田区	池田上町		32	60	12	0.13	9	高校			
149	大谷Ⅰ	長田区	大谷町	3丁目	42	66	16	0.11	18				
150	長尾Ⅰ	長田区	長尾町	1丁目	48	40	5	0.12	11				
151	五位ノ池Ⅰ	長田区	五位ノ池町	2丁目	120	38	11	0.59	45				
152	平和台Ⅰ	長田区	平和台町	2丁目	21	34	6	0.07	9				
153	蓮宮通Ⅱ	長田区	蓮宮通	6丁目	42	39	8	0.14	4				
154	大谷町Ⅱ	長田区	大谷町	3丁目	102	53	7	0.26	11		急傾指定 長田大谷	H15.8.5	概
155	高取山(4)Ⅱ	長田区	高取山町	1丁目	20	43	12	0.08	4				
156	高取山(5)Ⅱ	長田区	高取山町	1丁目	43	41	7	0.18	9				
157	高取山(6)Ⅱ	長田区	高取山町		41	43	35	0.31	4	河川			
158	高取山(7)Ⅱ	長田区	高取山町		75	40	47	0.82	10	河川			
159	高取山(9)Ⅱ	長田区	高取山町		25	53	7	0.07	0	河川			
160	上池田Ⅱ	長田区	上池田	3丁目	30	44	6	0.07	3				
西区 告示日 平成21年2月24日													
1	朝霧北町(1)Ⅰ	西区	伊川谷町有瀬		39	54	11	0.24	16				
12	朝霧北町(2)Ⅰ	西区	伊川谷町有瀬		84	41	8	0.52	34				

予防資料 1-2-4

急傾斜地崩壊危険箇所一覧表（北区・自然斜面）

箇所番号	危険箇所名	指定地区名	位置		地形要因			人家戸数	公共施設等	他法令	指定年月日	整備状況
			大字	小字	延長	傾斜度	高さ					
1	生野(1)		道場町	生野	32	35	124	0	浄水所1	砂(一)		
2	生野(2)		道場町	生野	131	55	122	4	浄水所1・市道			
3	生野(3)		道場町	生野	132	32	42	0	浄水所1			
4	生野(4)		道場町	生野	29	30	26	6	市道			
5	生野(5)		道場町	生野	39	35	18	5	市道			
6	生野(6)		道場町	生野南山	218	40	22	16	市道			
7	塩田	塩田	道場町	塩田	41	32	22	6	市道		H3.2.26	概
8	南所		道場町	塩田南所	36	40	10	0	公民館1・市道			
9	日下部(1)		道場町	日下部	97	35	20	6	公民館1・国道			
10	日下部(2)		道場町	日下部	57	35	30	13	私鉄・市道			
11	日下部(3)		道場町	日下部	202	35	20	7				
12	二郎		有野町	二郎丸西	121	30	8	40	医療1			
13	有野(1)		有野町	有野	123	60	9	20	児童福祉施設1			
14	有野(2)	有野	有野町	有野	66	35	14	6	市道		H15.12.16	概
15	有野(3)		有野町	有野	74	30	20	6	市道			
16	有野(4)		有野町	有野	140	45	7	37	浄水所1 老人福祉施設1			
17	有野(5)		有野町	有野五社	40	50	12	21				
18	有野(6)		有野町	有野	243	30	40	0	公民館1・私鉄	砂(一)		
19	上久保		有野町	上久保	358	30	6	115	医療1			
20	有野台		有野台	8丁目	35	45	22	8	県道			
21	乙倉谷		有馬町	乙倉谷	306	30	55	5	市道・河川			
22	有馬(1)	有馬	有馬町	有馬	46	50	25	35	医療1・市道		S52.8.5	概
23	有馬(2)		有馬町		85	45	15	0	宿泊所1	砂(一)		
24	有馬(3)	有馬(2)	有馬町	うつぎ谷	236	45	25	34	郵便局1 宿泊所2 私鉄・県道		S63.3.18	概
25	有馬(4)		有馬町		184	40	30	0	宿泊所1	砂(一)		
26	有馬(5)		有馬町		170	40	20	13	学校1・幼稚園1			
27	有馬(6)		有馬町		14	30	10	0	宿泊所1			
28	有馬(7)		有馬町		89	30	12	12				
29	有馬(8)		有馬町		165	30	15	1	宿泊所1			
30	有馬(9)		有馬町		196	45	12	1	公民館1			
31	有馬(10)		有馬町		107	30	16	0	宿泊所1			
32	有馬(11)		有馬町		22	40	170	1	宿泊所1・県道	砂(全)保(一)		
33	有馬(12)		有馬町		120	40	170	0	宿泊所1	砂(全)保(一)		
34	中ノ畑		有馬町	中ノ畑	104	45	40	0	宿泊所2・河川	砂(一)		
35	道場山(1)		有馬町	道場山	358	30	30	1	宿泊所1 私鉄・県道			
36	道場山(2)		有馬町	道場山	45	45	50	1	宿泊所1・県道	砂(一)保(一)		
37	落葉山		有馬町	落葉山	155	40	45	0	宿泊所1・市道	砂(一)保(一)		
38	射馬		有馬町	射場	49	30	70	1	宿泊所2・市道	砂(一)保(一)		
39	愛宕山	有馬愛宕山	有馬町	愛宕山	279	30	50	6	宿泊所3・県道	地(一)	H10.9.29	概
40	大屋敷(1)		有馬町	大屋敷	427	55	140	0	宿泊所1・河川	砂(全)保(一)		

急傾斜地崩壊危険箇所一覧表（北区・自然斜面）

箇所番号	危険箇所名	指定地区名	位置		地形要因			人家戸数	公共施設等	他法令	指定年月日	整備状況
			大字	小字	延長	傾斜度	高さ					
41	大屋敷(2)		有馬町	大屋敷	144	60	125	1	宿泊所2・河川	砂(全)保(一)		
42	唐櫃(1)		有野町	唐櫃	42	43	18	0	浄水所1	砂(全)保(全)		
43	唐櫃(2)		有野町	唐櫃	44	40	40	39		砂(全)		
44	唐櫃(3)		有野町	唐櫃	42	45	25	10	市道	砂(全)		
45	唐櫃(4)		有野町	唐櫃	99	30	15	6		砂(一)		
46	唐櫃(5)		有野町	唐櫃	34	30	65	9				
47	東垣	東垣	有野町	唐櫃東垣	210	40	20	7	市道		S60.3.22	概
48	奥西谷		有野町	唐櫃奥西谷	115	30	45	26	市道	砂(一)		
49	鎌ヶ谷(1)		有野町	唐櫃鎌ヶ谷	65	40	70	39	市道・河川	砂(一)		
50	鎌ヶ谷(2)		有野町	唐櫃鎌ヶ谷	96	35	65	12	市道・河川	砂(一)		
51	鎌ヶ谷(3)		有野町	唐櫃鎌ヶ谷	83	39	54	38	市道・河川	砂(一)		
52	唐櫃台		唐櫃台	3丁目	111	35	25	6	私鉄			
53	鹿の子台		鹿の子台北町	5丁目	55	30	14	16	市道			
54	上小名田	上小名田	八多町	上小名田	489	45	30	7	市道		H18.8.25	継
55	吉尾		八多町	吉尾	67	35	16	5	市道・河川			
56	藤原台南		藤原台南町	5丁目	151	35	14	12	河川			
57	東大池		東大池	2丁目	92	45	8	10				
58	西大池		西大池	1丁目	40	45	8	5				
59	大池		山田町上谷上	大池	24	43	9	5	市道			
60	上谷上		山田町上谷上		58	39	7	8				
61	幸陽町(1)		幸陽町	1丁目	105	36	11	160		砂(全)		
62	幸陽町(2)		幸陽町	2丁目	40	35	14	1	公民館1	砂(全)		
63	幸陽町(3)		幸陽町	2丁目	80	36	22	6		砂(全)		
64	花山団地(1)		花山台		50	39	42	10	公民館1・市道			
65	花山団地(2)		花山台		106	36	72	22	市道			
66	花山団地(3)		花山台		176	38	78	35	市道			
67	花山東		花山東町		180	43	22	80		砂(全)		
68	上津(1)		長尾町	上津	65	35	18	17	幼稚園1			
69	上津(2)		長尾町	上津	157	30	26	5	公民館1・市道			
70	上津(3)		長尾町	上津	37	35	6	0	公民館1			
71	市原		大沢町	市原	127	35	30	3	消防署1・市道			
72	日西原(1)		大沢町	日西原	137	50	32	5	市道	地(一)		
73	日西原(2)		大沢町	日西原	116	40	14	2	公民館1・市道			
74	上大沢(1)		大沢町	上大沢	270	30	20	0	公民館1			
75	上大沢(2)		大沢町	上大沢	115	35	20	3	公民館1・県道			
76	神付		大沢町	神付	130	35	26	1	消防署1・県道			
77	西畑(1)		八多町	西畑	20	40	12	0	公民館1			
78	西畑(2)		八多町	西畑	183	35	30	6				
79	屏風		八多町	屏風	38	50	22	0	公民館1			
80	東畑(1)		淡河町	東畑	46	36	18	0	公民館1・市道			
81	東畑(2)		淡河町	東畑	127	30	12	27	身体障害者施設1	保(一)		
82	行原		淡河町	行原	109	45	13	2	消防署1・公民館1・市道			
83	北僧尾		淡河町	北僧尾	89	40	8	1	公民館1	砂(一)		

予防資料 1-2-4

急傾斜地崩壊危険箇所一覧表（北区・自然斜面）

箇所番号	危険箇所名	指定地区名	位置		地形要因			人家戸数	公共施設等	他法令	指定年月日	整備状況
			大字	小字	延長	傾斜度	高さ					
84	南僧尾(1)		淡河町	南僧尾	50	35	8	0	公民館1			
85	南僧尾(2)		淡河町	南僧尾	65	35	14	0	浄水所1	砂(全)地(一)		
86	萩原(1)		淡河町	萩原	40	60	8	0	公民館1			
87	萩原(2)	萩原	淡河町	萩原	237	40	12	5			S57.1.5 H2.3.30	概
88	淡河(1)		淡河町	淡河	129	55	8	9				
89	淡河(2)	淡河	淡河町	淡河	103	34	20	2	公民館1・市道		S59.2.24	概
90	小畑(1)		山田町下谷上	小畑	133	36	130	165	児童福祉施設1 市道			
91	小畑(2)		山田町下谷上	小畑	148	32	125	63	市道	砂(一)		
92	宮ノ前		山田町下谷上	宮ノ前	42	35	60	3	学校1・その他1	砂(一)		
93	砂川		山田町下谷上	砂川	64	35	28	8	市道	砂(一)		
94	六地藏		山田町下谷上	六地藏	58	45	7	7				
95	箕谷		山田町下谷上	箕谷	171	40	5	17	精神障害者施設1	砂(全)		
96	下谷上(1)		山田町下谷上		198	60	72	40		砂(一)		
97	下谷上(2)	下谷上	山田町下谷上		282	45	83	45	市道		H1.4.14	概
98	下谷上(3)	下谷上(2)	山田町下谷上	二ツ樋	143	30	50	20	県道	砂(一)	H2.3.30	概
99	下谷上(4)		山田町下谷上		111	65	25	9	河川	砂(全)		
100	下谷上(5)		山田町下谷上		281	37	34	20	医療1・国道	砂(一)		
101	下谷上(6)		山田町下谷上		280	55	78	50	市道・河川	砂(全)		
102	下谷上(7)		山田町下谷上		38	38	40	0	浄水所1	砂(全)		
103	下谷上(8)		山田町下谷上		144	35	38	0	市施設1	砂(全)		
104	下谷上(9)		山田町下谷上		129	30	20	32	老人福祉館1	砂(全)		
105	下谷上(10)		山田町下谷上		74	30	12	0	学校1	砂(全)		
106	中一里山		山田町下谷上	中一里山	56	32	20	0		砂(全)		
107	筑紫ヶ丘		筑紫ヶ丘	5丁目	261	50	20	28	市道	砂(一)		
108	青葉台(1)		青葉台		115	40	15	15	市道	砂(全)		
109	青葉台(2)		青葉台		108	55	10	10		砂(全)		
110	若葉台(1)		若葉台	1丁目	179	41	20	5	郵便局1・ 公民館1・私鉄			
111	若葉台(2)		若葉台	4丁目	198	45	20	11				
112	松ヶ枝		松ヶ枝町	3丁目	63	40	35	11	国道	砂(一)		
113	緑町(1)		緑町	3丁目	198	39	20	18	市道			
114	緑町(2)		緑町	3丁目	64	45	12	8	市道			
115	緑町(3)		緑町	3丁目	33	40	10	6	市道			
116	緑町(4)		緑町	7丁目	105	35	18	21	市道			
117	緑町(5)		緑町	5丁目	191	37	12	4	公民館1			
118	惣山		惣山町	1丁目	112	32	20	5				
119	妙賀山		山田町小部	妙賀山	79	30	12	0	学校1	砂(全)		
120	太平		山田町小部	大平	96	35	33	9	市道	砂(一)		
121	オモン谷		山田町小部	オモン谷	78	55	11	7	市道			
122	向イ谷		山田町小部	向イ谷	141	45	15	23				
123	小部		山田町小部		108	53	20	6				
124	大歳馬場		山田町小部	大歳馬場	91	45	12	5	私鉄			

急傾斜地崩壊危険箇所一覧表（北区・自然斜面）

箇所番号	危険箇所名	指定地区名	位置		地形要因			人家戸数	公共施設等	他法令	指定年月日	整備状況
			大字	小字	延長	傾斜度	高さ					
125	西岡谷		山田町小部	西岡谷	61	41	20	8	県道・河川・橋			
126	北ノ谷(1)		山田町小部	北ノ谷	38	38	20	8	市道			
127	北ノ谷(2)	北ノ谷	山田町小部	北ノ谷	39	50	22	6	県道		S63.3.18	概
128	中里(1)		中里町	1丁目	17	40	50	8		砂(全)		
129	中里(2)		中里町	1丁目	39	35	50	17		砂(全)		
130	中里(3)		中里町	1丁目	41	40	70	10		砂(全)		
131	中里(4)		中里町	2丁目	141	30	20	21		砂(全)		
132	原野		山田町原野		50	35	7	158	国道・河川			
133	中	中	山田町中		78	50	7	5			H3.8.30	概
134	城山	東下	山田町東下	城山	311	30	45	32	市道		H10.9.29	概
135	東所		山田町東下	東所	123	38	10	4	警察1			
136	坂本		山田町坂本		207	30	20	5	市道	砂(全)地(全)		
137	大原(1)		大原	2丁目	26	40	22	26				
138	大原(2)		大原	1丁目	169	38	24	10	市道			
139	大原(3)		大原	1丁目	131	40	42	99				
140	小河(1)		山田町小河		163	30	20	5	消防署1・河川			
141	小河(2)	小河	山田町小河		75	30	35	6	市道		H10.4.7	概
142	泉台(1)		泉台	1丁目	28	45	10	12		砂(全)		
143	泉台(2)		泉台	4丁目	26	30	70	16	市道			
144	泉台(3)		泉台	5丁目	38	30	40	5				
145	泉台(4)		泉台	6丁目	110	30	22	16				
146	泉台(5)		泉台	7丁目	147	40	50	6	市道			
147	泉台(6)		泉台	7丁目	179	30	50	15	市道			
148	泉台(7)		泉台	7丁目	31	32	50	9				
149	北五葉(1)		北五葉	6丁目	207	45	18	13	市道			
150	北五葉(2)		北五葉	5丁目	61	33	11	18	市道			
151	北五葉(3)	北五葉(1)	北五葉	5丁目	150	30	15	33	市道		H14.12.13	概
152	北五葉(4)		北五葉	4丁目	79	30	30	5				
153	北五葉(5)		北五葉	2丁目	65	30	5	10				
154	北五葉(6)		北五葉	2丁目	59	30	5	0	学校1			
155	藍那(1)	藍那(2)	山田町藍那		248	30	22	15	市道		S60.12.3	概
156	藍那(2)	藍那(1)	山田町藍那	西ノ町	195	33	40	8	駅1・私鉄・県道		S60.3.22 H9.9.5	概
157	藍那(3)	藍那(3)	山田町藍那	北ノ町	483	32	10	8	市道		H2.3.30	概
158	藍那(4)	藍那(4)	山田町藍那		237	30	15	11	市道		H3.2.26	概
159	北ノ町		山田町藍那	北ノ町	107	30	20	4	公民館1・県道			
160	下ノ町(1)		山田町藍那	下ノ町	51	35	8	5				
161	下ノ町(2)	下ノ町	山田町藍那	下ノ町	172	30	23	8	市道		H.20.1.29	継
162	蛇谷		山田町藍那	蛇谷	87	30	40	0	学校1			
163	鈴蘭台北(1)		鈴蘭台北町	7丁目	23	70	5	7	市道			
164	鈴蘭台北(2)		鈴蘭台北町	4丁目	96	70	6	7				
165	鈴蘭台北(3)		鈴蘭台北町	4丁目	138	35	12	18	市道			
166	鈴蘭台北(4)		鈴蘭台北町	1丁目	44	65	22	22	市道			
167	鈴蘭台北(5)		鈴蘭台北町	1丁目	131	50	21	18	駅1・私鉄			

予防資料 1-2-4

急傾斜地崩壊危険箇所一覧表（北区・自然斜面）

箇所番号	危険箇所名	指定地区名	位置		地形要因			人家戸数	公共施設等	他法令	指定年月日	整備状況
			大字	小字	延長	傾斜度	高さ					
168	鈴蘭台(1)	鈴蘭台(2)	鈴蘭台北町	1丁目	129	45	14	7			S60.12.3	未
169	鈴蘭台(2)	鈴蘭台(3)	鈴蘭台北町	1丁目	129	60	11	12			S60.12.3	概
170	鈴蘭台(3)	鈴蘭台(4)	鈴蘭台北町	1丁目	168	45	22	15			S60.12.3	概
171	鈴蘭台(4)	鈴蘭台	鈴蘭台東町	4丁目	50	40	10	65	市道		S44.12.12	概
172	鈴蘭台西町(1)		鈴蘭台西町	6丁目	134	30	12	9	市道			
173	鈴蘭台西町(2)	鈴蘭台西町(3)	鈴蘭台西町	5丁目	19	65	18	11	市道		H2.3.30	概
174	鈴蘭台西町(3)	鈴蘭台西町(2)	鈴蘭台西町	4丁目	88	50	12	11			S59.2.24	概
175	鈴蘭台西町(4)	鈴蘭台西町(4)	鈴蘭台西町	4丁目	160	70	7	17			H7.3.14	概
176	鈴蘭台西町(5)	鈴蘭台西町(5)	鈴蘭台西町	4丁目	129	70	14	9			H7.3.14	概
177	鈴蘭台西町(6)	鈴蘭台西町	鈴蘭台西町	1丁目	69	35	8	17			S52.8.5	
178	鈴蘭台西町(7)		鈴蘭台西町	1丁目	42	50	10	6				
179	鈴蘭台東町	鈴蘭台東町	鈴蘭台東町	5丁目	127	60	11	15			S60.12.3	
180	鈴蘭台東(1)		鈴蘭台東町	9丁目	35	60	11	0	公民館1			
181	鈴蘭台東(2)		鈴蘭台東町	9丁目	127	45	30	89				
182	鈴蘭台東(3)		鈴蘭台東町	7丁目	70	50	9	12				
183	鈴蘭台東(4)		鈴蘭台東町	5丁目	40	65	6	11	市道			
184	鈴蘭台東(5)		鈴蘭台東町	5丁目	361	40	7	6				
185	鈴蘭台東(6)		鈴蘭台東町	5丁目	97	50	5	7				
186	鈴蘭台東(7)		鈴蘭台東町	3丁目	16	40	6	5				
187	鈴蘭台東(8)		鈴蘭台東町	3丁目	187	50	12	30	市道			
188	鈴蘭台東(9)		鈴蘭台東町	3丁目	32	35	7	5				
189	鈴蘭台東(10)		鈴蘭台東町	2丁目	158	35	10	25	老人福祉施設1 県道			
190	鈴蘭台東(11)		鈴蘭台東町	1丁目	194	45	10	29	老人福祉施設1 市道			
191	鈴蘭台南(1)		鈴蘭台南町	1丁目	60	65	6	9	市道			
192	鈴蘭台南(2)		鈴蘭台南町	1丁目	37	30	7	38	幼稚園1・市道			
193	鈴蘭台南(3)		鈴蘭台南町	7丁目	128	45	8	7	私鉄・市道			
194	鈴蘭台南(4)		鈴蘭台南町	8丁目	63	40	48	11	県道・河川			
195	鈴蘭台南(5)		鈴蘭台南町	9丁目	67	50	27	5		砂(一)		
196	君影(1)		君影町	6丁目	52	45	24	7	公民館1	砂(全)		
197	君影(2)		君影町	6丁目	120	35	20	29	市道	砂(一)		
198	君影(3)		君影町	3丁目	91	30	10	7		砂(全)		
199	君影(4)		君影町	1丁目	61	30	15	20		砂(全)		
200	君影(5)		君影町	2丁目	60	30	20	10		砂(全)		
201	南五葉(1)		南五葉	3丁目	54	30	6	6				
202	南五葉(2)		南五葉	2丁目	39	30	20	7	市道			
203	ひよどり北		ひよどり北町	3丁目	22	30	30	20	老人福祉施設1	砂(全)		
204	ひよどり台		ひよどり台	3丁目	22	30	20	16	老人福祉施設1	砂(一)		
205		中大沢	大沢町中大沢	小切町下 小切町北 向井新田	40	35	22	1	病院		H18.9.1	概

急傾斜地崩壊危険箇所一覧表（須磨区・自然斜面）

箇所番号	危険箇所名	指定地区名	位置		地形要因			人家戸数	公共施設等	他法令	指定年月日	整備状況
			大字	小字	延長	傾斜度	高さ					
1	アチラムキ(1)		妙法寺	アチラムキ	154	45	25	30	市道・橋			
2	アチラムキ(2)		妙法寺	アチラムキ	247	32	16	17	市道	保(全)		
3	上ノ界		妙法寺	上ノ界	78	36	28	5	市道			
4	岩山		妙法寺	岩山	171	30	40	7	市道	砂(一)		
5	二重苧		妙法寺	甘苧	104	41	18	8	市道	砂(一)		
6	女夫岩(1)		妙法寺	女夫岩	100	43	18	6	市道	砂(一)・地(一)		
7	女夫岩(2)		妙法寺	女夫岩	45	30	8	6	市道	砂(全)・地(一) 保(一)		
8	禿山	妙法寺	妙法寺	禿山	89	35	90	45	市道	砂(一)・保(一)	S44.12.12	概
9	野路山		妙法寺	野路山	133	40	90	18	身体障害者施設1・市道			
10	横川	牛ノ子	妙法寺	横川	139	39	13	19	市道		H13.3.21 H15.2.25	概
11	アチロ(1)	アチロ	妙法寺	アチロ	514	59	64	42	市道・河川	保(一)	S54.3.9	概
12	アチロ(2)		妙法寺	アチロ	81	39	22	9	市道	砂(全)		
13	アチロ(3)		妙法寺	アチロ	34	30	24	10	市道	砂(全)		
14	アチロ(4)		妙法寺	アチロ	84	45	5	11	市道	砂(全)		
15	口ノ河		妙法寺	口ノ川	55	65	6	9		砂(一)		
16	三ツ滝		妙法寺	三ツ滝	20	37	28	12	市道	保(一)		
17	檜原(1)		妙法寺	檜原	82	35	40	35	浄水所1・市道	砂(一)		
18	檜原(2)		妙法寺	檜原	40	48	6	7	河川			
19	大門		妙法寺	大門	116	45	10	16	市道	砂(一)・保(一)		
20	岡		妙法寺	岡	140	45	60	25	市道	砂(一)・保(一)		
21	宮ノ下	宮ノ下	妙法寺	宮ノ下	144	35	18	14	市道・河川	保(一)	S57.10.1	未
22	堂ヶ谷		妙法寺	津江田	508	35	35	80	市道・河川	砂(一)・保(一)		
23	桜界地山		妙法寺	桜ノ界地山	91	40	22	5	学校1・市道			
24	堂ノ下	堂ノ下	妙法寺	堂ノ下	400	40	40	92	郵便局1・公民館1・市道・河川	砂(一)	S45.12.18 S60.12.3	概
25	界地		妙法寺	界地	276	39	60	45	学校1・市道・河川	砂(一)		
26	円満林(1)	円満林	妙法寺	円満林	236	50	44	52	市道	砂(一)	S62.3.10	概
27	円満林(2)		妙法寺	円満林	156	33	48	75	市道			
28	円満林(3)		妙法寺	円満林	99	50	58	23	市道・河川	砂(一)保(一)		
29	円満林(4)		妙法寺	円満林	81	43	60	7	公民館1・市道	砂(一)		
30	妙法寺(1)	妙法寺(3)	妙法寺	杉原山	138	45	34	14	市道・河川		S62.3.10 H10.10.27	概
31	妙法寺(2)	妙法寺(2)	緑ヶ丘	1丁目	144	30	11	8			S61.2.28	概
32	妙法寺(3)		妙法寺		26	33	20	0	学校1			
33	中田(1)		妙法寺	中田	194	60	12	23	市道	地(一)		概
34	中田(2)		妙法寺	中田	109	32	13	17	市道	地(一)		
35	毘沙門山(1)		妙法寺	毘沙門山	157	42	8	5	河川			
36	毘沙門山(2)		妙法寺	毘沙門山	38	38	38	19	公民館1・市道	砂(一)		
37	乗越		妙法寺	乗越	87	50	14	7	市道			
38	筆前		妙法寺	筆前	151	60	8	21	市道	砂(一)		
39	谷野(1)	谷野	妙法寺	毘沙門山	145	45	12	15	公民館2		S62.3.10	概

予防資料 1-2-4

急傾斜地崩壊危険箇所一覧表（須磨区・自然斜面）

箇所番号	危険箇所名	指定地区名	位置		地形要因			人家戸数	公共施設等	他法令	指定年月日	整備状況
			大字	小字	延長	傾斜度	高さ					
40	谷野(2)	谷野(2)	妙法寺	谷野	420	45	26	77	市道・河川	砂(一)	H9.2.14	概
41	辻		妙法寺	辻	84	32	20	67	医療1・老人福祉施設1・市道			
42	禅昌寺(1)	禅昌寺	禅昌寺町	1丁目	142	45	32	35	市道	砂(一)・保(一)	S61.10.7 H13.3.21	概
43	禅昌寺(2)	禅昌寺	禅昌寺町	1丁目	68	45	30	35	市道	砂(一)・保(一)	H13.3.21	概
44	禅昌寺(3)		禅昌寺町	1丁目	364	45	24	82	市道・河川	砂(一)		
45	禅昌寺(4)		禅昌寺町	2丁目	88	33	22	10		砂(一)・保(全)		
46	禅昌寺(5)		禅昌寺町	1丁目	248	53	16	72	市道	砂(全)・保(一)		
47	禅昌寺(6)		禅昌寺町	2丁目	120	31	32	100	幼稚園1	砂(一)・保(一)		
48	禅昌寺(7)		禅昌寺町	2丁目	139	37	12	17	市道			
49	禅昌寺(8)		禅昌寺町	1丁目	92	40	8	23		砂(一)		
50	禅昌寺(9)		禅昌寺町	1丁目	110	45	12	14	公民館1・市道	砂(全)		
51	永楽(1)		永楽町	3丁目	107	36	16	12	市道			
52	永楽(2)	永楽町	永楽町	3丁目	216	35	16	78	老人福祉施設1 市道		H12.12.15	
53	明神町(1)	明神町	明神町	3丁目	152	37	26	64	学校1・市道		S45.12.18	概
54	明神町(2)	明神町(2)	明神町	5丁目	132	40	20	30	市道		S59.2.24	概
55	明神町(3)		明神町	5丁目	60	33	24	23	市道	保(一)		
56	明神町(4)		明神町	4丁目	400	40	50	114	県道・市道・河川	保(一)		
57	明神町(5)		明神町	2丁目	294	33	40	78	県道・市道	保(一)		
58	板宿(1)	板宿	板宿町	3丁目	295	40	26	106	浄水所1・市道	保(一)	S50.8.5	概
59	板宿(2)		板宿町	3丁目	149	30	10	30	市道・河川			
60	板宿(3)		板宿町	3丁目	38	38	22	0	浄水所1			
61	大手町(1)	大手町	大手町	7丁目	93	35	16	31	市道	保(一)	S47.7.21	概
62	大手町(2)	大手町(2)	大手町	8丁目	109	35	42	33	市道	保(一)	S48.12.18	概
63	大手町(3)	大手町(3)	大手	稲荷尾	57	47	16	60	医療1	保(全)	S57.10.1 H10.10.27	概
64	大手町(4)		大手町	7丁目	131	34	8	14	市道	保(全)		
65	大手町(5)		大手町	9丁目	108	41	50	6		保(全)		
66	稲荷尾		大手	稲荷尾	88	40	32	75	医療1	保(全)		
67	上細沢(1)	上細沢	上細沢町		615	36	30	49	学校1・市道	保(一)	S44.12.12	概
68	上細沢(2)	上細沢(2)	上細沢町		102	55	15	39		保(一)	S56.3.31	概
69	上細沢(3)		上細沢町		91	36	45	68	医療1・市道	保(一)		
70	上細沢(4)		上細沢町		66	40	18	13		保(一)		
71	上細沢(5)		上細沢町		119	40	36	27	市道	保(一)		
72	高尾台(1)	高尾台	東須磨	火の谷	308	50	17	118	医療1	保(一)	S57.1.5 S58.3.29 H13.3.21	概
73	高尾台(2)		高尾台	3丁目	120	34	12	5	市道	砂(全)		
74	高尾台(3)		高尾台	1丁目	134	34	16	13	市道	保(一)		
75	高尾台(4)		高尾台	1丁目	287	32	18	20	市道			
76	高尾台(5)		高尾台	1丁目	217	39	40	40	市道			
77	高尾台(6)		高尾台	3丁目	304	43	52	55	市道	砂(一)		
78	奥山畑		高尾台	1丁目	155	35	24	9				

急傾斜地崩壊危険箇所一覧表（須磨区・自然斜面）

箇所番号	危険箇所名	指定地区名	位置		地形要因			人家戸数	公共施設等	他法令	指定年月日	整備状況
			大字	小字	延長	傾斜度	高さ					
79	水野	水野	水野町		181	45	15	29	公民館1	砂(一)	S44.12.12 S60.3.22	概
80	火ノ谷	高尾台	東須磨	火の谷	308	33	32	16	市道		S57.1.5 S58.3.29 H13.3.21	
81	杓子山		東須磨	杓子山	66	41	22	0	学校1	砂(一)		
82	青山		東須磨	青山	60	35	50	0	学校1・河川	保(一)		
83	月見山		東須磨	月見山	73	30	24	0	その他1・ 県道・河川			
84	若草町(1)		若草町	3丁目	88	31	28	42	市道			
85	若草町(2)		若草町	3丁目	248	41	26	2	公民館1			
86	口中ノ尾		車	口中ノ尾	72	55	20	7	市道			
87	奥道谷		車	奥道谷	77	39	16	13	市道			
88	口道谷		車	口道谷	114	50	14	8	市道			
89	清ノ下(1)		車	清ノ下	31	33	42	5	浄水所1・市道			
90	清ノ下(2)		車	清ノ下	223	45	22	19	市道・橋	砂(一)		
91	西脇	西脇	車	西脇	102	47	16	12	浄水所1・市道	砂(一)	H10.9.22	概
92	松ヶ原		車	松ヶ原	67	41	36	7	浄水所1	砂(全)		
93	清水台		清水台		145	30	22	5	市道・橋2	砂(一)・地(全)		
94	緑ヶ丘(1)	緑ヶ丘	緑ヶ丘	1丁目	103	40	15	15	市道・河川	砂(一)	S60.12.3	概
95	緑ヶ丘(2)		緑ヶ丘	1丁目	23	32	12	4	その他1	地(一)		
96	横尾(1)		横尾	2丁目	105	36	7	6	市道	砂(全)		
97	横尾(2)		横尾	2丁目	75	36	35	14	市道	砂(全)		
98	横尾(3)		横尾	2丁目	30	48	14	0	学校1	砂(全)		
99	横尾(4)		横尾	1丁目	194	38	40	13	公民館1・市道	砂(全)		
100	横尾(5)		横尾	4丁目	47	39	26	0	浄水所1・市道	砂(全)		
101	横尾(6)		横尾	9丁目	127	30	80	30	学校1・公民館1 市道	砂(全)		
102	横尾(7)		横尾	9丁目	109	30	40	0	学校1・市道	砂(全)		
103	離宮西(1)		離宮西町	2丁目	227	38	18	0	学校1	保(一)		
104	離宮西(2)		離宮西町	2丁目	147	30	48	11		保(一)		
105	須磨寺		須磨寺町	3丁目	125	42	18	19	宿泊所1・県道	保(一)		
106	高倉台(1)		高倉台	1丁目	110	34	68	23	県道			
107	高倉台(2)		高倉台	8丁目	69	32	70	85	県道・市道	砂(一)		
108	高倉町		高倉町	1丁目	100	36	12	30	県道			
109	潮見台(1)		潮見台町	1丁目	126	41	8	7	私鉄			
110	潮見台(2)	潮見台	潮見台町	5丁目	457	50	22	26	公民館1・私鉄 国道・市道・ 河川	砂(一)	H3.2.26 H9.12.9	概
111	潮見台(3)		潮見台町	5丁目	256	31	12	8	市道・河川	砂(一)		
112	潮見台(4)		潮見台町	2丁目	33	39	25	22	公民館1 私鉄・市道・ 河川	砂(一)	H9.3.25	概

予防資料 1-2-4

急傾斜地崩壊危険箇所一覧表（須磨区・自然斜面）

箇所番号	危険箇所名	指定地区名	位置		地形要因			人家戸数	公共施設等	他法令	指定年月日	整備状況
			大字	小字	延長	傾斜度	高さ					
113	一の谷(1)	一の谷	一の谷町	2丁目	108	50	10	23	宿泊所1私鉄	砂(一)	S55.3.28 H3.2.26 H9.3.25 H10.3.3	概
114	一の谷(2)	一の谷(2)	一の谷町	2丁目	223	50	26	29	河川	砂(一)	H1.2.25 H9.3.25	概
115	一の谷(3)	一の谷(3)	一の谷町	2丁目	234	40	24	29	河川	砂(一)	S63.3.18 H2.3.30	概
116	一の谷(4)		一の谷町	1丁目	156	38	32	13		保(一)		
117	一の谷(5)		一の谷町	1丁目	115	42	12	7	河川	砂(全)保(一)		
118	一の谷(6)		一の谷町	1丁目	165	56	50	9	河川	砂(一)保(一)		
119	一の谷(7)		一の谷町	1丁目	61	38	14	10	市道・河川	砂(一)		
120	一の谷(8)		一の谷町	3丁目	177	37	42	11	市道	砂(全)		
121	一の谷(9)		一の谷町	3丁目	126	30	6	45	医療1・市道			
122	一の谷(10)		一の谷町	4丁目	85	50	5	17	市道			
123	一の谷(11)	一の谷(4)	一の谷町	4丁目	403	35	40	10	宿泊所1	砂(一)	H14.6.11	概
124	一の谷(12)		一の谷町	5丁目	134	35	16	6	駅1・私鉄			
125	二の谷(1)	二の谷	一の谷町	3丁目	47	48	18	61	市道	砂(一)	S44.12.12	概
126	二の谷(2)	二の谷(2)	一の谷町	3丁目	73	45	35	52	私鉄・市道	砂(一)	S60.12.3 H11.12.28 H21.4.3	継
127	鉄拐山(1)		西須磨	鉄拐山	43	50	14	0	宿泊所1			
128	鉄拐山(2)		西須磨	鉄拐山	193	32	34	0	宿泊所1			
129	鉄拐山(3)		西須磨	鉄拐山	87	41	89	0	駅1	砂(一)		
130	西須磨		西須磨		62	35	86	0	駅1			
131	白川台(1)		白川台	4丁目	154	52	23	51	医療1 公民館1・県道			
132	白川台(2)		白川台	4丁目	148	37	12	63	市道	砂(一)		
133	白川台(3)		白川台	7丁目	30	39	18	7	市道			
134	白川台(4)		白川台	7丁目	76	45	15	20	市道			
135	白川台(5)		白川台	5丁目	156	31	12	23	市道			
136	白川台(6)		白川台	5丁目	35	56	15	10				
137	白川台(7)		白川台	5丁目	145	47	11	3	学校1・その他1 市道			
138	白川	白川	白川	堂ノ西	169	35	42	18	市道		H3.5.7	概
139	樋詰(1)		白川	樋詰	24	32	25	9	市道			
140	樋詰(2)		白川	樋詰	40	48	11	9	河川			
141	平丁		白川	平丁	50	46	32	1	公民館1・市道			
142	池尻		白川	池尻	52	62	5	34				
143	北落合(1)		北落合	6丁目	34	30	17	12	市道			
144	北落合(2)		北落合	5丁目	274	35	14	36	市道			
145	北落合(3)		北落合	4丁目	42	30	18	24	市道	砂(一)		
146	北落合(4)		北落合	2丁目	114	43	16	0	学校1・市道	砂(全)		
147	北落合(5)		北落合	3丁目	145	38	24	25	市道	砂(全)		
148	北落合(6)		北落合	3丁目	92	35	24	24	市道	砂(全)		

急傾斜地崩壊危険箇所一覧表（須磨区・自然斜面）

箇所番号	危険箇所名	指定地区名	位置		地形要因			人家戸数	公共施設等	他法令	指定年月日	整備状況
			大字	小字	延長	傾斜度	高さ					
149	多井畑東町(1)		多井畑東町		22	51	12	12	学校1			
150	多井畑東町(2)		多井畑東町		157	33	16	14	市道			
151	山神		多井畑	山神	53	48	28	16	公民館1 浄水所1 老人福祉施設1 市道			
152	木戸ヶ谷	木戸ヶ谷	多井畑	木戸ヶ谷	93	30	12	6	市道		H13.11.20	概
153	多井畑南(1)		多井畑南町		252	50	12	12	市道	砂(一)		
154	多井畑南(2)		多井畑南町		55	30	18	17	市道			
155	友が丘(1)		友が丘	9丁目	133	30	16	8	浄水所1			
156	友が丘(2)		友が丘	9丁目	322	32	27	14				
157	友が丘(3)		友が丘	8丁目	53	43	15	10	市道			
158	友が丘(4)		友が丘	8丁目	36	36	26	11	市道			
159	友が丘(5)		友が丘	9丁目	61	35	32	0	学校1			
160	友が丘(6)		友が丘	9丁目	41	40	26	6				
161	友が丘(7)		友が丘	3丁目	175	37	18	16	老人福祉施設1			
162	友が丘(8)		友が丘	3丁目	119	32	22	14				
163	西落合		西落合	2丁目	274	39	17	0	浄水所1			
164	菅の台(1)		菅の台	6丁目	125	35	16	0	公民館1市道			
165	菅の台(2)		菅の台	6丁目	50	31	14	12	市道			
166	菅の台(3)		菅の台	5丁目	252	32	18	40	市道			
167	菅の台(4)		菅の台	1丁目	61	53	16	0	浄水所1			
168	菅の台(5)		菅の台	1丁目	139	48	30	11	市道			
169	菅の台(6)		菅の台	4丁目	123	30	14	12	市道			
170	神の谷(1)		神の谷	7丁目	370	30	18	32	公民館1市道			
171	神の谷(2)		神の谷	6丁目	103	30	28	24	公民館1市道			
172		菅の池	妙法寺	菅の池・ 竹向イ	15	36	11	6			H17.9.16	概

予防資料 1-2-4

急傾斜地崩壊危険箇所一覧表（垂水区・自然斜面）

箇所番号	危険箇所名	指定地区名	位置		地形要因			人家戸数	公共施設等	他法令	指定年月日	整備状況
			大字	小字	延長	傾斜度	高さ					
1	賀市	賀市	名谷町		72	36	18	10	公民館1		S61.10.7	概
2	名谷町(1)		名谷町		20	45	16	0	浄水所1			
3	名谷町(2)		名谷町		63	30	10	3	浄水所1			
4	名谷町(3)		名谷町		20	34	12	0	発電変電所1 市道			
5	名谷町(4)		名谷町		82	33	26	0	学校1			
6	向井畑		名谷町	向井畑	95	33	50	10	市道			
7	名谷東名	名谷東名	名谷町	前田	327	32	28	20	市道		H2.3.30	概
8	梨原		名谷町	梨原	80	38	30	11				
9	猿倉(1)		名谷町	猿倉	63	33	15	6	市道			
10	猿倉(2)		名谷町	猿倉	50	36	12	8				
11	権行司		名谷町	権行司	142	35	13	36	市道・河川			
12	神和台		神和台	2丁目	123	45	8	8				
13	小東山		小東山	1丁目	439	32	26	70	市道			
14	つつじが丘(1)		つつじが丘	7丁目	25	35	20	6	市道			
15	つつじが丘(2)		つつじが丘	7丁目	30	40	12	5				
16	つつじが丘(3)		つつじが丘	1丁目	111	45	20	15	市道			
17	高丸	高丸	下畑町		89	34	14	13	市道		S63.3.18	概
18	鳥ヶ蔵山		下畑町		62	40	17	10	市道・河川			
19	石畳		下畑町	石畳	97	32	11	18	市道	地(一)		
20	木ノ下		下畑町	木ノ下	261	34	42	10	市道	砂(一)		
21	城ヶ原		下畑町	城ヶ原	26	30	16	5	市道	地(全)		概
22	中ノ谷		下畑町	中ノ谷	140	52	10	10	市道	地(全)		
23	東松山	東松山	下畑町	東松山	157	39	16	14		地(一)	S61.10.7	概
24	井の谷	東松山(2)	下畑町	井の谷	146	38	20	6	市道		H10.3.17	概
25	唐ヶ谷		下畑町	唐ヶ谷	120	47	12	21	市道			
26	鳥蔵山	鳥蔵山	下畑町	鳥蔵山	53	75	7	5			S60.12.3	概
27	栢谷		下畑町	栢谷	145	40	10	32	市道・河川・橋			
28	清玄町		清玄町		82	48	11	10				
29	塩屋台(1)		塩屋台	3丁目	59	41	12	7				
30	塩屋台(2)		塩屋台	3丁目	95	34	28	7	市道	保(一)		
31	塩屋台(3)		塩屋台	3丁目	96	47	32	18	市道	保(一)		
32	梅木谷	梅木谷	塩屋台	3丁目	222	40	19	20			S63.3.18	概
33	大谷(1)	大谷	塩屋町	大谷	155	38	20	9	市道		S61.10.7	概
34	大谷(2)	大谷(2)	塩屋町	大谷	109	37	16	34	市道		H2.3.30	概
35	大谷(3)		塩屋町	大谷	94	56	12	6				
36	大谷(4)		塩屋町	大谷	73	43	8	17				
37	大谷(5)		塩屋町	大谷	119	36	20	28	市道			
38	獅掛(1)	獅掛(1)	塩屋町	9丁目	83	30	12	19	市道		S50.8.5	概

急傾斜地崩壊危険箇所一覧表（垂水区・自然斜面）

箇所番号	危険箇所名	指定地区名	位置		地形要因			人家戸数	公共施設等	他法令	指定年月日	整備状況
			大字	小字	延長	傾斜度	高さ					
39	獅掛(2)	獅掛(2)	塩屋町	9丁目	104	40	12	9			S50.8.5	概
40	塩屋(1)		塩屋町	9丁目	85	36	5	8				
41	塩屋(2)	塩屋町(2)	塩屋町	3丁目	111	50	8	12	市道		H12.12.15	概
42	塩屋(3)		塩屋町	3丁目	163	58	8	12	市道			
43	塩屋(4)	塩屋町(3)(4)	塩屋町	2丁目	258	34	48	29	市道	保(一)	H13.9.11	概
44	塩屋(5)		塩屋町	3丁目	92	74	8	8	市道	保(一)		
45	塩屋(6)		塩屋町	3丁目	88	40	30	7	市道河川			
46	塩屋(7)		塩屋町	7丁目	172	30	15	6	市道			
47	塩屋(8)		塩屋町	4丁目	52	30	10	8	市道			
48	塩屋(9)	塩屋町	塩屋町	8丁目	87	37	18	14			H10.10.27	概
											H12.8.29	
49	塩屋(10)		塩屋町	5丁目	31	55	8	8	市道			
50	塩屋(11)		塩屋町	6丁目	83	37	6	14				
51	南谷(1)	南谷	塩屋町	2丁目	57	45	20	7		保(全)	S47.7.21	概
52	南谷(2)	南谷(2)	塩屋町	2丁目	91	60	28	7		保(一)	S62.11.10	概
											H3.5.7	
53	南谷(3)	南谷(3)	塩屋町	3丁目	95	35	20	20		保(一)	H1.2.25	概
54	南谷(4)		塩屋町	南谷	34	37	17	7	市道			
55	乙木	乙木	乙木	1丁目	19	50	12	7			H13.3.21	概
56	東垂水(1)	東垂水	東垂水	3丁目	45	42	9	5	市道		H12.4.4	概
57	東垂水(2)		東垂水	2丁目	66	41	7	17		地(全)		
58	泉ヶ丘		泉ヶ丘	1丁目	70	48	11	7	私鉄			
59	千鳥ヶ丘(1)		千鳥ヶ丘	2丁目	73	58	8	15				
60	千鳥ヶ丘(2)		千鳥ヶ丘	1丁目	79	43	6	6	市道			
61	千鳥ヶ丘(3)		千鳥ヶ丘	2丁目	91	42	10	15	市道			
62	千鳥ヶ丘(4)		千鳥ヶ丘	2丁目	67	38	7	10	市道			
63	千鳥ヶ丘(5)		千鳥ヶ丘	2丁目	54	43	12	7	市道			
64	潮見が丘		潮見が丘	2丁目	35	30	12	9				
65	学が丘		学が丘	3丁目	71	36	18	0	学校1			
66	多聞台(1)		多聞台	3丁目	243	38	14	22	市道			
67	多聞台(2)	多聞台	多聞台	3丁目	90	39	14	11			H16.2.17	概
68	多聞台(3)		多聞台	5丁目	98	31	9	6	市道			
69	多聞台(4)		多聞台	1丁目	140	45	18	18	市道			
70	多聞台(5)		多聞台	1丁目	85	41	12	6				
71	多聞台(6)		本多聞	1丁目	111	59	11	7	市道			
72	多聞台(7)		多聞台	2丁目	114	34	12	19	市道・河川			
73	多聞台(8)		多聞台	2丁目	56	45	11	9	市道			
74	南多聞台(1)		南多聞台	3丁目	82	52	14	22	市道			

予防資料 1-2-4

急傾斜地崩壊危険箇所一覧表（垂水区・自然斜面）

箇所番号	危険箇所名	指定地区名	位置		地形要因			人家戸数	公共施設等	他法令	指定年月日	整備状況
			大字	小字	延長	傾斜度	高さ					
75	南多聞台(2)		南多聞台	4丁目	207	41	12	16	市道			
76	清水ヶ丘		清水ヶ丘	2丁目	37	33	20	25				
77	千代が丘		千代が丘	2丁目	36	63	8	8				
78	星ヶ丘(1)	星ヶ丘	星ヶ丘	1丁目	25	63	7	6			H2.3.30	概
79	星ヶ丘(2)		星ヶ丘	3丁目	89	33	15	15	市道			
80	高丸(1)		高丸	4丁目	33	42	8	7	市道	地(全)		
81	高丸(2)		高丸	8丁目	151	43	12	23	市道			
82	高丸(3)		高丸	3丁目	113	39	17	14				
83	高丸(4)		高丸	6丁目	22	55	10	13	学校1			
84	旭ヶ丘(1)	旭が丘	旭ヶ丘	3丁目	15	57	11	8			H12.3.7	概
85	旭ヶ丘(2)		旭ヶ丘	1丁目	153	33	6	16	市道			
86	上高丸	上高丸(2)	上高丸	1丁目	116	32	10	84	医療1		S59.2.24	概
87	西舞子(1)	西舞子	西舞子	6丁目	98	42	8	17	市道		S49.2.12	概
88	西舞子(2)	西舞子(2)	西舞子	9丁目	100	38	14	21	市道		H9.3.25	概
89	西舞子(3)		西舞子	7丁目	84	42	8	9	市道			
90	西舞子(4)		西舞子	7丁目	102	38	15	27	市道			
91	西舞子(5)	西舞子(3)	西舞子	9丁目	113	80	7	23			H9.3.25	概
92	西舞子(6)		西舞子	6丁目	141	34	8	15	市道			
93	西舞子(7)		西舞子	4丁目	89	52	5	13	河川			
94	舞子坂(1)	舞子坂	舞子坂	1丁目	82	49	6	17			H1.2.25 H12.12.15	概
95	舞子坂(2)		舞子坂	2丁目	144	34	12	13	市道			
96	舞子坂(3)		舞子坂	1丁目	100	36	11	18	市道			
97	北舞子		北舞子	2丁目	126	39	15	8	市道			
98	舞子台(1)		舞子台	5丁目	103	48	11	11	市道			
99	舞子台(2)		舞子台	4丁目	37	42	9	0	学校1			
100	舞子台(3)		舞子台	2丁目	199	47	14	23				
101	松ヶ丘	松ヶ丘	舞子台	1丁目	158	37	12	10			S59.2.24	概
102	五色山		五色山	8丁目	97	36	5	10				
103	東舞子		東舞子町		111	45	10	8	市道			
104		舞子坂(2)	舞子坂	1丁目	13	37	10	10			H17.9.16	概

急傾斜地崩壊危険箇所一覧表（西区・自然斜面）

箇所番号	危険箇所名	指定地区名	位置		地形要因			人家戸数	公共施設等	他法令	指定年月日	整備状況
			大字	小字	延長	傾斜度	高さ					
1	布施畑(1)		伊川谷町	布施畑	45	31	34	0	発電変電所1 市道			
2	布施畑(2)	布施畑(1)	伊川谷町	布施畑開内	184	33	48	9			S63.3.18 H1.2.25	概
3	布施畑(3)		伊川谷町	布施畑開内	91	31	45	8	市道			
4	布施畑(4)	布施畑(2)	伊川谷町	布施畑開内	489	31	33	18	公民館1・市道		S63.3.18	概
5	堂ノ前		押部谷町	木見堂ノ前	60	32	24	1	公民館1			
6	中谷		押部谷町	木見中谷	215	31	12	5	県道	砂(一)		
7	木見		押部谷町	木見	226	31	50	3	公民館1・県道			
8	木幡(1)		押部谷町	木幡	89	31	14	8	市道	砂(一)		
9	木幡(2)		押部谷町	木幡	113	41	19	3	公民館1	砂(一)		
10	木幡(3)		押部谷町	木幡	176	32	42	12	私鉄・市道	砂(一)		
11	木幡(4)		押部谷町	木幡	78	38	35	5	私鉄	砂(一)		
12	木幡(5)	木津	押部谷町	木津	130	35	28	74	幼稚園1 老人福祉施設1 私鉄	砂(一)	H9.2.14	概
13	秋葉台		秋葉台	1丁目	228	38	18	11	市道	砂(全)		
14	栄		押部谷町	栄北萬覚	90	34	8	6	市道	砂(一)		
15	月が丘		月が丘	2丁目	52	33	14	5	市道	砂(全)		
16	押部		押部谷町	押部	67	37	6	0	学校1	砂(一)		
17	桜が丘東(1)		桜が丘東町	2丁目	33	36	16	0	学校1	砂(全)		
18	桜が丘東(2)		桜が丘東町	6丁目	255	32	18	16	市道	砂(全)		
19	桜が丘西		桜が丘西町	5丁目	50	30	24	0	その他1	砂(全)		
20	寺谷(1)	寺谷	櫛谷町	寺谷	446	31	35	14	市道・河川・橋		S59.2.24	概
21	寺谷(2)	寺谷(2)	櫛谷町	寺谷	298	35	30	7	市道	砂(全)	S60.3.22	概
22	寺谷(3)	寺谷(3)	櫛谷町	寺谷	214	33	14	7	市道	砂(全)	S61.10.7	概
23	前開	前開	伊川谷町	前開	333	33	16	8	市道		H2.3.30	概
24	長宗		伊川谷町	前開長宗	122	31	12	6				
25	学園東町		学園東町	8丁目	75	38	34	0	学校1			
26	北山台		北山台	2丁目	198	34	12	27	市道	砂(全)		
27	福住(1)		押部谷町	福住	32	45	10	8	市道	砂(一)		
28	福住(2)		押部谷町	福住	58	40	10	10	市道	砂(一)		
29	福住(3)		押部谷町	福住	207	33	15	19	市道	砂(全)		
30	細田		押部谷町	細田	217	45	18	8				
31	高和(1)		押部谷町	高和	60	30	10	0	市出先1			
32	高和(2)		押部谷町	高和	136	33	16	5	市道			
33	和田	和田	押部谷町	和田	173	30	12	5	市道		H14.10.15	概
34	長谷		櫛谷町	長谷光松谷	113	40	10	57	その他1			
35	栃木(1)	栃木	櫛谷町	栃木	236	49	21	21			S49.2.12 H3.5.7	概
36	栃木(2)	栃木(2)	櫛谷町	栃木	59	49	10	7			S55.3.28	概
37	井吹台東		井吹台東町	5丁目	30	32	21	0	学校1市道			

予防資料 1-2-4

急傾斜地崩壊危険箇所一覧表（西区・自然斜面）

箇所番号	危険箇所名	指定地区名	位置		地形要因			人家戸数	公共施設等	他法令	指定年月日	整備状況
			大字	小字	延長	傾斜度	高さ					
38	永井谷	永井谷	伊川谷町	井吹永井谷	218	33	24	8			S57.10.1	概
39	上脇	上脇	伊川谷町	上脇	352	35	14	7	市道		H2.3.30	概
40	池上		池上	2丁目	93	31	14	38	医療1・市道			
41	今寺		今寺		86	51	7	12	市道			
42	立山東		伊川谷町	有瀬立山東	37	39	8	0	学校1			
43	古神		神出町	古神	63	31	8	0	公民館1			
44	神出町南(1)		神出町	南	59	33	7	36	その他1			
45	神出町南(2)		神出町	南	100	31	14	36	その他1			
46	櫛田(1)		平野町	堅田	186	30	12	1	公民館1・市道			
47	櫛田(2)		平野町	堅田	102	30	14	5				
48	西戸田	西戸田	平野町	西戸田	440	31	45	13	市道		S61.2.28	概
49	印路(1)		平野町	印路	104	37	15	37	老人福祉施設1			
50	印路(2)		平野町	印路	79	30	17	7				
51	宮前(1)		平野町	宮前	116	45	12	0	学校1			
52	宮前(2)		平野町	宮前	58	41	12	8				
53	下村		平野町	下村	64	35	12	12				
54	春日台		春日台	9丁目	83	31	14	5	市道			
55	水谷(1)		玉津町	水谷	67	37	12	50	老人福祉施設1			
56	水谷(2)		玉津町	水谷	93	44	15	86	老人福祉施設1 市道	保(一)		
57	水谷(3)		玉津町	水谷	44	31	14	16	精神障害者施設1			
58	水谷(4)		玉津町	水谷	69	34	12	17	その他1	保(全)		
59	天王山(1)		天王山		42	31	20	8	市道			
60	天王山(2)		天王山		50	31	11	8	市道			

急傾斜地崩壊危険箇所一覧表（北区・人工斜面）

箇所番号	危険箇所名	指定地区名	位置		地形要因			人家戸数	公共施設等	他法令	指定年月日	整備状況
			大字	小字	延長	傾斜度	高さ					
1	生野		道場町	生野南山	57	40	18	5	市道			
2	有野台		有野町	7丁目	43	50	14	15	市道			
3	有馬(1)		有馬町		86	30	25	0	浄水所1	砂(全) 保(-)		
4	有馬(2)	有馬(3)	有馬町		63	32	15	31	幼稚園1		H12.12.15	概
5	奥西谷		有野町	唐櫃奥西谷	88	40	60	25	市道			
6	西大池		西大池	1丁目	95	45	10	12	市道			
7	鹿の子台北		鹿の子台北町	3丁目	193	30	26	14				
8	中(1)		八多町	中	161	30	18	12				
9	中(2)		八多町	中	138	30	18	9				
10	柳谷		八多町	柳谷	35	45	15	2	公民館1・市道			
11	市原		大沢町	市原	15	36	8	0	浄水所1			
12	中山		淡河町	中山	16	43	65	0	浄水所1			
13	猪ころび		山田町下谷上	猪ころび	176	50	10	10	市道	砂(全)		
14	青葉台		青葉台		9	35	6	44	公民館1・市道	砂(全)		
15	若葉台		若葉台	1丁目	67	40	7	8				
16	甲栄台		甲栄台	5丁目	54	35	12	10	市道			
17	南山(1)		山田町小部	南山	113	30	20	33	市道	砂(全)		
18	南山(2)		山田町小部	南山	37	45	22	15	市道	砂(全)		
19	中里(1)		中里町	2丁目	66	45	40	39		砂(全)		
20	中里(2)		中里町	2丁目	28	50	40	4	浄水所1・市道	砂(全)		
21	大原		大原	1丁目	38	32	45	71	市道			
22	泉台		泉台	1丁目	96	34	13	10	公民館1			
23	鈴蘭台北(1)		鈴蘭台北町	7丁目	109	40	19	4	学校1・市道			
24	鈴蘭台北(2)		鈴蘭台北町	3丁目	21	40	5	22	学校1			
25	鈴蘭台北(3)		鈴蘭台北町	4丁目	105	60	9	62				
26	鈴蘭台北(4)		鈴蘭台北町	1丁目	32	40	7	51	市道			
27	鈴蘭台東(1)		鈴蘭台東町	9丁目	156	50	10	40				
28	鈴蘭台東(2)		鈴蘭台東町	8丁目	343	55	12	39	市道	砂(-)		
29	鈴蘭台東(3)		鈴蘭台東町	4丁目	56	55	6	19				
30	鈴蘭台東(4)		鈴蘭台東町	2丁目	75	30	6	17		砂(全)		
31	鈴蘭台南(1)		鈴蘭台南町	9丁目	50	45	11	8	市道	砂(全)		
32	鈴蘭台南(2)		鈴蘭台南町	6丁目	44	60	6	6				
33	鈴蘭台南(3)		鈴蘭台南町	8丁目	47	50	13	34	県道			
34	鈴蘭台南(4)	鈴蘭台南町	鈴蘭台南町	8丁目	198	45	36	22	県道・河川・橋		H12.7.11	概
35	南五葉		南五葉	2丁目	131	30	20	30	公民館1			

予防資料 1-2-4

急傾斜地崩壊危険箇所一覧表（須磨区・人工斜面）

箇所番号	危険箇所名	指定地区名	位置		地形要因			人家戸数	公共施設等	他法令	指定年月日	整備状況
			大字	小字	延長	傾斜度	高さ					
1	アチラムキ		妙法寺	アチラムキ	375	35	14	22	市道	保(全)		
2	桜ノ界地(1)		妙法寺	桜ノ界地	129	45	18	1	学校1・公民館1			
3	桜ノ界地(2)		妙法寺	桜ノ界地	31	35	6	1	学校1・公民館1			
4	板宿町		板宿町	3丁目	78	37	18	0	学校1	砂(一)		
5	高尾台		高尾台	2丁目	129	43	22	24	市道	保(一)		
6	火の谷		東須磨	火の谷	45	56	14	5				
7	青山(1)		東須磨	青山	85	36	35	0	学校1	保(一)		
8	青山(2)		東須磨	青山	177	39	16	0	学校1			
9	若草		若草町	1丁目	78	41	16	33	市道	砂(一)		
10	梨川山		車	梨川山	107	52	26	15	その他1・市道			
11	道正台		道正台	1丁目	84	35	16	35	市道			
12	南落合		南落合	1丁目	29	50	20	13	市道			
13	高倉台		高倉台	3丁目	156	31	70	31	県道			
14	潮見台		潮見台町	2丁目	92	50	12	10	私鉄			
15	一の谷(1)		一の谷町	1丁目	43	33	8	8	市道・河川	砂(一) 保(一)		
16	一の谷(2)		一の谷町	1丁目	138	31	24	12	市道	砂(一)		
17	下側地		白川	下側地	133	53	17	10	市道・河川			
18	北落合		北落合	5丁目	248	30	18	31	浄水所1・市道	砂(一)		
19	多井畑南		多井畑南町	7丁目	67	31	28	17		砂(一)		
20	友が丘		友が丘	8丁目	25	38	16	0	浄水所1			
21	菅の台(1)		菅の台	4丁目	135	34	24	0	学校1・市道			
22	菅の台(2)		菅の台	5丁目	130	31	28	18	市道			
23	菅の台(3)		菅の台	5丁目	142	30	18	12				

急傾斜地崩壊危険箇所一覧表（垂水区・人工斜面）

箇所番号	危険箇所名	指定地区名	位置		地形要因			人家戸数	公共施設等	他法令	指定年月日	整備状況
			大字	小字	延長	傾斜度	高さ					
1	塩屋台(1)		塩屋台	2丁目	159	30	15	42	市道			
2	塩屋台(2)		塩屋台	3丁目	78	36	10	11	市道	保(一)		
3	王居殿		王居殿	3丁目	48	36	8	7	公民館1・市道			
4	千鳥ヶ丘		千鳥ヶ丘	3丁目	45	55	9	16	市道			
5	学が丘		学が丘	1丁目	141	40	6	106	医療1			
6	本多聞		本多聞	2丁目	176	45	11	6	市道			
7	多聞台(1)		多聞台	5丁目	112	33	11	9	市道			
8	多聞台(2)		多聞台	1丁目	103	35	11	10	市道			
9	多聞台(3)		多聞台	5丁目	72	50	9	7				
10	神陵台(1)		神陵台	9丁目	125	45	15	20	市道			
11	神陵台(2)		神陵台	9丁目	333	32	17	44	市道			

急傾斜地崩壊危険箇所一覧表（垂水区・人工斜面）

箇所番号	危険箇所名	指定地区名	位置		地形要因			人家戸数	公共施設等	他法令	指定年月日	整備状況
			大字	小字	延長	傾斜度	高さ					
12	神陵台(3)		神陵台	9丁目	241	34	7	25	市道			
13	神陵台(4)		神陵台	5丁目	86	30	13	8	公民館1			
14	南多聞台		南多聞台	4丁目	66	49	8	10				
15	千代ヶ丘(1)		千代ヶ丘	2丁目	124	56	15	21	市道			
16	千代ヶ丘(2)		千代ヶ丘	1丁目	71	61	11	12	市道			
17	千代ヶ丘(3)		千代ヶ丘	1丁目	60	37	11	8	公民館1			
18	上高丸(1)		上高丸	1丁目	139	45	5	33				
19	上高丸(2)		上高丸	1丁目	127	55	10	35				
20	高丸		高丸	3丁目	81	51	20	10	市道			
21	旭が丘		旭ヶ丘	3丁目	43	42	10	6	市道			
22	星ヶ丘		星ヶ丘	1丁目	87	38	12	29	市道			
23	狩口台		狩口台	3丁目	314	30	20	0	学校2			
24	北舞子		北舞子	4丁目	131	37	9	25				
25	舞子台(1)		舞子台	8丁目	201	30	17	11	公民館1			
26	舞子台(2)		舞子台	3丁目	126	56	15	18	市道			

急傾斜地崩壊危険箇所一覧表（西区・人工斜面）

箇所番号	危険箇所名	指定地区名	位置		地形要因			人家戸数	公共施設等	他法令	指定年月日	整備状況
			大字	小字	延長	傾斜度	高さ					
1	大阪谷		伊川谷町	布施畑大阪谷	475	35	20	0	発電変電所1			
2	寺谷		櫛谷町	寺谷	75	35	7	7				
3	富士見が丘		富士見が丘	5丁目	82	30	12	9		砂(全)		
4	高雄台		高尾台		171	32	14	46	市道	砂(全)		
5	福谷		櫛谷町	福谷	195	31	20	6	市道			
6	鬼神山		伊川谷町	上脇	100	60	6	0	学校1			
7	長坂		伊川谷町	長坂	47	35	11	8	幼稚園1			
8	東細谷		伊川谷町	有瀬東細谷	94	37	9	29	公民館1			
9	有瀬		伊川谷町	有瀬	224	35	12	22	市道			
10	勝成		神出町	勝成	95	43	8	0	その他2			
11	春日台(1)		春日台	9丁目	112	31	30	13	市道			
12	春日台(2)		春日台	1丁目	115	31	22	11	市道			
13	檜野台		檜野台	1丁目	50	30	10	0	発電変電所1 市道			
14	枝吉		枝吉	4丁目	146	32	8	9	市道			

予防資料 1-2-4

急傾斜地崩壊危険箇所(1~4戸)

区	番号	箇所名	町	字	延長 (m)	傾斜度 (度)	高さ (m)	保全対象		備考
								人数	公共施設等	
北	1	生野(1)	道場町	生野	40	35	30	1	市道	
北	2	生野(2)	道場町	生野	33	38	92	3	河川	
北	3	生野(3)	道場町	生野	218	35	10	1		
北	4	生野(4)	道場町	生野	370	40	134	2	市道・河川	
北	5	生野(5)	道場町	生野	285	35	72	2		
北	6	生野(6)	道場町	生野	87	40	20	2	県道	
北	7	生野(7)	道場町	生野	73	30	46	1		
北	8	生野(8)	道場町	生野	42	30	88	1	市道	
北	9	生野(9)	道場町	生野	43	30	70	4	市道	
北	10	生野(10)	道場町	生野	80	30	48	1	JR	
北	11	生野(11)	道場町	生野	217	32	13	3	市道	
北	12	生野(12)	道場町	生野	279	30	8	1		
北	13	生野(13)	道場町	生野	148	30	16	2		
北	14	生野(14)	道場町	生野水久野上	80	35	44	2	市道	
北	15	生野(15)	道場町	生野南山	44	35	8	1		
北	16	生野(16)	道場町	生野南山	151	35	14	1	市道	
北	17	生野(17)	道場町	生野南山	111	30	20	2		
北	18	生野(18)	道場町	生野南山	163	40	12	1		
北	19	塩田(1)	道場町	塩田	28	30	6	1		
北	20	塩田(2)	道場町	塩田	533	35	12	1	県道	
北	21	塩田(3)	道場町	塩田	250	35	16	2		
北	22	塩田(4)	道場町	塩田	31	30	30	1	市道	
北	23	日下部	道場町	日下部	50	35	10	3		
北	24	平田	道場町	平田西山下	170	40	32	1	国道	
北	25	小屋ヶ谷	有野町	二郎小屋ヶ谷	26	40	12	3		
北	26	有野(1)	有野町	有野	174	40	6	1		
北	27	有野(2)	有野町	有野	101	38	10	2		
北	28	有野(3)	有野町	有野	115	35	6	1		
北	29	有野(4)	有野町	有野	53	49	8	2		
北	30	有野(5)	有野町	有野	73	54	8	1		
北	31	有野(6)	有野町	有野	153	40	110	4	県道	
北	32	有野(7)	有野町	有野	181	30	20	3		砂(-)
北	33	有野(8)	有野町	有野	432	45	45	1	県道	保(-)
北	34	有野(9)	有野町	有野	183	45	135	3	県道	
北	35	有野(10)	有野町	有野	150	40	18	1		
北	36	有馬(1)	有馬町		159	30	20	1		
北	37	有馬(2)	有馬町		101	30	25	4	市道	
北	38	有馬(3)	有馬町		64	30	10	1		
北	39	有馬(4)	有馬町		135	30	15	2	市道	砂(全)
北	40	有馬(5)	有馬町		53	45	12	1	県道	
北	41	有馬(6)	有馬町		53	32	20	4		
北	42	有馬(7)	有馬町		40	50	9	1		砂(-)
北	43	有馬(8)	有馬町		136	35	110	1		砂(全)・地(-)・保(-)
北	44	有馬(9)	有馬町		50	40	95	3	市道	砂(全)・保(-)

## 急傾斜地崩壊危険箇所(1~4戸)

区	番号	箇所名	町	字	延長 (m)	傾斜度 (度)	高さ (m)	保全対象		備考
								人家数	公共施設等	
北	45	有馬(10)	有馬町		139	60	110	3	市道・河川・橋	砂(全)・保(-)
北	46	東門口	有馬町	東門口	111	30	15	1		
北	47	唐櫃(1)	有野町	唐櫃	36	35	10	1		砂(-)
北	48	唐櫃(2)	有野町	唐櫃	195	35	25	1	市道	砂(-)
北	49	唐櫃(3)	有野町	唐櫃	102	48	23	3	市道	砂(-)
北	50	唐櫃(4)	有野町	唐櫃	126	45	6	1		
北	51	唐櫃(5)	有野町	唐櫃	96	40	120	1	県道・河川	
北	52	唐櫃(6)	有野町	唐櫃	36	40	16	2	河川	
北	53	唐櫃(7)	有野町	唐櫃	15	30	15	1	市道	
北	54	唐櫃(8)	有野町	唐櫃南ノ上	36	30	25	1		
北	55	唐櫃(9)	有野町	唐櫃	82	36	8	1		
北	56	唐櫃(10)	有野町	唐櫃	19	33	18	1		砂(-)
北	57	宅原(1)	長尾町	宅原	65	40	15	4	私鉄・市道	
北	58	宅原(2)	長尾町	宅原	26	30	26	1		
北	59	宅原(3)	長尾町	宅原	145	30	12	1	市道	
北	60	宅原(4)	長尾町	宅原	125	45	26	1		
北	61	宅原(5)	長尾町	宅原	41	30	16	3		
北	62	宅原(6)	長尾町	宅原	37	30	20	2	県道	
北	63	宅原(7)	長尾町	宅原	96	35	6	2		
北	64	鹿の子台北	鹿の子台北町	5丁目	96	30	10	4	市道	
北	65	八多	八多町	中	167	30	24	2		
北	66	上小名田(1)	八多町	上小名田	96	40	22	1	市道	
北	67	上小名田(2)	八多町	上小名田	29	35	24	1	市道	
北	68	上小名田(3)	八多町	上小名田	67	30	16	1	市道	
北	69	上小名田(4)	八多町	上小名田	38	30	18	1	市道	
北	70	上小名田(5)	八多町	上小名田	29	55	12	1		
北	71	上小名田(6)	八多町	上小名田	87	30	18	1	市道	
北	72	上小名田(7)	八多町	上小名田	34	60	10	1	市道	
北	73	上小名田(8)	八多町	上小名田	35	45	22	1	市道・河川	
北	74	上小名田(9)	八多町	上小名田	86	40	16	3		
北	75	上小名田(10)	八多町	上小名田	72	45	16	1	市道・河川	
北	76	上小名田(11)	八多町	上小名田	65	30	10	1	市道・河川	
北	77	上小名田(12)	八多町	上小名田	155	30	14	2		
北	78	上小名田(13)	八多町	上小名田	89	35	18	3	県道	
北	79	上小名田(14)	八多町	上小名田	48	30	12	1		
北	80	吉尾(1)	八多町	吉尾	76	40	14	2		
北	81	吉尾(2)	八多町	吉尾	21	30	22	2	市道・河川・橋3	
北	82	吉尾(3)	八多町	吉尾	109	30	14	3		
北	83	吉尾(4)	八多町	吉尾	49	30	12	2	市道	
北	84	吉尾(5)	八多町	吉尾	39	35	8	3		

予防資料 1-2-4

急傾斜地崩壊危険箇所(1~4戸)

区	番号	箇所名	町	字	延長 (m)	傾斜度 (度)	高さ (m)	保全対象		備考
								人数	公共施設等	
北	85	吉尾(6)	八多町	吉尾	26	30	8	1		
北	86	附物(1)	八多町	附物	44	35	8	1	県道	
北	87	附物(2)	八多町	附物	60	35	8	2		
北	88	附物(3)	八多町	附物	43	35	16	1	河川	
北	89	附物(4)	八多町	附物	26	35	10	1		
北	90	附物(5)	八多町	附物	133	40	7	1		
北	91	附物(6)	八多町	附物	121	35	16	2		砂(一)
北	92	附物(7)	八多町	附物	41	49	6	2		
北	93	附物(8)	八多町	附物	40	42	6	1		
北	94	柳谷(1)	八多町	柳谷	71	45	6	1		
北	95	柳谷(2)	八多町	柳谷	15	30	12	1		
北	96	柳谷(3)	八多町	柳谷	58	45	15	3	市道	
北	97	柳谷(4)	八多町	柳谷	67	45	15	2	市道	
北	98	柳谷(5)	八多町	柳谷	102	40	20	3	県道	
北	99	柳谷(6)	八多町	柳谷 字津輪	42	50	10	1		
北	100	柳谷(7)	八多町	柳谷	9	59	10	1		地(全)
北	101	柳谷(8)	八多町	柳谷	51	31	20	1		地(一)
北	102	柳谷(9)	八多町	柳谷	44	40	20	1		
北	103	柳谷(10)	八多町	柳谷	103	35	15	3	県道	
北	104	深谷(1)	八多町	深谷	72	40	12	2	市道	
北	105	深谷(2)	八多町	深谷	51	35	18	1		
北	106	深谷(3)	八多町	深谷	34	35	14	1		
北	107	深谷(4)	八多町	深谷	68	35	14	1		
北	108	深谷(5)	八多町	深谷	52	40	24	1		
北	109	深谷(6)	八多町	深谷	22	40	10	1		
北	110	西畑(1)	八多町	西畑	35	40	14	1		
北	111	西畑(2)	八多町	西畑	30	40	6	1		
北	112	西畑(3)	八多町	西畑	65	40	12	1		
北	113	西畑(4)	八多町	西畑	20	35	6	1		
北	114	西畑(5)	八多町	西畑	38	40	18	1	市道	
北	115	屏風(1)	八多町	屏風	55	45	8	2		
北	116	屏風(2)	八多町	屏風	56	40	6	1		
北	117	上谷上(1)	山田町	上谷上	42	49	6	4	市道	
北	118	上谷上(2)	山田町	上谷上	147	45	9	4	市道	
北	119	上谷上(3)	山田町	上谷上	57	42	11	2		砂(一)
北	120	上津(1)	長尾町	上津	145	35	10	2	県道	
北	121	上津(2)	長尾町	上津	18	30	10	1		
北	122	上津(3)	長尾町	上津	59	35	10	2	市道	
北	123	上津(4)	長尾町	上津	25	30	14	1		
北	124	上津(5)	長尾町	上津	66	40	6	2		
北	125	上津(6)	長尾町	上津	146	30	16	3		
北	126	上津(7)	長尾町	上津	63	40	8	1		
北	127	上津(8)	長尾町	上津	55	45	16	3	市道	
北	128	上津(9)	長尾町	上津	40	35	38	1		
北	129	上津(10)	長尾町	上津	101	40	48	3		
北	130	上津(11)	長尾町	上津	105	35	30	2	市道	
北	131	上津(12)	長尾町	上津	160	30	30	1	市道・ 河川	

## 急傾斜地崩壊危険箇所(1~4戸)

区	番号	箇所名	町	字	延長 (m)	傾斜度 (度)	高さ (m)	保全対象		備考
								人数	公共施設等	
北	132	市原(1)	大沢町	市原	123	35	28	2	県道	
北	133	市原(2)	大沢町	市原	25	38	16	1	県道	
北	134	市原(3)	大沢町	市原	75	45	10	1		
北	135	日西原(1)	大沢町	日西原	76	30	34	1	市道・ 河川	
北	136	日西原(2)	大沢町	日西原	35	40	16	1	市道	
北	137	日西原(3)	大沢町	日西原	42	43	10	1	市道	
北	138	日西原(4)	大沢町	日西原	96	30	14	2		
北	139	日西原(5)	大沢町	日西原	45	40	10	1		
北	140	日西原(6)	大沢町	日西原	44	45	10	1		
北	141	日西原(7)	大沢町	日西原	46	50	20	1	市道	
北	142	日西原(8)	大沢町	日西原	62	45	25	2	市道・ 河川	
北	143	日西原(9)	大沢町	日西原	47	40	8	4	県道	
北	144	日西原(10)	大沢町	日西原	61	30	24	1		
北	145	日西原(11)	大沢町	日西原	35	30	12	1		
北	146	日西原(12)	大沢町	日西原	62	45	10	1		
北	147	日西原(13)	大沢町	日西原	57	45	6	2		
北	148	日西原(14)	大沢町	日西原	159	40	34	3	市道	地(全)
北	149	上大沢(1)	大沢町	上大沢	16	45	14	1		
北	150	上大沢(2)	大沢町	上大沢	86	35	14	1	市道	
北	151	上大沢(3)	大沢町	上大沢	93	35	14	2	市道	
北	152	上大沢(4)	大沢町	上大沢	30	35	10	1		
北	153	上大沢(5)	大沢町	上大沢	231	40	8	1		
北	154	上大沢(6)	大沢町	上大沢	27	35	16	1	市道	
北	155	上大沢(7)	大沢町	上大沢	102	35	18	2		
北	156	上大沢(8)	大沢町	上大沢	27	35	34	2	市道	
北	157	上大沢(9)	大沢町	上大沢	32	40	24	1		
北	158	上大沢(10)	大沢町	上大沢	31	30	18	2	市道	
北	159	上大沢(11)	大沢町	上大沢	31	40	10	1	市道	砂(全)
北	160	上大沢(12)	大沢町	上大沢	61	40	14	1	市道	
北	161	上大沢(13)	大沢町	上大沢	74	30	24	2	市道	
北	162	上大沢(14)	大沢町	上大沢	30	45	28	2	県道	
北	163	上大沢(15)	大沢町	上大沢	26	30	10	1		
北	164	上大沢(16)	大沢町	上大沢	83	40	23	2		砂(全)
北	165	上大沢(17)	大沢町	上大沢	76	40	30	2	県道	砂(全)
北	166	中大沢(1)	大沢町	中大沢	58	30	14	1		地(全)
北	167	中大沢(2)	大沢町	中大沢	49	35	8	1		
北	168	中大沢(3)	大沢町	中大沢	89	45	20	2	県道	
北	169	中大沢(4)	大沢町	中大沢	21	30	18	1	市道	
北	170	中大沢(5)	大沢町	中大沢	20	40	23	1	市道	砂(全)
北	171	中大沢(6)	大沢町	中大沢	116	40	28	2	市道	
北	172	中大沢(7)	大沢町	中大沢	25	40	8	2		砂(全)・地(全)
北	173	中大沢(8)	大沢町	中大沢	81	40	12	1		砂(全)・地(全)
北	174	中大沢(9)	大沢町	中大沢	49	40	10	1		
北	175	中大沢(10)	大沢町	中大沢	65	40	22	1	市道	
北	176	神付(1)	大沢町	神付	86	45	14	2	県道	
北	177	神付(2)	大沢町	神付	59	40	14	1		
北	178	神付(3)	大沢町	神付	45	35	24	1	河川	

予防資料 1-2-4

急傾斜地崩壊危険箇所(1~4戸)

区	番号	箇所名	町	字	延長 (m)	傾斜度 (度)	高さ (m)	保全対象		備考
								人数	公共施設等	
北	179	神付(4)	大沢町	神付	49	35	20	1		
北	180	神付(5)	大沢町	神付	108	35	20	1	市道	
北	181	神付(6)	大沢町	神付	22	40	8	1		
北	182	神付(7)	大沢町	神付	90	35	26	1	市道	
北	183	神付(8)	大沢町	神付	54	45	20	2		
北	184	神付(9)	大沢町	神付	66	35	14	1	県道	
北	185	神付(10)	大沢町	神付	79	40	8	1		
北	186	神田(1)	淡河町	神田	36	35	8	1	市道	
北	187	神田(2)	淡河町	神田	35	40	14	1		
北	188	神田(3)	淡河町	神田	116	30	20	1	市道	
北	189	神田(4)	淡河町	神田	116	35	28	2	市道	
北	190	神田(5)	淡河町	神田	199	30	20	1		
北	191	神田(6)	淡河町	神田	113	30	8	1		
北	192	神田(7)	淡河町	神田	102	35	12	1		
北	193	神田(8)	淡河町	神田	183	35	12	1		
北	194	神田(9)	淡河町	神田	54	45	20	1	市道	
北	195	神田(10)	淡河町	神田	57	45	16	1		
北	196	神田(11)	淡河町	神田	11	45	10	1		
北	197	野瀬(1)	淡河町	野瀬	29	35	8	1		地(全)
北	198	野瀬(2)	八多町	西畑	58	50	16	1		
北	199	野瀬(3)	淡河町	野瀬	149	40	20	1		
北	200	野瀬(4)	淡河町	野瀬	124	35	6	2		
北	201	野瀬(5)	淡河町	野瀬	40	35	16	1		
北	202	野瀬(6)	淡河町	野瀬	210	35	13	1		
北	203	野瀬(7)	淡河町	野瀬	142	35	8	2		
北	204	野瀬(8)	淡河町	野瀬	178	45	6	1		
北	205	野瀬(9)	淡河町	野瀬	43	50	14	1	市道	
北	206	神影(1)	淡河町	神影	26	45	10	1		
北	207	神影(2)	淡河町	神影	131	40	6	1		
北	208	神影(3)	淡河町	神影	150	35	8	1		
北	209	神影(4)	淡河町	神影	179	40	10	1		
北	210	神影(5)	淡河町	神影	54	45	10	1	市道	
北	211	神影(6)	淡河町	神影	112	35	30	1	市道	
北	212	神影(7)	淡河町	神影	36	37	20	3	市道	
北	213	神影(8)	淡河町	神影	44	50	10	1	市道	砂(-)・地(-)
北	214	神影(9)	淡河町	神影	45	35	6	2		砂(全)・地(全)
北	215	神影(10)	淡河町	神影	111	45	18	1	市道	砂(-)・地(-)
北	216	神影(11)	淡河町	神影	69	45	6	1	市道	砂(全)・地(-)
北	217	中山(1)	淡河町	中山	95	40	8	1		
北	218	中山(2)	淡河町	中山	236	35	30	1		
北	219	中山(3)	淡河町	中山	37	40	80	1		
北	220	東畑(1)	淡河町	東畑	105	30	12	3	市道	砂(-)・地(-)
北	221	東畑(2)	淡河町	東畑	69	35	20	2	市道	砂(-)・地(全)
北	222	東畑(3)	淡河町	東畑	66	45	8	2		
北	223	東畑(4)	淡河町	東畑	46	35	60	1	市道	
北	224	東畑(5)	淡河町	東畑	46	45	40	1	県道	
北	225	東畑(6)	淡河町	東畑	41	35	20	1		
北	226	東畑(7)	淡河町	東畑	52	35	14	1		
北	227	東畑(8)	淡河町	東畑	46	45	6	1		

## 急傾斜地崩壊危険箇所(1~4戸)

区	番号	箇所名	町	字	延長 (m)	傾斜度 (度)	高さ (m)	保全対象		備考
								人家数	公共施設等	
北	228	東畑(9)	淡河町	東畑	71	38	50	1	市道	
北	229	東畑(10)	淡河町	東畑	64	35	25	1		砂(全)・地(全)
北	230	北畑(1)	淡河町	北畑	38	37	10	1	市道	
北	231	北畑(2)	淡河町	北畑	19	30	20	2	市道	
北	232	北畑(3)	淡河町	北畑	22	40	18	1	河川	
北	233	北畑(4)	淡河町	北畑	35	40	14	2		
北	234	行原(1)	淡河町	行原	33	45	12	1		
北	235	行原(2)	淡河町	行原	45	40	14	1	市道	
北	236	北僧尾(1)	淡河町	北僧尾	48	40	6	1		
北	237	北僧尾(2)	淡河町	北僧尾	47	30	8	1		
北	238	北僧尾(3)	淡河町	北僧尾	35	45	12	1		
北	239	北僧尾(4)	淡河町	北僧尾	42	30	18	1	市道	砂(全)・地(全)
北	240	北僧尾(5)	淡河町	北僧尾	36	45	18	1	市道	砂(全)・地(全)
北	241	北僧尾(6)	淡河町	北僧尾	48	30	22	1	市道	砂(全)・地(全)
北	242	北僧尾(7)	淡河町	北僧尾	30	30	10	1		
北	243	北僧尾(8)	淡河町	北僧尾	123	30	12	2	市道	
北	244	北僧尾(9)	淡河町	北僧尾	35	45	6	2	市道	
北	245	北僧尾(10)	淡河町	北僧尾	52	40	14	4		
北	246	北僧尾(11)	淡河町	北僧尾	71	45	11	1		
北	247	北僧尾(12)	淡河町	北僧尾	40	40	12	1		
北	248	北僧尾(13)	淡河町	北僧尾	49	30	18	2		
北	249	北僧尾(14)	淡河町	北僧尾	32	40	14	1	市道	
北	250	北僧尾(15)	淡河町	北僧尾	49	30	20	1	市道	砂(全)・地(全)
北	251	北僧尾(16)	淡河町	北僧尾	60	40	18	1	市道	
北	252	北僧尾(17)	淡河町	北僧尾	53	30	12	1	市道	砂(全)・地(全)
北	253	南僧尾(1)	淡河町	南僧尾	92	40	14	1		砂(全)・地(一)
北	254	南僧尾(2)	淡河町	南僧尾	28	35	10	1		
北	255	南僧尾(3)	淡河町	南僧尾	36	45	10	2		
北	256	南僧尾(4)	淡河町	南僧尾	28	30	8	1		砂(一)
北	257	南僧尾(5)	淡河町	南僧尾	59	50	10	1	市道	地(全)
北	258	南僧尾(6)	淡河町	南僧尾	83	30	14	1		砂(全)・地(全)
北	259	南僧尾(7)	淡河町	南僧尾	28	45	10	1		
北	260	木津(1)	淡河町	木津	119	55	12	2		
北	261	木津(2)	淡河町	木津	36	50	10	1		
北	262	萩原(1)	淡河町	萩原	122	50	14	2		
北	263	萩原(2)	淡河町	萩原	310	50	7	2		
北	264	萩原(3)	淡河町	萩原	62	40	8	3		
北	265	萩原(4)	淡河町	萩原	41	40	28	2	市道	
北	266	萩原(5)	淡河町	木津	61	45	16	2	市道	
北	267	萩原(6)	淡河町	萩原	63	45	6	1		
北	268	萩原(7)	淡河町	萩原	49	40	12	1		
北	269	淡河	淡河町	淡河	40	40	6	3		
北	270	勝雄(1)	淡河町	勝雄	56	40	6	2	市道	
北	271	勝雄(2)	淡河町	勝雄	98	40	30	1	市道	
北	272	勝雄(3)	淡河町	勝雄	56	30	26	1		
北	273	前浦	山田町	下谷上前浦	42	35	43	4	市道	砂(一)
北	274	下谷上(1)	山田町	下谷上	65	44	8	2		地(一)
北	275	下谷上(2)	山田町	下谷上	25	63	21	4		

予防資料 1-2-4

急傾斜地崩壊危険箇所(1~4戸)

区	番号	箇所名	町	字	延長 (m)	傾斜度 (度)	高さ (m)	保全対象		備考
								人数	公共施設等	
北	276	下谷上(3)	山田町	下谷上	40	30	20	2		
北	277	下谷上(4)	山田町	下谷上	59	34	10	1		砂(全)
北	278	下谷上(5)	山田町	下谷上	39	50	10	2	河川	砂(全)
北	279	下谷上(6)	山田町	下谷上	73	60	7	1		砂(全)
北	280	青葉台	青葉台		53	40	20	2		砂(全)
北	281	緑町(1)	緑町	1丁目	111	43	11	2		
北	282	緑町(2)	緑町	6丁目	21	38	10	3		
北	283	若葉台	若葉台	2丁目	108	35	26	3	市道	砂(一)
北	284	惣山(1)	惣山町	1丁目	36	50	12	4		
北	285	惣山(2)	惣山町	1丁目	95	32	12	4		
北	286	小部中太平	山田町	小部中太平	26	33	10	3		砂(一)
北	287	小部(1)	山田町	小部	31	35	16	3		砂(一)
北	288	小部(2)	山田町	小部	385	35	11	1		砂(一)
北	289	小部(3)	山田町	小部	54	43	11	3		砂(一)
北	290	小部(4)	山田町	小部	40	33	25	1	国道	砂(一)
北	291	小部(5)	山田町	小部	85	45	15	2	市道	砂(一)
北	292	小部(6)	山田町	小部	40	39	10	2	県道	
北	293	小部(7)	山田町	小部	34	41	22	2	県道	
北	294	小部(8)	山田町	小部	44	45	22	4	市道	
北	295	大東	山田町	小部大東	119	33	13	4		
北	296	中里(1)	中里町	1丁目	108	50	5	4	市道	砂(全)
北	297	中里(2)	中里町	1丁目	42	45	20	1		砂(全)
北	298	中里(3)	中里町	1丁目	60	50	7	1		砂(全)
北	299	中里(4)	中里町	1丁目	57	50	40	4	市道	砂(全)
北	300	柏尾台	柏尾台		53	40	30	3	市道	
北	301	原野(1)	山田町	原野	123	35	8	1		砂(一)
北	302	原野(2)	山田町	原野	138	45	30	1	国道	砂(一)
北	303	原野(3)	山田町	原野	141	40	10	2	市道	
北	304	原野(4)	山田町	原野	57	30	20	2	市道	
北	305	原野(5)	山田町	原野	28	50	10	1		
北	306	原野(6)	山田町	原野	44	40	10	3	市道	
北	307	原野(7)	山田町	原野	23	30	10	1		
北	308	原野(8)	山田町	原野	34	30	25	1	市道	
北	309	原野(9)	山田町	原野	37	40	8	2		
北	310	福地(1)	山田町	福地	39	40	7	1		
北	311	福地(2)	山田町	福地	175	30	15	1		
北	312	福地(3)	山田町	福地	116	70	7	2		
北	313	福地(4)	山田町	福地	22	30	12	2	市道	
北	314	福地(5)	山田町	福地	39	30	25	4	市道	
北	315	山田(1)	山田町	中	43	30	6	4		
北	316	山田(2)	山田町	中	87	30	10	1		
北	317	山田(3)	山田町	中	29	30	10	2	市道	
北	318	山田(4)	山田町	中	140	30	10	2	市道	
北	319	山田(5)	山田町	中	65	30	18	4	市道・河川	
北	320	東下	山田町	東下	52	35	8	1		
北	321	坂本(1)	山田町	坂本	166	30	10	2		
北	322	坂本(2)	山田町	坂本	68	40	16	2	市道	

## 急傾斜地崩壊危険箇所(1~4戸)

区	番号	箇所名	町	字	延長 (m)	傾斜度 (度)	高さ (m)	保全対象		備考
								人家数	公共施設等	
北	323	坂本(3)	山田町	坂本	116	30	22	1	県道	
北	324	衝原	山田町	衝原	54	30	40	3	市道	
北	325	西下	山田町	西下	36	40	6	2		
北	326	小河(1)	山田町	小河	381	40	35	3	市道	
北	327	小河(2)	山田町	小河	23	30	30	2		
北	328	泉台	泉台	3丁目	92	33	40	1		
北	329	北五葉(1)	北五葉	6丁目	34	38	11	1		
北	330	北五葉(2)	北五葉	6丁目	100	40	12	2	市道	
北	331	北五葉(3)	北五葉	4丁目	31	32	30	4		
北	332	藍那(1)	山田町	藍那	106	30	70	1	県道	
北	333	藍那(2)	山田町	藍那	137	35	60	4	市道	地(全)
北	334	藍那(3)	山田町	藍那	20	30	10	1		
北	335	藍那(4)	山田町	藍那	64	40	5	4	市道	
北	336	藍那(5)	山田町	藍那	39	30	10	4		H6.1.4指定 藍那(5)
北	337	鈴蘭台北	鈴蘭台北町	1丁目	119	45	6	2	市道	
北	338	鈴蘭台西(1)	鈴蘭台西町	4丁目	80	60	14	4		
北	339	鈴蘭台西(2)	鈴蘭台西町	2丁目	32	55	11	3		
北	340	鈴蘭台東(1)	鈴蘭台東町	7丁目	23	40	5	1	市道	
北	341	鈴蘭台東(2)	鈴蘭台東町	2丁目	39	70	6	1		砂(全)
北	342	鈴蘭台南(1)	鈴蘭台南町	6丁目	23	40	8	4		
北	343	鈴蘭台南(2)	鈴蘭台南町	9丁目	72	45	20	2	私鉄	砂(一)
北	344	君影	君影町	4丁目	40	40	10	4		砂(全)
北	345	星和台(1)	星和台	7丁目	12	32	10	2		砂(全)
北	346	星和台(2)	星和台	5丁目	63	30	45	3		砂(全)
北	347	ひよどり台	ひよどり台	3丁目	40	30	10	3		
北	人1	南山	道場町	生野南山	69	30	10	1		
北	人2	日下部	道場町	日下部	193	40	20	2		
北	人3	上谷上	山田町	上谷上	61	38	8	4		
北	人4	上津	長尾町	上津	54	30	14	3		
北	人5	北僧尾	淡河町	北僧尾	49	30	12	1		
北	人6	下谷上	山田町	下谷上	18	70	5	1		砂(全)
北	人7	緑町	緑町	5丁目	52	48	12	3	市道	
北	人8	惣山(1)	惣山町	4丁目	40	47	30	2		
北	人9	惣山(2)	惣山町	4丁目	56	45	28	2		
北	人10	大平	山田町	小部大平	7	40	8	2		砂(全)
北	人11	小部	山田町	小部	47	50	12	1	国道	砂(一)
北	人12	山田	山田町	中	99	32	20	2	市道	
北	人13	鈴蘭台北	鈴蘭台北町	1丁目	62	40	8	4		
北	人14	鈴蘭台南	鈴蘭台南町	9丁目	277	75	6	4	市道	
須磨	1	高取山	妙法寺	高取山	41	43	30	2	市道	
須磨	2	アチラムキ	妙法寺	アチラムキ	197	40	14	4		保(一)
須磨	3	石仏谷(1)	妙法寺	石仏谷	44	30	28	1		砂(一)・保(全)
須磨	4	石仏谷(2)	妙法寺	石仏谷	33	30	22	1		砂(一)・保(全)
須磨	5	岩山	妙法寺	岩山	148	31	16	3	市道	砂(全)
須磨	6	檜原	妙法寺	檜原	90	40	35	4	市道・ 河川	砂(一)・保(一)
須磨	7	アチ口	妙法寺	アチ口	38	32	24	2		砂(全)
須磨	8	毘沙門山	妙法寺	毘沙門山	56	33	16	3		

予防資料 1-2-4

急傾斜地崩壊危険箇所(1~4戸)

区	番号	箇所名	町	字	延長 (m)	傾斜度 (度)	高さ (m)	保全対象		備考
								人数	公共施設等	
須磨	9	辻堂	妙法寺	辻堂	78	30	22	1		地(全)
須磨	10	上ノ池	妙法寺	上ノ池	65	39	14	4		
須磨	11	禅昌寺	禅昌寺町	2丁目	100	37	30	1		保(-)
須磨	12	大手(1)	大手		29	35	38	1		保(全)
須磨	13	大手(2)	大手		29	43	32	1		保(全)
須磨	14	新池	東須磨	新池	37	34	18	1	市道	
須磨	15	若草町(1)	若草町	1丁目	20	37	22	3		砂(-)
須磨	16	若草町(2)	若草町	1丁目	40	40	14	2		砂(全)
須磨	17	若草町(3)	若草町	2丁目	145	48	11	4	市道	
須磨	18	梨川山	車	梨川山	133	49	26	4	国道・市道・橋	
須磨	19	奥西山	車	奥西山	31	60	18	1		
須磨	20	側ノ下	車	側ノ下	33	41	15	3		砂(全)
須磨	21	横尾	横尾	2丁目	60	41	10	3		砂(全)
須磨	22	南落合	南落合	1丁目	89	45	8	3	市道	
須磨	23	西須磨	西須磨		133	40	21	1		保(-)
須磨	24	高倉町(1)	高倉町	2丁目	84	32	22	2		
須磨	25	高倉町(2)	高倉町	2丁目	187	53	36	4	県道	砂(-)・保(-)
須磨	26	高倉町(3)	高倉町	2丁目	181	36	80	4	県道	砂(-)・保(-)
須磨	27	潮見台町	潮見台町	2丁目	79	35	24	3	私鉄・国道	
須磨	28	一ノ谷町(1)	一ノ谷町	2丁目	82	37	16	1		
須磨	29	一ノ谷町(2)	一ノ谷町	3丁目	138	49	44	4	市道	砂(-)
須磨	30	一ノ谷町(3)	一ノ谷町	5丁目	109	39	22	1	私鉄	
須磨	31	白川台	白川台	5丁目	23	32	9	2	市道	
須磨	32	堂ノ東	白川	堂ノ東	21	34	25	1	市道・河川	地(-)
須磨	33	平丁	白川	平丁	63	33	32	1		
須磨	34	西小屋	白川	西小屋	56	37	10	1		
須磨	35	献上替地	白川	献上替地	67	37	37	1	市道・河川	
須磨	36	不計(1)	白川	不計	489	55	24	4		
須磨	37	不計(2)	白川	不計	54	53	32	1		
須磨	38	多井畑東	多井畑東町		78	42	10	4	市道	砂(-)
須磨	39	池ノ奥上	多井畑	池ノ奥上	132	40	8	2	県道	
須磨	40	柳ヶ谷	多井畑	柳ヶ谷	23	40	20	1		
須磨	41	多井畑(1)	多井畑		41	34	12	1		
須磨	42	宮ノ脇	多井畑	宮ノ脇	72	35	10	2	市道	
須磨	43	多井畑(2)	多井畑		22	45	14	2	県道	砂(-)
須磨	44	多井畑南	多井畑南町		91	42	8	1		
須磨	45	友が丘(1)	友が丘	7丁目	45	30	8	3	市道	
須磨	46	友が丘(2)	友が丘	5丁目	72	36	20	4	市道	
須磨	47	菅の台	菅の台	6丁目	92	31	22	3	市道	
須磨	人1	檜原	妙法寺	檜原	32	50	10	2	国道	
垂水	1	名谷町(1)	名谷町		26	57	9	2		
垂水	2	名谷町(2)	名谷町		63	45	10	3	市道	
垂水	3	名谷町(3)	名谷町		34	48	12	1		
垂水	4	名谷町(4)	名谷町		19	41	13	1		
垂水	5	室ノ山	名谷町		19	36	10	2		地(全)

## 急傾斜地崩壊危険箇所(1~4戸)

区	番号	箇所名	町	字	延長 (m)	傾斜度 (度)	高さ (m)	保全対象		備考
								人家数	公共施設等	
垂水	6	名谷町(5)	名谷町		37	37	12	3	市道	
垂水	7	入野(1)	名谷町	入野	31	45	10	1		
垂水	8	入野(2)	名谷町	入野	20	33	13	1		
垂水	9	寺池	名谷町	寺池	72	38	8	4		
垂水	10	社谷	名谷町	社谷	100	37	9	4		
垂水	11	押戸	名谷町	押戸	146	51	10	4		
垂水	12	猿倉	名谷町	猿倉	35	33	16	2	市道	
垂水	13	下畑町(1)	下畑町		51	38	22	3	市道	
垂水	14	下畑町(2)	下畑町		48	43	10	2	市道	
垂水	15	坂口	下畑町	坂口	24	40	10	1		
垂水	16	栢谷	下畑町	栢谷	36	40	18	3		
垂水	17	桃山台	桃山台	2丁目	32	36	20	1		
垂水	18	塩屋(1)	塩屋町	8丁目	23	36	6	3		
垂水	19	塩屋(2)	塩屋町	2丁目	71	37	8	3		保(全)
垂水	20	塩屋(3)	塩屋町	2丁目	48	33	10	4		保(全)
垂水	21	塩屋(4)	塩屋町	2丁目	88	30	12	4		保(-)
垂水	22	塩屋(5)	塩屋町	2丁目	33	34	12	1	市道	
垂水	23	塩屋(6)	塩屋町	7丁目	206	30	6	4	市道	
垂水	24	塩屋(7)	塩屋町	7丁目	101	45	9	4	市道	
垂水	25	千鳥が丘(1)	千鳥が丘	2丁目	53	45	6	2	市道	
垂水	26	千鳥が丘(2)	千鳥が丘	3丁目	25	38	11	3	市道	
垂水	27	潮見が丘(1)	潮見が丘	1丁目	27	38	18	3	市道	
垂水	28	潮見が丘(2)	潮見が丘	1丁目	58	41	20	2		
垂水	29	潮見が丘(3)	潮見が丘	1丁目	43	53	8	3	市道	
垂水	30	学が丘	学が丘	6丁目	46	37	6	4		
垂水	31	本多聞	本多聞	3丁目	19	30	12	4		
垂水	32	神陵台(1)	神陵台	8丁目	61	50	13	4	市道	
垂水	33	神陵台(2)	神陵台	8丁目	55	56	9	4		
垂水	34	清水が丘	清水が丘	2丁目	103	34	12	4		
垂水	35	千代が丘	千代が丘	2丁目	27	40	6	2		
垂水	36	上高丸	上高丸	1丁目	131	32	15	4		S57.10.1指定 上高丸
垂水	37	西舞子	西舞子	6丁目	43	51	10	4	市道	
垂水	38	北舞子	北舞子	3丁目	46	34	17	4	市道	
垂水	人1	南多聞台	南多聞台	4丁目	52	53	14	1		
垂水	人2	千代が丘	千代が丘	2丁目	63	32	10	2		
西	1	布施畑(1)	伊川谷町	布施畑	39	33	50	2	県道	
西	2	布施畑(2)	伊川谷町	布施畑	51	33	24	1		
西	3	木津(1)	押部谷町	木津	19	33	12	1		
西	4	木津(2)	押部谷町	木津	51	36	7	1		
西	5	木津(3)	押部谷町	木津	32	31	17	1	市道	砂(-)
西	6	木津(4)	押部谷町	木津	48	35	42	1		砂(-)
西	7	木津(5)	押部谷町	木津	36	47	34	1	市道	砂(-)
西	8	上柿木	押部谷町	木見上柿木	39	45	14	4	市道	砂(-)
西	9	和泉(1)	押部谷町	木見和泉	31	41	26	2	県道	砂(-)
西	10	和泉(2)	押部谷町	木見和泉	34	63	6	1		
西	11	和泉(3)	押部谷町	木見和泉	108	45	12	2		
西	12	和泉(4)	押部谷町	木見和泉	22	55	10	2		
西	13	木幡	押部谷町	木幡	31	48	9	4		砂(全)

予防資料 1-2-4

急傾斜地崩壊危険箇所(1~4戸)

区	番号	箇所名	町	字	延長 (m)	傾斜度 (度)	高さ (m)	保全対象		備考
								人数	公共施設等	
西	14	秋葉台(1)	秋葉台	1丁目	37	45	10	2		砂(全)
西	15	秋葉台(2)	秋葉台	1丁目	157	32	19	4	市道	砂(全)
西	16	栄	押部谷町	栄	23	47	10	1		砂(全)
西	17	寺谷(1)	櫛谷町	寺谷	85	43	14	3	県道	砂(全)
西	18	寺谷(2)	櫛谷町	寺谷	52	31	14	3		
西	19	友清	櫛谷町	友清	38	34	14	1	市道	
西	20	前開(1)	伊川谷町	前開	24	32	10	1		
西	21	前開(2)	伊川谷町	前開	30	33	12	1		
西	22	渋谷	伊川谷町	前開渋谷	24	32	8	1	市道	
西	23	前開(3)	伊川谷町	前開	23	33	20	1		
西	24	熊谷	伊川谷町	前開熊谷	67	34	6	2	市道	
西	25	前開(4)	伊川谷町	前開	54	40	10	1		
西	26	富士見が丘	富士見が丘	5丁目	19	42	10	1		
西	27	近江(1)	押部谷町	近江	63	31	25	1	市道	砂(全)
西	28	近江(2)	押部谷町	近江	55	31	42	1		
西	29	細田	押部谷町	細田	65	34	8	3		
西	30	高和(1)	押部谷町	高和	139	34	10	3	市道	
西	31	高和(2)	押部谷町	高和	113	30	9	4		
西	32	高和(3)	押部谷町	高和	46	31	6	1		
西	33	春日台	春日台	8丁目	82	31	15	3	市道	
西	34	和田(1)	押部谷町	和田	47	39	12	1		
西	35	福谷(1)	櫛谷町	福谷	18	38	8	1	市道	
西	36	福谷(2)	櫛谷町	福谷	173	35	20	3	市道	
西	37	池谷	櫛谷町	池谷	105	45	10	3		
西	38	渋谷(1)	櫛谷町	長谷渋谷	28	39	8	1		
西	39	渋谷(2)	櫛谷町	長谷渋谷	14	35	6	1		
西	40	西山畑	櫛谷町	長谷西山畑	35	43	12	1		
西	41	赤田井(1)	櫛谷町	栃木赤田井	38	53	30	2	市道	
西	42	赤田井(2)	櫛谷町	栃木赤田井	43	36	21	2	市道	
西	43	赤田井(3)	櫛谷町	栃木赤田井	26	50	20	1	市道	
西	44	栃木	櫛谷町	栃木赤田井	52	68	14	4		H3.5.7指定 栃木(3)
西	45	真谷(1)	櫛谷町	谷口真谷	101	31	26	1		
西	46	真谷(2)	櫛谷町	谷口真谷	41	31	20	1		
西	47	真谷(3)	櫛谷町	谷口真谷	44	31	19	1		
西	48	真谷(4)	櫛谷町	谷口真谷	50	39	36	1	市道	
西	49	真谷(5)	櫛谷町	谷口真谷口	61	42	14	3	市道	
西	50	井吹(1)	伊川谷町	井吹	23	32	10	1		
西	51	表山	伊川谷町	井吹表山	47	34	28	1		
西	52	井吹(2)	伊川谷町	井吹	35	34	16	1		
西	53	井吹(3)	伊川谷町	井吹	112	34	30	3		
西	54	永井谷(1)	伊川谷町	井吹永井谷	25	38	7	1		
西	55	永井谷(2)	伊川谷町	井吹永井谷	48	40	12	1		
西	56	藪ノ下	伊川谷町	長坂藪ノ下	65	53	22	2		
西	57	有瀬(1)	伊川谷町	有瀬	26	37	8	1		
西	58	有瀬(2)	伊川谷町	有瀬	39	34	10	2		
西	59	有瀬(3)	伊川谷町	有瀬	49	31	10	2		
西	60	鍛冶屋畑	伊川谷町	有瀬鍛冶 屋畑	35	53	12	2		

## 急傾斜地崩壊危険箇所(1~4戸)

区	番号	箇所名	町	字	延長 (m)	傾斜度 (度)	高さ (m)	保全対象		備考
								人家数	公共施設等	
西	61	広谷	神出町	広谷	21	50	9	1		
西	62	シンド山(1)	伊川谷町	潤和シンド山	29	31	11	1		
西	63	堅田	平野町	堅田	50	31	12	1		
西	64	常本	平野町	常本	21	37	10	1		
西	65	黒田(1)	平野町	黒田	27	41	6	2		
西	66	黒田(2)	平野町	黒田	16	34	6	2		
西	67	黒田(3)	平野町	黒田	25	36	5	2		
西	68	薬師西	平野町	大畑薬師西	32	33	9	1		
西	69	西戸田	平野町	西戸田	48	36	14	1		
西	70	宮前	平野町	宮前	35	39	12	1		
西	71	山ノ下	平野町	中津山ノ下	64	31	16	2	河川	
西	72	中津	平野町	中津	38	31	8	1		
西	73	和田(2)	押部谷町	和田	105	39	8	2		
西	74	田中(1)	玉津町	田中	54	38	10	2		
西	75	シンド山(2)	伊川谷町	潤和シンド山	31	42	9	1		
西	76	今津	玉津町	今津	31	31	7	2	市道	
西	77	田中(2)	玉津町	田中	49	32	8	3		
西	人1	和泉	押部谷町	木見和泉	39	31	11	1		
西	人2	木幡	押部谷町	木幡	51	32	6	4	市道	砂(全)
西	人3	栄	押部谷町	栄	19	63	8	3		砂(全)
西	人4	押部	押部谷町	押部	30	40	5	2		
西	人5	高和	押部谷町	高和	32	48	9	1		
西	人6	長谷	櫛谷町	長谷	82	45	19	1		
西	人7	峪ノ谷	伊川谷町	有瀬峪ノ谷	137	36	8	1		
西	人8	養田	押部谷町	養田	194	45	10	3	市道	
西	人9	檜野台	檜野台	6丁目	111	32	16	3	市道	
西	人10	天王山	天王山		34	35	9	4	市道	

予防資料 1-2-4

急傾斜地崩壊危険箇所(0戸)

区	番号	箇所名	町	字	延長 (m)	傾斜 度 (度)	高さ (m)	保全対象		備考
								人数	公共 施設等	
北	1	藤原台北	藤原台北町	1丁目	140	42	25	0	私鉄・県道・市道	
北	2	上久保	有野町	有野上久保	73	33	26	0	市道	
北	3	有野(1)	有野町	有野	199	51	12	0		
北	4	有野(2)	有野町	有野	36	60	13	0		
北	5	有野(3)	有野町	有野	50	51	13	0		
北	6	有野(4)	有野町	有野	161	51	13	0		
北	7	有野(5)	有野町	有野	68	44	9	0		
北	8	有野(6)	有野町	有野	26	42	90	0	県道・河川	
北	9	有野(7)	有野町	有野	65	43	15	0	市道	
北	10	有野台	有野台	1丁目	340	40	21	0		
北	11	唐櫃(1)	有野町	唐櫃	126	45	78	0	県道・市道	
北	12	唐櫃(2)	有野町	唐櫃	299	42	95	0	県道・河川	
北	13	唐櫃(3)	有野町	唐櫃	42	43	69	0	県道・河川	
北	14	唐櫃(4)	有野町	唐櫃	163	40	25	0		砂(一)
北	15	上谷上	山田町	上谷上	252	48	16	0		砂(一)
北	16	柏尾台	柏尾台		26	39	22	0	市道・河川	
北	17	下谷上(1)	山田町	下谷上	217	46	31	0	国道・河川	砂(一)
北	18	下谷上(2)	山田町	下谷上	145	40	35	0	私鉄・河川	砂(一)
北	19	下谷上(3)	山田町	下谷上	257	33	15	0		
北	20	下谷上(4)	山田町	下谷上	120	40	18	0		
北	21	小部(1)	山田町	小部	166	36	33	0	市道・河川	砂(全)
北	22	小部(2)	山田町	小部	205	39	18	0		
北	23	鈴蘭台南	鈴蘭台南町	9丁目	69	47	28	0	市道	砂(一)
北	人1	柏尾台	柏尾台		37	30	26	0	市道	
北	人2	中里	中里町	2丁目	115	34	22	0		砂(全)
須磨	1	妙法寺	妙法寺	宮ノ下	43	33	32	0	国道	砂(全)・保(全)
須磨	2	車	車		125	39	62	0	河川	
須磨	3	須磨寺町	須磨寺町	4丁目	126	59	18	0		
須磨	4	一ノ谷町	一ノ谷町	1丁目	53	49	17	0		
須磨	5	菅の台(1)	菅の台	1丁目	54	46	24	0		
須磨	6	菅の台(2)	菅の台	2丁目	247	51	38	0		
垂水	1	名谷(1)	名谷町		180	37	42	0		
垂水	2	名谷(2)	名谷町		239	33	20	0		地(一)
垂水	3	名谷(3)	名谷町		170	37	42	0	河川	
垂水	4	名谷(4)	名谷町		136	36	24	0	河川	
垂水	5	名谷(5)	名谷町		110	33	26	0		
垂水	6	塩屋北(1)	塩屋北町	2丁目	115	35	18	0	市道	
垂水	7	塩屋北(2)	塩屋北町	1丁目	11	39	28	0		
垂水	8	青山台	青山台	7丁目	160	32	13	0		
垂水	9	塩屋(1)	塩屋町		107	37	32	0		
垂水	10	塩屋(2)	塩屋町	7丁目	240	36	16	0		
垂水	11	清水が丘	清水が丘	2丁目	101	32	21	0	河川	
西	1	栄	押部谷町	栄	171	34	26	0	河川	
西	2	桜が丘東町	桜が丘東町	2丁目	129	40	16	0		砂(全)
西	3	桜が丘中町	桜が丘中町	1丁目	140	37	14	0	市道	
西	4	深谷	伊川谷町	井吹深谷	140	47	26	0		
西	5	井吹	伊川谷町	井吹	254	36	18	0		
西	6	有瀬	伊川谷町	有瀬	115	47	8	0		
西	7	井ヶ谷	伊川谷町	別府井ヶ谷	172	38	14	0		
西	人1	学園東町	学園東町	4丁目	266	33	18	0	県道	
西	人2	高塚台	高塚台	7丁目	116	36	20	0		

## 地すべり危険箇所

平成20年4月1日現在

番号	箇所名	区	町	字	面積(ha)	指定年月日	告示番号	備考
(国土交通省所管)								
1	西岡本	東灘	西岡本	7丁目	8.3	H11.8.3	建告第1551号	指定5.92ha
2	有馬	北	有馬町		4.3	H11.8.3	建告第1551号	指定3.24ha
3	下小名田	北	八多町	中	9.7	未指定		
4	上唐櫃	北	有野町	唐櫃町	30.5	未指定		
5	種池	北	有野町	唐櫃町	35.4	H13.4.17	国交告第501号	指定6.4ha
6	上津(2)	北	長尾町	上津	10.8	未指定		
7	柳谷	北	八多町	柳谷	11	S43.6.14	建告第1614号	指定7.42ha
8	蛇持	北	山田町	上谷上	19.6	未指定		
9	附物	北	八多町	附物	44.8	未指定		
10	上谷上	北	山田町	上谷上	15.3	未指定		
11	壺つ町	北	大沢町	中大沢	33.8	S37.10.9	建告第2589号	指定13.3ha
12	屏風	北	八多町	屏風	25.8	S55.4.4	建告第 814号	指定26.08ha
13	倉ヶ坂	北	大沢町	日西原	8.9	S37.10.9	建告第2589号	指定6.3ha
14	野瀬	北	淡河町	野瀬	30.2	H4.3.12	建告第 602号	指定29.87ha
15	日西原北	北	大沢町	日西原	12.8	未指定		
16	日西原	北	大沢町	日西原	29.8	S35.8.29 S62.3.27	建告第1833号 建告第 825号	指定10.5ha 指定2.39ha
17	中大沢	北	大沢町	中大沢	11.3	S35.8.29	建告第1833号	指定6.0ha
18	氷室	兵庫	清水町		6.9	S35.8.29	建告第1833号	指定5.0ha
19	淡河町神影	北	淡河町	神影	29.2	S41.3.17	建告第 749号	指定19.95ha
20	東畑	北	淡河町	東畑	35.3	S48.2.27	建告第 368号	指定23.7ha
21	高東町	長田	高東町		20.4	未指定		
22	淡河町北僧尾	北	淡河町	北僧尾	106.9	S41.3.17	建告第 749号	指定82.0ha
23	藪中	須磨	妙法寺		31.5	未指定		
24	横谷	須磨	妙法寺	横谷	3.1	S36.8.26 H3.3.30	建告第1889号 建告第 930号	指定9.0ha 指定0.06ha
25	清水	北	山田町	藍那	7.8	S61.3.25	建告第 801号	指定7.58ha
26	坂本	北	山田町	坂本	13.5	S60.3.27	建告第 687号	指定14.0ha
27	妙法寺	須磨	妙法寺	辻堂	7	S48.3.12	建告第 448号	指定8.97ha
28	淡河町南僧尾	北	淡河町	南僧尾	28.4	S41.3.17	建告第 749号	指定20.0ha
29	菅の池	須磨	車		12.1	S35.8.29 H2.3.30	建告第1833号 建告第 832号	指定14.0ha 指定0.94ha
30	白川	須磨	白川	堂ノ東	5.3	S47.12.27	建告第2174号	指定5.25ha
31	小河	北	山田町	小河	12.8	未指定		
32	多井畑	須磨	多井畑		6	未指定		
33	押部谷	西	押部谷町	木津	46.2	未指定		
34	下畑	垂水	下畑町	谷川	7.2	S47.12.27	建告第2174号	指定7.65ha
35	奥畑	垂水	名谷町	奥畑	14.7	未指定		
36	春日手	垂水	名谷町	春日手	4.9	未指定		
37	名谷中山	垂水	名谷町	奥之坊	8.2	S61.3.25 H2.3.31	建告第 801号 建告第 832号	指定8.05ha 指定0.23ha
38	大谷	垂水	塩屋町	大谷	2.9	未指定		
39	名谷	垂水	名谷町	前田	5.4	未指定		
40	舞子坂	垂水	舞子坂		14.2	未指定		

予防資料 1-2-5

番号	箇所名	区	町	字	面積(ha)	指定年月日	告示番号	備考
41	淡河町中山	北	淡河町	中山	5.28	H13.3.21	国交告第 278号	指定5.28ha
(農林水産省構造改善局所管)								
42	北僧尾	北	淡河町	北僧尾	246	S36.5.1	農告第 410号	指定246ha
43	善入	北	大沢町	上大沢町	73.2	S34.3.31 S50.3.29	農告第 249号 農告第 354号	指定73.2ha
44	市原	北	大沢町	市原	94.5	S35.4.11 S60.3.30	農告第 329号 農告第 494号	指定94.5ha
45	西畑	北	八多町	西畑	34.3	S35.4.11	農告第 328号	指定34.3ha
46	簾	北	大沢町	簾	64.92	S44.11.11 H3.5.10	農告第1757号 農告第 592号	指定64.92ha
47	北畑	北	淡河町	北畑	21.5	S58.11.14	農告第2157号	指定21.5ha
48	西荘	北	大沢町	中大沢	19.36	H2.3.16	農告第 414号	指定19.36ha
49	石切山	北	淡河町	石切山	9.5	未指定		
50	神影	北	淡河町	石峯寺	24.5	未指定		
51	中山	北	淡河町	中山	27.7	未指定		
52	北垣	北	淡河町	北垣	15	未指定		
53	古川	北	淡河町	古川	14.9	未指定		
54	鳴川	北	八多町	鳴川	10.3	未指定		
55	屏風	北	八多町	屏風	10.1	未指定		
56	日西原第2	北	大沢町	日西原	28.9	未指定		
57	日西原第3	北	大沢町	日西原	16.3	未指定		
58	善入第1	北	大沢町	善入	34.6	未指定		
59	善入第2	北	大沢町	善入	8.2	未指定		
60	上大沢	北	大沢町	上大沢	10	未指定		
61	上山	北	淡河町	上山	16.2	未指定		
62	勝雄	北	淡河町	勝雄	121	未指定		
63	南僧尾	北	淡河町	南僧尾	25	未指定		
(農林水産省林野庁所管)								
64	小河	北	山田町	小河	5	未指定		
65	多聞寺	北	有野町	唐櫃	13	未指定		南ノ上と重複
計					1,721.46			指定902.86ha

## 地すべり危険箇所

平成20年4月1日現在

番号	箇所名	区	町	字	面積(ha)	指定年月日	告示番号	備考
(国土交通省所管)								
1	西岡本	東灘	西岡本	7丁目	8.3	H11.8.3	建告第1551号	指定5.92ha
2	有馬	北	有馬町		4.3	H11.8.3	建告第1551号	指定3.24ha
3	下小名田	北	八多町	中	9.7	未指定		
4	上唐櫃	北	有野町	唐櫃町	30.5	未指定		
5	種池	北	有野町	唐櫃町	35.4	H13.4.17	国交告第501号	指定6.4ha
6	上津(2)	北	長尾町	上津	10.8	未指定		
7	柳谷	北	八多町	柳谷	11	S43.6.14	建告第1614号	指定7.42ha
8	蛇持	北	山田町	上谷上	19.6	未指定		
9	附物	北	八多町	附物	44.8	未指定		
10	上谷上	北	山田町	上谷上	15.3	未指定		
11	壺つ町	北	大沢町	中大沢	33.8	S37.10.9	建告第2589号	指定13.3ha
12	屏風	北	八多町	屏風	25.8	S55.4.4	建告第 814号	指定26.08ha
13	倉ヶ坂	北	大沢町	日西原	8.9	S37.10.9	建告第2589号	指定6.3ha
14	野瀬	北	淡河町	野瀬	30.2	H4.3.12	建告第 602号	指定29.87ha
15	日西原北	北	大沢町	日西原	12.8	未指定		
16	日西原	北	大沢町	日西原	29.8	S35.8.29 S62.3.27	建告第1833号 建告第 825号	指定10.5ha 指定2.39ha
17	中大沢	北	大沢町	中大沢	11.3	S35.8.29	建告第1833号	指定6.0ha
18	氷室	兵庫	清水町		6.9	S35.8.29	建告第1833号	指定5.0ha
19	淡河町神影	北	淡河町	神影	29.2	S41.3.17	建告第 749号	指定19.95ha
20	東畑	北	淡河町	東畑	35.3	S48.2.27	建告第 368号	指定23.7ha
21	高東町	長田	高東町		20.4	未指定		
22	淡河町北僧尾	北	淡河町	北僧尾	106.9	S41.3.17	建告第 749号	指定82.0ha
23	藪中	須磨	妙法寺		31.5	未指定		
24	横谷	須磨	妙法寺	横谷	3.1	S36.8.26 H3.3.30	建告第1889号 建告第 930号	指定9.0ha 指定0.06ha
25	清水	北	山田町	藍那	7.8	S61.3.25	建告第 801号	指定7.58ha
26	坂本	北	山田町	坂本	13.5	S60.3.27	建告第 687号	指定14.0ha
27	妙法寺	須磨	妙法寺	辻堂	7	S48.3.12	建告第 448号	指定8.97ha
28	淡河町南僧尾	北	淡河町	南僧尾	28.4	S41.3.17	建告第 749号	指定20.0ha
29	菅の池	須磨	車		12.1	S35.8.29 H2.3.30	建告第1833号 建告第 832号	指定14.0ha 指定0.94ha
30	白川	須磨	白川	堂ノ東	5.3	S47.12.27	建告第2174号	指定5.25ha
31	小河	北	山田町	小河	12.8	未指定		
32	多井畑	須磨	多井畑		6	未指定		
33	押部谷	西	押部谷町	木津	46.2	未指定		
34	下畑	垂水	下畑町	谷川	7.2	S47.12.27	建告第2174号	指定7.65ha
35	奥畑	垂水	名谷町	奥畑	14.7	未指定		
36	春日手	垂水	名谷町	春日手	4.9	未指定		
37	名谷中山	垂水	名谷町	奥之坊	8.2	S61.3.25 H2.3.31	建告第 801号 建告第 832号	指定8.05ha 指定0.23ha
38	大谷	垂水	塩屋町	大谷	2.9	未指定		
39	名谷	垂水	名谷町	前田	5.4	未指定		
40	舞子坂	垂水	舞子坂		14.2	未指定		

予防資料 1-2-5

番号	箇所名	区	町	字	面積(ha)	指定年月日	告示番号	備考
41	淡河町中山	北	淡河町	中山	5.28	H13.3.21	国交告第 278号	指定5.28ha
(農林水産省構造改善局所管)								
42	北僧尾	北	淡河町	北僧尾	246	S36.5.1	農告第 410号	指定246ha
43	善入	北	大沢町	上大沢町	73.2	S34.3.31 S50.3.29	農告第 249号 農告第 354号	指定73.2ha
44	市原	北	大沢町	市原	94.5	S35.4.11 S60.3.30	農告第 329号 農告第 494号	指定94.5ha
45	西畑	北	八多町	西畑	34.3	S35.4.11	農告第 328号	指定34.3ha
46	簾	北	大沢町	簾	64.92	S44.11.11 H3.5.10	農告第1757号 農告第 592号	指定64.92ha
47	北畑	北	淡河町	北畑	21.5	S58.11.14	農告第2157号	指定21.5ha
48	西荘	北	大沢町	中大沢	19.36	H2.3.16	農告第 414号	指定19.36ha
49	石切山	北	淡河町	石切山	9.5	未指定		
50	神影	北	淡河町	石峯寺	24.5	未指定		
51	中山	北	淡河町	中山	27.7	未指定		
52	北垣	北	淡河町	北垣	15	未指定		
53	古川	北	淡河町	古川	14.9	未指定		
54	鳴川	北	八多町	鳴川	10.3	未指定		
55	屏風	北	八多町	屏風	10.1	未指定		
56	日西原第2	北	大沢町	日西原	28.9	未指定		
57	日西原第3	北	大沢町	日西原	16.3	未指定		
58	善入第1	北	大沢町	善入	34.6	未指定		
59	善入第2	北	大沢町	善入	8.2	未指定		
60	上大沢	北	大沢町	上大沢	10	未指定		
61	上山	北	淡河町	上山	16.2	未指定		
62	勝雄	北	淡河町	勝雄	121	未指定		
63	南僧尾	北	淡河町	南僧尾	25	未指定		
(農林水産省林野庁所管)								
64	小河	北	山田町	小河	5	未指定		
65	多聞寺	北	有野町	唐櫃	13	未指定		南ノ上と重複
計					1,721.46			指定902.86ha

## 山地災害危険箇所（山腹崩壊危険地区）

番号	面積(ha)	区	町・大字	字	備考
1	2	東灘区	本山町岡本		森北町
2	1	東灘区	本山町岡本		甲南女子大
3	1	東灘区	本山町岡本		女子薬科大
4	4	東灘区	本山町岡本		ザフクゲ原
5	2	東灘区	本山町岡本		八幡神社
6	2	東灘区	本山町岡本		二楽荘
7	1	東灘区	本山町岡本		十文字山
8	17	東灘区	六甲山町五介山		極楽溪
9	20	東灘区	六甲山町五介山		五介山
10	1	東灘区	住吉台		住吉台団地
11	1	東灘区	住吉台		配水場下
12	3	東灘区	住吉山手	9丁目	荒神山
13	19	灘区	六甲山町西谷山		西山谷
14	1	東灘区	住吉山手		白鶴美術館
15	1	東灘区	住吉山手		付属中下
16	1	東灘区	鴨子ヶ原		鴨子ヶ原
17	1	灘区	高羽町高羽		渦が森
18	6	灘区	六甲山町清水		鶴甲
19	9	灘区	高羽町高羽		六甲ケーブル
20	47	灘区	六甲山町南六甲		前ヶ辻谷
21	16	灘区	六甲山町東山ノ内	西谷	奥六甲橋
22	3	灘区	六甲山町一ヶ谷		部賀谷
23	3	灘区	篠原		深谷山
24	4	灘区	篠原		伯母野
25	2	灘区	篠原		海星病院
26	7	灘区	大石		木袋谷
27	2	灘区	五毛		丸山公園
28	1	灘区	篠原		五毛
29	1	灘区	篠原		箕岡
30	5	灘区	篠原		高尾
31	2	灘区	上野		神戸高
32	3	灘区	上野		城の下通
33	7	中央区	葺合町		神仙寺通
34	1	中央区	葺合町		神仙寺通 4
35	2	中央区	葺合町	(国有林)	成徳学園
36	7	中央区	葺合町	(国有林)	雷声寺
37	8	中央区	葺合町		法徳寺1
38	3	中央区	葺合町		法徳寺2
39	6	中央区	葺合町		極楽谷
40	2	中央区	葺合町		布引山
41	6	中央区	葺合町		布引御滝 1
42	6	中央区	葺合町		市ヶ原
43	14	灘区	六甲山町中一里山		六甲牧場
44	3	中央区	葺合町		雌滝
45	3	中央区	神戸港地方		新生田川
46	9	中央区	神戸港地方	(国有林)	北野町
47	2	中央区	神戸港地方	(国有林)	北野天神
48	5	中央区	神戸港地方		諏訪山
49	1	中央区	神戸港地方		再度左岸
50	1	中央区	神戸港地方		多々部
51	3	中央区	神戸港地方		再度右岸
52	2	中央区	神戸港地方	(国有林)	浄水場上

予防資料 1-2-6

番号	面積(ha)	区	町・大字	字	備考
53	3	兵庫区	平野町		祥福寺
54	9	兵庫区	平野町		西福山橋
55	3	兵庫区	平野町		金星
56	5	北区	山田町下谷上		西服山6丁目
57	3	北区	山田町小部		神戸変電所
58	1	北区	山田町下谷上		高座
59	4	兵庫区	平野町		西服山3丁目
60	5	兵庫区	平野町		草谷
61	4	兵庫区	平野町		天王谷
62	9	兵庫区	平野町		服山墜道
63	1	兵庫区	天王町		鳥原貯水池東
64	4	北区	山田町下谷上		菊水山
65	1	兵庫区	鳥原町		三日月橋
66	1	兵庫区	里山町		里山
67	2	兵庫区	北山町		氷室町
68	1	長田区	滝谷町		滝谷町
69	5	長田区	源平町		西神戸有料道
70	1	長田区	一里山町		一里山
71	8	長田区	林山町	(国有林)	明泉寺
72	5	長田区	高取山町		高取山町
73	2	須磨区	禅昌寺町		禅昌寺
74	2	須磨区	妙法寺		西行寺東
75	6	須磨区	妙法寺		池ノ谷
76	2	須磨区	妙法寺		妙法寺
77	4	須磨区	妙法寺		下与市
78	1	須磨区	妙法寺		光霊寺
79	1	須磨区	妙法寺		明神5丁目
80	3	須磨区	明神町		明神3丁目
81	2	須磨区	大手町		勝福寺
82	1	須磨区	大手町		高尾台
83	2	須磨区	上細沢町		上細沢
84	3	須磨区	東須磨		神戸女子大
85	10	須磨区	西須磨		一ノ谷川
86	8	須磨区	西須磨		鉢伏山
87	1	垂水区	塩屋町		塩屋町二丁目
88	7	垂水区	下畑町		朝谷東
89	1	須磨区	白川		東白川
90	2	須磨区	白川		白川橋
91	1	西区	伊川谷町井吹		井吹
92	6	西区	櫛谷町寺谷		北谷橋
93	6	西区	押部谷町木幡		木幡
94	4	西区	押部谷町木津		木津
95	1	北区	山田町小河		大蔵神社
96	7	北区	山田町藍那		藍那
97	1	北区	山田町藍那		藍那駅裏
98	1	北区	山田町小部		大谷山
99	6	西区	神出町東天王山		雌子山
100	4	北区	山田町原野		大原町
101	2	北区	山田町下谷上		箕谷墜道
102	3	北区	山田町下谷上		谷上車庫
103	2	北区	山田町上谷上		大池聖天
104	6	北区	山田町下谷上		小畑
105	2	北区	山田町下谷上		下谷上

●防災DB 風水害等対策編

〔予防〕 1. 安全都市づくり推進計画

予防資料 1-2-6

番号	面積(ha)	区	町・大字	字	備考
106	2	北区	山田町下谷上		山田中
107	1	北区	淡河町淡河		大池
108	1	北区	淡河町萩原		萩原
109	1	北区	淡河町北畑		北畑1
110	1	北区	淡河町北畑		北畑2
111	1	北区	淡河町神田		日光
112	1	北区	八多町柳谷		柿田
113	9	北区	有野町有野		キスラシ山
114	4	北区	有野町唐櫃		堀切橋
115	4	北区	有野町唐櫃		鎌ヶ谷
116	6	北区	有野町唐櫃		六甲山トンネル北
117	1	北区	有野町唐櫃		上山
118	3	北区	有野町唐櫃		裏六甲ドライブウェイ1
119	4	灘区	六甲山町北六甲		裏六甲ドライブウェイ2
120	1	北区	有馬町		ウツギ谷
121	17	北区	有馬町		落葉山
122	2	北区	有馬町		有馬墜道
123	5	北区	道場町生野		千苺浄水場
124	5	須磨区	妙法寺		妙法寺
125	2	垂水区	塩屋台	3丁目	塩屋北町
126	1	北区	有野町有野		神鉄横
127	1	北区	有野町唐櫃		保養所前
128	1	北区	有馬町		ロープウェイ横
129	1	灘区	六甲山町北六甲		高山植物園
130	2	北区	長尾町上津	北谷	上津
131	4	須磨区	高倉台		高倉台
132	1	北区	山田町下谷上	芝床ノ上	志く志く
133	2	長田区	高取山町		高取山町
134	1	北区	北五葉	5丁目	北五葉
135	4	北区	山田町下谷上	中一里山	石楠花橋
136	19	灘区	六甲山町一ヶ谷		六甲ケーブル
137	1	北区	山田町下谷上	中一里山	修法ヶ原
138	1	須磨区	須磨寺町		須磨寺トンネル
139	1	北区	淡河町神田		神田
140	1	北区	淡河町東畑	杉谷	杉谷
141	1	西区	伊川谷町潤和		セリ合
142	1	北区	長尾町上津	上ノ坂	上ノ坂
143	1	北区	八多町上小名田		上小名田
144	1	北区	大沢町上大沢		上大沢
145	1	西区	玉津町水谷	セリ谷	さざんか寮護園
146	0	北区	淡河町萩原	桶屋垣内	淡河町児童館
計	582				

予防資料 1-2-7

山地災害危険箇所（崩壊土砂流出危険地区）

番号	面積(ha)	区	町・大字	字	溪流延長(m)	備考
1	0.63	東灘区	本山町森		470	甲南橋
2	0.16	東灘区	本山町森		250	甲南台
3	3.59	東灘区	本山町中野		400	魚尾道
4	0.79	東灘区	本山町北畑		870	権現谷
5	0.27	東灘区	本山町田辺		150	保久良神社
6	1.89	東灘区	本山町森		1240	八幡谷
7	0.53	東灘区	本山町岡本		590	背谷
8	0.05	東灘区	本山町岡本		130	中谷川
9	1.07	東灘区	本山町岡本		610	大谷川
10	16.68	東灘区	本山町岡本		2280	住吉川
11	3.05	灘区	六甲山町五介山		1460	大月
12	0.07	灘区	六甲山町西谷山		120	住吉山手
13	5.94	灘区	六甲山町西谷山		1270	西山谷
14	2.83	灘区	六甲山町西谷山		1720	新田川
15	0.5	灘区	高羽		330	坊主山(1)
16	1.04	灘区	高羽		690	坊主山(2)
17	2.45	灘区	六甲山町一ヶ谷		1630	ケーブルカー
18	13.38	灘区	篠原		530	六甲川
19	0.37	灘区	篠原		570	大月山
20	1.43	灘区	篠原		390	深谷山
21	0.48	灘区	篠原		750	日柳川
22	4.92	灘区	大石		1770	隠小屋山
23	0.23	灘区	上野		550	五毛
24	0.36	灘区	上野		90	西郷谷(1)
25	0.42	灘区	上野		620	貧乏谷
26	1.28	灘区	上野		670	高尾谷川
27	0.05	灘区	上野		410	中西川
28	0.16	灘区	原田		460	西郷谷(2)
29	0.78	灘区	原田	(国有林)	480	老婆谷
30	0.51	灘区	岩屋		440	婆谷
31	0.32	灘区	岩屋		1090	西郷川右岸
32	0.16	灘区	岩屋		300	茶畑
33	0.19	中央区	葺合町		220	神仙寺通
34	0.26	中央区	葺合町		430	成徳学園
35	0.42	中央区	葺合町	(国有林)	450	狐谷
36	0.2	中央区	葺合町	(国有林)	150	西谷川
37	0.53	中央区	葺合町		540	苧川(1)
38	0.42	中央区	葺合町		420	苧川(2)
39	0.28	中央区	葺合町		600	苧川(3)
40	0.03	中央区	葺合町		390	新わし寺
41	0.17	中央区	葺合町		260	布引貯水池
42	16.32	中央区	葺合町		720	布引谷
43	0.31	中央区	神戸港地方		290	合ノ谷
44	0.59	中央区	神戸港地方	(国有林)	510	天神谷
45	0.79	中央区	神戸港地方	(国有林)	630	北野天神
46	0.45	中央区	神戸港地方	(国有林)	430	外国倶楽部
47	0.60	中央区	神戸港地方		590	碓山
48	0.07	中央区	神戸港地方		150	多々部
49	0.24	中央区	神戸港地方		380	堂徳山
50	0.17	中央区	神戸港地方		480	再度越
51	0.1	中央区	神戸港地方		300	再度山
52	0.16	中央区	神戸港地方		250	神戸学園

●防災DB 風水害等対策編

〔予防〕 1. 安全都市づくり推進計画

予防資料 1-2-7

番号	面積 (ha)	区	町・大字	字	溪流延長 (m)	備考
53	0.37	中央区	神戸港地方		410	浄水場上(1)
54	0.04	中央区	神戸港地方		170	浄水場上(2)
55	0.19	中央区	神戸港地方	(国有林)	310	再度町
56	1.33	兵庫区	平野町		970	梅元町
57	0.13	兵庫区	平野町		150	東服
58	0.25	兵庫区	平野町		470	天王谷インター
59	0.13	兵庫区	平野町		220	新平野橋
60	0.19	兵庫区	平野町		240	高尾橋
61	1.02	北区	山田町下谷上		1210	天王谷川(1)
62	0.21	北区	山田町下谷上		30	天王ダム口
63	0.59	北区	山田町下谷上		290	小部
64	0.34	北区	山田町下谷上		200	小部墜道
65	0.04	北区	山田町小部		30	二軒茶屋
66	0.16	北区	山田町小部		130	奥長谷
67	0.64	北区	山田町下谷上		530	修法ヶ原橋
68	0.42	北区	山田町下谷上		630	天王谷川(2)
69	0.62	北区	山田町下谷上		730	菊水山
70	0.2	兵庫区	烏原町		620	烏原町
71	0.56	兵庫区	烏原町		620	石井川
72	0.2	兵庫区	烏原町		230	烏原大橋
73	0.3	兵庫区	烏原町		130	清水谷
74	0.35	北区	山田町下谷上		380	一本松川
75	0.05	北区	山田町下谷上		90	鈴蘭台高
76	3.12	北区	山田町下谷上		1040	イヤガ谷
77	0.26	兵庫区	烏原町		420	奥烏原
78	0.05	兵庫区	烏原町		150	烏原貯水池
79	0.08	兵庫区	鶴越筋		150	滝山
80	1.2	北区	山田町下谷上		400	檜山
81	0.05	北区	山田町下谷上		280	雲雀ヶ丘(1)
82	0.34	長田区	大日丘町		50	雲雀ヶ丘(2)
83	0.09	北区	山田町下谷上		310	雲雀ヶ丘(3)
84	0.08	長田区	長者町		270	高取山町1
85	0.29	長田区	長者町		520	長者町
86	0.08	長田区	高取山町		140	高取山町(2)
87	0.32	長田区	高取山町		430	禅昌寺川(1)
88	0.31	長田区	高取山町		330	禅昌寺川(2)
89	0.29	須磨区	禅昌寺町		460	妙法寺川
90	0.13	須磨区	禅昌寺町		380	川橋
91	0.11	須磨区	禅昌寺町		310	西行寺東
92	0.27	須磨区	禅昌寺町		430	萩の寺
93	0.09	須磨区	明神町		270	禅昌寺橋
94	0.09	須磨区	明神町		280	椿谷
95	0.78	須磨区	東須磨		390	大手筋
96	0.23	須磨区	東須磨		550	大井川
97	0.63	須磨区	西須磨		530	赤旗谷川
98	0.4	須磨区	西須磨		220	須磨浦公園
99	0.12	垂水区	塩屋町		840	境川
100	0.07	西区	櫛谷町寺谷		120	大歳神社
101	0.08	西区	押部谷町木見		130	和泉
102	0.23	西区	押部谷町木見		320	西ノ谷
103	1.85	西区	押部谷町福住		50	押部谷駅
104	0.52	西区	押部谷町栄		900	北垣内
105	0.16	北区	山田町藍那		200	岡山

予防資料 1-2-7

番号	面積 (ha)	区	町・大字	字	溪流延長 (m)	備考
106	0.11	兵庫区	平野町奥東服山		90	金清橋
107	0.32	北区	山田町西下		340	西下
108	5.76	北区	山田町下谷上		310	丸山川
109	1.3	北区	山田町上谷上		260	炭ヶ谷川
110	1.64	北区	山田町上谷上		930	地藏谷川
111	0.3	北区	山田町上谷上		470	花山団地
112	10.62	北区	山田町上谷上		2300	黒岩谷川
113	0.24	北区	山田町上谷上		10	見山台
114	0.51	北区	山田町上谷上		530	古々谷
115	0.23	北区	山田町上谷上		380	花山駅
116	0.23	北区	山田町上谷上		200	花山川
117	0.03	北区	山田町下谷上		70	芝床上
118	0.23	北区	山田町下谷上		70	北勝
119	0.24	北区	山田町下谷上		200	二ツ桶川
120	1.36	北区	山田町下谷上		320	砂川
121	0.73	北区	山田町原野		790	青葉台
122	1.32	北区	山田町坂本		1030	浄蓮寺
123	1.53	北区	淡河町勝雄		1000	木坂川
124	5.4	北区	淡河町淡河		380	浦川
125	297	北区	淡河町萩原		700	尼谷川
126	0.91	北区	淡河町木津		240	林谷
127	0.95	北区	淡河町行原		1050	小屋谷
128	0.52	北区	淡河町行原		650	行原大橋
129	1.8	北区	淡河町行原		1540	一谷川
130	0.58	北区	淡河町中山		460	ホウキ谷
131	2.31	北区	淡河町中山		1270	芦谷川
132	0.28	北区	淡河町野瀬		200	藤ヶ瀬
133	0.12	北区	淡河町野瀬		210	野瀬皿池
134	0.22	北区	淡河町野瀬		370	鍛冶が谷
135	0.13	北区	淡河町東畑		160	東畑
136	0.68	北区	八多町上小名田		60	下ノ池
137	2.4	北区	八多町柳谷		790	奥沢河原谷
138	0.12	北区	有野町有野		470	堀越
139	0.23	北区	有野町唐櫃		260	唐櫃台向い
140	0.2	北区	有野町唐櫃		210	唐櫃インター
141	0.49	北区	有野町唐櫃		680	種池橋
142	0.23	北区	有野町唐櫃		400	西山田
143	1.15	北区	有野町唐櫃		540	八王子川
144	0.47	北区	有野町唐櫃		520	平見川(1)
145	0.39	北区	有野町唐櫃		460	平見川(2)
146	0.06	北区	有野町唐櫃		180	東谷川
147	18.96	北区	有野町唐櫃		680	奥山川
148	2.21	北区	有野町唐櫃		1440	風呂谷川
149	3.79	北区	有野町唐櫃		1170	水無川
150	1.02	北区	有野町唐櫃		570	河原谷
151	0.2	北区	有野町唐櫃		300	新有馬駅
152	0.41	北区	有野町唐櫃		490	有愛苑
153	0.48	北区	有野町有野		870	五社駅
154	0.2	北区	有野町有野		330	有野台
155	0.55	北区	有野町有野		420	アド病院
156	1.04	北区	有野町有野		400	有野操車場
157	0.44	北区	有馬町		70	蛇谷川
158	4.23	北区	有馬町		860	滝川

●防災DB 風水害等対策編

[予防] 1. 安全都市づくり推進計画

予防資料 1-2-7

番号	面積(ha)	区	町・大字	字	溪流延長(m)	備考
159	0.17	北区	有馬町		240	有馬地獄谷
160	4.27	北区	有馬町		140	瑞宝寺谷
161	1.19	北区	有馬町		310	栗栖川
162	1.06	北区	有馬町		670	緑川
163	0.11	北区	有馬町		170	十八丁小橋
164	4.95	北区	有馬町		180	十八丁川
165	0.06	長田区	一里山町		100	一里山
166	1.64	北区	山田町下谷上		420	菊水山西
167	0.5	中央区	神戸港地方口一里山		180	七三峠
168	0.23	中央区	神戸港地方口一里山		220	再度D下
計	500.39					

予防資料 1-2-8

災害関連地域防災がけ崩れ対策事業箇所

番号	箇所名	区	町	字	施工延長(m)	保全人家数
1	住吉山手9丁目	東灘	住吉山手	9丁目	20.7	2
2	住吉台	東灘	住吉台		20	3
3	有馬	北	有馬町		30	4
4	片山町	長田	片山町	3丁目	27.2	4
5	新方	西	玉津町	新方	59	6

●防災DB 風水害等対策編

[予防] 1. 安全都市づくり推進計画

予防資料 1-2-7

番号	面積(ha)	区	町・大字	字	溪流延長(m)	備考
159	0.17	北区	有馬町		240	有馬地獄谷
160	4.27	北区	有馬町		140	瑞宝寺谷
161	1.19	北区	有馬町		310	栗栖川
162	1.06	北区	有馬町		670	緑川
163	0.11	北区	有馬町		170	十八丁小橋
164	4.95	北区	有馬町		180	十八丁川
165	0.06	長田区	一里山町		100	一里山
166	1.64	北区	山田町下谷上		420	菊水山西
167	0.5	中央区	神戸港地方口一里山		180	七三峠
168	0.23	中央区	神戸港地方口一里山		220	再度D下
計	500.39					

予防資料 1-2-8

災害関連地域防災がけ崩れ対策事業箇所

番号	箇所名	区	町	字	施工延長(m)	保全人家数
1	住吉山手9丁目	東灘	住吉山手	9丁目	20.7	2
2	住吉台	東灘	住吉台		20	3
3	有馬	北	有馬町		30	4
4	片山町	長田	片山町	3丁目	27.2	4
5	新方	西	玉津町	新方	59	6

●防災DB 風水害等対策編

[予防] 1. 安全都市づくり推進計画

予防資料 1-2-7

番号	面積(ha)	区	町・大字	字	溪流延長(m)	備考
159	0.17	北区	有馬町		240	有馬地獄谷
160	4.27	北区	有馬町		140	瑞宝寺谷
161	1.19	北区	有馬町		310	栗栖川
162	1.06	北区	有馬町		670	緑川
163	0.11	北区	有馬町		170	十八丁小橋
164	4.95	北区	有馬町		180	十八丁川
165	0.06	長田区	一里山町		100	一里山
166	1.64	北区	山田町下谷上		420	菊水山西
167	0.5	中央区	神戸港地方口一里山		180	七三峠
168	0.23	中央区	神戸港地方口一里山		220	再度D下
計	500.39					

予防資料 1-2-8

災害関連地域防災がけ崩れ対策事業箇所

番号	箇所名	区	町	字	施工延長(m)	保全人家数
1	住吉山手9丁目	東灘	住吉山手	9丁目	20.7	2
2	住吉台	東灘	住吉台		20	3
3	有馬	北	有馬町		30	4
4	片山町	長田	片山町	3丁目	27.2	4
5	新方	西	玉津町	新方	59	6

予防資料 1-3

### 道路災害警戒地区の選定基準

道路災害警戒地区とは、降雨、がけ崩れ、落石、地すべり等により道路に災害発生が予測され、特に重大な警戒を要する箇所をいう。対象路線と箇所の選定基準は以下のとおりである。

対象路線：神戸市管理の国道、県道、主要地方道、一般県道及び重要な市道。

対象項目：落石、がけ崩れ、地すべり、土石流、盛土、擁壁、橋梁基礎の洗堀等

箇所選定：上記の対象項目について市内全域の点検を実施し、災害に至る可能性のある要因が認められる箇所を計上。

(道路災害警戒地区総括表)

名 称	平成22年度 警戒を要する箇所	
	箇 所 数	数 量
道 路	62	5.6 km

予防資料 1-3

道路災害警戒地区一覧表（平成22年度）

路線連番	路線名	道路種別	箇所連番	所在地	対象項目	延長(m)
1	国道176号	国	1	北区長尾町宅原	A	43
2	国道428号	国	2	兵庫区平野町	G	40
			3	兵庫区平野町	A	200
			4	北区淡河町淡河	A	30
			5	北区山田町下谷上	A	60
3	山田三田線	主	6	北區大沢町日西原	A	50
4	西脇三田線	主	7	北區大沢町日西原	F	50
			8	北區大沢町日西原	G	42
			9	北區有馬町	A	23
5	宝塚唐櫃線	主	10	灘区六甲山町中一里山	A	75
			11	灘区六甲山町中一里山	A	60
			12	灘区六甲山町シャクナゲ	A	80
			13	灘区六甲山町シャクナゲ	A	30
			14	灘区六甲山町東山ノ内西谷	A	80
			15	灘区六甲山町東山ノ内西谷	A	45
			16	灘区六甲山町北六甲	A	70
			17	灘区六甲山町五介山	A	60
			18	東灘区本山町森	A	40
			19	北区山田町小部	A	150
			20	北区山田町下谷上	A	60
			21	須磨区白川竹の下	G	154
7	神戸明石線	主	22	垂水区下畑町小坂	G	10
8	神戸三田線	主	23	兵庫区平野町	A	110
			24	兵庫区平野町	A	75
			25	兵庫区平野町	A	100
			26	兵庫区平野町	B	140
			27	北区有野町有野	A	45
			28	北区有野町有野	A	20
9	神戸六甲線	主	29	灘区六甲山町東山ノ内西谷	A	10
			30	灘区六甲山町東山ノ内西谷	A	20
			31	灘区六甲山町東山ノ内西谷	A	80
			32	灘区六甲山町東山ノ内西谷	A	610
			33	灘区六甲山町東山ノ内西谷	A	170
			34	灘区六甲山町東山ノ内西谷	A	100
			35	灘区六甲山町東山ノ内西谷	A	220
			36	灘区六甲山町東山ノ内西谷	A	260
10	神戸三木線	主	37	灘区六甲山町東山ノ内西谷	A	80
			38	須磨区妙法寺桜界地山	A	30
			39	須磨区妙法寺桜界地山	B	67
40	西区伊川谷町布施畑	A	175			
11	住吉村合併9号線	他	41	東灘区住吉山手8丁目	A	80
12	奥摩耶六甲線	1	42	灘区六甲山町中一里山	A	90
			43	灘区摩耶町	A	70
13	布引太竜寺線	2	44	中央区葺合町	A	70
			45	中央区葺合町	A	40
14	有野六甲線	1	46	北区有野町唐櫃	A	220
			47	北区有野町唐櫃	A	160
			48	北区有野町唐櫃	A	130
			49	北区有野町唐櫃	A	80
			50	北区有野町唐櫃	A	180
			51	北区有野町唐櫃	A	60
15	鳴川線	他	52	北区八多町西畑	A	20
16	西下木津線	1	53	北区山田町西下	A	60
17	本温泉瑞宝寺線	他	54	北区有馬町	A	30
18	水呑木津線	1	55	北区山田町藍那	A	50

19	山麓線	主	56	長田区高取山町1丁目3番	G	36
20	長田箕谷線	1	57	須磨区西須磨鉄拐山	E	20
21	石畳2号線	他	58	垂水区下畑町石畳	C	100
22	塩屋44号線	他	59	垂水区塩屋町9丁目	C	30
23	小寺吹上線	2	60	西区伊川谷町上脇	A	150
			61	西区伊川谷町上脇	A	50
			62	西区伊川谷町上脇	A	90
計						5,580

凡例	道路種別	対象項目
	国：一般国道	A：落石・崩壊
	主：主要地方道	B：岩石崩壊
	一：一般県道	C：地すべり
	1：1級市道	E：土石流
	2：2級市道	F：盛土
	他：その他市道	G：擁壁

予防資料 1-4

既成宅地危険箇所の選定基準

名 称	既成宅地危険箇所（平成22年度箇所数）
既成宅地危険箇所	22箇所

既成宅地危険箇所一覧表

（建設局総務部宅地開発指導課）

区	番号	所在地	現 況	予想される被害	危険度
東灘	1	本山町北畑字ザフクガ原 665-1の一部 他5筆	石積擁壁(H=3.5) 撤去後法面の対策なし	法面崩壊、土砂流出	C
	2	篠原北町4丁目 992-96, 992-97	法面崩壊の恐れ(勾配1:1.5) 法面保護対策済	土砂流出、通行者に被害	C
中央	3	神仙寺通1丁目6-4	コンクリート擁壁(H=1.7~2.2) 前傾帯鋼にて補強	コンクリート擁壁崩壊 通行者に被害	C
	4	北野町3丁目106	石積擁壁(H=2.5) 孕み出し	擁壁崩壊、家屋倒壊	C
	5	中山手通7丁目26-17	石積・コンクリート擁壁(H=3.5) 孕み出し	擁壁崩壊、家屋倒壊	C
兵庫	6	千鳥町2丁目5	石積擁壁(H=3.0) 孕み出し 一部添打補強済	擁壁崩壊、家屋倒壊	C
	7	千鳥町2丁目6-3~6-8	石積擁壁(H=3.0) 孕み出し	擁壁崩壊、家屋倒壊	C
	8	千鳥町2丁目7-3~11-6	石積擁壁(H=1.8) 孕み出し 一部添打補強済	擁壁崩壊、家屋倒壊	C
	9	氷室町1丁目5-7	石積擁壁(H=5.3) 孕み出し 一部添打補強済	擁壁崩壊、通行者に被害	C
	10	鶴越町3-1	石積擁壁(H=1.4~2.5) 孕み出し	擁壁崩壊、家屋倒壊	C
	11	菊水町10丁目30-2	石積擁壁(H=3.8) 前傾	擁壁崩壊、家屋倒壊	C
	12	湊川町10丁目23-1	石積擁壁(H=2.2) 孕み出し	擁壁崩壊、家屋倒壊	C
	13	菊水町5丁目3-9	石積擁壁+コンクリート擁壁(H=2.6+2.0) 前傾	擁壁崩壊 家屋及び通行者に被害	C
長田	14	荒田町4丁目54-2	石積擁壁(H=2.0) 孕み出し	擁壁崩壊、家屋倒壊	C
	15	長田天神町7丁目6-43	コンクリート擁壁(H=4.5、L=10.0) 擁壁倒壊・隣接家屋にもたれ	家屋倒壊	B
	16	房王寺町2丁目26-2, 26-23	石積擁壁(H=5.0、L=54.0) 亀裂・孕み出し	擁壁倒壊、家屋倒壊	C
	17	房王寺町2丁目8-2	石積擁壁(H=2.4、L=5.0) 亀裂・孕み出し	擁壁倒壊、家屋倒壊	C
	18	大塚町1丁目31-28	石積擁壁(H=6.0、L=20.0) 亀裂・孕み出し	擁壁倒壊、家屋倒壊	C
	19	上池田4丁目23-1	コンクリート擁壁(H=4.0、L=2.4) 亀裂・目違い モルタルにて仮補修	擁壁倒壊、家屋倒壊	C
須磨	20	上池田4丁目21-1	コンクリート擁壁(H=2.9、L=18.0) 亀裂・前傾 モルタルにて仮補修	擁壁倒壊、家屋倒壊	C
	21	離宮前町2丁目165-15	石積擁壁(H=2.3、L=10.0) 亀裂・孕み出し	擁壁倒壊、家屋倒壊	C
	22	上細沢町34-11	石積擁壁(H=2.8、L=8.0) 崩壊	擁壁倒壊、家屋倒壊	B

※ 危険度の基準

- A：降雨時には厳重な警戒を要し、大きな被害が予想される箇所
- B：降雨時には警戒を要し、被害が予想される箇所
- C：降雨時には観察・警戒を要する箇所

## 水防資料 3-1

## 一・二級河川における重要水防箇所指定基準（兵庫県）

## 第1条（総則）

この基準は、水防法（昭和24年法律193号）第7条第1項に基づく兵庫県水防計画第7章第4節の重要水防箇所を、県が管理する河川の箇所について指定することについての基準を示すものである。

## 第2条（定義）

この基準において「重要水防箇所」とは、洪水又は高潮が公共に及ぼす影響が大きいと見込まれ、水防活動を重点的に実施すべき箇所をいう。

## 第3条（箇所指定の条件）

河川の背後地が別表第1の何れかに該当し、かつ河川の現状が別表第2の何れかに該当する箇所。

## 別表第1 背後地の重要度に関する基準

1	市街地又は集落を形成している箇所があること。
2	公共施設（鉄道、国道、県市町道等）、公共建物（官公署、学校、病院等）のうち、重要なものが所在する箇所があること。
3	農地、工場等の地域経済において重要な箇所があること。
4	その他の上記に準じる重要な箇所があること。

## 別表第2 河川における重要水防箇所指定基準

種別	重要水防箇所		
	A 水防上最も重要な箇所	B 次に重要な箇所	要注意箇所
堤防高 （流下能力）	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているがそれぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績があるが、堤体あるいは基礎基盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防で、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	

水防計画

種別	重要水防箇所		
	A 水防上最も重要な箇所	B 次に重要な箇所	要注意箇所
水衝・洗堀	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による海岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗堀されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置は必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所
陸開			陸開が設置されている箇所。

備考 1 堤防の計画余裕高及び天端幅は、河川管理施設等構造令に準ずる。(表1、表2)

表1 計画余裕高

項	1	2	3	4	5	6
計画高水流量(m <sup>3</sup> /s)	200未満	200以上 500未満	500以上 2,000未満	2,000以上 5,000未満	5,000以上 10,000未満	10,000以上
計画高水位に加える値(m)	0.6	0.8	1.0	1.2	1.5	2.0

表2 天端幅

項	計画高水流量 (m <sup>3</sup> /s)	天端幅(m)
1	500未満	3.0
2	500以上 2,000未満	4.0
3	2,000以上 5,000未満	5.0
4	5,000以上 10,000未満	6.0
5	10,000以上	7.0

備考 2 計画高水流量とは、中小、小規模、激特、助成、関連、農改等で一定規模で河川改修工事の完了箇所はその改修断面相当の流量を計画高水流量とし、その他の箇所は平均降雨強度50mm/hrとし、合理式により算出した流量を計画高水流量とする。

水防資料 3-1

準用、普通河川における重要水防箇所指定基準

河川の背後地が下記1のいずれかに該当し、かつ河川の現況が下記2に該当する箇所

1. 背後地の重要度に関する基準

- ①市街地または集落を形成している箇所
- ②公共施設（鉄道、主要道路等）、公共建築物（官公署、学校、病院等）のうち、重要なものが所在する箇所
- ③その他上記に準じる重要な箇所

2. 重要水防箇所指定基準

計画高水流量規模の洪水の水位が現況の堤防高を越える箇所もしくは過去に浸水実績のある箇所（堤防高）

※計画高水流量は1／10年規模とする

重要水防箇所一覽表 (一・二級河川)

(担当課: 建設局下水道河川部河川課)

水防区	水系名	河川名	水防上最も重要な箇所						次に重要な箇所						河川種別					
			河川番号	箇所番号	岸	延長(m)	区間	危険理由	対策工法	河川番号	箇所番号	岸	延長(m)	区間		危険理由	対策工法			
東灘区	高橋川	高橋川	1	6	工	—	東灘区本庄町3丁目	1-A	工作物(無名橋)	積土俵							2級			
			7	工	—	東灘区本庄町3丁目	1-A	工作物(下稲荷橋)	積土俵											
	要玄寺川	要玄寺川	2	8	工	—	東灘区本山南町2丁目	1-A	工作物(深田橋)	積土俵	1	42	工	—	東灘区本山南町2丁目	1-B	工作物(琴田橋)	積土俵	2級	
												43	左	300	東灘区本山北町1丁目~4丁目	1-B	堤防高	積土俵		
	天上川	天上川	3	9	工	—	東灘区青木6丁目、魚崎南町6丁目	1-A	工作物(天上川橋)	積土俵	2	44	左	600	東灘区青木3丁目~北青木4丁目	1-B	堤防高	積土俵	2級	
				10	工	—	東灘区田中町1丁目、2丁目	1-A	工作物(米田橋)	積土俵		45	右	700	東灘区魚崎南町1丁目~魚崎北町1丁目	1-B	堤防高	積土俵		
				11	工	—	東灘区田中町1丁目、2丁目	1-A	工作物(阪急線路)	積土俵		46	左	200	東灘区本山南町9丁目~東灘区田中町1丁目	1-B	堤防高	積土俵		
												47	右	100	東灘区田中町2丁目	1-B	堤防高	積土俵		
												48	左	200	東灘区岡本1丁目~5丁目	1-B	堤防高	積土俵		
												49	右	200	東灘区岡本2丁目~7丁目	1-B	堤防高	積土俵		
	天神川	天神川									3	50	左	300	東灘区御影石町1丁目~御影石町2丁目	1-B	堤防高	積土俵	2級	
												51	右	300	東灘区御影石町1丁目~御影塚町2丁目	1-B	堤防高	積土俵		
	石屋川	石屋川									4	52	左	50	東灘区御影石町1丁目	1-B	堤防高	積土俵	2級	
												53	右	50	東灘区御影塚町1丁目	1-B	堤防高	積土俵		
54												左	100	東灘区御影石町3丁目	1-B	堤防高	積土俵			
55												右	200	東灘区御影塚町2丁目~灘区記田町1丁目	1-B	堤防高	積土俵			
高羽川	高羽川									5	56	左	80	灘区高羽町3丁目	1-B	水衝・洗掘	2級			
											57	右	80	灘区高羽町4丁目	1-B	水衝・洗掘				
兵庫区	新湊川	石井川	4	13	工	—	兵庫区都由乃町5丁目~兵庫区湊山町	1-A	工作物(日吉歩道橋)	積土俵	6	60	左	400	兵庫区雪御所町~山王町2丁目	1-B	堤防高	積土俵	2級	
												61	右	400	兵庫区大同町1丁目~都由乃町1丁目	1-B	堤防高	積土俵		
北区	美養川	美養川								7	25	左	1,200	北区大沢町中大沢~上大沢(中大沢橋~上大沢橋)	1-B	水衝・洗掘	1級			
											26	右	1,200	北区大沢町中大沢~上大沢(中大沢橋~上大沢橋)	1-B	水衝・洗掘				
											27	左	1,100	北区大沢町上大沢(榎本橋~沢仁橋)	1-B	水衝・洗掘				
											28	右	870	北区大沢町上大沢(榎本橋~沢仁橋)	1-B	水衝・洗掘				
	加古川	淡河川									8	29	左	3,000	北区淡河町勝雄(万代橋)~東畑(開通橋)	1-B	堤防高	積土俵	1級	
												30	右	3,000	北区淡河町勝雄(万代橋)~東畑(開通橋)	1-B	堤防高	積土俵		
												31	左	3,200	北区淡河町中山(前田橋)~野瀬(揚石橋)	1-B	堤防高	積土俵		
												32	右	3,000	北区淡河町中山(前田橋)~野瀬(揚石橋)	1-B	堤防高	積土俵		
												33	左	3,200	北区淡河町中山(前田橋)~野瀬(揚石橋)	1-B	水衝・洗掘			
												34	右	3,000	北区淡河町中山(前田橋)~野瀬(揚石橋)	1-B	水衝・洗掘			
	武庫川	武庫川									9	35	左	400	北区道場町生野	2-B	堤防高	積土俵	2級	
												36	右	700	北区道場町塩田~三田市境	1-B	堤防高	積土俵		
		有馬川	有馬川	6	3	左	800	北区道場町塩田(宮前橋)~長尾川合流点	1-A	堤防高	積土俵	11	38	左	670	北区道場町塩田(春日橋)~宮前橋	1-B	堤防高	積土俵	2級
					4	右	1,100	北区道場町塩田(宮前橋)~長尾川合流点	2-A	堤防高	積土俵		39	右	540	北区道場町塩田(春日橋上流)~宮前橋	1-B	堤防高	積土俵	
5					工	—	北区道場町塩田(宮前橋)	1-A	工作物(宮前橋)	積土俵										
有野川	有野川									12	40	左	400	北区道場町日下部(八多川合流点付近)	1-B	堤防高	積土俵	2級		
											41	右	400	北区道場町日下部(八多川合流点付近)	1-B	堤防高	積土俵			
長田区	新湊川	新湊川	7	12	工	—	長田町苅藪通3丁目	1-A	工作物(庄田橋)	積土俵	13	58	左	240	長田町苅藪通(駒江橋)~庄田橋	1-B	堤防高	積土俵	2級	
												59	右	240	長田町駒江町~庄田町(駒江橋)~庄田橋	1-B	堤防高	積土俵		
須磨区	妙法寺川	妙法寺川	8	14	左	1,600	須磨区大田町8丁目(中央幹線)~神操町1丁目	1-A	堤防高	積土俵	14	62	左	360	須磨区妙法寺(上与市橋)~	1-B	堤防高	積土俵	2級	
				15	右	1,600	須磨区大田町1丁目(中央幹線)~明神町1丁目	1-A	堤防高	積土俵		63	右	360	須磨区妙法寺(上与市橋)~	1-B	堤防高	積土俵		
				16	工	—	須磨区鷹取町4丁目(国道2号)	1-A	工作物(岩宮橋)	積土俵		64	左	120	須磨区妙法寺	1-B	堤防高	積土俵		
				17	工	—	須磨区大池町5丁目~松風町3丁目(IR)	1-A	工作物(村雨橋)	積土俵		65	右	120	須磨区妙法寺	1-B	堤防高	積土俵		
				18	左	740	須磨区妙法寺(上与市橋)	1-A	堤防高	積土俵										
				19	右	740	須磨区妙法寺(上与市橋)	1-A	堤防高	積土俵										
				20	工	—	須磨区妙法寺(下与市橋)	1-A	工作物(下与市橋)	積土俵										
				21	工	—	須磨区妙法寺(上与市橋)	1-A	工作物(上与市橋)	積土俵										

垂水区	塩屋谷川	塩屋谷川	9	22	右	10	垂水区塩屋町1丁目 (国道2号~JR)	1-A	堤防高	積土俵	15	66	左	800	垂水区塩屋町3丁目	1-B	堤防高	積土俵	2級		
													67	右	720	垂水区塩屋町4丁目	1-B	堤防高		積土俵	
														68	工	—	垂水区塩屋町3丁目 ~4丁目	1-B		工作物 (無名橋)	積土俵
	福田川	福田川	10	23	工	—	垂水区平磯2丁目 ~4丁目(福田橋(No.8))	1-A	工作物 (福田橋)	積土俵	16	69	左	230	垂水区川原3丁目 ~坂上5丁目	1-B	堤防高	積土俵	2級		
													70	右	230	垂水区御雲町2丁目 ~清水通	1-B	堤防高		積土俵	
	山田川	山田川	11	24	工	—	垂水区西舞子1丁目 (国道2号)	1-A	工作物 (西舞子橋)	積土俵	17	71	左	150	垂水区西舞子3丁目 (西舞子【IR上流部】~)	1-B	堤防高	積土俵	2級		
													72	右	150	垂水区西舞子5丁目 (西舞子【IR上流部】~)	1-B	堤防高		積土俵	
														73	左	540	垂水区本多開1丁目	1-B		堤防高	積土俵
														74	右	540	垂水区西脇1丁目	1-B		堤防高	積土俵
														75	左	160	垂水区多開1丁目 (第二神明道路上流側)	1-B		水衝・洗掘	
														76	右	160	垂水区西脇1丁目 (第二神明道路上流側) ~西脇1丁目	1-B		水衝・洗掘	
														77	左	740	垂水区本多開2丁目 (多開橋)	1-B		水衝・洗掘	
														78	右	740	垂水区多開台2丁目 (多開橋) ~多開台1丁目	1-B		水衝・洗掘	
	明石川	明石川									18	79	右	800	西区持子1丁目~3丁目	1-B	堤防高	積土俵	2級		
			伊川									19	81	左	2,000	西区伊川谷町小寺 ~伊川谷町前開	3-B	堤防高		積土俵	
													82	右	2,000	西区前開南町1丁目 ~西区伊川谷町前開	3-B	堤防高		積土俵	
		榎谷川									20	83	左	4,080	西区榎谷町長谷 ~榎谷町寺谷	1-B	堤防高	積土俵	2級		
													84	右	4,080	西区榎谷町長谷 ~榎谷町寺谷	1-B	堤防高		積土俵	
	合計			3	左	3,140					20	28	左	24,820							
				5	右	3,650						29	右	25,080							
				16	工	—							2	工	—						

## 水防資料 3-1

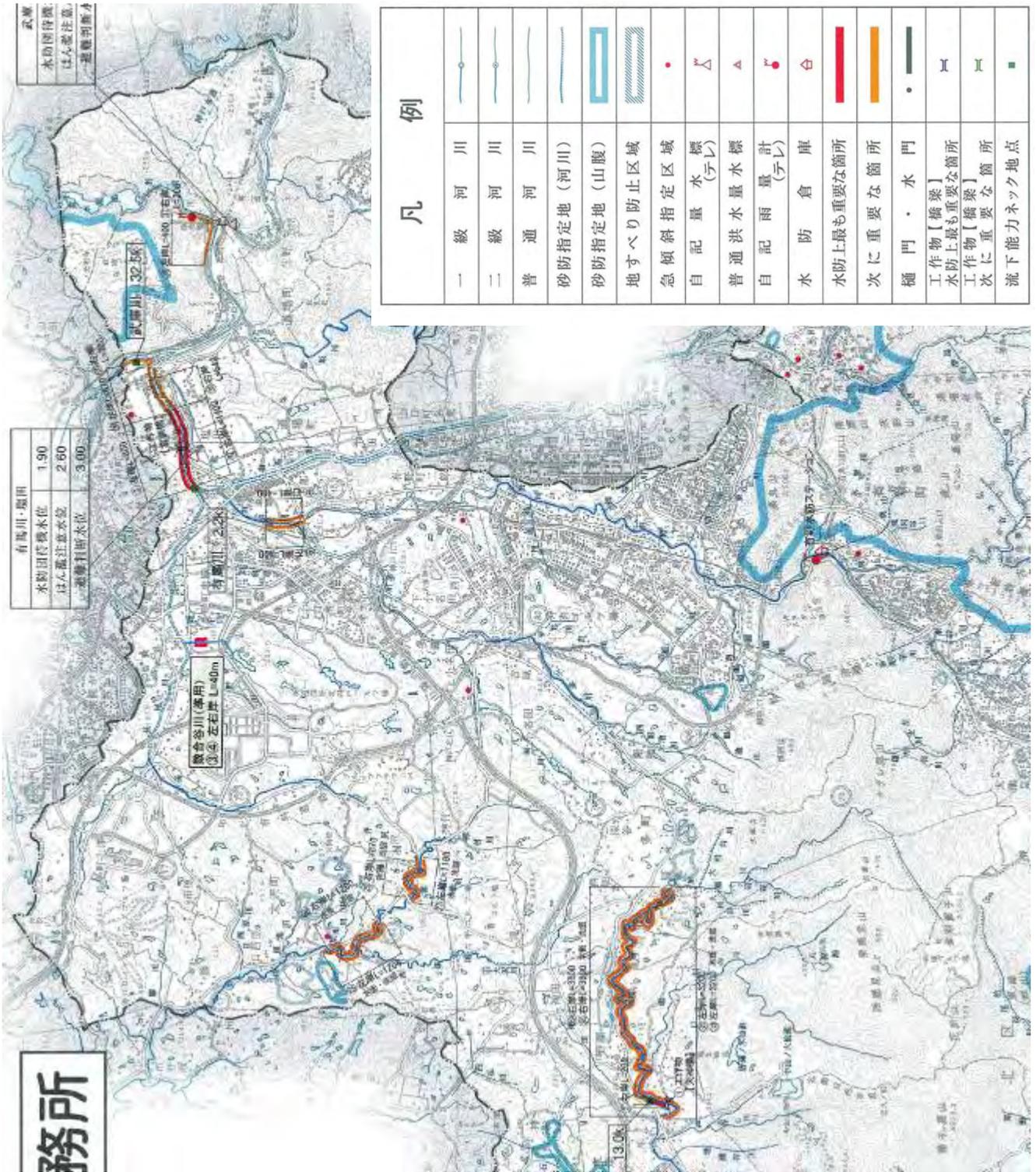
## 重要水防箇所一覧表（準用、普通河川）

（担当課：建設局下水道河川部河川課）

水防区	水系名	河川名	河川番号	箇所番号	岸	延長(m)	区間	危険理由	対策工法	河川種別																																																																				
中央区	宇治川	再度谷川	1	1	左	100	中央区神戸港地方再度谷	1-堤防高	積土俵	普通																																																																				
				2	右	100					北区	武庫川	数合谷川	2	3	左	40	北区長尾町宅原	1-堤防高	積土俵	準用	4	右	40	加古川	僧尾川	3	5	左	40	北区淡河町北僧尾、南僧尾	1-堤防高	積土俵	準用	6	右	40	明石川	明石川	4	7	左	1,340	北区山田町藍那	1-堤防高	積土俵	準用	8	右	1,340	西区	瀬戸川	瀬戸川	5	9	左	150	西区岩岡町古郷	1-堤防高	積土俵	準用	10	右	150	合 計			5	5	左	1,670							
北区	武庫川	数合谷川	2	3	左	40	北区長尾町宅原	1-堤防高	積土俵	準用																																																																				
				4	右	40						加古川	僧尾川	3	5	左	40	北区淡河町北僧尾、南僧尾	1-堤防高	積土俵	準用	6	右	40	明石川	明石川	4	7	左	1,340	北区山田町藍那	1-堤防高	積土俵	準用	8	右	1,340	西区	瀬戸川	瀬戸川	5	9	左	150	西区岩岡町古郷	1-堤防高	積土俵	準用	10	右	150	合 計			5	5	左	1,670								5	右	1,670										
	加古川	僧尾川	3	5	左	40	北区淡河町北僧尾、南僧尾	1-堤防高	積土俵	準用																																																																				
				6	右	40						明石川	明石川	4	7	左	1,340	北区山田町藍那	1-堤防高	積土俵	準用	8	右	1,340	西区	瀬戸川	瀬戸川	5	9	左	150	西区岩岡町古郷	1-堤防高	積土俵	準用	10	右	150	合 計			5	5	左	1,670								5	右	1,670																							
	明石川	明石川	4	7	左	1,340	北区山田町藍那	1-堤防高	積土俵	準用																																																																				
				8	右	1,340					西区	瀬戸川	瀬戸川	5	9	左	150	西区岩岡町古郷	1-堤防高	積土俵	準用	10	右	150	合 計			5	5	左	1,670								5	右	1,670																																					
西区	瀬戸川	瀬戸川	5	9	左	150	西区岩岡町古郷	1-堤防高	積土俵	準用																																																																				
				10	右	150					合 計			5	5	左	1,670								5	右	1,670																																																			
合 計			5	5	左	1,670																																																																								
				5	右	1,670																																																																								

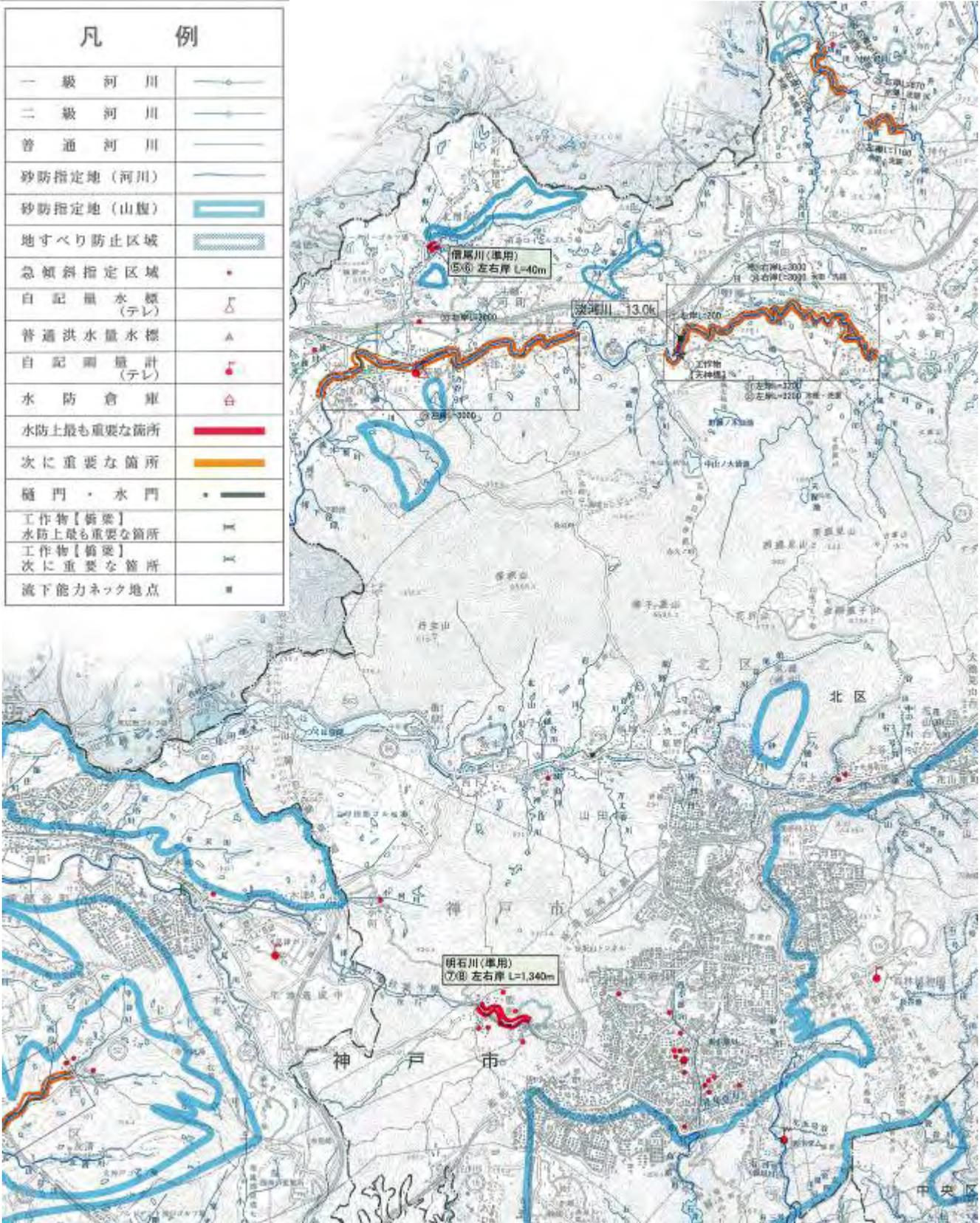


重要水防箇所図（東灘区、灘区、中央区、兵庫区）

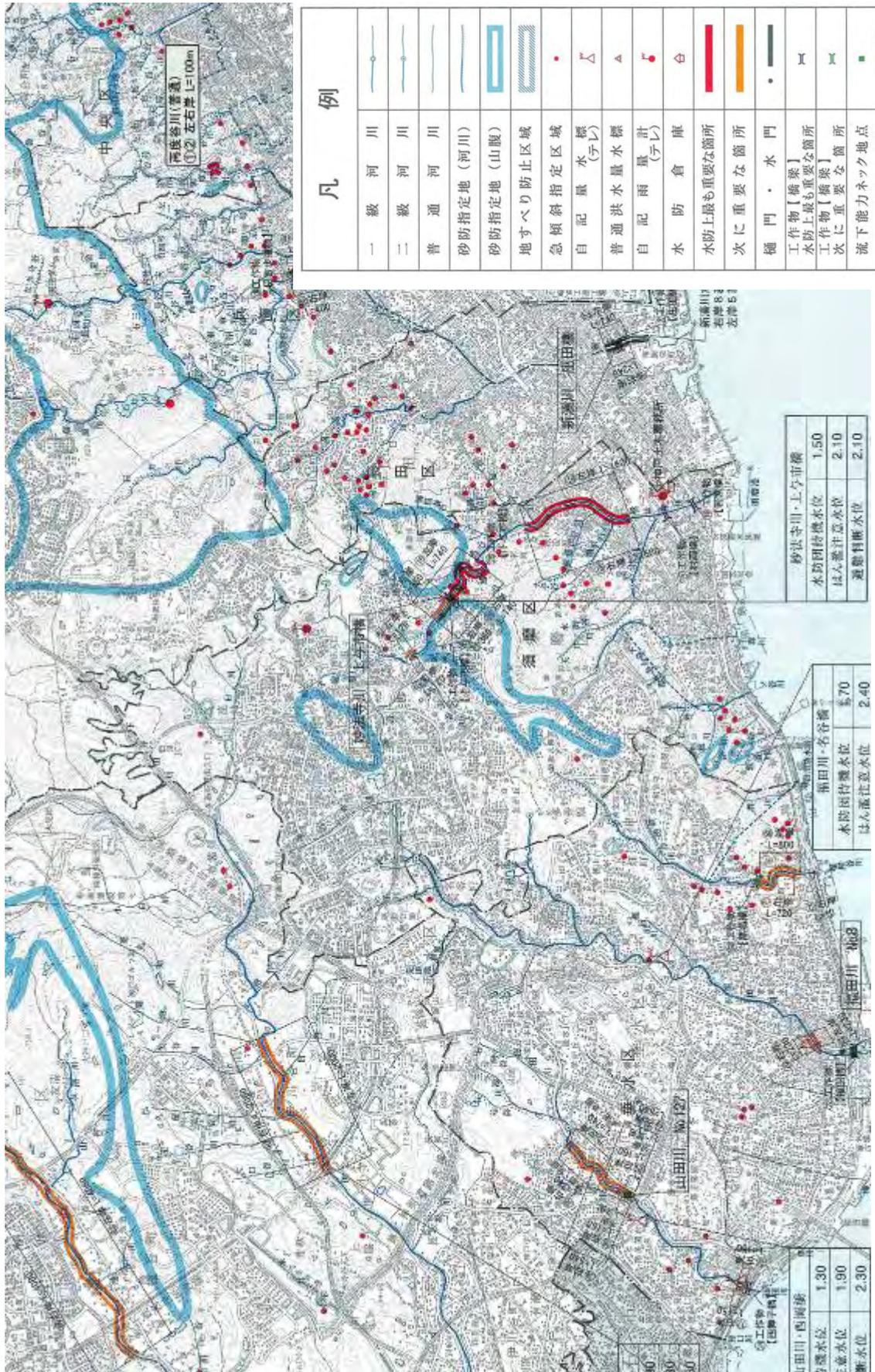


重要水防箇所図（北区）

凡 例	
一級河川	
二級河川	
普通河川	
砂防指定地(河川)	
砂防指定地(山腹)	
地すべり防止区域	
急傾斜指定区域	
白記量水標(テレ)	
普通洪水量水標	
白記雨量計(テレ)	
水防倉庫	
水防上最も重要な箇所	
次に重要な箇所	
樋門・水門	
工作物【橋梁】 水防上最も重要な箇所	
工作物【橋梁】 次に重要な箇所	
流下能力ネック地点	



重要水防箇所図（北区、西区）



重要水防箇所図（長田区、須磨区、垂水区）



雨水幹線水防地区の選定基準

雨水幹線水防地区の箇所、数量については、新雨水総合排除計画に基づく新基準で出した数値であり、昭和42年災害で浸水した区域のうち、延長100m以上の未整備路線を抽出している。

雨水幹線水防地区一覧表

(担当課 建設局下水道河川部工務課)

水防区	番号	雨水幹線名	区 域	重要水防区域 危険な区域 (m)	予想される危険	備考
東灘	1	森深江雨水幹線	深江南町3丁目他	540	溢 水	
	2	地蔵川雨水幹線	魚崎北町2丁目他	180	溢 水	
	3	界目川雨水幹線	住吉南町4丁目他	100	溢 水	
	4	辰巳雨水幹線	御影石町1丁目他	130	溢 水	
	5	高羽雨水幹線	御影塚町1丁目他	350	溢 水	
	小計			5	1,300	
中央	6	神戸駅前雨水幹線	相生町2丁目他	110	溢 水	
	小計		1	110		
兵庫	7	新蟹川2号雨水幹線	福原町他	240	溢 水	
	8	島上2号雨水幹線	西出町2丁目他	150	溢 水	
	9	入江通 雨水幹線	浜崎町他	850	溢 水	
	小計		3	1,240		
長田	10	棒鼻雨水幹線	菅原通1丁目他	360	溢 水	
	11	駒栄雨水幹線	駒栄町2丁目他	160	溢 水	
	小計		2	520		
須磨	12	外浜雨水幹線	外浜町2丁目他	120	溢 水	
	13	須磨駅前雨水幹線	須磨浦通5丁目他	150	溢 水	
	小計		2	270		
垂水	14	坂上通 雨水幹線	坂上通2丁目他	150	溢 水	
	小計		1	150		
合計			14 幹線	3,590		

+

## 水防資料 3-3

## 運河・海岸水防地区の選定基準

危険区域は、計画天端高さを満たしていない箇所を抽出している。

(計画天端高さ)

地 区		計画天端高 単位：m (T.P.表示)	備 考
西神戸	前面護岸	7.6 ~ 7.8	
	吉田町前面護岸	5.6	
	内陸堤	2.9 ~ 3.3	
	長田港前面胸壁	4.1	
中神戸		2.9 ~ 3.9	
東神戸	埋立護岸	前面	3.4 ~ 5.5
		背後	3.0 ~ 4.3
	旧防潮堤	3.3 ~ 4.8	
	新在家水路護岸	3.1	

注：平成6年度に港湾計画の将来地形に基づき海岸保全施設の計画天端高さの見直しを行った。その後新港地区で詳細設計の結果に基づき一部見直した。

## 運河・海岸水防地区一覧表

(みなと総局技術部計画課) (産業振興局農水産課)

区	区域	重要な区域延長 (m)	危険な区域延長 (m)	予想される 危険	備考
東 灘	深江南町～御影塚町 東部第2, 4工区各沿岸	20,265	40	津波・ 高潮・浸水	神戸市 みなと総局 所管
灘	東部第1工区、灘浜町各海岸 新在 家運河沿岸	6,429	0	〃	
中 央	脇浜海岸通～川崎重工沿岸	18,772	5,482	〃	
兵 庫	島上地区海岸、兵庫運河全域の沿 岸、和田岬、遠矢浜、吉田町、 金平町、高松町各海岸	18,306	3,729	〃	
長 田	苅藻島、苅藻通～駒ヶ林各海 岸、 長田東 (須磨区外浜町の沿岸含)	7,455	1,310	〃	
須 磨	若宮通～須磨浦通各海岸	5,223	3,579	〃	
垂 水	塩屋町、東垂水町、宮本町、 海岸通各海岸	2,674	0	〃	神戸市産業振 興局所管
	舞子町海岸	1,000	100	〃	国土交通省 姫路河川国道 事務所所管
計		80,124	14,240		

## 水防資料 3-4

### 警戒ため池判定基準

#### 第1条 総 則

この基準は、水防法（昭和24年法律193号）第7条第1項に基づき同法第1条の目的を達成するために定めた県水防計画資料2の警戒ため池を正確に把握するに必要な判定の基準を示したものである。

#### 第2条 定 義

警戒ため池とは、農業用ため池であって第4条に示す総合判定基準を満たすものをいう。

#### 第3条 ため池の危険度判定基準

##### I 下流への影響度による判定

- (イ) 下流に人家及び公共施設があり、決かいによる被害が想定されるもの。
- (ロ) ため池の規模は貯水量と堤高により定めるものとし、規模指数\*が100以上のものとする。

\* 規模指数＝堤高（m）×貯水量×（m<sup>3</sup>）×1/1000

- (ハ) 重ね池は総合した規模指数が100以上のものとする。

##### II 構造による判定

- (イ) 貯水位が一定の場合の漏水量変化が1ヶ月間に10%以上増加するもの。
- (ロ) 堤体100m当りの漏水量が1ℓ/Sをこえるもの。
- (ハ) 堤体の当初断面との変形断面積率が5%以上のもの、また堤体にひび割れ又は亀裂が発生しているもの。
- (ニ) 堤体の余裕高が不足し、溢流する恐れのあるもの。
- (ホ) 洪水吐が破損し堤体に影響を及ぼすもの。または断面が不足\*し、洪水が堤体を溢流する恐れがあるもの。

\*断面不足：50年確率洪水量の流下能力を確保できない断面のもの

- (ヘ) 放流施設（取水施設）の機能が低下し、緊急放流ができないため危険となるもの。
- (ト) 制波工が不十分なため堤体が不安定となる恐れのあるもの。
- (フ) 過去において堤体を溢流したものの、又は溢流寸前の危険状態となったもの。

##### III 環境による判定

- (イ) 流域の開発等により洪水量が増大して洪水吐の断面が不足し、50年確率洪水量以下となったもの。
- (ロ) 流域において地すべり及び土砂崩壊等のおそれがあり、そのため急激な水位上昇や土砂流による決かいが想定されるもの。
- (ハ) 河川区域（一級・二級河川、準用河川）内、または直上流に位置するもの。
- (ニ) 近傍にある道路からの排水が、堤体に流下し、浸食する恐れのあるもの。

#### 第4条 警戒ため池総合判定基準

##### I A級ため池

- (イ) 第2条第I項(イ)～(ハ)の一つに該当し、かつ同条第II項(イ)に該当するもの。
- (ロ) 第2条第I項(イ)～(ハ)の一つに該当し、かつ同条第II項(ロ)～(フ)（但し決壊につながる可能性の高いもの）の一つに該当し、第III項の一つに該当するもの。

##### II B級ため池

- (イ) 第2条第I項(イ)～(ハ)の一つに該当し、かつ同条第II項(ロ)～(フ)（但し決壊につながる可能性の高いもの）の一つに該当するもの。

## 水防資料 3-4

ため池水防地区一覽表

ため池名	所在地		満水面積 (ha) (受益面積)	貯水量 (m <sup>3</sup> )	堤高 (m)	満水面上 の余裕高 (m)	危険な場所 及び状況	被害予想	堤長	指定年度
	市町	字								
白銀子池	北区 淡河	野瀬	0.23 (2.0)	9,000	5.7	1.5	2-I-(イ) 2-II-(ト)	家屋 2戸 耕地 1.44ha	L= 73m	S. 51
川田池	北区 淡河	神田	0.22 (0.3)	5,500	4.1	1.2	2-I-(イ) 2-II-(チ)	家屋 3戸 耕地 2ha	L= 35m	S. 51
山田池	北区 淡河	野瀬	0.24 (7.5)	6,600	4.0	1.8	2-I-(イ) 2-II-(ト)	家屋 4戸 耕地 0.95ha	L= 124m	S. 51
野瀬 大仙池	北区 淡河	野瀬	1.97 (24.8)	135,000	12.1	1.3	2-I-(イ,ロ) 2-II-(ロ)	家屋 12戸 耕地 12.2ha	L= 130m	S. 51
米が谷池	北区 大沢	日西原	0.32 (5.0)	13,000	14.2	0.3	2-I-(イ,ロ) 2-II-(ニ,ホ)	家屋 7戸 耕地 4.99ha	L= 85m	S. 51
泉ヶ谷上池	北区 大沢	日西原	0.29 (4.2)	10,000	7.3	1.1	2-I-(イ) 2-II-(ニ,ホ)	家屋 1戸 耕地 0.53ha	L= 82m	S. 51
大池	北区 山田	小河	0.25 (4.0)	12,000	6.6	1.2	2-I-(イ) 2-II-(チ)	家屋 7戸 耕地 2.4ha	L= 34m	S. 51
ニノ池	北区 山田	東下	0.82 (10.5)	34,000	9.9	1.1	2-I-(ロ) 2-II-(チ)	家屋 0戸 耕地 0.46ha	L= 67m	S. 51
栄谷新池 (池の新池)	西区 平野	西戸田	0.68 (35.0)	20,000	7.7	1.0	2-I-(イ,ロ) 2-II-(ロ,ハ,ホ)	家屋 10戸 耕地 20ha	L= 78m	S. 51
徳磨池	西区 伊川谷	上脇	0.24 (1.1)	9,000	7.2	0.2	2-I-(イ) 2-II-(ハ,ト)	家屋 1戸 耕地 4.72ha	L= 70m	S. 55
古野池	西区 押部谷	和田	0.9 (10.0)	27,000	6.1	0.6	2-I-(イ,ロ) 2-II-(ロ,ハ,ホ)	家屋 25戸 ため池 1ヶ所 耕地 10ha	L= 165m	S. 59
西の谷池	北区 八多	屏風	0.12 (3.0)	5,500	4.5	1.0	2-I-(イ) 2-II-(ハ,ト)	家屋 5戸 耕地 1.57ha	L= 45m	H. 3
西谷中池	北区 山田町	坂本	0.3 (3.0)	12,000	10.9	0.7	2-I-(イ,ロ) 2-II-(ニ,ホ,ハ,ト)	家屋 1戸 耕地 4.08ha	L= 60m	H. 10
1号池 (下池)	西区 神出	宝勢	1.8 (12.0)	40,000	6.0	0.2	2-I-(イ,ロ) 2-II-(ロ,ハ,ホ)	家屋 17戸 耕地 11.0ha	L= 395m	H. 19
松尾ヶ谷 中池	西区 栢谷町	寺谷	0.3 (6.2)	7,460	4.0	0.6	2-I-(イ) 2-II-(ロ,ハ,ニ, ハ,ト)	家屋 6戸 耕地 6.2ha	L= 145m	H. 20
内町池	西区 押部谷	和田	0.8 (10.0)	18,200	6.0	0.6	2-I-(イ,ロ) 2-II-(ロ,ハ,ホ)	家屋 12戸 耕地 7.2ha	L= 60m	H. 20
	神戸市	計		16カ所			B級 16		L= 1,648m	